

昭和50年版

地方財政白書

地方財政の状況

自治省 編
大蔵省印刷局 発行



地方財政の状況

昭和50年3月

自治省編

目 次

はじめに

第 1 昭和48年度の地方財政	2
1 昭和48年度の地方財政を取り巻く環境	2
(1) 当初の経済見通しと国の財政運営方針	2
(2) 地方財政計画	3
(3) 経済情勢の推移と財政運営の経過	5
2 地方財政の概況	7
(1) 地方公共団体の数	7
(2) 決算規模	8
(3) 決算収支	9
ア 実質収支	9
イ 単年度収支	10
ウ 財政再建	11
(4) 財政構造	12
ア 歳入	12
イ 歳出	13
ウ 一般財源の充当状況	16
(5) 人口急増市町村及び過疎市町村の財政状況	17
(6) 一部事務組合による事務の広域的処理の状況	23
3 住民負担の動向	27
(1) 地方歳入の概況	27
(2) 租 税	28
ア 租税負担の状況	28
イ 租税の配分状況	29

ウ	地方税の内容	30
(3)	租税以外の財政収入	33
ア	地方譲与税、地方交付税	33
イ	国・県支出金	36
ウ	地方債	38
エ	その他の収入	38
4	地方財政の役割	40
(1)	国の財政と地方の財政	40
ア	財政規模	40
イ	政府の財貨サービス購入	42
(2)	行政目的別歳出の状況	43
ア	土木建設	47
イ	教育と文化	50
ウ	産業の振興	54
エ	民生の安定	57
オ	保健・衛生と公害防止	63
カ	警察と消防	66
5	地方経費の構造	68
(1)	概況	70
(2)	投資的経費	71
ア	普通建設事業費	72
イ	災害復旧事業費	77
ウ	失業対策事業費	77
(3)	義務的経費	78
ア	人件費	78
イ	扶助費	84
ウ	公債費	85

(4) その他の経費	86
ア 物件費	86
イ 維持補修費	86
ウ 補助費等	86
エ 繰出金	87
オ 積立金	87
カ 投資及び出資金	88
キ 貸付金	89
6 将来にわたる財政運営の状況	90
(1) 将来にわたる財政負担	90
ア 地方債現在高	90
イ 債務負担行為	91
(2) 積立金	93
7 公共施設の現況	94
(1) 道 路	95
(2) 橋りょう	97
(3) 公営住宅等	99
(4) 幼稚園	101
(5) 小学校	101
(6) 中学校	102
(7) 高等学校	103
(8) 保育所	104
(9) 老人ホーム	105
(10) し尿及びごみ処理施設	106
8 地方公営事業の状況	109
(1) 地方公営企業	109
ア 概 況	109

イ	経営状況	112
ウ	企業債の状況	115
エ	他会計繰入金の状況	115
オ	財政再建の状況	116
カ	事業別状況	116
	(ア) 水道事業	116
	(イ) 工業用水道事業	118
	(ウ) 交通事業	119
	(エ) 電気事業	122
	(オ) ガス事業	123
	(カ) 病院事業	123
	(キ) 公共下水道事業	125
	(ク) その他の地方公営企業	126
(2)	国民健康保険事業	128
	ア 事業勘定	129
	イ 直診勘定	131
(3)	その他の事業	131
	ア 収益事業	131
	イ 共済事業	133
	(ア) 農業共済事業	133
	(イ) 交通災害共済事業	133
	ウ その他	133
第 2	昭和 49 年度及び昭和 50 年度の地方財政の見通し	135
1	昭和 49 年度の地方財政	135
(1)	当初の経済見通しと国の財政運営方針	135
(2)	地方財政計画	136
(3)	経済情勢の推移と財政運営の経過	138

(4) 地方公営事業に関する財政運営	139
(5) 地方財政運営の状況	141
2 昭和50年度の地方財政	143
(1) 経済見通しと国の財政運営方針	143
(2) 地方財政計画	144
(3) 地方公営企業に関する財政運営	146
第3 最近の地方財政の傾向と課題	148
図表索引	155
資料編	159

本書における主な用語の意義等は次のとおりである。

- 1 「決算額」とは、特にことわりのない限り、普通会計に係る地方財政純計における額である。
- 2 「地方財政純計額」、「純計決算額」又は「純計」とは、都道府県決算額と市町村決算額の単純合計額から地方公共団体相互間における重複額を控除した額である。したがって、都道府県決算額と市町村決算額の合計額は地方財政純計額に一致しないことがある。
- 3 「普通会計」とは、地方公共団体における公営事業会計以外の会計をいう。
- 4 「地方公営事業会計」とは、地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、収益事業、公益質屋事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称である。
- 5 「市町村決算額」とは、大都市、都市、町村、特別区及び一部事務組合における決算額の単純合計額から、一部事務組合と一部事務組合を組織する市町村との間の相互重複額を控除したものである。
- 6 「大都市」とは、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市及び福岡市をいう。
- 7 「都市」とは、大都市以外の市をいい、「中都市」とは、都市のうち昭和49年3月31日現在の行政区域における昭和45年国勢調査人口10万人以上の市をいい、「小都市」とは、人口10万人未満の市をいう。
- 8 「一部事務組合」とは、特にことわりのない限り普通会計に係るものである。
- 9 「財政力指数」とは、普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で、昭和46年度、47年度、48年度に係る数値の単純平均値である。
- 10 「一般財源」とは、地方税、地方譲与税及び地方交付税の合計額をいう(昭和41年度にあっては臨時地方特例交付金、42年度にあっては臨時地方財政交付金が含まれる)。

なお、市町村においては、これらのほか、都道府県から市町村が交付を受ける軽油引取税交付金(大都市のみ)、娯楽施設利用税交付金、自動車取得税交付金を更に加えた額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。

- 11 「一般財源等」とは、前記10に掲げる一般財源のほかに、その用途が制約されていない一般財源以外の収入を合算したものをいう。
- 12 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計と一致しない場合がある。

なお、各項目の詳細な計数は「資料編」に集録してある。

地方財政白書（昭和50年版）

昭和50年4月15日発行

定価 1,500円

編集 自治省
郵便番号 100
東京都千代田区霞が関2-1

発行 大蔵省印刷局
郵便番号 107
東京都港区赤坂葵町2番地
(582) 4411

落丁、乱丁はおとりかえします。

白 書 一 覧

地方財政白書	50年版	自治省編	A5・512ページ	1,500円	〒200
世界経済白書	49年版	経済企画庁編	A5・600ページ	1,500円	〒200
通信白書	シ	郵政省編	A5・458ページ	1,000円	〒200
独占白書	シ	公正取引 委員会編	A5・426ページ	1,100円	〒160
運輸白書	シ	運輸省編	A5・492ページ	1,100円	〒200
青少年白書	シ	総理府編	A5・516ページ	1,100円	〒200
消防白書	シ	消防庁編	A5・426ページ	1,100円	〒160
厚生白書	シ	厚生省編	A5・600ページ	1,200円	〒200
国民生活白書	シ	経済企画庁編	A5・444ページ	1,000円	〒200
犯罪白書	シ	法務省法務 総合研究所編	A5・560ページ	850円	〒160
経済白書	シ	経済企画庁編	A5・560ページ	600円	〒200
警察白書	シ	警察庁編	A5・540ページ	950円	〒200
通商白書(総論)	シ	通商産業省編	A5・497ページ	1,000円	〒160
通商白書(各論)	シ	通商産業省編	A5・976ページ	2,900円	〒240
海上保安白書	シ	海上保安庁編	A5・175ページ	500円	〒160
科学技術白書	シ	科学技術庁編	A5・510ページ	1,300円	〒200
建設白書	シ	建設省編	A5・390ページ	850円	〒160
外交青書	シ	外務省編	A5・848ページ	1,500円	〒240
労働白書	シ	労働省編	A5・470ページ	1,100円	〒200
交通安全白書	シ	総理府編	A5・395ページ	900円	〒160
中小企業白書	シ	中小企業庁編	A5・582ページ	1,100円	〒200
環境白書	シ	環境庁編	A5・524ページ	1,000円	〒200
観光白書	シ	総理府編	A5・328ページ	700円	〒160
防災白書	シ	総理府編	A5・286ページ	600円	〒160



はじめに

昭和40年代前半までの我が国経済の高度成長は、一方では所得水準の向上、消費生活の多様化等国民生活の向上をもたらしたが、他方、成長の過程において環境破壊、過疎過密、物価の高騰等の諸問題が生じ、社会資本の立ち遅れと相まって、数多くの歪みと不均衡が現出している。このような社会経済情勢の下において、国民経済の安定的成長、物価の安定等に努めつつ、生活関連社会資本の整備、社会保障の充実、公害の防止、過疎過密対策等きめの細かい諸施策を積極的に推進し、公正で活力のある高福祉社会の実現を図ることが、国及び地方公共団体に課せられている最大の政策課題である。とりわけ、地方公共団体は、地域住民に直結する行政の担い手として、多様化しつつある住民の要請を的確には握しながら、この課題に積極的に対処していかなければならない。このためには、従来にもまして、裏付けとなる財源の確保に留意しつつ経常的経費の節減と住民福祉向上のために必要な事業を重点的に実施することによって住民の要請にこたえていくことが必要である。

以下、昭和48年度決算を中心として地方財政の状況を述べるとともに、地方財政のあり方を展望する。

第 1 昭和 48 年度の地方財政

1 昭和 48 年度の地方財政を取り巻く環境

昭和 48 年度の地方財政を取り巻く環境を年度当初における 経済見通しと国の財政運営方針、地方財政計画の基本方針並びに年度中の 経済情勢の推移と国の財政及び地方財政の補正措置によってみると、次のとおりである。

(1) 経済見通しと国の財政運営方針

「昭和 48 年度の 経済見通しと 経済運営の 基本的態度」(48 年 1 月閣議決定)によれば、48 年度の我が国 経済は、前年度に引き続き 拡大基調をたどるものとみられるが、最近における物価の動向にかんがみ、その安定を確保するため、一層の配慮を払う必要があり、一方、我が国の福祉水準の現状に照らし、 経済成長の成果を活用しつつ、長期的視点から国民福祉の充実を図ることが、当面する重要な国民的課題とされた。また、対外 経済面においては、最近の国際収支の状況にかんがみ、国際収支の均衡化を促進するため、引き続き格段の努力を払っていくことが緊要であり、更に、国際協調の下に、国際通貨・貿易体制の新しい秩序づくりに寄与していくことが重要な課題とされた。

以上のような認識の下に、昭和 48 年度の 経済運営に当たっては、 経済社会基本計画実施の初年度として、財政金融政策を中心とする適切かつ機動的な政策運用により、我が国 経済を息の長い安定した成長路線に定着させるよう努めるとともに、福祉志向型 経済の実現をめざすことを基本とし、住宅・生活環境施設を中心とする社会資本の整備、社会保障の充実、公害防止等環境保全対策の強化、地価対策の推進、物価の安定、低生産性部門等の近代化、公共料金の抑制的取扱い、国際収支の均衡化の促進、総合的な対外 経済政策の積極的推進、国民福祉と対外均衡を軸とする新しい 経済構造の形成の促進等の諸施策を重点的に講ずるものとされた。このような 経済運営の下に

において、昭和48年度の経済成長率は、実質10.7%(名目16.4%)程度となるものと見込まれた。

昭和48年度の国の財政運営に当たっては、この経済見通しと経済運営の基本的態度にのっとり、我が国経済の国内均衡と対外均衡の調和、長期的視野に立つ国民福祉の充実に努めることを基本とし、財源の重点的かつ効率的な配分、費用負担の適正化及び公債政策の適切な活用を図ることにより、社会資本の整備、社会保障の充実等国民福祉向上のための各般の施策を積極的に推進し、併せて総合的な物価安定対策の充実を図るものとされた。このため財政規模は経済の安定的成長を保ちつつ、積極的に国民福祉向上の要請にこたえ得る程度のもthingとすること、中小所得者等の税負担の軽減を重点に所得税、住民税、相続税の減税を行うこと、財源の重点的かつ効率的な配分を徹底しつつ生活環境施設整備に重点をおいた各種社会資本の整備、社会保障の充実等の諸施策を推進すること、経済情勢の推移に機動的に対処するため公庫等に係る政府保証又は借入れの限度の弾力的措置を講ずること等を方針として、予算及び財政投融资計画を編成するものとされた。これにより、国の一般会計予算の規模は、14兆2,840億円で、前年度当初予算(11兆4,676億円)と比べて2兆8,164億円、24.6%の増加となり、財政投融资計画の規模は6兆9,248億円で、前年度当初計画(5兆3,954億円)と比べて1兆5,294億円、28.3%の増加となった。

なお、公債の発行額は2兆3,400億円(前年度当初発行予定額1兆9,500億円)、政府保証債の発行額は4,500億円(前年度当初4,000億円)とされた。

(2) 地方財政計画

昭和48年度の地方財政計画は、社会経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、国と同一の基調により、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、適切な行財政運営を行うことを基本とし、地方財源の確保に配慮を加えつつ、長期的視野の下に、積極的に住民福祉の充実向上を図ることを目途として、次の方針に基づいて策定された。

第1に、個人の住民税をはじめとして総額1,718億円の大幅な地方税減税を行い、住民負担の軽減合理化を図るとともに、特別土地保有税の創設及び土地に対する固定資産税の課税の適正化を行うこととする。

第2に、地方税及び地方交付税の伸張の状況等を考慮しつつ、昭和47年度において講じられた地方交付税の特例措置がなくなることによる影響を緩和するため、交付税及び譲与税配付金特別会計において資金運用部資金から950億円を借り入れ、地方公共団体に交付すべき地方交付税の財源に資することとする。また、沖縄県及び同県市町村に対して交付すべき地方交付税の財源に資するため、臨時沖縄特別交付金388億円を国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとする。

第3に、福祉優先、生活優先の基調に立脚して住みよい環境づくりを推進するため、寝たきり老人対策、児童手当制度等の社会福祉対策、義務教育諸学校教職員の定数及び処遇の改善、私学助成の拡充等の教育振興対策、人口急増地域における義務教育施設等の公共施設の整備対策、過疎対策、公害対策、広域市町村圏の振興対策等を重点に財源措置の充実を図ることとする。

更に、各種長期計画の改定に即応しつつ、地域の特性に応じた社会資本の計画的整備を推進するため、所要の措置を講ずることとする。

第4に、地方公営企業の経営の健全化と経営基盤の強化を図るため、路面交通事業についての新たな再建制度の発足、地方公営企業に対する貸付資金の大幅な増額、企業会計に対する一般会計の負担の合理化等の措置を講ずることとする。

第5に、地方財政の健全化と財政秩序の確立のため、昭和47年度に実施した実態調査に基づき、国庫補助負担事業に係る地方公共団体の超過負担の早期解消を図るための措置等を講ずることとする。

これらの方針に基づいて策定された地方財政計画の規模は、14兆5,510億円で、47年度(11兆7,498億円)と比べて2兆8,012億円、23.8%の増加となっている。

なお、48年度当初の地方債計画は、大都市の再開発、人口急増地域における各種公共施設の整備等の都市対策の推進、生活環境施設整備の推進、過

疎対策等地域整備の推進、地方公営企業の健全化の推進を重点として、総額 2兆 2,530 億円の規模で策定された。この額は、前年度当初計画（1兆 7,278 億円）と比べると、5,252 億円、30.4%の増加となっている。

(3) 経済情勢の推移と財政運営の経過

ア 経済情勢の推移

47年1月以降着実な景気上昇過程をたどってきた我が国経済は、同年秋から急速な拡大を続け、48年1月にはむしろ過熱の徴候を示し、47年以降上昇を続けていた物価も、48年に入るとその騰勢は月を追って強まっていた。このような事態に対処して金融政策の面で、48年1月以来5次にわたる預金準備率の引上げ、同年4月以来5次にわたる公定歩合の引上げ、更に金融機関貸出に対する強力な窓口指導が実施され、財政政策の面でも48年4月及び6月には公共事業の施行時期の調整措置が講じられ、8月には地方財政、財政投融资を含む財政の執行の繰延べが閣議決定され、公共事業等の8%(積雪寒冷地及び生活環境施設等に係る経費については、4%)が繰り延べられることとされたのである。しかし、このような財政金融両面からの強力な総需要抑制策も、その効果の浸透が遅れたこともあって、景気はなお過熱状態を続け、また、物価の高騰も容易に衰えをみせなかった。加えて年末に到来したいわゆる石油危機は、物価上昇の加速、生活関連物資等の不足等我が国経済をかく乱し、事態は更に悪化した。こうして、48年度の我が国経済は、名目成長率21.7%、実質成長率6.1%となり、当初見通し(名目16.4%、実質10.7%)に比べ、名目ではこれを上回ったものの、実質ではこれを大幅に下回る結果となった。

イ 国の財政の補正措置

昭和48年度の国の補正予算は、地方財政に対する補正措置を含めて、同年11月22日閣議決定された。補正予算の規模は、一般会計9,886億円で、大型補正といわれた前年度補正予算(一般会計6,513億円)を上回るものであったが、その内容においては、公債増発を財源として公共投資を大幅に追加した前年度とは基本的に性格を異にしたものであった。すなわち、総需要

抑制を基調として、歳入面においては、租税及び印紙収入1兆5,080億円、税外収入106億円が追加される一方、5,300億円に上る公債の大幅な減額が行われ、また、歳出面においては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定、48年産米の政府買入価格の引上げ等に伴う食糧管理特別会計への繰入れ、物価上昇に伴う生活保護基準等の引上げ、学校、保育所等の建築単価の是正、国鉄運賃値上げの実施期日の修正による減収補てんとしての事業費助成、国税三税の増収に伴う地方交付税交付金の増額等特に緊要でやむを得ない事項に限定されたものであった。

なお、財政投融资計画については、48年9月、10月及び12月の3回にわたって改定が行われ、中小企業金融の拡充及び日本国有鉄道に対する財源補てんのため、総額5,740億円の増額措置がとられた。

ウ 地方財政の補正措置

地方財政においては、国の補正予算において国税三税が1兆3,250億円(所得税5,550億円、法人税7,050億円、酒税650億円)追加されたことに伴い、地方交付税が4,240億円増額された。このうち、地方交付税の再算定を通じて、給与改定に要する890億円、生活保護基準の引上げ、学校、保育所等の建築単価是正等に要する232億円、土地開発基金の積立てに要する900億円及び当初算定の際の調整減額分の復活に要する84億円、合計2,106億円が普通交付税の増額に充てられ、138億円が特別交付税の増額に充てられることとなった。残りの1,996億円については、地方財政についても総需要抑制の見地からその運営が行われるよう強く要請されたこと、石油問題を契機として経済環境が激変するおそれがあり明年度以降の地方財政は楽観を許さない状況にあること等にかんがみ、交付税及び譲与税配付金特別会計における昭和48年度の借入れを取りやめるとともに昭和46、47年度の借入金の償還に充てることとし、昭和49年度以降における借入金償還額の減額を図ることとされた。

なお、地方公務員の給与改定については、人事院勧告の内容が48年4月1日から俸給その他諸手当の改善により給与を15.39%引き上げるというものであり、国家公務員に準じて地方公務員の給与改定を行う場合の一般財源

所要額は4,800億円と見込まれ、既に措置されていた2,430億円を差し引くと、新たな財源所要額は2,370億円(交付団体分1,830億円、不交付団体分540億円)と見込まれたため、法人関係税の増収及び既定経費の節約によるほか、交付団体については、890億円が地方交付税の増額によって措置された。

また、石油危機を契機とする内外の深刻な経済情勢にかんがみて、11月には、総需要抑制の見地から、庁舎、集会施設等工事を繰り延べても住民生活に直接の影響が少ないと認められる事業等に係る起債の抑制及び枠外債の抑制の措置が講じられた。

2 地方財政の概況

地方公共団体は、人口、産業構造、財政規模等においてそれぞれ異なっているが、等しく住民福祉向上のための行財政活動を営んでいる。これら地方公共団体の数並びに個々の地方公共団体の財政の集合である地方財政の規模、決算収支及び財政構造の状況は、次のとおりである。

(1) 地方公共団体の数

昭和49年3月31日現在における地方公共団体(財産区及び地方開発事業団を除く。)の数は、47都道府県、642市、2,632町村、23特別区、2,573一部事務組合で、合計5,917団体であり、前年同期と比べて1市、5町村が減少し、103一部事務組合が増加している。一部事務組合の増加が顕著であるが、これは交通通信手段の発達等による地域社会の広域化に対応して、特に消防行政及び廃棄物処理等環境衛生行政の分野において事務の広域処理のための一部事務組合が増加したものである。

昭和49年3月31日現在における都道府県及び市町村3,321団体(前年同期3,327団体)を財政力指数段階ごとに分けてみると、全体の83.7%(前年同期83.6%)に当たる2,781団体(2,783団体)が財政力指数0.50未満の団体で

あり、財政力指数 1.00 以上の団体は、全体の 1.8 % (2.0 %) に当たる 60 団体 (65 団体) に過ぎない。

これを団体種類別にみると、都道府県では、財政力指数 0.50 未満の団体は全体の 59.6 % (前年同期 61.7 %) に当たる 28 団体 (29 団体) であり、財政力指数 1.00 以上の団体は全体の 8.5 % (8.5 %) に当たる 4 団体 (4 団体) となっている。また、市町村では、財政力指数 0.50 未満の団体は全体の 84.1 % (84.0 %) に当たる 2,753 団体 (2,754 団体) であり、財政力指数 1.00 以上の団体は全体の 1.7 % (1.9 %) に当たる 56 団体 (61 団体) となっている。

(2) 決算規模

昭和 48 年度の地方公共団体の普通会計決算額の単純合計額は、

歳 入 19 兆 1,393 億円 (前年度 15 兆 8,585 億円)

歳 出 18 兆 3,961 億円 (前年度 15 兆 3,861 億円)

であり、前年度と比べると、歳入 3 兆 2,808 億円、20.7 %、歳出 3 兆 100 億円、19.6 % それぞれ増加している。

この単純合計額から地方公共団体相互間の重複額 9,222 億円を控除した純計決算額は、

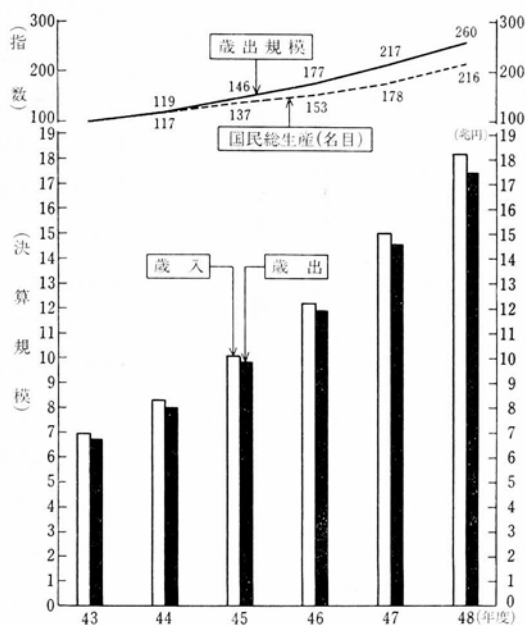
歳 入 18 兆 2,171 億円 (前年度 15 兆 907 億円)

歳 出 17 兆 4,739 億円 (前年度 14 兆 6,183 億円)

であり、前年度と比べると、歳入 3 兆 1,264 億円、20.7 %、歳出 2 兆 8,556 億円、19.5 % それぞれ増加している。この増加率は、昭和 47 年度決算における対前年度増加率 (歳入 23.9 %、歳出 22.7 %) を下回っており、また、昭和 48 年度の地方財政計画の対前年度増加率 23.8 % 及び名目経済成長率 21.7 % のいずれをも下回っている。このように決算規模の伸びが低かったのは、総需要抑制策により、歳入においては国庫支出金及び地方債の伸びが、歳出においては普通建設事業費の伸びが大幅に鈍化したこと等によるものである。

なお、決算規模の推移は、第 1 図にみられるとおり、地方公共団体が年々増大する行政需要に積極的に対処していることを反映して年々増大してきている。

第1図 決算規模の推移



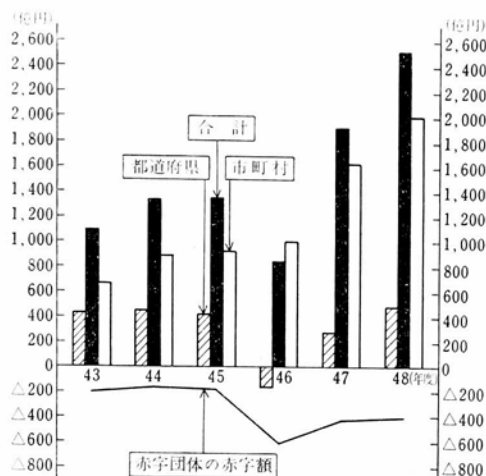
(3) 決算収支

ア 実質収支

昭和48年度決算における歳入歳出差引額(形式収支)は、7,432億円(都道府県3,586億円、市町村3,846億円)の黒字となっている。形式収支から明許繰越等のために翌年度へ繰り越すべき財源4,909億円(都道府県3,093億円、市町村1,816億円)を控除した実質収支は2,523億円(都道府県493億円、市町村2,030億円)の黒字で、前年度の黒字額1,918億円(都道府県287億円、市町村1,631億円)と比べ、605億円(都道府県206億円、市町村399億円)増加している。

実質収支を団体種類別にみると、都道府県における黒字団体は45団体で、その黒字額は654億円であり、赤字団体は東京都及び大阪府の2団体で、その赤字額は161億円となっている。市町村における黒字団体は5,700団体

第2図 実質収支の推移



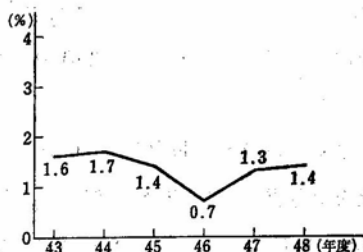
(3,154市町村、22特別区、2,524一部事務組合)で、その黒字額は2,271億円であり、赤字団体は170団体(120市町村、1特別区、49一部事務組合)で、その赤字額は241億円となっている。

実質収支が赤字の団体についてみると、前年度赤字であった172団体(2都府、108市町村、62一部事務組合)のうち、2

団体(2一部事務組合)が合併等により消滅し、79団体(42市町村、37一部事務組合)が赤字を解消して黒字団体となった。また、前年度黒字であった5,648団体(45道府県、3,172市町村、23特別区、2,408一部事務組合)のうち、81団体(54市町村、1特別区、26一部事務組合)が赤字となった。

前年度に引き続いて赤字である団体は91団体(2都府、66市町村、23一部事務組合)で、このうち赤字額が減少した団体は45団体(2都府、31市町村、12一部事務組合)であり、赤字額が増加した団体は46団体(35市町村、11一部事務組合)である。

第3図 決算規模(歳出)に対する実質収支の比率の推移



なお、最近における実質収支及び赤字団体の赤字額の推移は第2図にみられるとおりであり、決算規模(歳出)に対する実質収支の比率の推移は第3図にみられるとおりである。

イ 単年度収支

昭和48年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支

は、605億円の黒字(前年度1,063億円の黒字)となっている。これを団体種類別にみると、都道府県は206億円の黒字(前年度442億円の黒字)で、市町村は399億円の黒字(前年度621億円の黒字)である。

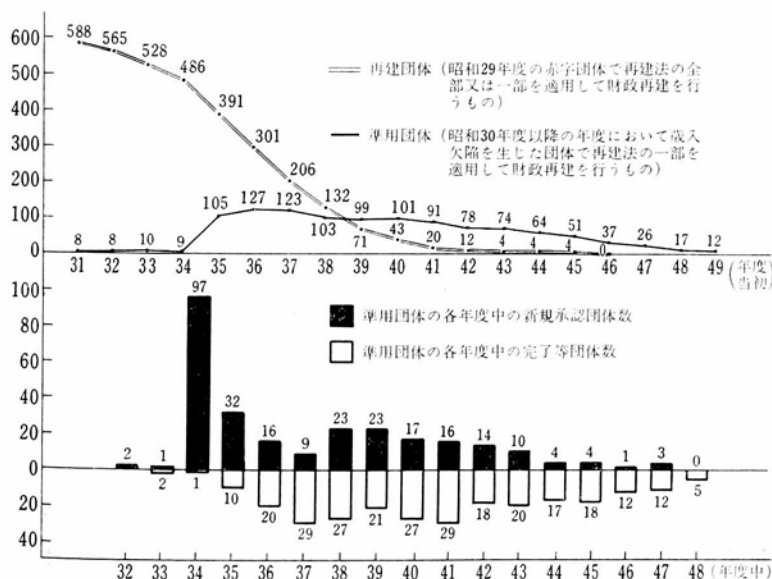
単年度収支に昭和48年度における基金への積立額(1,252億円)及び地方債の繰上償還額(80億円)を黒字とみなし、基金ととりくずし額(367億円)を赤字とみなして調整した実質単年度収支は1,570億円の黒字(前年度1,612億円の黒字)となっている。これを団体種類別にみると、都道府県は533億円の黒字(前年度654億円の黒字)で、市町村は1,037億円の黒字(前年度959億円の黒字)となっている。

ウ 財政再建

昭和48年度の実質収支が赤字である123団体(一部事務組合を除く。)のうち、12市町村が地方財政再建促進特別措置法に基づいて計画的な財政運営により赤字解消を図っている。

財政再建団体数の推移は、第4図にみられるとおり、昭和29年度の赤字

第4図 財政再建団体数の推移



団体のうち、財政再建団体となったものは588団体(18府県、570市町村)であったが、その後、財政再建は順調に進み、45年度末をもってすべての団体が財政再建を完了している。一方、昭和30年度以降の赤字団体で、地方財政再建促進特別措置法の規定に基づき財政再建を行う団体は、34年度、35年度において大幅に増加したが、その後漸減し、48年度末においては12団体となっている。

(4) 財政構造

ア 歳入

昭和48年度の歳入純計決算額は18兆2,171億円で、前年度(15兆907億円)と比べると、3兆1,264億円、20.7%増加している。歳入決算額の構成比は、地方税が35.6%で最も高く、国庫支出金(20.9%)、地方交付税(17.2%)、地方債(9.0%)がこれに次いでいる。

昭和43年度以降における歳入決算額構成比の推移をみると、次の表のとおりである。

歳入決算額の構成比の推移

区	分	昭和43年度	44	45	46	47	48
		%	%	%	%	%	%
地	方	37.1	37.2	37.1	34.8	33.2	35.6
地	方	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	1.0
地	方	16.2	17.6	17.8	17.3	16.9	17.2
	小計(一般財源)	54.4	55.9	56.0	53.1	51.2	53.8
	国庫支出金	23.2	22.0	20.7	21.1	22.4	20.9
	地方債	5.3	5.3	6.4	9.2	10.8	9.0
	その他	17.1	16.8	16.9	16.6	15.6	16.3
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		億円	億円	億円	億円	億円	億円
歳	入	69,589	83,052	101,040	121,794	150,907	182,171
	合計						

(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

地方税は、昭和43年度以降経済の好況等による地方税収入の順調な伸びを反映して、その構成比が37%台と高い水準で推移してきたが、昭和45年後半以来の景気の後退の影響を受けて、46年度においては34.8%に低下し

た。47年度においては、景気の回復により、地方税収入の増加率は前年度を上回ったが、国庫支出金及び地方債の増加が著しかったため、その構成比は、前年度を1.6%下回る33.2%となった。昭和48年度においては、景気の上昇を反映して法人関係税を中心に地方税収入が大幅に増加したため、その構成比は、前年度を2.4%上回る35.6%となっている。

地方交付税は、昭和43年度においては、その構成比が16.2%であり、その後44年度から46年度までは17%台で推移してきた。47年度においては国庫支出金及び地方債の伸びが著しかったためその構成比は、16.9%となったが、48年度においては、国税三税の順調な伸びを反映して、前年度を0.3%上回る17.2%となっている。

国庫支出金は、昭和43年度から45年度までは、毎年度低下の傾向で推移していたが、46年度及び47年度においては、その構成比を高めた。48年度においては、総需要抑制策により普通建設事業支出金の伸びが鈍化したため構成比では前年度を1.5%下回る20.9%となっている。

地方債は、昭和43年度から45年度までは5%～6%台で推移していたが、その後46年度9.2%、47年度10.8%と構成比は急激に高まってきた。48年度においては、前述の抑制措置及び前年度のような地方財政措置の一環としての地方債が発行されなかったこと等により地方債の伸びが著しく鈍化したため、その構成比は前年度を1.8%下回る9.0%となっている。

以上のような結果、一般財源の構成比は、昭和43年度54.4%、44年度55.9%、45年度56.0%と逐年その比率を高めていたが、46年度は53.1%と低下し47年度では更に51.2%に低下した。48年度においては、地方税の構成比が高まり、国庫支出金及び地方債の構成比が低下したこともあり、その構成比は前年度を2.6%上回る53.8%に上昇している。

イ 歳 出

昭和48年度の歳出純計決算額は、17兆4,739億円で、前年度(14兆6,183億円)と比べると2兆8,556億円、19.5%増加している。

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、議会・総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産・商工費、土木費、警察・消防費、教育費に大別

することができる。この目的別分類による構成比の推移は、次の表のとおりである。

目的別歳出構成比の状況

区 分	昭和43年度		44		45		46		47		48	
	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円
議 会・総 務 費	10.8		10.6		10.2		9.9		9.7		10.0	
民 生 費	7.5		7.4		7.7		7.8		8.7		9.9	
衛 生 費	5.6		5.6		5.9		6.0		6.2		6.5	
労 働 費	1.8		1.8		1.7		1.6		1.2		1.2	
農 林 水 産・商 工 費	12.8		13.2		12.8		13.0		12.9		12.4	
土 木 費	23.2		24.5		25.2		25.6		25.2		23.4	
警 察・消 防 費	5.6		5.6		5.6		5.4		5.4		5.7	
教 育 費	25.0		24.7		24.9		24.6		23.6		24.6	
そ の 他	7.7		6.6		6.0		6.1		7.1		6.3	
合 計	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0	
歳 出 合 計		67,296		80,339		98,149		119,095		146,183		174,739

地方公共団体の経費のうち、大きな比率を占めているのは教育費及び土木費で、両者で全体の約2分の1となっており、農林水産・商工費、議会・総務費、民生費、衛生費がこれに次いでいる。

教育費は、昭和43年度における構成比は25.0%であったが、その後土木費、民生費等の伸びが大きかったこともあって、低下の傾向で推移し、45年度以降土木費を下回る構成比を示してきた。48年度においては、人件費の大幅な伸び等により、歳出総額の伸びを上回る伸びを示したため、その構成比は、前年度を1.0%上回る24.6%となり、昭和44年度以来再び歳出項目中最も高い構成比となっている。

土木費は、地方公共団体が道路、橋りょう、住宅、街路等の整備充実を図ってきたことを反映して46年度まで毎年度その構成比を高めてきており、47年度においては、わずかに低下したが、依然として最も高い構成比を占めていた。48年度においては、総需要抑制策により普通建設事業費の伸びが大幅に鈍化したため、その構成比は、前年度を1.8%下回る23.4%となり、教育費の構成比を下回った。

民生費は、昭和44年度以降毎年度徐々にその構成比を高めてきており、

特に48年度においては、前年度を1.2%上回る9.9%となっている。これは、老人医療の無料化の平年度化、児童手当制度の拡充等社会福祉諸施策の充実が図られたことによるほか、社会福祉施設建設費の伸びが大きかったためである。

衛生費は、し尿・ごみ処理対策及び公害防止対策経費の増嵩もあって、昭和43年度以降その構成比を高めており、48年度においても、前年度を0.3%上回る6.5%となっている。

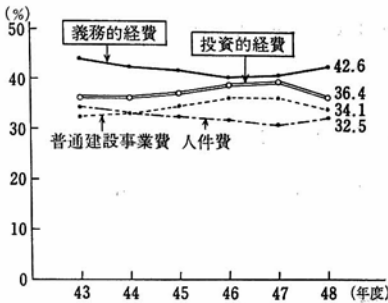
これら以外では、議会・総務費及び警察・消防費がその構成比を高めている反面、労働費は横ばいで、農林水産・商工費は、その比率が低下している。

地方公共団体の経費を性質別に分類すると、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別されるが、その構成比の状況は、次の表及び第5図のとおりである。

性質別歳出構成比の状況

区 分	昭和43年度	44	45	46	47	48
	%	%	%	%	%	%
義務的経費	44.2	42.5	41.7	40.5	40.8	42.6
人件費	34.3	33.4	32.7	31.9	31.1	32.5
扶助費	5.4	5.2	5.2	5.0	5.8	6.3
公債費	4.5	3.9	3.8	3.6	3.9	3.7
投資的経費	36.2	36.2	37.2	38.8	39.4	36.4
普通建設事業費	32.6	33.1	34.6	36.4	36.3	34.1
うち補助事業費	18.9	18.4	18.0	19.5	20.6	18.4
単独事業費	12.5	13.7	15.5	15.6	14.2	14.5
災害復旧事業費	2.3	1.8	1.5	1.5	2.5	1.7
失業対策事業費	1.3	1.2	1.0	0.9	0.7	0.7
その他	19.6	21.3	21.1	20.7	19.8	21.0
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
歳 出 合 計	億円 67,296	億円 80,339	億円 98,149	億円 119,095	億円 146,183	億円 174,739

第5図 歳出決算額に占める義務的経費と投資的経費の比率の推移



義務的経費は、人件費のほか、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還のための公債費からなっている。投資的経費は、直接資本形成に向けられる経費であり、道路、橋りょう、小・中学校、公営住宅等の建設に要する普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

義務的経費の歳出総額に占める比率は、昭和43年度(44.2%)以降46年度(40.5%)まで年々低下する傾向にあったが、47年度においては、扶助費及び公債費の比率が高くなったことにより、前年度を0.3%上回る40.8%となった。48年度においては、更に上昇し、前年度を1.8%上回る42.6%となっている。このように義務的経費の構成比が上昇したのは、義務的経費のうち最も大きな比率を占める人件費が、43年度以降その比率が低下してきていたが、48年度においては、人事院勧告の改善率が高率(15.39%)であったこと及び民生・衛生、教育関係職員が増加したこと等により、大幅に増加したこと並びに扶助費が老人医療の無料化の平年度化等により、前年度に引き続き増加したことによるものである。

投資的経費の比率は、昭和43年度においては36.2%であったが、その後公共事業の拡充がなされたこともあって年々その比率は高くなり、47年度においては39.4%となっていたが、48年度においては、総需要抑制策により普通建設事業費の伸びが鈍化したこと及び48年発生災害が少なかったため災害復旧事業費が減少したことにより、その構成比は、前年度を3.0%下回る36.4%となっている。

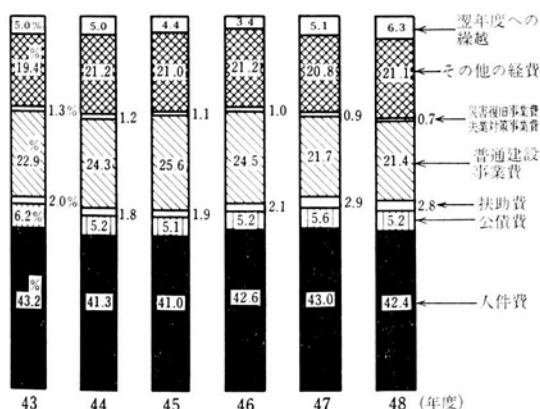
ウ 一般財源の充当状況

昭和48年度の一般財源は、9兆8,028億円で、前年度(7兆7,214億円)と比べると2兆814億円、27.0%増加している。

一般財源の各経費に対する充当状況についてみると、義務的経費に総額の50.4%(前年度51.5%)に当たる4兆9,430億円(3兆9,782億円)が充当されており、その内訳は、人件費4兆1,557億円(一般財源総額に占める比率42.4%)、扶助費2,792億円(2.8%)、公債費5,080億円(5.2%)となっている。一方、投資的経費には22.1%(前年度22.6%)に当たる2兆1,710億円(1兆7,444億円)が充当されているが、その内訳は、普通建設事業費2兆1,026億円(一般財源総額に占める比率21.4%)、災害復旧事業費143億円(0.1%)、失業対策事業費541億円(0.6%)となっている。

一般財源の充当額構成比の推移をみると第6図にみられるとおり、人件費等義務的経費への充当の比率は、昭和43年度以降45年度までは低下してきたが、46年度において再びその比率を高め、47年度においても更に上昇して、51.5%になったが、48年度においては、一般財源の伸びが著しかったため、前年度を1.1%下回る50.4%となっている。また、普通建設事業費等投資的経費への充当の比率は、昭和45年度までは、毎年度高まってきたが、46年度以降低下を続け、48年度においては、前年度を0.5%下回る22.1%となっている。

第6図 一般財源充当額構成比(性質別)の推移



次に、一般財源増加額の各経費に対する充当状況をみると、人件費等義務的経費46.4%、投資的経費20.5%、その他の経費22.4%等となっている。

(5) 人口急増市町村及び過疎市町村の財政状況

地方財政の一般的な状況は、以上にみたとおりであるが、人口の加速度的

な都市集中による過密・過疎現象の進展に伴い、市町村財政がいかなる影響を受けているかという観点から、更に、人口急増市町村及び過疎市町村の財政状況をみると、次のとおりである。

(注) 1 人口急増市町村とは、当該団体の昭和45年の国勢調査人口が、40年の国勢調査人口と比べて10%以上増加している374市町村(3特別区を含む)を、過疎市町村とは、過疎地域対策緊急措置法に基づき過疎地域の市町村として公示されている1,046市町村を、一般市町村とは、全国市町村(特別区、一部事務組合を含む)から、人口急増市町村及び過疎市町村を除いた市町村をいうものである。

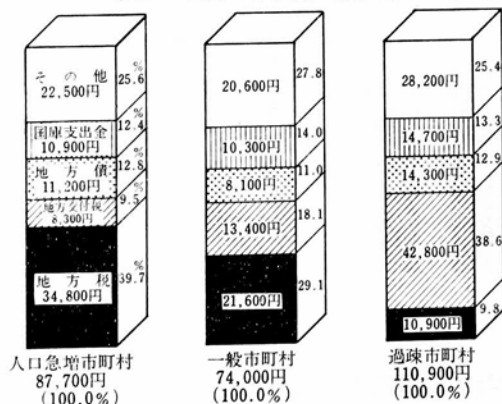
2 文中及び図中の数値は、(注)1の要件に該当する市町村ごとに昭和48年度の決算額及び公共施設の状況を集計したものである。

なお、人口1人当たりの額は、49年3月31日現在の住民基本台帳登録人口を用いて計算したものである。

ア 歳 入

人口急増市町村、一般市町村及び過疎市町村における歳入決算額の状況をみると、人口急増市町村は2兆7,705億円(市町村の歳出総額に占める比率31.3%)、一般市町村は5兆1,370億円(58.0%)、過疎市町村は9,546億円(10.8%)となっている。

第7図 人口急増市町村等の歳入決算額の状況
(人口1人当たり額及び構成比)



これを人口1人当たり額でみると、第7図にみられるとおり、人口急増市町村は87,700円、一般市町村は74,000円、過疎市町村は110,900円となっている。このように、過疎市町村が最も大きな額となっているのは、一般的に、行政執行に要する経費は、人口が

少ない市町村ほど割高となる実情を勘案して、これに対応した財源措置が講じられているためである。

次に、歳入決算額の構成比をみると、地方税は、人口急増市町村が39.7%と最も大きく、次いで一般市町村が29.1%で、過疎市町村は所得水準の差を反映して、9.8%にとどまっている。一方、地方税とともに一般財源の大きな柱である地方交付税については、人口急増市町村9.5%、一般市町村18.1%、過疎市町村38.6%で、地方税とは逆に過疎市町村における比率が最も大きくなっている。これは、地方交付税が地方公共団体間の税収入の不均衡を是正する財政調整の機能を有するものであるからであり、この結果、地方税及び地方交付税の合算額の歳入総額に占める構成比は、三者ほぼ近い比率となっている。

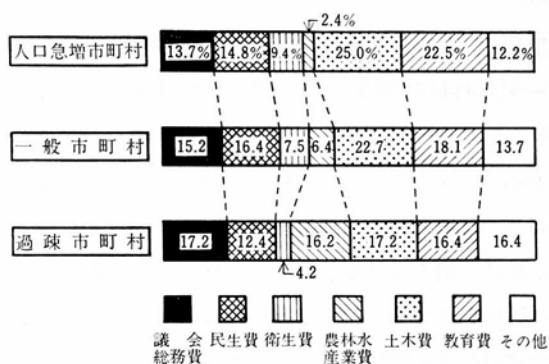
国庫支出金については、人口急増市町村12.4%、一般市町村14.0%、過疎市町村13.3%と、大きな差異はみられないが、地方債については、人口急増市町村12.8%、一般市町村11.0%、過疎市町村12.9%と、人口急増市町村及び過疎市町村の比率が一般市町村の比率を上回っている。これは、人口急増市町村においては、大規模な宅地開発又は集団的な住宅建設に伴い必要となる義務教育施設をはじめとする各種公共施設整備のための財源として、多額の地方債を起こしていることによるものであり、過疎市町村においては、過疎対策事業の財源として、過疎対策事業債が大きな割合を占めていることによるものである。

イ 歳 出

人口急増市町村、一般市町村及び過疎市町村における歳出決算額の状況を見ると、人口急増市町村は2兆7,298億円（市町村の歳出総額に占める比率32.2%）、一般市町村4兆8,224億円（56.9%）、過疎市町村は9,253億円（10.9%）となっている。これを人口1人当たり額でみると、人口急増市町村は86,400円、一般市町村は69,500円、過疎市町村は107,500円となっている。

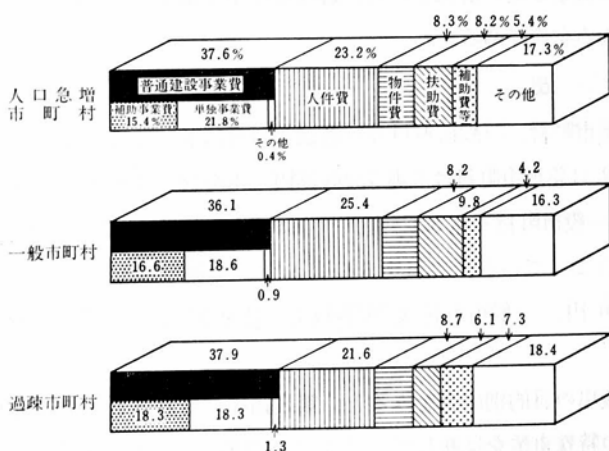
次に、歳出の目的別内訳をみると、第8図にみられるとおり、過密地域、過疎地域の特長事情を反映して、人口急増市町村、過疎市町村ともにそれ

第8図 人口急増市町村等の目的別歳出決算額の構成比



それぞれ大きな特色がみられる。すなわち、人口急増市町村においては、短期間に急激に増加する人口に対応して緊急に必要となる義務教育施設、廃棄物処理施設の整備、良好な市街地の形成のために必要となる都市計画街路、公共下水道の整備等に対し多額の投資がなされているために、教育費、土木費、衛生費の比率が高く、特に、教育費は22.5%と、一般市町村の18.1%、過疎市町村の16.4%を大幅に上回っている。一方、過疎市町村においては、当該地域が主として農山漁村であり、産業振興の重点が農林水産業に置かれているため、農林水産業費の比率が16.2%と高く、人口急増市町村の2.4%、一般市町村の6.4%を大幅に上回っている。

第9図 人口急増市町村等の性質別歳出決算額の構成比



歳出の性質別内訳をみると、第9図にみられるとおり、三者とも普通建設事業費の比率が最も高くなっている。

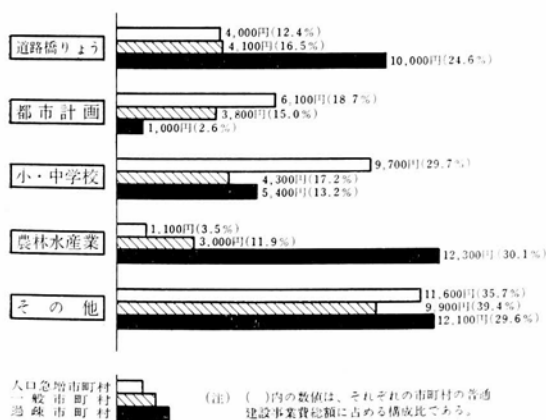
ウ 建設投資と公共施設の状況

人口急増市町村、一般市町村及び過疎市町村における普通建設事業費の決算額の状況をみると、人口急増市町村は1兆262億円（市町村の普通建設事業費総額に占める比率32.9%）、一般市町村は1兆7,399億円（55.8%）、過疎市町村は3,511億円（11.3%）となっている。

これを人口1人当たり額でみると、人口急増市町村は32,500円、一般市町村は25,100円、過疎市町村は40,800円となっている。その目的別内訳をみると第10図にみられるとおり、人口急増地域、過疎地域の特殊事情を反映した特色が明確に現れている。すなわち、人口急増市町村では、小・中学校の9,700円（普通建設事業費総額に占める比率29.7%）が最も大きい額となっており、一般市町村の4,300円（17.2%）、過疎市町村の5,400円（13.2%）を大幅に上回っているが、これは、児童生徒の急激な増加に対処するため、小・中学校の新增築が優先的かつ集中的に行われていることによるものである。

第10図 人口急増市町村等の目的別普通建設事業費の状況

（人口1人当たり額の対比）



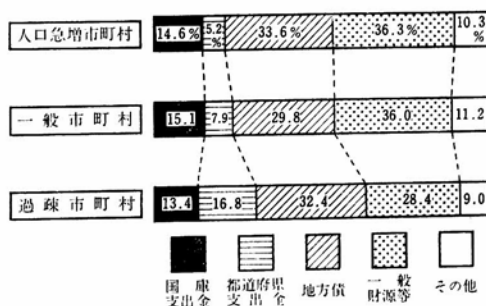
次に大きいものは、都市計画費の6,100円（18.7%）であり、これについても一般市町村の3,800円（15.0%）、過疎市町村の1,000円（2.6%）を大幅に上回っているが、これは、良好な市街地の形成を推進するために、宅地開発等と一

体となって整備すべき街路、公共下水道、都市公園等の根幹公共施設の整備に多額の投資が行われていることによるものである。

一方、過疎市町村においては、農林水産業費が12,300円(30.1%)と最も大きく、人口急増市町村の1,100円(3.5%)、一般市町村の3,000円(11.9%)を大幅に上回っているが、これは、農山漁村の産業を振興するために、農道、林道、水産業施設等の整備が重点的に行われていることによるものである。また、道路橋りょう費の10,000円(24.6%)も、人口急増市町村の4,000円(12.4%)、一般市町村の4,100円(16.5%)と比べると、2.5倍を超える大きな額となっているが、これは、他の地域と比べて著しく立ち遅れている道路橋りょうの整備に大きなウェイトが置かれていることによるものである。

以上のように、人口急増市町村及び過疎市町村においては、当面の問題解決のために優先的に整備を迫られている特定の事業に、重点的な投資が行われているが、それにもかかわらず、これらの施設に係る施設水準は概して低い状況にある。すなわち、人口急増市町村における小・中学校の整備状況をみると、児童生徒1人当たり校舎面積は4.69㎡となっており、一般市町村の6.18㎡、過疎市町村の9.51㎡と比べて著しく低くなっている。一方、過疎市町村における市町村道の整備状況をみると、改良率が13.1%、舗装率が8.4%と極めて低く、人口急増市町村(改良率27.2%、舗装率29.3%)及び一般市町村(19.7%、18.1%)と比べて大幅に下回っている。

第11図 人口急増市町村等の普通建設事業費の財源構成比の状況



次に、普通建設事業費に充当された財源の構成比をみると、第11図にみられるとおり、人口急増市町村においては、一般財源等の比率が36.3%と最も高く地方債の比率も33.6%と一般市町村の29.8%と比べてかなり高くなっていることが

注目される。国庫支出金については、14.6%と一般市町村の比率(15.1%)を若干下回っているが、最近、人口急増対策の一環として国庫補助負担の拡充

が図られていることを反映して、その比率は、年々増加の傾向を示している。一方、過疎市町村においては、地方債が32.4%と最も高い比率となっており、また、都道府県支出金が16.8%と人口急増市町村の5.2%、一般市町村の7.9%と比べ相当高くなっているが、これは、過疎対策事業の財源として、多額の地方債及び都道府県支出金が充当されていることによるものである。

(6) 一部事務組合による事務の広域的処理の状況

近年における交通通信手段の発達、特にモータリゼーションの進展によって、住民の日常生活上の行動範囲が拡大し、市町村の区域を越えて住民の日常社会生活圏が形成されつつある。このような地域社会の変化に対処し、住民の要請にこたえ魅力ある豊かな地域社会を建設するために、市町村は日常社会生活圏を一体とした広域的な事務処理を行う必要がある。

従来から市町村の広域的、効率的な事務処理のため、一部事務組合、協議会等が活用されてきたが、昭和44年度から広域市町村圏が設定され、47年度をもって一応その設定が完了し、広域事務処理の体制が一段と整備されることとなった。

一部事務組合は、広域市町村圏が設定されたこととも相まって、近年ますますその重要性が高まっている。最近における一部事務組合による市町村事務の広域的処理状況を、一部事務組合数、市町村の一部事務組合への加入状況、一部事務組合の歳出決算状況等によってみると次のとおりである。

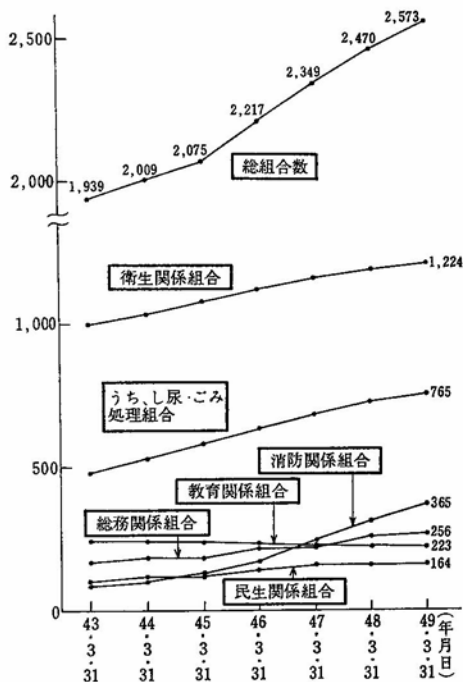
(注) 1 設置目的別組合数は、組合の取り扱う主たる事務によって区分している。

2 市町村決算額は、市町村純計決算額から、大都市及び特別区の決算額を控除したものをいう。

ア 一部事務組合数

一部事務組合の設置目的別組合数の最近における推移は、第12図にみられるとおり、毎年増加してきており、昭和48年度末現在における一部事務組合の総数は、2,573組合に達している。これは43年度末(2,009組合)と比べると564組合の増加となっている。

第12図 一部事務組合の設置目的別団体数の推移



これを設置目的別にみると、し尿・ごみ処理組合、伝染病組合等衛生関係組合が1,224組合で、全組合の47.6%を占めて最も多く、広域消防、水害予防等消防関係組合365組合(全組合の14.2%)、退職手当組合等総務関係組合256組合(9.9%)、農林水産関係組合246組合(9.6%)、小・中学校等教育関係組合223組合(8.7%)がこれに次いでいる。

昭和43年度末以降5年間における一部事務組合数の増加状況を見ると、組合総数では564組合増加しているが、

この増加数のうち、消防関係組合の増加数は269組合で、その増加総数に占める構成比は47.7%と最も高く、ごみ・し尿処理組合(42.2%)がこれに次いでいる。

また、昭和43年度と比べると、消防関係組合は3.80倍と大きな伸びを示しており、このほかに、組合総数の伸び(1.28倍)を上回る伸びをみせているのは、商工関係組合(1.80倍)、民生関係組合(1.48倍)、ごみ・し尿処理組合(1.45倍)、総務関係組合(1.42倍)となっている。

イ 市町村の一部事務組合への加入状況

一部事務組合へ加入して事務を共同処理している地方公共団体の数は、昭和48年度末現在において、延べ24,363団体となっており、前年度末における加入市町村(22,475団体)と比べると1,888団体、8.4%増加している。

加入団体数を加入先組合別に分けてみると、総務関係組合は8,705団体で、

全加入団体の35.7%を占めており、衛生関係組合7,035団体(28.9%)、消防関係組合3,514団体(14.4%)がこれに次いでいる。

市町村は、各種の組合に加入してその事務の一部を処理しているが、1市町村当たりの組合による処理事務数は、48年度末現在で7.4事務となっており、前年度同期(6.9事務)より増加しており、市町村が一部事務組合を通じて処理する事務が増加していることを示している。

ウ 一部事務組合の歳出決算の状況

一部事務組合の歳出決算額は2,499億円で、市町村決算額(6兆5,847億円)の3.8%を占めている。

歳出決算額を前年度(1,741億円)と比べると758億円、43.5%と、前年度(481億円、38.1%)に引き続き、大幅に増加している。これは、市町村決算額の増加率(48年度26.2%、47年度20.5%)をしのぐ大きな伸びとなっており、一部事務組合によって処理される事務量の増大を示している。

歳出決算額の目的別構成比をみると、衛生費(32.5%)、総務費(24.0%)及び消防費(25.6%)が高く、これらで全体の82.1%(前年度80.7%)を占め、教育費(5.0%)、民生費(4.9%)、農林水産業費(1.1%)がこれに次いでいる。また、これらの最近における推移は次のとおりとなっており、消防費の比率の

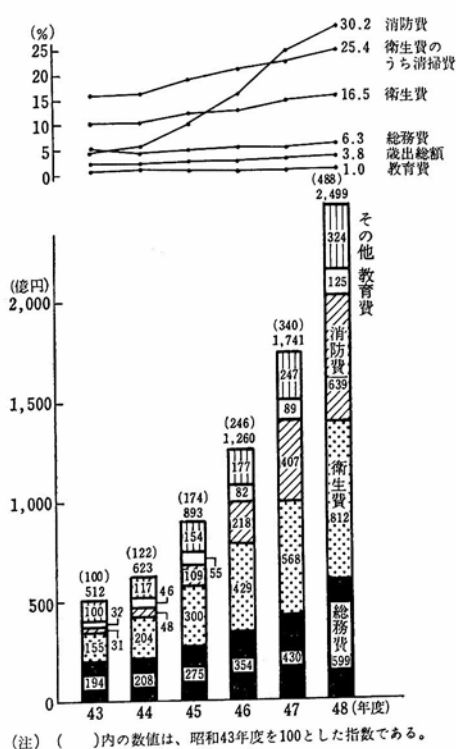
目的別歳出構成比の推移

区 分	昭和43年度						
	44	45	46	47	48		
	%	%	%	%	%	%	%
総 務 費	37.9	33.4	30.8	28.1	24.7	24.0	
民 生 費	4.6	5.2	5.4	4.7	5.0	4.9	
衛 生 費	30.3	32.7	33.6	34.0	32.6	32.5	
うち清 掃 費	26.1	27.9	29.5	31.1	30.0	30.3	
農 林 水 産 業 費	3.7	3.6	3.6	1.7	1.5	1.1	
土 木 費	1.3	0.8	0.8	1.1	1.0	0.7	
消 防 費	6.0	7.7	12.2	17.3	23.4	25.6	
教 育 費	6.2	7.3	6.2	6.5	5.1	5.0	
うち小・中学校費	3.5	4.2	3.4	3.1	1.9	1.9	
保 健 体 育 費	1.4	2.2	2.1	2.4	2.1	1.9	
そ の 他	10.0	9.3	7.4	6.6	6.7	6.2	
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
歳 出 合 計	億円 512	億円 623	億円 893	億円 1,260	億円 1,741	億円 2,499	

上昇が目立っている。

目的別歳出決算額の最近における推移と、これらが市町村決算額中の各目的の別歳出決算額に占める比率（以下「組合施行比率」という。）の推移は第13図にみられるとおりである。この組合施行比率を歳出決算の総額についてみると、昭和44年度まで2.3%で推移していたが、45年度以降は徐々にその比率を高め、48年度は3.8%となっている。

第13図 一部事務組合の歳出決算額
及び組合施行比率の推移



目的別にみると、消防費の組合施行比率は年々著しい上昇を示し、47年度には清掃費を上回った。

清掃費の組合施行比率は、年々増加してきたが、48年度においても引き続きその比率を高め、その他のものはほぼ横ばいとなっている。

次に、目的別歳出決算額を43年度と比較すると、消防費が20.64倍と著しい伸びを示している。この他に、商工費(9.58倍)、民生費(5.23倍)、清掃費(5.65倍)は総額の伸

び(4.88倍)を上回っているが、土木費、農林水産業費等はこれを下回っている。

なお、これらの事務の処理に要した経費の財源についてみると、歳入総額は2,732億円となっており、前年度と比べ827億円、43.4%増加している。

歳入決算額の内訳をみると、組合加入市町村からの分担金、負担金が1,724億円、63.1%と大半を占めており、地方債440億円(16.1%)、国庫支出金99億円(3.6%)、都道府県支出金89億円(3.3%)がこれに次いでいる。

3 住民負担の動向

昭和48年度における地方歳入の状況、国民の租税負担の状況、租税の配分状況により、住民は経費をどのように負担しているかをみると、次のとおりである。

(1) 地方歳入の概況

昭和48年度の歳入決算額(18兆2,171億円)の構成比をみると、地方税は、35.6%と前年度(33.2%)より2.4%その比率が高まっており、地方交付税は、17.2%で前年度と比べると0.3%高くなっている。このように、地方税及び

区 分	決 算 額			決算額構成比		増減額構成比		対前年度増減率	
	昭 和 48年度	昭 和 47年度	増減額	48	47	48	47	48	47
	億円	億円	億円	%	%	%	%	%	%
地 方 税	64,913	50,045	14,868	35.6	33.2	47.6	26.4	29.7	18.1
地 方 譲 与 税	1,797	1,639	158	1.0	1.1	0.5	1.3	9.6	30.3
地 方 交 付 税	31,318	25,530	5,788	17.2	16.9	18.5	15.5	22.7	21.5
小計(一般財源)	98,028	77,214	20,814	53.8	51.2	66.6	43.2	27.0	19.5
国 庫 支 出 金	37,552	33,473	4,079	20.6	22.2	13.0	27.4	12.2	31.4
地 方 債	16,375	16,359	16	9.0	10.8	0.1	17.6	0.1	45.6
そ の 他	30,216	23,861	6,355	16.6	15.8	20.3	11.8	26.6	16.7
合 計	182,171	150,907	31,264	100.0	100.0	100.0	100.0	20.7	23.9

(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含まない。

地方交付税が前年度よりその構成比を高めた反面、国庫支出金は、老人福祉費負担金等社会保障関係の支出金が、前年度に引き続き大幅な伸びを示しているにもかかわらず、総需要抑制策により普通建設事業支出金の伸びが鈍化したこと及び災害復旧事業支出金が減少したことにより20.6%と、前年度(22.2%)と比べると1.6%その比率が低くなっている。また、地方債も、前述

の抑制措置及び前年度のような地方財政措置の一環としての地方債が発行されなかったこと等に伴い、9.0%と前年度(10.8%)より1.8%その比率が低くなっている。

この結果、一般財源の比率は53.8%となり前年度(51.2%)より、2.6%高くなっている。

歳入総額の増加率は20.7%で、前年度(23.9%)を下回っている。また、この増加率は、地方財政計画の増加率(23.8%)及び名目経済成長率(21.7%)のいずれをも下回っている。

歳入の主な項目について増加の状況を見ると、地方税は29.7%の伸びとなり、前年度(18.1%)の伸びを大幅に上回っている。また、地方交付税も22.7%の伸びとなっており、前年度(21.5%)の伸びを上回っている。一方、国庫支出金は12.2%、地方債0.1%とそれぞれ前年度の伸び(31.4%、45.6%)を大幅に下回っている。

(2) 租 税

ア 租税負担の状況

国及び地方公共団体の行政活動に要する経費は、その大部分が租税によって賄われている。昭和48年度において租税として徴収された額は、20兆5,391億円、前年度(15兆4,051億円)と比べると、5兆1,340億円、33.3%増加している。

これを国税と地方税に分けてみると、国税14兆478億円、地方税6兆4,913億円で、前年度と比べると国税3兆6,472億円、35.1%、地方税1兆4,868億円、29.7%それぞれ増加している。

国民所得に対する租税総額の割合である租税負担率の推移をみると、昭和41年度以降、46年度に若干前年度を下回ったものの、漸増しており、48年度においては22.4%と前年度(20.2%)を上回っている。このうち地方税の租税負担率は7.1%で、前年度(6.5%)を0.6%上回っている。

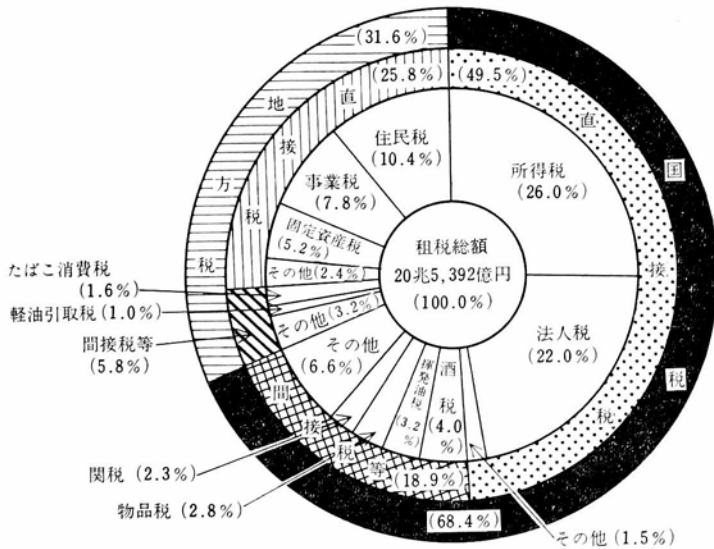
国民の租税負担の軽重は、国によって、行政活動の内容、国民所得水準、個人保有資産の水準等に差異があるため、租税負担率のみによっては判断でき

ないが、昭和 48 年度における我が国及び主要な諸外国の租税負担率をみると、イギリス 35.3%、西ドイツ 31.5%、アメリカ 28.6%、フランス 28.0%となっているのに対し、我が国は 22.4%とかなり低くなっている。

イ 租税の配分状況

昭和 48 年度における国と地方公共団体の租税の配分状況は、第 14 図にみられるとおりである。

第 14 図 国税と地方税の状況



我が国の租税体系の特徴は、所得税、法人税、住民税、事業税、固定資産税等の直接税を基幹とし、酒税、物品税、たばこ消費税等の間接税等でこれを補完していることにある。

租税総額に占める直接税と間接税等の比率の推移をみると、直接税は所得税、住民税を中心として減税が行われているものの、年々その比率が高まっており、昭和 48 年度では直接税 75.3%、間接税等 24.7%、(前年度直接税 71.5%、間接税等 28.5%)となっている。

また、昭和 48 年度における地方税について、直接税と間接税等の比率をみると、道府県民税、市町村民税、事業税、固定資産税等の直接税の比率は

81.9%(前年度 79.5%)となっており、たばこ消費税、軽油引取税等の間接税等は 18.1%(20.5%)となっている。

租税総額に占める国税と地方税の比率は、国税 68.4%、地方税 31.6%であり、40 年代においてはその比率においてほとんど変化がみられない。この租税総額の帰属をみると、国では、国税として徴収した額の 2 分の 1 以上を地方交付税、地方譲与税、国庫支出金等として地方公共団体に交付しており、一方、地方公共団体は、国の直轄事業に対する負担金等を国に納付している。このような関係を調整した昭和 48 年度の国と地方との間における租税の実質的配分状況をみると、その比率は、租税総額に占める国税と地方税の比率とは逆に国 34.8%、地方公共団体 65.2% (前年度国 29.4%、地方公共団体 70.6%)となっている。

ウ 地方税の内容

(ア) 収入の状況

地方税の収入額は 6 兆 4,913 億円で前年度 (5 兆 45 億円) と比べると 1 兆 4,868 億円、29.7%増加し、前年度の増加率(18.1%)を大幅に上回っている。

なお、徴収率は、都道府県 95.9%、市町村 97.2%(前年度それぞれ 96.6%、97.2%)となっている。

地方税総額に占める道府県税と市町村税の比率の推移をみると、38 年度までは市町村税の占める比率が高く、39 年度以降は道府県税の比率が高くなっている。これは、道府県税においては、事業税と道府県民税が、経済の高度成長を反映して大きく伸びたこと及び自動車の普及を反映して自動車税、軽油引取税が大きく伸びたこと等の事情があるのに対し、市町村税においては、市町村民税が順調な伸びを示しているものの、固定資産税の伸びが低かったこともあって、道府県税ほど著しい伸びがみられなかったためである。昭和 48 年度においては、道府県税 54.0%、市町村税 46.0%となっており、地方税総額に占める比率は依然として道府県税の方が高く、前年度(道府県税 53.1%、市町村税 46.9%)と比べると道府県税の比率が若干高まっている。

地方税収入額のうち、大きな比率を占める住民税及び事業税の状況を見ると、法人住民税及び法人事業税は、景気の上昇を反映して、それぞれ47.5%、47.0%と前年度の増加率(それぞれ17.9%、16.1%)及び地方税総額の増加率(29.7%)を大幅に上回っており、地方税総額に占める比率は35.0%と前年度(30.8%)と比べて大幅に高まった。

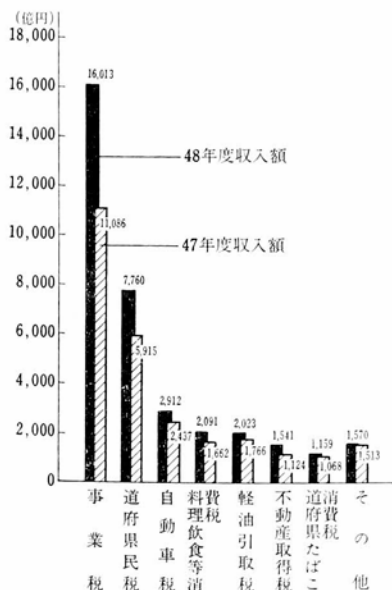
また、個人住民税及び個人事業税の増加率はそれぞれ21.4%、0.0%(前年度26.9%増、14.0%減)となっており、両者を合わせると20.3%の伸びとなり、地方税総額の伸びを下回っているため、地方税総額に占める比率は22.6%と前年度(24.4%)と比べ低下している。

なお、昭和48年度の個人住民税の課税最低限(夫婦、子供2人の給与所得者の場合)は、47年度の80万5千円と比べて、6万1千円(7.6%)引き上げられて86万6千円とされる等、住民負担の軽減が図られている。

a 道府県税の収入状況

道府県税の収入額は3兆5,069億円で、前年度(2兆6,571億円)と比べると8,497億円、32.0%増加している。

第15図 道府県税収入額の状況



道府県税の税目別内訳は第15図にみられるとおり、事業税が1兆6,013億円で45.6%と最も高い比率を占め、道府県住民税7,760億円(構成比22.1%)、自動車税2,912億円(8.3%)、料理飲食等消費税2,091億円(6.0%)、軽油引取税2,023億円(5.8%)がこれに次いでいる。

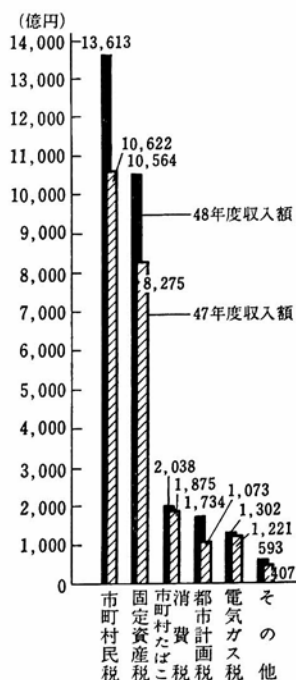
主な税目の増加率をみると、普通税では道府県住民税及び事業税のうち法人分が景気の上昇を反映して、それぞれ47.4%、47.0%と

前年度(それぞれ17.1%、16.1%)を大幅に上回っている。これに対して個人分は、道府県民税については、課税最低限の引上げ等により、24.0%と前年度の増加率(25.2%)を下回っており、事業税については、事業主控除の引上げもあって、前年度と比べほとんど伸びていない。このほか、料理飲食等消費税25.8%(前年度18.6%)、不動産取得税37.1%(5.5%)等は前年度の伸びを上回っているが、自動車税19.5%(20.3%)、道府県たばこ消費税8.5%(10.9%)等は前年度を下回っている。この結果、普通税全体では34.2%の伸びで前年度(16.5%)を大幅に上回っている。

また、目的税では、自動車取得税が9.6%と前年度(20.4%)の伸びを下回り、軽油引取税は14.5%と前年度(13.5%)を上回っている。

これらの結果、道府県税全体では前年度の増加率(16.4%)を大幅に上回る32.0%の伸びとなっている。

第16図 市町村税収入額の状況



b 市町村税の収入状況

市町村税の収入額は2兆9,844億円で、前年度(2兆3,473億円)と比べると6,371億円、27.1%増加している。

市町村税の税目別内訳は第16図にみられるとおり、市町村民税が1兆3,613億円で45.6%と最も高い比率を占め、固定資産税1兆564億円(構成比35.4%)がこれに次いでおり、両税で市町村税総額の81.0%(前年度80.5%)を占めている。

主な税目の増加率をみると、市町村民税の法人分は、道府県民税の法人分と同様、景気の上昇を反映して、47.6%と前年度(18.4%)を大幅に上回る伸びとなっている。また、市町村民税の個人分は、課税最低限の引上げもあって、その増加率は20.0%と前年度(27.9%)を下回っている。この結果、市町村民税

全体では28.2%の伸びで前年度(24.9%)を上回っている。一方、固定資産税は土地に係る適正化措置が講じられたこともあって、増加率は27.7%と前年度(19.1%)を大きく上回っている。

これらの結果、市町村税全体では前年度の増加率(20.2%)を大幅に上回る27.1%の伸びとなっている。

(イ) 法定外普通税

法定外普通税の収入額は38億円で、前年度(30億円)と比べると8億円、28.4%増加している。

法定外普通税のうち、沖縄県が徴収した石油価格調整税のほかはいずれも市町村における普通税であり、犬税は15団体が、商品切手発行税は15団体が、林産物移輸出税は7団体が、広告税は7団体が、砂利採取税は6団体が、文化観光施設税は2団体がそれぞれ課税している。

(ウ) 超過課税

超過課税に係る収入額は301億円で、前年度(234億円)と比べると67億円、28.4%増加している。超過課税を実施しているのは市町村のみであり、これを税目別にみると、市町村民税所得割では全市町村の0.2%に当たる7団体(前年度0.8%に当たる25団体)、法人税割では42.6%に当たる1,395団体(43.5%に当たる1,408団体)、固定資産税では16.1%に当たる529団体(18.7%に当たる606団体)であり、年々減少している。特に、市町村民税所得割については昭和44年度から3か年計画として、超過課税の解消が進められたこともあって、超過課税を実施している団体は43年度においては1,016団体であったが、48年度においては7団体となっており、この5年度間で大部分の団体が超過課税を解消している。

(3) 租税以外の財政収入

ア 地方譲与税、地方交付税

国税として徴収された上、地方公共団体に国から譲与又は交付される地方譲与税及び地方交付税の状況は次のとおりである。

(ア) 地方譲与税

地方譲与税には、道路経費の財源として都道府県及び大都市に譲与される地方道路譲与税及び石油ガス譲与税、開港所在市町村に譲与される特別とん譲与税、道路経費の財源として市町村に譲与される自動車重量譲与税及び航空機の騒音により生ずる障害の防止等に要する費用に充てるため空港所在市町村等に譲与される航空機燃料譲与税がある。

地方譲与税の決算額は1,797億円(地方道路譲与税1,199億円、石油ガス譲与税132億円、特別とん譲与税82億円、自動車重量譲与税364億円及び航空機燃料譲与税20億円)となっており、自動車重量譲与税の平年度化及び航空機燃料譲与税の創設があった前年度(30.3%増)に比べ、157億円、9.6%増にとどまった。

(イ) 地方交付税

地方交付税は、すべての地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するため国税三税(所得税、法人税及び酒税)の一定割合(昭和41年度以来32.0%)の額を国が地方公共団体に交付する税である。

地方交付税の決算額は3兆1,318億円で、国税三税の順調な伸びを反映して、前年度(2兆5,530億円)と比べると5,789億円、22.7%(前年度21.5%)の増となっている。

地方交付税の収入状況を団体種類別にみると、道府県は1兆5,685億円、18.0%増(前年度1兆3,296億円、21.2%増)、市町村は1兆5,634億円、27.8%増(1兆2,234億円、21.8%増)となっており、その配分割合は道府県50.1%、市町村49.9%(前年度52.1%、47.9%)となっている。更に、市町村を団体種類別にみると、大都市1,272億円、31.2%増(前年度970億円、63.1%増)、都市6,160億円、30.6%増(4,718億円、21.1%増)、町村8,201億円、25.3%増(6,546億円、17.8%増)となっている。

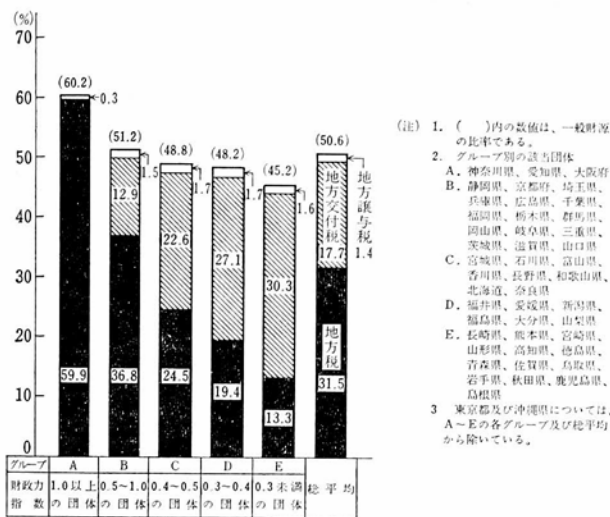
地方交付税の交付状況をみると、普通交付税の不交付団体は、都道府県では東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府の4団体で前年度と変わらないが、

市町村では前年度(46 団体)より 1 団体減少し、45 団体となっている。

歳入総額に占める地方税、地方交付税等の一般財源の比率は、第 17 図にみ

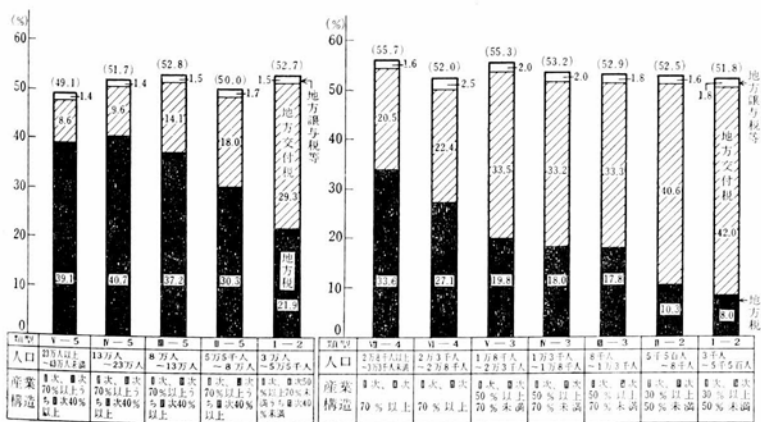
第 17 図 歳入総額に占める一般財源の比率の分布状況

その 1 道 府 県



その 2 都 市

その 3 町 村



られるとおり、財政力、団体の規模にかかわらず、大きい差異はみられず、地方交付税の財政調整の機能が働いていることを示している。

イ 国・県支出金

(ア) 国庫支出金

a 収入の状況

国庫支出金は、国と地方公共団体の経費の負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、奨励的補助金等である。

国庫支出金の決算額は3兆7,552億円で、前年度(3兆3,473億円)と比べると4,078億円、12.2%増加している。

国庫支出金の内訳は、普通建設事業に係るものが、42.9%と最も高い比率を占め、義務教育(構成比21.1%)、生活保護(9.5%)に係るものがこれに次いでおり、これらで国庫支出金総額の73.5%を占めている。

国庫支出金の内訳を前年度と比べると、社会保障諸施策の充実等により老人保護費負担金及び児童保護費負担金の増加率はそれぞれ192.3%、27.3%と前年度(43.8%、34.3%)に引き続き大幅な伸びを示したが、国庫支出金の中で最も比率の高い普通建設事業支出金の伸びは、総需要抑制策により4.0%と前年度(31.3%)に比べ大幅に鈍化した。また、生活保護費負担金の伸びは14.4%(前年度25.2%)、精神衛生費負担金の伸びは6.1%(27.3%)、結核医療費負担金の伸びは6.0%減(27.0%)となっており、大幅な伸びを示した前年度の増加率を下回っている。更に、災害復旧事業支出金は、48年発生災害が少なかったため、14.8%減少し、前年度(111.2%)を大幅に下回っている。

これらの結果、国庫支出金総額の増加率は前年度(31.4%)を大幅に下回る12.2%となっている。

国庫支出金の内訳を団体種類別にみると、都道府県では普通建設事業に係るものが44.0%と最も高い比率を占め、義務教育に係るもの(構成比30.2%)がこれに次いでいる。市町村では普通建設事業に係るものが40.4%と最も高い比率を占め、生活保護に係るもの(21.9%)がこれに次いでいる。

b 超過負担の解消

国庫補助負担事業に係る 地方公共団体の 超過負担については、既に 昭和 42・43 年度に関係省庁が共同して調査を行い、この結果に基づき昭和 43～46 年度間に計画的にその解消を図ってきたが、47 年度においても、その後の物価の上昇、施設水準の向上等により更に超過負担が生じていると見込まれる公立文教施設、高等学校産業教育施設、保育所、公営住宅、改良住宅及び警察施設の 6 事業について超過負担の調査が行われた。その結果、これらの事業に係る超過負担額については、昭和 48・49 年度の 2 か年度で解消することとされ、48 年度においては、283 億円(国費ベース)の解消措置が講じられ、地方公共団体の負担軽減が図られている。

(イ) 都道府県支出金

都道府県支出金の決算額は 4,981 億円で、前年度(4,239 億円)と比べると 742 億円、17.5%増となっており、前年度の増加率(42.2%)を大幅に下回っている。これは、社会保障諸施策の充実等により、老人保護費負担金及び児童保護費負担金の増加率はそれぞれ 144.2%、38.1%と前年度(それぞれ 71.2%、41.0%)に引き続き 大幅な伸びを示しているものの、都道府県支出金の中で最も比率の高い国庫財源を伴う普通建設事業支出金が、総需要抑制策により 15.1%と前年度の伸び(32.9%)を大幅に下回ったほか、災害復旧事業支出金も 48 年発生災害が少なかったため、国庫財源を伴うものが 6.3%、都道府県費のみのものが 21.2%それぞれ減少し、前年度の伸び(それぞれ 143.0%、37.7%)を大幅に下回っていること等によるものである。

都道府県支出金の内訳をみると、国庫補助を伴うもので都道府県予算を通じて市町村に支出される間接補助金が 55.0%を占め、都道府県の単独施策によるものが 45.0%となっている。

また、対象事業別では、普通建設事業に対するものが都道府県支出金総額の 49.5%と最も高い比率を占め、災害復旧事業に対するもの(8.8%)がこれに次いでいる。

なお、都道府県の単独施策による支出金の決算額は 2,242 億円で、前年度(1,903 億円)と比べると 339 億円、17.8%増加しているが、前年度の伸び

(34.4%)を大幅に下回っている。

ウ 地 方 債

地方債は、地方公共団体が建設事業等の財源を調達するため、債券発行又は証書借入れの方法によって資金を借り入れるものである。地方債の発行については、許可制度が採られており、赤字比率又は公債費比率が著しく高い団体、地方税の徴収率の低い団体若しくは収益事業の収益金が著しく多額な団体等については、地方債の発行を制限することによって財政の健全性を確保することとしている。

地方債の決算額は1兆6,375億円で、前年度(1兆6,359億円)と比べて、わずか16億円の増加(増加率0.1%)にとどまり、前年度(45.6%)の伸びを大幅に下回っている。これは、年末に到来したいわゆる石油危機を契機とする内外の深刻な経済情勢にかんがみて、地方債についても厳しい抑制措置が講じられたこと及び前年度のような地方財政措置の一環としての地方債が発行されなかったこと等によるものである。

エ その他の収入

(ア) 分担金、負担金

分担金、負担金は、地方公共団体が行う事業により特に利益を受ける者から、その受益の限度において法令等の根拠に基づいて地方公共団体が徴収するもの等であり、同級他団体からのもの、市町村からのもの(市町村から一部事務組合への分賦金を含む。)及びその他からのものからなっている。

分担金、負担金の決算額は1,892億円で、前年度(1,688億円)と比べると204億円、12.1%増加している。

(イ) 使用料、手数料

使用料は、地方公共団体の行政財産又は公の施設の利用者に対して、その経費の全部又は一部を負担させるために徴収されるものであり、手数料は、特定の者のためにする当該地方公共団体の事務に要する費用に充てるため徴収されるものである。

使用料、手数料の決算額は3,182億円で、前年度(2,743億円)と比べると440億円、16.0%増加している。

使用料は2,283億円で、前年度(1,970億円)と比べると313億円、15.9%増加している。その内訳をみると、公営住宅使用料(712億円)と授業料(380億円)で使用料総額の47.8%を占めている。

授業料のうち、高等学校授業料は、生徒数が若干増加したこと等により、8.2%増(前年度8.8%増)となっている。また、保育所使用料は施設の増加等により、その増加率は29.1%と前年度(24.6%)を上回っている。

手数料は899億円で、前年度(773億円)と比べると126億円、16.3%増加している。その内訳をみると、戸籍手数料、自動車運転免許手数料等徴収の根拠、金額等が国の法令に定められているもの410億円(前年度338億円)、身分証明書、印鑑証明書の交付手数料、入学試験手数料等地方公共団体の条例によるもの489億円(435億円)となっている。

(ウ) 繰入金

繰入金は、他会計から受け入れたもの及び年度間の財源を調整するために積み立てている財政調整基金、地方債の元利償還費に充てるために積み立てている減債基金等の基金から受け入れたもの等である。

繰入金の決算額は1,491億円で、前年度(1,070億円)と比べると421億円、39.3%増加している。

この内訳をみると、基金からの繰入金が1,103億円(前年度779億円)で最も多く、次いで他会計からの繰入金328億円(248億円)、財産区からの繰入金60億円(44億円)となっている。

(エ) 繰越金

繰越金の決算額は4,645億円で、前年度(2,754億円)と比べると1,891億円、68.7%増加している。

このうち、前年度からの事業の繰越しに係るものは2,457億円で、前年度(1,351億円)と比べると1,106億円、81.8%増加しており、純繰越金も2,188億円で、前年度(1,403億円)と比べると786億円、56.0%増加している。

(オ) その他の収入

その他の収入の決算額は1兆8,551億円で、前年度(1兆5,230億円)と比べると3,321億円、21.8%増加している。

この内訳をみると、財産の売却、貸付等の財産収入 3,187 億円（前年度 3,042 億円）、競馬、自転車競走、小型自動車競走、モーターボート競走及び宝くじの各事業からの収入である収益事業収入 2,858 億円（2,118 億円）、貸付金元利収入 8,200 億円（6,614 億円）、その他の収入 4,305 億円（3,456 億円）となっている。

4 地方財政の役割

国の財政と地方の財政の関係及び地方公共団体における主な行政部門別の経費支出の状況により、地方財政はどのような役割を果たしているかをみると次のとおりである。

（1） 国の財政と地方の財政

ア 財政規模

昭和 48 年度における国（一般会計、交付税及び譲与税配付金特別会計及び公共事業関係等の 8 特別会計の純計）と地方（普通会計）の純計歳出額は 25 兆 6,793 億円で、前年度と比べると 4 兆 6,390 億円、22.0 % 増加している。

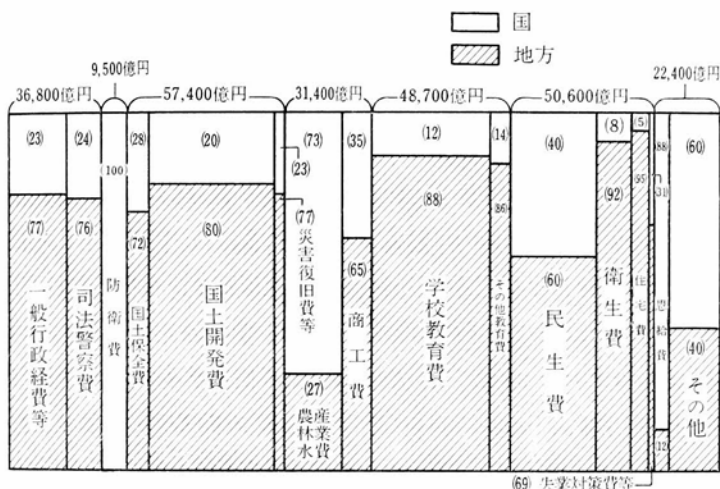
純計歳出額の主な内訳をみると、国土保全及び開発費は 5 兆 7,378 億円（純計歳出額の 22.3 %）で、前年度（5 兆 4,310 億円）と比べると 3,068 億円、5.6 % 増加しており、社会保障関係費は 5 兆 603 億円（19.7 %）で、前年度（3 兆 8,940 億円）と比べると 1 兆 6,663 億円、30.0 % 増加している。また、教育費は 4 兆 8,711 億円（19.0 %）で、前年度（3 兆 9,244 億円）と比べると 9,467 億円、24.1 % 増加している。

社会保障関係費の伸びが大きいのは、福祉優先の財政運営を反映して施設建設費、各種福祉費等の伸びが大きかったためであり、国土保全及び開発費の伸びが小さいのは、総需要抑制策により普通建設事業費の伸びが小さかったためである。

この純計歳出額を最終支出者としての国と地方に分けてみると、国は 8 兆 4,199 億円（前年度 6 兆 6,484 億円）、地方は 17 兆 2,594 億円（14 兆 3,919 億

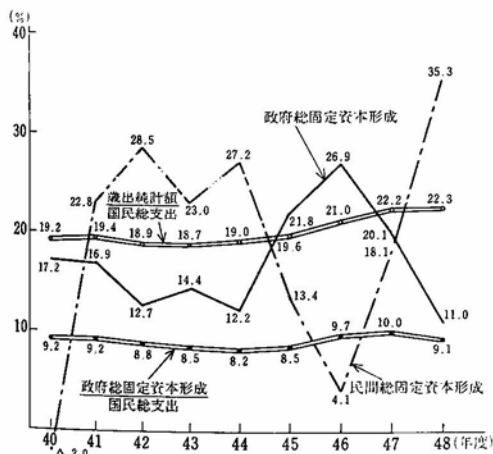
円)で、前年度と比べると国は1兆7,715億円、26.6%、地方は2兆8,675億円、19.9%それぞれ増加している。この純計歳出額に占める比率は国32.8%(前年度31.6%)、地方67.2%(68.4%)で近年における両者の比率はほぼ1対2となっており、第18図にみられるとおり、外交、防衛等のように当然国

第18図 国・地方を通ずる純計歳出規模(目的別分類)



(注) ()内の数値は、目的別経費に占める国、地方の割合を示す。

第19図 純計歳出額等の国民総支出に対する比率及び政府・民間総固定資本形成の対前年度増加率



が行う行政は別として、国民生活に関連する公営住宅建設等の住宅費、公衆衛生、清掃等の衛生費、小・中学校、高等学校等の学校教育費、道路整備、都市計画、土地改良等の国土開発費、河川海岸等の国土保全費、警察、消防等の司法警察費については、その大部分が地方公共団体の手を通じて執行されている。

純計歳出額の国民総支出に対する比率をみると、第19図にみられるとおり、昭和43年度以降漸次高まってきているが、48年度においては、22.3%と前年度(22.2%)とはほぼ同率となっている。これは、昭和48年度の国民総支出が、総需要抑制策による政府総固定資本形成の伸び(11.0%)の鈍化にもかかわらず、民間総固定資本形成及び個人消費支出の伸び等により、21.7%と純計歳出額の伸び(22.0%)に近い高い伸びを示したこと等によるものである。

イ 政府の財貨サービス購入

政府の財貨サービス購入は、人件費、事務費等のように一般政府が民間から財貨及びサービスを経常的に購入するための支出(経常購入)と、一般政府の公共事業関係費、政府企業の設備投資等の有形固定資本形成及び政府企業の在庫品増加のための支出(資本形成)からなっている。

昭和48年度における中央、地方を通じての財貨サービス購入額は20兆9,313億円(経常購入10兆4,365億円、資本形成10兆4,948億円)で、前年度(17兆9,203億円(経常購入8兆4,402億円、資本形成9兆4,801億円))と比べると16.8%(経常購入23.7%、資本形成10.7%)増加しているが、国民総支出の増加率(21.7%)をかなり下回っている。また、この購入額が国民総支出に占める比率をみると18.2%で、前年度(18.9%)と比べるとやや低くなっている。

政府の資本形成から政府企業の在庫品増加を除いた政府総固定資本形成の対前年度増加率を民間総固定資本形成のそれと比較してみると、第19図にみられるとおり、両者はほぼ逆の動きを示しており、昭和48年度においては、44年度以来4年度振りに政府総固定資本形成の対前年度増加率(11.0%)が民間総固定資本形成のそれ(35.3%)を下回った。この結果、政府総固定資本形成が国民総支出に占める比率(9.1%)は、前年度の比率(10.0%)を下回っている。

政府の財貨サービス購入を中央と地方に分けてみると、中央政府(三公社、公庫、公団等を含む。)分は8兆8,110億円(経常購入40.1%、資本形成59.9%)で、前年度(7兆9,385億円)と比べると11.0%(経常購入19.9%、資本形成

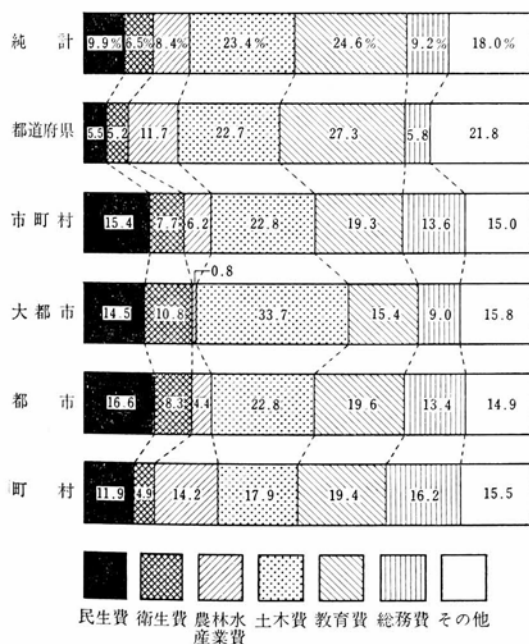
5.7%)増加しており、国民総支出に対する比率は7.6%(経常購入3.1%、資本形成4.6%)となっている。

地方政府(公営企業、住宅供給公社を含む)分は12兆1,203億円(経常購入57.0%、資本形成43.0%)で、前年度(9兆9,818億円)と比べると21.4%(経常購入25.6%、資本形成16.2%)増加しており、国民総支出に対する比率は10.5%(経常購入6.0%、資本形成4.5%)となっている。

(2) 行政目的別歳出の状況

昭和48年度歳出決算額(17兆4,739億円)の目的別構成比をみると、教育費(24.6%)と土木費(23.4%)の両者で歳出総額の48.0%を占め、民生費(9.9%)、総務費(9.2%)、農林水産業費(8.4%)、衛生費(6.5%)、商工費(4.0%)、警察費(4.0%)、公債費(3.8%)がこれに次いでいる。歳出決算額の目的別構成比の中で、昭和45年度以降最も高い比率を占めていた土木費が、48年度

第20図 目的別歳出決算額の構成比



においては、教育費に次ぐ比率となっているが、これは、総需要抑制策により、普通建設事業費の伸びが鈍化したためである。

歳出決算額の目的別構成比を団体種類別にみると、第20図にみられるとおり、都道府県、市町村のいずれにおいても教育費及び土木費の比

区 分	決 算 額			決算額構成比		増減額構成比		対前年度増減率	
	48年度	47年度	増減額	48	47	48	47	48	47
	億円	億円	億円	%	%	%	%	%	%
議 会 費	1,372	1,124	248	0.8	0.8	0.9	0.7	22.1	21.6
議 務 費	16,062	12,952	3,110	9.2	8.9	10.9	7.8	24.0	19.4
民 生 費	17,361	12,744	4,617	9.9	8.7	16.2	12.7	36.2	37.1
衛 生 費	11,425	9,056	2,369	6.5	6.2	8.3	7.0	26.2	26.4
勞 働 費	2,136	1,787	349	1.2	1.2	1.2	0.3	19.5	4.1
農 林 水 産 業 費	14,663	13,095	1,568	8.4	9.0	5.5	9.4	12.0	24.0
商 工 費	7,038	5,650	1,388	4.0	3.9	4.9	2.6	24.6	14.4
土 木 費	40,913	36,906	4,007	23.4	25.2	14.0	23.5	10.9	20.8
消 防 費	2,957	2,306	651	1.7	1.6	2.3	1.7	28.2	24.9
警 察 費	6,981	5,618	1,363	4.0	3.8	4.8	3.4	24.3	19.4
教 育 費	43,065	34,544	8,521	24.6	23.6	29.8	19.3	24.7	17.8
災 害 復 旧 費	2,952	3,593	641	1.7	2.5	2.2	6.5	17.8	95.3
公 債 費	6,565	5,725	840	3.8	3.9	2.9	5.0	14.7	31.1
諸 支 出 金	1,162	977	185	0.7	0.7	0.6	0.6	18.9	21.9
前 年 度 繰 上 充 用 金	86	107	21	0.0	0.1	0.1	0.0	19.6	13.1
合 計	174,739	146,183	28,556	100.0	100.0	100.0	100.0	19.5	22.7

財 源 内 訳

区 分	48 年 度 決 算 額		国 庫 金 支 出		使 用 手 数	分 担 料 寄 附 金	分 担 金 庫 金		地 方 債		そ の 他 特 定 財 源		一 般 財 源 等			
	億円	%	億円	%			億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
	1,372	100.0	—	—			0	0.0	0	0.0	—	—	0	0.0	1,372	100.0
議 会 費	16,062	100.0	178	1.1	206	1.3	102	0.6	515	3.2	944	5.9	14,117	87.9		
議 務 費	17,361	100.0	7,570	43.6	415	2.4	360	2.1	692	4.0	575	3.3	7,749	44.6		
民 生 費	11,425	100.0	1,436	12.6	466	4.1	44	0.4	1,130	9.9	649	5.6	7,700	67.4		
衛 生 費	2,136	100.0	606	28.4	8	0.4	4	0.2	98	4.6	257	11.9	1,163	54.5		
勞 働 費	14,663	100.0	5,308	36.2	49	0.3	964	6.6	834	5.7	1,246	8.5	6,262	42.7		
農 林 水 産 業 費	7,038	100.0	202	2.9	56	0.8	21	0.3	681	9.7	4,005	56.8	2,073	29.5		
商 工 費	40,913	100.0	9,387	22.9	539	1.3	686	1.7	7,172	17.5	4,201	10.3	18,928	46.3		
土 木 費	2,957	100.0	42	1.4	9	0.3	9	0.3	205	6.9	68	2.4	2,624	88.7		
消 防 費	6,981	100.0	206	2.9	190	2.7	1	0.0	119	1.7	46	0.8	6,419	91.9		
警 察 費	43,065	100.0	9,606	22.3	449	1.0	180	0.4	3,820	8.9	1,274	3.0	27,736	64.4		
教 育 費	2,952	100.0	2,115	71.6	0	0.0	15	0.5	588	19.9	74	2.6	160	5.4		
災 害 復 旧 費	6,565	100.0	59	0.9	349	5.3	9	0.1	0	0.0	415	6.4	5,733	87.3		
公 債 費	1,162	100.0	—	—	0	0.0	1	0.1	164	14.1	450	38.7	547	47.1		
諸 支 出 金	86	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	86	100.0		
前 年 度 繰 上 充 用 金	174,739	100.0	36,714	21.0	2,737	1.6	2,397	1.4	16,018	9.2	14,205	8.0	102,668	58.8		
合 計																

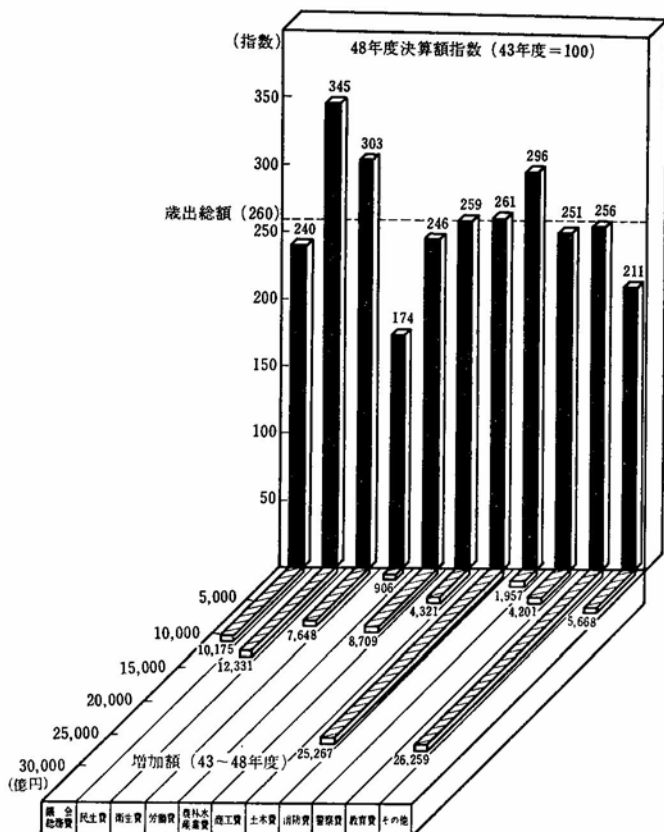
率が高く、また、都道府県では農林水産業費、市町村では民生費の比率がこれに次いでいる。市町村の歳出決算額の目的別構成比を団体種類別にみると、大都市では、住宅、街路、公共下水道等の生活環境施設の整備を図るための土木費の比率が極めて高く、教育費、民生費、衛生費、総務費がこれに次いでいる。都市では、土木費の比率が最も高く、教育費、民生費、総務費、衛生費がこれに次いでおり、町村では、教育費の比率が最も高く、土木費、総務費、農林水産業費、民生費がこれに次いでいる。

目的別歳出決算額を前年度と比べると、増加額では教育費 8,521 億円（歳出増加額に占める比率 29.8%）、民生費 4,617 億円（16.2%）、土木費 4,007 億円（14.0%）、総務費 3,111 億円（10.9%）、衛生費 2,369 億円（8.3%）、農林水産業費 1,568 億円（5.5%）、商工費 1,388 億円（4.9%）、警察費 1,364 億円（4.8%）の順になっているが、災害復旧費は、48 年発生災害が少なかったことにより、641 億円減少している。増加率では、民生費（36.2%）、消防費（28.2%）、衛生費（26.2%）、教育費（24.7%）、商工費（24.6%）、警察費（24.3%）、総務費（24.0%）等が歳出総額の増加率（19.5%）を上回っており、公債費（14.7%）、農林水産業費（12.0%）、土木費（10.9%）等は歳出総額の増加率を下回っている。

目的別歳出決算額のうち主なものについての昭和 43 年度以降の推移は、第 21 図にみられるとおりで、民生費（3.45 倍）が最も大きい伸びを示し、衛生費（3.03 倍）、消防費（2.96 倍）、土木費（2.61 倍）が歳出総額の伸び（2.60 倍）を上回っており、商工費（2.59 倍）、教育費（2.56 倍）、警察費（2.51 倍）、農林水産業費（2.46 倍）等は歳出総額の伸びを下回っている。これを更に主な細目についてみると、昭和 48 年 1 月から実施された老人医療費の無料化による経費の増加等により、老人福祉費が 10.50 倍と最も大きく、次いで幼稚園費（4.43 倍）、児童福祉費（4.17 倍）、社会教育費（3.76 倍）、清掃費（3.62 倍）、公共下水道費（3.36 倍）等住民生活の向上に直接関連する経費が大きく伸びている。

次に目的別構成比のうち主なものについて昭和 43 年度以降の推移をみると、昭和 46 年度まで年々比率を高めていた土木費は、47 年度からその比率を低めており、48 年度は教育費に次ぐ比率となっている。教育費の比率は、

第 21 図 目的別歳出決算額の増加状況



昭和 47 年度まで漸減の傾向を示していたが、48 年度は 1.0% 比率が高まり、44 年度以来 4 年度振りに土木費を上回って目的別構成比のうち最高の比率となっている。民生費及び衛生費は毎年度比率を高めているが、特に民生費は、昭和 47 年度以降その伸びが大きくなっており、48 年度は 9.9% と教育費、土木費に次ぐ比率となっている。

経費の支出状況を行政の目的にしたがって土木建設(土木費)、教育と文化(教育費)、産業の振興(農林水産業費、商工費)、民生の安定(民生費、労働費)、保健・衛生と公害防止(衛生費)、警察と消防(警察費、消防費)に分けてみると次のとおりである。

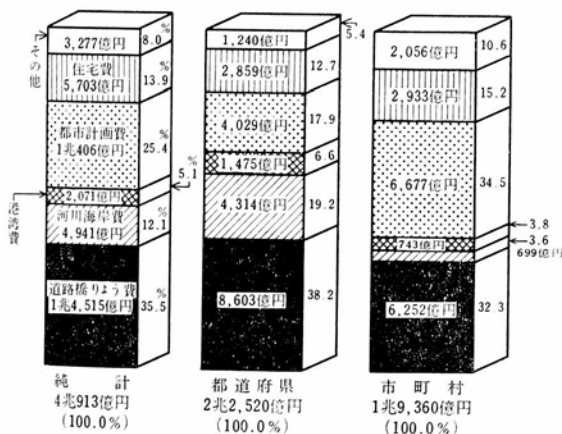
ア 土 木 建 設

最近の都市化、過疎化の進行、日常生活圏の拡大等生活環境の急激な変化に伴い、通勤、通学等地域住民の生活に密接な関係をもつ道路をはじめ、住宅、公共下水道等の各種公共施設の整備に対する要望はますます強く、地方公共団体における土木行政の重要性は一段と高まっている。

昭和48年度の土木費の決算額は4兆913億円で、歳出総額の23.4%(都道府県22.7%、市町村22.8%)を占め、前年度(3兆6,906億円)と比べると4,007億円、10.9%増加している。

土木費の目的別内訳は第22図にみられるとおりで、道路橋りょうの新設、改良等の道路橋りょう費(35.5%)と街路の整備、区画整理等の都市計画費(25.4%)の両者で、土木費総額の60.9%を占め、公営住宅の建設等の住宅費(13.9%)、河川の改修、海岸の保全等の河川海岸費(12.1%)がこれに次いでいる。

第22図 土木費の目的別内訳



これらを前年度と比べると、土木管理費が1,122億円、55.5%と最も大きい伸びを示し、都市計画費1,344億円、14.8%、住宅費625億円、12.3%、港湾費176億円、9.3%、道路橋りょう費693億円、5.0%

がこれに次いでいる。土木管理費が極めて高い伸びを示しているのは、土地開発基金の積立てに要する経費が地方交付税の再算定において基準財政需要額に算入されたため、繰出金の対前年度増加率が203.3%(前年度51.0%減)と大幅に伸びたことによるものである。これに対して、道路橋りょう費は、

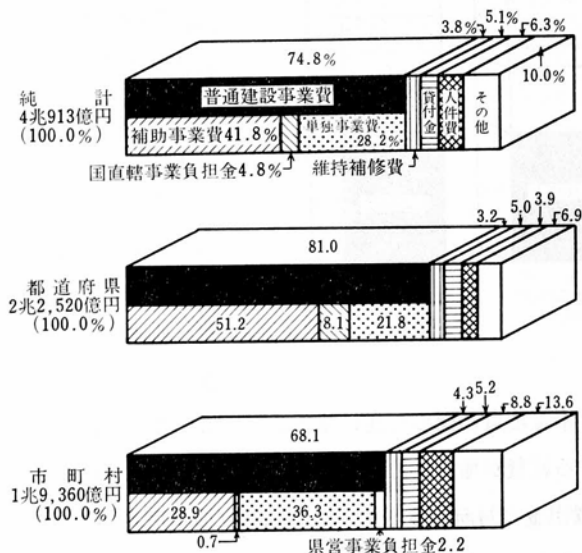
前年度における増加率(23.1%)を大幅に下回っているが、これは、総需要抑制策により普通建設事業費の伸びが鈍化したためである。

また、土木費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県では、道路橋りょう費の比率が38.2%と最も高く、河川海岸費(19.2%)、都市計画費(17.9%)、住宅費(12.7%)がこれに次いでいる。市町村では、都市計画費が34.5%と最も高く、道路橋りょう費(32.3%)、住宅費(15.2%)、土木管理費(10.6%)がこれに次いでいる。

なお、河川改修、海岸保全に係る事業が主として都道府県で行われることもあって、都道府県の河川海岸費が市町村の6.2倍となっており、逆に、街路、公共下水道、区画整理等の事業は市町村で実施されることが多いため、都市計画費は市町村が都道府県の1.7倍となっている。

土木費の性質別内訳は、第23図にみられるとおり、普通建設事業費が3兆603億円、土木費総額の74.8%と最も高い比率を占め、この普通建設事業費の62.3%が補助事業費と国直轄事業負担金で、単独事業費は37.7%となっている。

第23図 土木費の性質別内訳



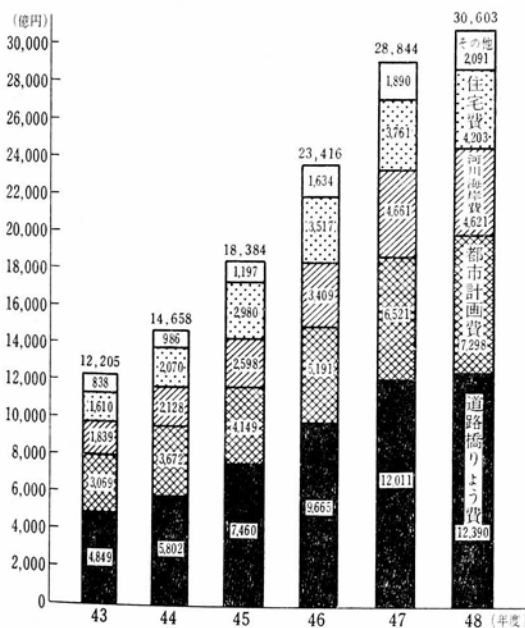
これらを前年度と比べると、普通建設事業費は1,759億円、6.1%増加しているが、前年度の増加率(23.2%)を大幅に下回っている。このうち補助事業費は63億円、0.4%、単独事業費は1,791億円、18.4%それぞれ増加しているが、国直轄事業負担金は95億円、4.6%減少している。補助事業費が前年度の増加

率(28.3%)を大幅に下回り、また、国直轄事業負担金が減少しているのは総需要抑制策により公共事業が繰り延べられたことによるものである。これに対して、単独事業費は、住宅、都市計画事業等生活環境施設の整備が重点的に行われたこともあって、前年度の増加率(13.1%)を上回っている。

土木費の性質別内訳を団体種類別にみると、都道府県、市町村ともに普通建設事業費がそれぞれ土木費総額の81.0%、68.1%と最も高い比率を占めている。このうち補助事業費と国直轄事業負担金の合計額の普通建設事業費に占める割合は、都道府県では73.1%、市町村では43.5%となっている。また、この合計額を都道府県と市町村とで比べると、都道府県が市町村の2.3倍となっており、国の補助事業が都道府県でより多く実施されていることを示している。

土木費の性質別内訳のうち、普通建設事業費及び維持補修費について、目的別に前年度の増加率

第24図 土木費の普通建設事業費の推移



と比べると、普通建設事業費では、住宅費(11.8%)は前年度の増加率を上回っているが、区画整理費等(25.6%)、都市下水道費(18.8%)、港湾費(8.1%)、道路橋りょう費(3.2%)等はいずれも前年度の増加率を大きく下回っている。維持補修費では、区画整理費等(35.2%)、住宅費(29.0%)、港湾費(19.3%)は前年度の増加率を上回っているが、都

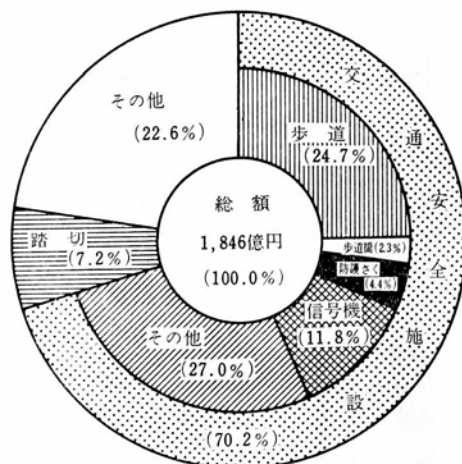
市下水道費(37.3%)、河川海岸費(16.6%)、道路橋りょう費(12.2%)等は前年度の増加率を下回っている。

土木費における普通建設事業費の各目的別推移は、第24図にみられるとおりで、昭和43年度と比べると、住宅費2.61倍、道路橋りょう費2.55倍、河川海岸費2.51倍、都市計画費2.38倍となっており、住宅費を除いて、いずれも歳出総額の伸び(2.60倍)を下回っている。

最近の自動車交通量の増加等に伴って発生する交通事故等の防止を図るため、地方公共団体は、交通安全施設の整備、踏切の改良、交通安全思想の普及等幅広い施策を講じている。これら道路交通安全対策に要する経費は、主として土木費、警察費から支出され、その額は年々増加している。

昭和48年度の道路交通安全対策費として支出された経費(土木費以外の費目に係るものを含む)は、1,846億円、前年度(1,395億円)と比べると451億円、32.3%増加している。

第25図 道路交通安全対策経費の状況



道路交通安全対策費の内訳は、第25図にみられるとおり、歩道、歩道橋、防護さく、信号機等の交通安全施設の整備のための経費が1,296億円(道路交通安全対策費総額に占める比率70.2%)で最も高い比率を占め、救急業務施設整備費、交通安全運動経費等499億円(22.6%)、踏切の立体交差等の改善整備費132億円(7.2%)の順になって

いる。

イ 教育と文化

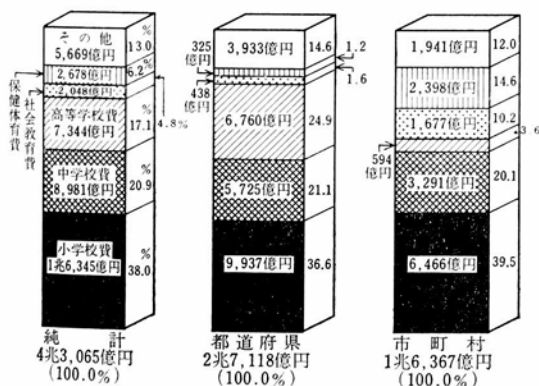
地方公共団体は、教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育、社会教育等の教育行政を行っており、これは、地方公共団体の基本的な行政分野の

ひとつとなっている。最近における教育行政においては、児童生徒急増市町村の小・中学校校舎の新增築及び高等学校施設の整備が急務とされ、また、余暇時間の増大等により、スポーツ・レクリエーション施設の整備、社会教育の充実等に対する需要はますます増大する傾向を示しており、これら教育条件を整備することは極めて重要になってきている。

教育行政を推進するために要する経費である教育費の決算額は4兆3,065億円で、歳出総額の24.6%(都道府県27.3%、市町村19.3%)を占め、前年度(3兆4,544億円)と比べると8,521億円、24.7%増加している。

教育費の目的別内訳は、第26図にみられるとおりで、義務教育に係る経費である小学校費(38.0%)と中学校費(20.9%)の両者で教育費総額の58.9%を占め、高等学校費(17.1%)、学校給食費、体育施設費等の保健体育費(6.2%)、青年・婦人教育費、文化施設維持運営に係る経費等の社会教育費(4.8%)がこれに次いでいる。これらを前年度と比べると、幼稚園費218億円、43.2%が最も大きい増加率を示し、社会教育費489億円、31.3%、特殊学校費199億円、31.2%、保健体育費574億円、27.3%がこれに次いでいる。このほか、小学校費(23.2%)、中学校費(22.7%)とも前年度の増加率(小学校費18.3%、中学校費17.4%)を上回っている。

第26図 教育費の目的別内訳



教育費における各目的別経費のうち主なものの推移をみると、昭和43年度と比べて、幼稚園費が4.43倍で最も大きい伸びを示しており、次いで社会教育費が3.76倍、保健体育費が3.26倍、特殊学校費が3.08倍でそ

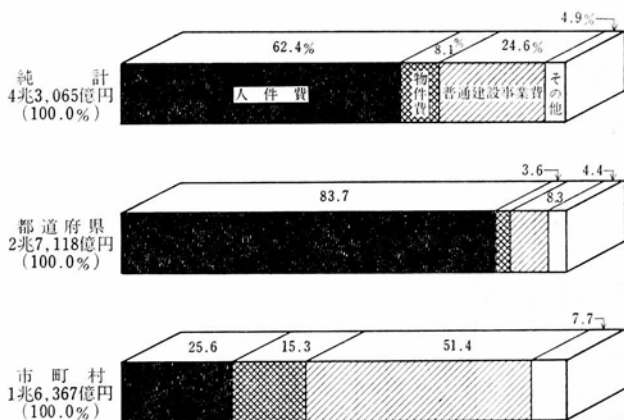
れぞれ教育費総額の伸び(2.33倍)を上回っている。このように幼稚園費、社

会教育費及び保健体育費の伸びが大きいのは、幼児教育充実等のため公立幼稚園の整備が推進されたこと及び幼稚園就園奨励費補助制度が拡充されたこと、青少年教育、成人教育の積極的推進のため公民館、図書館等の文化施設の整備充実が重点的に行われたこと並びに学校給食の普及に伴う給食施設の整備、国民総スポーツの施策を推進するための体育施設の整備が図られたこと等によるものである。

教育費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県では、小学校費の比率(36.6%)が最も高く、高等学校費(24.9%)、中学校費(21.1%)がこれに次いでいる。市町村では、小学校費の比率(39.5%)が最も高く、中学校費(20.1%)、保健体育費(14.6%)、社会教育費(10.2%)がこれに次いでいる。

教育費の性質別内訳は第27図にみられるとおり、人件費は2兆6,889億円で教育費総額の62.4%を占め、普通建設事業費は1兆589億円で24.6%を占め、両者で教育費総額の87.0%を占めている。

第27図 教育費の性質別内訳



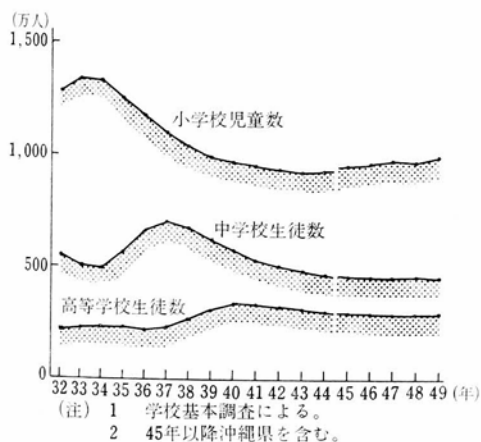
人件費を前年度と比べると、5,196億円、24.0%増加し、前年度の増加率(18.8%)を上回っている。これは、48年8月の人事院勧告が高率であったこと及び「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」(いわゆる人材確保法)に基づき49年1月1日から義務教育職員の給与が9%引き上げられたこと等によるものである。

普通建設事業費は前年度と比べ2,199億円、26.2%増加しており、前年度の増加率(13.2%)を大幅に上回っている。これは、義務教育諸学校施設費国庫負担法の改正が行われ、公立小学校の屋内運動場の新・増築に要する経費及び児童生徒急増市町村が設置する小・中学校の校舎の新・増築に要する経費についての国の負担割合が引き上げられたことにより小・中学校の整備が促進されたこと並びに高等学校の整備が積極的に推進されたこと等によるものである。

また、教育費の性質別内訳を団体種類別にみると、都道府県では、義務教育諸学校教職員及び都道府県立高等学校教職員の人件費を支弁しているため、人件費の比率(83.7%)が最も高く、市町村では、義務教育施設整備等の普通建設事業費の比率(51.4%)が最も高い。

公立学校の児童生徒数の推移は、第28図にみられるとおりで、小学校児童数は昭和34年度以降毎年度減少傾向を示し、44年度から増加に転じ、48年度は減少したが、49年度には再び増加に転じている。中学校生徒数は38年度以降減少傾向を示し、48年度はやや増加したが、49年度には再

第28図 公立学校児童生徒数の推移



び減少している。高等学校生徒数は41年度以降毎年度減少傾向が続いていたが、49年度は増加に転じた。また、最近における公立小・中学校の児童生徒数の状況を都道府県別にみると、人口の都市への集中傾向を反映して、東京都、大阪府、愛知県及びその近隣府県では、依然として増加傾向を示している。その他

の道県についてみると、中学校生徒数については減少しているものの小学校児童数は49年度17道県において増加に転じている。

ウ 産業の振興

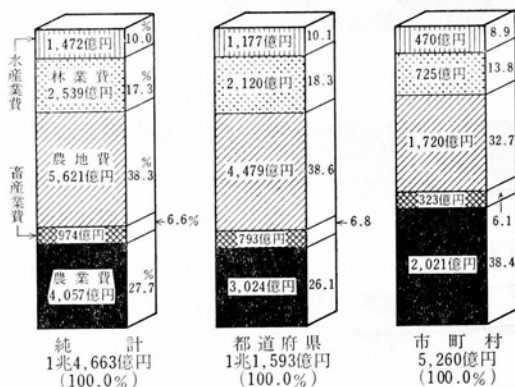
(ア) 農林水産行政

地方公共団体は、農林漁業の効率的な経営と食糧の安定した供給を図るため、生産基盤の整備、消費流通対策の充実等の施策を実施している。更に最近においては、総合農政対策、農業及び工場汚水等による農用地及び漁場等の汚染対策、自然環境保全対策等の施策の推進も重要な課題となっている。

これらの諸施策の推進に要する経費である農林水産業費の決算額は、1兆4,663億円で、歳出総額の8.4%（都道府県11.7%、市町村6.2%）を占め、前年度（1兆3,095億円）と比べると1,568億円、12.0%増加している。

農林水産業費の目的別内訳は、第29図にみられるとおり、土地改良事業、農用地開発事業等農業基盤整備の経費である農地費（38.3%）と、農業改良普及事業、農業経営近代化施設整備事業等の経費である農業費（27.7%）の両方で農林水産業費総額の66.0%を占め、林業費（17.3%）、水産業費（10.0%）、畜産業費（6.6%）がこれに次いでいる。

第29図 農林水産業費の目的別内訳



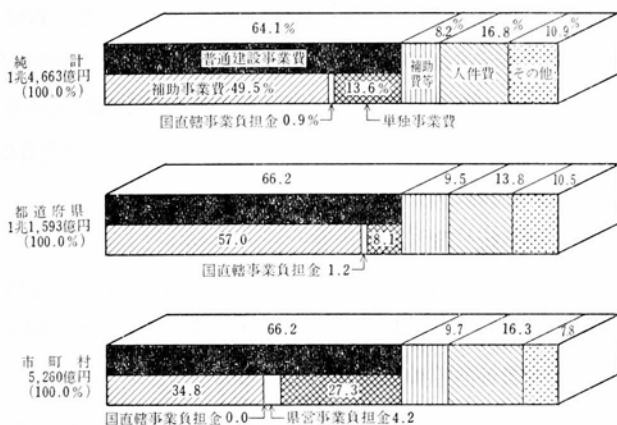
これらを前年度と比べると、畜産業費は192億円、24.6%と前年度の増加率(14.5%)を上回ったが、水産業費(18.4%)、農業費(17.1%)、林業費(7.5%)、農地費(7.2%)は、いずれも前年度の増加率(水産業費23.5%、農業費19.6%、林業費

27.5%、農地費27.2%)を下回っている。これは、総需要抑制策により、普通建設事業費の伸びが鈍化したためである。

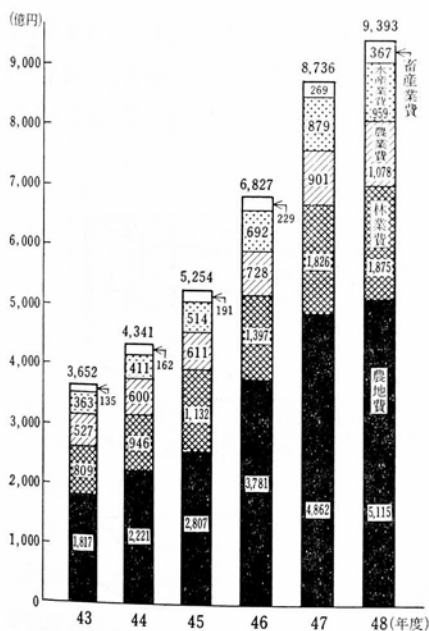
農林水産業費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県では農地費(38.6%)の比率が最も高く、農業費(26.1%)がこれに次いでいる。これに対

し市町村では、農業費(38.4%)の比率が最も高く、農地費(32.7%)がこれに次いでいる。

第30図 農林水産業費の性質別内訳



第31図 農林水産業費の普通建設事業費の推移



農林水産業費の性質別内訳は、第30図にみられるとおり、普通建設事業費は9,393億円で、農林水産業費総額の64.1% (うち補助事業費49.5%)と最も高い比率を占め、人件費2,459億円(16.8%)、補助費等1,199億円(8.2%)がこれに次いでいる。

これらを前年度と比べると、人件費及び物件費はそれぞれ461億円(増加率23.1%)、119億円(増加率20.7%)増加し、前年度の増加率(人件費15.3%、物件費12.6%)を上回ったが、普

通建設事業費は 658 億円(増加率 7.5%)増で、前年度の増加率(28.0%)を大きく下回っている。

農林水産業費における普通建設事業費の各目的別推移は、第 31 図にみられるとおりで、昭和 43 年度と比べ、農地費 2.81 倍、畜産業費 2.72 倍、水産業費 2.64 倍、林業費 2.32 倍、農業費 2.04 倍となっており、総額では 2.57 倍となっている。また、農林水産業費の普通建設事業費総額に占める目的別の比率をみると、農地費が 54.4%と全体の 2 分の 1 を超え、林業費(20.0%)、農業費(11.5%)がこれに次いでいる。

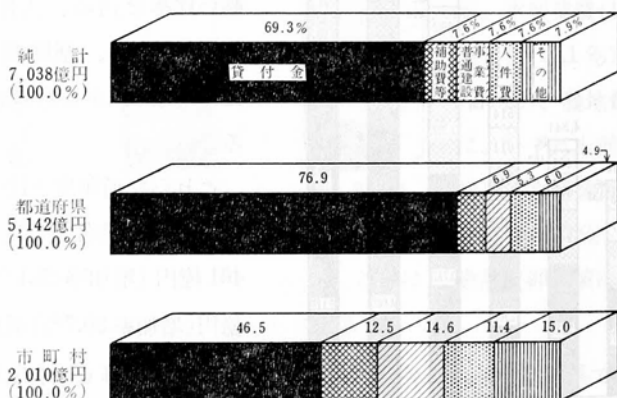
(イ) 商 工 行 政

地方公共団体は、地域における商工業経営の近代化・合理化を図るため、中小企業の指導育成、工業団地の建設、消費流通対策、自然公園・観光施設の整備及び余暇対策等各種の施策を行っている。

これらの施策の推進に要する経費である商工費の決算額は、7,038 億円で歳出総額の 4.0%(都道府県 5.2%、市町村 2.4%)を占め、前年度(5,650 億円)と比べると 1,388 億円、24.6%増加している。

商工費の性質別内訳は、第 32 図にみられるとおり、経営の安定化等のための貸付金が 4,877 億円で商工費総額の 69.3%と 3 分の 2 を超え、補助費等 538 億円(7.6%)、人件費 537 億円(7.6%)、普通建設事業費 536 億円(7.6%)がこれに次いでいる。

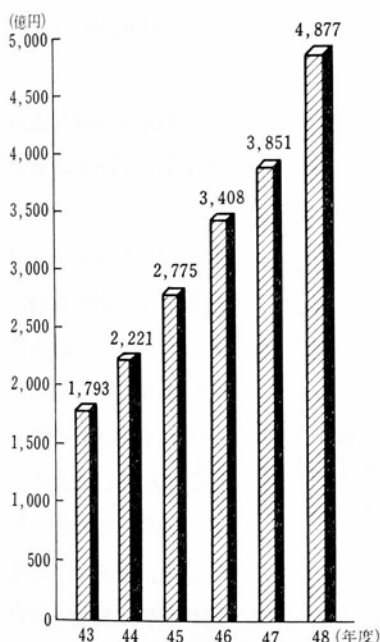
第 32 図 商工費の性質別内訳



このように資金の貸付事業が商工行政の中心となっているのは、地場産業としての中小企業に対する経営運転資金、機械設備の近代化・高度化資金、更に、経済環境の変動に対応するための資金等を低利で貸し付けることによって、中小企業の健全な育成を図ろうとしていることによるものである。

商工費の性質別内訳を前年度と比べると、48年中頃からひっ迫の度を強めた原材料不足に伴う原材料価格の高騰及び金融引締め政策による資金繰り悪化等を反映して、貸付金が1,026億円、26.6%と前年度の増加率(13.0%)

第33図 商工費の貸付金貸付額の推移



を大幅に上回る伸びを示し、物件費46億円、25.3%、人件費103億円、23.8%がこれに次いでいる。普通建設事業費は74億円、15.9%と前年度の伸び(22.7%)を下回っている。

商工費の性質別内訳を団体種類別にみると、都道府県では貸付金が76.9%と商工費の大部分を占め、補助費等(6.9%)、人件費(6.0%)がこれに次ぎ、市町村でも貸付金が46.5%と最も高く、普通建設事業費(14.6%)、補助費等(12.5%)がこれに次いでいる。

商工費のうち貸付金の推移をみると第33図にみられるとおりで、毎年度大きな伸びを示し、貸付金額を昭和43年度と比べると2.72倍となっている。

エ 民生の安定

(ア) 社会福祉行政

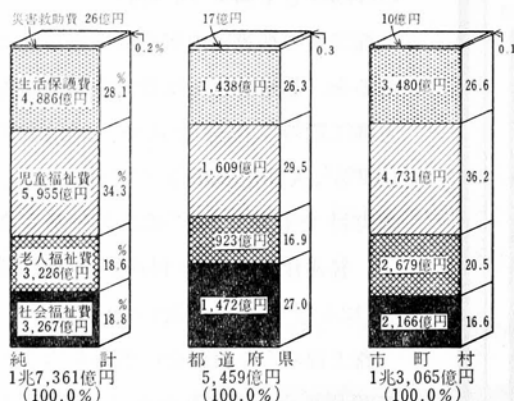
最近における社会経済情勢の進展に伴い、社会福祉行政においては、老人の生活の安定と健康保持、児童の健全な育成、心身障害者のための援護、生活困窮者に対する社会保障、医療費の公費負担等各種の社会福祉対策の強化が急務となっている。

地方公共団体においては、これらの諸問題に対処するため、保育所、老人ホーム、心身障害者福祉施設等の建設や老人医療費の公費負担、生活保護の実施等社会福祉向上のための努力が続けられている。

これらの社会福祉行政の推進に要する経費である民生費の決算額は、1兆7,361億円で、歳出総額の9.9%(都道府県5.5%、市町村15.4%)を占め、前年度(1兆2,744億円)と比べると4,617億円、36.2%と大幅に増加している。

民生費の目的別内訳は、第34図にみられるとおり、保育所の設置運営費等の児童福祉費が民生費総額の34.3%と最も高い比率を占め、生活困窮者に必要な援護を行うための生活保護費(28.1%)、心身障害者対策等に要する経費である社会福祉費(18.8%)、老人ホームの設置運営費、老人医療費等の老人福祉費(18.6%)がこれに次いでいる。

第34図 民生費の目的別内訳



これらを前年度と比べると、老人福祉費が1,399億円、76.6%と大幅な伸びを示し、児童福祉費1,698億円、39.9%、社会福祉費890億円、37.5%と、いずれも大きい伸びを示している。これは、老人医療の無料化の平

年度化、児童手当制度の拡充等により扶助費が大幅に増加したのに加えて、保育所等の施設建設事業費の伸びが大きかったためである。

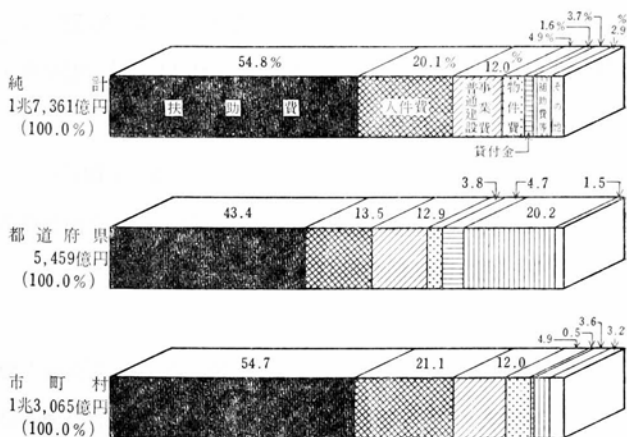
民生費における各目的別経費のうち主なものの推移をみると、老人の健康管理、生活安定等老人福祉の拡充、要保護児童の健全な育成、母子福祉の充実、心身障害者の福祉増進等の経費が拡充されたことを反映して、老人福祉費、児童福祉費、社会福祉費が43年度以来大きな伸びを示している。これに対し、賃金水準の上昇等による被保護人員の減少傾向を反映して、生活保

護費の民生費総額に占める比率は41年度以降毎年低下している。

民生費の目的別内訳を団体種類別にみると、まず、民生費総額においては、福祉行政の窓口である市町村が、都道府県の約2.4倍となっている。これは保育所等の施設の設置及び運営、老人福祉対策の推進が主として市町村によって行われていること及び都市区域における生活保護の事務を市が行っていることによるものである。次に、目的別にその構成比についてみると、都道府県においては児童福祉費が29.5%と最も高く、社会福祉費(27.0%)、生活保護費(26.3%)、老人福祉費(16.9%)がこれに次いでいる。市町村においては児童福祉費が36.2%と最も高く、生活保護費(26.6%)、老人福祉費(20.5%)、社会福祉費(16.6%)がこれに次いでいる。

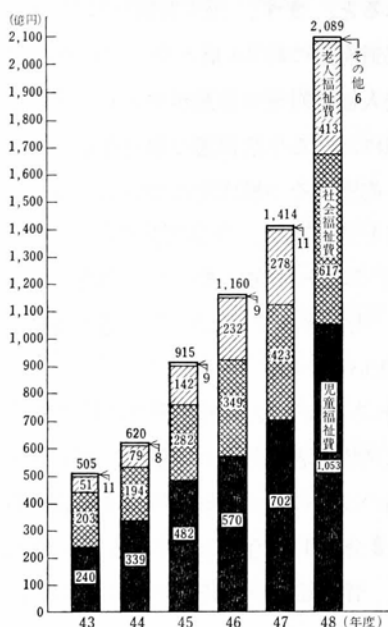
民生費の性質別内訳は第35図にみられるとおりで、被保護者に対する生活扶助費、保育所及び老人ホーム等の入所措置者に対する措置費、医療費公費負担に要する医療扶助費及び児童手当の支給に要する経費等である扶助費が9,510億円で、民生費総額の54.8%と2分の1を超える比率を占め、施設関係職員等の人件費3,498億円(20.1%)、普通建設事業費2,089億円(12.0%)がこれに次いでいる。

第35図 民生費の性質別内訳



これらを前年度と比べると、普通建設事業費が676億円、47.8%と最も大きい伸びを示し、扶助費2,509億円、35.8%、補助費等166億円、34.4%、物

第 36 図 民生費の普通建設事業費の推移



件費 217 億円、34.2%、人件費 873 億円、33.2%、貸付金 69 億円、33.1%とそれぞれ 30% を超す伸びを示している。これは保育所等社会福祉施設の建設事業費の伸びが大きかったこと及び老人医療費の公費負担制度が平年度化したこと等によるものである。

民生費の性質別内訳を団体種類別にみると、都道府県では、扶助費が 43.4% を占め、補助費等(20.2%)、人件費(13.5%)、普通建設事業費(12.9%)がこれに次いでいる。市町村では、扶助費が 54.7% と最も高い比率を占め、人件費(21.1%)、普通建設事業費(12.0%)がこれに次いで

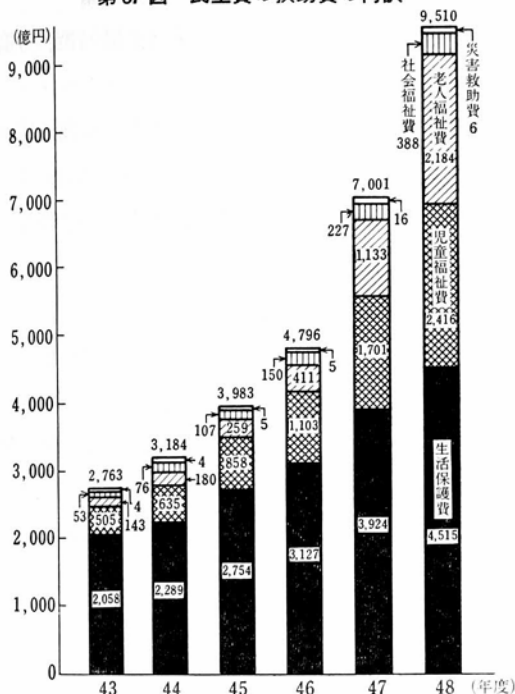
いる。

民生費における普通建設事業費の各目的別推移は、第 36 図にみられるとおりで、昭和 43 年度と比べると、老人福祉費 8.13 倍、児童福祉費 4.38 倍、社会福祉費 3.05 倍となっており、総額では 4.13 倍となっている。

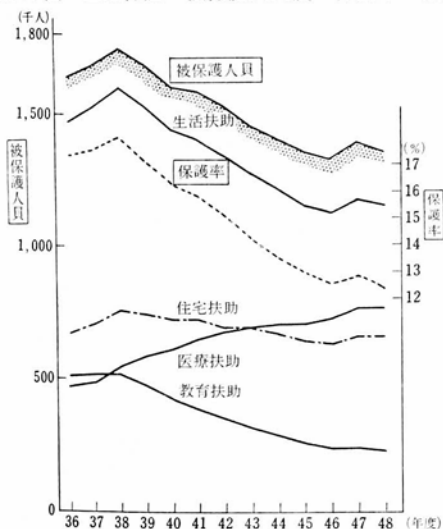
更に、民生費における扶助費の各目的別推移は、第 37 図にみられるとおりで、昭和 43 年度と比べると、老人福祉費 15.24 倍、社会福祉費 7.37 倍、児童福祉費 4.79 倍と扶助費総額の伸び 3.44 倍を大きく上回っており、生活保護費は 2.19 倍にとどまっている。

生活保護の被保護人員及び保護率は、第 38 図にみられるとおりで、雇用情勢の好転、賃金水準の上昇等により昭和 38 年度以降減少傾向が続き、47 年度には沖縄県分が加わったこともあって 5 万 6 千人の増加となったが 48 年度再び 3 万 5 千人の減少となっている。

第 37 図 民生費の扶助費の内訳



第 38 図 生活保護の被保護人員及び保護率の推移



扶助の内訳についてみると、生活扶助及び教育扶助の人員は、47年度に沖縄県分が加わったため増加となったが、48年度は再び減少した。住宅扶助の人員は、38年度以降減少が続いていたが、47年度に増加に転じ、48年度も増加している。医療扶助人員は一貫して増加傾向を示している。

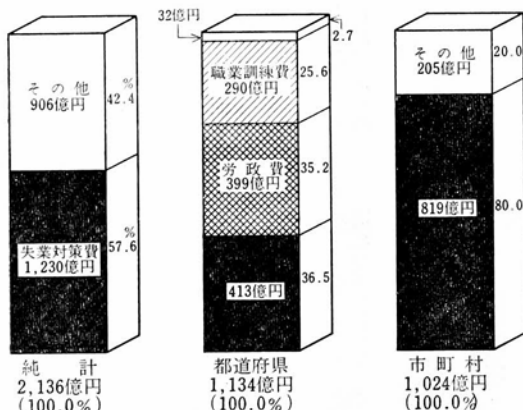
(イ) 労働行政

地方公共団体は、職業技能訓練の充実、労使関係の安定、労働者の福祉増進のための施設整備及び失業対策等の諸施策を推進し、労働者の福祉向上に努めている。

これらの諸施策の推進に要する経費である労働費の決算額は、2,136億円で、歳出総額の1.2%（都道府県1.1%、市町村1.2%）を占め、前年度（1,787億円）と比べると349億円、19.5%の伸びを示している。

労働費の目的別内訳は、第 39 図にみられるとおりで、失業対策費が労働費総額の 57.6% を占め、その他の 42.4% は職業訓練、労働者金融対策、労働者福祉対策等の労政費、労働委員会費等の経費である。

第 39 図 労働費の目的別内訳



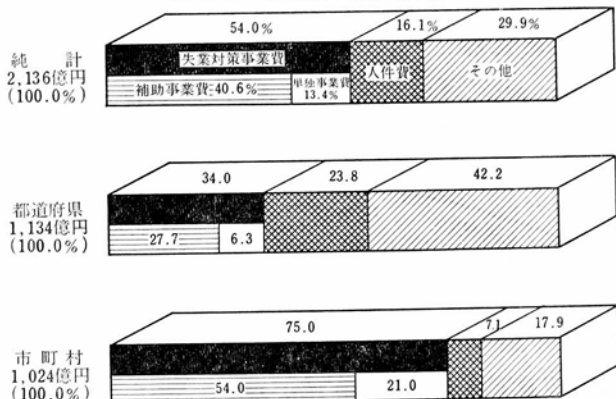
これらを前年度と比べると、失業対策費は 173 億円、16.4%、その他は 176 億円、24.1% 増加している。

また、労働費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県では職業訓練費及び労政費が 60.8%、失業対策費が 36.5% となっているが、市町村では、

失業対策費が 80.0% と労働費総額の大部分を占めている。

労働費の性質別内訳は、第 40 図にみられるとおり、土木関係、清掃関係等の失業対策事業費が 1,154 億円で、労働費総額の 54.0% (うち補助事業費 40.6%) を占め、労政及び職業訓練関係の人件費 343 億円 (16.1%) がこれに次いでいる。

第 40 図 労働費の性質別内訳



オ 保健・衛生と公害防止

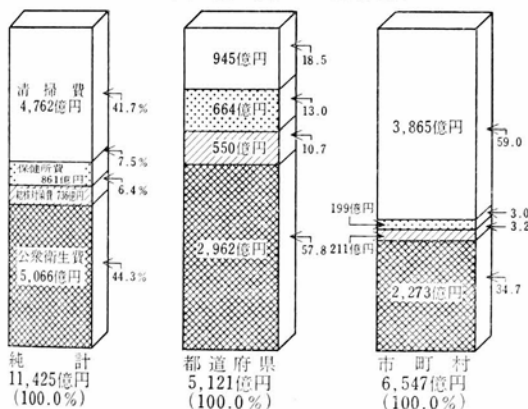
(ア) 保健・衛生

地方公共団体は、住民の健康を確保増進し生活環境の向上を図るため、結核、伝染病、成人病等に対する医療対策、精神衛生対策、食品衛生対策等の諸施策を推進するとともに、し尿・ごみ処理施設の整備、更には公害対策の推進等、住民に密着した諸施策を積極的に講じている。

これらの諸施策の推進に要する経費である衛生費の決算額は1兆1,425億円で、歳出総額の6.5%（都道府県5.2%、市町村7.7%）を占め、前年度（9,056億円）と比べると2,369億円、26.2%増加している。

衛生費の目的別内訳は、第41図にみられるとおり、公衆衛生費（44.3%）及び清掃費（41.7%）の両方で衛生費総額の86.0%とその大部分を占め、保健所費（7.5%）、結核対策費（6.4%）がこれに次いでいる。

第41図 衛生費の目的別内訳



これらを前年度と比べると、公衆衛生費は1,184億円、30.5%と大幅に増加しており、清掃費1,075億円、29.1%、保健所費143億円、19.9%がこれに次いでいる。一方、結核対策費は、32億円、4.2%

の減少となっている。

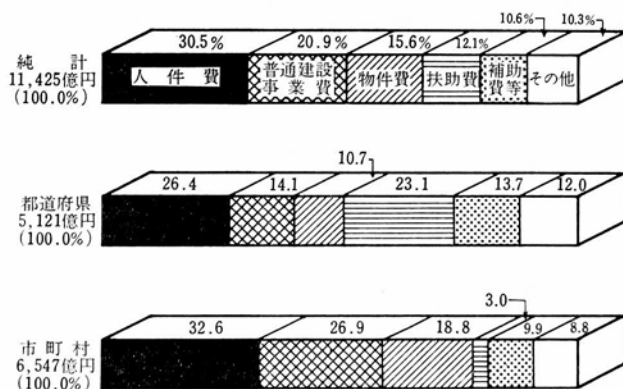
公衆衛生費の伸びが大きかったのは、病院事業会計の経営悪化に対する普通会計からの繰出金が大幅に増加したこと等によるものである。

また、清掃費の伸びが大きかったのは、消費生活水準の向上、産業活動の拡大等に伴い排出されるごみ等廃棄物の増加に対し、これを衛生的に処理するため、昭和47年3月に「廃棄物処理施設整備計画」が策定され、積極的に事業の推進が図られたこと等によるものである。

衛生費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県では精神衛生、食品衛生対策等に係る公衆衛生費の比率が57.8%と最も高く、清掃費(18.5%)、保健所費(13.0%)がこれに次いでいる。市町村ではし尿・ごみの収集処理施設の整備運営等に係る清掃費の比率が59.0%と最も高く、公衆衛生費(34.7%)、結核対策費(3.2%)がこれに次いでいる。

衛生費の性質別内訳は、第42図にみられるとおり、保健所職員、清掃関係職員等の人件費が3,485億円と衛生費総額の30.5%と最も高い比率を占め、普通建設事業費2,386億円(20.9%)、物件費1,777億円(15.6%)、扶助費1,378億円(12.1%)、補助費等1,212億円(10.6%)がこれに次いでいる。

第42図 衛生費の性質別内訳



これらを前年度と比べると、病院事業会計への繰出金の増加が著しかったため補助費等が381億円、45.8%と大幅な伸びを示している。

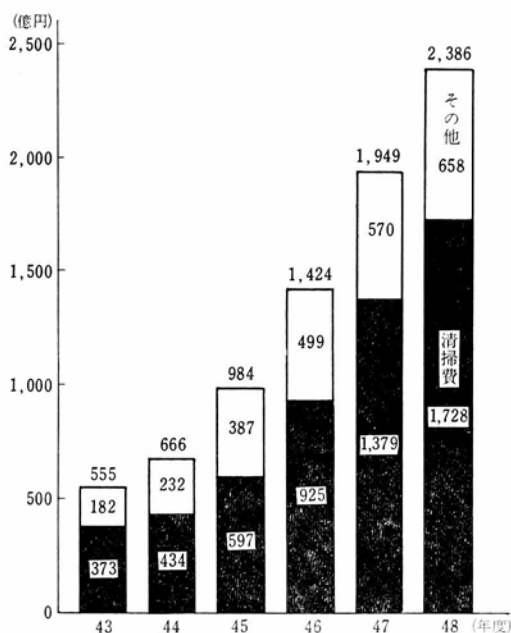
また、普通建設事業費は437億円、22.4%増加しており、うち補助事業費が236億円、36.8%と伸びが著しい。

これらを団体種類別にみると、都道府県では人件費の比率が26.4%と最も高く、扶助費(23.1%)がこれに次いでいる。市町村においても人件費が32.6%と最も高く、普通建設事業費(26.9%)、物件費(18.8%)がこれに次いでいる。

衛生費における普通建設事業費の推移は第43図にみられるとおりで、昭和43年度と比べると4.3倍と大きな伸びを示している。

なお、普通建設事業費の大半は、し尿・ごみ処理施設等廃棄物処理施設の建設のための経費である。

第 43 図 衛生費の普通建設事業費の推移



(1) 公害防止

近年の経済社会の急激な発展に伴い、大気汚染、水質汚濁、騒音及び振動、地盤沈下、悪臭等の公害問題が生じ、これに対する諸施策の強化が緊要となってきている。

このため、地方公共団体は公害の監視、測定体制の強化、下水道等の社会資本の整備等の積極的な公害防止対策を講じている。

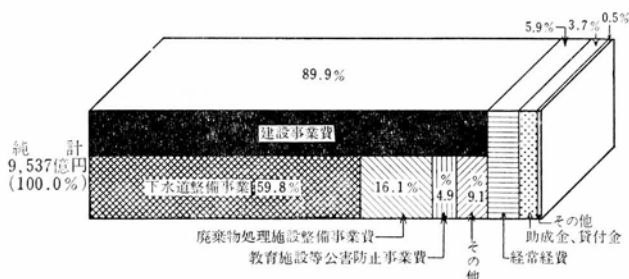
昭和 48 年度において、公害対策基本法に基づく公害防止計画を策定している地域は、第 1 次地域から第 4 次地域までの 21 地域となっている。

一方、昭和 48 年度においてこれら公害問題に対処するため、地方公共団体が支出した経費(公営企業会計に係るものを含む。)は、9,537 億円(都道府県 3,501 億円、市町村 6,036 億円)となっている。これを前年度 8,113 億円

(都道府県 2,998 億円、市町村 5,115 億円) と比べると、1,424 億円、17.5% 増加している。

公害対策経費の内訳は、第 44 図にみられるとおり、建設事業費が 8,524 億円で、公害対策経費の 89.9% と大半を占めている。次いで、人件費、監視測定用の機械器具購入等の経常経費 561 億円 (公害対策経費に占める比率 5.9%)、民間の企業等に対する助成金、貸付金が 354 億円 (3.7%) となっている。

第 44 図 公害対策経費の状況



次に建設事業費の内訳をみると、下水道整備事業費が 5,700 億円で公害対策経費の 59.8% と最も高い比率を占めており、公害対策の中心をなしている。また、前年度 (5,094 億円) と比べると、606 億円、11.9% 増加している。次いで、廃棄物処理施設整備事業費が 1,533 億円 (公害対策経費に占める比率 16.1%)、教育施設等の公害防止事業費が 470 億円 (4.9%) となっている。

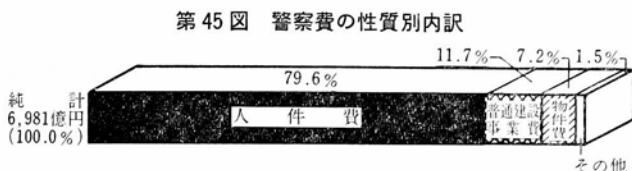
カ 警察と消防

(ア) 警察行政

犯罪の予防、交通安全の確保その他地域社会の秩序と安全を維持し、国民の生命財産を保護すること等が、警察行政の任務である。また、近年モータリゼーションの進展等により発生する交通事故の防止のための交通安全行政の充実強化が重要となっている。

警察費の決算額は 6,981 億円で、歳出総額の 4.0% を占め、前年度 (5,618 億円) と比べると 1,364 億円、24.3% 増加している。

警察費の性質別内訳は、第45図にみられるとおり、警察官等の人件費が5,559億円で、警察費総額の79.6と最も高い比率を占め、交通信号機の設置等の普通建設事業費816億円(11.7%)、物件費500億円(7.2%)がこれに次いでいる。



これらを前年度と比べると、普通建設事業費が166億円、25.6%と大きい伸びを示し、人件費1,093億円、24.5%、物件費86億円、20.8%がこれに次いでいる。

次に、警察職員数についてみると、国家公務員である警視正以上の階級にある地方警務官を除く都道府県警察職員は、昭和49年4月1日現在22万人(前年度21万4千人)であり、そのうち警察官は18万9千人で、前年度(18万4千人)と比べると5千人、2.9%増加している。また、警察事務職員は3万人で、前年度と同数である。

なお、年々増加を続けてきた交通事故の人身に係る事故件数は、昭和44年をピークとして昭和45年以降減少に転じ、昭和48年には58万7千件と前年(65万9千件)と比べ7万3千件、11.0%減少している。

また、交通事故に係る業務上等過失致死傷害罪の発生件数も昭和45年(65万3千件)をピークに昭和46年以降減少を続けており、昭和48年には53万8千件と前年(59万5千件)と比べ5万6千件、9.5%減少している。

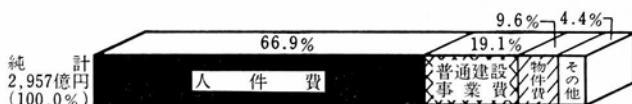
(1) 消 防 行 政

近年、高層化、深層化していく建築物、日常生活における各種危険物品のはん蓋、石油コンビナート及び危険物貯蔵所の増加等に伴い火災等による災害は、複雑多様化する傾向にある。このような事態に対処し地域住民の生命財産を守るため、地方公共団体は、消防力の近代化、消防組織の常備化、広域化等消防力の充実強化を図るとともに救急体制の整備を行ってきている。

これらの諸施策の推進に要する経費である消防費の決算額は2,957億円
で、歳出総額の1.7%(都道府県0.5%、市町村3.0%)を占め、前年度(2,306
億円)と比べると651億円、28.2%増加している。

消防費の性質別内訳は、第46図にみられるとおり、消防関係職員の人件
費が1,978億円で、消防費総額の66.9%と3分の2を占め、消防自動車、救
急自動車等の購入、消防庁舎の建設等の普通建設事業費566億円(19.1%)、
物件費283億円(9.6%)がこれに次いでいる。

第46図 消防費の性質別内訳



火災発生件数は、昭和48年において7万3千件と前年(5万8千件)に比
べると1万5千件増加しており、総損害額は1,138億円、死傷者数は1万
1,700人で、前年(841億円、1万1,400人)と比べると総損害額は297億円、
35.3%、死傷者数は3百人、約3%増加している。

なお、消防行政の一環としての救急業務は、各種災害の増大等により、救
急搬送等の業務量は依然として増加しており、昭和48年中の救急出場件数
は134万件(前年114万5千件)で、そのうち交通事故による出場件数は31万
8千件に達している。また、救急業務を実施している市町村の数も増加して
おり、昭和49年4月1日現在2,429団体で、前年度(2,126団体)と比べると
303団体、14.3%増加している。救急業務が消防の業務として法制化された
昭和38年の実施市町村数を100とすれば、昭和49年は1,135と大幅な伸び
を示しており、特に昭和46年以降の伸びは著しいものがある。

5 地方経費の構造

地方公共団体の経費を性質別に分類すると、投資的経費、義務的経費及び
その他の経費に大別されるが、これらの状況をみると、次のとおりである。

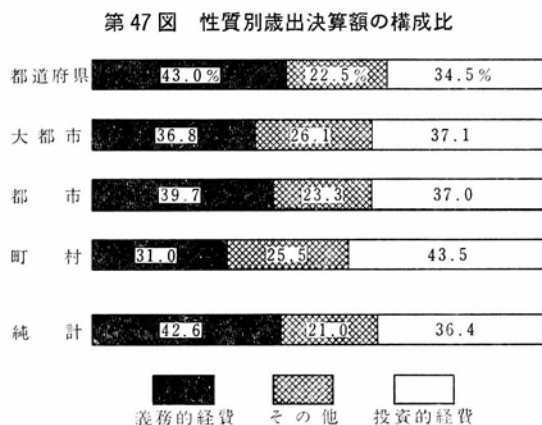
区 分	決 算 額			決算額構成比		増減額構成比		対前年度増減率	
	48年度	47年度	増減額	48	47	48	47	48	47
	億円	億円	億円	%	%	%	%	%	%
人 件 費	56,822	45,460	11,362	32.5	31.1	39.8	27.6	25.0	19.7
物 件 費	10,867	8,727	2,140	6.2	6.0	7.5	5.2	24.5	19.0
維持補修費	2,329	1,995	334	1.3	1.4	1.2	1.0	16.7	15.7
扶助費	11,078	8,492	2,586	6.3	5.8	9.1	9.4	30.4	42.6
補助費等	7,277	5,833	1,444	4.2	4.0	5.1	4.0	24.8	23.1
普通建設事業費	59,573	53,012	6,561	34.1	36.3	23.0	35.5	12.4	22.2
補助事業費	32,101	30,044	2,057	18.4	20.6	7.2	25.3	6.8	29.5
単独事業費	25,374	20,790	4,584	14.5	14.2	16.1	8.2	22.0	12.0
国直轄事業負担金	2,098	2,178	△ 80	1.2	1.5	△ 0.3	2.0	△ 3.7	34.2
災害復旧事業費	2,952	3,593	△ 641	1.7	2.5	△ 2.2	6.5	△ 17.8	95.4
失業対策事業費	1,154	981	173	0.7	0.7	0.6	0.2	17.6	△ 4.9
公 債 費	6,512	5,683	829	3.7	3.9	2.9	5.0	14.6	31.2
積 立 金	2,354	1,694	660	1.3	1.2	2.3	2.6	39.0	69.2
投資及び出資金	1,207	1,011	196	0.7	0.7	0.7	0.6	19.4	20.1
貸 付 金	9,455	7,564	1,891	5.4	5.2	6.6	2.6	25.0	10.2
繰 出 金	3,073	2,030	1,043	1.8	1.4	3.7	0.2	51.4	3.4
前年度繰上充用金	86	107	△ 21	0.0	0.1	△ 0.1	0.0	△ 19.6	13.1
合 計	174,739	146,183	28,556	100.0	100.0	100.0	100.0	19.5	22.7

区 分	48 年 度		財 源					内 訳						
	決 算 額		国 庫 金	使 用 料	分 担 料	担 附 金	地 方 債		そ の 他 特 定 財 源		一 般 財 源			
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%		
人 件 費	56,822	100.0	8,921	15.7	980	1.7	92	0.2	—	—	373	0.7	46,456	81.8
物 件 費	10,867	100.0	805	7.4	908	8.4	92	0.8	4	0.0	619	5.7	8,439	77.7
維持補修費	2,329	100.0	50	2.1	274	11.8	52	2.2	—	—	76	3.3	1,877	80.6
扶助費	11,078	100.0	7,655	69.1	46	0.4	193	1.7	—	—	62	0.6	3,122	28.2
補助費等	7,277	100.0	812	11.2	89	1.2	57	0.8	—	—	433	6.0	5,886	80.9
普通建設事業費	59,573	100.0	15,643	26.3	82	0.1	1,758	3.0	14,208	23.8	4,377	7.3	23,505	39.5
補助事業費	32,101	100.0	15,643	48.7	6	0.0	970	3.0	6,469	20.2	1,113	3.5	7,900	24.6
単独事業費	25,374	100.0	—	—	74	0.3	730	2.9	6,963	27.4	3,259	12.8	14,348	56.5
国直轄事業負担金	2,098	100.0	—	—	1	0.0	57	2.7	776	37.0	7	0.3	1,257	59.9
災害復旧事業費	2,952	100.0	2,115	71.6	—	—	15	0.5	588	19.9	75	2.5	159	5.4
失業対策事業費	1,154	100.0	501	43.4	—	—	1	0.1	36	3.1	11	1.0	605	52.4
公 債 費	6,512	100.0	60	0.9	350	5.4	7	0.1	—	—	416	6.4	5,679	87.2
積 立 金	2,354	100.0	25	1.1	4	0.2	100	4.2	—	—	428	18.2	1,797	76.3
投資及び出資金	1,207	100.0	14	1.2	—	—	7	0.6	326	27.0	38	3.1	822	68.1
貸 付 金	9,455	100.0	105	1.1	2	0.0	2	0.0	837	8.9	7,093	75.0	1,416	15.0
繰 出 金	3,073	100.0	9	0.3	1	0.0	20	0.7	19	0.6	204	6.6	2,820	91.8
前年度繰上充用金	86	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	86	100.0
合 計	174,739	100.0	36,714	21.0	2,737	1.6	2,397	1.4	16,018	9.2	14,205	8.1	102,668	58.8

(1) 概 況

昭和48年度歳出決算額(17兆4,739億円)の性質別構成比をみると、普通建設事業費が最も大きな比率を示し、34.1%を占めているが、前年度(36.3%)と比べると、2.2%低くなっている。人件費はこれまで毎年度低下の傾向を示していたが、48年度においては、32.5%で、前年度(31.1%)と比べ1.4%高まっており財政硬直化の重大な要因となってきている。この両者で全体の3分の2を占めているが、そのほかでは、扶助費(6.3%)、物件費(6.2%)、貸付金(5.4%)、補助費等(4.2%)がこれに次いでいる。

なお、前年度の比率を下回ったものは、維持補修費、普通建設事業費、災害復旧事業費及び公債費である。

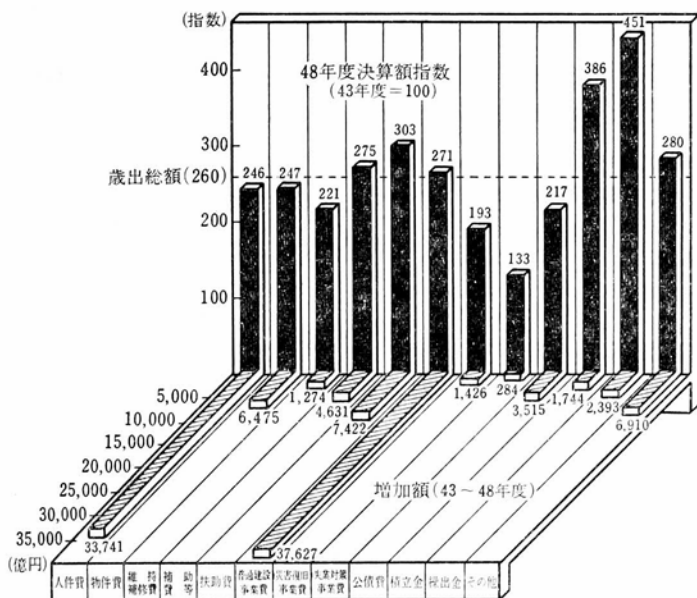


団体種類別に義務的経費と投資的経費の構成比をみると、第47図にみられるとおりである。義務的経費の歳出総額に占める比率は、都道府県(43.0%)が市町村(37.8%)に比べて高くなっている。こ

れは、都道府県が義務教育諸学校教職員及び警察職員の給与を支弁しているためである。また、市町村のうち町村における義務的経費の比率が31.0%と低いのは、都市と異なり、生活保護等の実施が都道府県によって行われているからである。

性質別の歳出決算額の推移は、第48図にみられるとおりで、昭和43年度と比べると、特に、繰出金が4.51倍と大きい伸びを示しており、積立金(3.86倍)、扶助費(3.03倍)、補助費等(2.75倍)、普通建設事業費(2.71倍)も歳出総額の伸び(2.60倍)を上回っている。

第48図 性質別歳出決算額の増加状況



(2) 投資的経費

最近における経済の発展と国民生活の現状からみて、社会資本の整備には相対的な立ち遅れがみられ、地方公共団体は、これに対処するため、総合的、計画的に公共投資を行うことを要請されている。

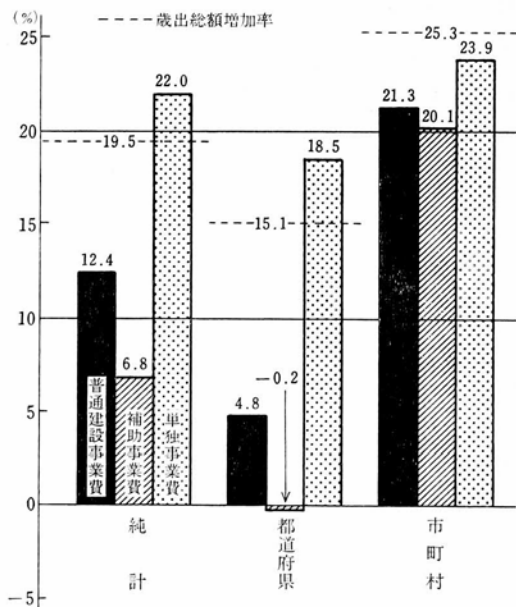
投資的経費は、道路・橋りょう、学校、公営住宅の建設等行政水準の向上に直接寄与する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

投資的経費の決算額は、6兆3,679億円で、歳出総額の36.4%（都道府県34.5%、市町村39.0%）を占め、前年度5兆7,586億円と比べると6,092億円、10.6%増加している。また、その構成比は、普通建設事業費93.6%（前年度92.1%）、災害復旧事業費4.6%（6.2%）、失業対策事業費1.8%（1.7%）となっている。

ア 普通建設事業費

昭和48年度の普通建設事業費の決算額は5兆9,573億円で、前年度(5兆3,012億円)と比べると、総需要抑制策による公共事業等の執行の繰延べ措置等により、6,561億円、12.4%の増加にとどまっている。

第49図 普通建設事業費の増加状況(対前年度増加率の対比)



普通建設事業費の増加状況は、第49図にみられるとおりで、補助事業費は6.8%と前年度の増加率(29.5%)を大幅に下回っているのに対し、単独事業費は22.0%と前年度の増加率(12.0%)を上回り、地方公共団体が生活関連社会資本の整備を重点的に推進したことを示している。

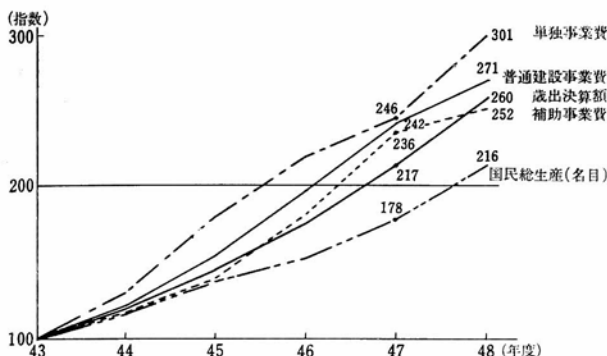
第50図は、普通建設事業費の増加状況を、昭和43年度を100

とした指数で示したものであるが、過去5か年度間で、単独事業費は3.01倍となり、その増加率は、補助事業費(2.52倍)を上回っている。

普通建設事業費は全体で2.71倍と、歳出決算額(2.60倍)及び国民総生産(2.16倍)の伸びを上回っている。これは、地方公共団体が、生活環境施設の整備を積極的に推進してきたことを示すものである。

普通建設事業費の決算額を団体種類別にみると、都道府県は3兆1,517億円、市町村は3兆1,172億円であり、歳出総額に占める比率は市町村(36.8%)が都道府県(31.8%)に比べて高くなっている。また、普通建設事業費に占める補助事業費及び国直轄事業負担金の比率は、都道府県(68.4%)が市町村

第50図 普通建設事業費の推移



(44.7%)に比べて高くなっており、公共事業が都道府県を通じて、より多く実施されていることを示している。

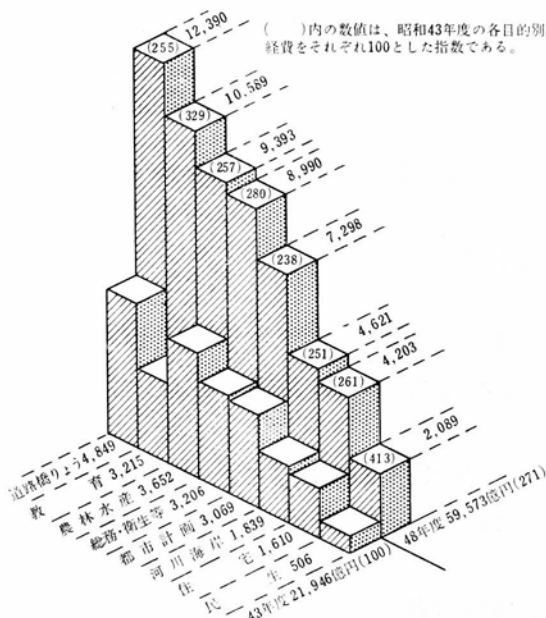
次に、普通建設事業費の増加率を団体種類別にみると、市町村は21.3%で前年度(22.6%)をわずかに下回っているのに対し、都道府県は4.8%で前年度(22.0%)を大幅に下回っている。

(ア) 普通建設事業費の目的別内訳

普通建設事業費の目的別内訳をみると、道路橋りょう費が1兆2,390億円、20.8%と最も高い比率を占めており、街路整備及び区画整理等の都市計画費7,298億円(12.3%)、農道及び農業基盤整備等の農地費5,115億円(8.6%)、河川海岸費4,621億円(7.8%)、小学校費4,374億円(7.3%)、住宅費4,203億円(7.1%)がこれに次いでいる。また、目的別に増加率をみると、地方公共団体が各種福祉施設の整備を積極的に推進したことを反映して、児童福祉費(49.9%)、老人福祉費(48.7%)、社会福祉費(46.1%)等の伸びが大きく、道路橋りょう費(3.2%)、河川海岸費(0.9%減)、農地費(5.2%)等は、総需要抑制策により、前年度の伸びを大きく下回っている。

普通建設事業費の各目的別の推移は、第51図にみられるとおり、昭和43年度と比べると、総額で2.71倍となっており、このうち、民生費は4.13倍と最も大きい伸びを示している。この内訳をみると老人ホームの建設等老人福祉費が8.13倍、保育所の建設等児童福祉費が4.38倍となっている。また、教育費は3.29倍となっているが、このうち社会教育費(4.97倍)及び小学校

第 51 図 普通建設事業費の目的別増加状況



費(3.41倍)の伸びが大きい。

なお、道路橋りょう費は2.55倍、農林水産業費は2.57倍の伸びにとどまっている。

普通建設事業費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県では、道路橋りょう費(24.4%)、農地費(13.3%)、河川海岸費(13.0%)等の産業基盤整備及び国土保全関係経費の比率が高い。市町村

では、道路橋りょう費(16.1%)、都市計画費(14.8%)、小学校費(14.0%)等地域生活に密接な関係のある経費の比率が高く、このほか、最近では中学校費(6.8%)、清掃費(4.5%)、児童福祉費(2.8%)等環境衛生、教育、福祉関係経費の比率が高くなっている。

地方公共団体が公共施設の整備を推進する上で、用地取得費は大きな財政負担となっている。すなわち用地取得費の決算額は、都道府県5,072億円、市町村6,657億円で、それぞれ普通建設事業費の16.1%(前年度16.6%)、21.4%(21.1%)を占めており、また、団体種類別にその増加状況を見ると、都道府県は87億円、1.7%、市町村は1,231億円、22.7%の伸びとなっている。

用地取得費1兆1,729億円の財源内訳をみると、地方債の比率が43.0%と最も高く、一般財源等27.7%、国庫支出金18.0%等となっている。

(イ) 補助事業費

国からの補助金又は負担金を受けて施行する補助事業費は、総需要抑制策に

より、公共事業が繰り延べられたこともあって、決算額は3兆2,101億円で、前年度(3兆44億円)と比べて2,057億円、6.8%の微増となっている。この増加率は、前年度の増加率(29.5%)及び歳出総額の増加率(19.5%)を大幅に下回っている。これを団体種類別にみると、都道府県は45億円、0.2%減少し、前年度の増加率(29.1%)を大幅に下回っており、市町村の増加率も20.1%と前年度(29.8%)を下回っている。

補助事業費の増加率を目的別にみると、道路橋りょう費2.3%減(前年度30.1%増)、河川海岸費8.2%減(41.5%増)及び林業費3.0%減(34.1%増)は、いずれも減少しているのに対し、小学校費28.7%(18.9%)、中学校費23.2%(19.8%)及び高等学校費12.8%(8.6%)は、前年度の伸びを上回っている。また、目的別に構成比をみると、道路橋りょう費(16.1%)、都市計画費(14.0%)、農地費(12.8%)等の産業基盤整備に要する経費の比率が高いが、最近では、生活基盤の整備に対する住民要求に対応し、環境衛生、教育・文化施設に対する投資が増え、清掃費(2.3%)、小学校費(8.4%)、中学校費(3.5%)等の比率が高まってきている。

(ウ) 単 独 事 業 費

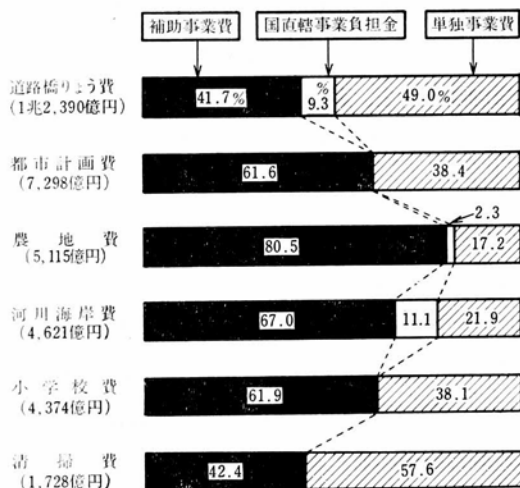
地方公共団体が、国の補助を受けずに自主的に施行している単独事業費の決算額は、2兆5,374億円で、前年度(2兆790億円)と比べると4,584億円、22.0%増加している。この増加率は、前年度の増加率(12.0%)を大きく上回り、歳出総額に占める構成比も前年度14.2%から14.5%へと高まっている。

団体種類別に増加率をみると、都道府県では18.5%(前年度6.3%)、市町村では23.9%(16.6%)といずれも前年度の増加率を上回っている。

単独事業費の増加率を目的別にみると、道路橋りょう費8.9%(前年度17.2%)及び清掃費16.2%(35.1%)は、前年度の伸びを下回っているが、他の経費は、いずれも前年度の伸びを上回っている。また、目的別に構成比をみると、道路橋りょう費(23.9%)の比率が最も高く、都市計画費(11.0%)、小学校費(6.6%)の比率がこれに次いでいる。

補助事業費と単独事業費の構成比を目的別にその主なものについてみると、第52図にみられるとおり、補助事業費の占める比率が高いのは、農地費

第 52 図 普通建設事業費の目的別の状況



及び河川海岸費であり、清掃費及び道路橋りょう費においては、単独事業費の比率が比較的高くなっている。これは、地方公共団体が、し尿・ごみ処理施設、生活関連市町村道等の整備を地域住民の要請にこたえて、重点的に推進していることによるものである。

(エ) 国直轄事業負担金

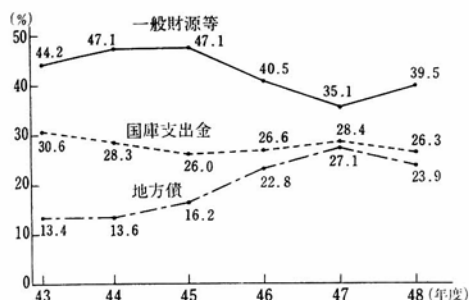
国が、土木その他の建設事業を直轄で施行する場合において、法令により、地方公共団体がその経費の一部を負担する国直轄事業負担金の決算額は、2,098億円で、前年度(2,178億円)と比べると80億円、3.7%減少している。国直轄事業負担金を目的別にみると、道路橋りょう費(54.8%)、河川海岸費(24.4%)、港湾費(13.6%)の三者で全体の92.8%を占めている。

なお、国直轄事業負担金を団体種類別にみると、都道府県が全体の(93.0%)とその大部分を占めており、市町村はわずか7.0%に過ぎない。

(オ) 普通建設事業費の充当財源

普通建設事業費に充当された財源の構成比の推移は、第53図にみられるとおりであり、一般財源等の充当額は、前年度と比べて26.1%増加し、構成比も35.1%から39.5%へと高まった。一方、地方債は厳しい抑制措置により、前年度と比べて144億円、1.0%減少し、構成比も27.1%から23.9%へと低下している。また、国庫支出金の構成比も28.4%から26.3%へと低下し、国庫支出金と地方債の合計額の普通建設事業費の財源総額に占める比率は50.2%となり、前年度(55.5%)と比べて大幅に低下している。

第53図 普通建設事業費の財源構成比の推移



イ 災害復旧事業費

災害復旧事業費は、昭和48年発生災害が少なかったため、決算額は2,952億円と、前年度(3,593億円)と比べると641億円、17.8%の減少となっている。

これを性質別にみると、補助事業費の決算額は2,742億円で、前年度(3,285億円)と比べると543億円、16.5%と大幅に減少している。また、単独事業費(83億円、32.5%減)及び国直轄事業負担金(15億円、28.7%減)も前年度を大幅に下回っている。

また、これを目的別にみると、道路、河川、海岸、港湾、漁港等の公共土木施設災害の復旧事業費は2,102億円、農地、農業用施設等の農林水産施設災害復旧事業費は721億円となっており、この両者で総額の95.6%を占めている。

次に、災害復旧事業費に充当された財源についてみると、国庫支出金(71.6%)及び地方債(19.9%)が大部分を占めており、一般財源等の占める比率は5.4%に過ぎない。

昭和48年度末における年災別災害復旧事業の進捗状況を、補助事業及び国直轄事業についてみると、昭和47年災害については、復旧所要額5,210億円に対し4,242億円、81.4%が実施されており、48年災害については復旧所要額962億円に対し300億円、31.2%が実施されている。

なお、46年災害については、48年度末までに復旧を完了している。

ウ 失業対策事業費

失業者に就職の機会を与えるために道路の補修や公園の清掃等の事業を行う失業対策事業費の決算額は1,154億円で、前年度(981億円)と比べて173億円、17.6%増加している。

これを性質別にみると、補助事業費が867億円で75.1%、単独事業費が

287 億円で 24.9% を占めている。また、財源についてみると、国庫支出金が 501 億円で 43.4%、一般財源等が 605 億円で 52.5% を占めている。

(3) 義務的経費

義務的経費は、その支出が義務付けられている経費で、人件費、扶助費及び公債費からなっている。

義務的経費の決算額は 7 兆 4,412 億円で、前年度 (5 兆 9,636 億円) と比べて 1 兆 4,776 億円、24.8% 増加し、43 年度以降最も高い増加率を示している。

義務的経費の内訳をみると、特に、この経費の約 80% を占める人件費は、人事院勧告が高率 (15.39%) であったこと等により 5 兆 6,822 億円となっており、その増加率は 25.0% と前年度 (19.7%) を大幅に上回る極めて高い伸びを示している。増加額では、前年度 (7,468 億円) を 3,894 億円上回る 1 兆 1,362 億円に達している。

また、扶助費は、老人医療の無料化の平年度化、児童手当制度の拡充等によって 1 兆 1,078 億円となっており、前年度と比べると 2,585 億円、30.4% 増加し、増加率では前年度 (42.6%) を下回ったものの、引き続き大幅に増加している。

公債費は、6,512 億円と、前年度 (5,683 億円) と比べると 829 億円、14.6% 増加している。

このように義務的経費の増加率 (24.8%) が歳出総額の増加率 (19.5%) を 5.3% も上回ったのは、公債費の増加率が前年度の増加率 (31.2%) を大幅に下回ったものの、人件費及び扶助費の増加率が極めて高かったことによるものである。この結果、歳出総額に占める義務的経費の割合 (42.6%) は前年度 (40.8%) と比べて 1.8% 高まり、財政硬直化の進行を顕著に示している。

ア 人 件 費

人件費は、一般職等の職員の給与、地方公務員共済組合負担金、退職金、恩給、議員報酬等からなっている。

人件費の決算額は、5 兆 6,822 億円で、前年度 (4 兆 5,460 億円) と比べる

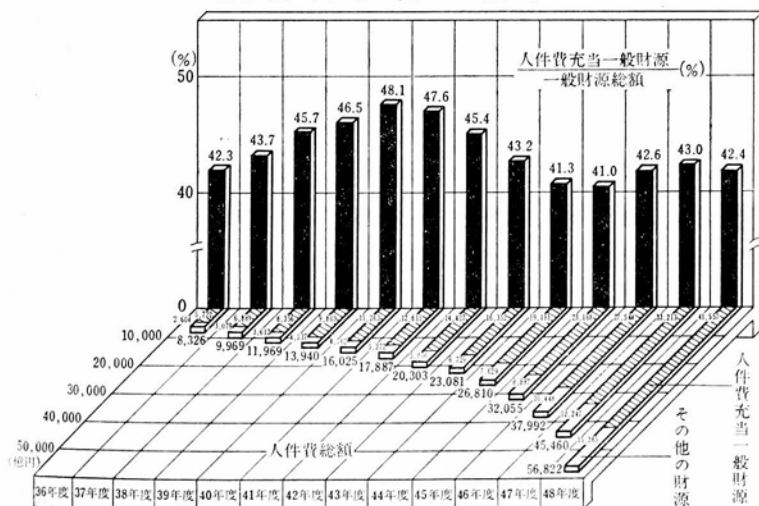
と1兆1,862億円、25.0%増加している。

人件費の歳出総額に占める比率は、昭和45年度以降低下してきたが、48年度においては32.5%と前年度(31.1%)と比べ1.4%高まり、再び45年度に近い比率を示し、財政構造の硬直化をもたらす要因となってきた。

人件費の歳出総額に占める比率を団体種類別にみると、都道府県は36.6%(前年度34.1%)で、義務教育諸学校教職員及び警察職員の給与を支弁しているため、市町村の24.3%(前年度23.8%)に比べてかなり高い比率を示している。人件費の増加額が歳出総額の増加額に占める比率を団体種類別にみると、都道府県52.9%(前年度29.0%)、市町村26.2%(22.3%)といずれも前年度と比べて高くなっている。このように、都道府県の比率が著しく高まったのは、人件費の大幅な伸びに加えて総需要抑制策により普通建設事業費の増加率が大幅に鈍化したこと等によるものである。

昭和36年度以降における人件費は、第54図にみられるとおりで、毎年度増加している。その要因としては、地方公務員の給与改定が人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて毎年度実施されていること及び教育関係の職員、社会福祉施設、清掃、消防等の住民サービス部門の職員、警察官等が増加していること等が挙げられるが、最近においては、これらに加えて国

第54図 人件費の推移



の水準を上回る給与、国の支給範囲又は率を超える給与の支給等が人件費増加の要因となってきている。

(ア) 人件費の内訳

人件費の内訳をみると、職員給が83.1%と最も高い比率を占め、地方公務員共済組合負担金(6.8%)、退職金(4.8%)がこれに次いでいる。また、退職金の増加率は、人事院勧告による給与改定の実施時期が4月1日となったこと等に伴い、48年3月末退職予定者の相当数が4月1日以降退職となったため、これらの者に係る退職手当額が48年度に持ち越され、更に48年度の給与改定分が加算されたこともあって、39.7%と人件費中最も高い伸びを示している。

人件費の内訳を団体種類別にみると、職員給の比率は都道府県84.2%(前年度84.8%)、市町村81.1%(80.6%)であり、退職金の比率も都道府県5.4%(前年度4.6%)、市町村3.8%(3.8%)と都道府県が市町村を上回っている。議員、委員等報酬手当及び特別職の給与は、都道府県0.9%(前年度1.0%)に比べて市町村は7.5%(8.0%)と比率が高い。

人件費の財源についてみると、一般財源等が81.8%(前年度81.2%)と大部分を占めており、国庫支出金が15.7%(16.2%)でこれに次いでいる。これを更に団体種類別にみると、一般財源等の比率は、都道府県75.6%(前年度75.1%)、市町村90.5%(90.1%)と市町村が都道府県より高いのに対し、国庫支出金の比率は、都道府県が22.9%(前年度23.3%)と市町村の2.6%(2.5%)に比べて高くなっている。これは都道府県が支弁している義務教育諸学校教職員の人件費について国庫負担制度が設けられていることによるものである。

(イ) 職員給

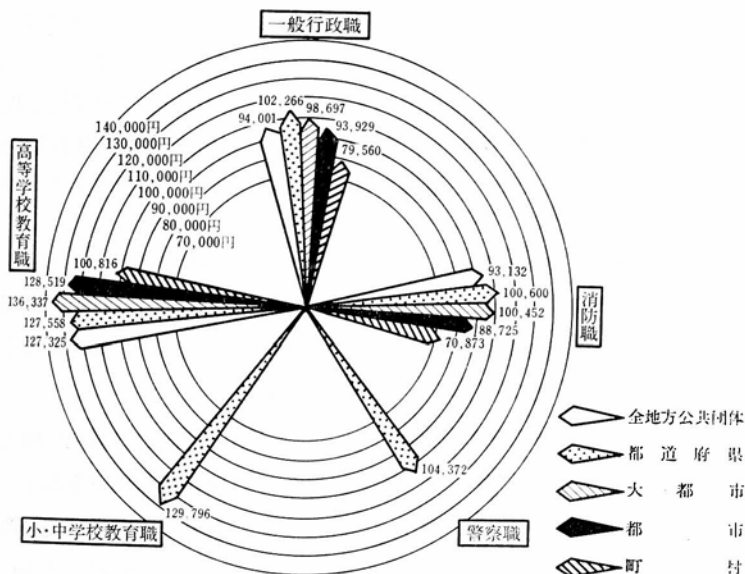
職員給総額は、4兆7,198億円で、前年度(3兆7,878億円)と比べると9,320億円、24.6%増加している。職員給総額の構成比をみると、教育関係が48.6%(前年度49.2%)で、圧倒的に高い比率を占めているが、年々その比率は低下し、反面、民生関係6.7%(前年度6.3%)、衛生関係6.8%(6.5%)、消防関係3.6%(3.4%)等の比率が高まっている。

職員給の部門別構成比を団体種類別にみると、都道府県では、職員給総額3兆516億円のうち、教育関係63.2%(前年度63.5%)と警察関係15.3%(15.2%)の両者で全体の78.5%を占めている。市町村では、職員給総額1

兆6,682億円のうち、総務企画関係(税務事務等を含む)が27.8%(前年度28.9%)と最も高い比率を占め、次いで、教育関係21.9%(前年度21.9%)、民生関係15.0%(14.2%)、衛生関係11.7%(11.5%)等となっている。

また、昭和49年4月1日現在における地方公務員(全会計)の1人当たり平均給料月額を主な職種別にみると、第55図のとおりであり、小・中学校教育職、高等学校教育職がそれぞれ129,796円(対前年度増加率27.0%)、127,325円(23.0%)と比較的高く、警察職104,372円(19.0%)、一般行政職94,001円(18.8%)、消防職93,132円(26.6%)を上回っている。

第55図 平均給料月額(全会計、団体種類別、職種別)



なお、昭和49年4月1日現在の一般行政職について、学歴別、経験年数別によるラスパイレズ方式により求めた指数は、国家公務員を100とした場合、都道府県111.3(前年同期110.1)、指定都市116.1(116.2)、市113.8(111.4)、町村99.2(96.6)、全団体平均110.6(108.7)となっており、前年同期と比べ全団体平均で1.9上昇し、町村を除いていずれも国の水準を大きく上回っている。このような高い給与水準は、人件費の増嵩の大きな要因であるので、地方公共団体は、その適正化のために格段の努力を払う必要がある。

(ウ) 地方公務員の数

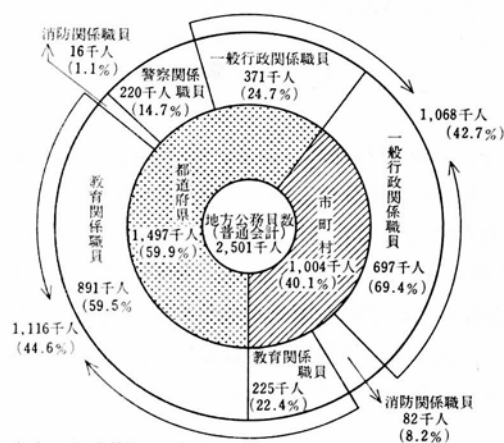
地方公共団体の普通会計で給与を支弁している職員数は、昭和49年4月

1日現在250万1千人で、前年同期(240万1千人)と比べると10万1千人、4.2%増加している。これは、最近の社会情勢の変化に伴う行政需要の多様化と高度化に対し、処住民生活に密着したサービスを提供するため、民生、衛生関係職員(3万1千人増)、教育関係職員(3万5千人増)、消防関係職員(8千人増)等が増加したことによるものである。例えば、民生、衛生関係職員の主なものについて前年度と比べると、保育所関係1万3千人、14.9%(昭和49年4月1日現在9万7千人)、社会福祉施設関係2千人、7.3%(3万6千人)、し尿・ごみ処理等の清掃施設関係4千人、5.8%(7万9千人)とそれぞれ増加している。

最近における地方公共団体の職員数は、43年4月1日から48年4月1日までの5年間に32万2千人(沖縄関係分を除く。)15.7%増加しており、増加数、増加率とも年々増嵩の傾向を示している。職員数の増加は、人件費を膨脹させ、財政硬直化の要因となるので、地方公共団体は、行政機構の簡素合理化、職員の適正配置、新陳代謝の促進等を図って、極力これを抑制するよう努める必要がある。

職員数の構成は、第56図にみられるとおり、教育関係職員111万6千人(44.6%)、一般行政関係職員106万8千人(42.7%)、警察関係職員22万人(8.8%)及び消防関係職員9万8千人(3.9%)で教育関係職員の比率が最も高い。

第56図 地方公務員数の構成



(注) 地方公務員数は、昭和49年4月1日現在の地方公務員給与実態調査による。

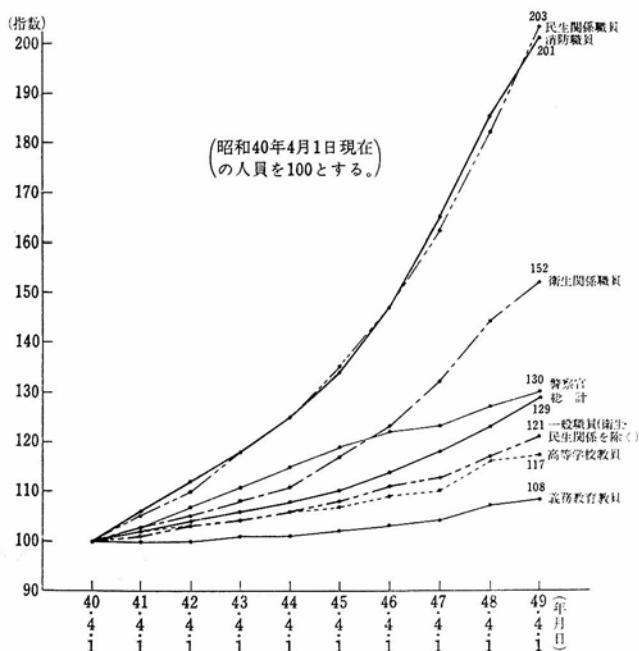
地方公務員数の構成を団体種類別にみると、都道府県職員には義務教育諸学校教職員が含まれている関係もあって、全体の59.9%(前年同期60.9%)を占めている。そのうち教育関係職員は59.4%と最も高く、以下、一般行政関係職員24.7%(24.9%)、警察関係職員14.7%(14.6%)、

消防関係職員 1.1%(1.1%)となっている。市町村職員は、全体の 40.1% (前年同期 39.1%)を占めており、そのうち一般行政関係職員 69.4%(69.4%)、教育関係職員 22.4%(22.6%)、消防関係職員 8.2%(8.0%)となっている。

なお、一般行政関係職員を行政部門別にみると、企画・総務部門 25 万 6 千人(総職員数に占める比率 10.2%)、民生部門 21 万 1 千人(8.5%)、土木部門 17 万 6 千人(7.0%)、衛生部門 16 万 1 千人(6.4%)等となっている。

行政部門別職員の増加状況は、第 57 図にみられるとおり、民生、衛生、消防等直接住民サービスを担当する職員が、他の部門に比べて高い伸びを示している。

第 57 図 地方公務員数の推移



地方公務員のうち医師の不足については、例えば、地域住民の健康に極めて重要な役割を果たしている保健所 839 か所(昭和 49 年 4 月現在)に勤務する常勤医師は 1,315 人(前年同期 1,343 人)で 1 保健所当たり 1.6 人という充足状況であり、医療施設、重度身体障害者援護施設、老人福祉施設等の充実

を図ろうとする地方公共団体にとって医師の確保は切実な問題となっている。

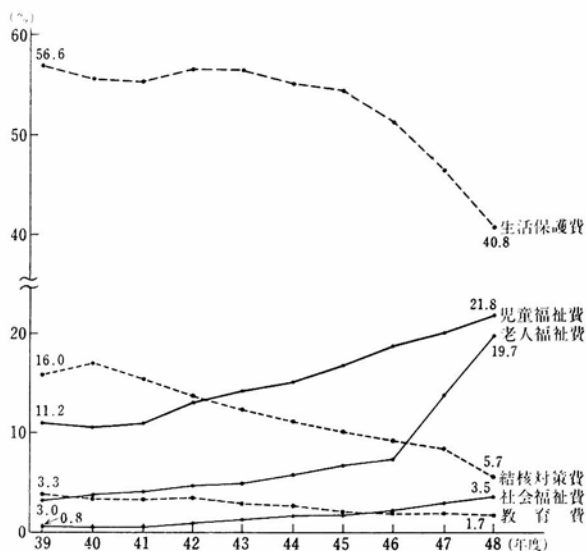
イ 扶 助 費

扶助費は、社会保障制度の一環として生活困窮者、児童、老人、心身障害者等を援助するための経費である。

扶助費の決算額は1兆1,078億円で、前年度(8,492億円)と比べると2,585億円、30.4%増加している。

扶助費の目的別の構成比をみると、生活保護費4,515億円が総額の40.8%を占め最も大きく、児童福祉費2,416億円(21.8%)、老人福祉費2,184億円(19.7%)がこれに次いでいる。その推移は、第58図にみられるとおり、生活保護費はその増加率(15.1%)が扶助費の増加率(30.4%)を大きく下回ったことにより、また、結核対策費は結核患者数が減少したこと等により、とも

第58図 扶助費の目的別構成比の推移



にその比率が引き続き低下している。一方、児童福祉費、老人福祉費及び社会福祉費は、児童、老人、心身障害者等に対する福祉施策の充実に伴って年々その比率を高めており、扶助費の増大の要因となっている。特に、老人福祉費は老人医療の無料化の平年度化に

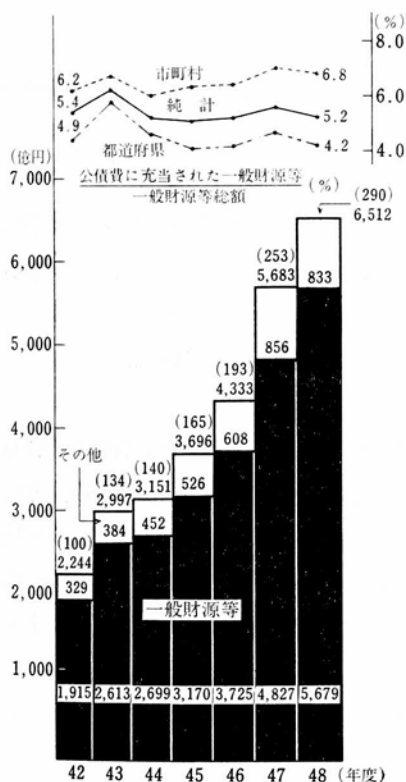
伴い増加率が92.8%と著しく高かったこともあって、その構成比は19.7%と前年度(13.3%)と比べて大幅に高まっている。

なお、扶助費の財源内訳をみると、国庫支出金の充当率は69.1%と前年度(68.0%)を上回っており、一般財源等の充当率(28.2%、前年度29.1%)は低くなっている。これは、老人医療費の公費負担について国庫負担制度が平年度化されたこと等によるものである。

ウ 公 債 費

地方債の元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費である公債費の決算額は6,512億円で、前年度(5,683億円)と比べると829億円、14.6%

第59図 公債費の推移



(注) ()内の数値は、昭和42年度を100とした指数である。

増加している。

公債費の内訳は、元金3,060億円(公債費総額に占める比率47.0%、前年度54.6%)、利子3,271億円(50.2%、43.2%)、一時借入金利子181億円(2.8%、2.2%)である。

公債費に充当された財源についてみると、一般財源等が5,679億円で全体の87.2%を占めており、前年度(4,827億円、84.9%)と比べて、この比率は高まっている。

公債費に充当された一般財源等の一般財源等総額に占める比率の推移をみると、第59図にみられるように、公共災害復旧事業債のうち250億円を繰上償還した昭和43年度を除いて、この比率は5%台で推移している。

また、団体種類別にみると、市町村の比率が都道府県の比率を常に上回っている。これは、市町村においては、都道府県に比べて、

住民生活に直接関係する投資が多く、歳出総額に占める投資的経費の比率が高くなっているが、その充当財源に占める一般財源及び国庫支出金の割合が相対的に低いため、地方債依存度が高くなっていることによるものである。

地方債償還額を事業別にみると一般単独事業債 812 億円が全体の 26.5%を占めて最も多く、一般公共事業債 404 億円(13.2%)、義務教育施設整備事業債 374 億円(12.2%)、災害復旧事業債 301 億円(9.8%)、公営住宅建設事業債 189 億円(6.2%)、公共用地先行取得事業債 182 億円(5.9%)がこれに次いでいる。

(4) その他の経費

ア 物件費

行政の執行に伴い事務的に必要とされる消耗品費、備品購入費等の経費である物件費の決算額は、1兆867億円で、前年度(8,727億円)と比べると2,140億円、24.5%(前年度19.0%)増加している。

物件費の内訳は、消耗品費、印刷製本費、光熱水費等の需用費4,045億円(物件費総額に占める比率37.2%)、備品購入費1,353億円(12.4%)、旅費1,243億円(11.4%)、通信運搬費、筆耕翻訳料等の役務費905億円(8.3%)、賃金511億円(4.7%)、その他2,810億円(25.8%)となっている。

イ 維持補修費

公用又は公共用施設の効用を維持するための経費である維持補修費の決算額は2,329億円で、前年度(1,995億円)と比べると334億円、16.7%(前年度15.7%)増加している。これを目的別にみると、道路橋りょう関係1,160億円(維持補修費総額に占める比率49.8%)が最も大きく、公営住宅関係187億円(8.0%)、小学校関係153億円(6.5%)がこれに次いでおり、これら土木施設又は教育関係施設の維持管理に要した経費が全体の82.7%を占めている。

ウ 補助費等

公益上必要がある場合において農林漁業団体等公共団体その他特定の者に対し支出し、又は地方公営企業会計(法適用)に対して支出するための経費である補助費等の決算額は7,277億円で、前年度(5,833億円)と比べると、

1,444 億円、24.8%(前年度23.1%)増加している。

これを目的別にみると、衛生費 1,212 億円(補助費等総額に占める比率16.7%)が最も大きく、農林水産業費 1,199 億円(16.5%)、教育費 1,122 億円(15.4%)、総務費 1,035 億円(14.2%)、土木費 926 億円(12.7%)等がこれに次いでいる。このうち補助費等総額の伸びを上回ったものは、衛生費(45.8%)、教育費(36.3%)及び民生費(34.4%)であり、総務費(15.8%)、土木費(13.2%)及び農林水産業費(13.1%)等はこれを下回っている。

補助費等のうち、地方公営企業(法適用)に対する負担金及び補助金は 1,912 億円で、前年度(1,386 億円)と比べると、病院事業(263 億円、増加率 56.9%)及び公共下水道事業(112 億円、増加率 22.5%)に対するものが大幅に増加したこともあって 526 億円、37.9%の伸びを示している。負担金及び補助金を事業別にみると、病院事業に対するもの 726 億円(負担金及び補助金総額に占める比率 38.0%)及び公共下水道事業に対するもの 607 億円(31.8%)と両方で総額の 69.8%を占めており、交通事業に対するもの 314 億円(16.4%)、上水道事業に対するもの 170 億円(8.9%)がこれに次いでいる。

エ 繰 出 金

普通会計から地方公営企業法の適用を受けない地方公営企業会計、定額の資金を運用するための基金及び財産区等へ繰り出すための経費である繰出金の決算額は 3,073 億円で、前年度(2,030 億円)と比べると 1,044 億円、51.4%増加している。これを繰出先別にみると、地方公営企業会計(法非適用)に対するもの 1,351 億円(繰出金総額に占める比率 43.9%)が最も大きく、基金に対するもの 1,253 億円(40.8%)、国民健康保険事業会計に対するもの 341 億円(11.1%)がこれに次いでいる。

また、地方公営企業会計(法非適用)に対する繰出金の 44.8%(605 億円)は建設費財源として、32.3%(437 億円)は公債費財源としてそれぞれ繰り出され、国民健康保険事業会計に対する繰出金の 43.0%(147 億円)は赤字補てん財源として繰り出されている。

オ 積 立 金

年度間の財源の調整を図り、又は将来における公共施設の整備や災害に対

処する等特定目的のための資金等を積み立てるための経費である積立金の決算額は、2,354億円で、前年度(1,694億円)と比べると660億円、39.0%増加している。歳出決算による積立金に歳計剰余金処分による積立金(163億円)を加え、この額から積立金とりくずし額(858億円)を控除した昭和48年度の純積立額は、1,658億円で、前年度(1,201億円)と比べると458億円、38.1%増加している。このうち、財政調整基金積立金についてみると、積立額は1,247億円で、前年度(727億円)と比べ大幅に増加し、とりくずし額は363億円で、前年度(238億円)と比べ若干の増加にとどまった。この結果、純積立額は883億円となり、前年度(489億円)と比べて大幅に増加している。

なお、昭和48年度における積立金のとりくずし額(858億円)の内訳を目的別にみると、小・中学校、道路橋りょう、都市計画事業等の建設事業に充当されたもの639億円(積立金とりくずし額に占める割合74.4%)、財産取得のために充当されたもの11億円(1.3%)、災害のために充当されたもの10億円(1.1%)、公債費に充当されたもの4億円(0.4%)等となっている。

カ 投資及び出資金

地方公共団体が各種の債券等を所有し、財団法人に対して出えんし、又は地方公営企業の建設投資の財源として支出する等のための経費である投資及び出資金の決算額は、1,207億円で、前年度(1,011億円)と比べると196億円、19.4%増加している。これを目的別にみると、公共下水道事業、住宅供給公社等の土木関係に係るものが589億円(投資及び出資金総額に占める比率48.8%)で最も大きく、病院事業、上水道事業等の衛生関係に係るもの236億円(19.6%)、工業用水道事業、市場事業等の商工関係に係るもの83億円(6.9%)がこれに次いでいる。また、投資及び出資金のうち、地方公営企業会計(法適用)に対するものは735億円で、前年度(636億円)と比べると99億円、15.5%増加しており、前年度(23.8%)の伸びを下回っている。地方公営企業会計に対する投資及び出資金の内訳をみると、公共下水道事業が43.7%と最も高い比率を占め、病院事業(20.2%)、交通事業(18.8%)、上水道事業(10.2%)がこれに次いでいる。

昭和48年度末における投資及び出資金の現在高は6,100億円で、前年度末

(4,918 億円)と比べると 1,181 億円、24.0%増加している。そのうち主なものは、観光・交通関係 1,095 億円(現在高総額に占める比率 18.0%)、商工関係 537 億円(8.8%)、開発関係 481 億円(7.9%)等である。これに基金の運用による投資及び出資金 74 億円を加えると、その現在高は 6,174 億円で、前年度末(4,969 億円)と比べると 1,204 億円、24.2%増加している。

キ 貸 付 金

貸付金の決算額は 9,455 億円で、前年度(7,564 億円)と比べると 1,891 億円、25.0%増加している。

これを目的別にみると、中小企業に対する経営資金、設備近代化資金等の商工関係に係るもの 4,877 億円(貸付金総額に占める比率 51.6%)及び住宅供給公社への融資等の土木関係に係るもの 2,083 億円(22.0%)で貸付金総額の 73.6%を占めている。これらの目的別内訳を前年度と比べると、衛生費の増加率は 49.9%と前年度(30.4%)に引き続き大幅な伸びを示し、商工費についても 26.6%と前年度(13.0%)を大きく上回っている。地方公営企業会計(法適用)に対する貸付金は 732 億円で、前年度(621 億円)と比べると 112 億円、18.0%増加したが、貸付金総額に占める比率は 7.7%と前年度(8.2%)と比べ若干低下した。これを事業別にみると、交通事業に対するもの 315 億円(地方公営企業会計(法適用)に対する貸付金総額に占める比率 42.9%)及び病院事業に対するもの 231 億円(31.6%)で地方公営企業会計(法適用)に対する貸付金総額の 74.5%を占めている。

事業別の対前年度増加率をみると、上水道事業に対するもの(74.2%)、病院事業に対するもの(40.4%)の伸びが著しい。

昭和 48 年度末の貸付金の現在高は 1 兆 2,087 億円で、前年度(1 兆 230 億円)と比べると 1,857 億円、18.2%増加している。現在高のうち主なものは、商工関係 5,030 億円(現在高総額に占める比率 41.6%)、住宅関係 1,787 億円(14.8%)、農林水産業関係 695 億円(5.8%)等である。これに基金の運用による貸付金 1,144 億円を加えると、その現在高は 1 兆 3,231 億円で、前年度末(1 兆 1,066 億円)と比べると 2,165 億円、19.6%増加している。

6 将来にわたる財政運営の状況

財政状況をみるには、単年度限りの歳入歳出決算ばかりでなく、地方債、債務負担行為のように、将来にわたって財政負担となるものや、積立金のよりに、年度間の財源調整を図り、将来における弾力的な財政運営に資するため財源を留保するものについても総合的には握る必要があるが、これらの状況をみると、次のとおりである。

(1) 将来にわたる財政負担

ア 地方債現在高

昭和48年度においては、厳しい総需要抑制策の一環として地方債についても抑制措置が講じられたこと等に伴い、地方債の発行額の伸びが前年度と比べ大幅に鈍化したため、同年度末における地方債現在高は6兆8,280億円となっており、前年度末(5兆3,728億円)と比べると、増加額1兆4,553億円、増加率27.1%で、前年度(35.3%)の伸びを大幅に下回っている。この地方債現在高を昭和43年度と比べると3.13倍となっており、歳入総額2.62倍、一般財源2.59倍のいずれをも上回る伸びを示している。

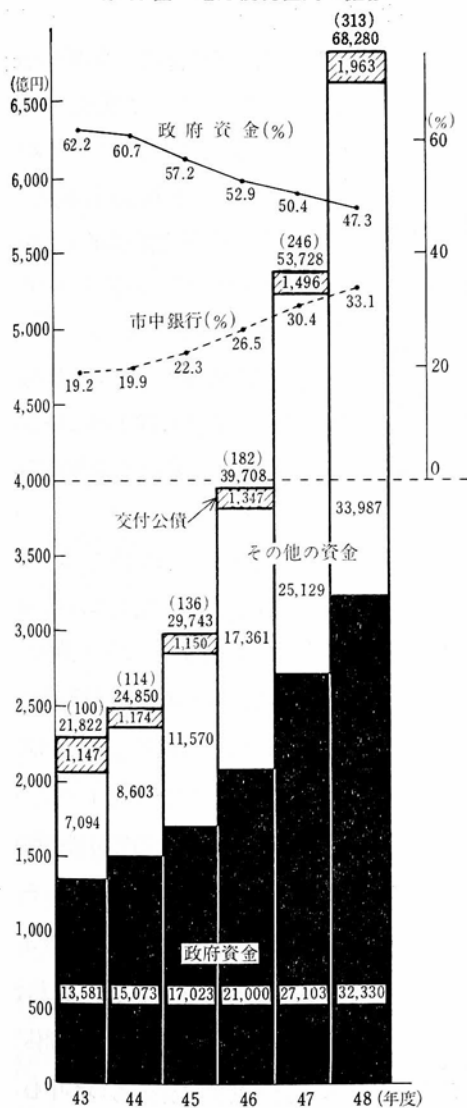
地方債現在高の増加額を目的別にみると、一般単独事業債2,891億円(増加額総額に占める割合19.9%)、義務教育施設整備事業債2,110億円(14.5%)、一般公共事業債1,993億円(13.7%)、公共用地先行取得事業債1,552億円(10.7%)、公営住宅建設事業債1,435億円(9.9%)等が大きく、これらで増加額の68.7%を占めている。また、増加率では、公共用地先行取得事業債(102.6%)及び同和対策事業債(73.0%)が極めて高い伸びを示しているほか、産業廃棄物処理事業債(70.5%)及び過疎対策事業債(59.6%)が前年度に引き続いて高い伸びを示している。

次に、地方債現在高の目的別構成比をみると、文教施設、消防施設、漁港、農林道、道路、庁舎等の整備に充当された一般単独事業債(20.0%)、港湾、河川、海岸、都市計画、各種災害関連事業等の事業に充当された一般公共事業債(18.5%)、義務教育施設整備事業債(14.3%)及び公営住宅建設事業

債(9.9%)で全体の62.7%(前年度64.0%)を占めており、災害復旧事業債4.7%(5.5%)がこれに次いでいる。

地方債現在高を借入先別にみると、政府資金が全体の47.3%で前年度

第60図 地方債現在高の推移



(注) ()内の数値は、昭和43年度を100とした指数である。

(50.4%)と比べ低下しているのに対し、市中銀行資金33.1%(前年度30.4%)、その他の金融機関4.0%(3.7%)、市場公募債0.8%(0.7%)等の民間資金の割合が高くなっている。その推移は、第60図にみられるとおり、政府資金の割合が低下しており、政府資金以外の資金、特に市中銀行資金の比率が増大してきている。

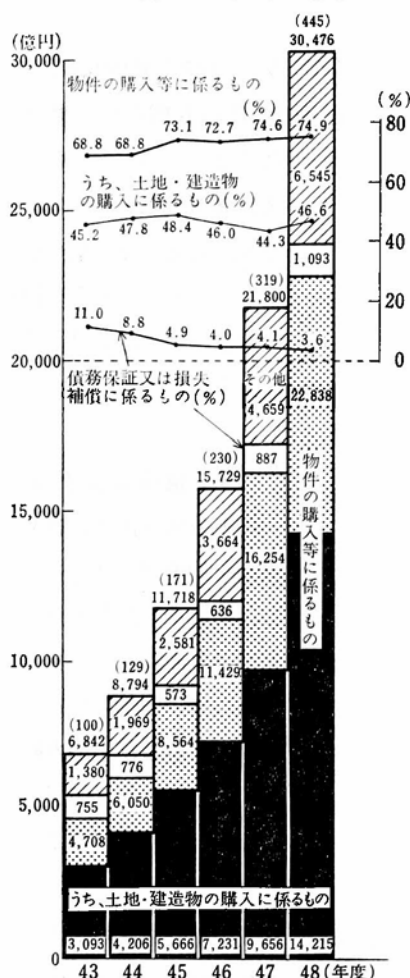
イ 債務負担行為

地方公共団体は、将来の支出を約束するものとして、債務負担行為を行うことができる。この債務負担行為には、数か年度にわたる建設工事及び土地の購入等の場合のように、翌年度以降の経費支出が本来予定されているものと、債務保証及び損失補償のように、翌年度以降の経費支出が必ずしも予定されていないも

のに分けられ、特に、前者の場合には、後年度の財政運営を拘束することとなるので、その運用には慎重を期さなければならない。

昭和48年度末における債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額は、第61図にみられるとおり、3兆476億円に達し、前年度(2兆1,800億円)

第61図 債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額の推移



(注) ()内の数値は、昭和43年度を100とした指数である。

と比べて、8,676億円、39.8%の増加となっている。これは、43年度の4.45倍であり、同じく5か年度間における地方債現在高(3.13倍)、歳出総額(2.60倍)及び一般財源(2.59倍)の伸びのいずれをも大幅に上回っている。

翌年度以降支出予定額を目的別にみると、物件の購入等に係るものが2兆2,838億円(74.9%)と大半を占めており、このうち、土地の購入に係るものは9,361億円(支出予定額に占める比率30.7%)、製造、工事の請負に係るものは8,484億円(27.8%)、建造物の購入に係るものは4,854億円(15.9%)となっている。また、債務保証又は損失補償に係るものは1,093億円(3.6%)で、その他は6,545億円(21.5%)である。その他の内容をみると、農林漁業・商工業団体、社会福祉団体等への利子補給に係るものが中心となっている。

翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移は、第 61 図 にみられるとおり、物件の購入等に係るものが漸増しているのに対し、債務保証又は損失補償に係るものが漸減している。

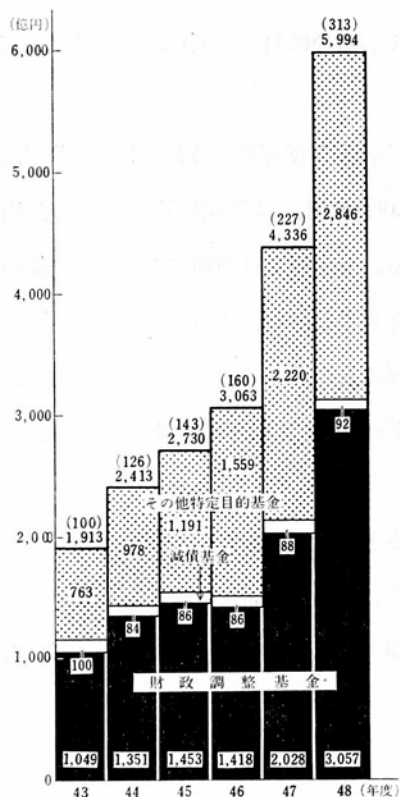
過去に設定した債務負担行為に基づく昭和 48 年度の支出額は 5,747 億円であり、前年度(4,684 億円)と比べて 1,062 億円、22.7%増加しており、歳出総額の 3.3%(前年度 3.2%)を占めている。支出額を目的別にみると、物件の購入に係るもの 83.7%(前年度 81.8%)と大半を占め、このうち、土地の購入に係るものが 23.6%、建造物の購入に係るものが 5.6%となっている。また、債務保証又は損失補償に係るものは 2.6%であり、前年度(3.2%)と比べ、その比率は低下している。

なお、48 年度支出額の財源内訳をみると、一般財源等が 44.1%と最も大きく、国・県支出金 26.6%、地方債 20.4%、その他 8.9%の順となっている。この一般財源等の額(2,534 億円)は、48 年度の一般財源等総額の 2.6%に当たるものである。

(2) 積立金

将来の財政需要に備え、財源をあらかじめ確保すること等によって、財政の健全な運営を図るため、地方公共団体が積み立てる積立金の昭和 48 年度末現在高は 5,994 億円で前年度(4,336 億円)と比べ 1,658 億円、38.2%増加している。このように積立金現在高が大幅な伸びを示したのは、景気の急速な上昇を反映して、地方税が大幅に増加した反面、総需要抑制策により歳出の伸びが鈍化したこと等により生じた余裕財源を財政調整基金として積み立てたことによるものである。

第 62 図 積立金現在高の推移



(注) ()内の数値は、昭和43年度を100とした指数である。

積立金現在高の内訳は、年度間の財源調整を行うために積み立てている財政調整基金 3,057 億円（構成比 51.0%）、地方債の償還を計画的に行うために積み立てている減債基金 92 億円（1.5%）並びに災害救助法に基づき災害により生じた経費の財源に充てるための積立金及び学校建設等の資金として積み立てている基金等特定目的のための基金 2,846 億円（47.5%）となっている。

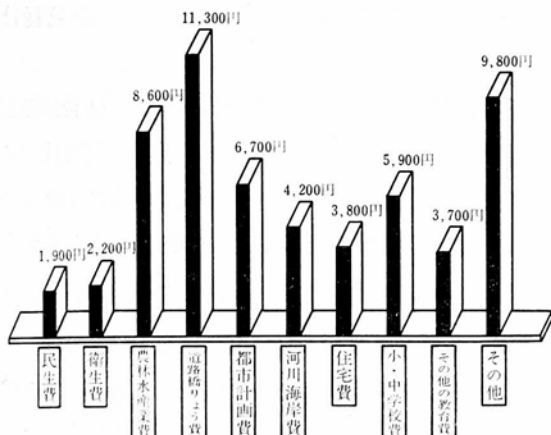
なお、積立金現在高の推移は、第 62 図のとおりであり、昭和 48 年度末現在高は、43 年度末の 3.13 倍となっている。

7 公共施設の現況

地方公共団体は、補助事業費、単独事業費等の投資的経費の充実によって住民福祉の向上に直接つながる公共施設の整備に努めている。

第 63 図は、この投資的経費の目的別内訳を人口 1 人当たり額で示したものであるが、最も多額の投資がなされているのは道路橋りょう費で、1 万 1,300 円（前年度 1 万 1,100 円）となっている。次いで農林水産業費 8,600 円（8,100 円）、都市計画費 6,700 円（6,000 円）、小・中学校費 5,900 円（4,800 円）、河川海岸費 4,200 円（4,300 円）、住宅費 3,800 円（3,500 円）の順となっており、土木関係への投資が多くなっている。

第63図 投資的経費の目的別の状況(人口1人当たり額)



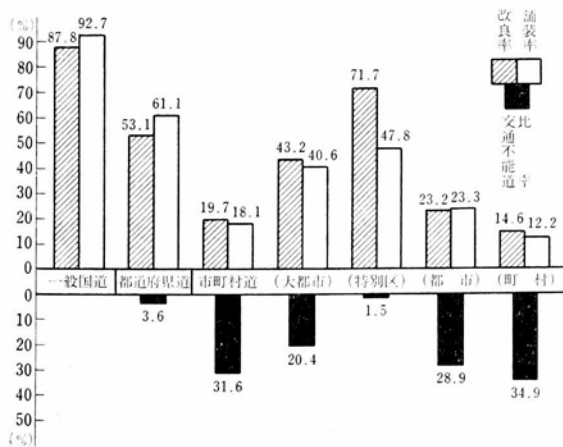
これらの経費によって、道路、橋りょう、農道、林道、都市公園、住宅、港湾、し尿及びごみ処理施設、老人ホーム等の社会福祉施設等の整備、充実が図られているが、以下、これらの公共施設

の水準がどのようなものになっているか、主要なものについてその現況をみることにする。

(1) 道 路

昭和49年3月31日現在における地方道の延長は102万4,901km(前年同期101万9,692km)である。このうち、改良済延長は24万4,320km(22万

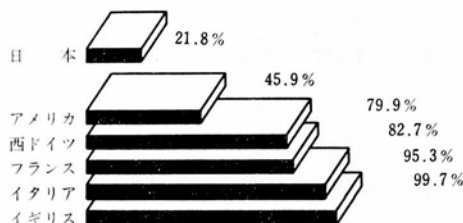
第64図 道路整備の状況



9,040 km)、舗装済延長は23万9,997 km(20万5,031 km)である。また、普通貨物自動車が行き通じない路線等(以下「交通不能道」という。)の延長は28万8,257 km(30万669 km)である。

総延長に占める比率は、改良済延長23.8%(前年同期22.5%)、舗装済延長23.4%(20.1%)、交通不能道延長28.1%(29.5%)であり、前年同期と比べると改良率1.3%、舗装率3.3%、交通不能道比率1.4%の改善がそれぞれなされている。次に、国道及び地方道の整備状況をみると、第64図にみられるとおりで、改良率は一般国道87.8%、都道府県道53.1%、市町村道19.7%、また、舗装率は一般国道92.7%、都道府県道61.1%、市町村道18.1%となっており、特に、市町村道の整備状況は低い水準にある。住民に密着した市町村

第65図 外国の道路舗装率の状況



(注) 建設省「道路統計年報」1975年版資料による。

道の整備の立ち遅れは、日常生活及び生産活動に不便をきたしており、機能に応じたその整備の促進は市町村にとって重要な課題である。

なお、諸外国の道路舗装率は、第65図にみられるとおりであり、諸外国と比べて、

我が国の道路整備の水準が低いことを示している。

ア 都道府県道

都道府県道の延長は12万7,336 km(前年同期12万5,517 km)である。このうち、改良済延長は6万7,600 km(6万4,142 km)、舗装済延長は7万7,827 km(7万2,314 km)である。また、交通不能道延長は4,591 km(4,383 km)である。

総延長に占める比率は、第64図にみられるとおり、改良済延長53.1%(前年同期51.1%)、舗装済延長61.1%(57.6%)、交通不能道延長3.6%(3.5%)であり、前年同期と比べると改良率は2.0%、舗装率は3.5%増加し改善がなされている。

イ 市 町 村 道

市町村道の延長は89万7,565km(前年同期89万4,175km)である。このうち、改良済延長は17万6,720km(16万4,898km)、舗装済延長は16万2,170km(13万2,717km)である。また、交通不能道延長は28万3,666km(29万6,286km)である。

総延長に占める比率は、第64図にみられるとおり、改良済延長19.7%(前年同期18.4%)、舗装済延長18.1%(14.8%)、交通不能道延長31.6%(33.1%)であり、前年同期と比べると改良率1.3%、舗装率3.3%、交通不能道比率1.5%の改善がそれぞれなされている。

(2) 橋 り ょ う

昭和49年3月31日現在における地方道の橋りょう数は54万1,642橋(前年同期54万6,519橋)である。これを構造別にみると、鋼橋、コンクリート橋及び石橋(以下「永久橋」という。)の数は41万6,803橋(40万8,877橋)、木橋の数は12万1,289橋(13万3,805橋)、混合橋の数は3,550橋(3,837橋)となっている。

総橋りょう数に占める比率は、永久橋77.0%(前年同期74.8%)、木橋22.4%(24.5%)、混合橋0.7%(0.7%)であり、前年同期と比べると、永久橋は2.2%増加したのに対して、木橋は2.1%減少している。

次に、構造上の理由から、住民の利用を一部制限している橋りょう数は、14万3,468橋(前年同期15万765橋)である。このうち、重量が制限されている荷重制限橋は4万7,143橋(5万402橋)であり、残りの9万6,325橋(10万363橋)が交通不能橋である。制限橋の総橋りょう数に占める比率は、荷重制限橋8.7%(9.2%)、交通不能橋17.8%(18.4%)となっている。

ア 都道府県道の橋りょう

都道府県道の橋りょう数は10万1,722橋(前年同期10万1,496橋)である。これを構造別にみると、永久橋の数は9万6,990橋(9万5,928橋)、木橋の数は4,426橋(5,302橋)、混合橋の数は306橋(266橋)となっている。

総橋りょう数に占める比率は、永久橋95.3%(前年同期94.5%)、木橋4.4%

(5.2%)、混合橋0.3%(0.3%)であり、前年同期と比べると、永久橋は0.8%増加したのに対して、木橋は0.8%減少し、混合橋は同率となっている。

次に、構造上の理由から、住民の利用を一部制限している橋りょう数は3,364橋(前年同期4,090橋)であり、このうち、荷重制限橋は2,257橋(2,957橋)で、残りの1,107橋(1,133橋)が交通不能橋である。制限橋の総橋りょう数に占める比率は、荷重制限橋2.2%(2.9%)、交通不能橋1.1%(1.1%)となっている。

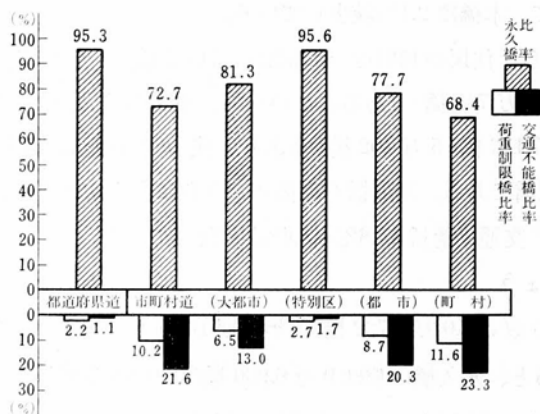
イ 市町村道の橋りょう

市町村道の橋りょう数は43万9,920橋(前年同期44万5,023橋)である。これを構造別にみると、永久橋の数は31万9,813橋(31万2,949橋)、木橋の数は11万6,863橋(12万8,503橋)、混合橋の数は3,244橋(3,571橋)となっている。

総橋りょう数に占める比率は、永久橋72.7%(前年同期70.3%)、木橋26.6%(28.9%)、混合橋0.7%(0.8%)であり、前年同期と比べると、永久橋は2.4%増加したのに対して、木橋は2.3%減少している。

次に、構造上の理由から、住民の利用を一部制限している橋りょう数は14万104橋(前年同期14万6,675橋)であり、このうち、荷重制限橋は4万4,886

第66図 橋りょう整備の状況



橋(4万7,445橋)で、残りの9万5,218橋(9万9,230橋)が交通不能橋である。制限橋の総橋りょう数に占める比率は、荷重制限橋10.2%(10.7%)、交通不能橋21.6%(22.3%)となっている。

なお、都道府県道、市町村道別の橋りょうの整備状況は、第66図にみられるとおりである。

(3) 公営住宅等

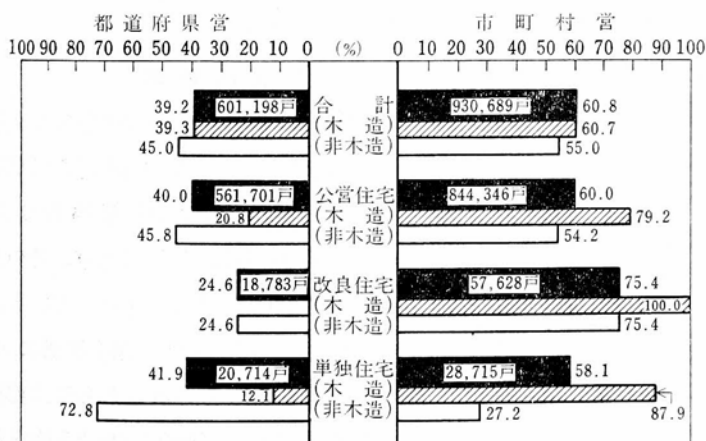
昭和49年3月31日現在における公営住宅等の総戸数は153万1,887戸(前年同期147万2,602戸)であり、前年同期と比べると5万9,285戸増加している。

これを住宅の種類別にみると、公営住宅法に基づいて建設される公営住宅(以下「公営住宅」という。)は140万6,047戸(前年同期135万2,133戸)、住宅地区改良法に基づいて建設される改良住宅(以下「改良住宅」という。)は7万6,411戸(6万9,024戸)、地方公共団体が独自に建設する単独住宅(以下「単独住宅」という。)は4万9,429戸(5万1,445戸)となっており、総戸数に占める比率は、公営住宅91.8%(91.8%)、改良住宅5.0%(4.7%)、単独住宅3.2%(3.5%)となっている。

また、住宅の構造別にみると、非木造住宅は77.0%に当たる117万9,536戸であり、残りの23.0%に当たる35万2,351戸は木造住宅となっている。これを前年同期の非木造対木造の比率75.0対25.0と比べると、非木造が2.0%その比率を高めている。

次に、前年同期に対する増減率をみると、公営住宅は4.0%、改良住宅は10.7%増加したが、単独住宅は木造住宅の老朽化等により3.9%の減少となっている。

第67図 公営住宅等の設置者別比率



なお、公営住宅等の設置者別比率の状況は第 67 図にみられるとおりである。

ア 都道府県営の住宅

都道府県営の公営住宅等は 60 万 1,198 戸（前年同期 58 万 4,652 戸）で、総戸数の 39.2% (39.7%) を占めており、前年同期と比べると 1 万 6,546 戸増加しているが、設置者別比率では 0.5% 低くなっている。

これを住宅の種類別にみると、公営住宅は 56 万 1,701 戸（前年同期 54 万 5,646 戸）、改良住宅は 1 万 8,783 戸（1 万 7,587 戸）、単独住宅は 2 万 714 戸（2 万 1,419 戸）となっている。

次に、前年同期に対する増減率をみると、公営住宅は 2.8%、改良住宅は 6.8% 増加したが、単独住宅は 3.3% 減少している。

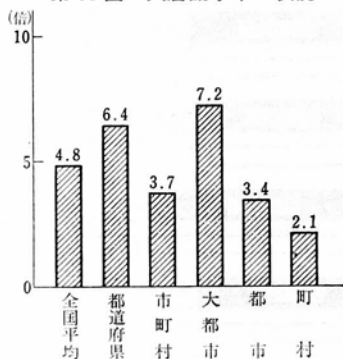
イ 市町村営の住宅

市町村営の公営住宅等は 93 万 689 戸（前年同期 88 万 7,950 戸）で、総戸数の 60.8% (60.3%) を占めており、前年同期と比べると 4 万 2,739 戸増加している。

これを住宅の種類別にみると、公営住宅は 84 万 4,346 戸（前年同期 80 万 6,487 戸）、改良住宅は 5 万 7,628 戸（5 万 1,437 戸）、単独住宅は 2 万 8,715 戸（3 万 26 戸）となっている。

次に、前年同期に対する増減率をみると、公営住宅は 4.7%、改良住宅は 12.0% 増加したが、単独住宅は 4.4% 減少している。

第 68 図 入居競争率の状況



ウ 入居競争率

昭和 48 年度中の公営住宅等の入居公募戸数は 14 万 4,740 戸（前年度 13 万 9,521 戸）で、これに対する応募件数は 69 万 9,710 件（63 万 7,967 件）であり、その入居競争率は 4.8 倍（4.6 倍）となっている。

入居競争率の状況を設置者別にみると、第 68 図にみられるとおり、都道府県営は 6.4 倍、市町村営は 3.7 倍となっ

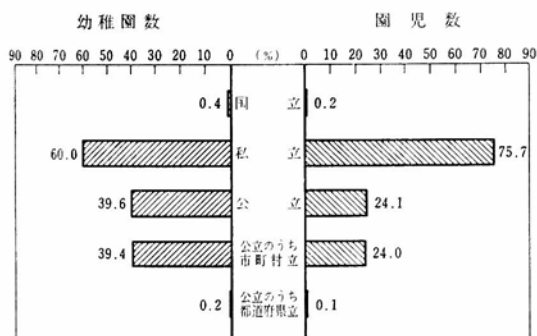
ているが、市町村営の中では、大都市における入居競争率が7.2倍と著しく高くなっている。

(4) 幼 稚 園

昭和49年5月1日現在における国公私立幼稚園の状況は、園数1万2,685園(前年同期1万2,185園)、園児数223万3千人(212万9千人)である。このうち、公立の幼稚園数は39.6%(39.1%)に当たる5,024園(4,766園)、園児数は24.1%(23.8%)に当たる53万7千人(50万7千人)であり、前年同期と比べると、園数では258園、園児数では3万人それぞれ増加している。

公立幼稚園を設置者別にみると、都道府県立は20園(前年同期20園)、その園児数は2千人(2千人)であり、また、市町村立は5,004園(4,746園)、その園児数は53万5千人(50万5千人)で、公立の幼稚園の大部分が市町村立となっている。

第69図 幼稚園数と園児数の設置者別比率



なお、幼稚園の設置者別比率は、第69図にみられるとおりでである。

次に、国公私立における小学校第1学年児童数186万人(前年同期156万4千人)中に占める幼稚園終了児童

数115万1千人(94万8千人)の割合(就園率)は61.9%(60.6%)であり、年々上昇の傾向を示している。

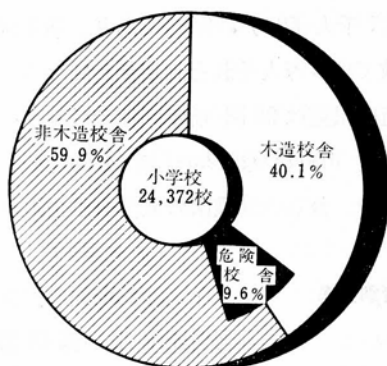
(5) 小 学 校

昭和49年5月1日現在における公立小学校の数は2万4,372校(前年同期2万4,360校)であり、その校舎面積は5,645万 m^2 (5,580万9千 m^2)である。これを前年同期と比べると、学校数は12校、校舎面積は64万1千 m^2 増加

している。

次に、校舎を構造別にみると、非木造校舎面積は3,383万8千 m^2 （前年同期3,111万6千 m^2 ）、木造校舎面積は2,261万2千 m^2 （2,469万3千 m^2 ）であり、校舎面積に占める比率は、第70図にみられるとおり、非木造校舎59.9%（55.8%）、木造校舎40.1%（44.2%）となっている。この比率を前年同期と比べると、非木造校舎比率が4.1%高まっている。

第70図 小学校施設の状況



なお、危険校舎面積は543万2千 m^2 （前年同期604万4千 m^2 ）で、校舎面積の9.6%（10.8%）を占めている。この比率を前年同期と比べると、危険校舎比率が1.2%低くなっている。

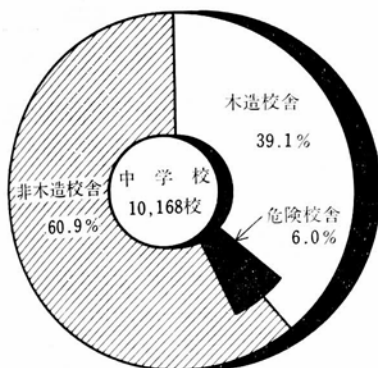
屋内運動場を設置している学校数は、全校の77.8%（前年同期76.1%）に当たる1万8,965校（1万8,528校）であり、前年同期と比べると437校増加している。また、プールを設置している学校数は、全校の52.7%（48.2%）に当たる1万2,854校（1万1,738校）であり、前年同期と比べると1,116校増加している。

（6）中 学 校

昭和49年5月1日現在における公立中学校の数は1万168校（前年同期1万196校）であり、その校舎面積は、3,122万5千 m^2 （3,065万3千 m^2 ）である。これを前年同期と比べると学校数は28校減少しているが、校舎面積は人口急増地域における生徒数が増加していること等により57万2千 m^2 増加している。

次に、校舎を構造別にみると、非木造校舎面積は1,902万1千 m^2 （前年同期1,764万2千 m^2 ）、木造校舎面積は1,220万4千 m^2 （1,301万1千 m^2 ）であり、校舎面積に占める比率は、第71図にみられるとおり、非木造校舎60.9

第71図 中学校施設の状況



% (57.6%)、木造校舎 39.1% (42.4%) となっている。この比率を前年同期と比べると、非木造校舎比率が 3.3%高まっている。

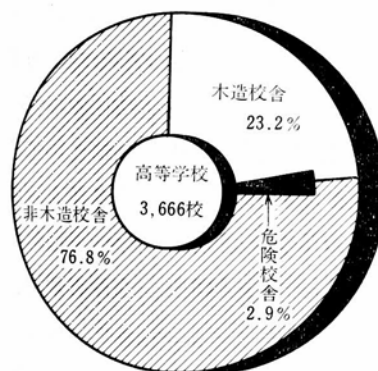
なお、危険校舎面積は 187 万 6 千 m^2 (前年同期 203 万 4 千 m^2) で、校舎面積の 6.0% (6.6%) を占めている。この比率を前年同期と比べると、危険校舎比率が 0.6%低くなっている。

屋内運動場を設置している学校数は、全校の 86.2% (前年同期 84.9%) に当たる 8,760 校 (8,661 校) であり、前年同期と比べると 99 校増加している。また、プールを設置している学校数は、全校の 45.6% (42.1%) に当たる 4,641 校 (4,290 校) であり、前年同期と比べると 351 校増加している。

(7) 高等学校

昭和 49 年 5 月 1 日現在における公立高等学校の数は、3,666 校 (前年同期 3,626 校) であり、その校舎面積は 2,408 万 3 千 m^2 (2,312 万 2 千 m^2) である。これを前年同期と比べると 学校数は 40 校、校舎面積は 96 万 1 千 m^2 増加している。

第72図 高等学校施設の状況



次に、校舎を構造別にみると、非木造校舎面積は 1,850 万 m^2 (前年同期 1,732 万 3 千 m^2)、木造校舎面積は 558 万 3 千 m^2 (579 万 9 千 m^2) であり、校舎面積に占める比率は、第 72 図にみられるとおり、非木造校舎 76.8% (74.9%)、木造校舎 23.2% (25.1%) となっている。この比率を前年同期と比べると、非木造校舎比率が 1.9%高まっている。

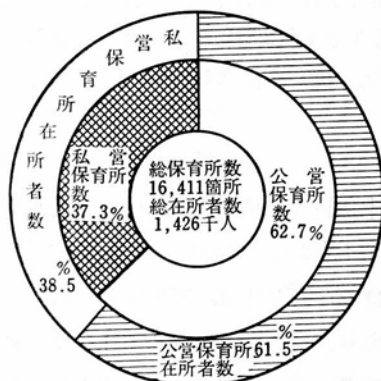
なお、危険校舎面積は68万9千 m^2 (前年同期81万9千 m^2)で、校舎面積の2.9%(3.5%)を占めている。この比率を前年同期と比べると、危険校舎比率が0.6%低くなっている。

屋内運動場を設置している学校数は、全校の84.0%(前年同期83.2%)に当たる3,081校(3,017校)であり、前年同期と比べると64校増加している。また、プールを設置している学校数は、全校の43.6%(41.2%)に当たる1,597校(1,495校)であり、前年同期と比べると102校増加している。

(8) 保 育 所

昭和48年10月1日現在における公私営保育所(へき地保育所を除く。)の数は1万6,411箇所(前年同期1万5,555箇所)であり、前年同期と比べると856箇所増加している。公営保育所の数は1万,288箇所(9,667箇所)で、第73図にみられるとおり、総箇所数の62.7%(62.1%)を占め、これらを前年同期と比べると箇所数で621箇所、公営の占める割合で0.6%増加している。

第73図 保育所の公営と私営の状況



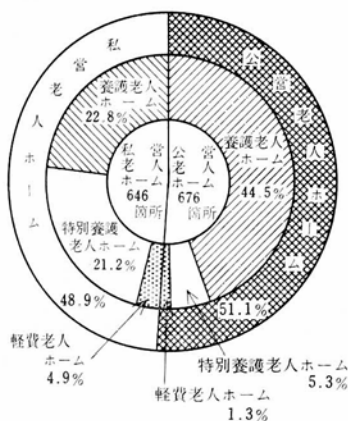
次に、公私営保育所における専任職員数と在者数についてみると、専任職員数は14万8千人(前年同期13万2千人)に対し、在者数は142万6千人(130万3千人)で、前年同期と比べると専任職員数は1万6千人、12.1%、在者数は12万3千人、9.4%それぞれ増加している。

これらを公営の保育所についてみると、専任職員数は8万7千人(前年同期7万6千人)に対し、在者数は87万7千人(79万4千人)となっており、前年同期と比べると専任職員数で1万1千人、14.1%、在者数で、8万3千人、10.4%それぞれ増加している。

(9) 老人ホーム

昭和48年10月1日現在における老人ホームについてみると、公営老人ホームの数は1,322箇所(前年同期1,208箇所)であり、前年同期と比べると114箇所増加している。第74図にみられるとおり、公営の老人ホームの数は676箇所(652箇所)で、総箇所数の51.1%(54.0%)を占めており、これらを前年同期と比べると箇所数で24箇所増加しているが、公営の占める割合

第74図 老人ホームの状況



は2.9%減少している。

次に公営老人ホームにおける専任職員数と在在所者数についてみると、専任職員数は2万3千人(前年同期1万9千人)に対し、在在所者数は9万8千人(8万8千人)で、前年同期と比べると専任職員数は4千人、18.2%、在在所者数は1万人、10.7%それぞれ増加している。

これらを公営の老人ホームについてみると、専任職員数は9千人(前年同期8千人)に対し、在在所者数は4万6千人(4万3千人)で、前年同期と比べると専任職員数は1千人、12.3%、在在所者数は3千人、5.7%それぞれ増加している。

老人ホームを種類別にみると、次のとおりである。

ア 養護老人ホーム

養護老人ホームは、居宅で養護を受けることの困難な65歳以上の老人を収容する老人ホームである。

公営養護老人ホームの数は890箇所(前年同期870箇所)で、老人ホーム総箇所数の67.3%(72.0%)を占めており、前年同期と比べると20箇所増加している。また、公営の養護老人ホームの数は588箇所(583箇所)で、このうち市町村の経営によるものが563箇所(557箇所)であり、その大部分を占めている。これを前年同期と比べると5箇所、0.9%、うち市町村営の経営によ

るものは6箇所、1.1%それぞれ増加している。

イ 特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームは、身体上又は精神上著しい欠陥があるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の老人を収容する老人ホームである。

公私営特別養護老人ホームの数は350箇所(前年同期272箇所)で、老人ホーム総箇所数の26.5%(22.5%)を占めており、前年同期と比べると78箇所増加している。また、公営の特別養護老人ホームの数は70箇所(53箇所)であり、前年同期と比べると17箇所、32.1%増加している。その他は社会福祉法人の経営によるものである。

ウ 軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、身寄りのない老人等を無料又は低額な料金で収容し、給食その他日常生活上の便宜を与えるための老人ホームである。

公私営軽費老人ホームの数は82箇所(前年同期66箇所)で、老人ホーム総箇所数の6.2%(5.5%)を占めており、前年同期と比べると16箇所増加している。また、公営の軽費老人ホームの数は18箇所(16箇所)であり、その他は社会福祉法人の経営によるものである。

(10) し尿及びごみ処理施設

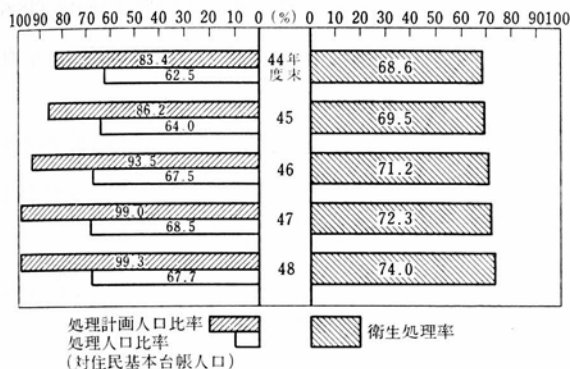
市町村は、その区域内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定め、その計画に従って、し尿及びごみ等の収集、処理業務を実施している。

ア し尿処理

(ア) 処理計画人口と処理人口

昭和49年3月31日現在の処理計画人口は1億877万人(前年同期1億709万人)で、前年同期と比べると168万人、1.6%増加しており、総人口(住民基本台帳登録人口)に対する比率は、第75図にみられるとおり、99.3%(99.0%)となっている。

第75図 し尿の処理計画人口等と衛生処理率の推移



この処理計画に基づいて実際に収集、処理業務が実施された区域内の処理人口は7,415万人(前年同期7,413万人)で、前年同期とほとんど変わらず、処理計画人口に対する実

施率は68.2%(69.2%)となっている。

(イ) 収集職員等

し尿の収集、処理業務に従事する職員数は3万1,225人(前年同期3万565人)であり、前年同期と比べると660人、2.2%増加している。収集職員等のうち75.9%(75.9%)に当たる2万3,715人(2万3,189人)は収集業務を行う職員である。

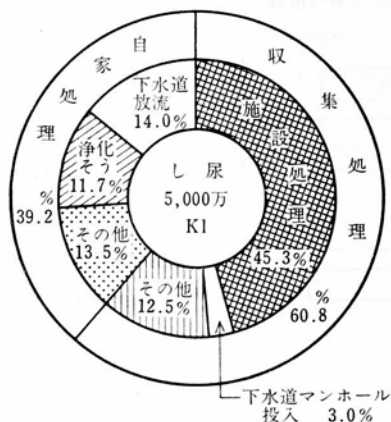
次に、し尿を収集し、運搬するための車両は1万901台(前年同期1万795台)であり、前年同期と比べると106台、1.0%増加している。このうち、バキューム車は1万533台(1万469台)、運搬車は368台(326台)となっている。

(ウ) 収集処理量

昭和48年度中の処理計画人口に係るし尿の総排出量は5,000万kl(前年度4,900万kl)である。このうち、市町村の収集処理によるものの比率は60.8%(62.2%)で、その収集処理量は3,100万kl(3,100万kl)となっており、これを前年度と比べると収集率は公共下水道の普及等により1.4%減少し、収集処理量は同量である。

また、市町村の収集処理によるものの内訳は、第76図にみられるとおりで、施設処理45.3%(前年度45.9%)、下水道マンホール投入3.0%(3.1%)、

第76図 し尿処理の状況



その他 12.5%(13.2%)であり、自家処理の内訳は下水道放流14.0%(12.5%)、浄化そう 11.7%(10.8%)、その他 13.5%(14.5%)である。

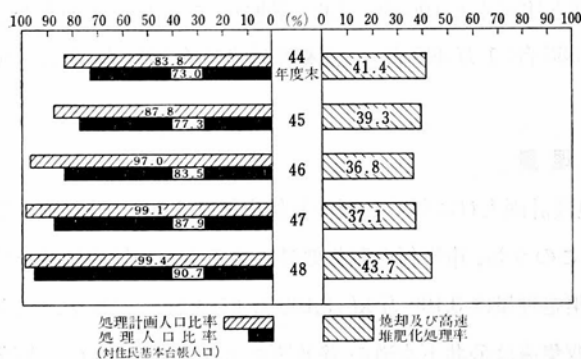
なお、施設処理、下水道放流及び浄化そう処理による衛生処理率は74.0%(前年度72.3%)となっており、残りの26.0%(27.7%)は海上投棄、農村還元等の処理によっている。

イ ごみ処理

(ア) 処理計画人口と処理人口

昭和49年3月31日現在における処理計画人口は1億887万人(前年同期1億719万人)で、前年同期と比べると168万人、1.6%増加しており、総人口(住民基本台帳登録人口)に対する比率は、第77図にみられるとおり、99.4%(99.1%)となっている。

第77図 ごみの処理計画人口等と焼却処理等による処理率の推移



この処理計画に基づいて実際に収集、処理業務が実施された区域内の処理人口は9,937万人(前年同期9,516万人)で、前年同期と比べると421万人、4.4%増加しており、処理

計画人口に対する実施率は91.3%(88.8%)となっている。

(イ) 収集職員等

ごみの収集、処理業務に従事する職員数は6万7,676人(前年同期6万

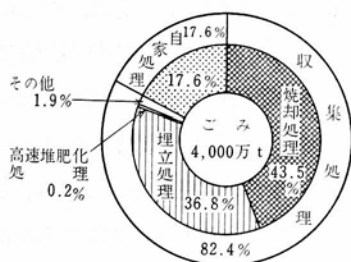
2,429人)であり、前年同期と比べると5,247人、8.4%増加している。収集職員等のうち79.9%(79.9%)に当たる5万4,050人(4万9,904人)は収集業務を行う職員である。

次に、ごみを収集し、運搬するための車両は2万1,027台(前年同期1万9,172台)であり、前年同期と比べると1,855台、9.7%増加している。このうち、特殊運搬車は1万2,568台(1万1,136台)、運搬車は8,459台(8,036台)となっている。

(ウ) 収集処理量

昭和48年度中の処理計画人口に係るごみの総排出量は4,000万t(前年度3,900万t)である。このうち、市町村の収集処理によるものの比率は、82.4%(81.4%)で、その収集処理量は3,300万t(3,200万t)となっており、これを

第78図 ごみ処理の状況



前年度と比べると100万t、2.8%増加している。

また、市町村の収集処理によるもの内訳は、第78図にみられるとおりで、焼却処理43.5%、埋立処理36.8%、高速堆肥化処理0.2%、その他1.9%となっている。

なお、焼却処理及び高速堆肥化処理による処理率は43.7%(前年度37.1%)となっており、残りの56.3%(62.9%)

は埋立等の処理によっている。

8 地方公営事業の状況

(1) 地方公営企業

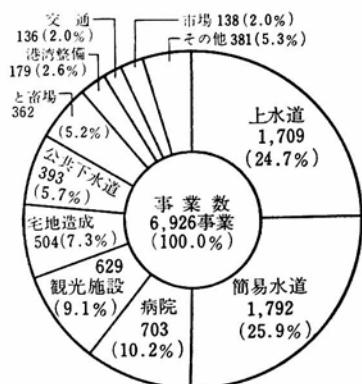
ア 概況

(ア) 事業数及び経営規模

昭和48年度末において地方公営企業を経営している地方公共団体の数は、

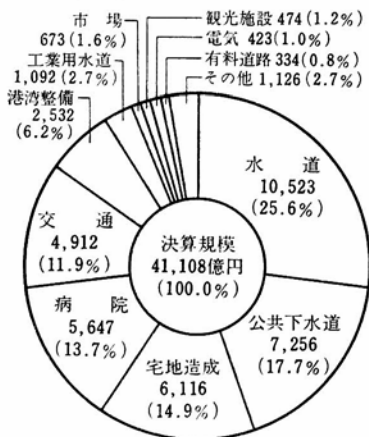
3,382 団体 (47 都道府県、9 指定都市、3,047 市町村、279 企業団等)であり、地方公営企業の数、6,926 事業(法適用企業 3,080 事業、法非適用企業 3,846 事業)で前年度末の 6,792 事業と比べると 134 事業、2.0%増加している。こ

第 79 図 地方公営企業の事業数



れを事業別にみると第 79 図にみられるとおり水道事業(簡易水道事業を含む)が最も多く、3,501 事業で全体の 50.6%を占め、以下病院事業 703 事業(全体の 10.2%)、観光施設事業 629 事業(9.1%)、宅地造成事業 504 事業(7.3%)、公共下水道事業 393 事業(5.7%)、と畜場事業 362 事業(5.2%)の順となっている。

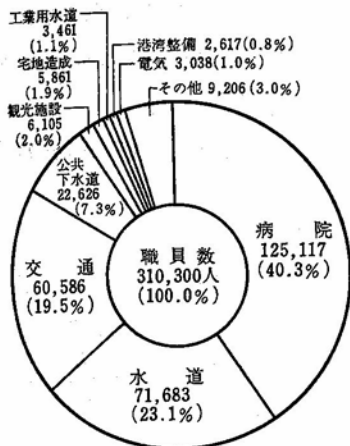
第 80 図 決算規模の状況



昭和 48 年度の決算規模は、4 兆 1,108 億円で前年度の 3 兆 4,341 億円と比べると 6,767 億円、19.7%増加しており 48 年度の普通会計歳出決算額の 23.5%に相当する規模となっている。これを事業別にみると第 80 図にみられるとおり水道事業が 1 兆 523 億円で全体の 25.6%を占め、公共下水道事業 7,256 億円(全体の 17.7%)、宅地造成事業 6,116 億円(14.9%)、病院事業 5,647 億円(13.7%)、交通事業 4,912 億円(11.9%)、港湾整備事業 2,532 億円(6.2%)がこれに次いでいる。

地方公営企業に従事する職員の数、31 万人(法適用企業 28 万 4 千人、法非適用企業 2 万 6 千人)で前年度 29 万 5 千人(法適用企業 27 万 4 千人、法非適用企業 2 万 1 千人)と比べると 1 万 5 千人増加している。また、この職員数は、普通会計職員数(昭和 49 年 4 月 1 日現在の地方公務員給与実態調査による。ただし、教育、警察及び消防職員を除く。)の 29.0%(前年度

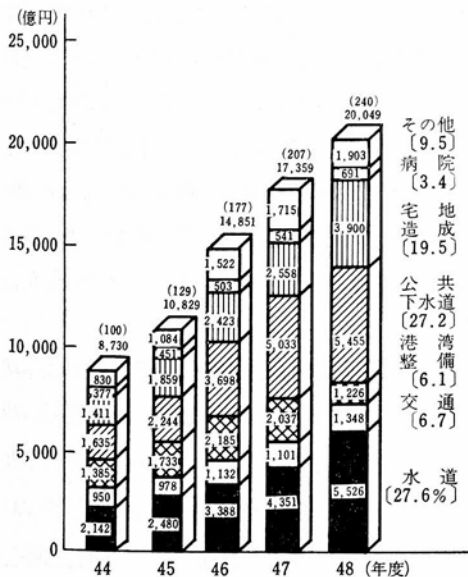
第 81 図 職員数の状況



29.0%)に相当している。なお、職員数を事業別にみると第81図にみられるとおり、病院事業が12万5千人、水道事業が7万2千人、交通事業が6万1千人とこの3事業で全体の82.9%に当たる25万7千人を占めている。

建設投資額は、第82図にみられるとおり、2兆49億円で前年度の1兆7,359億円と比べると2,690億円、15.5%増加している。これを事業別にみると、水道事業5,526億円(全体の27.6%)、公共下水道事業5,455億円(27.2%)、

第 82 図 建設投資額の推移



宅地造成事業3,900億円(19.5%)となっている。

(イ) 公益事業中の地位

民営を含めた公益事業全体において地方公営企業の占める地位を主な事業についてみると、

- a 水道事業では、給水人口9,000万人のうち8,600万人(95.5%)が公営
- b 軌道・地方鉄道事業では、年間輸送人員100億6,100万人のうち15億4,200万人(15.3%)が公営
- c 自動車運送事業(乗合)では、年間輸送人員98

(注) ()内の数値は、昭和44年度を100とした指数である。

億 4,500 万人のうち 24 億 5,100 万人(24.9%)が公営

d 病院事業では、病床数 112 万 6 千床のうち 18 万 9 千床(16.8%)が公営

e 工業用水道事業では、年間総配水量 46 億 9,000 万 m³ のうち 45 億 5,000 万 m³(97.0%)が公営

となっている(昭和 47 年度の資料による。ただし、病院事業及び工業用水道事業は 48 年度の資料による)。

イ 経営状況

昭和 48 年度の地方公営企業の経営状況は、給与改定に伴う人件費の増、物件費、原材料費の高騰等原価の上昇が著しかったが、他方これに対応する料金の適正化が遅れ、また、経営合理化が不徹底等のため、赤字事業数、赤字額が更に大幅に増加した。

(ア) 法適用企業の経営状況

a 損益収支

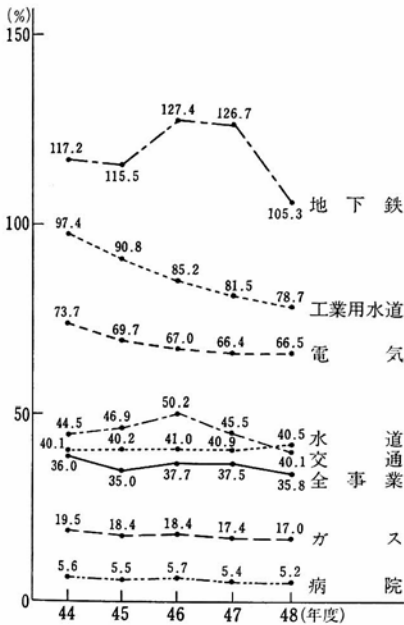
昭和 48 年度の法適用企業の損益収支は、単年度収支では、59.5%(前年度 66.6%)の事業が黒字、40.5%(前年度 33.4%)の事業が赤字となっており、黒字団体の純利益は、524 億円(前年度 459 億円)、赤字団体の純損失は 1,314 億円(1,048 億円)となっている。事業別に純損失の額をみると、交通事業は、83.5%に当たる 66 事業が純損失 450 億円(バス事業 239 億円、地下鉄事業 166 億円、路面電車事業 42 億円)を生じ、次いで病院事業は、70.7%に当たる 496 事業が 436 億円の純損失、水道事業は、27.7%に当たる 461 事業が 289 億円の純損失を生じており、この 3 事業で地方公営企業純損失全体の 89.4%を占めている。

累積欠損金は、4,368 億円で前年度(3,758 億円)と比べ 610 億円、16.2%増加しているがこれを事業別にみると、交通事業が 2,400 億円で前年度(2,410 億円)と比べ 10 億円、0.4%の減であるが、病院事業は、1,050 億円で前年度(694 億円)と比べ 356 億円、51.3%の増、水道事業は、425 億円で前年度(244 億円)と比べ 181 億円、74.2%の増となっている。このように、交通、病院、水道の 3 事業で地方公営企業の累積欠損金全体(4,368 億円)の 88.7%を占めており、また、累積欠損金の対前年度増加額のみでも、この 3 事業で 527 億

円、86.4%を占めている。

不良債務は、2,870 億円で前年度(3,405 億円)と比べて535 億円、15.7%の減となっている。これは、交通事業以外の事業においては、いずれも増加したにもかかわらず、交通事業において国の特別施策及び財産処分による臨時収入により減少したためである。

第 83 図 企業債元利償還金対料金
収入比率の推移



b 資本収支

資本的支出は、1兆8,059 億円で前年度(1兆5,124 億円)と比べ2,935 億円、19.4%増加している。これに対する財源は、1兆6,895 億円(前年度1兆4,260 億円)となっており、この内訳は、企業債等の外部資金が1兆4,935 億円、損益勘定留保資金等の内部資金が1,960 億円で、財源不足額は、1,165 億円(864 億円)となっている。

資本的支出のうち、建設改良費は、水道施設、地下鉄、医療施設等の整備拡充により前年度(1兆2,073 億円)と比べ2,097 億円、17.4%増加し、1兆4,170 億円と

なっている。

c 企業債元利償還金

企業債元利償還金は、4,188 億円で前年度(3,705 億円)と比べ483 億円、13.0%増加している。企業債元利償還金の料金収入に対する比率は第83図にみられるとおり、全事業平均は、35.8%(前年度37.5%)となっており、これを事業別にみると地下鉄事業(105.3%)、工業用水道事業(78.7%)、電気事業(66.5%)、水道事業(40.5%)が高い比率を示している。

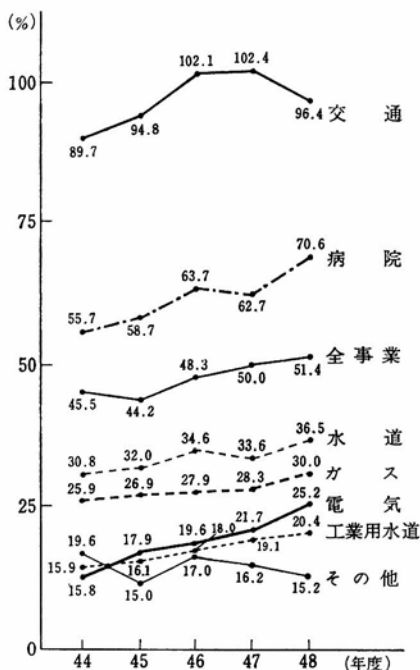
(イ) 経営悪化の要因

昭和48年度の地方公営企業の経営が更に悪化し、赤字事業数、赤字額が

大幅に増加したのは、

- a 昭和48年度は給与改定による人件費の増、物件費、原材料費の高騰等原価の上昇が著しかったが、これに対応する料金の適正化が遅れたこと。

第84図 人件費対料金収入比率の推移



(注) 期間外の職員給与費については、それぞれの年度へ割りより修正を行った。

昭和48年度において料金改定を実施した事業は、交通(バス)事業で全体の34.0%に当たる18事業、水道事業で20.6%の344事業、ガス事業で5.5%の4事業等であるが、最近の大きな原価上昇と対比してみるとなお多くの団体において料金の適正化が遅れ、あるいはその改定幅が小さく、この結果、各事業とも料金単価が供給原価をかなり下回る水準になっている。

- b 経費の合理化、特に人件費の合理化がなお徹底されていないこと。

料金収入に対する人件費の割合は、第84図にみられるとおり

交通事業96.4%、病院事業70.6%、水道事業36.5%と高まってきているが、この要因としては、給与水準が国家公務員又は民間の対応職種と比べてもかなり高いものが多く、また、人員についても人員配置の適正化、機械化等による合理化が十分でなく遅れたままのところが多い。

- c 交通事業では企業環境の悪化による乗客数の減、効率の低下等の傾向がかなり顕著になってきたこと。

等によるものである。

(ウ) 法非適用企業の経営状況

法非適用企業の事業数は、3,846 事業で前年度(3,786 事業)と比べ 60 事業増加している。この経営状況は、収入総額 8,580 億円(前年度 7,331 億円)、支出総額 8,423 億円(7,239 億円)、差引 157 億円の黒字で、これを繰上充用、繰越財源等により調整した実質収支をみると 110 億円の黒字となっている。収益的収支比率 $\left(\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100\right)$ は、125.9% で前年度(129.0%)と比べ 3.1% 下回っている。これを事業別にみると、収益的収支比率が 100% を下回っているのは、有料道路事業 80.1%(前年度 73.5%)、市場事業 82.8%(85.6%)、公共下水道事業 85.4%(85.8%)、と畜場事業 92.9%(92.4%)であり、その他の事業は収支均衡点を上回っている。

ウ 企業債の状況

企業債の発行額は、1 兆 3,952 億円で前年度(1 兆 1,365 億円)と比べ 2,587 億円、22.8% 増加している。これを事業別にみると、水道事業 4,303 億円(前年度 3,619 億円)、公共下水道事業 3,072 億円(2,567 億円)、交通事業 2,246 億円(1,156 億円)等となっている。

昭和 48 年度末における企業債の現債高は、5 兆 9,931 億円で前年度(4 兆 9,233 億円)と比べ 1 兆 698 億円、21.7% 増加している。これを借入先別にみると、政府資金が 2 兆 7,933 億円(全体の 46.6%)、公営企業金融公庫資金 8,104 億円(13.5%)、その他資金 2 兆 3,894 億円(39.9%)となっている。

エ 他会計繰入金金の状況

他会計からの繰入金は、4,201 億円で前年度(3,288 億円)と比べ 913 億円、27.8% 増加し、繰入金総額の収益的収入に対する比率は、23.8%(前年度 22.6%)となっている。これを事業別にみると、公共下水道事業が 1,687 億円(繰入金総額の 40.1%、前年度 1,341 億円と比べて 25.7% 増)、病院事業が 958 億円(繰入金総額の 22.8%、前年度 642 億円と比べて 49.2% 増)、交通事業が 486 億円(繰入金総額の 11.6%、前年度 391 億円と比べて 24.2% 増)、水道事業が 441 億円(繰入金総額の 10.5%、前年度 344 億円と比べて 28.2% 増)となっている。

オ 財政再建の状況

昭和41年の地方公営企業法の改正により財政再建を進めてきた企業数は、当初(昭和41、42年度)155事業(水道58、交通13、ガス8、病院76)であったが、48年度当初においてなお残っている再建企業数は、42事業(水道11、交通10、ガス1、病院20)で、このうち水道11事業は、48年度末をもって全部が再建を終った。また、交通10事業のうち2事業(東京都、鹿児島市)が48年度末をもって終り、残り8事業(横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、北九州市、山口市、青森市)が48年度から新たに「地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律」に基づいて第2次再建に移行した。また、病院20事業は、8事業を残して12事業が48年度末をもって再建を終了した。この結果、当初からの再建企業で49年度以降も継続して再建に努めることとなったものは、病院8事業のみとなっている。

カ 事業別状況

(ア) 水道事業(上水道事業及び簡易水道事業)

a 事業数

(a) 上水道事業

昭和48年度末において地方公共団体が経営する上水道事業の数は、1,709事業で、このうち、末端給水事業は、1,666事業(うち建設中54事業)、用水供給事業は、43事業(うち建設中18事業)である。経営主体別にみると、末端給水事業は、都道府県営7事業、指定都市営9事業、市営587事業、町村営1,003事業、企業団営60事業であり、用水供給事業は、都道府県営20事業、町村営1事業、企業団営22事業となっている。

上水道の布設状況を団体種類別にみると、市では642市のうち632市(98.4%)、町村では2,632町村のうち1,134町村(43.1%)に布設されている。

(b) 簡易水道事業

昭和48年度末において地方公共団体が経営する簡易水道事業の数は、1,792事業(うち法適用32事業)である。これを経営主体別にみると、町村営は1,578事業で全体の88.1%を占め、次いで市営199事業、一部事務組合営13事業、都道府県及び指定都市営各1事業となっている。

b 利用状況

水道事業の給水人口は、48年度末で9,015万人(上水道事業8,385万人、簡易水道事業630万人)に達し、前年度8,689万人と比べると3.8%増加している。また、公営水道が布設されている地方公共団体の48年度末の行政区域内人口に対する普及率は、83.2%と前年度より1.2%高くなっている。

昭和48年度中の年間総給水量(有収水量)は、103億3,900万 m^3 で前年度(95億7,300万 m^3)と比べると8.0%増加している。また、給水人口1人1日当たりの給水量は、314 l (前年度302 l)となっている。

c 建設投資

都市における人口の急激な増加と生活水準の向上等に伴う水需要の増大に対処するため水道施設の建設は急速に進められている。

昭和48年度の建設投資額は、5,526億円の前年度(4,351億円)と比べると1,175億円、27.0%と大幅に増加している。中でも広域化の要請に伴う県営及び企業団営の用水供給事業の建設投資額は、1,182億円(前年度468億円)で前年度と比べ152.6%増となっている。

d 経営の広域化

近年、水資源の有効利用、施設利用の効率化等の要請を反映し、48年度末における広域水道事業の数は、都道府県営27事業(末端給水事業7事業、用水供給事業20事業)、企業団営82事業(末端給水事業60事業、用水供給事業22事業)となっている。

配水能力は、末端給水事業が813万4千 m^3 /日で、前年度(745万6千 m^3 /日)と比べると67万8千 m^3 /日、用水供給事業が482万1千 m^3 /日で、前年度(423万 m^3 /日)と比べると59万1千 m^3 /日それぞれ増加している。

e 経営状況

(a) 損益収支

上水道事業及び法適用の簡易水道事業のうち、純利益を生じた事業は、1,205事業(全体の72.3%)、純損失を生じた事業は、461事業(全体の27.7%)であり、総収益対総費用比率は、99.0%で100%を下回った。

累積欠損金は、前年度の244億円から425億円へ、不良債務は、前年度の

386 億円から 610 億円へといずれも大幅に増加している。特に、累積欠損金の 46.1% (196 億円)、不良債務の 53.8% (328 億円) が都及び指定都市分であり、一部の大都市の料金改定の遅れ等による経営悪化の傾向が顕著である。

(b) 資本収支

昭和 48 年度の資本的支出は、6,052 億円(前年度 4,894 億円)であり、これに対する財源は、企業債等の外部調達資金 5,000 億円、損益勘定留保資金等の内部資金 550 億円で、財源不足額は 502 億円となっている。

資本的支出のうち建設改良費は、5,224 億円で、86.3% を占め、前年度(4,106 億円)と比べ 27.2% 増加し、建設改良のための企業債も 3,894 億円と前年度(3,230 億円)と比べ 20.6% 増加している。

(c) 給水原価と料金

昭和 48 年度における給水量 1 m³当りの原価(用水供給事業を除き、法適用の簡易水道事業を含む。)の平均は、45 円 35 銭で、前年度(40 円 51 銭)と比べ 4 円 84 銭、11.9% 高くなっている。給水原価の内訳は、資本費 17 円 1 銭、職員給与費 14 円 53 銭、その他の経費 13 円 81 銭となっている。

規模別に給水原価の傾向をみると、原価は前年度と比べ全般的に上昇しているが、給水人口 1 万 5 千人未満の事業では約 6 割の事業が上記の平均原価を上回っている。また、同一規模の事業であっても給水原価にかなりの格差がみられる。なお、48 年度中に料金改定を実施した事業数は、344 事業(前年度 215 事業)となっている。

(d) 法非適用企業

法非適用の簡易水道事業の数は、1,760 事業(うち建設中 52 事業)で、このうち黒字の事業は、1,597 事業(前年度 1,595 事業)と全体の 93.5% を占めており、赤字の事業は、111 事業(前年度 106 事業)で全体の 6.5% となっている。また、赤字比率($\frac{\text{実質赤字}}{\text{営業収益}} \times 100$)は、前年度の 7.0% から 7.8% へと高まっている。

(イ) 工業用水道事業

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する工業用水道事業の数は、85 事業(うち建設中 12

事業)で前年度(81事業)と比べると4事業増加している。事業数を経営主体別にみると、都道府県営39事業、指定都市営7事業、市営29事業、町営5事業、企業団営5事業となっている。

施設の箇所数は、184箇所(前年度185箇所)、給水先事業所数は、3,861箇所(前年度3,774箇所)、年間総配水量は、湯水による給水制限等もあって前年度と同量の45億 m^3 (前年度45億 m^3)となっている。また、施設利用率($\frac{1}{日平均配水量} \times 100$)の平均は、69.7%となっているが、施設利用率が30%に満たないものが14箇所ある。

b 経営状況

(a) 損益収支

昭和48年度における工業用水道事業の経営状況は、総体的にみれば、総収益対総費用比率は102.5%(前年度100.4%)と100%を超えているが、単年度欠損金を生じた事業数は31事業(建設中を除く全事業の42.5%)、累積欠損金のある事業数は39事業(53.4%)といずれも5割前後に及んでいる。また、累積欠損金は138億円(前年度124億円)で営業収益に対する割合は44.9%(46.7%)となっている。

純利益を生じた事業は、42事業(前年度41事業)、純損失を生じた事業は、31事業(前年度32事業)となっており、純利益は32億円(前年度24億円)、純損失は前年度と同額の23億円となっている。

(b) 資本収支

資本的支出は、801億円で前年度(655億円)と比べると146億円、22.4%増加している。これに対する財源は、企業債、国庫補助金等外部調達資金692億円、内部留保資金71億円、合計763億円で財源不足額は、38億円となっている。

(ウ) 交通事業

a 事業数及び経営規模

昭和48年度において交通事業を経営する地方公共団体の数は、120団体で、事業数は139事業となっている。職員数は60,586人、保有車両・船舶

の数は、バス 14,478 両、路面電車 668 両、地下鉄 1,388 両、船舶 158 隻、モノレール・簡易軌道等 9 両となっている。

年間輸送人員は 39 億人、一日平均約 1,073 万人に達しているが、このうち 758 万人(全体の 70.6%)は、6 大都市(東京都及び横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の 5 市)によって占められている。1 日平均輸送人員を事業別にみると、バス 650 万人(全体の 60.6%)、地下鉄 352 万人(32.8%)、路面電車 65 万人(6.0%)、その他 6 万人(0.6%)となっている。

バス事業は、高速鉄道の整備が進んでいる大都市においては、これを補完する交通機関として、その他の地域においては中心的な交通機関としての役割を果たしているが、昭和 40 年頃から路面交通の輻辳を反映して伸び悩み傾向にあったものが 48 年度に至り減少傾向に転じ、年間輸送人員は、前年度の 24 億 6,200 万人に対して、48 年度 23 億 7,300 万人となっている。

また、最近の車の激増、路面交通の渋滞により、バスの表定速度は急速に低下しており、このような企業環境の悪化に対して、その改善を図るため、バス専用レーンの設定、都心部の全面駐車禁止、バス優先信号システムの設置等の対策が、48 年度から 49 年度にかけて強力に推進されてきている。

路面電車事業は、路面交通が混雑してきたことにより、効率が著しく低下した上に、大都市では地下鉄の整備が進んだことによってその利用度は年々急速に低くなってきている。このため、路面電車の撤去や路線の縮少が相次いで進められた結果、41 年度末に 631Km であった営業キロは 48 年度末には、132Km と約 79%減少し、輸送人員は 42 年度の 12 億 1,900 万人から 48 年度には 2 億 3,700 万人と 87.6%の減少となっている。

都市高速鉄道事業のうち、地下鉄事業は、大都市における基幹的交通機関として急速な整備が図られてきたが、現在、東京都、名古屋市、大阪市、札幌市及び横浜市の 5 都市で営業中であり、京都市及び神戸市の 2 都市で建設が進められ、更にニュータウン鉄道事業は、千葉県で建設が進められている。その営業キロは 161Km で、昭和 35 年度末の 26Km と比べ 6.2 倍となり、輸送人員も、1 日平均輸送人員 352 万人で、35 年度の 71 万人と比べて 5 倍と増大してきている。

ｂ 経営状況

(a) 損益収支

昭和48年度において営業中の法適用企業79事業のうち、黒字事業は13事業で、残りの66事業(全体の83.5%)が赤字(単年度純損失)となっている。また、累積欠損金のある事業数は、全体の86.1%、68事業(前年度69事業)に及んでおり、これを赤字の額でみると純損失は450億円で前年度の552億円を下回った。これは47年度から48年度にかけて58事業(全体の70.7%)が料金改定を実施したことが大きな要因となっている。累積欠損金は前年度の2,410億円から2,400億円へ、不良債務は1,840億円から998億円へと減少しているが、これはほとんど大部分が国の特別施策あるいは財産処分という臨時収入によるものであり、実質的には累積欠損金及び不良債務ともに前年度と比べて大幅に増加している。これを営業収益に対する割合でみると、単年度純損失の比率は前年度の41.7%から27.0%に、累積欠損金比率は182.3%から144.0%に、不良債務比率は139.1%から59.9%とそれぞれ低くなっている。

事業別にみると、バス事業は53事業中42事業(全体の79.2%、前年度45事業)が純損失を生じており、その額は、239億円で、前年度の258億円と比べて19億円の減となっているが、営業収益に対する純損失の割合は23.3%となっている。また、累積欠損金の額は、1,023億円で前年度の1,196億円と比べて173億円の減、不良債務は、303億円で前年度の954億円と比べて651億円の減となっている。路面電車を経営する8都市のうち単年度黒字は一般会計からの繰り入れが行われた名古屋市のみで、他の7都市は全部赤字であり純損失の額は42億円、営業収益に対し56.0%となっている。また、累積欠損金は東京都を除く7都市が有しておりその額は289億円、営業収益に対して385.0%であり、不良債務は78億円、営業収益に対し104.0%となっている。地下鉄事業は5団体(建設中の3団体を除く)全部が純損失を生じ、その額は166億円、営業収益に対し30.2%であり、前年度(251億円)と比べ85億円の減となっている。また、累積欠損金は1,075億円で、前年度923億円と比べて152億円、16.5%の増、不良債務は608億円で、前年度692億円と比べて

84 億円、12.1%の減となっている。

(b) 資本収支

資本的支出は、大都市における地下鉄建設の推進を反映して、2,509 億円(うち地下鉄事業 1,595 億円)と前年度(1,651 億円)と比べると 858 億円増加している。この内訳は、建設改良費 1,340 億円(うち地下鉄事業 1,203 億円)、企業債償還金 524 億円(うち地下鉄事業 348 億円)、その他 645 億円である。

これに対する財源は、企業債を主とする外部資金 2,295 億円、内部資金 82 億円併せて 2,377 億円(うち地下鉄事業 1,595 億円)で財源不足額は、132 億円(前年度 222 億円)となっている。

(エ) 電気事業

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する電気事業の数は 34 事業、発電所数は既設のもの 171、建設中のもの 17 併せて 188 となっており、全部水力発電である。経営主体別にみると、都道府県営 31 事業、168 発電所、市営 1 事業、2 発電所、町村営 2 事業、1 発電所(町営 1 事業は受電)となっており、一般供給 1 事業及び一部特定供給 2 事業のほかは、すべて電力会社への卸売事業である。

既設の発電所(171 発電所)の発電能力は、最大出力 197 Mkw、年間発生電力量は、61 億 kWh となっている。民営を含む電気事業に占める割合は発電所数 7.9%、最大出力 2.1%、発生電力量 1.3%となっている。なお、水力だけの割合でみると発電所数 11.2%、最大出力 8.7%、発生電力量 8.5%となっている。

b 経営状況

(a) 損益収支

電気事業の総収益対総費用比率は、107.1%と黒字基調を維持しているものの、前年度の 110.6%と比べ 3.5%低下している。純利益は 22 億円(28 事業)で、前年度の 28 億円(33 事業)と比べて 6 億円(5 事業)減少し、純損失は 2 億円(6 事業)と前年度の 1 百万円(1 事業)と比べて大幅に増加している。これは、濁水による発電量の減少に加えて、人件費、物件費等が増加したことによるものである。

(b) 資本収支

資本的支出は216億円で、これに対する財源は、企業債等の外部資金が116億円、内部資金98億円、合計214億円で、財源不足額は2億円となっている。

(オ) ガス事業

a 事業数及び経営規模

昭和48年度末において地方公共団体が経営するガス事業の数は73事業で、経営主体別にみると県営2事業、市営38事業、町村営32事業、企業団営1事業となっている。公営ガス事業の供給戸数は53万2千戸（前年度49万1千戸）で、計画供給戸数67万4千戸に対する普及率は、78.9%（前年度78.9%）となっている。その供給量は、2億60百万 m^3 （1万kcal換算）で、前年度（2億29百万 m^3 ）と比べて31百万 m^3 、13.6%増加している。民営を含むガス事業全体に占める地位をみると、事業数では29.2%となっているが、需要家戸数では4.1%、販売量では4.0%となっている。

b 経営状況

(a) 損益収支

ガス事業は、全事業73事業のうち29事業（全体の39.7%）が純利益3億円を生じ、純損失を生じた事業数は44事業（60.3%）で、その額は9億円となっている。総収益対総費用比率は96.5%と年度後半以降における原料の急激な高騰、給与改定に伴う職員給与費の増嵩等により初めて収支均衡点を下回った。累積欠損金は31事業（全体の42.5%）が有し、その額は13億円、不良債務は22事業（30.1%）で、その額は21億円となっている。

(b) 資本収支

資本的支出は86億円で、これに対する財源は、企業債等の外部資金が52億円、内部資金が10億円、合計62億円で財源不足額は24億円となっている。

(カ) 病院事業

a 事業数及び経営規模

昭和48年度において病院事業を経営する地方公共団体の数は704団体で

あり、その病院数は 942 病院となっている。病院数を経営主体別にみると、都道府県営 214 病院(47 都道府県)、指定都市営 30 病院(9 指定都市)、市営 266 病院(236 市)、町村営 322 病院(322 町村)及び一部事務組合営 110 病院(90 組合)となっている。

一般病院について規模別にみると、都道府県営病院の 35.1%、指定都市営の 40.7%、市営病院の 39.9%が 300 床以上の大規模病院である。また、100 床未満の小規模病院は一般病院の 36.4%で、しかもそのうち 69.8%に当たる 214 病院は、患者が少ないこと等のため民間医療機関での診療が期待できない辺地等の不採算地区において医療の確保に努めている。

昭和 48 年度における病床数は 18 万 9 千床で、前年度(18 万 8 千床)と比べ 0.8%の増加となっており、入院・外来延患者数は、1 億 25 百万人で、前年度(1 億 23 百万人)と比べると 1.4%増加している。なお、病床利用率 $\left(\frac{\text{年延入院患者数}}{\text{年延病床数}} \times 100\right)$ は、77.6%(前年度 78.2%)で外来入院比率 $\left(\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{年延入院患者数}} \times 100\right)$ は 137.5%(135.3%)となっている。

b 経営状況

(a) 損益収支

昭和 48 年度の病院事業の経営状況は、同年度において人件費、物件費等の上昇が著しかったこと、収入の大宗である社会保険診療報酬の改定が 49 年 2 月から実施されたためその効果が 2 か月にとどまったこと等により更に大幅に悪化した。純損失を生じた事業は、全体の 70.7%に当たる 496 事業に及び前年度の 360 事業(全体の 51.1%)と比べ 37.8%の増となっており、その額は、前年度の 199 億円から 436 億円へと 237 億円増加した。また、累積欠損金の額も前年度の 694 億円から 1,050 億円へと 356 億円、不良債務も前年度の 479 億円から 751 億円へと 272 億円、いずれも大幅に増加している。

純損失を生じた事業の比率を経営主体別にみると、都道府県営 65.2%、指定都市営 66.7%、市営 76.6%、町村営 66.1%、組合営 74.4%となっている。

また、医業収益対医業費用比率 $\left(\frac{\text{医業収益}}{\text{医業費用}} \times 100\right)$ は、83.0%で、これを

病院の種別でみると、一般病院 84.8%（前年度 91.4%）、結核病院 62.4%（72.7%）、精神病院 61.7%（70.2%）となっている。また、48 年度末において累積欠損金を有する事業数は、全体の 71.8% に当たる 504 事業となっており、不良債務を有する事業数は、全体の 57.5% に当たる 405 事業となっている。

(b) 資本収支

資本的支出は 850 億円（前年度 641 億円）で、その内訳は、建設改良費 691 億円、企業債償還金 92 億円、その他 66 億円となっている。これに対する財源は、企業債等の外部資金 685 億円、内部資金 93 億円で財源不足額は 72 億円となっている。

(c) 他会計繰入金

他会計からの繰入金は 958 億円であり、このうち損益収支への繰り入れは 601 億円で、総収益に対する比率は 13.2% である。また、資本収支への繰り入れは 281 億円で、資本的支出の 33.1%、建設改良費の 40.7% となっている。

なお、期間外収支への繰り入れは、76 億円となっている。

(※) 公共下水道事業

a 事業数及び経営規模

昭和 48 年度末における公共下水道事業の数は 393 事業（法適用企業 28 事業、法非適用企業 365 事業）となっており、これを経営主体別にみると、都道府県営 15 事業、指定都市営 9 事業、市営 316 事業、町村営 39 事業、企業団・一部事務組合営 14 事業となっている。

昭和 48 年度末における排水区域面積は、39 万 ha となっている。現在排水人口は 2,549 万人で前年度(2,443 万人)と比べると 106 万人、4.3% 増加し、年間処理水量は 96 億 m³ で前年度(70 億 m³)と比べると 26 億 m³、37.9% 増加している。

公共下水道事業の建設投資額は、5,455 億円で前年度(5,033 億円)と比べると 422 億円、8.4% 増加しており、この財源としての地方債は、2,993 億円で前年度(2,496 億円)と比べ 497 億円、19.9% 増加している。

b 経営状況

(a) 損益収支

法適用企業の総収益は 883 億円で、その内訳は他会計繰入金 443 億円(総収益の 50.2%)、料金収入 283 億円(32.0%)、その他 157 億円で、総費用は 936 億円となっている。純利益を生じた事業数は 19 事業で、その額は 6 億円となっており、純損失を生じた事業数は 9 事業で、その額は 60 億円となっている。

(b) 資本収支

法適用企業の資本的支出は、2,712 億円(前年度 2,554 億円)で、これに対する財源は、企業債 1,715 億円(資本的支出に対して 63.2%)、国庫(県)補助金 443 億円(16.3%)、その他 265 億円(9.8%)、内部留保資金 106 億円、合計 2,529 億円で、財源不足額は 183 億円(前年度 67 億円)となっている。

(c) 法非適用事業の経営状況

法非適用の公共下水道事業の総収益は 530 億円で、その内訳は、他会計繰入金 338 億円(収益的収入の 63.8%)、料金収入 109 億円(20.6%)、その他 83 億円で、総費用は 539 億円となっている。また、黒字を生じた事業数は 333 事業(全体の 91.2%)、赤字を生じた事業数は 32 事業(8.8%)となっている。

資本的収入は 3,226 億円で、このうち国庫(県)補助金は 868 億円(資本的収入の 26.9%)、他会計繰入金は 526 億円(16.3%)となっている。

(ク) その他の地方公営企業

a 事業数

地方公共団体は以上の事業のほか各種の事業を経営しており、昭和 48 年度末における事業数は 2,002 事業(法適用 336 事業、法非適用 1,666 事業)となっている。その内訳は、港湾整備事業 179 事業、市場事業 138 事業、と畜場事業 362 事業、観光施設事業 629 事業、宅地造成事業 504 事業、有料道路事業 38 事業、駐車場整備事業 94 事業、その他の事業 58 事業である。

b 経営状況

(a) 港湾整備事業

法適用の港湾整備事業は、13 事業が純利益 31 億円を、4 事業が純損失 2

億円を生じており、法非適用の港湾整備事業は、135事業が黒字61億円を、24事業が赤字25億円を生じている。

(b) 市場事業

法適用の市場事業は、5事業が純利益2億円を、7事業が純損失4億円を生じており、法非適用の市場事業は、99事業が黒字5億円を、12事業が赤字9億円を生じている。

(c) と畜場事業

法適用のと畜場事業は、3事業が純利益31百万円を、3事業が純損失4億円を生じており、法非適用のと畜場事業は、296事業が黒字3億円を、56事業が赤字11億円を生じている。

(d) 観光施設事業

法適用の観光施設事業は、130事業が純利益28億円を、37事業が純損失3億円を生じており、法非適用の観光施設事業は、348事業が黒字11億円を、99事業が赤字18億円を生じている。

(e) 宅地造成事業

法適用の宅地造成事業は、33事業が純利益86億円を、8事業が純損失5億円を生じており、法非適用の宅地造成事業は、322事業が黒字263億円を、76事業が赤字148億円を生じている。

(f) 有料道路事業

法適用の有料道路事業は、3事業が純利益18百万円を、15事業が純損失25億円を生じており、法非適用の有料道路事業は、17事業が黒字22百万円を、3事業が赤字11億円を生じている。

(g) 駐車場整備事業

法適用の駐車場整備事業は、2事業が純利益7百万円を、3事業が純損失42百万円を生じており、法非適用の駐車場整備事業は、75事業が黒字2億円を、9事業が赤字1億円を生じている。

(h) その他の事業

法適用の各種事業(採石、有線放送、林業、製材、畜産、自動車学校、骨材製造等)は、40事業が純利益40億円を、17事業が純損失2億円を生じて

いる。

(2) 国民健康保険事業

昭和36年度に達成された国民皆保険の中で国民健康保険事業は、健康保険等の被用者保険と並んで我が国の社会保険制度の中で大きな役割を果たしている。

国民健康保険事業の保険者は、市町村(特別区、一部事務組合を含む。)及び同種の事業又は業務に従事する者で構成されている国民健康保険組合である。被保険者は、原則として、被用者保険に加入していないすべての住民である。保険者は、被保険者に対して、一定の療養の給付等を行い、国民健康保険事業の中心である法定の医療給付に係る給付率は、すべての市町村について世帯主、世帯員とも7割であり、その財源は、原則として、保険税(料)及び国庫補助金によって運営される建前となっている。市町村が保険者となって実施している国民健康保険事業の概要は次のとおりである。

昭和49年3月31日現在の保険者は、3,288団体(9大都市、632都市、2,621町村、23特別区、3一部事務組合)であり、このうち直営診療所を設置している団体は749団体(都市127、町村622)である。これらを前年度と比べると、保険者は1団体増加し、直営診療所設置団体は24団体減少している。市町村合併の実施により年々減少していた保険者が前年度に引き続き増加したのは、前年度は事業を実施していなかった沖縄県の7村が、昭和48年4月1日から事業を実施したことによるものである。

なお、鹿児島県の2村(三島村、十島村)は、離島であるため医師の確保が困難であることにより、昭和48年度まで事業を実施していなかったが、昭和49年4月1日から、医師の出張診療が行われることになったことにより事業を実施している。これによって、昭和49年度においては、全市町村が国民健康保険事業を実施している。また、直営診療所設置団体は年々減少しているが、これは医師の確保難、交通事情等の環境条件の変化等によるものである。

昭和49年3月31日現在の被保険者数は、医療保険適用者総数1億942万

7千人の37.9%に当たる4,144万5千人であり、世帯数は1,304万6千世帯となっている。これらを前年度と比べると、被保険者数は、前年度(4,169万3千人)より24万8千人減少しているが、世帯数は、前年度(1,292万3千世帯)より12万3千世帯増加している。被保険者数が減少したのは、国民健康保険から被用者保険への移動等によるものであり、世帯数が増加したのは、いわゆる核家族化が進行していること等によるものである。

国民健康保険事業会計は、保険給付を取り扱う事業勘定と、保険者が設置する直営診療施設を經理する直診勘定からなっているが、これらの状況は次のとおりである。

ア 事業勘定

(ア) 歳入

事業勘定の歳入決算額は、1兆6億円で、前年度(8,324億円)と比べると1,681億円、20.2%(前年度22.2%)増加している。

歳入の内訳をみると、国民健康保険税(料)は、3,088億円(歳入総額の30.9%)で、前年度(2,577億円)と比べると511億円、19.8%(前年度16.4%)増加しており、国庫支出金は5,982億円(59.8%)で、前年度(4,845億円)と比べると1,137億円、23.5%(前年度26.6%)増加し、国民健康保険税(料)と国庫支出金の両方で歳入総額の90.7%(89.2%)を占めている。国庫支出金のうち、療養給付費負担金は4,980億円(歳入総額の49.8%)で、前年度(4,066億円)と比べると914億円、22.5%(前年度27.9%)増加しており、財政調整交付金は612億円(6.1%)で、前年度(498億円)と比べると114億円、22.8%(前年度26.7%)増加している。前年度においては診療報酬の改定の平年度化によって、療養給付費負担金及び財政調整交付金の増加率が大幅に上昇したのに対し、48年度においては、診療報酬の改定が年度末に近い49年2月に行われ、これによる影響は少なかったため、これらの増加率は前年度のそれを下回ることとなった。しかしながら、老人医療の無料化の平年度化等による受診率の上昇及び高額療養費支給制度の実施に伴う医療費の増嵩等により、これらの国庫支出金の増加率は、歳入総額の増加率を上回ることとなった。また、都道府県支出金(189億円)及び他会計繰入金(312億円)のうち、財源補てん的

なものは、それぞれ183億円、270億円にも及んでおり、歳入総額の1.8%、2.7%を占め、前年度(168億円、202億円)と比べるとそれぞれ15億円、9.0%(前年度38.9%)、69億円、34.0%(前年度34.0%)増加している。

(イ) 歳 出

歳出決算額は9,650億円で、前年度(8,057億円)と比べると1,593億円、19.8%(前年度24.8%)増加している。

歳出の内訳をみると、総務費は524億円で、歳出総額の5.4%を占め、前年度(436億円)と比べると88億円、20.2%(前年度15.0%)増加している。総務費のうち、一般管理費と賦課徴収費を合わせたいわゆる事務費は461億円(歳出総額の4.8%)で、前年度(380億円)と比べると81億円、21.2%(前年度15.7%)増加している。この事務費に対する国庫負担金の比率は63.2%で、前年度(64.4%)と比べると1.2%減少しており、この比率はここ数年間で漸減の傾向を示している。次に、保険給付費は8,861億円(歳出総額の91.8%)で、前年度(7,415億円)と比べると1,446億円、19.5%(前年度27.4%)増加している。保険給付費のうち、療養諸費は8,732億円で、前年度(7,292億円)と比べると1,439億円、19.7%(前年度27.8%)増加している。療養諸費の増加率が前年度の増加率を下回ったのは、前述したように、老人医療の無料化の平年度化等に伴う受診率の上昇による医療費の増嵩はあったものの、診療報酬の改定による影響が少なかったことによるものである。また、その他の給付費は92億円で、前年度と同額となっている。

(ウ) 収 支

実質収支は353億円の黒字であるが、この実質収支額から財源補てん的な都道府県支出金、他会計からの繰入金及び他会計への繰出金を調整した再差引収支は95億円の赤字で、前年度(98億円の赤字)と比べると3億円赤字額が減少している。

この再差引収支額によって全団体を黒字団体と赤字団体に分けてみると、黒字団体数は2,535団体で、前年度(2,414団体)と比べると121団体(都市15、町村106)増加しており、その黒字額は322億円で、前年度(254億円)と比べると68億円増加している。一方、赤字団体数は753団体で、前年度(873

団体)と比べると120団体(都市16、町村104)減少しており、その赤字額は417億円で、前年度(353億円)と比べると64億円赤字額が増加している。再差引収支額による赤字額を団体種類別にみると、都市153億円、大都市132億円、特別区110億円、町村22億円となっている。このように、都市、大都市及び特別区の収支が悪いのは医療機関が発達していることもあって受診率が高く、医療費が増嵩すること等にもよるが、保険税(料)率はその医療給付の水準に比較して低い点にも原因がある。

イ 直 診 勘 定

直診勘定の歳入決算額は256億円で、前年度(215億円)と比べると41億円、19.1%(前年度19.0%)増加している。このうち、診療収入は182億円(歳入総額の71.2%)で、前年度(158億円)と比べると25億円、15.6%(前年度18.2%)増加している。歳出決算額は266億円で、前年度(225億円)と比べると41億円、18.3%(前年度16.0%)増加している。このうち、総務費(医師等に係る人件費を含む)は129億円(歳出総額の48.5%)で、前年度(109億円)と比べると20億円、18.6%(前年度13.7%)増加している。次に、医業費は90億円(33.9%)で、前年度(72億円)と比べると18億円、25.3%(前年度14.1%)増加している。

なお、医業費の診療収入に占める比率は49.4%(前年度45.6%)である。

実質収支は12億円(前年度11億円)の赤字である。この実質収支額から、他会計からの繰入金を控除し、他会計への繰出金を加えた再差引収支は49億円の赤字であり、前年度(39億円)と比べると10億円赤字額が増加している。実質収支の黒字団体は574団体で、前年度(598団体)と比べると24団体(都市7、町村17)減少しており、赤字団体は175団体で、前年度と同数である。

(3) その他の事業

ア 収 益 事 業

収益事業(競馬、自転車競走、小型自動車競走、モーターボート競走及び宝くじ事業をいう。)のうち、公営競技については畜産及び機械工業等関連産

業の振興を、宝くじ事業については浮動購買力の吸収を図りつつ地方財政資金を調達し、その健全化を図ることを目的として施行されるものである。

昭和48年度において収益事業を施行した地方公共団体の数は、延べ539団体(前年度519団体)である。これを事業別にみると、自転車競走事業を施行した団体が267団体(259団体)で最も多く、モーターボート競走事業138団体(124団体)、競馬事業71団体(73団体)、宝くじ事業56団体(56団体)、小型自動車競走事業7団体(7団体)がこれに次いでいる。また、これを施行団体種類別にみると、都道府県では延べ77団体(78団体)が実施しており、市町村では延べ462団体(441団体)が実施している。

(ア) 経営状況

昭和48年度の決算額は、歳入2兆6,164億円、歳出2兆5,410億円となっている。これを前年度と比べると、歳入6,071億円、30.0%、歳出5,800億円、29.6%それぞれ増加している。

実質上の収支(歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源及び他会計からの繰入金を控除し、他会計への繰出金を加えた額)は3,433億円の黒字であり、前年度(2,592億円)と比べると841億円、32.4%(前年度16.2%)増加している。

(イ) 収益金の使途状況

収益金の大部分は普通会計へ繰り入れられ(繰入額2,858億円、前年度の34.9%増)、道路、小・中学校等の教育施設、社会福祉施設、農業基盤等の整備事業等の財源として充当されている。繰入財源の一般財源に対する比率は2.9%で、前年度(2.7%)を若干上回っている。

収益金の使途状況を目的別にみると、土木費への充当額(922億円、繰入総額の32.2%)が最も多く、教育費(827億円、28.9%)がこれに次いでおり、この両者に繰入総額の61.1%が充当されている。このほか、民生費(231億円、8.1%)、農林水産業費(136億円、4.8%)、衛生費(134億円、4.7%)、商工費(40億円、1.4%)等の財源として活用されている。

なお、収益金のうち、公営企業に係る地方債の利子の軽減に資するための資金として、公営企業金融公庫に納付された額は114億円(前年度83億円)

となっている。

イ 共 済 事 業

(ア) 農 業 共 済 事 業

昭和 48 年度において農業共済事業を実施した市町村は 1,156 団体で、前年度(1,190 団体)と比べると 34 団体減少している。

農業共済事業会計の決算額は、歳入 263 億円、歳出 222 億円で、前年度と比べると、歳入は 18 億円、7.3%、歳出は 13 億円、6.3%それぞれ増加している。

なお、実質上の収支は 18 億円(前年度 19 億円)の黒字となっている。

(イ) 交通災害共済事業(直営方式)

昭和 48 年度において直営方式により交通災害共済事業を実施した地方公共団体は 229 団体(2 県、169 市町村、58 一部事務組合)で、前年度と比べると、一部事務組合が 2 団体減少している。また、加入者は 2,335 万人(前年度 1,972 万人)となっている。

交通災害共済事業会計の決算額は、歳入 121 億円、歳出 79 億円で、前年度と比べると歳入は 13 億 8 千万円、12.9% 増加し、歳出は 4 億 9 千万円、6.7%増加している。

なお、実質上の収支は、死亡事故による給付件数が減少したこともあって、22 億 5 千万円(前年度 14 億円)の黒字となっている。

ウ そ の 他

(ア) 公 益 質 屋 事 業

昭和 48 年度において公益質屋事業を実施した市町村は 89 団体(前年度 103 団体)で、前年度と比べると 14 団体減少している。

公益質屋事業会計の決算額は、歳入 13 億 37 百万円、歳出 13 億 10 百万円で、前年度と比べると、歳入は同額となっており、歳出は 21 百万円、1.6%増加している。

なお、実質上の収支は、3 億 30 百万円の赤字となっている。

(イ) 公立大学附属病院事業

公立大学附属病院事業会計の決算額は、歳入 333 億円(前年度 284 億円)、

歳出 331 億円(282 億円)で、前年度と比べると、歳入 49 億円、17.3%、歳出 49 億円、17.3%それぞれ増加している。

なお、実質収支(歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額)は、他会計からの繰入金が104 億円(歳入総額の 31.2%)と多額に上っているにもかかわらず 11 億円(前年度 11 億円)の赤字となっている。

第2 昭和49年度及び昭和50年度の 地方財政の見通し

1 昭和49年度の地方財政

年度当初における経済見通しと国の財政運営方針、地方財政計画の概要、年度中の経済情勢の推移と国の財政及び地方財政の補正措置、地方公営事業に関する財政運営並びに地方財政の運営の状況をみると、次のとおりである。

(1) 当初の経済見通しと国の財政運営方針

「昭和49年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」(49年1月閣議決定)によれば、昭和49年度の我が国経済においては特に年度当初に、石油の供給削減の影響による供給面の制約から、物資需給、物価、雇用等の面において、国民生活に少なからざる影響が及ぶことが懸念される。

このような認識の下に、昭和49年度の経済運営に当たっては、適切かつ機動的な政策運用により、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保するために、物価の安定確保を最優先の政策課題とし、総需要の抑制、物資需給の均衡確保、エネルギー消費の節減・合理化、長期的視点からの資源、エネルギー、食糧の安定的供給の確保等を図るとともに、国民福祉向上のための諸施策を引き続き推進し、また、国際経済関係の調和的発展のため経済協力等対外経済政策を講ずること等を重点的に行うものとされた。以上のような経済運営の下において、昭和49年度の経済活動は、年度当初は停滞するものとみられるが、年度後半には回復、安定に向かい、経済成長率は実質2.5%(名目12.9%)程度にとどまるものと見込まれた。

昭和49年度の国の財政運営に当たっては、このような経済見通しと経済運営の基本的態度にのっとり、国民生活の安定と福祉の充実に配慮しつつ、抑制的なものとするとともに、今後の経済情勢の推移に対応し得るよう機動

的、弾力的な運営を行うことを基本とし、このため、財政規模を厳に抑制し、公債及び政府保証債の発行額を縮減するとともに、給与所得者を中心とする税負担の軽減適正化を図るための大幅な減税を行い、公共料金は極力凍結することとされた。また、歳出内容については、国民生活の安定に寄与する施策の充実を図る一方、新幹線鉄道建設事業等巨額の経費を要する事業の繰延べをはじめ、公共事業等を前年度当初予算と同額以下に抑制し、組織新設の抑制、公務員の定員削減、既定経費の整理合理化等により、財源の重点的かつ効率的な配分を行うとともに、経済情勢の推移に対処するため、予算及び財政投融资計画の執行に当たり、その弾力的な運用を図り得るよう措置することとされた。これにより、国の一般会計予算の規模は、17兆994億円で、前年度当初予算(14兆2,840億円)と比べて2兆8,154億円、19.7%の増加となっている。なお、公債の発行額は2兆1,600億円(前年度当初発行予定額2兆3,400億円)、政府保証債の発行額は4,000億円(4,500億円)となっている。

(2) 地方財政計画

昭和49年度の地方財政計画は、物価上昇、石油問題等内外の経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、地方財源の確保に配慮を加えつつ、国と同一の基調により、総需要の抑制に資するため、公共投資をはじめとする歳出を極力圧縮するとともに、財源の重点的配分と経費支出の効率化に努め、地域住民の生活の安定と福祉の充実を図るための施策を推進することを基本とし、併せて経済情勢の推移に応じて機動的、弾力的な運用を図り得るよう措置するものとして、次の方針に基づいて策定された。

第1に、個人の住民税及び事業税、小規模住宅用地の固定資産税等について3,663億円の大幅な減税を行い、住民負担の軽減合理化を図るとともに、市町村民税法人税割の税率引上げ等により地方税源を拡充強化し、自動車取得税の税率引上げをはじめとして地方道路財源の確保を図ることとする。

第2に、地方財政の状況等を考慮し、地方交付税について、昭和49年度の特例として交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金残高に相当する

1,679億6千万円を減額し、後年度において調整するものとする。

第3に、総需要抑制の見地から地方債の発行額を極力圧縮するとともに、地方債資金における政府資金の構成比率を高め、償還期限を延長する等地方債の質的改善を図る。

第4に、総需要抑制の要請を踏まえつつ、住民生活の安定と住民福祉の充実のための施策を重点的に推進することとし、地方交付税、地方債、国庫補助負担金等の重点的な配分を図る。

第5に、地方公営企業の経営の健全化と経営基盤の強化を図るため、病院事業に対し不良債務解消のため新たな助成措置を講ずるとともに交通事業の経営の再建を引き続き推進する。また、地方公営企業に対する地方債について、生活関連事業を中心に重点的な増額及び貸付条件の改善等を行うこととする。

第6に、地方財政の健全化と財政秩序の確立を図るため、国庫補助負担制度の改善、超過負担の解消及び住民の税外負担の解消等のための措置を講ずることとする。

第7に、今後の経済情勢の推移及び地方公務員の給与改定等の財政事情の変化に対応し、地方財政の機動的、弾力的な運用を図るため、あらかじめ財源を留保することとする。

これらの方針に基づいて策定された地方財政計画の規模は、17兆3,753億円で、前年度(14兆5,510億円)と比べて2兆8,243億円増加し、その増加率は19.4%となっている。

なお、49年度当初の地方債計画は、厳しい経済情勢に対処するための総需要抑制の要請を踏まえながら、住民福祉の向上と住みよい地域社会の形成を図るため、人口急増地域の学校施設整備、辺地及び過疎対策、同和対策、下水道及び上水道並びに公立病院に係る地方債を重点として、総額2兆3,390億円の規模で策定された。この額は前年度当初計画(2兆2,530億円)と比べると、860億円、3.8%の増加となっている。

(3) 経済情勢の推移と財政運営の経過

ア 経済情勢の推移

石油の供給削減の影響により、年度当初、物資需給、物価、雇用等の面において、国民生活に少なからざる影響が及ぶことが懸念された我が国経済は、前年度から引き続きとられてきた総需要抑制策の効果が実体経済面に浸透するにつれて、物資需給は緩和し、物価も鎮静化の方向に向っているが、エネルギー価格、賃金の大幅引上げ等によるコスト上昇要因もあって、物価の今後の動向にもなお警戒を要するものがあり、内外の経済動向を考慮すると、昭和49年度の経済成長率は、名目では18.7%程度となるものの、実質ではマイナス1.7%程度になるものと見込まれる。

イ 国の財政の補正措置

国の財政においては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定、公共土木施設等の災害復旧対策、49年産米の政府買入価格の引上げ等に伴う食糧管理特別会計への繰入れ、公立文教施設等の建築単価の是正等、福祉年金等の改善実施期日の繰上げ等、生活扶助基準等の引上げ、診療報酬等の改定に伴う老人医療費等の増加、日本国有鉄道の財政基盤の強化等のための事業費助成、地方交付税交付金の増額等のため、昭和49年12月、総額2兆987億円の補正予算が編成されたが、歳入面においては、租税及び印紙収入1兆6,120億円、税外収入2,176億円並びに地方交付税に係る前年度剰余金受入2,691億円の合計2兆987億円が追加された。この補正予算の規模は、大型の補正とされた前年度補正予算(9,886億円)を更に上回る大型の補正であるが、内容においては、総需要の抑制を基調として、歳出に追加する経費は特に緊要にしてやむを得ないものに限るものとされた。なお、財政投融资計画については、現在まで住宅金融関連及び中小企業金融関連等4回(49年10月、11月、12月及び50年1月)にわたって追加が行われ、その追加総額は、1兆779億円となっている。

ウ 地方財政の補正措置

地方財政においては、地方交付税が国の補正予算における所得税及び法人

税の追加額の計上に伴う 5,152 億円に昭和 48 年度分の国税三税の自然増収に伴う地方交付税の精算分 2,691 億円を加え 合計 7,843 億円増額された。このうち、地方交付税の再算定を通じて、給与改定に要する 5,590 億円、公立文教施設等の建築単価は正等に要する 66 億円、生活扶助基準等の引上げに要する 100 億円、私学助成等に要する 85 億円、臨時土地対策のための 1,530 億円及び当初算定の際の調整減額分の復活に要する 93 億円、合計 7,464 億円が普通交付税の増額に充てられ、379 億円が特別交付税の増額に充てられることとなった。

なお、地方公務員の給与改定については、人事院勧告の内容が 49 年 4 月 1 日から俸給その他諸手当の改善により給与を 29.64%引き上げるという近年例をみない高率なものであり、国家公務員に準じて地方公務員の給与改定を行う場合の一般財源所要額は 1 兆 2,365 億円と見込まれ、既に措置されていた 2,925 億円を差し引くと、新たな財源所要額は 9,440 億円（交付団体分 7,270 億円、不交付団体分 2,170 億円）と見込まれ、前年度の要措置額（2,370 億円）の 4 倍に達した。このため、地方税における法人関係税の増収及び既定経費の節約を見込んだ上で、交付団体については 5,590 億円が地方交付税の増額によって措置されることとなったものである。

(4) 地方公営事業に関する財政運営

ア 地方公営企業

昭和 49 年度においては、経営悪化の著しい病院事業についてその健全化を図るため当面の措置として、昭和 48 年度末における不良債務解消のためのたな上げ債の発行（公立病院特例債 569 億円）及びこれに係る利子助成措置（4 億 6,700 万円）を講じるとともに、厚生省予算において不採算地区病院の運営費についても新規に補助（2 億 4,100 万円）することとしている。

また、交通事業については、昭和 48 年度から路面交通事業について講じられた経営健全化のための再建方策を引き続き推進することとし、再建団体 24 団体に対し交通事業再建債の発行（48 年度の発行残分 78 億円）、交通事業再建債の利子補給（55 億円）及びバス車両購入補助（14 億円）を措置している。

また、地下鉄事業についても、引き続き建設費補助(運輸省所管 164 億円)、特例債(312 億円)、特例債孫利子補給(53 億円)を計上している。

地方公営企業の建設投資の資金については、昭和 49 年度は総需要抑制の要請にこたえながらも、住民へのサービスの安定した供給を確保するため、生活関連等緊急性の高い事業に対する貸付枠を重点的に確保することとし、地方債計画に公営企業関係分 1 兆 3,100 億円(前年度 1 兆 1,790 億円に対して 11.1%増)を計上している。また、ガス及び電気事業を新たに公営企業金融公庫の特別利率対象事業(利率 8.2%)とし、更に病院事業に対する政府資金の償還期限を 30 年(従来 25 年)に、上水道及び下水道事業に対する公営企業金融公庫資金の償還期限を 28 年(従来 25 年)に、有料道路事業に対する公庫資金の償還期限を 20 年(従来 15 年)にそれぞれ延長する等大幅な改善を図っている。

なお、公営企業金融公庫の貸付枠については、政府保証債の増額等により地方債計画計上分 2,059 億円(前年度 2,009 億円)、地方道路 公社貸付分 116 億円(前年度 112 億円)、土地開発公社貸付分 80 億円(前年度 70 億円)合計 2,255 億円(前年度 2,191 億円)を確保している。

このほか、地方公営企業の経営基盤の強化と経営の健全化を図るため、地方財政計画に公営企業繰出金として前年度(2,609 億円)の 34.3%増の 3,505 億円を計上するとともに、その一部については交付税において所要の財源措置を講ずることとしている。

昭和 49 年度は、このような各種の国の措置が行われた反面、人件費において大幅な給与改定が実施され、これに加えて物件費、材料費等コストの上昇が著しかったため、各企業においては、これに対応して料金改定等財源確保の努力がかなり払われているが、なお多くの団体において料金の適正化が遅れ、あるいは給与改定実施のそ及分について財源が十分確保されず、経営合理化の不徹底等とも相まって経営状況は全般的に更に厳しい状況になるものと考えられる。したがって地方公共団体においても経営の改善合理化、企業環境の改善、企業会計と一般会計との負担区分の適正な運用等を積極的に進めるほか、特に料金の適正化を推進し、経営の健全化を図る必要がある。

なお、以上のほか、49年春闘において、政府、春闘共闘委員会の間で国の三公社五現業及び地方公営企業の労働基本権の問題について、可及的速やかに結論を出すとの了解がなされたが、これに基づき49年5月、内閣に公共企業体等関係閣僚協議会が設置され現在その検討が進められている。

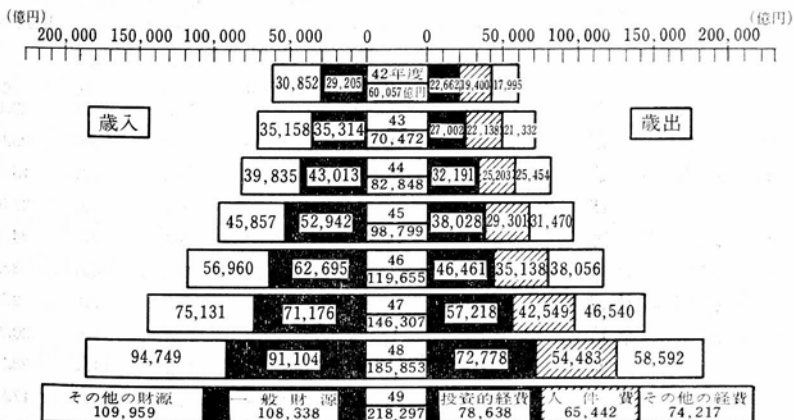
イ 国民健康保険事業

昭和49年度においては、低所得被保険者の保険税(料)の負担の軽減を図るため、減額対象基準のうち、基礎控除額が18万円(前年度16万円)に、世帯主以外の被保険者1人に対し加算する額が11万円(前年度10万円)にそれぞれ引き上げられた。また、市町村の国保財政の健全化を図る目的で臨時財政調整交付金350億円(高額療養費補助分120億円、財政調整分230億円)、診療報酬の改定(昭和49年10月1日から16.0%引上げ(ただし、昭和50年1月1日からは、薬価基準が0.7%引き下げられたので、実質15.3%の引上げ))に伴う市町村国保財政の特別対策として特別療養給付費補助金150億円がそれぞれ措置された。

(5) 地方財政運営の状況

昭和49年9月末日現在における地方公共団体の普通会計予算総額(都道府県、市町村(特別区、一部事務組合を含む。))の普通会計予算の単純合計額)

第85図 予算額の推移



は、21兆8,297億円で、前年同期(18兆5,853億円)と比べると3兆2,444億円、17.5%の増加となっている。

なお、各年度の予算規模(毎年度9月末日現在)の推移は、第85図にみられるとおりであり、歳入歳出予算の主な内容は、次の表のとおりである。

歳 入 予 算 の 状 況

区 分	予 算 額			構 成 比		増減率
	49年度	48年度	増減額	49年度	48年度	
	億円	億円	億円	%	%	%
地 方 税	72,946	60,101	12,845	33.4	32.3	21.4
地 方 譲 与 税	1,943	1,729	214	0.9	0.9	12.4
地 方 交 付 税	32,330	28,387	3,943	14.8	15.3	13.9
娯楽施設利用税交付金	125	79	46	0.1	0.0	57.4
軽油引取税交付金	178	188	10	0.1	0.1	5.1
自動車取得税交付金	815	620	195	0.4	0.3	31.4
小 計	108,338	91,104	17,234	49.6	49.0	18.9
国 庫 支 出 金	45,587	40,175	5,412	20.9	21.6	13.5
地 方 債	19,526	18,882	644	8.9	10.2	3.4
そ の 他	44,847	35,692	9,155	20.5	19.2	25.6
合 計	218,297	185,853	32,444	100.0	100.0	17.5

歳 出 予 算 の 状 況

区 分	予 算 額			構 成 比		増減率
	49年度	48年度	増減額	49年度	48年度	
	億円	億円	億円	%	%	%
人 件 費	65,442	54,483	10,959	30.0	29.3	20.1
物 件 費	13,815	10,885	2,930	6.3	5.9	26.9
維 持 補 修 費	2,635	2,273	362	1.2	1.2	15.9
扶 助 費	14,155	11,122	3,033	6.5	6.0	27.3
補 助 費 等	16,294	13,096	3,198	7.5	7.0	24.4
普通建設事業費	73,604	67,860	5,744	33.7	36.5	8.5
災害復旧事業費	3,716	3,826	110	1.7	2.1	2.9
失業対策事業費	1,318	1,092	226	0.6	0.6	20.7
そ の 他	27,318	21,218	6,100	12.5	11.4	28.7
合 計	218,297	185,853	32,444	100.0	100.0	17.5

2 昭和 50 年度の地方財政

昭和 50 年度における経済見通しと国の財政運営方針、地方財政計画の基本方針及び地方公営企業に関する財政運営をみると、次のとおりである。

(1) 経済見通しと国の財政運営方針

「昭和 50 年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」(50 年 1 月閣議決定)によれば、石油をはじめとする資源エネルギー面の国際的な制約の増大、国内における立地、環境問題に加え、なお根強いコスト上昇要因を反映し予断を許さない物価動向等我が国をめぐる内外の経済情勢は、極めて厳しいものがあり、今後、我が国は、内外要因による潜在成長力の低下という現実に直面し、従来のような高度成長は再び期待しえず、その経済運営の基本的態度は、静かで控え目な成長を旨とする必要がある。昭和 50 年度は、かかる路線に円滑に乗せるためのいわゆる調整期間にあたり、インフレと不況が交錯する世界経済にあって、まず物価の安定を図ることが経済政策の最重要の課題である。

このような認識の下に、昭和 50 年度の経済運営においては、流動的な国際経済情勢に配慮の上国際協調に留意しつつ、国民経済の健全な機能の回復とこれによる国民生活の安定を図るために、物価、特に消費者物価の安定を図る観点からの抑制的な総需要管理の実施、生活必需物資の安定的供給の確保、競争条件の整備、低生産性部門の近代化、流通機構の合理化等の諸施策を強力に推進するとともに、社会的公正確保の観点からの社会保障の充実、住宅・下水道等生活関連施設の整備、環境保全・公害防止等の対策、地価対策等を推進し、また、資源、エネルギー、食糧の安定的供給の確保等の諸施策を充実すること等を重点的に行うものとされている。以上のような経済運営の下において、昭和 50 年度の経済活動は、年度を通じ引き続きゆるやかな回復基調をたどり、経済成長率は実質 4.3%(名目 15.9%)程度にとどまるものとみられる。

昭和50年度の国の財政運営に当たっては、このような経済見通しと経済運営の基本的態度にのっとり、引き続き抑制的な基調の下に、国民生活の安定と福祉の充実に配慮するとともに、経済情勢の推移に対応して機動的、弾力的な運営を図ることとし、このため、一般会計予算及び財政投融资計画の規模を極力抑制し、公債の発行額を縮小するとともに、経済情勢の変化に応じて租税負担の適正合理化を図るため、所得税の負担調整、酒税の税率の調整、たばこの小売価格の改定等を行い、公共料金は極力抑制することとされた。また、歳出内容については、国民福祉の向上及び国民生活の安定のための各般の施策を推進する一方、既定の長期計画について進捗の調整を図るほか、公共事業系統経費を前年度当初予算と同額程度にとどめ、組織新設の抑制、公務員の定員削減、既定経費の整理合理化等により、財源の重点的かつ効率的な配分を行うとともに、経済情勢の推移に対処するため、予算及び財政投融资計画の執行に当たり、その弾力的運用を図り得るよう措置することとされた。この方針に基づいて編成された国の一般会計予算は、21兆2,888億円で、前年度当初予算（17兆994億円）と比べて4兆1,894億円、24.5%の増加となっている。

なお、公債の発行額は2兆円（前年度当初発行予定額2兆1,600億円）、政府保証債の発行額は4,000億円（前年度と同額）となっている。

（2） 地方財政計画

昭和50年度の地方財政計画は、最近における厳しい社会経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、国と同一の基調により引き続き抑制的な基調の下に、社会的不公正の是正等地域住民の福祉向上に資するため、地方財源の確保に配慮を加えつつ、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある行財政運営を行うことを基本とし、併せて経済情勢の推移に応じて地方財政の機動的、弾力的な運営を図り得るよう措置するものとし、次の方針に基づいて策定された。

第1に、個人の住民税及び事業税、料理飲食等消費税、ガス税等について

4,884 億円の減税を行い、住民負担の軽減合理化を図るとともに、大都市地域における都市環境の整備のための財源を確保するため事業所税を創設する。

第2に、地方財政の現状に対処するため、地方交付税の所要額を確保する。

第3に、総需要抑制の見地から地方債の増加を極力抑制するとともに、地方債資金における政府資金を増額する。

第4に、抑制的基調の下において、地域住民の福祉充実のための施策を重点的に推進することとし、各種社会福祉施策の充実、教育の振興、公害対策の推進、交通安全対策及び消防救急対策の充実、人口急増地域の整備の促進、過疎地域対策の推進等を図るため、地方交付税、地方債、国庫補助負担金等の重点的な配分を図る。

第5に、地方公営企業の経営の健全化を図るため、引き続き交通事業及び病院事業の再建を推進するとともに、公営企業債についても、生活関連事業を中心に重点的にその増額と資金の質の向上を図る。

第6に、地方財政の健全化の促進と財政秩序の確立を図るため、地方団体の超過負担及び住民の税外負担の解消措置を講ずるとともに定員管理の合理化を推進する。

第7に、地方公務員の給与改定等年度途中における事情の変化に弾力的に対応できるようあらかじめ財源を留保するとともに、地方財政計画の内容が実態に即したものとなるようその策定内容については是正措置を講ずることとする。

これらの方針に基づいて策定された地方財政計画の規模は、21兆5,588億円、前年度(17兆3,753億円)と比べて4兆1,835億円、24.1%の増加となっている。

なお、50年度当初の地方債計画は、現下の経済情勢に対処するため、引き続き抑制的基調に留意しつつ、住民生活に直接関連する諸施設及び教育施設等の重点的な整備を図ることを基本方針として、枠外債の計画組入れ分500億円を含め総額2兆8,500億円の規模で策定された。

(3) 地方公営企業に関する財政運営

地方公営企業については、地域住民の生活の安定と福祉の向上に資するため、引き続き人件費の合理化をはじめとする経営の改善合理化、料金の適正化を図り、長期にわたって経営基盤の強化を図ることが必要である。

交通事業については、再建 23 団体に対する再建方策その他経営の健全化対策を引き続き推進することとし、再建交通事業に対するバス車両購入費補助金の補助単価の大幅な引上げ(380 万円を 650 万円に)のほか、交通事業再建債の利子補給(50 億円)を措置し、また、地下鉄事業についても引き続き新線建設費補助 211 億円(運輸省所管)、特例債(303 億円)、特例債孫利子補給(82 億円)を計上することとしている。

病院事業については、経営悪化の現状にかんがみ昭和 49 年度から講じられた不良債務解消のための特別措置を引き続き推進することとし、公立病院特例債の利子補給(9 億円)を計上したほか、厚生省予算において不採算地区病院及び救急病院の運営費に係る自治体病院特殊診療部門運営費補助金(5 億円)の増額、へき地中核病院の整備費補助金(7 億円)の新設等が図られている。

水道事業についても経営の健全化を図るため、水源開発対策、広域化対策及び料金格差是正のための高料金対策を進め、資本費負担の軽減を図ることとしている。

地方公営企業の建設投資のための資金については、昭和 50 年度は国の公共投資の抑制的基調に留意しながらも住民生活に関連した緊急性の高い事業を中心に重点的に貸付枠の確保を図ることとし、地方債計画に公営企業関係分 1 兆 5,602 億円(前年度に比べて 19.1%増)を計上することとしている。

また、簡易水道事業の起債充当率を一般簡易水道については 75%から 90%に、離島簡易水道については 80%から 95%に引き上げることとしたほか、企業債貸付条件の改善を図るため、政府資金についてはガス事業の償還期限を 25 年(従来 20 年)に公庫資金については都市高速鉄道事業の償還期限を 28 年(従来 25 年)に、駐車場整備事業の償還期限を 20 年(従来 15 年)にそ

れぞれ延長することとしている。

なお、公営企業金融公庫については、その原資である政府保証債(1,150 億円から、1,200 億円に)及び共済組合引受け縁故債(1,248 億円から 1,600 億円に)の増額により地方公営企業等に対する貸付枠の大幅な拡大(地方債計画計上額 2,715 億円(前年度 2,059 億円、31.9%増))を図ったほか出資金の増額(3 億円)により公庫出資金総額は 51 億円となった。

このほか、前年度に引き続き公営企業会計と一般会計との負担区分の適正な運用を図ることとし、地方財政計画に公営企業繰出金として 4,098 億円(前年度に比べ 593 億円、16.9%の増)を計上することとしている。

第 3 最近の地方財政の傾向と課題

(7) 最近の地方財政は、昭和 41 年度後半以来の経済の順調な発展を背景として、地方税、地方交付税等一般財源の伸びに支えられ、ほぼ順調に推移してきた。その間、昭和 46 年度の後半から 47 年度の当初にかけては、国際通貨不安に伴う景気停滞の影響を受けて一般財源が伸び悩み、多額の財源不足が見込まれるという異例の事態に直面したが、これに対処して特別の財政措置が講じられたほか地方公共団体の自主的な努力も相まって、この難局を切り抜けることができた。その後、昭和 47 年度に入ると、積極的な景気浮揚策の浸透につれて景気は着実な上昇を続けたが、同年秋から急速な拡大を示し、48 年に入るとむしろ過熱の徴候を示すに至った。また、47 年以降上昇を続けていた物価も、48 年に入るとその騰勢は月を追って強まっていった。このような事態に対処して、財政、金融両面から総需要を極力抑制するための努力がなされ、地方公共団体においても、国と同一の基調に立って公共投資関係事業の抑制を図ってきたのであるが、景気はなお過熱を続け、物価の高騰も容易に衰えをみせず、加えて 48 年末に到来した石油危機は、我が国経済をかく乱し、事態は更に悪化した。このような経済情勢の中で、昭和 48 年度の地方財政は、一般財源の大幅な伸びに支えられて黒字基調を維持できたのであるが、49 年に入って総需要抑制策の効果がようやく浸透して、景気は徐々に鎮静化し、税収入については従来のように大幅な伸びを期待できない反面、人件費を中心とする義務的経費が今後更に増加することが予想され、加えて地方債現在高及び債務負担行為が増加しつつあり、後年度の財政運営に大きな負担を残している。

一方、我が国経済の高度成長は、所得水準の向上、消費生活の多様化等国民生活の向上をもたらしたが、成長の過程を通じ、環境破壊、過疎過密、物価の高騰等の諸問題を生じ、生活環境施設等の相対的な立ち遅れと相まって、数多くの歪みと不均衡が現れてきている。このような社会情勢の下にあって、地方公共団体は、地域住民に直結する行政の担い手と

して、多様化しつつある住民の行政に対する要請を的確には握しながら、これらの諸問題に積極的に対処していかなければならない。そのためには、従来にもまして地方財政の充実強化を図るとともに、合理的、効率的な行財政運営を行い、財政硬直化を打開していく必要がある。以下、地方財政が当面する主な課題について概観する。

1 行財政の合理的、効率的な運営と財政硬直化の打開

立ち遅れている社会資本の整備、過密過疎対策、公害対策、都市対策等地方公共団体が当面している課題の解決に当たっては、長期的な展望に立って計画的、重点的に対処していくことが必要である。特に、限られた財源で効果的な行財政運営を行うには、住民福祉向上のために必要不可欠な事業を重点的に選択し、その効率的な執行になお一層の努力を払っていかなければならない。

近年、地方公共団体における人件費の増加は著しいものがある。その要因としては、人事院勧告が年々高率になってきていること及び教育関係職員、社会福祉施設、清掃、消防等の住民サービス部門の職員、警察官等の増加が挙げられるが、これに加えて、地方税等一般財源の順調な伸びがもたらした余裕財源を、国の水準を上回る給与や国の支給範囲又は率を超える給与の財源に充当する等給与制度本来の趣旨にもとるような行財政運営が人件費を更に増加させている面がみられる。このような人件費を中心とする義務的経費の増加は、財政構造の硬直化を招き、住民福祉の向上のための施策にブレーキをかけ、赤字財政への転落の要因となるので、今後、地方公共団体は、定員増加の抑制及び給与水準の適正化のため格段の努力を傾注するとともに、時代の進展に伴う行政態容の変化に応じて、常に既存の事務、機構、既定経費等について検討を加え、不要不急の事務の整理、機構の簡素合理化、補助費等の整理、物件費の節減等により、全般的な行政経費の節約、合理化を図り、財政硬直化を打開していく必要がある。また、国においても、地方公共団体の職員数の増加をもたらすような施策については、極力これを抑制するとともに、国庫補助負担金の交付申請手続、行政事務等について見直しを行い、その簡素合理化を図る必要がある。

2 資源配分の適正化と地方財源の充実強化

福祉優先の財政経済政策を積極的に展開し、公正で活力のある社会を実現していくためには、公共部門と民間部門との間の適正な資源配分を確保するとともに、国及び地方公共団体が一体となって、福祉向上のための諸般の施策を強力に推進しなければならない。とりわけ、地方公共団体は住民の日常生活に直結する行政の担い手として、その果たすべき役割は極めて重要であり、地方公共団体がよくその責務を果たし、住民福祉の実を挙げるためには地方財源の充実強化を図っていく必要がある。

その第1は、地方税源の充実の問題である。住民福祉の向上と住民生活の安定を目指して、社会的不公正を是正し、住みよい地域づくりを推進していくためには、住民の意向を生かし、地域の特性に即したきめの細かい行政活動を進めていくことが必要である。このため、自主財源の根幹をなす地方税源については、従来その充実のための措置が講じられてきたところであるが、更に今後の行政需要の増嵩に対処し得るよう、その充実強化について引き続き検討することが必要である。

第2は、地方交付税の安定確保の問題である。地方交付税は地方税とともに一般財源の大宗をなすものであり、多種、多様な財政構造を有する地方公共団体が、住民福祉向上のために増大する財政需要に対処し、自主的かつ安定的な財政運営を確保するための極めて重要な財源であるので、今後とも、国及び地方財政の長期的動向を勘案しつつ、その総額の安定的確保を図っていく必要がある。

第3は、国庫支出金の充実改善の問題である。生活関連社会資本の整備及び社会福祉施策の充実には、国、地方公共団体を通じての緊急課題であることにかんがみ、これらの施設整備及び施策に対する国庫補助負担制度について改善を進め、その充実を図る必要がある。また、いわゆる地方公共団体の超過負担は、国と地方の財政秩序を乱すこととなるので、従来からその解消のための努力が続けられているが、今後とも、補助対象範囲、補助単価等について超過負担を生じないようにその適正化に努める必要がある。

第4は、地方債の計画的運用と良質な資金の確保の問題である。従来、

社会資本の整備の立ち遅れを取り戻すため、地方債が積極的に活用されてきたが、昭和 48 年度においては、総需要抑制策の下に国と同一の基調に立って、その抑制的運用が図られてきたところである。今後は、経済情勢を勘案しつつ、公債費及び地方債現在高の増嵩が財政の硬直化の要因とならないようその計画的な発行に努めるとともに、引き続き良質な地方債資金の確保と貸付条件の改善に配慮する必要がある。

なお、以上のような各般にわたる財源の充実強化と併せて、国と地方公共団体間、地方公共団体相互間、地方公共団体と住民間の経費負担関係を適正に維持して財政秩序の確立を図っていくことが、地方財政の健全性を確保し、地方自治の発展を図るため必要不可欠である。

3 地方財政の機動的、弾力的な運営

最近における物価の動向は、48 年度から引き続きとられてきた総需要抑制策等の効果が实体经济面に浸透するに伴い、鎮静化の方向に向かっているが、なお根強いコスト上昇要因を内包し予断を許さないものがあり、これに加えて石油をはじめとする資源エネルギー面の国際的な制約の増大、国内における立地、環境問題等我が国の経済情勢は極めて厳しいものがある。このような経済情勢の中で、地方公共団体は、それぞれの地域経済の構造を踏まえて、経済情勢の推移、その地方財政に与える影響について充分配慮し、地域の実情に応じて機動的、弾力的な財政運営を行う必要がある。

- (4) 地方公営企業は、水道、交通、病院をはじめ電気、ガス、市場等住民の日常生活に直結したサービスの提供を行い、その事業規模は年々大幅に拡張してきているが、その経営内容は、依然悪化の状況にある。このため交通事業及び病院事業については、昭和 48 年度及び 49 年度からそれぞれ経営再建のための財政援助措置が講じられたが、今後地方公営企業全般にわたり、更に次の諸点を中心に施策を推進する必要がある。

第 1 は、経営の合理化の推進と料金の適正化である。

地方公営企業の経営については、最近の著しいコストの上昇に対応し、合理化を更に徹底的に進めることが必要である。特に人件費については、

逐年コストに占める比重が増大してこるとにかんがみ、人員配置の適正化、機械化、省力化等による人員の縮減を思い切って進めるとともに、給与水準が国家公務員や民間の対応職種に比べて、既に高い企業にあっては、その水準の適正化を図るよう特段の努力が必要である。

また、料金については、最近のコストの著しい上昇に対応して、かなりの数の地方公共団体においてその適正化が図られてきているが、全般的には、なお適正化が遅れているものが少なからずあり、このことが経営悪化の重大な要因となってきているので、今後は原価の上昇に対応し、経営合理化の努力と併せて、適時適切に料金改定を実施するよう格別の努力を払う必要がある。

第2は、生活関連事業を中心とする建設投資の推進である。

地方公営企業のうち、上下水道、簡易水道、高速鉄道、市場、ガス、病院事業等住民の生活に密着した事業については、今後も重点的にその建設整備を推進する必要がある。特に水道事業については、今後の水需要の大幅な増大に伴い都市用水の絶対量の不足が懸念されている現状にかんがみ、水資源の積極的な開発が強く要請される。また、都市交通については、路面交通の渋滞に伴い、地下鉄の建設推進をはじめ、モノレール、新交通システム等の新しい交通機関の推進が課題となってきているが、今後これら交通機関の整備に当たっては地方公共団体が中心となり総合的、計画的に推進していくことが必要である。

第3には、企業環境の悪化に対応して、地方公営企業がその本来の機能を発揮することができるよう国その他の関係機関の協力体制の確立が必要である。

バス等路面交通については、最近における交通渋滞により乗客数の減、効率の低下の傾向が著しく、このほか、都市高速鉄道建設費の高騰による資本費負担の増大や過疎地域における不採算路線の増加等地方公営企業自体では、解決困難な多くの問題が生じてきている。また、水道事業についても、近年水源の遠隔化、公害の拡散による水源水質の汚染等企業環境に変化がみられ、これらに対処するためには、既存の水利権との調整を進め

つつ、長期的な観点に立った水資源の開発を推進することが必要となってきた。更に病院事業については、病院の配置や規模の問題、社会保険診療報酬の問題、医師看護婦の確保の問題等基本的な問題がある。これら問題に対処するためには、ひとり当該地方公営企業のみならず、地方公共団体及び国、その他関係機関等が一体となって総合的な対策を推進するとともに、負担区分についても更にその適正化を図る必要がある。

図 表 索 引

第1図	決算規模の推移	9
第2図	実質収支の推移	10
第3図	決算規模(歳出)に対する実質収支の比率の推移	10
第4図	財政再建団体数の推移	11
第5図	歳出決算額に占める義務的経費と投資的経費の比率 の推移	16
第6図	一般財源充当額構成比(性質別)の推移	17
第7図	人口急増市町村等の歳入決算額の状況	18
第8図	人口急増市町村等の目的別歳出決算額の構成比	20
第9図	人口急増市町村等の性質別歳出決算額の構成比	20
第10図	人口急増市町村等の目的別普通建設事業費の状況	21
第11図	人口急増市町村等の普通建設事業費の財源構成比の 状況	22
第12図	一部事務組合の設置目的別団体数の推移	24
第13図	一部事務組合の歳出決算額及び組合施行比率の推 移	26
第14図	国税と地方税の状況	29
第15図	道府県税収入額の状況	31
第16図	市町村税収入額の状況	32
第17図	歳入総額に占める一般財源の比率の分布状況	
その1	道府県	35
その2	都 市	35

その3 町 村	35
第18図 国・地方を通ずる純計歳出規模	41
第19図 純計歳出額等の国民総支出に対する比率及び政府・民間総固定資本形成の対前年度増加率	41
第20図 目的別歳出決算額の構成比	43
第21図 目的別歳出決算額の増加状況	46
第22図 土木費の目的別内訳	47
第23図 土木費の性質別内訳	48
第24図 土木費の普通建設事業費の推移	49
第25図 道路交通安全対策経費の状況	50
第26図 教育費の目的別内訳	51
第27図 教育費の性質別内訳	52
第28図 公立学校児童生徒数の推移	53
第29図 農林水産業費の目的別内訳	54
第30図 農林水産業費の性質別内訳	55
第31図 農林水産業費の普通建設事業費の推移	55
第32図 商工費の性質別内訳	56
第33図 商工費の貸付金貸付額の推移	57
第34図 民生費の目的別内訳	58
第35図 民生費の性質別内訳	59
第36図 民生費の普通建設事業費の推移	60
第37図 民生費の扶助費の内訳	61
第38図 生活保護の被保護人員及び保護率の推移	61
第39図 労働費の目的別内訳	62

第40図	労働費の性質別内訳	62
第41図	衛生費の目的別内訳	63
第42図	衛生費の性質別内訳	64
第43図	衛生費の普通建設事業費の推移	65
第44図	公害対策経費の状況	66
第45図	警察費の性質別内訳	67
第46図	消防費の性質別内訳	68
第47図	性質別歳出決算額の構成比	70
第48図	性質別歳出決算額の増加状況	71
第49図	普通建設事業費の増加状況	72
第50図	普通建設事業費の推移	73
第51図	普通建設事業費の目的別増加状況	74
第52図	普通建設事業費の目的別の状況	76
第53図	普通建設事業費の財源構成比の推移	77
第54図	人件費の推移	79
第55図	平均給料月額	81
第56図	地方公務員数の構成	82
第57図	地方公務員数の推移	83
第58図	扶助費の目的別構成比の推移	84
第59図	公債費の推移	85
第60図	地方債現在高の推移	91
第61図	債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額の推移	92
第62図	積立金現在高の推移	94

第63図	投資的経費の目的別の状況	95
第64図	道路整備の状況	95
第65図	外国の道路舗装率の状況	96
第66図	橋りょう整備の状況	98
第67図	公営住宅等の設置者別比率	99
第68図	入居競争率の状況	100
第69図	幼稚園数と園児数の設置者別比率	101
第70図	小学校施設の状況	102
第71図	中学校施設の状況	103
第72図	高等学校施設の状況	103
第73図	保育所の公営と私営の状況	104
第74図	老人ホームの状況	105
第75図	し尿の処理計画人口等と衛生処理率の推移	107
第76図	し尿処理の状況	108
第77図	ごみの処理計画人口等と焼却処理等による処理率の 推移	108
第78図	ごみ処理の状況	109
第79図	地方公営企業の事業数	110
第80図	決算規模の状況	110
第81図	職員数の状況	111
第82図	建設投資額の推移	111
第83図	企業債元利償還金対料金収入比率の推移	113
第84図	人件費対料金収入比率の推移	114
第85図	予算額の推移	141

資 料 編

表内の記号は、次によった。

- 皆無（該当なし。）
- 0 単位未満
- △ 負 数
- …… 不 明

資料編目次

〔昭和48年度の地方財政〕

〔地方公共団体数等〕

第1表	地方公共団体数の推移	176
第2表	団体種類別人口の推移	176
その1	国勢調査人口及び1団体当たり面積の推移	176
その2	都道府県別国勢調査人口の状況	178
第3表	財政力指数段階別の団体数及び構成比	179
第4表	一部事務組合の設置目的別団体数の推移	179
第5表	地域指定の状況	179

〔決算規模〕

第6表	決算規模の状況	180
その1	単純合計額の状況	180
その2	純計額の状況	181
第7表	純計決算額の推移	182

〔決算収支〕

第8表	決算収支の状況	184
その1	黒字、赤字団体別の状況	184
その2	赤字団体及び赤字額の増減状況	186
第9表	実質収支の推移	186
その1	収支額の推移	186
その2	対前年度増減額の状況	186

第10表	単年度収支の状況	188
第11表	繰越額等の状況	188
その1	総括	188
その2	都道府県	188
その3	市町村	190
第12表	財政再建の状況	190
その1	種類別による推移(市町村)	190
その2	完了予定年度別	191
その3	準用団体等に対する融資あっせんの状況	190

〔歳入の状況〕

第13表	歳入決算額の状況	192
第14表	歳入決算額の推移	194

〔地方税〕

第15表	地方税の状況	196
その1	総括	196
その2	道府県税	196
その3	市町村税	198
その4	個人諸税の状況	198
その5	法人諸税の状況	199
第16表	法定外普通税の状況	200
その1	都道府県	200
その2	市町村	201
第17表	給与所得者の住民税所得割の負担状況 (夫婦、子2人)	200
その1	所得割軽減額	200

その2	課税最低限の推移	201
第18表	市町村民税超過課税等の状況	202
その1	市町村民税個人均等割税率別市町村数	202
その2	市町村民税所得割税率別市町村数	202
その3	市町村民税法人均等割税率別市町村数	202
その4	市町村民税法人税割税率別市町村数	204
その5	固定資産税税率別市町村数	204
第19表	地方税徴収率の推移	204
その1	都道府県	204
その2	市町村	205
第20表	国税と地方税の収入状況	206
第21表	国民所得に対する租税負担率の外国との比較	208

〔地方譲与税〕

第22表	地方譲与税の状況	210
その1	交付の状況	210
その2	収入超過団体に対する譲与制限の状況	210

〔地方交付税〕

第23表	地方交付税の状況	212
その1	配分状況	212
その2	算定基礎	212
その3	普通交付税算定状況	214
その4	基準財政需要額及び基準財政収入額の状況	214
その5	交付・不交付団体の状況	214

〔一般財源〕

第24表 一般財源の状況	216
その1 総括	216
その2 大都市	216
その3 都市	218
(1) 中都市	218
(2) 小都市	220
その4 町村	220
その5 特別区	222
第25表 一般財源の推移	222
その1 純計	222
その2 都道府県	222
その3 市町村	224
第26表 昭和48年度一般財源の人口1人当たり額の状況	226
その1 都道府県	226
その2 市町村	226
(1) 類型区分の状況	226
ア 都市	226
イ 町村	227
(2) 都市	228
(3) 町村	229

〔国・県支出金〕

第27表 国・県支出金の状況	230
その1 国庫支出金の状況	230
その2 公共事業に係る国庫負担の引上額の状況	230

その3	昭和48年度における新産業都市等に対する 国の財政援助の状況	230
その4	都道府県支出金の状況	231

〔地方債〕

第28表	地方債発行状況	232
第29表	昭和48年度地方債許可状況	234

〔使用料・手数料〕

第30表	使用料及び手数料の状況	238
------	-------------	-----

〔繰入金〕

第31表	繰入金の状況	238
------	--------	-----

〔その他の収入〕

第32表	その他の収入の状況	240
------	-----------	-----

〔地方財政と国の財政等〕

第33表	地方財政と国の財政との累年比較	240
第34表	昭和48年度国・地方の目的別歳出の状況	242
第35表	国民総生産と国民総支出	244
第36表	国民所得に対する租税負担率	246
第37表	租税の実質的配分状況	248
第38表	政府の財貨サービス購入額	250
その1	総括	250
その2	地方財政分	250

〔目的別歳出の状況〕

第39表	目的別歳出決算額の状況	252
その1	総括	252
その2	推移	254

〔民生費〕

第40表	民生費の状況	254
その1	目的別内訳	254
その2	性質別内訳	254
その3	財源内訳	256
第41表	社会福祉費の状況	256
第42表	老人福祉費の状況	256
第43表	児童福祉費の状況	258
第44表	生活保護費の状況	258
第45表	被保護者数の推移	258
第46表	災害救助費の状況	260

〔衛生費〕

第47表	衛生費の状況	260
その1	目的別内訳	260
その2	性質別内訳	260
その3	財源内訳	262
第48表	公衆衛生費の状況	262
第49表	結核対策費の状況	262
第50表	保健所費の状況	264
第51表	清掃費の状況	264

参考表(1) 廃棄物処理施設整備計画(昭和47～50年度)……………	264
------------------------------------	-----

〔労働費〕

第52表 労働費の状況……………	266
その1 目的別内訳……………	266
その2 性質別内訳……………	266
その3 財源内訳……………	266
第53表 失業対策費の状況……………	268

〔農林水産業費〕

第54表 農林水産業費の状況……………	268
その1 目的別内訳……………	268
その2 性質別内訳……………	268
その3 財源内訳……………	270
第55表 農業費の状況……………	270
第56表 畜産業費の状況……………	270
第57表 農地費の状況……………	272
第58表 林業費の状況……………	272
第59表 水産業費の状況……………	272
参考表(2) 土地改良長期計画(昭和48～57年度)……………	274
参考表(3) 第5次漁港整備5か年計画(昭和48～52年度)……………	275

〔商工費〕

第60表 商工費の状況……………	274
その1 性質別内訳……………	274
その2 財源内訳……………	274

〔土 木 費〕

第61表	土木費の状況	276
その1	目的別内訳	276
その2	性質別内訳	276
その3	財源内訳	276
第62表	道路橋りょう費の状況	278
参考表(4)	第7次道路整備5か年計画(昭和48~52年度)	278
第63表	河川海岸費の状況	278
参考表(5)	第4次治山治水事業5か年計画(昭和47~51年度)	280
その1	第4次治水事業5か年計画	280
その2	第4次治山事業5か年計画	281
第64表	港湾費の状況	280
参考表(6)	第4次港湾整備5か年計画(昭和46~50年度)	282
第65表	都市計画費の状況	282
その1	目的別内訳	282
その2	性質別内訳	282
参考表(7)	第7次道路整備5か年計画中の街路事業(昭和48~52年度)	284
参考表(8)	第3次下水道整備5か年計画(昭和46~50年度)	285
その1	事業費	285
その2	整備状況等	285
第66表	住宅費の状況	284
参考表(9)	第2期住宅建設5か年計画(昭和46~50年度)	286

〔消 防 費〕

第67表	消防費の状況	286
------	--------	-----

その1	性質別内訳	286
その2	財源内訳	286
第68表	消防施設等整備費補助金による整備状況	288
第69表	火災発生の状況	288

〔警察費〕

第70表	警察費の状況	290
その1	性質別内訳	290
その2	財源内訳	290
第71表	交通事故等発生の状況	291
第72表	警察職員数の推移	290

〔教育費〕

第73表	教育費の状況	292
その1	目的別内訳	292
その2	性質別内訳	292
その3	財源内訳	292
第74表	小学校費の状況	294
第75表	中学校費の状況	294
第76表	高等学校費の状況	294
第77表	教員数等の推移(公立学校分)	296
その1	小学校	296
その2	中学校	296
その3	高等学校	298
第78表	社会教育費の状況	298
第79表	保健体育費の状況	298

〔性質別歳出の状況〕

第80表	性質別歳出決算額の状況	300
その1	総括	300
その2	推移	300
第81表	一般財源の充当状況	302
その1	総括	302
その2	推移	302

〔人件費〕

第82表	人件費の状況	304
その1	人件費の内訳	304
その2	財源内訳	304
その3	団体種類別内訳	304
第83表	人件費中の職員給の状況	306
その1	目的別内訳	306
その2	平均給料月額(全会計分)の状況	306
その3	給与改定の状況	306
第84表	地方公務員数の状況	308
その1	総括	308
その2	推移	308

〔物件費〕

第85表	物件費の状況	310
------	--------	-----

〔維持補修費〕

第86表	維持補修費の状況	310
------	----------	-----

〔扶 助 費〕

第87表 扶助費の状況…………… 312

〔補 助 費 等〕

第88表 補助費等の状況…………… 312

〔投資的経費〕

第89表 普通建設事業費の状況…………… 314

その1 性質別内訳…………… 314

その2 財 源 内 訳…………… 314

その3 目的別内訳…………… 316

第90表 普通建設事業費中の補助事業費の状況…………… 318

第91表 普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況…………… 318

第92表 普通建設事業費中の単独事業費の状況…………… 320

第93表 災害復旧事業費の状況…………… 320

その1 性質別内訳…………… 320

その2 目的別内訳…………… 322

その3 財 源 内 訳…………… 322

第94表 災害復旧事業の進捗状況…………… 322

その1 総 括…………… 322

その2 事 業 別…………… 324

第95表 失業対策事業費の状況…………… 326

その1 性質別内訳…………… 326

その2 財 源 内 訳…………… 326

〔繰 出 金 等〕

第96表 繰出金の状況…………… 328

その1	繰出先別内訳	328
その2	目的別内訳	328
その3	繰出先別、繰出目的別内訳	328
第97表	積立金の状況	330
その1	増減状況	330
その2	現在高の状況	330
その3	現在高の推移	330
第98表	投資及び出資金の状況	332
その1	目的別内訳	332
その2	現在高の状況	332
第99表	貸付金の状況	334
その1	目的別内訳	334
その2	現在高の状況	336
第100表	地方公営企業等に対する繰出しの状況	336
その1	推 移	336
その2	事業別内訳	338

〔公 債 費〕

第101表	公債費の状況	340
その1	性質別内訳	340
その2	財源内訳	340
第102表	地方債償還額の状況	342
第103表	地方債現在高の状況	344
その1	目的別内訳	344
その2	借入先別内訳	346
その3	利率別内訳	346
その4	推 移	348

〔債務負担行為額〕

第104表	債務負担行為額(翌年度以降支出予定額)の 状況	348
-------	----------------------------	-----

〔資金収支〕

第105表	昭和48年度資金収支の状況	350
その1	収入、支出額	350
その2	各四半期別構成比	352

〔施設の現況〕

第106表	社会福祉施設の状況(公営分)	354
第107表	児童福祉施設の収容定員の推移(公営分)	358
第108表	保健衛生施設等の状況	358
その1	施設の状況	358
その2	保健衛生水準の状況	358
第109表	し尿及びごみ収集処理の状況	359
その1	し尿処理	359
その2	ごみ処理	359
第110表	道路橋りよりの現況	360
その1	道路の現況	360
その2	橋りよりの現況	360
その3	主要11か国の道路整備及び自動車保有の状況	360
第111表	公営住宅等の管理状況	362
第112表	消防施設の状況	362
その1	消防本部・署等の設置状況	362

その2	消防施設の状況	363
第113表	教育施設の状況(公立学校分)	364
その1	義務教育	364
その2	高等学校	366
その3	幼稚園	366
第114表	各国における初等・中等学校の教員1人当たり 生徒数の状況(公立学校分)	367
第115表	社会教育施設等の状況(公立分)	367

〔公営事業〕

第116表	地方公営企業の事業数	368
その1	事業数調	368
その2	法適用事業数の推移	368
第117表	地方公営企業の職員数	370
第118表	地方公営事業決算の状況	370
第119表	昭和48年度法適用企業決算の状況	372
その1	収益及び費用の状況	372
その2	費用の性質別構成及び対営業収益比率の状況	372
その3	資本的収支の状況	374
その4	資産、負債及び資本に関する調	374
第120表	法適用企業の事業別決算の推移	376
第121表	昭和48年度法非適用企業決算の状況	378
第122表	国民健康保険事業決算の状況	380
その1	収支の状況	380
(1)	事業勘定	380
(2)	直診勘定	380

その2	歳入歳出内訳	382
(1)	事業勘定(歳入)	382
	事業勘定(歳出)	384
(2)	直診勘定(歳入)	384
	直診勘定(歳出)	386
その3	国民健康保険、健康保険の被保険者数等の状況	386
その4	総所得金額等の段階別国民健康保険税(料)額等の状況	386
第123表	収益事業決算の状況	388
その1	収支の状況	388
その2	歳入歳出内訳	388
その3	収益率	390
その4	他会計への繰出金	390
その5	収益金繰入額の使途状況	390
第124表	公益質屋事業決算の状況	392
その1	収支の状況	392
その2	歳入歳出内訳	392
第125表	農業共済事業決算の状況	394
その1	収支の状況	394
その2	歳入歳出内訳	394
第126表	交通災害共済事業(直営方式)決算の状況	396
その1	収支の状況	396
その2	歳入歳出内訳	398
第127表	公立大学附属病院事業決算の状況	400
第128表	企業債等の状況	402
第129表	公営企業金融公庫の貸付状況	403

〔昭和 49 年度の地方財政〕

第 130 表	地方財政計画	404
その 1	歳入	404
その 2	歳出	405
第 131 表	地方税収入見込状況	406
その 1	道府県税	406
その 2	市町村税	407
第 132 表	地方交付税の状況	408
その 1	算定基礎	408
その 2	普通交付税算定状況	410
その 3	交付状況	410
第 133 表	地方債計画	412
第 134 表	予算の状況	414
その 1	歳入	414
その 2	歳出(性質別)	414
第 135 表	昭和49年度地方債許可状況	416

〔昭和 50 年度の地方財政〕

第 136 表	地方財政計画	418
その 1	歳入	418
その 2	歳出	419
第 137 表	地方税収入見込状況	420
第 138 表	地方交付税の算定基礎	424
第 139 表	地方債計画	424

第140表	主要経済指標及び地方財政計画等の推移	426
その1	国民総生産等	426
その2	予算及び地方財政計画(当初)	428
その3	決算額(総括)	430
その4	決算額(都道府県分、市町村分)	432
	地方財政計画策定方針	434
	国の予算編成方針	439
	経済見通しと経済運営の基本的態度	444
	地方行財政制度の改正	456

第1表 地方公共団

区 分	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和
	28. 10. 1 (A)	31. 3. 31	40. 3. 31	41. 3. 31	42. 3. 31	43. 3. 31
都 道 府 県	46	46	46	46	46	46
市 町 村	9 868	4 776	3 395	3 372	3 326	3 301
大 都 市	5	5	6	6	6	6
都 市	281	486	554	554	556	558
{ 中 都 市	…	…	121	124	126	127
{ 小 都 市	…	…	433	430	430	431
町 村	9 582	4 285	2 835	2 812	2 764	2 737
計 (普通地方公共団体)	9 914	4 822	3 441	3 418	3 372	3 347
特 別 区	23	23	23	23	23	23
一部事務組合(普通会計)	…	…	1 695	1 804	1 877	1 939
計 (特別地方公共団体)	…	…	1 718	1 827	1 900	1 962
合 計	…	…	5 159	5 245	5 272	5 309

註 1 昭和28年10月1日は、旧町村合併促進法が施行された日である。

2 特別地方公共団体のうち財産区及び地方開発事業団は本表に掲げていな

第2表 団 体 種 類 別

その1 国勢調査人口及び1団体当たり面積の推移

区 分	人 口 (千人)				比 較		構 成	
	昭 和 30. 10. 1	昭 和 35. 10. 1	昭 和 40. 10. 1 (A)	昭 和 45. 10. 1 (B)	増 減 (B)-(A)	増 減 率	昭 和 30. 10. 1	昭 和 35. 10. 1
特 別 区	6 969	8 310	8 893	8 841	△ 52	△ 0.6	7.8	8.9
大 都 市	7 233	8 378	10 505	11 005	500	4.8	8.1	9.0
都 市	36 086	42 645	47 521	55 007	7 486	15.8	40.4	45.6
小計(市部)	50 288	59 333	66 919	74 853	7 934	11.9	56.3	63.5
町 村(郡部)	38 988	34 084	31 356	28 867	△ 2 489	△ 7.9	43.7	36.5
合 計	89 276	93 417	98 275	103 720	5 445	5.5	100.0	100.0

註 1 昭和45年10月1日現在の人口は、総理府から公表された昭和45年国勢調

2 1団体当たり人口は、人口を各調査日現在の団体数で除したものである。

3 1団体当たり面積は、面積を各調査日現在の団体数で除したものである。

4 昭和35年10月1日現在の人口は、長野県と岐阜県の境界紛争地域に係る人は含まない。

5 沖縄県分は含まれていない。

体数の推移

昭和 44.3.31	昭和 45.3.31	昭和 46.3.31	昭和 47.3.31	昭和 48.3.31 (B)	昭和 49.3.31 (C)	比較	
						(C)-(B)	$\frac{(C)}{(A)} \times 100$ %
46	46	46	46	47	47	0	102.2
3 288	3 284	3 261	3 242	3 280	3 274	△ 6	33.2
6	6	6	6	9	9	0	180.0
557	558	590	608	634	633	△ 1	225.3
128	128	143	144	142	142	0	...
429	430	447	464	492	491	△ 1	...
2 725	2 720	2 665	2 628	2 637	2 632	△ 5	27.5
3 334	3 330	3 307	3 288	3 327	3 321	△ 6	33.5
23	23	23	23	23	23	0	100.0
2 009	2 075	2 217	2 349	2 470	2 573	103	...
2 032	2 098	2 240	2 372	2 493	2 596	103	...
5 366	5 428	5 547	5 660	5 820	5 917	97	...

い。

人口の推移

比 (%)		1 団体当たり人口(人)			1 団体当たり面積(km ²)		
昭和 40.10.1	昭和 45.10.1	昭和40年 10月1日 (C)	昭和45年 10月1日 (D)	比較 (D)-(C)	昭和40年 10月1日 (E)	昭和45年 10月1日 (F)	比較 (F)-(E)
9.0	8.5	386 652	384 389	△ 2 263	24.78	25.09	0.31
10.7	10.6	1 750 833	1 834 205	83 372	423.73	427.67	3.94
48.4	53.0	91 036	96 166	5 130	162.75	159.28	△ 3.47
68.1	72.2	119 285	124 548	5 263	156.98	156.89	△ 0.09
31.9	27.8	11 139	10 703	△ 436	99.57	102.46	2.89
100.0	100.0	29 110	31 449	2 339	109.11	112.76	3.65

査報告によるものである。

口(73人)及び岡山県児島湾干拓第7区の人口(1200人)を、合計欄には含み、その他に

その2 都道府県別国勢調査人口の状況

都府	道県	昭和35年 10月1日	昭和40年 10月1日 (A)	昭和45年 10月1日 (B)	増減 (B)-(A) (C)	増減率 (C)/(A)×100
		人	人	人	人	%
北海道	北青岩	5 039 206	5 171 800	5 184 287	12 487	0.2
	森手	1 426 606	1 416 591	1 427 520	10 929	0.8
	岩宮	1 448 517	1 411 118	1 371 383	△ 39 735	2.8
	秋山	1 743 195	1 753 126	1 819 223	66 097	3.8
	山福	1 335 580	1 279 835	1 241 376	△ 38 459	3.0
	福茨	1 320 664	1 263 103	1 225 618	△ 37 485	3.0
	茨栴	2 051 137	1 983 754	1 946 077	△ 37 677	1.9
	栴柘	2 047 024	2 056 154	2 143 551	87 397	4.3
	柘群	1 513 624	1 521 656	1 580 021	58 365	3.8
	群埼	1 578 476	1 605 584	1 658 909	53 325	3.3
東京都	千東	2 430 871	3 014 983	3 866 472	851 489	28.2
	東神	2 306 010	2 701 770	3 366 624	664 854	24.6
	神新	9 683 802	10 869 244	11 408 071	538 827	5.0
	新富	3 443 176	4 430 743	5 472 247	1 041 504	23.5
	富石	2 442 037	2 398 931	2 360 982	△ 37 949	1.6
	石福	1 032 614	1 025 465	1 029 695	4 230	0.4
	福山	973 418	980 499	1 002 420	21 921	2.2
	山井	752 696	750 557	744 230	△ 6 327	0.8
	井梨	782 062	763 194	762 029	△ 1 165	0.2
	梨野	1 981 506	1 958 007	1 956 917	△ 1 090	0.1
静岡県	岐静	1 638 399	1 700 365	1 758 954	58 589	3.4
	静愛	2 756 271	2 912 521	3 089 895	177 374	6.1
	愛三	4 206 313	4 798 653	5 386 163	587 510	12.2
	三滋	1 485 054	1 514 467	1 543 083	28 616	1.9
	滋京	842 695	853 385	889 768	36 383	4.3
	京大	1 993 403	2 102 808	2 250 087	147 279	7.0
	大兵	5 504 746	6 657 189	7 620 480	963 291	14.5
	兵奈	3 908 127	4 309 944	4 667 928	357 984	8.3
	奈和	781 058	825 965	930 160	104 195	12.6
	和島	1 002 191	1 026 975	1 042 736	15 761	1.5
大阪府	島山	599 135	579 853	568 777	△ 11 076	1.9
	山取	888 886	821 620	773 575	△ 48 045	5.8
	取根	1 668 814	1 645 135	1 707 026	61 891	3.8
	根山	2 184 043	2 281 146	2 436 135	154 989	6.8
	山島	1 602 207	1 543 573	1 511 448	△ 32 125	2.1
	島口	847 274	815 115	791 111	△ 24 004	2.9
	口島	918 867	900 845	907 897	7 052	0.8
	島川	1 500 687	1 446 384	1 418 124	△ 28 260	2.0
	川媛	854 595	812 714	786 882	△ 25 832	3.2
	媛知	4 006 679	3 964 611	4 027 416	62 805	1.6
兵庫県	知賀	942 874	871 885	838 468	△ 33 417	3.8
	賀崎	1 760 421	1 641 245	1 570 245	△ 71 000	4.3
	崎本	1 856 192	1 770 736	1 700 229	△ 70 507	4.0
	本分	1 239 655	1 187 480	1 155 566	△ 31 914	2.7
	分崎	1 134 590	1 080 692	1 051 105	△ 29 587	2.7
	崎島	1 963 104	1 853 541	1 729 150	△ 124 391	6.7
	島繩	883 122	934 176	945 111	10 935	1.2
	繩合	94 301 623	99 209 137	104 665 171	5 456 034	5.5

(注) 1 昭和45年10月1日現在の人口は、総理府から公表された昭和45年国勢調査報告によるものである。

2 昭和35年10月1日現在の人口のうち長野県と岐阜県の境界紛争地域に係る人口73人は、合計には含まれるが、それぞれの県の計数から除いている。

第3表 財政力指数段階別の団体数及び構成比

財政力指数		0.30 未満		0.30 以上 0.50 未満		0.50 以上 1.00 未満		1.00 以上		合 計	
団体区分											
都市	道	14	29.8%	14	29.8%	15	31.9%	4	8.5%	47	100.0%
	府	2 053	62.7%	700	21.4%	465	14.2%	56	1.7%	3 274	100.0%
大 都 市	都	-	-	-	-	8	88.9%	1	11.1%	9	100.0%
	都	97	15.3%	210	33.2%	292	46.1%	34	5.4%	633	100.0%
中 小 町 合 計	中	1	0.7%	11	7.7%	113	79.6%	17	12.0%	142	100.0%
	小	96	19.6%	199	40.5%	179	36.5%	17	3.5%	491	100.0%
町	計	1 956	74.3%	490	18.6%	165	6.3%	21	0.8%	2 632	100.0%
合 計	計	2 067	62.2%	714	21.5%	480	14.5%	60	1.8%	3 321	100.0%

註 「財政力指数」は、昭和46、47、48年度の各年度における普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の単純平均値である。なお、沖縄県分については、47、48年度の数値のみによって算出した。

第4表 一部事務組合の設置目的別団体数の推移

区 分	昭和42.3.31	昭和43.3.31	昭和44.3.31	昭和45.3.31	昭和46.3.31	昭和47.3.31	昭和48.3.31 (A)	昭和49.3.31 (B)	比較 (B)-(A)
	総務関係 うち退職手当支給事務組合	158	166	180	176	212	227	251	256
民生関係 衛生関係 うち伝染病組合	98	95	1 037	1 083	1 128	1 165	1 192	1 224	32
シ ごみ処理 尿処理組合	418	411	400	404	388	376	349	331	△ 18
商工関係 農林水産関係 うち林野(造林)組合	435	474	527	580	634	688	730	765	35
土消関係 うち水害予防組合	3	5	5	5	6	5	9	9	—
教育関係 うち小学校組合	263	260	256	265	254	246	247	246	△ 1
その他	142	129	128	133	135	138	135	140	5
合計	55	55	55	56	66	59	57	58	1
	86	86	96	120	167	236	308	365	57
	37	35	44	41	37	38	40	40	—
	240	238	235	237	235	233	225	223	△ 2
	26	22	23	31	33	32	29	27	△ 2
	126	124	118	111	104	101	93	91	△ 2
	21	37	34	15	14	22	27	28	1
合計	1 877	1 939	2 009	2 075	2 217	2 349	2 470	2 573	103

第5表 地域指定の状況 (昭和49年3月31日現在)

区分	地 域 指 定 市 町 村 数										
	新産業都市	工業特別地域	低開墾地域	産炭地域	振興山村	離島振興策実施地域	首都圏	近畿圏	中部圏	広域市町村圏	過疎地域
市	74	34	151	52	138	54	179	105	125	458	42
町村	192	61	429	164	1 059	153	369	328	491	2 448	1 004
合計	266	95	580	216	1 197	207	548	433	616	2 906	1 046

第6表 決算規

その1 単純合計額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	昭和48年度	昭和47年度	比 較		
			増 減 額	増減率	前年度 増減率
歳入総額 (A)+(B)	19 139 281	15 858 535	3 280 746	20.7	24.2
都道府県 (A)	10 277 161	8 821 048	1 456 113	16.5	23.1
市町村(純計額) (B)	8 862 120	7 037 487	1 824 633	25.9	25.7
市町村(単純合計額)	9 033 362	7 158 525	1 874 837	26.2	25.9
大 都 市	1 524 275	1 241 238	283 037	22.8	49.1
都 市	4 367 301	3 458 905	908 396	26.3	19.2
中 都 市	2 435 993	1 925 355	510 638	26.5	12.0
小 都 市	1 931 308	1 533 550	397 758	25.9	29.8
町 村	2 405 985	1 897 266	508 719	26.8	25.3
特 別 区	462 637	370 615	92 022	24.8	23.3
一部事務組合	273 163	190 501	82 662	43.4	40.0
歳出総額 (C)+(D)	18 396 078	15 386 117	3 009 961	19.6	23.1
都道府県 (C)	9 918 586	8 617 835	1 300 751	15.1	21.8
市町村(純計額) (D)	8 477 492	6 768 282	1 709 210	25.3	24.8
市町村(単純合計額)	8 648 734	6 889 319	1 759 415	25.5	25.1
大 都 市	1 473 232	1 206 885	266 347	22.1	47.8
都 市	4 199 138	3 345 321	853 817	25.5	18.4
中 都 市	2 337 514	1 863 848	473 666	25.4	11.3
小 都 市	1 861 624	1 481 473	380 151	25.7	28.7
町 村	2 306 999	1 818 962	488 037	26.8	24.5
特 別 区	419 511	344 093	75 418	21.9	23.0
一部事務組合	249 854	174 058	75 796	43.5	38.1

模 範 の 状 況

その2 純計額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	昭和48年度	昭和47年度	比 較		
			増 減 額	増減率	前年度 増減率
歳 入 総 額 (A)	19 139 281	15 858 535	3 280 746	20.7	24.2
団 体 間 重 複 額 (B)	922 195	767 833	154 362	20.1	30.6
都道府県支出金(市町村に対する貸付金を含む。)	573 864	485 543	88 321	18.2	38.6
同級他団体からの分担金、負担金等	18 305	15 453	2 852	18.5	34.1
市町村からの分担金、負担金、寄附金等	124 003	114 633	9 370	8.2	21.8
特別区財政調整交・納付金	102 411	66 552	35 859	53.9	7.8
軽油引取税交付金	19 461	16 789	2 672	15.9	26.2
娯楽施設利用税交付金	11 105	5 400	5 705	105.6	50.8
自動車取得税交付金	73 046	63 463	9 583	15.1	19.4
歳 入 純 計 額 (A)-(B)	18 217 086	15 090 702	3 126 384	20.7	23.9
歳 出 総 額 (C)	18 396 078	15 386 116	3 009 962	19.6	23.1
団 体 間 重 複 額 (D)	922 195	767 833	154 362	20.1	30.6
市町村に対する事業費等の補助交付金等	573 864	485 543	88 321	18.2	38.6
同級他団体に対する負担金等	18 305	15 453	2 852	18.5	34.1
都道府県に対する事業費等分担金、負担金、寄附金等	124 003	114 633	9 370	8.2	21.8
特別区財政調整交・納付金	102 411	66 552	35 859	53.9	7.8
軽油引取税交付金	19 461	16 789	2 672	15.9	26.2
娯楽施設利用税交付金	11 105	5 400	5 705	105.6	50.8
自動車取得税交付金	73 046	63 463	9 583	15.1	19.4
歳 出 純 計 額 (C)-(D)	17 473 883	14 618 283	2 855 600	19.5	22.7

但 次表以下の各表における純計額とは、上記表中の「歳入純計額(A)-(B)」又は「歳出純計額(C)-(D)」をいう。

第7表 純 計 決 算

区 分	地 方					
	歳 入			歳 出		
	決 算 額	対前年度 増減率	指 数	決 算 額	対前年度 増減率	指 数
昭和34年度	1 689 352	12.3	—	1 623 883	11.6	—
35	2 025 802	19.9	—	1 924 907	18.5	—
36	2 511 550	24.0	100	2 391 080	24.2	100
37	2 982 850	18.8	119	2 887 366	20.8	121
38	3 397 659	13.9	135	3 308 833	14.6	138
39	3 910 921	15.1	156	3 821 968	15.5	160
40	4 478 035	14.5	178	4 365 140	14.2	183
41	5 177 746	15.6	206	5 026 177	15.1	210
42	5 926 311	14.5	236	5 725 497	13.9	239
43	6 958 874	17.4	277	6 729 574	17.5	281
44	8 305 229	19.3	331	8 033 912	19.4	336
45	10 103 998	21.7	402	9 814 878	22.2	410
46	12 179 449	20.5	485	11 909 529	21.3	498
47	15 090 702	23.9	601	14 618 283	22.7	611
48	18 217 086	20.7	725	17 473 883	19.5	731

額 の 推 移

(単位 百万円・%)

国 (一 般 会 計)					
入			出		
歳 算 額	対前年度 増減率	指 数	歳 算 額	対前年度 増減率	指 数
1 597 213	9.9	—	1 495 040	12.3	—
1 961 025	22.8	—	1 743 148	16.6	—
2 515 932	28.3	100	2 063 468	18.4	100
2 947 623	17.2	117	2 556 617	23.9	124
3 231 214	9.6	128	3 044 292	19.1	148
3 446 768	6.7	137	3 310 969	8.8	160
3 773 097	9.5	150	3 723 017	12.4	180
4 552 146	20.6	181	4 459 196	19.8	216
5 299 446	16.4	211	5 113 035	14.7	248
6 059 873	14.3	241	5 937 082	16.1	288
7 109 267	17.3	283	6 917 838	16.5	335
8 459 181	19.0	336	8 187 697	18.4	397
9 970 859	17.9	396	9 561 131	16.8	463
12 793 873	28.3	509	11 932 172	24.8	578
16 761 978	31.0	666	14 778 303	23.9	716

第8表 決算

その1 黒字、赤字団体別の状況

区 分	昭 和 48 年			
	団体数(A)	歳 入 (B)	歳 出 (C)	歳入歳出差引 (B)-(C) (D)
都 道 府 県 (A) 黒 字 団 体	47	10 277 161	9 918 586	358 575
	45	8 237 170	7 954 570	282 600
	2	2 039 991	1 964 016	75 975
市 町 村 (単 純 合 計 額) (B) 黒 字 団 体	5 870	9 033 362	8 648 734	384 628
	5 700	7 565 417	7 200 667	364 750
	170	1 467 945	1 448 067	19 878
大 都 市 体 黒 字 団 体	9	1 524 275	1 473 232	51 043
	5	616 643	587 153	29 490
	4	907 633	886 079	21 554
特 別 区 体 黒 字 団 体	23	462 637	419 511	43 126
	22	442 229	399 536	42 693
	1	20 408	19 975	433
都 市 体 黒 字 団 体	633	4 367 301	4 199 138	168 163
	584	3 902 640	3 734 750	167 890
	49	464 661	464 388	273
中 都 市 体 黒 字 団 体	142	2 435 993	2 337 514	98 479
	128	2 114 311	2 018 272	96 039
	14	321 682	319 242	2 440
小 都 市 体 黒 字 団 体	491	1 931 308	1 861 624	69 684
	456	1 788 329	1 716 478	71 851
	35	142 979	145 146	▲ 2 167
町 村 体 黒 字 団 体	2 632	2 405 985	2 306 999	98 986
	2 565	2 337 530	2 237 425	100 105
	67	68 456	69 573	▲ 1 117
一 部 事 務 組 合 体 黒 字 団 体	2 573	273 163	249 854	23 309
	2 524	266 375	241 802	24 573
	49	6 788	8 052	▲ 1 264
合 計 (A)+(B)	5 917	19 310 523	18 567 320	743 203
黒 字 団 体	5 745	15 802 587	15 155 237	647 350
	172	3 507 936	3 412 083	95 853

支 の 状 況

(単位 百万円)

度		昭 和 47 年 度		比 較	
翌年度へ繰 越すべき財 源	実質収支 (D)-(E) (F)	団体数(G)	実質収支(H)	団 体 数 (A)-(G)	増 減 (F)-(H)
309 275	49 300	47	28 708	0	20 592
217 195	65 405	45	52 927	0	12 478
92 080	△ 16 105	2	△ 24 219	0	8 114
181 630	202 998	5 773	163 091	97	39 907
137 675	227 075	5 603	180 799	97	46 276
43 954	△ 24 076	170	△ 17 708	0	△ 6 368
47 393	3 650	9	3 711	0	△ 61
19 425	10 065	7	8 674	△ 2	1 391
27 968	△ 6 414	2	△ 4 963	2	△ 1 451
34 846	8 280	23	6 749	0	1 531
34 333	8 360	23	6 749	△ 1	1 611
513	△ 80	—	—	1	△ 80
73 278	94 885	634	73 481	△ 1	21 404
59 298	108 592	585	83 142	△ 1	25 450
13 981	△ 13 708	49	△ 9 661	0	△ 4 047
51 248	47 231	142	35 874	0	11 357
39 273	56 766	124	42 671	4	14 095
11 975	△ 9 535	18	△ 6 797	△ 4	△ 2 738
22 030	47 654	492	37 607	△ 1	10 047
20 025	51 826	461	40 471	△ 5	11 355
2 006	△ 4 173	31	△ 2 864	4	△ 1 309
21 580	77 406	2 637	65 989	△ 5	11 417
20 360	79 745	2 580	67 870	△ 15	11 875
1 220	△ 2 337	57	△ 1 881	10	△ 456
4 533	18 776	2 470	13 161	103	5 615
4 259	20 314	2 408	14 364	116	5 950
273	△ 1 537	62	△ 1 203	△ 13	△ 334
490 905	252 298	5 820	191 799	97	60 499
354 870	292 480	5 648	233 726	97	58 754
136 034	△ 40 181	172	△ 41 927	0	1 746

第8表 決 算 収

その2 赤字団体及び赤字額の増減状況

区 分	昭和47年度 の赤字団体 (A)		(A)のうち町村 合併等により 消滅した団体 (B)		(A)のうち昭和48年度も			
	赤字が増加した団体 (C)							
	団体数 (a)	昭和47年 度実質収 支 (b)	団体数 (c)	昭和47年 度実質収 支 (d)	団体数	昭和47年 度実質収 支 (e)	昭和48年 度実質収 支 (f)	単年度収 支(f)-(e) (g)
都 道 府 県	2	△ 24 219	—	—	—	—	—	—
市 町 村	170	△ 17 708	2	△ 26	46	△ 10 970	△ 17 880	△ 6 911
大 都 市	2	△ 4 963	—	—	2	△ 4 963	△ 6 216	△ 1 253
特 別 市	—	—	—	—	—	—	—	—
都 市	49	△ 9 661	—	—	19	△ 5 533	△ 10 460	△ 4 928
中 都 市	18	△ 6 797	—	—	5	△ 4 260	△ 8 214	△ 3 954
小 都 市	31	△ 2 864	—	—	14	△ 1 273	△ 2 246	△ 974
町 村	57	△ 1 881	—	—	14	△ 211	△ 689	△ 478
一 部 事 務 組 合	62	△ 1 203	2	△ 26	11	△ 263	△ 515	△ 252
合 計	172	△ 41 927	2	△ 26	46	△ 10 970	△ 17 880	△ 6 911

第9表 実 質 収

その1 収支額の推移

区 分	全 団 体						黒 字		
	総 数		都 道 府 県		市 町 村		総 数		
	団体数 (A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数 (B)	(B)/(A)	収支額
昭和37年度	4 910	53 550	46	37 388	4 864	16 162	4 427	90.2	69 475
38	5 006	38 611	46	24 933	4 960	13 678	4 514	90.2	65 871
39	5 159	30 237	46	12 738	5 113	17 499	4 683	90.8	67 457
40	5 245	47 835	46	21 181	5 199	26 654	4 797	91.5	82 007
41	5 272	75 711	46	37 571	5 226	38 140	4 865	92.3	106 260
42	5 309	88 117	46	38 468	5 263	49 649	4 938	93.0	114 776
43	5 366	109 844	46	42 856	5 320	66 988	5 054	94.2	130 287
44	5 428	133 517	46	44 854	5 382	88 663	5 206	95.9	149 771
45	5 547	135 414	46	42 314	5 501	93 100	5 315	95.8	153 991
46	5 660	85 521	46	△ 15 524	5 614	101 045	5 445	96.2	146 680
47	5 820	191 799	47	28 708	5 773	163 091	5 648	97.0	233 726
48	5 917	252 298	47	49 300	5 870	202 998	5 745	97.1	292 480

その2 対前年度増減額の状況

区 分	全 団 体						黒 字	
	総 数		都 道 府 県		市 町 村		総 数	
	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
昭和37年度	95	△ 12 803	0	△ 7 391	95	△ 5 412	32	△ 5 708
38	96	△ 14 939	0	△ 12 455	96	△ 2 484	87	△ 3 604
39	153	△ 8 374	0	△ 12 195	153	3 821	169	1 586
40	86	17 598	0	8 443	86	9 155	114	14 550
41	27	27 876	0	16 390	27	11 486	68	24 253
42	37	12 406	0	897	37	11 509	73	8 516
43	57	21 727	0	4 388	57	17 339	116	15 511
44	62	23 673	0	1 998	62	21 675	152	19 484
45	119	1 897	0	△ 2 540	119	4 437	109	4 220
46	113	△ 49 893	0	△ 57 838	113	7 945	130	△ 7 311
47	160	106 278	1	44 232	159	62 046	203	87 046
48	97	60 499	0	20 592	97	39 907	97	58 754

支 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円)

赤字である団体				(A)のうち黒字 となった団体 (E)		昭和47年度が 黒字で昭和48 年度が赤字の 団体 (F)		昭和48年度赤 字団体 (G)	
赤字が減少した団体 (D)									
団体数	昭和47年 度実質収 支 (h)	昭和48年 度実質収 支 (i)	単年度収 支(i)-(h) (j)	団体数	昭和47年 度実質収 支 (l)	団体数	昭和48年 度実質収 支 (n)	団体数	昭和48年 度実質収 支 (p)
2	△ 24 219	△ 16 105	8 114	—	—	—	—	2	△ 16 105
43	△ 4 847	△ 2 736	2 111	79	△ 1 865	81	△ 3 459	170	△ 24 076
—	—	—	—	—	—	2	△ 198	4	△ 6 414
—	—	—	—	—	—	1	△ 80	1	△ 80
13	△ 2 934	△ 1 598	1 336	17	△ 1 195	17	△ 1 650	49	△ 13 708
5	△ 1 553	△ 631	922	8	△ 984	4	△ 691	14	△ 9 535
8	△ 1 381	△ 967	414	9	△ 211	13	△ 959	35	△ 4 173
18	△ 1 368	△ 865	503	25	△ 301	35	△ 783	67	△ 2 337
12	△ 545	△ 273	272	37	△ 369	26	△ 748	49	△ 1 537
45	△ 29 066	△ 18 841	10 225	79	△ 1 865	81	△ 3 459	172	△ 40 181

支 の 推 移

(単位 百万円・%)

団 体				赤 字 団 体						
都道府県		市 町 村		総 数		都道府県		市 町 村		
団体数	収支額	団体数	収支額	団体数 (C)	(C)/(A) 収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	
44	38 302	4 383	31 173	483	9.8	△ 15 925	2	△ 914	481	△ 15 011
42	30 012	4 472	35 859	492	9.8	△ 27 260	4	△ 5 079	488	△ 22 181
41	25 234	4 642	42 223	476	9.2	△ 37 220	5	△ 12 496	471	△ 24 724
43	32 668	4 754	49 339	448	8.5	△ 34 172	3	△ 11 487	445	△ 22 685
43	46 121	4 822	60 139	407	7.7	△ 30 549	3	△ 8 550	404	△ 21 999
44	42 277	4 894	72 499	371	7.0	△ 26 659	2	△ 3 809	369	△ 22 850
45	44 376	5 009	85 911	312	5.8	△ 20 443	1	△ 1 520	311	△ 18 923
45	46 551	5 161	103 220	222	4.1	△ 16 254	1	△ 1 697	221	△ 14 557
45	44 469	5 270	109 522	232	4.2	△ 18 577	1	△ 2 155	231	△ 16 422
44	26 471	5 401	120 209	215	3.8	△ 61 159	2	△ 41 995	213	△ 19 164
45	52 927	5 603	180 799	172	3.0	△ 41 927	2	△ 24 219	170	△ 17 708
45	65 405	5 700	227 075	172	2.9	△ 40 181	2	△ 16 105	170	△ 24 076

(単位 百万円)

字 団 体				赤 字 団 体					
都道府県		市 町 村		総 数		都道府県		市 町 村	
団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
△ 1	△ 6 560	33	852	63	△ 7 095	1	△ 831	62	△ 6 264
△ 2	△ 8 290	89	4 686	9	△ 11 335	2	△ 4 165	7	△ 7 170
△ 1	△ 4 778	170	6 364	△ 16	△ 9 960	1	△ 7 417	△ 17	△ 2 543
2	7 434	112	7 116	△ 28	3 048	△ 2	1 009	△ 26	2 039
0	13 453	68	10 800	△ 41	3 623	0	2 937	△ 41	686
1	△ 3 844	72	12 360	△ 36	3 890	△ 1	4 741	△ 35	△ 851
1	2 099	115	13 412	△ 59	6 216	△ 1	2 289	△ 58	3 927
0	2 175	152	17 309	△ 90	4 189	0	△ 177	△ 90	4 366
0	△ 2 082	109	6 302	10	△ 2 323	0	△ 458	10	△ 1 865
△ 1	△ 17 998	131	10 687	△ 17	△ 42 582	1	△ 39 840	△ 18	△ 2 742
1	26 456	202	60 590	△ 43	19 232	0	17 776	△ 43	1 456
0	12 478	97	46 276	0	1 746	0	8 114	0	△ 6 368

第10表 単年度収

区 分	昭 和 48 年 度		
	合 計	都道府県	市 町 村
単年度収支 (A)	(2 266) 60 520	(16) 20 591	(2 250) 39 929
調整額 (C)+(D)-(E) (B)	96 465	32 716	63 749
基金積立額 (C)	125 193	40 973	84 220
繰上償還額 (D)	7 974	1 183	6 791
基金とりくずし額 (E)	36 702	9 440	27 262
実質単年度収支 (A)+(B)	(2 004) 156 985	(12) 53 307	(1 992) 103 678

(注) ()内の数値は、単年度収支の赤字団体数及び実質単年度収支の赤字団体数

第11表 繰越額

その1 総括

区 分	継 続 費	繰越明許費	事故繰越	事 業	支 払
	通次繰越額	繰 越 額	繰 越 額	繰 越 額	繰 延 額
人 普 通 建 設 事 業 費	0	7 709	—	207	20 143
補 助 事 業 費	51 900	709 978	63 760	77 440	10 159
単 独 事 業 費	24 334	499 517	30 560	32 065	6
災 害 復 旧 事 業 費	27 566	210 461	33 201	45 374	10 153
そ の 他 費	24	39 612	1 050	27	0
合 計	22	9 601	1 445	15 753	4 618
	51 946	766 902	66 256	93 426	34 920

その2 都道府県

区 分	継 続 費	繰越明許費	事故繰越	事 業	支 払
	通次繰越額	繰 越 額	繰 越 額	繰 越 額	繰 延 額
人 普 通 建 設 事 業 費	—	7 706	—	—	17 517
補 助 事 業 費	11 617	420 008	32 160	40 736	9 560
単 独 事 業 費	3 592	336 580	17 233	16 295	3
災 害 復 旧 事 業 費	8 025	83 428	14 927	24 441	9 557
そ の 他 費	—	27 687	525	27	0
合 計	—	6 583	1 218	13 027	4 232
	11 617	461 984	33 903	53 790	31 309

支 の 状 況

(単位 百万円)

昭 和 47 年 度			増 減 額		
合 計	都 道 府 県	市 町 村	合 計	都 道 府 県	市 町 村
(1744)	(4)	(1740)	(522)	(12)	(510)
106 338	44 232	62 106	△ 45 818	△ 23 641	△ 22 177
54 890	21 133	33 757	41 575	11 583	29 992
73 324	26 739	46 585	51 869	14 234	37 635
5 737	1 290	4 447	2 237	△ 107	2 344
24 171	6 896	17 275	12 531	2 544	9 987
(1666)	(4)	(1662)	(338)	(8)	(330)
161 228	65 365	95 863	△ 4 243	△ 12 058	7 815

である。

等 の 状 況

(単位 百万円)

合 計	未 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源 内 訳			翌年度へ繰 越すべき財 源
		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
28 059	659	659	—	—	27 400
913 238	478 970	254 717	184 845	39 408	434 268
586 482	388 995	254 515	115 752	18 728	197 488
326 756	89 975	202	69 095	20 678	236 781
40 714	37 575	29 332	5 021	3 222	3 139
31 439	5 342	42	4 634	666	26 097
1 013 450	522 545	284 750	194 500	43 295	490 905

(単位 百万円)

合 計	未 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源 内 訳			翌年度へ繰 越すべき財 源
		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
25 223	659	659	—	—	24 564
514 081	251 837	175 955	67 354	8 528	262 244
373 703	236 319	175 955	55 714	4 650	137 384
140 378	15 518	—	11 641	3 877	124 860
28 239	26 130	21 568	4 022	540	2 109
25 060	4 702	36	4 352	314	20 358
592 603	283 328	198 218	75 728	9 382	309 275

その3 市町村

区 分	継 続 費 通次繰越額	繰越明許費 繰 越 額	事 故 繰 越 繰 越 額	事 業 繰 越 繰 越 額	支 払 延 繰 越 額
人 件 費	0	3	—	207	2 626
普通建設事業費	40 283	289 970	31 601	36 704	599
補助事業費	20 742	162 937	13 327	15 770	3
単 独 事 業 費	19 541	127 033	18 274	20 933	596
災害復旧事業費	24	11 925	525	—	—
そ の 他	22	3 018	227	2 726	386
合 計	40 329	304 918	32 353	39 636	3 611

④ 「県営事業負担金」は、単独事業費に含めた。

第12表 財 政 再

その1 種類別による推移(市町村)

区 分	昭和30年度末 実質赤字 団体数	当初(昭和 31年度末 まで)承認 団体数	昭和48年度末 までの増減		昭和49 年4月1日 現在 団体数	昭和49年度の状況		
			新承認 団体数	減 少 団体数		再建完了 等による 減少 団体数	申出予 定 団体数	昭和49 年度の 見込 団体数
全部適用団体	…	536	—	536	—	—	—	—
一部適用団体	…	34	—	34	—	—	—	—
準 用 団 体	…	8	268	264	12	2	—	10
計	1 522	578	268	834	12	2	—	10

④ 府県については、昭和30年度末実質赤字団体数36、承認団体数20(当初承認団体18、新承認団体2)であったが、昭和40年度末において全団体が再建完了したので省略した。

その3 準用団体等に対する融資あっせんの状況

区 分	昭和37年度	38	39	40	41
団 体 数	128	100	97	100	79
融資あっせん額	4 195	3 647	4 758	6 044	5 999

(単位 百万円)

合 計	未 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源 内 訳			翌年度へ繰 越すべき財 源
		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
2 836	—	—	—	—	2 836
399 157	227 133	78 762	117 491	30 880	172 024
212 779	152 676	78 560	60 038	14 078	60 104
186 378	74 457	202	57 454	16 801	111 921
12 475	11 445	7 764	999	2 682	1 030
6 379	640	6	282	352	5 739
420 847	239 217	86 532	118 772	33 913	181 630

建 の 状 況

その2 完了予定年度別

完了予定年度 団体区分		完了予定年度						計
		49	50	51	52	53	54	
都市	全部適用団体	—	—	—	—	—	—	—
	準用団体	—	1	1	—	—	—	2
	計	—	1	1	—	—	—	2
町	全部適用団体	—	—	—	—	—	—	—
	準用団体	2	3	4	—	—	1	10
	計	2	3	4	—	—	1	10
村	全部適用団体	—	—	—	—	—	—	—
	準用団体	2	4	5	—	—	1	12
	計	2	4	5	—	—	1	12

(単位 百万円)

42	43	44	45	46	47	48	49 (見込)
72	68	55	50	36	25	16	11
6 012	6 790	5 909	4 635	3 292	2 185	1 552	875

第13表 歳 入 決 算

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
地 方 税	3 801 344	37.0	2 689 943	30.4	6 491 286	35.6
地 方 譲 与 税	121 606	1.2	58 052	0.7	179 658	1.0
地 方 交 付 税	1 568 470	15.3	1 563 378	17.6	3 131 848	17.2
軽油引取税交付金	—	—	19 461	0.2	—	—
娯楽施設利用税交付金	—	—	11 105	0.1	—	—
自動車取得税交付金	—	—	73 046	0.8	—	—
小 計(一般財源)	5 491 420	53.4	4 414 985	49.8	9 802 793	53.8
分 担 金、負 担 金	158 269	1.5	110 061	1.2	189 170	1.0
使 用 料、手 数 料	150 169	1.5	168 050	1.9	318 218	1.7
国 庫 支 出 金	2 590 073	25.2	1 172 397	13.2	3 762 469	20.7
交通安全対策特別交付金	22 638	0.2	15 591	0.2	38 229	0.2
都 道 府 県 支 出 金	—	—	498 056	5.6	—	—
財 産 収 入	102 652	1.0	216 032	2.4	318 684	1.7
寄 附 金	16 409	0.2	86 571	1.0	97 332	0.5
繰 入 金	42 616	0.4	106 493	1.2	149 109	0.8
繰 越 金	200 493	2.0	264 019	3.0	464 512	2.5
諸 収 入	828 479	8.1	668 102	7.5	1 439 081	7.9
地 方 債	672 949	6.5	1 040 348	11.7	1 637 489	9.0
そ の 他	994	0.0	101 417	1.1	—	—
歳 入 合 計	10 277 161	100.0	8 862 120	100.0	18 217 086	100.0

注 1 「その他」は、都道府県分が特別区財政調整納付金、市町村分が特別区財政調

2 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」に含めた。

額 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額		比 較								
		増減額		増減率				前年度増減率		
				都府	道県	市町村	純計額	都府	道県	市町村
5 004 482	33.2	1 486 804	47.6	32.4	26.1	29.7	16.6	20.2	18.1	
163 914	1.1	15 744	0.5	9.7	9.3	9.6	6.6	14.3	30.3	
2 552 995	16.9	578 853	18.5	18.0	27.8	22.7	21.2	21.8	21.5	
—	—	—	—	—	15.9	—	—	26.2	—	
—	—	—	—	—	105.8	—	—	50.8	—	
—	—	—	—	—	15.1	—	—	19.4	—	
7 721 391	51.2	2 081 402	66.6	27.4	26.3	27.0	17.7	21.8	19.5	
168 797	1.1	20 373	0.7	5.4	19.7	12.1	31.1	12.4	21.3	
274 257	1.8	43 961	1.4	17.8	14.5	16.0	18.2	18.4	18.3	
3 353 354	22.2	409 115	13.1	6.4	27.5	12.2	28.8	38.7	31.4	
31 563	0.2	6 666	0.2	21.4	20.7	21.1	125.8	136.9	130.2	
—	—	—	—	—	17.5	—	—	42.2	—	
304 218	2.0	14 466	0.5	△11.9	15.1	4.8	36.2	34.8	35.3	
58 843	0.4	38 489	1.2	35.6	62.8	65.4	△ 9.6	30.9	26.0	
107 045	0.7	42 064	1.3	49.3	35.7	39.3	△41.0	6.4	△12.4	
275 377	1.8	189 135	6.0	112.9	45.7	68.7	△31.6	18.1	△ 5.4	
1 159 937	7.7	279 144	8.9	19.8	28.8	24.1	17.7	22.0	19.5	
1 635 919	10.8	1 570	0.1	△19.3	20.5	0.1	63.1	30.0	45.6	
—	—	—	—	△56.5	57.8	—	16.8	7.5	—	
15 090 702	100.0	3 126 384	100.0	16.5	25.9	20.7	23.1	25.7	23.9	

整交付金である。

第14表 歳 入 決 算

区 分	歳 入 決 算				
	36	42	43	44	45
地 方 税	906 475	2 149 522	2 580 128	3 090 179	3 750 668
地 方 譲 与 税	45 449	69 158	79 586	93 065	108 687
地 方 交 付 税	401 704	947 020	1 125 508	1 460 845	1 798 248
臨 時 地 方 財 政 交 付 金	—	11 998	—	—	—
小 計 (一 般 財 源)	1 353 628	3 177 698	3 785 222	4 644 089	5 657 603
使 用 料、手 数 料	73 808	159 264	174 555	189 298	209 088
国 庫 支 出 金	580 757	1 406 535	1 617 701	1 825 164	2 092 937
繰 入 金	20 932	38 054	47 765	68 212	106 988
繰 越 金	107 692	163 883	212 532	235 928	271 622
地 方 債	115 044	340 233	369 132	438 068	642 932
そ の 他	259 689	640 644	751 967	904 470	1 122 828
歳 入 合 計	2 511 550	5 926 311	6 958 874	8 305 229	10 103 998

(注) 「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町

区 分	決 算 額 構 成 比								増	
	36	42	43	44	45	46	47	48	36	42
地 方 税	36.1	36.2	37.1	37.2	37.1	34.8	33.2	35.6	33.4	50.9
地 方 譲 与 税	1.8	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	1.0	1.9	1.3
地 方 交 付 税	16.0	16.0	16.2	17.6	17.8	17.3	16.9	17.2	18.7	22.7
臨 時 地 方 財 政 交 付 金	—	0.2	—	—	—	—	—	—	—	4.6
小 計 (一 般 財 源)	53.9	53.6	54.4	55.9	56.0	53.1	51.2	53.8	54.0	70.3
使 用 料、手 数 料	2.9	2.7	2.5	2.3	2.1	1.9	1.8	1.7	1.3	1.9
国 庫 支 出 金	23.1	23.7	23.2	22.0	20.7	21.1	22.4	20.9	21.3	19.2
繰 入 金	0.8	0.7	0.7	0.8	1.1	1.0	0.7	0.8	1.9	0.6
繰 越 金	4.3	2.8	3.1	2.3	2.7	2.4	1.8	2.5	6.9	4.9
地 方 債	4.6	5.7	5.3	5.3	6.4	9.2	10.8	9.0	3.9	8.9
そ の 他	10.4	10.8	10.3	10.9	11.1	11.3	11.3	11.2	10.7	12.0
歳 入 合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

額 の 推 移

(単位 百万円・%)

算 額			指 数							
46	47	48	36	42	43	44	45	46	47	48
4 235 746	5 004 482	6 491 286	100	237	285	341	414	467	552	716
125 771	163 914	179 658	100	152	175	205	239	277	361	395
2 101 423	2 552 995	3 131 848	100	236	280	364	448	523	636	780
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6 462 940	7 721 391	9 802 793	100	235	280	343	418	477	570	724
231 825	274 257	318 218	100	216	236	256	283	314	372	431
2 566 047	3 384 917	3 800 698	100	242	279	314	360	442	583	654
122 186	107 045	149 109	100	182	228	326	511	584	511	712
291 107	275 377	464 512	100	152	197	219	252	270	256	431
1 123 750	1 635 919	1 637 489	100	296	321	381	559	977	1 422	1 423
1 381 594	1 691 796	2 044 267	100	247	290	348	432	532	651	787
12 179 449	15 090 702	18 217 086	100	236	277	331	402	485	601	725

村助成交付金を含めた。

(単位 %)

減 額 構 成 比						増 減 率							
43	44	45	46	47	48	36	42	43	44	45	46	47	48
41.7	37.9	36.7	23.4	26.4	47.6	21.8	21.5	20.0	19.8	21.4	12.9	18.1	29.7
1.0	1.0	0.9	0.8	1.3	0.5	25.7	16.8	15.1	16.9	16.5	15.7	30.3	9.6
17.3	24.9	18.8	14.6	15.5	18.5	29.2	21.8	18.8	29.8	23.1	16.9	21.5	22.7
△ 1.2	—	—	—	—	—	—	△ 74.2	皆 減	—	—	—	—	—
58.8	63.8	56.3	38.8	43.2	66.6	24.0	19.8	19.1	22.7	21.8	14.2	19.5	27.0
1.5	1.1	1.1	1.1	1.5	1.4	9.3	9.7	9.6	8.4	10.5	10.9	18.3	16.0
20.5	15.4	14.9	22.8	28.1	13.3	21.7	11.4	15.1	12.8	14.7	22.6	31.9	12.3
0.9	1.5	2.2	0.7	△ 0.5	1.3	75.6	13.6	25.5	42.8	56.8	14.2	△ 12.4	39.3
4.7	1.7	2.0	0.9	△ 0.5	6.0	44.7	29.0	29.7	11.0	15.1	7.2	△ 5.4	68.7
2.8	5.1	11.4	23.2	17.6	0.1	19.8	△ 16.4	8.5	18.7	46.8	74.8	45.6	0.1
10.3	11.4	12.1	12.5	10.6	11.3	25.2	16.4	17.4	20.3	24.1	23.0	22.5	20.8
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	24.0	14.5	17.4	19.3	21.7	20.5	23.9	20.7

第 15 表 地 方 税

その 1 総 括

区 分	決 算	
	昭 和 48 年 度	昭 和 47 年 度
道 府 県 市 合 計	35 069	26 571
(参考) 国 税	29 844	23 473
	64 913	50 045
	140 478	104 006

(注) 国税は、租税（一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分並びに石炭

その 2 道 府 県 税

区 分	昭 和 48 年 度			
	調 定 額 (A)	収 入 額 (B)	徴 収 率 (B)/(A)×100	(B)の構成比
1 普 通 税	3 342 205	3 200 156	95.7	91.3
(1) 法 定 普 通 税	3 342 034	3 199 985	95.7	91.3
ア 道 府 県 民 税	817 816	776 021	94.9	22.1
(ア) 個 人 分	539 928	508 025	94.1	14.5
(イ) 法 人 分	277 888	267 996	96.4	7.6
イ 事 業 税	1 664 721	1 601 267	96.2	45.6
(ア) 個 人 分	64 765	60 901	94.0	1.7
(イ) 法 人 分	1 599 956	1 540 366	96.3	43.9
ウ 不 動 産 取 得 税	161 826	154 111	95.2	4.4
エ 道 府 県 た ば こ 消 費 税	115 911	115 911	100.0	3.3
オ 娯 楽 施 設 利 用 税	48 517	48 081	99.1	1.4
カ 料 理 飲 食 等 消 費 税	221 728	209 145	94.3	6.0
キ 自 動 車 税	307 134	291 155	94.8	8.3
ク 鉱 区 税	747	660	88.4	0.0
ケ 狩 猟 免 許 税	1 819	1 819	100.0	0.1
コ 固 定 資 産 税	1 815	1 815	100.0	0.1
(2) 法 定 外 普 通 税	171	171	100.0	0.0
2 目 的 税	313 177	306 618	97.9	8.7
(1) 自 動 車 取 得 税	102 984	102 932	99.9	2.9
(2) 軽 油 引 取 税	208 786	202 279	96.9	5.8
(3) 入 猟 税	1 407	1 407	100.0	0.0
3 旧 法 に よ る 税	324	110	34.0	0.0
合 計	3 655 706	3 506 884	95.9	100.0

(注) 収入額は、「第 13 表 歳入決算額の状況」の地方税の決算額から東京都が徴収した除し、特別区が徴収した道府県税相当額(昭和 47 年度 5 百万円、昭和 48 年度 3 百

の 状 況

(単位 億円・%)

額	決算額構成比		対前年度増減率	
	昭和48年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和47年度
増減額				
8 498	54.0	53.1	32.0	16.4
6 371	46.0	46.9	27.1	20.2
14 868	100.0	100.0	29.7	18.1
36 472	—	—	35.1	23.2

及び石油対策特別会計分)及び印紙収入のほか専売納付金を含む。

(単位 百万円・%)

昭和47年度				比 較			
調定額 (C)	収入額 (D)	徴収率 (D)/(C) ×100	(D)の 構成比	増減額 (B)-(D) (E)	(E)の 構成比	増減率 (E)/(D) ×100	前年度 増減率
2 472 116	2 385 162	96.5	89.8	814 994	95.9	34.2	16.5
2 472 009	2 385 055	96.5	89.8	814 930	95.9	34.2	16.4
622 089	591 539	95.1	22.3	184 482	21.7	31.2	22.6
436 162	409 692	93.9	15.4	98 333	11.6	24.0	25.2
185 927	181 847	97.8	6.9	86 149	10.1	47.4	17.1
1 136 677	1 108 630	97.5	41.7	492 637	58.0	44.4	14.0
64 806	60 899	94.0	2.3	2	0.0	0.0	△ 14.0
1 071 871	1 047 731	97.7	39.4	492 635	58.0	47.0	16.1
117 359	112 372	95.8	4.2	41 739	4.9	37.1	5.5
106 812	106 812	100.0	4.0	9 099	1.1	8.5	10.9
51 829	51 495	99.4	1.9	△ 3 414	△ 0.5	△ 6.6	23.7
175 788	166 195	94.5	6.3	42 950	5.1	25.3	18.6
257 035	243 709	94.8	9.2	47 446	5.6	19.5	20.3
848	731	86.2	0.0	△ 71	△ 0.0	△ 9.7	△ 7.7
1 719	1 719	100.0	0.1	100	0.0	5.8	△ 0.3
1 853	1 853	100.0	0.1	△ 38	△ 0.0	△ 2.1	△ 37.1
107	107	100.0	0.0	64	0.0	59.3	5 250.0
278 976	271 883	97.5	10.2	34 735	4.1	12.8	15.7
94 017	93 915	99.9	3.5	9 017	1.1	9.6	20.4
183 607	176 616	96.2	6.6	25 663	3.0	14.5	13.5
1 352	1 352	100.0	0.1	55	0.0	4.1	△ 0.7
120	102	85.0	0.0	8	0.0	7.3	2 450.0
2 751 212	2 657 147	96.6	100.0	849 737	100.0	32.0	16.4

市町村税相当額(昭和47年度 214 126 百万円、昭和48年度 294 463 百万円)を控
万円)を加算した額である。

第15表 地方税

その3 市町村税

区 分	昭 和 48 年 度			
	調 定 額 (A)	収 入 額 (B)	徴 収 率 (B)/(A)×100	(B)の構成比
1 普 通 税 税 割 通 民 等 均 等 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	2 888 518	2 806 075	97.1	94.0
(1) 法 定 普 通 税 税 割 通 民 等 均 等 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	2 884 850	2 802 409	97.1	93.9
ア 市 町 村 均 等 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	1 414 192	1 361 262	96.3	45.6
(ア) 個 人 均 等 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	15 238	14 493	95.1	0.5
(イ) 固 定 資 産 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	921 394	883 300	95.9	29.6
(イ) 固 定 資 産 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	4 871	4 687	96.2	0.2
(イ) 固 定 資 産 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	472 689	458 782	97.1	15.4
(イ) 固 定 資 産 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	1 081 658	1 056 386	97.7	35.4
(イ) 固 定 資 産 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	1 036 971	1 011 699	97.6	33.9
(イ) 固 定 資 産 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	409 347	398 804	97.4	13.4
(イ) 固 定 資 産 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	369 406	359 395	97.3	12.0
(イ) 固 定 資 産 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	258 218	253 500	98.2	8.5
(イ) 固 定 資 産 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	44 687	44 687	100.0	1.5
(イ) 固 定 資 産 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	31 090	28 519	91.7	1.0
(イ) 固 定 資 産 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	203 758	203 758	100.0	6.8
(イ) 固 定 資 産 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	130 158	130 154	100.0	4.4
(イ) 固 定 資 産 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	2 092	2 063	98.6	0.1
(イ) 固 定 資 産 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	2 901	2 811	96.9	0.1
(イ) 固 定 資 産 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	19 001	17 456	91.9	0.6
(イ) 固 定 資 産 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	3 668	3 666	100.0	0.1
(イ) 固 定 資 産 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	182 782	178 171	97.5	6.0
(イ) 固 定 資 産 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	4 585	4 513	98.4	0.2
(イ) 固 定 資 産 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	177 928	173 398	97.5	5.8
(イ) 固 定 資 産 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	269	260	96.8	0.0
(イ) 固 定 資 産 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	0	0	100.0	0.0
(イ) 固 定 資 産 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	—	—	—	—
(イ) 固 定 資 産 税 地 屋 産 金 納 車 消 費 税 取 有 通 道 税 湯 計 地 施 開 入 都 水 共 宅 法 旧 目 (1) (2) (3) (4) (5) 合 計	325	157	48.2	0.0
合 計	3 071 625	2 984 403	97.2	100.0

(注) 収入額は、「第13表 歳入決算額の状況」の地方税の決算額から東京都特別区
 京都が徴収した市町村税相当額(昭和47年度214126百万円、昭和48年度294463

その4 個人諸税の状況

(単位%)

区 分	対前年度増減率		決算額構成比	
	昭和48年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和47年度
住民税個人分	21.4	26.9	21.7	23.1
事業税個人分	0.0	14.0	0.9	1.2
所得税(国税)	29.0	19.0	35.8	34.2
(参考)個人所得	18.7	13.6	94.9	92.7

- (注) 1 個人所得は、経済企画庁調による。
 2 所得税及び個人所得については、地方税との比較上1年前の計数である。
 3 個人所得の決算額構成比は、分配国民所得に対する比率である。

の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度				比 較			
調 定 額 (C)	収 入 額 (D)	徴収率 (D)/(C) ×100	(D) の 構 成 比	増 減 額 (B)-(D) (E)	(E) の 構 成 比	増 減 率 (E)/(D) ×100	前 年 度 増 減 率
2 298 397	2 234 490	97.2	95.2	571 585	89.7	25.6	20.4
2 295 509	2 231 609	97.2	95.1	570 800	89.6	25.6	20.4
1 102 537	1 062 157	96.3	45.2	299 105	47.0	28.2	24.9
15 188	14 409	94.9	0.6	84	0.1	0.6	6.7
766 818	733 762	95.7	31.3	149 538	23.5	20.4	28.4
4 464	4 319	96.7	0.2	368	0.1	8.5	6.5
316 067	309 667	98.0	13.2	149 115	23.4	48.2	18.6
848 328	827 522	97.5	35.3	228 864	35.9	27.7	19.1
808 883	788 077	97.4	33.6	223 622	35.1	28.4	19.5
256 797	249 563	97.2	10.6	149 241	23.4	59.8	29.3
315 815	306 542	97.1	13.1	52 853	8.3	17.2	15.9
236 270	231 971	98.2	9.9	21 529	3.4	9.3	14.8
39 446	39 446	100.0	1.7	5 241	0.8	13.3	11.6
30 354	27 800	91.6	1.2	719	0.1	2.6	6.1
187 497	187 497	100.0	8.0	16 261	2.6	8.7	10.8
122 120	122 106	100.0	5.2	8 048	1.3	6.6	12.6
2 032	1 980	97.4	0.1	83	0.0	4.2	△ 10.8
2 640	2 545	96.4	0.1	266	0.0	10.5	5.8
—	—	—	—	17 456	2.7	皆増	—
2 888	2 881	99.8	0.1	785	0.1	27.2	33.3
115 138	111 926	97.2	4.8	66 245	10.4	59.2	15.6
4 331	4 263	98.4	0.2	250	0.0	5.9	16.8
110 460	107 329	97.2	4.6	66 069	10.4	61.6	15.5
347	334	96.3	0.0	△ 74	△ 0.0	△ 22.2	10.6
0	0	70.0	0.0	0	0.0	0.0	△ 100.0
—	—	—	—	—	—	—	—
1 153	920	79.7	0.0	△ 763	△ 0.1	△ 82.9	91 900.0
2 414 688	2 347 335	97.2	100.0	637 068	100.0	27.1	20.2

が徴収した道府県税相当額(昭和47年度5百万円、昭和48年度3百万円)を控除し、東
 百万円)を加算した額である。

その5 法人諸税の状況

(単位 %)

区 分	対前年度増減率		決算額構成比	
	昭和48年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和47年度
住 民 税 法 人 分	47.5	17.9	11.3	9.9
事 業 税 法 人 分	47.0	16.1	23.7	20.9
法 人 税 (国 税)	51.0	17.0	32.2	28.8
(参考) 法 人 所 得 (在庫品評価 調整前)	53.2	25.4	18.8	14.7

脚 1 法人所得は、経済企画庁調による。

2 法人所得の決算額構成比は、分配国民所得に対する比率である。

第16表 法定外

その1 都道府県

(単位 百万円)

区 分	石油価格調整税	合 計
昭和48年度 { 沖 縄 県	171	171
{ 合 計 (A)	171	171
昭和47年度 (B)	107	107
増 減 (A)-(B)	64	64

第17表 給与所得者の住民税

その1 所得割軽減額

(単位 円・%)

区 分 給与の収入金額等		所得割の負担額		軽 減 額	軽 減 率
		昭和47年度	昭和48年度		
100万円	道府県民税	2 948	2 028	920	31.2
	市町村民税	2 948	2 028	920	31.2
	計	5 896	4 056	1 840	31.2
150万円	道府県民税	11 257	10 322	935	8.3
	市町村民税	17 014	12 644	4 370	25.7
	計	28 271	22 966	5 305	18.8
200万円	道府県民税	20 223	19 288	935	4.6
	市町村民税	38 169	32 220	5 949	15.6
	計	58 392	51 508	6 884	11.8

普通税の状況

その2 市町村

(単位 百万円)

区 分	昭和48年度		昭和47年度		比 較	
	市町村数 (A)	収 入 額 (B)	市町村数 (C)	収 入 額 (D)	(A)-(C)	(B)-(D)
犬 税	15	15	19	16	- 4	- 1
商品切手発行税	15	2 593	14	1 879	1	714
林産物移輸出税	7	51	7	49	0	2
広 告 税	7	553	7	522	0	31
文化観光施設税	2	81	2	77	0	4
砂利採取税	6	372	6	338	0	34
合 計	52	3 666	55	2 881	- 3	785

所得割の負担状況(夫婦、子2人)

その2 課税最低限の推移

(単位 円・%)

所得税		区 分		所 得 税			住 民 税		
		住民税		課税最低限	増減率	指 数	課税最低限	増減率	指 数
昭和40年度	昭和41年度	474 036	13.5	100	370 856	20.5	100		
41	42	537 282	13.3	113	381 377	2.8	103		
42	43	633 599	17.9	134	467 682	22.6	126		
43	44	721 905	13.9	152	555 481	18.8	150		
44	45	800 900	10.9	169	640 940	15.4	173		
45	46	880 328	9.9	186	728 091	13.6	196		
46	47	1 003 441	14.0	212	804 871	10.5	217		
47	48	1 121 260	11.7	237	865 766	7.6	233		
48	49	1 507 000	34.4	318	1 016 000	17.4	274		

第18表 市町村民税超

その1 市町村民税個人均等割税率別市町村数

区 分	昭 和 48 年 4			
	大 都 市		都 市	
	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比
標 準 税 率 未 満	—	—	—	—
標 準 税 率	10	100.0	564	89.0
標 準 税 率 を 超 え る も の	—	—	65	10.3
不 均 一 課 税	—	—	5	0.8
合 計	10	100.0	634	100.0

註 特別区については、23区を1として大都市に計上している。なお、昭和47年

その2 市町村民税所得割税率別市町村数

区 分	昭 和 48 年		
	大 都 市		都 市
	団 体 数	構 成 比	団 体 数
標 準 税 率 未 満	—	—	—
標 準 税 率	10	100.0	629
標 準 税 率 を 超 え る も の	1.1 倍 まで	—	2
	1.2 倍 まで	—	2
	1.3 倍 まで	—	1
	1.4 倍 まで	—	—
	1.5 倍 まで	—	—
不 均 一 課 税	—	—	—
合 計	10	100.0	634

その3 市町村民税法人均等割税率別市町村数

区 分	昭 和 48		
	大 都 市		都 市
	団 体 数	構 成 比	団 体 数
標 準 税 率 未 満	{ 法第 312 条 第 1 項 第 1 号 の 法 人 等	—	—
	{ 法第 312 条 第 1 項 第 2 号 の 法 人 等	—	—
標 準 税 率	{ 法第 312 条 第 1 項 第 1 号 の 法 人 等	8	80.0
	{ 法第 312 条 第 1 項 第 2 号 の 法 人 等	8	80.0
標 準 税 率 を 超 え る も の	{ 法第 312 条 第 1 項 第 1 号 の 法 人 等	2	20.0
	{ 法第 312 条 第 1 項 第 2 号 の 法 人 等	2	20.0
不 均 一 課 税	{ 法第 312 条 第 1 項 第 1 号 の 法 人 等	—	1
	{ 法第 312 条 第 1 項 第 2 号 の 法 人 等	—	—
合 計	{ 法第 312 条 第 1 項 第 1 号 の 法 人 等	10	633
	{ 法第 312 条 第 1 項 第 2 号 の 法 人 等	10	633

過 課 税 等 の 状 況

(単位 %)

月 1 日 現 在		計		昭和47年4月1日 現在		比 較	
町	村	団体数	構 成 比	団体数	構 成 比	増 減	増 減 率
—	—	—	—	—	—	—	—
2187	83.0	2761	84.2	2692	83.1	69	2.6
446	16.9	511	15.6	540	16.7	29	5.4
1	0.0	6	0.2	6	0.2	0	0.0
2634	100.0	3278	100.0	3238	100.0	40	1.2

4月1日現在の数値には沖縄県は含めていない。以下第18表において同じ。

(単位 %)

4 月 1 日 現 在		計		計		
市	町	村	団体数	構 成 比	団体数	構 成 比
—	—	—	1	0.0	1	0.0
99.2	—	—	2631	99.9	3270	99.8
0.3	—	—	2	0.1	4	0.1
0.3	—	—	—	—	2	0.1
0.2	—	—	—	—	1	0.0
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
100.0	—	—	2634	100.0	3278	100.0

(単位 %)

年 4 月 1 日 現 在		計		昭和47年4月1日 現在		
市	町	村	団体数	構 成 比	団体数	構 成 比
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
66.5	1985	75.4	2414	73.7	2370	73.2
66.5	1985	75.4	2414	73.7	2388	73.7
33.3	649	24.6	862	26.3	868	26.8
33.5	649	24.6	863	26.3	850	26.3
0.2	—	—	1	0.0	—	—
—	—	—	—	—	—	—
100.0	2634	100.0	3277	100.0	3238	100.0
100.0	2634	100.0	3277	100.0	3238	100.0

第18表 市町村民税超過

その4 市町村民税法人税割税率別市町村数

区 分	昭 和 48 年 4			
	大 都 市		都 市	
	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比
標 準 税 率 未 満	—	—	—	—
標 準 税 率	9	90.0	231	36.4
標 準 税 率 を 超 え る も の	1	10.0	401	63.2
不 均 一 課 税	—	—	2	0.3
合 計	10	100.0	634	100.0

その5 固定資産税税率別市町村数

区 分	昭 和 48 年 4			
	大 都 市		都 市	
	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比
標 準 税 率 未 満	—	—	—	—
標 準 税 率	10	100.0	491	77.4
標 準 税 率 を 超 え る も の	—	—	142	22.4
不 均 一 課 税	—	—	1	0.2
合 計	10	100.0	634	100.0

第19表 地 方 税 徴

その1 都道府県

(単位 %)

区 分	現 年 課 税 分		滞 納 繰 越 分	合 計
	現 年 度 分	過 年 度 分		
昭 和 35 年 度	97.3	90.4	42.8	94.2
36	97.2	92.6	49.8	95.0
37	97.3	92.5	54.9	95.4
38	97.4	92.2	56.9	95.6
39	97.2		57.5	95.8
40	96.8		54.7	95.3
41	97.2		52.3	95.5
42	97.4		50.1	95.8
43	97.7		51.2	96.2
44	97.4		51.7	96.1
45	97.5		58.4	96.4
46	97.7		59.4	96.5
47	97.7		57.1	96.6
48	96.8		59.8	95.9

(注) 昭和39年度から現年度分及び過年度分は合わせて現年課税分とされた。

課 税 等 の 状 況 (つづき)

(単位 %)

月 1 日 現 在				昭 和 47 年		比 較	
町 村		計		4 月 1 日 現 在			
団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	増 減	増 減 率
—	—	—	—	—	—	—	—
1 641	62.3	1 881	57.4	1 829	56.5	52	2.8
993	37.7	1 395	42.6	1 408	43.5	△ 13	△ 0.9
—	—	2	0.1	1	0.0	1	100.0
2 634	100.0	3 278	100.0	3 238	100.0	40	1.2

(単位 %)

月 1 日 現 在				昭 和 47 年		比 較	
町 村		計		4 月 1 日 現 在			
団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	増 減	増 減 率
—	—	—	—	—	—	—	—
2 247	85.3	2 748	83.8	2 630	81.2	118	4.5
387	14.7	529	16.1	606	18.7	△ 77	△ 12.7
—	—	1	0.0	2	0.1	△ 1	△ 50.0
2 634	100.0	3 278	100.0	3 238	100.0	40	1.2

収 率 の 推 移

その 2 市 町 村

(単位 %)

区 分	現 年 課 税 分		滞 納 繰 越 分	合 計
	現 年 度 分	過 年 度 分		
昭 和 35 年 度	96.6	86.4	40.8	91.7
36	97.0	86.7	40.4	93.1
37	97.1	86.6	40.9	93.8
38	97.4	84.6	42.5	94.5
39	97.4		42.6	94.9
40	97.5		43.0	95.1
41	97.8		41.2	95.5
42	98.1		41.0	96.0
43	98.2		40.6	96.3
44	98.2		41.4	96.5
45	98.2		43.8	96.7
46	98.3		45.2	97.0
47	98.5		45.9	97.2
48	98.2		45.3	97.2

註 昭 和 39 年 度 从 現 年 度 分 及 び 過 年 度 分 は 合 わ せ て 現 年 課 税 分 と さ れ た。

第20表 国 税 と 地 方

区 分	租 税 総 額						国	
	合 計		直 接 税		間 接 税 等		計	
昭 和 10 年 度	18	100.0	10	55.0	8	45.0	12	100.0
15	50	100.0	34	68.3	16	31.7	42	100.0
34	19 833	100.0	11 527	58.1	8 307	41.9	13 724	100.0
35	25 457	100.0	15 561	61.1	9 896	38.9	18 015	100.0
36	31 342	100.0	19 335	61.7	12 007	38.3	22 277	100.0
37	34 474	100.0	22 124	64.2	12 350	35.8	23 907	100.0
38	39 446	100.0	25 383	64.3	14 063	35.7	27 317	100.0
39	45 588	100.0	29 318	64.3	16 270	35.7	31 592	100.0
40	48 291	100.0	31 429	65.1	16 862	34.9	32 797	100.0
41	54 316	100.0	35 476	65.3	18 840	34.7	36 630	100.0
42	65 463	100.0	43 337	66.2	22 126	33.8	43 968	100.0
43	79 039	100.0	52 810	66.8	26 229	33.2	53 238	100.0
44	95 456	100.0	64 995	68.1	30 461	31.9	64 554	100.0
45	115 261	100.0	80 706	70.0	34 555	30.0	77 754	100.0
46	126 796	100.0	89 876	70.9	36 920	29.1	84 439	100.0
47	154 051	100.0	110 170	71.5	43 881	28.5	104 006	100.0
48	205 391	100.0	154 744	75.3	50 647	24.7	140 478	100.0

註 1 国税は、租税（一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分並びに石炭

2 国税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。

直接税……所得税、法人税、相続税、地租、営業収益税、資本利子税、法
税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦
間接税等…直接税以外の諸税

3 地方税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。

直接税……道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、釧区税、狩猟
税、特別土地保有税、目的税（自動車取得税、軽油引取税、入
漁業権税、軌道税、電話加入権税、電話税、雑種税（一部）、段
車税、荷車税及び金庫税

間接税等…直接税以外の諸税

税の収入状況

(単位 億円・%)

税				地方税					
直接税		間接税等		計	直接税		間接税等		
4	35.0	8	65.0	6	100.0	6	92.9	0	7.1
27	63.9	15	36.1	8	100.0	7	92.0	1	8.0
6 818	49.7	6 906	50.3	6 109	100.0	4 709	77.1	1 401	22.9
9 784	54.3	8 231	45.7	7 442	100.0	5 778	77.6	1 665	22.4
12 277	55.1	10 001	44.9	9 065	100.0	7 058	77.9	2 006	22.1
13 815	57.8	10 092	42.2	10 567	100.0	8 309	78.6	2 258	21.4
15 826	57.9	11 491	42.1	12 129	100.0	9 557	78.8	2 572	21.2
18 467	58.5	13 125	41.5	13 996	100.0	10 851	77.5	3 145	22.5
19 416	59.2	13 381	40.8	15 494	100.0	12 014	77.5	3 481	22.5
21 718	59.3	14 912	40.7	17 686	100.0	13 758	77.8	3 928	22.2
26 624	60.6	17 344	39.4	21 495	100.0	16 713	77.8	4 782	22.2
32 826	61.7	20 412	38.3	25 801	100.0	19 984	77.5	5 817	22.5
41 174	63.8	23 380	36.2	30 902	100.0	23 821	77.1	7 081	22.9
51 344	66.0	26 410	34.0	37 507	100.0	29 362	78.3	8 145	21.7
56 559	67.0	27 880	33.0	42 357	100.0	33 317	78.7	9 040	21.3
70 403	67.7	33 603	32.3	50 045	100.0	39 767	79.5	10 278	20.5
101 609	72.3	38 869	27.7	64 913	100.0	53 135	81.9	11 778	18.1

及び石油対策特別会計分)及び印紙収入のほか専売納付金を含む。

人資本税、鉱区税、鉱産税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当災者特別税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税及び還付税

者税、狩猟免許税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、鉱産湯税を除く)、国税付加税、特別地稅、地租、家屋税、營業税、段別税、電柱税、別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転

第21表 国民所得に対する

区 分	日 本			ア メ リ カ			イ ギ リ	
	国 税	地 方 税	合 計	連 邦 税	州 税 地 方 税 計	合 計	国 税	地 方 税
昭和9~11年度	8.5	4.4	12.9	6.8	11.3	18.1	18.1	4.4
16	13.8	2.5	16.2	12.3	8.2	20.5	28.5	3.3
34	12.4	5.5	18.0	18.6	8.3	27.0	27.8	3.6
35	13.6	5.6	19.2	18.9	8.9	27.8	26.7	3.7
36	14.1	5.8	19.9	18.6	9.2	27.8	27.5	3.7
37	13.5	6.0	19.4	18.7	9.4	28.0	28.7	3.9
38	13.2	5.9	19.1	18.9	9.5	28.4	27.0	4.1
39	13.5	6.0	19.5	17.5	9.6	27.0	26.6	4.1
40	12.6	5.9	18.5	17.5	9.6	27.1	27.9	4.3
41	12.0	5.8	17.8	17.5	9.5	27.0	29.0	4.5
42	12.1	5.9	18.1	17.4	9.8	27.2	31.1	4.6
43	12.4	6.0	18.4	18.7	10.4	29.1	33.3	4.6
44	13.0	6.2	19.2	19.5	10.8	30.3	36.5	4.7
45	13.1	6.3	19.5	17.8	11.3	29.1	37.7	4.7
46	12.8	6.4	19.2	16.5	11.9	28.4	35.0	4.8
47	13.6	6.5	20.2	17.4	12.3	29.7	32.7	4.9
48	15.3	7.1	22.4	16.7	11.9	28.6	30.7	4.7

(注) 1 日本の国税は、租税(一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分並び
2 大蔵省調による。

租税負担率の外国との比較

(単位 %)

ス	西 ド イ ツ			フ ラ ン ス			イ タ リ ア			
	連邦税 州税計	地方税	合 計	国税	県税 市町 村計	合 計	国税	県税 市町 村計	合 計	
22.6	15.8	6.3	22.1	18.5	
31.8	33.1	
31.4	26.1	4.5	30.6	25.1	3.8	28.7	20.7	2.9	23.5	
30.4	25.0	4.1	29.0	24.3	3.7	28.0	20.0	2.7	22.7	
31.2	24.6	4.1	30.4	24.5	3.8	28.3	19.4	2.9	22.3	
32.6	27.1	4.0	31.1	24.2	3.9	28.0	21.0	2.7	23.6	
31.1	26.8	3.9	30.8	24.5	3.9	28.4	19.6	2.7	22.4	
30.7	26.8	3.9	30.6	25.4	4.1	29.5	21.1	2.7	23.8	
32.2	26.0	3.7	29.7	25.4	4.1	29.6	20.9	2.7	23.6	
33.5	26.1	3.7	29.8	25.2	4.3	29.5	21.6	2.7	24.4	
35.7	26.7	3.7	30.5	24.9	4.0	29.0	21.9	2.6	24.6	
37.9	25.7	3.5	29.2	23.8	2.9	26.7	22.0	2.6	24.6	
41.2	27.4	4.1	31.5	26.1	2.9	29.0	21.1	2.6	23.7	
42.4	25.6	3.5	29.1	25.4	2.7	28.1	21.1	2.4	23.5	
39.8	25.9	3.7	29.6	24.7	2.7	27.4	21.1	2.4	23.5	
37.6	27.0	4.1	31.1	25.3	2.7	28.0	20.3	2.6	22.9	
35.3	27.3	4.2	31.5	25.0	3.0	28.0	19.8	1.5	21.4	

に石炭及び石油対策特別会計分)及び印紙収入のほか専売納付金を含む。

第22表 地 方 譲 与

その1 交付の状況

区 分	昭 和 48 年 度		
	都 道 府 県	市 町 村	計 (A)
地方道路譲与税	109 891	10 040	119 931
石油ガス譲与税	11 359	1 796	13 155
特別とん譲与税	171	8 050	8 221
自動車重量譲与税	—	36 391	36 391
航空機燃料譲与税	185	1 775	1 960
合 計	121 606	58 052	179 658

その2 収入超過団体に対する譲与制限の状況

区 分	あ ん 分 額		
	道路の延長分	道路の面積分	計 (A)
収 入 超 過 団 体			
東 京 都	3 956	3 091	7 047
神 奈 川 県	923	928	1 851
愛 知 県	1 744	1 572	3 316
大 阪 府	1 537	1 686	3 223
小 計	8 160	7 277	15 437
その他道府県及び大都市	51 963	52 846	104 809
総 計	60 123	60 123	120 246

(註) 1 地方道路譲与税は、毎年4月1日現在における都道府県及び大都市の区域(及び都道府県道の延長をあん分して譲与される。この場合、地方道路譲与税の額のする。

2 収入超過団体は、前年度の基準財政収入額が基準財政需要額を超える団体によって算定した額の3分の2に相当する額を超える場合は、当該3分の2に相

税 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度			比 較	
都 道 府 県	市 町 村	計 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
99 458	9 233	108 691	11 240	10.3
11 095	1 914	13 009	146	1.1
157	7 162	7 319	902	12.3
—	33 995	33 995	2 396	7.0
107	793	900	1 060	117.8
110 817	53 097	163 914	15 744	9.6

(単位 百万円)

控 除 額 (B)	再 譲 与 額 (C)	法 調 第 5 条 の 額 (D)	地 方 道 路 譲 与 税 (A)-(B)+(C)+(D)
6 262	—	—	785
1 397	—	—	454
2 254	—	—	1 062
2 731	—	—	492
12 644	—	—	2 793
—	12 644	△ 315	117 138
12 644	12 644	△ 315	119 931

都市を包括する道府県においては当該大都市を除いた区域内に存する一般国道及2分の1の額を道路の延長で、他の2分の1の額を道路の面積でそれぞれあん分

あり、その控除額は、その超える額の10分の2に相当する額(この額があん分に当する額)である。

第23表 地方交付

その1 配分状況

区 分	昭 和 48 年			
	普 通 交 付 税		特 別 交 付 税	
	交 付 額	構 成 比	交 付 額	構 成 比
都 道 府 県	1 512 261	51.3	56 209	30.8
市 町 村	1 437 006	48.7	126 372	69.2
大 都 市	119 992	4.1	7 194	3.9
都 市	559 078	19.0	56 965	31.2
町 村	757 936	25.7	62 213	34.1
合 計	2 949 267	100.0	182 581	100.0

註 昭和48年4月2日以降昭和49年3月31日までに合併が行われた団体について区分されている。以下、第23表において同じ。

その2 算定基礎

区 分	昭 和 48 年	
	当 初	補 正
国 税 三 税 (A)	8 506 900	1 325 000
所 得 税	4 241 900	555 000
法 人 税	3 538 400	705 000
酒 税	726 600	65 000
(A) × 32.0%	2 722 208	424 000
精 算 分	28 940	—
47 年 度 特 例 措 置 分	—	—
48 年 度 特 例 措 置 分	30 000	—
臨 時 沖 繩 特 別 交 付 金	38 800	—
小 計 (B)	2 819 948	424 000
臨 時 地 方 特 例 交 付 金 (C)	—	—
借 入 金 (D)	95 000	△ 95 000
返 還 金 (E)	△ 7 500	△ 104 600
合 計 (B)+(C)+(D)+(E) (F)	2 907 448	224 400

税 の 状 況

(単位 百万円・%)

度		昭 和 47 年 度		比 較	
計		地 方 交 付 税		増 減 額	増 減 率
交 付 額(A)	構 成 比	交 付 額(B)	構 成 比	(A)-(B) (C)	(C)/(B)×100
1 568 470	50.1	1 329 616	52.1	238 854	18.0
1 563 378	49.9	1 223 379	47.9	339 999	27.8
127 186	4.1	96 973	3.8	30 213	31.2
616 043	19.7	471 837	18.5	144 206	30.6
820 149	26.2	654 569	25.6	165 580	25.3
3 131 848	100.0	2 552 995	100.0	578 853	22.7

いては、普通交付税は合併前のそれぞれの市町村に、特別交付税は合併後の市町村に

(単位 百万円・%)

度	昭 和 47 年 度		比 較		
	最 終 (a)	当 初	最 終 (b)	増 減 額	増 減 率
				(a)-(b) (c)	(c)/(b)×100
9 831 900	6 706 700	6 911 700	2 920 200	42.3	
4 796 900	3 401 400	3 401 400	1 395 500	41.0	
4 243 400	2 591 700	2 796 700	1 446 700	51.7	
791 600	713 600	713 600	78 000	10.9	
3 146 208	2 146 144	2 211 744	934 464	42.3	
28 940	19 251	19 251	9 689	50.3	
—	30 000	30 000	△ 30 000	皆減	
30 000	—	—	30 000	皆増	
38 800	36 500	36 500	2 300	6.3	
3 243 948	2 231 895	2 297 495	946 453	41.2	
—	105 000	105 000	△ 105 000	皆減	
0	160 000	153 500	△ 153 500	皆減	
△ 112 100	△ 3 000	△ 3 000	△ 109 100	3 636.7	
3 131 848	2 493 895	2 552 995	578 853	22.7	

第23表 地 方 交 付

その3 普通交付税算定状況

区 分	基 準 財 政 需 要 額		
	財源不足団体	財源超過団体	計
都 道 府 県	2 977 268	920 605	3 897 873
市 町 都 市 市 村	2 976 883	482 522	3 459 405
大 都 市 都	530 457	352 353	882 811
大 都 町	1 421 981	121 177	1 543 158
合 計	1 024 445	8 992	1 033 437
	5 954 152	1 403 127	7 357 278

- (注) 1 市町村分については、一般算定団体と合併算定替団体とを単純に合算したも
 2 特別区については、地方交付税法第21条(都等の特例)の規定に基づき東京として算入した。

その4 基準財政需要額及び基準財政収入額の状況

区 分	昭 和 48 年 度			昭 和 基 準 財 政 需 要 額 (C)
	基 準 財 政 需 要 額 (A)	基 準 財 政 収 入 額 (B)	比 率 (B)/(A)×100	
都 道 府 県	3 897 873	2 577 941	66.1	3 133 806
市 町 都 市 市 村	3 459 405	2 013 123	58.2	2 759 533
大 都 市 都	882 811	718 386	81.4	719 563
大 都 町	1 543 158	1 015 109	65.8	1 202 451
合 計	1 033 437	279 628	27.1	837 519
	7 357 278	4 591 064	62.4	5 893 339

その5 交付・不交付団体の状況

区 分	昭 和 48 年 度					
	交 付		不 交 付		計	
都 道 府 県	43	91.5	4	8.5	47	100.0
市 町 都 市 市 村	3 233	98.6	45	1.4	3 278	100.0
大 都 市 都	9	90.0	1	10.0	10	100.0
大 都 町	607	95.7	27	4.3	634	100.0
合 計	2 617	99.4	17	0.6	2 634	100.0
	3 276	98.5	49	1.5	3 325	100.0

- (注) 1 都道府県の不交付団体は、東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府である。
 2 特別区は不交付団体として大都市に含めた(23区を1団体としている。)

税 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円)

基準財政収入額			財 源 超 過 額	財 源 不 足 額	普 通 交 付 税 額
財 源 不 足 団 体	財 源 超 過 団 体	計			
1 465 007	1 112 934	2 577 941	192 329	1 512 261	1 512 261
1 539 877	473 246	2 013 123	△ 9 277	1 437 006	1 437 006
410 465	307 920	718 386	△ 44 433	119 992	119 992
862 904	152 205	1 015 109	31 029	559 078	559 078
266 508	13 120	279 628	4 128	757 936	757 936
3 004 884	1 586 180	4 591 064	183 053	2 949 267	2 949 267

のである。

都と合算した場合、財源超過となるので、単独では財源不足となるが財源超過団体と

(単位 百万円・%)

47 年 度		比 較			
基準財政 収入 (D)	比 率 (D)/(C)×100	基準財政需要額		基準財政収入額	
		増 減 額 (A)-(C)	増 減 率 (E)/(C)×100	増 減 額 (B)-(D)	増 減 率 (F)/(D)×100
1 998 690	63.8	764 067	24.4	579 251	29.0
1 625 124	58.9	699 872	25.4	387 999	23.9
586 116	81.5	163 248	22.7	132 270	22.6
804 936	66.9	340 707	28.3	210 173	26.1
234 072	27.9	195 918	23.4	45 556	19.5
3 623 814	61.5	1 463 939	24.8	967 250	26.7

(単位 %)

昭 和 47 年 度					比 較				
交 付	不 交 付	計	交 付		不 交 付				
			増減数	増減率	増減数	増減率			
43	91.5	4	8.5	47	100.0	0	—	0	—
3 246	98.6	46	1.4	3 292	100.0	△ 13	△ 0.4	△ 1	△ 2.2
9	90.0	1	10.0	10	100.0	0	—	0	—
599	96.0	25	4.0	624	100.0	8	1.3	2	8.0
2 638	99.2	20	0.8	2 658	100.0	△ 21	△ 0.8	△ 3	△ 15.0
3 289	98.5	50	1.5	3 339	100.0	△ 13	△ 0.4	△ 1	△ 2.0

第 24 表 一 般 財

その 1 総 括

区 分	昭 和 48 年 度		
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額
地 方 税	3 801 344	2 689 943	6 491 286
地 方 譲 与 税	121 606	58 052	179 658
地 方 交 付 税	1 568 470	1 563 378	3 131 848
軽油引取税交付金	—	19 461	—
娯楽施設利用税交付金	—	11 105	—
自動車取得税交付金	—	73 046	—
小 計 (一般財源)	5 491 420	4 414 985	9 802 793
そ の 他 の 財 源	4 785 741	4 447 135	8 414 293
歳 入 合 計	10 277 161	8 862 120	18 217 086

その 2 大 都 市

区 分	決 算		
	昭 和 48 年 度		昭 和 47 年
地 方 税	581 431	33.1	459 833
地 方 譲 与 税	18 340	1.2	17 171
地 方 交 付 税	127 186	8.3	96 973
軽油引取税交付金	19 461	1.3	16 789
娯楽施設利用税交付金	785	0.1	401
自動車取得税交付金	10 954	0.7	9 878
小 計 (一般財源)	758 157	49.7	601 045
そ の 他 の 財 源	766 118	50.3	640 193
歳 入 合 計	1 524 275	100.0	1 241 238

源 の 状 況

(単位 百万円)

昭 和 47 年 度			増 減 額		
都道府県	市 町 村	純 計 額	都道府県	市 町 村	純 計 額
2 871 268	2 133 214	5 004 482	930 076	556 729	1 486 804
110 817	53 097	163 914	10 789	4 955	15 744
1 329 616	1 223 379	2 552 995	238 854	339 999	578 853
—	16 789	—	—	2 672	—
—	5 397	—	—	5 708	—
—	63 463	—	—	9 583	—
4 311 701	3 495 339	7 721 391	1 179 719	919 646	2 081 402
4 509 347	3 542 148	7 369 311	276 394	904 987	1 044 982
8 821 048	7 037 487	15 090 702	1 456 113	1 824 633	3 126 384

(単位 百万円・%)

額 度	比 較			
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
37.0	121 598	43.0	26.4	42.4
1.4	1 169	0.4	6.8	52.2
7.8	30 213	10.7	31.2	63.1
1.4	2 672	0.9	15.9	26.2
0.0	384	0.1	95.8	82.3
0.8	1 076	0.4	10.9	36.9
48.4	157 112	55.5	26.1	45.0
51.6	125 925	44.5	19.7	53.1
100.0	283 037	100.0	22.8	49.1

第24表 一 般 財

その3 都 市

区 分	決 算		
	昭 和 48 年 度		昭 和 47 年
地 方 税	1 534 480	35.1	1 197 794
地 方 譲 与 税	22 881	0.5	20 395
地 方 交 付 税	616 442	14.1	478 139
娯 楽 施 設 利 用 税 交 付 金	5 990	0.1	3 002
自 動 車 取 得 税 交 付 金	32 791	0.8	28 778
小 計 (一般財源)	2 212 585	50.7	1 728 108
そ の 他 の 財 源	2 154 716	49.3	1 730 797
歳 入 合 計	4 367 301	100.0	3 458 905

(1) 中 都 市

区 分	決 算		
	昭 和 48 年 度		昭 和 47 年
地 方 税	987 664	40.5	768 400
地 方 譲 与 税	12 960	0.5	11 332
地 方 交 付 税	220 805	9.1	166 934
娯 楽 施 設 利 用 税 交 付 金	2 709	0.1	1 326
自 動 車 取 得 税 交 付 金	17 196	0.7	15 167
小 計 (一般財源)	1 241 334	51.0	963 159
そ の 他 の 財 源	1 194 659	49.0	962 196
歳 入 合 計	2 435 993	100.0	1 925 355

源 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

額 度	比 較			
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
34.6	336 686	37.1	28.1	15.0
0.6	2 486	0.3	12.2	192.1
13.8	138 303	15.2	28.9	20.5
0.1	2 988	0.3	99.5	50.0
0.8	4 013	0.4	13.9	17.7
50.0	484 477	53.3	28.0	17.4
50.0	423 919	46.7	24.5	21.1
100.0	908 396	100.0	26.3	19.2

(単位 百万円・%)

額 度	比 較			
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
39.9	219 264	42.9	28.5	9.8
0.6	1 628	0.3	14.4	152.0
8.7	53 871	10.5	32.3	13.4
0.0	1 383	0.3	104.3	39.4
0.8	2 029	0.4	13.4	11.8
50.0	278 175	54.5	28.9	11.2
50.0	232 463	45.5	24.2	12.7
100.0	510 638	100.0	26.5	12.0

第24表 一 般 財

(2) 小 都 市

区 分	決 算		
	昭 和 48 年 度		昭 和 47 年
地 方 税	546 816	28.3	429 393
地 方 譲 与 税	9 920	0.5	9 063
地 方 交 付 税	395 637	20.5	311 205
娯楽施設利用税交付金	3 281	0.2	1 677
自動車取得税交付金	15 596	0.8	13 611
小 計(一般財源)	971 250	50.3	764 949
そ の 他 の 財 源	960 058	49.7	768 601
歳 入 合 計	1 931 308	100.0	1 533 550

その4 町 村

区 分	決 算		
	昭 和 48 年 度		昭 和 47 年
地 方 税	387 363	16.1	309 006
地 方 譲 与 税	15 134	0.6	13 925
地 方 交 付 税	819 750	34.1	648 267
娯楽施設利用税交付金	4 330	0.2	1 994
自動車取得税交付金	22 941	1.0	19 958
小 計(一般財源)	1 249 518	51.9	993 150
そ の 他 の 財 源	1 156 467	48.1	904 116
歳 入 合 計	2 405 985	100.0	1 897 266

源 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

額 度	比 較			
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
28.0	117 423	29.5	27.3	25.5
0.6	857	0.2	9.5	264.4
20.3	84 432	21.2	27.1	24.7
0.1	1 604	0.4	95.6	59.6
0.9	1 985	0.5	14.6	25.1
49.9	206 301	51.9	27.0	26.2
50.1	191 457	48.1	24.9	33.5
100.0	397 758	100.0	25.9	29.8

(単位 百万円・%)

額 度	比 較			
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
16.3	78 357	15.4	25.4	15.2
0.7	1 209	0.2	8.7	331.5
34.2	171 483	33.7	26.5	18.2
0.1	2 336	0.5	117.2	46.8
1.1	2 983	0.6	14.9	20.3
52.3	256 368	50.4	25.8	18.5
47.7	252 351	49.6	27.9	33.6
100.0	508 719	100.0	26.8	25.3

第24表 一 般 財

その5 特 別 区

区 分	決 算		
	昭 和 48 年 度		昭 和 47
地 方 税 金	186 668	40.3	166 581
地 方 譲 与 税	1 697	0.4	1 605
地 方 交 付 金	—	—	—
地 方 取 得 税 (一 般 財 源)	6 360	1.4	4 849
地 方 其 他 の 財 源	194 725	42.1	173 035
そ の 他	267 912	57.9	197 580
歳 入 合 計	462 637	100.0	370 615

第25表 一 般 財

その1 純 計

区 分	地 方 税			地 方 譲 与 税			地 方
	決 算 額	指 数	対 前 年 度 増 減 率	決 算 額	指 数	対 前 年 度 増 減 率	決 算 額
昭和36年度	906 475	100	21.8	45 449	100	25.7	401 704
42	2 149 522	237	21.5	69 158	152	16.8	947 020
43	2 580 128	285	20.0	79 586	175	15.1	1 125 508
44	3 090 179	341	19.8	93 065	205	16.9	1 460 845
45	3 750 668	414	21.4	108 687	239	16.8	1 798 248
46	4 235 746	467	12.9	125 771	277	15.7	2 101 423
47	5 004 482	552	18.1	163 914	361	30.3	2 552 995
48	6 491 286	716	29.7	179 658	395	9.6	3 131 848

その2 都 道 府 県

区 分	地 方 税			地 方 譲 与 税			地 方
	決 算 額	指 数	対 前 年 度 増 減 率	決 算 額	指 数	対 前 年 度 増 減 率	決 算 額
昭和36年度	497 725	100	26.1	43 939	100	25.7	267 744
42	1 219 928	245	23.6	62 834	143	16.7	592 968
43	1 515 510	304	24.2	72 193	164	14.9	683 741
44	1 854 498	373	22.4	81 369	185	12.7	829 934
45	2 265 873	455	22.2	94 953	216	16.7	963 166
46	2 461 479	495	8.6	103 930	237	9.5	1 096 770
47	2 871 268	577	16.6	110 817	252	6.6	1 329 616
48	3 801 344	764	32.4	121 606	277	9.7	1 568 470

源 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

額 年 度	比 較			
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
44.9	20 087	21.8	12.1	18.1
0.4	92	0.1	5.7	365.2
—	—	—	—	—
1.3	1 511	1.6	31.2	△ 1.2
46.7	21 690	23.6	12.5	18.3
53.3	70 332	76.4	35.6	28.2
100.0	92 022	100.0	24.8	23.3

源 の 推 移

(単位 百万円・%)

交 付 税		臨時地方財政(特例)交付金			合 計		
指 数	対前年度 増 減 率	決 算 額	指 数	対前年度 増 減 率	決 算 額	指 数	対前年度 増 減 率
100	29.2	—	—	—	1 353 628	100	24.0
236	21.8	11 998	—	△ 74.2	3 177 698	235	19.8
280	18.8	—	—	皆減	3 785 222	280	19.1
364	29.8	—	—	—	4 644 089	343	22.7
448	23.1	—	—	—	5 657 603	418	21.8
523	16.9	—	—	—	6 462 940	477	14.2
636	21.5	—	—	—	7 721 391	570	19.5
780	22.7	—	—	—	9 802 793	724	27.0

(単位 百万円・%)

交 付 税		臨時地方財政(特例)交付金			合 計		
指 数	対前年度 増 減 率	決 算 額	指 数	対前年度 増 減 率	決 算 額	指 数	対前年度 増 減 率
100	26.8	—	—	—	809 408	100	26.3
221	21.9	9 500	—	△ 61.8	1 885 230	233	21.5
255	15.3	—	—	皆減	2 271 444	281	20.5
310	21.4	—	—	—	2 765 801	342	21.8
360	16.1	—	—	—	3 323 992	411	20.2
410	13.9	—	—	—	3 662 179	452	10.2
497	21.2	—	—	—	4 311 701	533	17.7
586	18.0	—	—	—	5 491 420	678	27.4

第25表 一 般 財

その3 市 町 村

区 分	地 方 税			地 方 譲 与 税		
	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率
昭和36年度	408 750	100	16.9	1 510	100	23.8
42	929 594	227	18.9	6 324	419	18.3
43	1 064 617	260	14.5	7 394	490	16.9
44	1 235 681	302	16.1	11 696	775	58.2
45	1 484 795	363	20.2	13 734	910	17.4
46	1 774 267	434	19.5	21 840	1 446	59.0
47	2 133 214	522	20.2	53 097	3 516	143.1
48	2 689 943	658	26.1	58 052	3 845	9.3

区 分	娯楽施設利用税交付金			自動車取得税交付金		
	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率
昭和36年度	—	—	—	—	—	—
42	1 307	—	67.1	—	—	—
43	1 454	—	11.2	28 808	—	皆増
44	1 604	—	10.3	48 870	—	69.6
45	1 850	—	15.3	53 380	—	9.2
46	3 580	—	93.5	53 157	—	△ 0.4
47	5 397	—	50.8	63 463	—	19.4
48	11 105	—	105.8	73 046	—	15.1

源 の 推 移 (つづき)

(単位 百万円・%)

地 方 交 付 税			軽油引取税交付金		
決 算 額	指 数	対前年度率 増減	決 算 額	指 数	対前年度率 増減
133 960	100	34.2	1 501	100	58.0
354 052	264	21.8	7 634	509	25.2
441 767	330	24.8	9 158	610	20.0
630 911	471	42.8	10 901	726	19.0
835 082	623	32.4	12 321	821	13.0
1 004 654	750	20.3	13 306	886	8.0
1 223 379	913	21.8	16 789	1 119	26.2
1 563 378	1 167	27.8	19 461	1 297	15.9
臨時地方財政(特例)交付金			合 計		
決 算 額	指 数	対前年度率 増減	決 算 額	指 数	対前年度率 増減
—	—	—	545 721	100	20.8
2 498	—	△ 88.4	1 301 409	238	17.6
—	—	皆減	1 553 198	285	19.3
—	—	—	1 939 663	355	24.9
—	—	—	2 401 162	440	23.8
—	—	—	2 870 804	526	19.6
—	—	—	3 495 339	640	21.8
—	—	—	4 414 985	809	26.3

第26表 昭和48年度一般財源の

その1 都道府県

グループ	区分	地方税		地方交付税		一般財源		
		人口1人 当たり額	歳入構成比	人口1人 当たり額	歳入構成比	人口1人 当たり額	歳入構成比	
A	神奈川県 愛大(平)	川 県	35 040	58.9	—	—	35 143	59.1
		知 府	43 361	58.7	—	—	43 613	59.0
		阪 府	45 388	61.5	—	—	45 486	61.6
		大 府	41 612	59.9	—	—	41 757	60.2
		静 府	35 381	45.1	2 833	3.6	39 362	50.2
B	東京都 京埼兵 広千福 橋群岡 岐三茨 滋山(平)	岡 府	34 330	50.6	4 243	6.3	39 322	58.0
		都 府	25 290	47.4	3 252	6.1	29 370	55.0
		玉 府	30 513	43.4	5 988	8.5	37 374	53.2
		庫 府	32 073	39.9	7 867	9.8	41 313	51.3
		島 府	25 577	38.6	6 254	9.4	32 711	49.3
		葉 府	25 214	34.6	12 799	17.5	38 682	53.0
		岡 府	28 708	33.2	14 114	16.3	44 275	51.2
		木 府	25 630	31.3	15 333	18.7	42 326	51.7
		馬 府	27 499	28.6	17 204	17.9	46 407	48.3
		山 府	26 618	29.5	17 014	18.9	45 544	50.5
C	三重県 岐山(平) 宮石富 香長和 北奈(平)	重 府	27 394	29.3	17 991	19.2	47 023	50.2
		岐 府	24 572	28.0	15 019	17.1	40 921	46.7
		山 府	30 754	25.4	20 365	16.8	52 741	43.5
		宮 府	27 393	27.8	20 375	20.7	49 463	50.1
		石 府	28 385	36.8	9 915	12.9	39 438	51.2
		富 府	24 690	28.7	18 841	21.9	44 909	52.2
		香 府	29 573	25.2	24 335	20.7	55 619	47.4
		長 府	28 536	24.7	25 340	21.9	55 790	48.3
		和 府	27 488	29.2	22 614	24.0	51 461	54.6
		北 府	24 061	24.6	22 483	23.0	48 258	49.4
	奈 府	25 038	23.7	26 098	24.7	52 819	49.9	
	海 府	24 464	22.9	23 671	22.1	50 219	47.0	
	良 府	20 048	22.2	22 720	25.1	44 125	48.8	
	奈 府	25 038	24.5	23 085	22.6	49 892	48.8	

(注) 1 グループの分類については、図表「第17図その1」を参照すること。

2 東京都については、他の道府県と行政機能が異なり、また、地方税のうちに都が徴収した市町村税年の平均の財政力指数が算出できないことにより、それぞれ別掲とし、総平均には含めていない。

3 地方税の額は、娯楽施設利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金及び特別区財政割

その2 市町村

(1) 類型区分の状況

ア 都市

人口	産業構造 類型	Ⅱ次、Ⅲ次 70%以上		Ⅱ次、Ⅲ次50% 以上70%未満		Ⅱ次、Ⅲ次30%以 上50%未満		Ⅱ次、Ⅲ次30%未 満	
		Ⅲ次40% 以上	Ⅲ次40% 未満	Ⅲ次40% 以上	Ⅲ次40% 未満	Ⅲ次40% 以上	Ⅲ次40% 未満	Ⅲ次40% 以上	Ⅲ次40% 未満
30 000人未満 人以上	0	0—5	0—4	0—3	0—2	0—1	※	※	※
30 000 ~ 55 000	I	I—5	I—4	I—3	I—2	I—1	※	※	※
55 000 ~ 80 000	II	II—5	II—4	II—3	II—2	※	※	※	※
80 000 ~ 130 000	III	III—5	III—4	III—3	※	※	※	※	※
130 000 ~ 230 000	IV	IV—5	IV—4	IV—3	※	※	※	※	※
230 000 ~ 430 000	V	V—5	V—4	※	※	※	※	※	※
430 000人以上	VI	VI—5	※	※	※	※	※	※	※

人口1人当たり額の状況

(単位 円・%)

グループ	区分	地方税		地方交付税		一般財源	
		人口1人 当たり額	歳入構成比	人口1人 当たり額	歳入構成比	人口1人 当たり額	歳入構成比
D	福井県	27 733	20.5	34 248	25.3	64 057	47.2
	新潟県	20 687	21.6	25 316	26.5	47 582	49.8
	新潟県	22 857	20.6	27 655	24.9	52 258	47.0
	新潟県	18 675	18.5	29 579	29.2	50 468	49.9
	新潟県	19 358	16.9	32 189	28.1	53 543	46.7
	新潟県	19 993	17.3	35 422	30.6	56 982	49.2
	新潟県	21 212	19.4	29 628	27.1	52 712	48.2
	新潟県	15 182	13.9	29 460	27.0	45 995	42.2
	新潟県	15 498	14.2	29 907	27.5	47 232	43.4
	新潟県	16 811	14.1	35 443	29.6	54 317	45.4
E	山形県	16 318	14.3	36 627	32.2	55 070	48.4
	山形県	18 340	12.4	42 930	29.1	64 101	43.4
	山形県	18 692	14.2	39 194	29.8	59 851	45.6
	山形県	14 659	14.0	33 138	31.7	49 519	47.4
	山形県	15 844	12.9	37 435	30.4	54 783	44.5
	山形県	19 037	13.0	46 078	31.5	67 436	46.1
	山形県	14 874	13.0	37 996	33.1	55 104	48.0
	山形県	15 882	13.0	38 896	31.9	56 758	46.5
	山形県	14 408	12.9	35 610	31.9	52 073	46.7
	山形県	16 102	9.6	48 334	29.0	67 495	40.4
	島根県	15 900	13.3	36 382	30.3	54 290	45.2
	総平均	27 993	31.5	15 737	17.7	44 961	50.6
	東京都	76 195	64.8	—	—	76 340	65.0
	東京都	12 108	11.8	37 353	36.3	49 868	48.4

相当額が含まれていることにより及び沖繩県については、昭和47年度の会計年度が他団体と異なるうえ、3か
 整交付金として市町村及び特別区に交付する額を除いたものである。

イ 町 村

産業構造 類 型	Ⅱ次、Ⅲ次		Ⅱ次、Ⅲ次		Ⅱ次、Ⅲ次		Ⅱ次、Ⅲ次	
	70%以上		50%以上 70%未満		30%以上 50%未満		10%以上 30%未満	
	4	3	2	1	0	※		
3000人未満 人以上	0	0	0	0	0	※		
5000人未満 ～ 5000	I	I	I	I	I	※		
8000人未満 ～ 8000	II	II	II	II	II	※		
13000人未満 ～ 13000	III	III	III	III	III	※		
18000人未満 ～ 18000	IV	IV	IV	IV	IV	※		
23000人未満 ～ 23000	V	V	V	V	V	※		
28000人未満 ～ 28000	VI	VI	VI	VI	VI	※		
33000人未満 ～ 33000	VII	VII	VII	VII	VII	※		
33000人以上	VIII	VIII	※	※	※	※		

脚 1 人口及び産業構造は昭和45年国勢調査による。

2 ※印は該当の都市又は町村がない。

第26表 昭和48年度一般財源

(2) 都 市

(単位 円・%)

類 型	地 方 税		地 方 交 付 税		一 般 財 源	
	人口1人 当たり額	歳 構 成 入 比	人口1人 当たり額	歳 構 成 入 比	人口1人 当たり額	歳 構 成 入 比
I - 1	10 973	13.4	30 372	37.0	42 659	52.0
I - 2	16 087	21.9	21 524	29.3	38 746	52.7
I - 3	15 879	21.0	21 277	28.2	38 204	50.6
I - 4	22 936	32.9	13 961	20.0	38 103	54.7
I - 5	19 538	26.0	17 702	24.1	38 553	52.4
II - 2	16 090	24.4	18 724	28.4	35 751	54.2
II - 3	15 854	22.8	21 783	31.4	38 811	55.9
II - 4	23 736	36.3	10 269	15.7	35 256	53.9
II - 5	21 846	30.3	12 956	18.0	36 037	50.0
III - 3	14 411	18.5	21 664	27.7	37 363	47.9
III - 4	23 193	34.4	9 617	14.3	34 035	50.5
III - 5	24 677	37.2	9 378	14.1	35 062	52.8
IV - 4	22 952	35.5	6 973	10.8	31 089	48.0
IV - 5	28 082	40.7	6 594	9.6	35 672	51.7
V - 5	27 645	39.1	6 073	8.6	34 765	49.1

の人口1人当たり額の状況(つづき)

(3) 町 村

(単位 円・%)

類 型	地 方 税		地 方 交 付 税		一 般 財 源	
	人口1人 当たり額	歳 構 成 比	人口1人 当たり額	歳 構 成 比	人口1人 当たり額	歳 構 成 比
I — 1	8 933	7.6	57 962	49.1	68 959	58.5
I — 2	10 293	8.0	53 786	42.0	66 388	51.8
I — 3	13 133	11.6	44 309	39.1	59 049	52.2
I — 4	15 930	14.3	50 531	45.4	67 769	60.8
II — 1	8 733	9.0	42 482	43.8	53 497	55.2
II — 2	10 342	10.3	40 801	40.6	52 787	52.5
II — 3	12 585	12.9	37 155	38.1	51 457	52.8
II — 4	14 746	16.5	30 691	34.4	46 743	52.4
III — 1	7 564	8.6	41 316	46.7	50 406	57.0
III — 2	9 807	11.3	35 281	40.6	46 673	53.7
III — 3	14 815	17.8	27 689	33.3	43 992	52.9
III — 4	18 451	20.8	22 763	25.6	42 535	47.9
IV — 1	7 039	10.1	33 940	48.9	42 135	60.7
IV — 2	10 107	12.9	31 815	40.6	43 576	55.6
IV — 3	12 864	18.0	23 663	33.2	37 957	53.2
IV — 4	19 703	26.1	17 988	23.8	38 882	51.5
V — 1	—	—	—	—	—	—
V — 2	10 019	14.0	29 214	40.9	40 814	57.1
V — 3	13 567	19.8	23 005	33.5	37 968	55.3
V — 4	22 214	29.7	15 457	20.7	39 395	52.7
VI — 1	—	—	—	—	—	—
VI — 2	11 521	17.4	26 027	39.4	39 293	59.5
VI — 3	13 132	18.7	22 874	32.6	37 409	53.3
VI — 4	18 565	27.1	15 323	22.4	35 611	52.0
VII — 3	17 818	25.9	19 325	28.1	38 852	56.6
VII — 4	20 441	33.6	12 427	20.5	33 848	55.7

第27表 国 ・ 県 支

その1 国庫支出金の状況

区 分	昭 和 48 年 度				
	都 道 府 県	市 町 村	純 計		
養 費	782 234	30.2	11 002	0.9	793 236
生 活 保 護 費	102 531	4.0	255 332	21.9	357 863
児 童 保 護 費	44 681	1.7	102 944	8.8	147 625
精 神 衛 生 費	39 108	1.5	11 231	1.0	50 339
老 人 保 護 費	48 647	1.9	—	—	48 647
通 信 費	15 482	0.6	80 540	6.9	96 022
精 神 衛 生 費	1 138 926	44.0	470 327	40.4	1 609 252
老 人 保 護 費	169 067	6.5	43 597	3.7	212 664
通 信 費	17 968	0.7	32 137	2.8	50 106
老 人 保 護 費	22 417	0.9	21 330	1.8	43 747
通 信 費	1 597	0.1	1 790	0.2	3 386
老 人 保 護 費	20 820	0.8	19 540	1.7	40 361
通 信 費	3 989	0.2	1 648	0.1	5 637
老 人 保 護 費	204 954	7.9	135 056	11.6	340 010
合 計	2 590 014	100.0	1 165 145	100.0	3 755 159

(注) 上記のほか、国有提供施設等所在市町村助成交付金が昭和48年度7310百万

その2 公共事業に係る国庫負担の引上額の状況 (単位 百万円)

区 分	後 進 地 域 特 例 制 度		
	昭 和 48 年 度	昭 和 49 年 度 (見 込)	増 減 額
道 県 補 助 事 業	54 644	56 656	2 012
直 轄 事 業	28 654	26 342	△ 2 312
計	83 298	82 998	△ 300

(注) 引上額は、事業年度による国庫負担の引上額である。

その3 昭和48年度における新産業都市等に対する国の財政援助の状況

(単位 百万円)

区 分	都 道 府 県		市 町 村
	地 方 債	利 子 補 給 額	か さ 上 げ 額
新 産 ・ 工 特 特 別 措 置	(14 599) 20 970	2 712	10 133
産 炭 地 域 特 特 別 措 置	(3 412) 4 981	470	4 004
首 都 圏 ・ 近 畿 圏 ・ 中 部 圏 特 特 別 措 置	(16 645) 23 540	703	13 385

(注) 1 地方債欄の()書きは、かさ上げ分を内書きしたものである。

2 利子補給額は、昭和47年度発行分までに係るものである。

3 かさ上げ額は、昭和47年度事業に係る精算交付額である。

出金の状況

(単位 百万円・%)

額	昭和47年度額		比較				
	純額	計額	増	減	額	増減率	前年度増減率
21.1	654 557	19.6		138 679	34.0	21.2	17.0
9.5	312 745	9.8		45 118	11.1	14.4	25.2
3.9	115 938	3.5		31 687	7.8	27.3	34.3
1.3	53 552	1.6	△	3 213	0.8	△ 6.0	27.0
1.3	45 829	1.4		2 818	0.7	6.1	27.3
2.6	32 855	1.0		63 167	15.5	192.3	43.8
42.9	1 547 381	46.2		61 881	15.2	4.0	31.3
5.7	249 648	7.5	△	36 984	9.1	△ 14.8	111.2
1.3	43 941	1.3		6 165	1.5	14.0	0.7
1.2	49 896	1.5	△	6 149	1.5	△ 12.3	34.1
0.1	9 835	0.3	△	6 449	1.6	△ 65.6	87.9
1.1	40 061	1.2		300	0.1	0.7	25.3
0.2	4 652	0.1		985	0.2	21.2	27.1
9.1	236 352	7.0		103 658	25.4	43.9	38.6
100.0	3 347 346	100.0		407 813	100.0	12.2	31.4

円、昭和47年度6 009百万円ある。

その4 都道府県支出金の状況

(単位 百万円・%)

区分	決算額			決算額比		増減額比		対前年度増減率	
	昭和48年度	昭和47年度	増減額	48	47	48	47	48	47
	国庫財源を伴うもの	273 826	233 579	40 247	55.0	55.1	54.2	61.2	17.2
児童保護費負担金	14 940	10 819	4 121	3.0	2.6	5.6	2.5	38.1	41.0
老人保護費負担金	19 345	7 922	11 423	3.9	1.9	15.4	2.6	144.2	71.2
普通建設事業支出金	135 940	118 064	17 876	27.3	27.9	24.1	23.2	15.1	32.9
災害復旧事業支出金	43 150	46 047	△ 2 897	8.7	10.9	△ 3.9	21.6	△ 6.3	143.0
委託金	14 128	15 416	△ 1 288	2.8	3.6	△ 1.7	2.9	△ 8.4	31.2
普通建設事業	7 849	4 548	3 301	1.6	1.1	4.4	0.6	72.6	19.0
災害復旧事業	324	131	193	0.1	0.0	0.3	0.0	147.3	3.1
その他	5 955	10 737	△ 4 782	1.2	2.5	△ 6.4	2.3	△ 44.5	37.6
その他	46 325	35 311	11 014	9.3	8.2	14.8	8.4	31.2	42.6
都道府県費のみのもの	224 230	190 287	33 943	45.0	44.9	45.8	38.8	17.8	34.4
普通建設事業支出金	110 548	88 259	22 289	22.2	20.8	30.0	12.1	25.3	20.9
災害復旧事業支出金	820	1 040	△ 220	0.2	0.2	△ 0.3	0.2	△ 21.2	37.7
その他	112 861	100 988	11 873	22.7	23.9	16.0	26.5	11.3	48.9
合計	498 056	423 866	74 190	100.0	100.0	100.0	100.0	17.5	42.2

第28表 地 方 債

区 分	昭 和 48 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
(発行目的別)				
一般公営住宅教育施設用地産業災害新一般厚生公退返転過の貸同都そ	177 921	24.6	61 784	5.8
公単共事業債	162 418	22.5	207 897	19.6
営住宅建設事業債	75 234	10.4	87 153	8.2
義務教育施設整備事業債	—	—	248 361	23.5
施設敷地敷物処理事業債	—	—	15 835	1.5
産業廃棄物処理事業債	5 179	0.7	—	—
災害復旧処理事業債	43 791	6.1	12 410	1.2
新産業都市等建設事業債	43 272	6.0	—	—
一般廃棄物処理事業債	13 735	1.9	75 996	7.2
厚生福祉施設整備事業債	14 331	2.0	66 126	6.2
公共用地先取補てん債	106 965	14.8	66 424	6.3
退職手当償還債	—	—	—	—
返還手続債	1 873	0.3	41	0.0
転過の貸同都そ	—	—	2 937	0.3
の貸同都そ	60 926	8.4	48 022	4.5
の貸同都そ	246	0.0	6 491	0.6
の貸同都そ	—	—	38 793	3.7
の貸同都そ	16 340	2.3	75 808	7.2
の貸同都そ	—	—	43 986	4.2
合 計	722 231	100.0	1 058 064	100.0
(借入先別)				
政 府 資 簡 公 営 市 所 保 交 共 国 貸 同 都 所	169 096	23.4	487 915	46.1
府 資 金 運 保 融 公 庫 行 関 社 債	155 412	21.5	279 312	26.4
資 金 易 運 保 融 公 庫 行 関 社 債	13 684	1.9	208 603	19.7
簡 企 業 金 融 機 関 社 債	2 973	0.4	8 243	0.8
公 営 中 他 の 金 融 機 関 社 債	388 623	53.8	331 020	31.3
市 所 保 交 共 国 貸 同 都 所	20 091	2.8	73 520	6.9
の 他 の 金 融 機 関 社 債	5 373	0.7	8 257	0.8
の 他 の 金 融 機 関 社 債	49 283	6.8	17 716	1.7
の 他 の 金 融 機 関 社 債	9 793	1.4	32 813	3.1
の 他 の 金 融 機 関 社 債	61 191	8.5	7 156	0.7
の 他 の 金 融 機 関 社 債	15 808	2.2	91 424	8.6
合 計	722 231	100.0	1 058 064	100.0

(註) 1 「市中銀行」とは、都市銀行、地方銀行及び長期信用銀行をいう。
 2 「その他の金融機関」とは、信託銀行、相互銀行、信用金庫、各種協同組合、

発 行 状 況

(単位 百万円・%)

度		昭和 47 年度		比 較			
純 計 額		純 計 額		増 減 額		増減率	前年度 増減率
239 705	14.1	487 443	29.1	△ 247 738	△ 883.3	△ 50.8	140.8
370 315	21.7	344 131	20.5	26 184	98.4	7.6	32.6
162 387	9.5	155 435	9.3	6 952	24.8	4.5	25.5
248 361	14.6	178 733	10.7	69 628	248.3	39.0	0.7
15 835	0.9	10 547	0.6	5 288	18.9	50.1	20.8
5 179	0.3	3 814	0.2	1 365	4.9	35.8	26.2
56 201	3.3	72 005	4.3	△ 15 804	△ 56.4	△ 21.9	72.8
43 272	2.5	65 117	3.9	△ 21 845	△ 77.9	△ 38.5	56.5
89 731	5.3	72 597	4.3	17 134	61.1	23.6	52.5
80 457	4.7	57 281	3.4	23 176	82.6	40.5	11.5
173 389	10.2	51 955	3.1	121 434	433.0	233.7	△ 23.9
—	—	—	—	—	—	—	—
41	0.0	3 345	0.2	△ 3 304	△ 11.8	△ 98.8	△ 65.3
4 810	0.3	4 471	0.3	339	1.2	7.6	687.1
48 022	2.8	38 144	2.3	9 878	35.2	25.9	37.0
67 417	4.0	44 148	2.6	23 269	83.0	52.7	5.9
39 039	2.3	24 726	1.5	14 313	51.0	57.9	56.7
—	—	—	—	—	—	—	—
60 326	3.5	62 549	3.7	△ 2 223	△ 7.9	△ 3.6	39.5
1 704 487	100.0	1 676 441	100.0	28 046	100.0	1.7	43.7
657 011	38.5	745 143	44.4	△ 88 132	△ 314.2	△ 11.8	50.6
434 724	25.5	556 711	33.2	△ 121 987	△ 435.0	△ 21.9	58.8
222 287	13.0	188 432	11.2	33 855	120.7	13.0	30.7
11 216	0.7	8 439	0.5	2 777	9.9	32.9	19.1
719 643	42.2	690 854	41.2	28 789	102.6	4.2	52.7
93 611	5.5	80 448	4.8	13 163	46.9	16.4	9.8
13 630	0.8	12 108	0.7	1 522	5.4	12.6	39.7
66 999	3.9	40 499	2.4	26 500	94.5	65.4	△ 5.1
42 606	2.5	34 626	2.1	7 980	28.5	23.0	16.2
68 347	4.0	45 105	2.7	23 242	82.9	51.5	5.5
31 424	1.8	19 219	1.2	12 205	43.5	63.5	29.0
1 704 487	100.0	1 676 441	100.0	28 046	100.0	1.7	43.7

その他金銭の貸付を業とする者で、市中銀行以外の者をいう。

第29表 昭和48年度地

区 分	計 画 額			許 可 額		
	政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計
一 一 般 会 計 債						
1 一 般 公 共 事 業	128 800	172 500	301 300	91 858	166 371	258 229
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	128 500	93 100	221 600	94 176	85 924	180 100
3 災 害 復 旧 事 業	63 300	—	63 300	61 128	—	61 128
4 義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	111 100	12 700	123 800	109 245	97 358	206 603
5 産 業 廃 棄 物 処 理 事 業	1 000	1 000	2 000	—	5 179	5 179
6 一 般 単 独 事 業	56 800	26 500	83 300	68 608	211 918	280 526
7 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	67 000	—	67 000	67 194	—	67 194
8 同 和 対 策 事 業	27 000	—	27 000	28 643	10 319	38 962
9 新 産 業 都 市 等 建 設 事 業	14 000	14 100	28 100	31 222	18 263	49 485
10 公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	—	42 000	42 000	—	188 874	188 874
11 退 職 手 当 債	—	—	—	—	151	151
計	597 500	361 900	959 400	552 073	784 357	1 336 430
二 準 公 営 企 業 債						
1 港 湾 整 備 事 業	18 800	11 200	30 000	17 057	9 532	26 589
2 下 水 道 事 業	196 100	65 300	261 400	209 354	87 975	297 329
3 地 域 開 発 事 業	—	149 600	149 600	—	210 570	210 570
4 公 有 林 整 備、草 地 開 発 事 業	—	10 300	10 300	—	9 983	9 983
計	214 900	236 400	451 300	226 411	318 059	544 470
三 公 営 企 業 債						
1 電 気 事 業	5 000	3 100	8 100	5 000	3 100	8 100
2 上 水 道 事 業	167 500	167 500	335 000	183 500	196 157	379 657
3 工 業 用 水 道 事 業	14 700	29 300	44 000	13 586	28 837	42 423
4 地 下 鉄 事 業	55 500	90 900	146 400	55 500	90 642	146 142
5 一 般 交 通 事 業	3 900	4 100	8 000	3 900	4 142	8 042
6 有 料 道 路 事 業	—	17 400	17 400	—	17 400	17 400
7 市 場、ガ ス、観 光 等 事 業	9 000	20 200	29 200	8 906	37 679	46 585
計	255 600	332 500	588 100	270 392	377 957	648 349

方 債 許 可 状 況

(單位 百万円)

都 道 府 県			大 都 市			都 市 ・ 町 村			水田債
政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計	
40 085	148 026	188 111	4 646	18 345	22 991	47 127	—	47 127	—
19 438	65 144	84 582	20 600	15 913	36 513	54 138	4 867	59 005	7 613
48 260	—	48 260	218	—	218	12 650	—	12 650	—
—	—	—	21 229	44 810	66 039	88 017	52 548	140 565	(3 299) 64 829
—	5 179	5 179	—	—	—	—	—	—	—
5 889	105 545	111 434	—	19 490	19 490	62 719	86 883	149 602	58 870
—	—	—	—	—	—	67 194	—	67 194	650
—	246	246	2 941	4 933	7 874	25 702	5 141	30 843	1 320
31 222	18 263	49 485	—	—	—	—	—	—	—
—	123 300	123 300	—	32 194	32 194	—	33 380	33 380	20 283
—	—	—	—	—	—	—	151	151	—
212 088	398 509	610 597	49 633	135 685	185 318	290 352	250 163	540 515	(3 299) 153 564
12 657	7 498	20 155	1 898	1 695	3 593	2 502	339	2 841	—
56 107	37 642	93 749	58 061	27 399	85 460	95 186	22 934	118 120	3 710
—	139 780	139 780	—	27 902	27 902	—	42 888	42 888	18 516
—	3 848	3 848	—	51	51	—	6 084	6 084	2
68 764	188 768	257 532	59 959	57 047	117 006	97 688	72 244	169 932	22 228
5 000	3 100	8 100	—	—	—	—	—	—	—
62 948	82 637	145 585	18 946	33 078	52 024	101 606	80 442	182 048	455
11 533	24 329	35 862	920	1 734	2 654	1 133	2 774	3 907	—
19 100	30 178	49 278	36 400	60 464	96 864	—	—	—	—
481	525	1 006	1 868	2 048	3 916	1 551	1 569	3 120	32
—	17 400	17 400	—	—	—	—	—	—	—
607	4 143	4 750	1 505	10 329	11 834	6 794	23 207	30 001	5 217
99 669	162 312	261 981	59 639	107 653	167 292	111 084	107 993	219 077	5 703

第29表 昭和48年度地

区 分	計 画 額			許 可 額		
	政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計
四 特 別 地 方 債						
1 住 宅 事 業	16 200	—	16 200	14 186	—	14 186
2 病 院 事 業	40 000	—	40 000	49 048	6 466	55 514
3 厚生福祉施設整備事業	62 100	—	62 100	64 932	8 048	72 980
4 一般廃棄物処理事業	62 000	—	62 000	59 805	27 320	87 125
5 簡易水道事業	15 700	—	15 700	15 940	—	15 940
6 と畜場整備事業	4 000	—	4 000	3 188	154	3 342
計	200 000	—	200 000	207 098	41 989	249 087
合 計	1 268 000	930 800	2 198 800	1 255 974	1 522 362	2 778 336
五 公 営 企 業 借 換 債	—	3 000	3 000	—	—	—
六 公 営 交 通 事 業 再 建 債	—	69 500	69 500	—	72 880	72 880
七 特 別 転 貸 債	9 100	—	9 100	9 022	—	9 022
再 計	1 277 100	1 003 300	2 280 400	1 264 996	1 595 242	2 860 238
八 国の予算貸付・政府関係 機関貸付債						
1 中小企業高度化資金貸 付金	—	—	—	—	52 837	52 837
2 土地区画整理組合貸付 金	—	—	—	—	1 675	1 675
3 母子福祉貸付金	—	—	—	—	600	600
4 消費生活協同組合貸付 金	—	—	—	—	35	35
5 住宅金融公庫貸付金	—	—	—	—	53 966	53 966
6 都市開発資金貸付金	—	—	—	—	13 081	13 081
7 有料道路貸付金	—	—	—	—	2 360	2 360
8 港湾特別会計貸付金	—	—	—	—	882	882
9 公害防止施設整備貸付 金	—	—	—	—	285	285
計	—	—	—	—	125 721	125 721
総 計	1 277 100	1 003 300	2 280 400	1 264 996	1 720 963	2 985 959

- (注) 1 特別区については都道府県分、一部事務組合又は地方開発事業団については加入するものを除く。) においては大都市、その他のものにおいては都市・町
- 2 交付公債は公募債に含めている。
- 3 水田債は公募債である。ただし、義務教育施設整備事業の()書きは政府
- 4 地方債計画額は最終計画額である。

方 債 許 可 状 況 (つづき)

(単位 百万円)

都 道 府 県			大 都 市			都 市 ・ 町 村			水田債
政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計	
6 115	—	6 115	5 003	—	5 003	3 068	—	3 068	—
18 705	4 321	23 026	3 939	34	3 973	26 404	2 111	28 515	1 991
12 541	1 371	13 912	4 276	2 468	6 744	48 115	4 209	52 324	15 132
5 207	7 226	12 433	8 650	11 640	20 290	45 948	8 454	54 402	17 699
—	—	—	46	—	46	15 894	—	15 894	24
332	—	332	513	127	640	2 343	27	2 370	127
42 900	12 918	55 818	22 427	14 269	36 696	141 772	14 801	156 573	34 972
423 421	762 507	1 185 928	191 658	314 654	506 312	640 896	445 201	1 086 097	(3 299) 216 465
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	59 041	59 041	—	13 839	13 839	—
4 817	—	4 817	4 205	—	4 205	—	—	—	—
428 238	762 507	1 190 745	195 863	373 695	569 558	640 896	459 040	1 099 936	(3 299) 216 465
—	52 837	52 837	—	—	—	—	—	—	—
—	1 456	1 456	—	219	219	—	—	—	—
—	508	508	—	92	92	—	—	—	—
—	35	35	—	—	—	—	—	—	—
—	35 524	35 524	—	10 457	10 457	—	7 985	7 985	—
—	6 229	6 229	—	4 329	4 329	—	2 523	2 523	—
—	2 306	2 306	—	—	—	—	54	54	—
—	842	842	—	40	40	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	285	285	—
—	99 737	99 737	—	15 136	15 136	—	10 848	10 848	—
428 238	862 244	1 290 482	195 863	388 831	584 694	640 896	469 888	1 110 784	(3 299) 216 465

都道府県が加入するものにあつては都道府県分、大都市が加入するもの（都道府県が村として区分した）。

資金で内書きである。

第30表 使用料及び

区 分	昭 和 48 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
使 用 料	102 873	68.5	125 457	74.7
授 業 料	29 430	19.6	8 574	5.1
高 等 学 校	28 501	19.0	2 045	1.2
幼 稚 園	—	—	5 347	3.2
そ の 他	929	0.6	1 182	0.7
保 育 所 使 用 料	—	—	34 680	20.6
公 営 住 宅 使 用 料	35 008	23.3	36 217	21.6
発 電 水 利 使 用 料	9 476	6.3	—	—
そ の 他	28 958	19.3	45 985	27.4
手 数 料	47 296	31.5	42 593	25.3
法 令 に 基 づ く も の	33 817	22.5	7 133	4.2
条 例 に 基 づ く も の	13 479	9.0	35 459	21.1
合 計	150 169	100.0	168 050	100.0

第31表 繰 入 金

区 分	昭 和 48 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
他 会 計 か ら の 繰 入 金	12 314	28.9	20 449	19.2
法 適 用 の 公 営 企 業 会 計	3 958	9.3	6 606	6.2
法 非 適 用 の 公 営 企 業 会 計	7 687	18.0	13 552	12.7
そ の 他	670	1.6	291	0.3
基 金 か ら の 繰 入 金	30 302	71.1	79 996	75.1
基 金 と り く ず し 額	22 724	53.3	63 119	59.3
そ の 他	7 578	17.8	16 877	15.8
財 産 区 か ら の 繰 入 金	—	—	6 048	5.7
合 計	42 616	100.0	106 493	100.0

手数料の状況

(単位 百万円・%)

度 純計額		昭和47年度 純計額		比 較			
				増減額	増減率	前年度 増減率	
228 329	71.8	196 989	71.8	31 340	71.3	15.9	16.8
38 004	11.9	34 491	12.6	3 513	8.0	10.2	8.2
30 547	9.6	28 223	10.3	2 324	5.3	8.2	8.8
5 347	1.7	4 438	1.6	909	2.1	20.5	5.0
2 110	0.7	1 829	0.7	281	0.6	15.4	6.3
34 680	10.9	26 873	9.8	7 807	17.8	29.1	24.6
71 226	22.4	62 823	22.9	8 403	19.1	13.4	20.2
9 476	3.0	7 541	2.7	1 935	4.4	25.7	0.2
74 943	23.6	65 262	23.8	9 681	22.0	14.8	17.7
89 889	28.2	77 268	28.2	12 621	28.7	16.3	22.4
40 951	12.9	33 785	12.3	7 166	16.3	21.2	24.0
48 938	15.4	43 483	15.9	5 455	12.4	12.5	21.2
318 218	100.0	274 257	100.0	43 961	100.0	16.0	18.3

の 状 況

(単位 百万円・%)

度 純計額		昭和47年度 純計額		比 較			
				増減額	増減率	前年度 増減率	
32 763	22.0	24 753	23.1	8 010	19.0	32.4	17.3
10 564	7.1	8 377	7.8	2 187	5.2	26.1	△ 32.5
21 239	14.2	15 507	14.5	5 732	13.6	37.0	99.2
961	0.6	869	0.8	92	0.2	10.6	△ 4.6
110 298	74.0	77 875	72.8	32 423	77.1	41.6	△ 19.4
85 843	57.6	59 681	55.8	26 162	62.2	43.8	△ 19.2
24 455	16.4	18 194	17.0	6 261	14.9	34.4	△ 20.2
6 048	4.1	4 417	4.1	1 631	3.9	36.9	0.2
149 109	100.0	107 045	100.0	42 064	100.0	39.3	△ 12.4

第32表 そ の 他 の

区 分	昭 和 48 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
財 入	102 652	9.3	216 032	20.0
財 入	25 716	2.3	35 010	3.2
産 運 用 収 入	76 936	7.0	181 021	16.7
産 産 金 及 び 負 担	158 269	14.3	110 061	10.2
分 寄 諸	16 409	1.5	86 571	8.0
延 滞 金、加 算 金 及 び 過 剰 収 入	828 479	74.9	668 102	61.3
預 貸 受 取 雑 収 入	20 073	1.8	4 497	0.4
延 滞 金、加 算 金 及 び 過 剰 収 入	25 945	2.3	26 018	2.4
預 貸 受 取 雑 収 入	604 091	54.6	240 830	22.3
延 滞 金、加 算 金 及 び 過 剰 収 入	48 315	4.4	53 683	5.0
預 貸 受 取 雑 収 入	55 233	5.0	230 607	21.3
延 滞 金、加 算 金 及 び 過 剰 収 入	74 822	6.8	112 466	10.4
合 計	1 105 810	100.0	1 080 765	100.0

第33表 地方財政と国の

区 分	国民総支出		歳 出 総 額		国 から 地方に 対する 支出 (D)	地方から 国に 対する 支出 (E)
	実 額(A)	指 数	国 (B)	地 方 (C)		
昭和10年度	167	—	22	21	3	0
16	449	—	81	31	11	0
36	198 528	100	21 645	23 911	10 279	381
40	328 137	165	38 883	43 651	18 831	692
41	384 186	194	46 333	50 262	21 458	747
42	452 967	228	53 347	57 255	24 347	806
43	532 882	268	61 450	67 296	28 228	912
44	622 599	314	72 824	80 339	33 791	1 004
45	730 461	368	86 266	98 149	39 999	1 262
46	815 770	411	101 657	119 095	47 932	1 702
47	947 265	477	127 502	146 183	61 018	2 264
48	1 152 631	581	155 321	174 739	71 122	2 145

- (註) 1 国民総支出は、経済企画庁の推計による(昭和10年、16年は暦年分)。
 2 国の歳出額は、昭和40年度以降については、一般会計と交付税及び譲与税
 港整備、治水、石炭及び石油対策(石炭勘定のみ)及び厚生保険(児童手当勘定
 とこれらの特別会計に相当する特別会計がある場合には、それらの特別会計と
 3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(地方分与税、地方財政平衡交付金、
 金(国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。)及び交通安全対策特別交付
 4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公
 額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額)である。

収 入 の 状 況

(単位 百万円・%)

度 純 計 額		昭 和 47 年 度 純 計 額		比 較			
				増 減 額		増 減 率	前 年 度 増 減 率
318 684	15.6	304 218	18.0	14 466	4.1	4.8	35.3
60 726	3.0	50 663	3.0	10 063	2.9	19.9	21.8
257 958	12.6	253 555	15.0	4 403	1.2	1.7	38.4
189 170	9.3	168 797	10.0	20 373	5.8	12.1	21.3
97 332	4.8	58 843	3.5	38 489	10.9	65.4	26.0
1 439 081	70.4	1 159 937	68.5	279 144	79.2	24.1	19.5
24 570	1.2	17 436	1.0	7 134	2.0	40.9	0.5
51 963	2.5	39 147	2.3	12 816	3.6	32.7	16.9
820 048	40.1	661 364	39.1	158 684	45.0	24.0	17.8
78 951	3.9	73 334	4.3	5 617	1.6	7.7	40.7
285 840	14.0	211 820	12.5	74 020	21.0	34.9	15.2
177 708	8.7	156 836	9.3	20 872	5.9	13.3	28.3
2 044 267	100.0	1 691 795	100.0	352 472	100.0	20.8	22.5

財 政 と の 累 年 比 較

(単位 億円・%)

歳 出 純 計 額						純 計 構 成 比		国 民 総 支 出 に 対 する 比 率		
国		地 方		合 計		(F) (H)	(G) (H)	(F) (A)	(G) (A)	(H) (A)
(B)-(D) (F)	指数	(C)-(E) (G)	指数	(F)+(G) (H)	指数					
19	—	21	—	40	—	47.5	52.5	11.4	12.6	24.0
70	—	31	—	101	—	69.3	30.7	15.6	6.9	22.5
11 366	100	23 530	100	34 896	100	32.6	67.4	5.7	11.9	17.6
20 052	176	42 959	183	63 011	181	31.8	68.2	6.1	13.1	19.2
24 875	219	49 515	210	74 390	213	33.4	66.6	6.5	12.9	19.4
29 000	255	56 449	240	85 449	245	33.9	66.1	6.4	12.5	18.9
33 222	292	66 384	282	99 606	285	33.4	66.6	6.2	12.5	18.7
39 033	343	79 335	337	118 368	339	33.0	67.0	6.3	12.7	19.0
46 267	407	96 887	412	143 154	410	32.3	67.7	6.3	13.3	19.6
53 725	473	117 393	499	171 118	490	31.4	68.6	6.6	14.4	21.0
66 484	535	143 919	612	210 403	603	31.6	68.4	7.0	15.2	22.2
84 199	741	172 594	734	256 793	736	32.8	67.2	7.3	15.0	22.3

配付金、国有林野事業(治山勘定のみ)、特定土地改良工事、港湾整備、道路整備、空のみの9特別会計との純計決算額であり、昭和39年度以前においても、一般会計の純計決算額である。

臨時地方特例交付金及び特別事業債償還交付金を含む。)、地方譲与税、国庫支出金の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。

共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付

第34表 昭和48年度 国・地

区 分	歳 出 合 計							国から 地方に 対する 支出 ③
	国					地 方		
	一般会計	特別会計	合 計	うち 重複額	差引純計 ①	②	③	
機 関 費	9 003	—	9 003	—	9 003	28 256	436	
一 般 行 政 費	2 854	—	2 854	—	2 854	15 992	182	
司 法 警 察 費	3 414	—	3 414	—	3 414	9 847	254	
外 交 費	1 012	—	1 012	—	1 012	—	—	
徴 税 費	1 723	—	1 723	—	1 723	2 417	—	
地 方 財 政 費	32 552	35 917	68 469	32 441	36 028	—	33 171	
防 衛 費	9 608	—	9 608	—	9 608	—	73	
国 土 保 全 及 び 開 発 費	23 856	17 502	41 358	14 740	26 618	47 337	14 442	
国 土 保 全 費	4 044	4 339	8 383	3 645	4 738	6 726	2 353	
国 土 開 発 費	16 804	13 163	29 967	11 095	18 872	37 659	9 962	
災 害 復 旧 費	2 629	—	2 629	—	2 629	2 952	2 127	
そ の 他	379	—	379	—	379	—	—	
産 業 経 済 費	19 895	984	20 879	—	20 879	12 527	1 996	
農 林 水 産 業 費	16 897	—	16 897	—	16 897	5 543	1 797	
商 工 費	2 998	984	3 982	—	3 982	6 984	199	
教 育 費	15 874	—	15 874	—	15 874	42 673	9 836	
学 校 教 育 費	14 327	—	14 327	—	14 327	36 412	9 286	
社 会 教 育 費	310	—	310	—	310	2 048	115	
そ の 他	1 237	—	1 237	—	1 237	4 213	435	
社 会 保 障 関 係 費	24 831	664	25 495	348	25 147	36 624	11 168	
民 生 費	19 687	557	20 244	348	19 896	18 267	7 854	
衛 生 費	2 528	—	2 528	—	2 528	11 425	1 470	
住 宅 費	1 647	—	1 647	—	1 647	5 703	1 326	
そ の 他	969	107	1 076	—	1 076	1 229	518	
恩 給 費	4 838	—	4 838	—	4 838	671	—	
公 債 費	6 849	—	6 849	—	6 849	6 565	—	
前 年 度 繰 上 充 用 金	—	—	—	—	—	86	—	
そ の 他	477	—	477	—	477	—	—	
計	147 783	55 067	202 850	47 529	155 321	174 739	71 122	

- (注) 1 国の歳出総額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業(治山勘
対策(石炭勘定のみ)及び厚生保険(児童手当勘定のみ)の9特別会計との純計決
2 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(特別事業債償還交付金を含む。)、
全対策特別交付金の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。
3 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共
する交付公債の元利償還額の合計額)で、地方の歳出決算額によっている。

方の目的別歳出の状況

(単位 億円・%)

地方から 国に対する 支出 D	国・地方を通ずる歳出純計額						総額中 地方の占 める割合 F/G	国の純計 に地方 に対する 支出の 割合 C/A
	国		地 方		総 額			
	A-C E	構成比	B-D F	構成比	E+F G	構成比		
—	8 567	10.2	28 256	16.4	36 823	14.3	76.7	4.8
—	2 672	3.2	15 992	9.3	18 664	7.3	85.7	6.4
—	3 160	3.8	9 847	5.7	13 007	5.1	75.7	7.4
—	1 012	1.2	—	—	1 012	0.4	—	—
—	1 723	2.0	2 417	1.4	4 140	1.6	58.4	—
—	2 857	3.4	—	—	2 857	1.1	—	92.1
—	9 535	11.3	—	—	9 535	3.7	—	0.8
2 135	12 176	14.5	45 202	26.2	57 378	22.3	78.8	54.3
528	2 385	2.8	6 198	3.6	8 583	3.3	72.2	49.7
1 570	8 910	10.6	36 089	20.9	44 999	17.5	80.2	52.8
37	502	0.6	2 915	1.7	3 417	1.3	85.3	80.9
—	379	0.5	—	—	379	0.1	—	—
—	18 883	22.4	12 527	7.3	31 410	12.2	39.9	9.6
—	15 100	17.9	5 543	3.2	20 643	8.0	26.9	10.6
—	3 783	4.5	6 984	4.0	10 767	4.2	64.9	5.0
—	6 038	7.2	42 673	24.7	48 711	19.0	87.6	62.0
—	5 041	6.0	36 412	21.1	41 453	16.1	87.8	64.8
—	195	0.2	2 048	1.2	2 243	0.9	91.3	37.1
—	802	1.0	4 213	2.4	5 015	2.0	84.0	35.2
—	13 979	16.6	36 624	21.2	50 603	19.7	72.4	44.4
—	12 042	14.3	18 267	10.6	30 309	11.8	60.3	39.5
—	1 058	1.3	11 425	6.6	12 483	4.9	91.5	58.1
—	321	0.4	5 703	3.3	6 024	2.3	94.7	80.5
—	558	0.7	1 229	0.7	1 787	0.7	68.8	48.1
—	4 838	5.7	671	0.4	5 509	2.1	12.2	—
10	6 849	8.1	6 555	3.8	13 404	5.2	48.9	—
—	—	—	86	0.0	86	0.0	100.0	—
—	477	0.6	—	—	477	0.2	—	—
2 145	84 199	100.0	172 594	100.0	256 793	100.0	67.2	45.8

定のみ)、特定土地改良工事、港湾整備、道路整備、治水、空港整備、石炭及び石油算額である。

地方譲与税、国庫支出金(国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。)及び交通安全団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る現金納付額及び国に対

第35表 国民総生産

年 度 項 目	昭和	45 年度	46 年度	47 年度	48 年度
	44 年度				
国民所得	498 159	591 410	658 982	764 452	916 948
資本減耗引当	83 893	98 719	110 711	127 798	160 833
間接税	47 144	54 796	59 249	69 339	85 495
(控除) 經常補助金	6 333	8 226	8 790	9 742	14 457
統計上の不突合	△ 265	△ 6 238	△ 4 382	△ 4 583	3 811
合計(国民総生産)	622 599	730 461	815 770	947 265	1 152 631
個人消費支出	325 114	375 213	424 590	490 791	592 106
家計消費支出	316 853	364 894	412 781	476 777	574 361
飲食費	113 039	127 940	141 994	160 239	192 358
被服費	33 342	38 505	43 396	50 908	62 940
光熱費	8 829	10 091	11 220	12 264	14 658
住居費	68 143	78 644	92 115	106 114	127 473
雑費	93 501	109 713	124 057	147 252	176 931
民間非営利団体の消費支出	7 191	8 851	9 779	11 342	13 741
海外における居住者の消費支出等	1 070	1 469	2 030	2 671	4 004
政府の財貨サービス經常購入	50 804	60 286	71 298	84 402	104 365
国内総資本形成	238 643	285 681	297 486	352 624	466 483
総固定資本形成	221 412	255 461	280 219	332 456	426 676
民間	170 338	193 230	201 237	237 618	321 445
政府	51 074	62 231	78 982	94 838	105 232
在庫品増加	17 231	30 220	17 267	20 168	39 806
民間企業	15 461	30 568	19 566	20 205	40 090
政府企業	1 770	△ 348	△ 2 299	△ 37	△ 284
經常海外余剰	8 038	9 281	22 397	19 448	△ 10 323
輸出と海外からの所得	71 737	86 570	100 005	107 276	131 816
(控除) 輸入と海外への所得	63 699	77 289	77 609	87 828	142 140
合計(国民総支出)	622 599	730 461	815 770	947 265	1 152 631

と 国 民 総 支 出

(単位 億円・%)

対前年度増減率					構 成 比				
44	45	46	47	48	44	45	46	47	48
16.3	18.7	11.4	16.0	19.9	80.0	81.0	80.8	80.7	79.6
20.7	17.7	12.1	15.4	25.8	13.5	13.5	13.6	13.5	14.0
17.4	16.2	8.1	17.0	23.3	7.6	7.5	7.3	7.3	7.4
35.6	29.9	6.9	10.8	48.4	1.0	1.1	1.1	1.0	1.3
—	—	—	—	—	△ 0.0	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.5	0.3
16.8	17.3	11.7	16.1	21.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15.7	15.4	13.2	15.6	20.6	52.2	51.4	52.0	51.8	51.4
15.6	15.2	13.1	15.5	20.5	50.9	50.0	50.6	50.3	49.8
13.8	13.2	11.0	12.3	20.0	18.2	17.5	17.4	16.9	16.7
10.5	15.5	12.7	17.3	23.6	5.4	5.3	5.3	5.4	5.5
12.3	14.3	11.2	9.3	19.5	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3
19.8	15.4	17.1	15.2	20.1	10.9	10.8	11.3	11.2	11.1
17.1	17.3	13.1	18.7	20.2	15.0	15.0	15.2	15.5	15.4
17.4	23.1	10.5	16.0	21.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
38.6	37.3	38.2	31.6	49.9	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3
15.6	18.7	18.3	18.4	23.7	8.2	8.3	8.7	8.9	9.1
18.1	19.7	4.1	18.5	32.3	38.3	39.1	36.5	37.2	40.5
23.4	15.4	9.7	18.6	28.3	35.6	35.0	34.4	35.1	37.0
27.2	13.4	4.1	18.1	35.3	27.4	26.5	24.7	25.1	27.9
12.2	21.8	26.9	20.1	11.0	8.2	8.5	9.7	10.0	9.1
△ 23.7	75.4	△ 42.9	16.8	97.4	2.8	4.1	2.1	2.1	3.5
△ 19.2	97.7	△ 36.0	3.3	98.4	2.5	4.2	2.4	2.1	3.5
△ 49.0	—	—	—	—	0.3	△ 0.0	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.0
35.9	15.5	141.3	△ 13.2	—	1.3	1.3	2.7	2.1	△ 0.9
23.4	20.7	15.5	7.3	22.9	11.5	11.9	12.3	11.3	11.4
22.0	21.3	0.4	13.2	61.8	10.2	10.6	9.5	9.3	12.3
16.8	17.3	11.7	16.1	21.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第36表 国民所得 に対

区 分	分配国民所得		租 税 負			
	名 目 額	指 数	国 税	指 数	地 方 税	指 数
昭和10年度	144	—	12	—	6	—
16	358	—	49	—	9	—
36	157 551	100	22 277	100	9 065	100
40	261 169	166	32 797	147	15 494	171
41	305 035	194	36 630	164	17 686	195
42	362 092	230	43 968	197	21 495	237
43	428 487	272	53 238	239	25 801	285
44	498 159	316	64 554	290	30 902	341
45	591 410	375	77 754	349	37 507	414
46	658 982	418	84 439	379	42 357	467
47	764 452	485	104 006	467	50 045	552
48	916 948	582	140 478	631	64 913	716

(注) 1 国税は、租税(一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分並びに石炭及

2 租税の限界負担率(租税の増加分の国民所得の増加分に対する割合%)

46年度	17.1	国税のみについては	9.9
47年度	25.8	〃	18.6
48年度	33.7	〃	23.9

3 租税の国民所得に対する弾性値(租税の増減率の国民所得の増減率に対する割

46年度	0.88	国税のみについては	0.75
47年度	1.34	〃	1.45
48年度	1.67	〃	1.76

する租税負担率

(単位 億円・%)

担 額				租 税 負 担 率					
地方税の内訳				国 税	地 方 税	地方税の内訳			
道 府 市 町 税	道 府 市 町 税	道 府 市 町 税	道 府 市 町 税			道 府 市 町 税	道 府 市 町 税	道 府 市 町 税	道 府 市 町 税
道 府 市 町 税	道 府 市 町 税	道 府 市 町 税	道 府 市 町 税	道 府 市 町 税	道 府 市 町 税	道 府 市 町 税	道 府 市 町 税	道 府 市 町 税	
2	4	18	—	8.3	4.9	1.4	2.8	12.5	
2	7	58	—	13.8	2.5	0.6	2.0	16.2	
4 442	4 623	31 342	100	14.1	5.8	2.8	2.9	19.9	
7 823	7 671	48 291	154	12.6	5.9	3.0	2.9	18.5	
9 112	8 574	54 316	173	12.0	5.8	3.0	2.8	17.8	
11 310	10 185	65 463	209	12.1	5.9	3.1	2.8	18.1	
14 089	11 712	79 039	252	12.4	6.0	3.3	2.7	18.4	
17 276	13 626	95 456	305	13.0	6.2	3.5	2.7	19.2	
21 111	16 395	115 261	368	13.1	6.3	3.6	2.8	19.5	
22 831	19 526	126 796	405	12.8	6.4	3.5	3.0	19.2	
26 571	23 473	154 051	492	13.6	6.5	3.5	3.1	20.2	
35 069	29 844	205 391	655	15.3	7.1	3.8	3.3	22.4	

び石油対策特別会計分)及び印紙収入のほか専売納付金を含む。

地方税のみについては 7.2
 ≧ 7.3
 ≧ 9.7

合%)

地方税のみについては 1.13
 ≧ 1.14
 ≧ 1.49

第37表 租 税 の 実 質

区 分	租 税 総 額 (A)	租 税 内 訳				国から地方への交付額			
		国 税 (B)	地 方 税			地 方 交付税	地 方 譲与税	国 庫 支出金	計 (F)
			道府 県税 (C)	市町 村税 (D)	計 (E)				
昭和10年度	18	12	2	4	6	—	—	3	3
16	58	49	2	7	9	4	—	6	10
36	31 342	22 277	4 442	4 623	9 065	4 017	454	5 808	10 279
40	48 291	32 797	7 823	7 671	15 494	7 432	501	10 898	18 831
41	54 316	36 630	9 112	8 574	17 686	8 238	592	12 628	21 458
42	65 463	43 968	11 310	10 185	21 495	9 590	692	14 065	24 347
43	79 039	53 238	14 089	11 712	25 801	11 255	796	16 177	28 228
44	95 456	64 554	17 276	13 626	30 902	14 608	931	18 252	33 791
45	115 261	77 754	21 111	16 395	37 507	17 982	1 087	20 930	39 999
46	126 796	84 439	22 831	19 526	42 357	21 014	1 258	25 660	47 932
47	154 051	104 006	26 571	23 473	50 045	25 530	1 639	33 849	61 018
48	205 391	140 478	35 069	29 844	64 913	31 318	1 797	38 007	71 122

- (注) 1 国税は、租税（一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分並びに石炭
 2 地方から国への負担額は、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国
 3 昭和41年度、42年度及び43年度の地方交付税には、臨時地方特例交付金
 4 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び交通安全対策特

的 配 分 状 況

(単位 億円・%)

地方から 国への 負担額	実質的配分		構 成 比					
	(B)-(F)+ (G)	(E)-(G)+ (F)	(B) (A)	(C) (A)	(D) (A)	(E) (A)	(H) (A)	(I) (A)
	(G)	(I)						
0	9	9	66.7	11.1	22.2	33.3	50.0	50.0
0	39	19	84.5	3.4	12.1	15.5	67.2	32.8
381	12 379	18 963	71.1	14.2	14.7	28.9	39.5	60.5
692	14 657	33 633	67.9	16.2	15.9	32.1	30.4	69.6
747	15 919	38 397	67.4	16.8	15.8	32.6	29.3	70.7
806	20 427	45 036	67.2	17.3	15.5	32.8	31.2	68.8
912	25 922	53 117	67.4	17.8	14.8	32.6	32.8	67.2
1 004	31 767	63 689	67.6	18.1	14.3	32.4	33.3	66.7
1 262	39 017	76 244	67.5	18.3	14.2	32.5	33.9	66.1
1 702	38 209	88 587	66.6	18.0	15.4	33.4	30.1	69.9
2 264	45 252	108 799	67.5	17.2	15.2	32.5	29.4	70.6
2 145	71 501	133 890	68.4	17.1	14.5	31.6	34.8	65.2

及び石油対策特別会計分)及び印紙収入のほか専売納付金を含む。

に対する交付公債の元利償還額の合計額である。

(465億円)、臨時地方財政交付金(120億円)及び特別事業債償還交付金を含む。

別交付金を含む。

第 38 表 政 府 の 財 貨

その 1 総 括

区 分	昭和 43年度	44年度	45年度	46年度	47年度	48年度
政府の財貨サービス購入	92 917	103 648	122 169	147 981	179 203	209 313
中 央	46 179	48 150	53 398	63 502	79 385	88 110
経 常 購 入	16 535	18 789	21 902	25 526	29 438	35 303
資 本 形 成	29 644	29 361	31 496	37 976	49 947	52 807
地 方	46 738	55 498	68 771	84 479	99 818	121 203
経 常 購 入	27 409	32 015	38 383	45 772	54 964	69 062
資 本 形 成	19 329	23 483	30 388	38 707	44 854	52 141
国 民 総 支 出	532 882	622 599	730 461	815 770	947 265	1 152 631

その 2 地方財政分

区 分	昭和 43年度	44年度	45年度	46年度	47年度	48年度
普 通 会 計	37 912	45 269	56 481	68 253	81 363	98 910
(歳 出)	67 296	80 339	98 149	119 095	146 183	174 739
(控 除)	29 384	35 070	41 668	50 842	64 820	75 829
経 常 購 入	24 863	29 012	34 970	41 593	49 998	62 779
資 本 形 成	13 049	16 257	21 511	26 660	31 365	36 131
非 企 業 会 計	3 868	4 620	5 601	7 376	8 531	10 438
経 常 購 入	2 546	3 002	3 413	4 179	4 966	6 283
資 本 形 成	1 322	1 618	2 188	3 197	3 565	4 155
企 業 会 計	4 959	5 608	6 689	8 849	9 924	11 855
資 本 形 成	4 959	5 608	6 689	8 849	9 924	11 855
地方財政財貨サービス 購入	46 738	55 498	68 771	84 479	99 818	121 203
経 常 購 入	27 409	32 015	38 383	45 772	54 964	69 062
資 本 形 成	19 329	23 483	30 388	38 707	44 854	52 141

サービス購入額

(単位 億円・%)

対前年度増減率						構 成 比					
43	44	45	46	47	48	43	44	45	46	47	48
13.9	11.5	17.9	21.1	21.1	16.8	17.4	16.6	16.7	18.1	18.9	18.2
10.7	4.3	10.9	18.9	25.0	11.0	8.7	7.7	7.3	7.8	8.4	7.6
12.7	13.6	16.6	16.5	15.3	19.9	3.1	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1
9.7	1.0	7.3	20.6	31.5	5.7	5.6	4.7	4.3	4.7	5.3	4.6
17.2	18.7	23.9	22.8	18.2	21.4	8.8	8.9	9.4	10.4	10.5	10.5
14.4	16.8	19.9	19.3	20.1	25.6	5.1	5.1	5.3	5.6	5.8	6.0
21.4	21.5	29.4	27.4	15.9	16.2	3.6	3.8	4.2	4.7	4.7	4.5
17.6	16.8	17.3	11.7	16.1	21.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(単位 億円・%)

対前年度増減率						構 成 比					
43	44	45	46	47	48	43	44	45	46	47	48
16.1	19.4	24.8	20.8	19.2	21.6	81.0	81.6	82.1	80.8	81.5	81.6
17.5	19.4	22.2	21.3	22.7	19.5	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13.8	16.7	20.5	18.9	20.2	25.6	53.1	52.3	50.8	49.2	50.1	51.8
20.7	24.6	32.3	23.9	17.6	15.2	27.9	29.3	31.3	31.6	31.4	29.8
20.5	19.4	21.2	31.7	15.7	22.4	8.2	8.3	8.1	8.7	8.5	8.6
21.0	17.9	13.7	22.4	18.8	26.5	5.4	5.4	5.0	4.9	5.0	5.2
19.5	22.4	35.2	46.1	11.5	16.5	2.8	2.9	3.2	3.8	3.6	3.4
23.6	13.1	19.3	32.3	12.1	19.5	10.6	10.1	9.7	10.5	9.9	9.8
23.6	13.1	19.3	32.3	12.1	19.5	10.6	10.1	9.7	10.5	9.9	9.8
17.2	18.7	23.9	22.8	18.2	21.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14.4	16.8	19.9	19.3	20.1	25.6	58.6	57.7	55.8	54.2	55.1	57.0
21.4	21.5	29.4	27.4	15.9	16.2	41.4	42.3	44.2	45.8	44.9	43.0

第39表 目的別歳出

その1 総括

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
議 会 費	24 960	0.3	112 282	1.3	137 242	0.8
総 務 費	576 880	5.8	1 152 075	13.6	1 606 229	9.2
民 生 費	545 923	5.5	1 306 510	15.4	1 736 061	9.9
衛 生 費	512 147	5.2	654 711	7.7	1 142 500	6.5
労 働 費	113 398	1.1	102 362	1.2	213 564	1.2
農 林 水 産 業 費	1 159 306	11.7	525 952	6.2	1 466 291	8.4
商 工 費	514 200	5.2	201 016	2.4	703 777	4.0
土 木 費	2 252 013	22.7	1 935 954	22.8	4 091 323	23.4
消 防 費	45 273	0.5	255 635	3.0	295 684	1.7
警 察 費	698 188	7.0	—	—	698 130	4.0
教 育 費	2 711 838	27.3	1 636 692	19.3	4 306 516	24.6
災 害 復 旧 費	227 572	2.3	115 180	1.4	295 240	1.7
公 債 費	289 531	2.9	395 647	4.7	656 541	3.8
諸 支 出 金	42 303	0.4	73 898	0.9	116 201	0.7
前年度繰上充用金	—	—	8 585	0.1	8 585	0.0
軽油引取税交付金	19 461	0.2	—	—	—	—
娯楽施設利用税交付金	11 122	0.1	—	—	—	—
自動車取得税交付金	73 053	0.7	—	—	—	—
特別区財政調整交付金	101 417	1.0	—	—	—	—
特別区財政調整納付金	—	—	994	0.0	—	—
歳 出 合 計	9 918 586	100.0	8 477 492	100.0	17 473 883	100.0

決算額の状況

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額		比						較		
		増減額		増減率			前年度増減率			
				都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額	
112 391	0.8	24 851	0.9	18.5	22.9	22.1	17.1	22.7	21.6	
1 295 176	8.9	311 053	10.9	17.3	25.3	24.0	18.9	20.5	19.4	
1 274 384	8.7	461 677	16.2	25.8	40.8	36.2	32.9	42.3	37.1	
905 637	6.2	236 863	8.3	23.2	23.9	26.2	24.9	27.7	26.4	
178 671	1.2	34 893	1.2	17.5	22.3	19.5	5.8	2.6	4.1	
1 309 489	9.0	156 802	5.5	11.2	16.9	12.0	24.4	23.6	24.0	
565 000	3.9	138 777	4.9	26.6	20.9	24.6	12.3	19.5	14.4	
3 690 598	25.2	400 725	14.0	2.6	21.5	10.9	20.5	21.3	20.8	
230 579	1.6	65 105	2.3	23.9	29.1	28.2	23.2	25.1	24.9	
561 773	3.8	136 357	4.8	24.3	—	24.3	19.4	—	19.4	
3 454 420	23.6	852 096	29.8	23.6	27.1	24.7	17.8	18.2	17.8	
359 320	2.5	64 080	2.2	15.9	17.7	17.8	99.3	99.3	95.3	
572 452	3.9	84 089	2.9	8.7	20.7	14.7	34.3	28.8	31.1	
97 716	0.7	18 485	0.6	20.4	18.1	18.9	16.0	25.4	21.9	
10 678	0.1	2 093	0.1	—	19.6	19.6	—	13.1	13.1	
—	—	—	—	15.9	—	—	26.2	—	—	
—	—	—	—	106.0	—	—	51.2	—	—	
—	—	—	—	15.1	—	—	19.4	—	—	
—	—	—	—	57.8	—	—	7.5	—	—	
—	—	—	—	—	56.5	—	—	16.7	—	
14 618 283	100.0	2 855 600	100.0	15.1	25.3	19.5	21.8	24.8	22.7	

第39表 目的別歳出

その2 推移

区 分	決 算 額			
	昭和43年度	44年度	45年度	46年度
議 会 費・総 務 費	725 986	852 860	1 005 659	1 177 079
民 生 費	503 007	592 919	758 681	929 257
衛 生 費	377 684	453 910	575 921	716 240
勞 働 費	122 950	143 483	162 748	186 345
農 林 水 産 業 費	595 398	720 315	847 840	1 056 035
商 工 業 費	271 692	337 627	410 521	493 842
土 地 費	1 564 589	1 972 037	2 474 369	3 054 137
消 費 者 費	99 984	119 208	149 320	184 575
教 育 費	277 982	327 063	401 756	470 365
そ の 他 費	1 680 580	1 986 745	2 440 255	2 931 618
歳 出 合 計	509 722	527 744	587 808	710 236
歳 出 合 計	6 729 574	8 033 912	9 814 878	11 909 529

第40表 民生費

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
社 会 福 祉 費	147 241	27.0	216 576	16.6	326 656	18.8
老 人 福 祉 費	92 270	16.9	267 885	20.5	322 627	18.6
児 童 福 祉 費	160 886	29.5	473 056	36.2	595 540	34.3
生 活 福 祉 費	143 838	26.3	347 965	26.6	488 599	28.1
災 害 救 護 費	1 688	0.3	1 028	0.1	2 639	0.2
合 計	545 923	100.0	1 306 510	100.0	1 736 061	100.0

その2 性質別内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 物 扶 助 費	73 550	13.5	276 260	21.1	349 811	20.1
扶 養 費	20 671	3.8	64 469	4.9	85 140	4.9
補 給 費	236 702	43.4	714 285	54.7	950 988	54.8
普 通 補 助 費	110 399	20.2	47 617	3.6	64 795	3.7
事 業 費	70 448	12.9	157 271	12.0	208 942	12.0
設 施 費	24 507	4.5	50 609	3.9	70 287	4.0
業 務 費	45 941	8.4	106 655	8.2	138 655	8.0
業 務 費 金	—	—	6	0.0	—	—
他 費	25 410	4.7	6 566	0.5	27 601	1.6
合 計	8 743	1.6	40 042	3.1	48 784	2.8
合 計	545 923	100.0	1 306 510	100.0	1 736 061	100.0

決算額の状況(つづき)

(単位 百万円)

47年度	48年度	指 数					
		43	44	45	46	47	48
1 407 567	1 743 471	100	117	139	162	194	240
1 274 384	1 736 061	100	118	151	185	253	345
905 637	1 142 500	100	120	152	190	240	303
178 671	213 564	100	117	132	152	145	174
1 309 489	1 466 291	100	121	142	177	220	246
565 000	703 777	100	124	151	182	208	259
3 690 598	4 091 323	100	126	158	195	236	261
230 579	295 684	100	119	149	185	234	296
561 773	698 130	100	118	145	169	202	251
3 454 420	4 306 516	100	118	145	174	206	256
1 040 166	1 076 567	100	104	115	139	204	211
14 618 283	17 473 883	100	119	146	177	217	260

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純和計年度額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
237 607	18.6	89 049	19.3	37.5	29.1
182 736	14.3	139 891	30.3	76.6	97.7
425 696	33.4	169 844	36.8	39.9	37.0
423 505	33.2	65 094	14.1	15.4	24.6
4 840	0.4	2 201	0.5	45.5	115.8
1 274 384	100.0	461 677	100.0	36.2	37.1

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純和計年度額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
262 534	20.6	87 277	18.9	33.2	29.5
63 437	5.0	21 703	4.7	34.2	27.9
700 067	54.9	250 921	54.3	35.8	46.0
48 199	3.8	16 596	3.6	34.4	30.1
141 353	11.1	67 589	14.6	47.8	21.8
51 927	4.1	18 360	4.0	35.4	45.5
89 426	7.0	49 229	10.7	55.0	11.3
20 743	1.6	6 858	1.5	33.1	19.7
38 051	3.0	10 733	2.3	28.2	41.0
1 274 384	100.0	461 677	100.0	36.2	37.1

第40表 民生費

その3 財源内訳

区 分	昭和48年度					
	都道府県		市町村		純計額	
国庫支出金	190 184	34.8	566 788	43.4	756 972	43.6
都道府県支出金	—	—	111 203	8.5	—	—
地方交付金	9 882	1.8	28 886	2.2	35 992	2.1
その他	13 566	2.5	63 403	4.9	69 221	4.0
の一般財源	36 530	6.7	63 936	4.9	98 958	5.7
その他	295 761	54.2	472 294	36.1	774 918	44.6
合 計	545 923	100.0	1 306 510	100.0	1 736 061	100.0

第41表 社会福祉

区 分	昭和48年度					
	都道府県		市町村		純計額	
人物扶養費	30 610	20.8	75 283	34.8	105 893	32.4
扶助費	8 544	5.8	16 810	7.8	25 353	7.8
通補単県貸そ	14 487	9.8	24 342	11.2	38 829	11.9
助建助独営	40 246	27.3	21 590	10.0	34 375	10.5
助建助独営	29 973	20.4	38 539	17.8	61 717	18.9
助建助独営	7 402	5.0	11 093	5.1	17 839	5.5
助建助独営	22 571	15.3	27 444	12.7	43 878	13.4
助建助独営	—	—	3	0.0	—	—
助建助独営	16 873	11.5	3700	1.7	17 669	5.4
助建助独営	6 508	4.4	36 312	16.8	42 820	13.1
合 計	147 241	100.0	216 576	100.0	326 656	100.0

第42表 老人福祉

区 分	昭和48年度					
	都道府県		市町村		純計額	
人物扶養費	5 309	5.8	21 295	7.9	26 604	8.2
扶助費	2 052	2.2	14 310	5.3	16 361	5.1
通補単県貸そ	32 849	35.6	185 588	69.3	218 437	67.7
助建助独営	37 027	40.1	13 600	5.1	15 623	4.8
助建助独営	13 076	14.2	30 747	11.5	41 298	12.8
助建助独営	7 107	7.7	12 465	4.7	18 026	5.6
助建助独営	5 969	6.5	18 278	6.8	23 273	7.2
助建助独営	—	—	3	0.0	—	—
助建助独営	1 797	1.9	1 421	0.5	3 217	1.0
助建助独営	160	0.2	924	0.3	1 087	0.3
合 計	92 270	100.0	267 885	100.0	322 627	100.0

の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭和 47 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
544 267	42.7	212 705	46.1	39.1	35.7
—	—	—	—	—	—
25 736	2.0	10 256	2.2	39.9	21.1
36 017	2.8	33 204	7.2	92.2	27.7
79 589	6.3	19 369	4.2	24.3	25.3
588 775	46.2	186 143	40.3	31.6	41.8
1 274 384	100.0	461 677	100.0	36.2	37.1

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和 47 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
81 645	34.4	24 248	27.2	29.7	26.8
19 069	8.0	6 284	7.1	33.0	20.2
22 702	9.6	16 127	18.1	71.0	51.5
24 609	10.4	9 766	11.0	39.7	28.6
42 252	17.8	19 465	21.9	46.1	21.2
12 509	5.3	5 330	6.0	42.6	79.6
29 744	12.5	14 134	15.9	47.5	6.6
—	—	—	—	—	—
14 140	6.0	3 529	4.0	25.0	22.0
33 191	13.8	9 629	10.8	29.0	43.2
237 607	100.0	89 049	100.0	37.5	29.1

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和 47 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
18 222	10.0	8 382	6.0	46.0	46.5
11 012	6.0	5 349	3.8	48.6	55.6
113 270	62.0	105 167	75.2	92.8	175.8
11 110	6.1	4 513	3.2	40.6	40.8
27 780	15.2	13 518	9.7	48.7	19.9
13 795	7.5	4 231	3.0	30.7	49.0
13 985	7.7	9 288	6.6	66.4	0.6
—	—	—	—	—	—
818	0.4	2 399	1.7	293.3	84.7
524	0.3	563	0.4	107.4	59.8
182 736	100.0	139 891	100.0	76.6	97.7

第43表 児 童 福 祉

区 分	昭 和 48 年 度			純 計 額	
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額		
人物扶 通補 貸そ 合	29 711 8 259 58 855 27 194 9 892 17 302 6 627 30 240 160 886	18.5 5.1 36.6 16.9 6.1 10.8 4.1 18.8 100.0	156 008 31 167 182 795 87 551 26 868 60 682 1 370 14 165 473 056	33.0 6.6 38.6 18.5 5.7 12.8 0.3 3.0 100.0	185 719 39 425 241 649 105 299 34 146 71 154 6 526 16 922 595 540
費 費 費 費 費 費 費 費 計	29 711 8 259 58 855 27 194 9 892 17 302 6 627 30 240 160 886	18.5 5.1 36.6 16.9 6.1 10.8 4.1 18.8 100.0	156 008 31 167 182 795 87 551 26 868 60 682 1 370 14 165 473 056	33.0 6.6 38.6 18.5 5.7 12.8 0.3 3.0 100.0	185 719 39 425 241 649 105 299 34 146 71 154 6 526 16 922 595 540

第44表 生 活 保 護

区 分	昭 和 48 年 度			純 計 額	
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額		
人 扶 そ 合	7 899 130 350 5 589 143 838	5.5 90.6 3.9 100.0	23 604 321 128 3 233 347 965	6.8 92.3 0.9 100.0	31 503 451 478 5 618 488 599
件 助 の 計	7 899 130 350 5 589 143 838	5.5 90.6 3.9 100.0	23 604 321 128 3 233 347 965	6.8 92.3 0.9 100.0	31 503 451 478 5 618 488 599
費 費 費 費 計	7 899 130 350 5 589 143 838	5.5 90.6 3.9 100.0	23 604 321 128 3 233 347 965	6.8 92.3 0.9 100.0	31 503 451 478 5 618 488 599

第45表 被 保 護 者

区 分	被 保 護 者 実 人 員			生 活 扶 助	
	実 数	指 数	保 護 率 (対人口千人)	人 員	指 数
昭 和 36 年 度	1 643	100	17.4	1 471	100
42	1 521	93	15.2	1 346	92
43	1 450	88	14.3	1 266	86
44	1 399	85	13.6	1 206	82
45	1 344	82	13.0	1 143	78
46	1 325	81	12.6	1 116	76
47	1 381	84	12.9	1 164	79
48	1 346	82	12.4	1 144	78

(註) 1 厚生省調による。

2 昭和46年度以前の数値には、沖縄県分に係るものは含まれていない。

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
136 621	32.1	49 098	28.9	35.9	32.1
29 513	6.9	9 912	5.8	33.6	25.3
170 144	40.0	71 505	42.1	42.0	54.2
70 237	16.5	35 062	20.6	49.9	23.2
25 003	5.9	9 143	5.4	36.6	31.1
45 234	10.6	25 920	15.3	57.3	19.3
5 509	1.3	1 017	0.6	13.5	7.4
13 672	3.2	3 250	1.9	23.8	21.0
425 696	100.0	169 844	100.0	39.9	37.0

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
25 705	6.1	5 798	8.9	22.6	15.4
392 382	92.7	59 096	90.8	15.1	25.5
5 418	1.2	200	0.3	3.7	10.6
423 505	100.0	65 094	100.0	15.4	24.6

数 の 推 移

(1か月平均 単位 千人)

住 宅 扶 助		教 育 扶 助		医 療 扶 助	
人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数
677	100	513	100	477	100
720	106	360	70	683	143
696	103	322	63	698	146
674	100	292	57	703	147
643	95	263	51	702	147
635	94	244	48	723	152
667	99	248	48	763	160
667	99	234	46	763	160

第46表 災 害 救 助

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額			
物 件 費	51	3.0	211	20.5	262	9.9
扶 助 費	162	9.6	433	42.1	595	22.5
補 助 費 等	104	6.2	101	9.8	128	4.9
普 通 建 設 事 業 費	45	2.7	105	10.2	149	5.6
補 助 事 業 費	43	2.5	42	4.1	85	3.2
単 独 事 業 費	2	0.1	62	6.0	64	2.4
そ の 他	1 326	78.6	178	17.3	1 505	57.0
合 計	1 688	100.0	1 028	100.0	2 639	100.0

第47表 衛 生 費

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 48 年			
	都 道 府 県	市 町 村		
公 衆 衛 生 費	296 232	57.8	227 275	34.7
結 核 対 策 費	54 998	10.7	21 084	3.2
保 健 所 費	66 384	13.0	19 882	3.0
清 掃 費	94 532	18.5	386 470	59.0
合 計	512 147	100.0	654 711	100.0

その2 性質別内訳

区 分	昭 和 48 年			
	都 道 府 県	市 町 村		
人 件 費	135 079	26.4	213 404	32.6
物 件 費	54 575	10.7	123 136	18.8
扶 助 費	118 186	23.1	19 594	3.0
補 助 費 等	70 006	13.7	64 822	9.9
普 通 建 設 事 業 費	72 432	14.1	176 129	26.9
補 助 事 業 費	16 592	3.2	72 199	11.0
単 独 事 業 費	55 840	10.9	103 846	15.9
県 営 事 業 負 担 金	—	—	83	0.0
繰 出 金	8 051	1.6	17 907	2.7
そ の 他	53 818	10.5	39 719	6.1
合 計	512 147	100.0	654 711	100.0

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額		比 較					
		増 減 額		増 減 率		前年度増減率	
752	15.5	△	490	22.3	△	65.2	196.1
1 569	32.4	△	974	44.3	△	62.1	202.9
203	4.2	△	75	3.4	△	36.9	57.4
415	8.6	△	266	12.1	△	64.1	400.0
329	6.8	△	244	11.1	△	74.2	571.4
86	1.8	△	22	1.0	△	25.6	152.9
1 901	39.3	△	396	18.0	△	20.8	51.0
4 840	100.0	△	2 201	100.0	△	45.5	115.8

の 状 況

(単位 百万円・%)

度 純計額		昭和47年度 純計額		比 較			
				増 減 額		増 減 率	
506 576	44.3	388 198	42.9	118 378	50.0	30.5	22.2
73 563	6.4	76 794	8.5	△ 3 231	△ 1.4	△ 4.2	25.2
86 118	7.5	71 854	7.9	14 264	6.0	19.9	16.0
476 244	41.7	368 792	40.7	107 452	45.4	29.1	34.0
1 142 500	100.0	905 637	100.0	236 863	100.0	26.2	26.4

(単位 百万円・%)

度 純計額		昭和47年度 純計額		比 較			
				増 減 額		増 減 率	
348 483	30.5	271 054	29.9	77 429	32.7	28.6	24.6
177 711	15.6	134 448	14.8	43 263	18.3	32.2	22.2
137 780	12.1	133 343	14.7	4 437	1.9	3.3	29.8
121 246	10.6	83 176	9.2	38 070	16.1	45.3	12.7
238 594	20.9	194 869	21.5	43 725	18.5	22.4	36.9
87 830	7.7	64 185	7.1	23 645	10.0	36.8	65.2
150 764	13.2	130 684	14.4	20 080	8.5	15.4	26.2
—	—	—	—	—	—	—	—
25 958	2.3	20 657	2.3	5 301	2.2	25.7	18.1
92 728	8.1	68 090	7.6	24 638	10.4	36.2	30.0
1 142 500	100.0	905 637	100.0	236 863	100.0	26.2	26.4

第47表 衛生費

その3 財源内訳

区 分	昭 和 48 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
国 庫 支 出 金	113 575	22.2	30 015	4.6
都 道 府 県 支 出 金	—	—	17 731	2.7
使 用 料、手 数 料	13 358	2.6	33 282	5.1
分 担 金、負 担 金、寄 附 金	972	0.2	5 022	0.8
地 方 債	27 659	5.4	91 279	13.9
そ の 他 特 定 財 源	35 642	7.0	29 219	4.5
一 般 財 源 等	320 941	62.7	448 163	68.5
合 計	512 147	100.0	654 711	100.0

第48表 公衆衛生

区 分	昭 和 48 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
人 物 扶 補 費	41 290	13.9	54 740	24.1
通 助 費	27 936	9.4	34 903	15.4
補 単 助 費	68 633	23.2	5 578	2.5
練 所 営 事 業 費	65 772	22.2	52 553	23.1
業 業 費	31 777	10.7	33 217	14.6
業 業 費	6 715	2.3	5 520	2.4
業 業 費	25 062	8.5	27 614	12.2
業 業 費	—	—	83	0.0
業 業 費	8 018	2.7	17 907	7.9
業 業 費	52 806	17.8	28 377	12.5
合 計	296 232	100.0	227 275	100.0

第49表 結 核 対 策

区 分	昭 和 48 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
人 物 扶 補 費	946	1.7	1 368	6.5
助 費	1 023	1.9	4 395	20.8
の 費	49 553	90.1	14 015	66.5
そ の 費	3 137	5.7	1 135	5.4
の 費	339	0.6	171	0.8
合 計	54 998	100.0	21 084	100.0

の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

度		昭和 47 年度		比 較			
純 計 額		純 計 額		増 減 額	増減率	前年度 増減率	
143 590	12.6	135 004	14.9	8 586	3.6	6.4	31.9
—	—	—	—	—	—	—	—
46 639	4.1	41 715	4.6	4 924	2.1	11.8	23.6
4 387	0.4	3 162	0.3	1 225	0.5	38.7	88.2
112 959	9.9	91 335	10.1	21 624	9.1	23.7	47.7
64 942	5.7	45 090	5.0	19 852	8.4	44.0	22.5
769 983	67.4	589 331	65.1	180 652	76.3	30.7	22.8
1 142 500	100.0	905 637	100.0	236 863	100.0	26.2	26.4

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

度		昭和 47 年度		比 較			
純 計 額		純 計 額		増 減 額	増減率	前年度 増減率	
96 030	19.0	73 607	19.0	22 423	18.9	30.5	26.4
62 839	12.4	46 859	12.1	15 980	13.5	34.1	23.2
74 211	14.6	65 495	16.9	8 716	7.4	13.3	32.8
109 317	21.6	73 018	18.8	36 299	30.7	49.7	10.5
57 820	11.4	50 439	13.0	7 381	6.2	14.6	15.9
11 295	2.2	8 794	2.3	2 501	2.1	28.4	26.0
46 525	9.2	41 645	10.7	4 880	4.1	11.7	13.9
—	—	—	—	—	—	—	—
25 925	5.1	20 657	5.3	5 268	4.5	25.5	18.4
80 434	15.9	58 123	14.9	22 311	18.8	38.4	28.7
506 576	100.0	388 198	100.0	118 378	100.0	30.5	22.2

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

度		昭和 47 年度		比 較			
純 計 額		純 計 額		増 減 額	増減率	前年度 増減率	
2 313	3.1	1 952	2.5	361	△ 11.2	18.5	18.2
5 418	7.4	4 746	6.2	672	△ 20.8	14.2	9.4
63 569	86.4	67 788	88.3	△ 4 219	130.6	△ 6.2	26.9
1 757	2.4	1 836	2.4	△ 79	2.4	△ 4.3	17.5
506	0.7	472	0.6	34	△ 1.1	7.2	23.2
73 563	100.0	76 794	100.0	△ 3 231	100.0	△ 4.2	25.2

第50表 保 健 所

区 分	昭 和 48 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
人 普 通 建 設 の 事 業 費 他	55 154	83.1	16 130	81.1
	5 165	7.8	2 338	11.8
	6 065	9.1	1 414	7.1
合 計	66 384	100.0	19 882	100.0

第51表 清 掃 費

区 分	昭 和 48 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
人 物 補 普 通 補 単 そ	37 689	39.9	141 167	36.5
	20 596	21.8	82 748	21.4
	293	0.3	10 891	2.8
	35 209	37.2	140 420	36.3
	7 739	8.2	65 590	17.0
	27 470	29.1	74 830	19.4
	745	0.8	11 244	2.9
合 計	94 532	100.0	386 470	100.0

参考表 (1) 廃棄物処理施設整

区 分	昭和47年度末の状況	昭和48年度末の状況
し 尿 処 理 施 設	77 430 kl/日	81 785 kl/日
地 域 焼 却 施 設	226 万人	283 万人
粗 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	84 949 t/日	94 761 t/日
	51 基	90 基
	—	—

(註) この計画は、昭和47年3月14日閣議了解された。

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

度		昭和 47 年度		比 較			
純 計 額		純 計 額		増 減 額	増 減 率	前年度 増減率	
71 285	82.8	59 177	82.4	12 108	84.9	20.5	18.2
7 502	8.7	6 123	8.5	1 379	9.7	22.5	2.0
7 331	8.5	6 554	9.1	777	5.4	11.9	11.9
86 118	100.0	71 854	100.0	14 264	100.0	19.9	16.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

度		昭和 47 年度		比 較			
純 計 額		純 計 額		増 減 額	増 減 率	前年度 増減率	
178 856	37.6	136 318	37.0	42 538	39.6	31.2	26.8
103 344	21.7	77 404	21.0	25 940	24.1	33.5	23.4
9 274	1.9	7 548	2.0	1 726	1.6	22.9	37.7
172 842	36.3	137 898	37.4	34 944	32.5	25.3	49.0
73 306	15.4	52 207	14.2	21 099	19.6	40.4	79.3
99 535	20.9	85 691	23.2	13 844	12.9	16.2	35.1
11 928	2.5	9 624	2.6	2 304	2.1	23.9	39.2
476 244	100.0	368 792	100.0	107 452	100.0	29.1	34.0

備計画(昭和 47 ~ 50 年度)

昭和50年度末の目標	4か年度間の事業量	4か年度間の事業費
82 560 kl/日	11 300 kl/日	504 億円
304 万人	85 万人	86 億円
110 661 t/日	48 378 t/日	2 324 億円
274 基	262 基	206 億円
—	—	500 億円

第52表 労 働 費

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
失 業 対 策 費	41 348	36.5	81 904	80.0	122 960	57.6
そ の 他	72 050	63.5	20 458	20.0	90 604	42.4
合 計	113 398	100.0	102 362	100.0	213 564	100.0

その2 性質別内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 件 費	27 006	23.8	7 281	7.1	34 288	16.1
失 業 対 策 事 業 費	38 607	34.0	76 752	75.0	115 359	54.0
補 助 事 業 費	31 421	27.7	55 255	54.0	86 676	40.6
単 独 事 業 費	7 186	6.3	21 497	21.0	28 683	13.4
そ の 他	47 785	42.1	18 329	17.9	63 917	29.9
合 計	113 398	100.0	102 362	100.0	213 564	100.0

その3 財源内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	28 222	24.9	32 367	31.6	60 590	28.4
都 道 府 県 支 出 金	—	—	1 681	1.6	—	—
そ の 他 特 定 財 源	23 000	20.3	14 055	13.7	36 687	17.2
一 般 財 源 等	62 176	54.8	54 259	53.0	116 287	54.5
合 計	113 398	100.0	102 362	100.0	213 564	100.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前年度増減率
105 638	59.1	17 322	49.6	16.4	△ 11.6
73 033	40.9	17 571	50.4	24.1	9.3
178 671	100.0	34 893	100.0	19.5	△ 4.1

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前年度増減率
28 401	15.9	5 887	16.9	20.7	18.5
98 108	54.9	17 251	49.4	17.6	△ 4.9
75 616	42.3	11 060	31.7	14.6	△ 0.8
22 492	12.6	6 191	17.7	27.5	△ 16.5
52 162	29.2	11 755	33.7	22.5	△ 11.9
178 671	100.0	34 893	100.0	19.5	△ 4.1

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前年度増減率
53 827	30.1	6 763	19.4	12.6	△ 3.4
—	—	—	—	—	—
28 813	16.2	7 874	22.6	27.3	16.6
96 031	53.7	20 256	58.1	21.1	△ 9.3
178 671	100.0	34 893	100.0	19.5	△ 4.1

第53表 失 業 対 策

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 件 費	1 210	2.9	4 588	5.6	5 798	4.7
失 業 対 策 事 業 費	38 607	93.4	76 752	93.7	115 359	93.8
補 助 事 業 費	31 421	76.0	55 255	67.5	86 676	70.5
単 独 の 他	7 186	17.4	21 497	26.2	28 683	23.3
そ の 他	1 531	3.7	564	0.7	1 803	1.5
合 計	41 348	100.0	81 904	100.0	122 960	100.0

第54表 農 林 水 産

その 1 目的別内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
農 業 費	302 445	26.1	202 137	38.4	405 674	27.7
畜 産 業 費	79 283	6.8	32 298	6.1	97 385	6.6
農 地 費	447 900	38.6	172 028	32.7	562 130	38.3
林 業 費	212 022	18.3	72 528	13.8	253 878	17.3
水 産 業 費	117 656	10.1	46 961	8.9	147 223	10.0
合 計	1 159 306	100.0	525 952	100.0	1 466 291	100.0

その 2 性質別内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 件 費	160 364	13.8	85 487	16.3	245 851	16.8
物 件 費	45 819	4.0	23 624	4.5	69 442	4.7
補 助 費 等	109 979	9.5	50 789	9.7	119 916	8.2
普 通 建 設 事 業 費	767 673	66.2	348 362	66.2	939 343	64.1
補 助 事 業 費	660 428	57.0	182 818	34.8	725 586	49.5
単 独 事 業 費	93 539	8.1	143 548	27.3	199 953	13.6
国 直 轄 事 業 負 担 金	13 706	1.2	98	0.0	13 804	0.9
県 営 事 業 負 担 金	—	—	21 898	4.2	—	—
そ の 他	75 471	6.5	17 690	3.4	91 739	6.3
合 計	1 159 306	100.0	525 952	100.0	1 466 291	100.0

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前 年 度 率 増 減 率
5 150	4.9	648	3.7	12.6	5.4
98 108	92.9	17 251	99.6	17.6	4.9
75 616	71.6	11 060	63.8	14.6	0.8
22 492	21.3	6 191	35.7	27.5	16.5
2 380	2.2	△ 577	△ 3.3	△ 24.2	△ 79.2
105 638	100.0	17 322	100.0	16.4	△ 11.6

業 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前 年 度 率 増 減 率
346 408	26.5	59 266	37.8	17.1	19.6
78 169	6.0	19 216	12.3	24.6	14.5
524 521	40.1	37 609	24.0	7.2	27.2
236 067	18.0	17 811	11.4	7.5	27.5
124 324	9.5	22 899	14.6	18.4	23.5
1 309 489	100.0	156 802	100.0	12.0	24.0

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前 年 度 率 増 減 率
199 780	15.3	46 071	29.4	23.1	15.3
57 510	4.4	11 932	7.6	20.7	12.6
106 033	8.1	13 883	8.9	13.1	20.9
873 552	66.7	65 791	42.0	7.5	28.0
696 996	53.2	28 590	18.2	4.1	33.0
164 253	12.5	35 700	22.8	21.7	11.0
12 303	0.9	1 501	1.0	12.2	14.4
—	—	—	—	—	—
72 614	5.5	19 125	12.2	26.3	18.5
1 309 489	100.0	156 802	100.0	12.0	24.0

第54表 農 林 水 産

その3 財源内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国庫支出金	515 316	44.5	15 476	2.9	530 792	36.2
都道府県支出金	—	—	171 509	32.6	—	—
分担金、負担金、 寄附金	73 955	6.4	44 589	8.5	96 397	6.6
地方債	45 358	3.9	41 822	8.0	83 448	5.7
その他特定財源等	100 166	8.6	33 968	6.5	129 408	8.8
その他財源	424 511	36.6	218 588	41.6	626 246	42.7
合 計	1 159 306	100.0	525 952	100.0	1 466 291	100.0

第55表 農 業 費

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人物補普通補助金	85 623	28.3	67 297	33.3	152 920	37.7
件費	21 309	7.0	11 886	5.9	33 195	8.2
助成費	72 277	23.9	26 893	13.3	71 346	17.6
通建設事業費	88 688	29.3	89 374	44.2	107 772	26.6
補助事業費	63 895	21.1	60 781	30.1	70 240	17.3
単独事業費	24 794	8.2	27 176	13.4	37 532	9.3
県営事業負担金	—	—	1 417	0.7	—	—
その他の	34 548	11.4	6 687	3.3	40 441	10.0
合 計	302 445	100.0	202 137	100.0	405 674	100.0

第56表 畜 産 業 費

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人物補普通補助金	17 965	22.7	2 152	6.7	20 117	20.7
件費	8 624	10.9	2 840	8.8	11 463	11.8
助成費	18 815	23.7	5 563	17.2	20 651	21.2
通建設事業費	27 508	34.7	19 488	60.3	36 732	37.7
補助事業費	19 942	25.2	11 783	36.5	23 556	24.2
単独事業費	7 452	9.4	7 620	23.6	13 061	13.4
国直轄事業負担金	114	0.1	2	0.0	116	0.1
県営事業負担金	—	—	83	0.3	—	—
その他の	6 371	8.0	2 255	7.0	8 422	8.6
合 計	79 283	100.0	32 298	100.0	97 385	100.0

業 費 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前 年 度 増 減 率
490 806	37.5	39 986	25.5	8.1	30.1
—	—	—	—	—	—
92 443	7.1	3 954	2.5	4.3	25.6
76 133	5.8	7 315	4.7	9.6	62.8
114 204	8.7	15 204	9.7	13.3	15.9
535 903	40.9	90 343	57.6	16.9	16.6
1 309 489	100.0	156 802	100.0	12.0	24.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前 年 度 増 減 率
126 406	36.5	26 514	44.7	21.0	16.7
28 407	8.2	4 788	8.1	16.9	13.5
62 694	18.1	8 652	14.6	13.8	22.8
90 052	26.0	17 720	29.9	19.7	23.7
59 569	17.2	10 671	18.0	17.9	44.5
30 483	8.8	7 049	11.9	23.1	3.5
—	—	—	—	—	—
38 849	11.2	1 592	2.7	4.1	19.4
346 408	100.0	59 266	100.0	17.1	19.6

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前 年 度 増 減 率
16 708	21.4	3 409	17.7	20.4	20.1
9 323	11.9	2 140	11.1	23.0	11.4
19 928	25.5	723	3.8	3.6	6.1
26 873	34.4	9 859	51.3	36.7	17.3
16 974	21.7	6 582	34.3	38.8	14.4
9 818	12.6	3 243	16.9	33.0	22.3
81	0.1	35	0.2	43.2	58.8
—	—	—	—	—	—
5 337	6.8	3 085	16.1	57.8	24.3
78 169	100.0	19 216	100.0	24.6	14.5

第57表 農 地 費

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 普	15 709	3.5	7 872	4.6	23 581	4.2
通 建 件 費	417 885	93.3	147 056	85.5	511 452	91.0
補 助 事 業 費	382 973	85.5	56 186	32.7	411 758	73.2
単 独 事 業 費	23 439	5.2	76 311	44.4	88 130	15.7
国 直 轄 事 業 負 担 金	11 473	2.6	91	0.1	11 564	2.1
県 営 事 業 負 担 金	—	—	14 468	8.4	—	—
そ の 他	14 306	3.2	17 100	9.9	27 097	4.8
合 計	447 900	100.0	172 028	100.0	562 130	100.0

第58表 林 業 費

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 普	25 964	12.2	5 612	7.7	31 576	12.4
通 建 件 費	157 471	74.3	57 272	79.0	187 455	73.8
補 助 事 業 費	129 053	60.9	30 701	42.3	139 730	55.0
単 独 事 業 費	27 057	12.8	24 768	34.1	46 364	18.3
国 直 轄 事 業 負 担 金	1 361	0.6	—	—	1 361	0.5
県 営 事 業 負 担 金	—	—	1 802	2.5	—	—
そ の 他	28 587	13.5	9 644	13.3	34 847	13.7
合 計	212 022	100.0	72 528	100.0	253 878	100.0

第59表 水 産 業

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 物 補 普	15 103	12.8	2 554	5.4	17 657	12.0
通 建 件 費	6 165	5.2	872	1.9	7 037	4.8
補 助 事 業 費	5 229	4.4	3 795	8.1	7 199	4.9
単 独 事 業 費	76 120	64.7	35 172	74.9	95 932	65.2
国 直 轄 事 業 負 担 金	64 566	54.9	23 367	49.8	80 303	54.5
県 営 事 業 負 担 金	10 796	9.2	7 673	16.3	14 866	10.1
そ の 他	758	0.6	5	0.0	762	0.5
合 計	—	—	4 127	8.8	—	—
	15 039	12.8	4 568	9.7	19 398	13.2
	117 656	100.0	46 961	100.0	147 223	100.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 額	増 減 率
16 927	3.2	6 654	17.7	39.3	2.5
486 165	92.7	25 287	67.2	5.2	28.6
401 201	76.5	10 557	28.1	2.6	31.9
74 579	14.2	13 551	36.0	18.2	15.2
10 385	2.0	1 179	3.1	11.4	11.7
21 429	4.1	5 668	15.1	26.5	21.4
524 521	100.0	37 609	100.0	7.2	27.2

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 額	増 減 率
25 322	10.7	6 254	35.1	24.7	13.6
182 590	77.3	4 865	27.3	2.7	30.7
144 023	61.0	4 293	24.1	3.0	34.1
37 291	15.8	9 073	50.9	24.3	19.1
1 276	0.5	85	0.5	6.7	27.5
28 155	12.0	6 692	37.6	23.8	21.7
236 067	100.0	17 811	100.0	7.5	27.5

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 額	増 減 率
14 417	11.6	3 240	14.1	22.5	17.2
5 221	4.2	1 816	7.9	34.8	10.5
5 379	4.3	1 820	7.9	33.8	41.1
87 872	70.7	8 060	35.2	9.2	27.0
75 229	60.5	5 074	22.2	6.7	33.3
12 081	9.7	2 785	12.2	23.1	2.0
561	0.5	201	0.9	35.8	37.5
11 435	9.2	7 963	34.8	69.6	7.2
124 324	100.0	22 899	100.0	18.4	23.5

参考表 (3) 第5次漁港整備5か年計画 (昭和48~52年度)

(単位 百万円・%)

区 分	投資総額 事業費	昭和48年度 投資実績	昭和49年度		昭和49年度末 進捗率
			事業費	うち国費	
本 土	416 700	41 494	45 239	24 949	20.8
離 島	139 800	14 185	15 346	13 069	21.1
北 海 道	111 400	12 839	13 880	12 830	24.0
沖 縄	12 100	1 615	1 717	1 677	27.5
合 計	680 000	70 133	76 182	52 525	21.5

例1 水産庁調による。

2 この計画は、昭和48年2月20日閣議決定された。

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純 計 額	比 較				
	増	減	額	増減率	前年度率
43 372	7.7	10 315	7.4	23.8	20.5
18 200	3.2	4 598	3.3	25.3	15.5
44 960	8.0	8 875	6.4	19.7	12.8
46 244	8.2	7 364	5.3	15.9	22.7
7 586	1.3	2 422	1.7	31.9	17.0
38 658	6.8	4 942	3.6	12.8	23.8
—	—	—	—	—	—
385 103	68.2	102 626	74.0	26.6	13.0
27 121	4.7	4 999	3.6	18.4	14.4
565 000	100.0	138 777	100.0	24.6	14.4

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純 計 額	比 較				
	増	減	額	増減率	前年度率
5 105	0.9	531	0.4	10.4	5.6
1 867	0.3	277	0.2	14.8	9.2
44 485	7.9	23 633	17.0	53.1	11.0
314 421	55.6	69 171	49.8	22.0	17.1
31 612	5.7	5 407	3.9	17.1	20.7
167 510	29.6	39 758	28.6	23.7	9.8
565 000	100.0	138 777	100.0	24.6	14.4

第61表 土 木 費

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
土 木 管 理 費	111 014	4.9	204 734	10.6	314 206	7.7
道 路 橋 り ょ う 費	860 303	38.2	625 233	32.3	1 451 490	35.5
河 川 海 岸 費	431 422	19.2	69 853	3.6	494 094	12.1
港 灣 費	147 532	6.6	74 326	3.8	207 139	5.1
都 市 計 画 費	402 855	17.9	667 744	34.5	1 040 557	25.4
住 宅 費	285 868	12.7	293 337	15.2	570 253	13.9
空 港 費	13 020	0.6	726	0.0	13 584	0.3
合 計	2 252 013	100.0	1 935 954	100.0	4 091 323	100.0

その2 性質別内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 物 維 持 費	86 911	3.9	170 007	8.8	256 918	6.3
普 通 補 助 費	16 005	0.7	33 675	1.7	49 679	1.2
単 独 事 業 費	72 651	3.2	83 036	4.3	155 687	3.8
国 直 轄 事 業 費	1 824 976	81.0	1 319 343	68.1	3 060 308	74.8
県 営 事 業 費	1 153 297	51.2	559 479	28.9	1 709 603	41.8
負 担 金	490 190	21.8	703 405	36.3	1 154 715	28.2
支 出 金	181 489	8.1	14 502	0.7	195 991	4.8
貸 繰 金	—	—	41 958	2.2	—	—
そ の 他 特 定 財 源	112 884	5.0	99 956	5.2	208 338	5.1
一 般 財 源 等	42 091	1.9	157 212	8.1	199 303	4.9
合 計	96 495	4.3	72 725	3.8	161 090	3.9
合 計	2 252 013	100.0	1 935 954	100.0	4 091 323	100.0

その3 財源内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	651 148	28.9	287 554	14.9	938 702	22.9
都 道 府 県 支 出 金	—	—	59 160	3.1	—	—
使 用 料、手 数 料	25 366	1.1	28 502	1.5	53 868	1.3
分 担 金、負 担 金、寄 附 金	69 725	3.1	38 782	2.0	68 580	1.7
地 方 債	364 145	16.2	379 004	19.6	717 248	17.5
そ の 他 特 定 財 源	226 969	10.1	203 512	10.5	420 101	10.3
一 般 財 源 等	914 660	40.6	939 440	48.5	1 892 824	46.3
合 計	2 252 013	100.0	1 935 954	100.0	4 091 323	100.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額		比 較				
		増 減 額		増 減 率	前 年 度 率	
202 011	5.5	112 195	28.0	55.5	△	5.1
1 382 156	37.5	69 334	17.3	5.0		23.1
487 935	13.2	6 159	1.5	1.3		35.7
189 584	5.1	17 555	4.4	9.3		27.6
906 166	24.6	134 391	33.5	14.8		27.2
507 741	13.8	62 512	15.6	12.3		4.8
15 005	0.4	△ 1 421	△ 0.4	△ 9.5		11.5
3 690 598	100.0	400 725	100.0	10.9		20.8

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額		比 較				
		増 減 額		増 減 率	前 年 度 率	
200 731	5.4	56 187	14.0	28.0		22.4
39 814	1.1	9 865	2.5	24.8		15.6
135 120	3.7	20 567	5.1	15.2		14.4
2 884 416	78.2	175 892	43.9	6.1		23.2
1 703 285	46.2	6 318	1.6	0.4		28.3
975 615	26.4	179 100	44.7	18.4		13.1
205 516	5.6	△ 9 525	△ 2.4	△ 4.6		35.6
—	—	—	—	—		—
169 818	4.6	37 520	9.4	22.1		5.7
116 423	3.2	82 880	20.7	71.2	△	9.3
144 276	3.8	16 814	4.2	11.7		34.8
3 690 598	100.0	400 725	100.0	10.9		20.8

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額		比 較				
		増 減 額		増 減 率	前 年 度 率	
947 605	25.7	△ 8 903	△ 0.9	△ 0.1		29.6
—	—	—	—	—		—
45 488	1.2	8 380	2.1	18.4		15.2
54 550	1.5	14 030	3.5	25.7		11.8
907 775	24.6	△ 190 527	△ 47.5	△ 21.0		63.9
323 621	8.8	96 480	24.1	29.8		12.9
1 411 559	38.2	481 265	120.1	34.1		1.3
3 690 598	100.0	400 725	100.0	10.9		20.8

第62表 道路橋りよ

区 分	昭 和 48 年 度						
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		
人 維 普 通 補 単 國 県 そ 合	件 補 設 事 業 の 修 業 費 費 費 費 費 金 他 費 費 費 費 費 金 他	23 049	2.7	45 517	7.3	68 566	4.7
		51 184	5.9	64 767	10.4	115 951	8.0
		769 419	89.4	500 742	80.1	1 239 027	85.4
		438 490	51.0	78 953	12.6	517 366	35.6
		222 821	25.9	396 407	63.4	606 668	41.8
		108 108	12.6	6 885	1.1	114 993	7.9
		—	—	18 498	3.0	—	—
		—	—	14 207	2.3	—	—
		16 651	1.9	—	—	27 946	1.9
合 計	860 303	100.0	625 233	100.0	1 451 490	100.0	

参考表(4) 第7次 道路整備
(単位 億円)

区 分	投 資 額
一	93 400
道	67 770
街	25 100
機	530
有	49 600
日	32 000
首	4 600
阪	3 400
有	6 600
本	3 000
地	47 000
予	5 000
合 計	195 000

第63表 河 川 海 岸

区 分	昭 和 48 年 度						
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		
人 維 普 通 補 単 國 県 そ 合	件 補 設 事 業 の 修 業 費 費 費 費 費 金 他 費 費 費 費 費 金 他	6 889	1.6	4 238	6.1	11 127	2.3
		6 714	1.6	3 960	5.7	10 674	2.2
		409 006	94.8	59 782	85.6	462 080	93.5
		300 016	69.5	12 007	17.2	309 523	62.6
		57 750	13.4	45 791	65.6	101 316	20.5
		51 239	11.9	2	0.0	51 241	10.4
		—	—	1 984	2.8	—	—
		—	—	1 873	2.7	—	—
		8 813	2.0	—	—	10 213	2.1
合 計	431 422	100.0	69 853	100.0	494 094	100.0	

ろ 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
54 917	4.0	13 649	19.7	24.9	21.9
103 345	7.5	12 606	18.2	12.2	13.0
1 201 089	86.9	37 938	54.7	3.2	24.3
529 474	38.3	12 108	17.5	2.3	30.1
557 315	40.3	49 353	71.2	8.9	17.2
114 301	8.3	692	1.0	0.6	35.9
—	—	—	—	—	—
22 805	1.6	5 141	7.4	22.5	15.2
1 382 156	100.0	69 334	100.0	5.0	23.1

5 か 年 計 画 (昭和48~52年度)

註 1 建設省調による。

2 この計画は、昭和48年6月29日閣議決定された。

3 この計画の進捗状況は、次のとおりである。

(1) 昭和48年度事業費 27 260 億円

(2) 昭和49年度事業費見込額 27 179 億円

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
7 948	1.6	3 179	51.6	40.0	20.5
9 152	1.9	1 522	24.7	16.6	22.3
466 076	95.5	3 996	64.9	0.9	36.7
336 997	69.1	27 474	446.1	8.2	41.5
73 113	15.0	28 203	457.9	38.6	17.3
55 967	11.5	4 726	76.7	8.4	38.7
—	—	—	—	—	—
4 759	1.0	5 454	88.6	114.6	5.1
487 935	100.0	6 159	100.0	1.3	35.7

参考表 (5) 第4次 治 山 治 水 事 業

その 1 第4次治水事業5か年計画

(単位 億円)

区 分	投 資 総 額		
	直 轄	補 助	計
河 川 改 修 事 業	8 146	9 754	17 900
ダ ム 事 業	3 748	2 152	5 900
砂 防 事 業	1 280	4 820	6 100
建 設 機 械 整 備 等	100	—	100
小 計	13 274	16 726	30 000
災害関連事業、地方単独事業			6 000
予 備 費			4 500
合 計			40 500

注 1 建設省調による。

2 この計画は、昭和47年6月30日閣議決定された。

3 この計画の進捗状況は、次のとおりである。

- (1) 昭和47年度事業費 5 022 億円
- (2) 昭和48年度事業費 5 020 億円
- (3) 昭和49年度事業費見込額 4 959 億円

第64表 港 湾 費

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額		額	
人 件 費	2 693	1.8	4 170	5.6	6 863	3.3
維 持 補 修 費	1 974	1.3	1 183	1.6	3 157	1.5
普 通 建 設 事 業 費	125 396	85.0	60 618	81.6	173 103	83.6
補 助 事 業 費	87 171	59.1	33 248	44.7	120 318	58.1
単 独 事 業 費	17 216	11.7	11 240	15.1	24 183	11.7
国直轄事業負担金	21 009	14.2	7 593	10.2	28 602	13.8
県営事業負担金	—	—	8 536	11.5	—	—
そ の 他	17 469	11.8	8 355	11.2	24 016	11.6
合 計	147 532	100.0	74 326	100.0	207 139	100.0

5 か 年 計 画 (昭和47～51年度)

その2 第4次治山事業5か年計画

(単位 億円・千ha)

区 分	投 資 総 額			事 業 量
	国 有 林	民 有 林	計	
復 旧 治 山	776	2 527	3 303	164
予 防 治 山	79	974	1 053	75
防 災 林 造 成	28	180	208	(264km) 23
保 安 林 整 備	53	307	360	237
地 す べ り 防 止	9	607	616	27
そ の 他	255	5	260	—
小 計	1 200	4 600	5 800	(264km)526
災害関連事業、地方単独事業			200	
予 備 費			850	
合 計			6 850	

註1 林野庁調による。()書きは防潮林である。

2 この計画は、昭和47年3月14日閣議決定された。

3 この計画の進捗状況は、次のとおりである。

- (1) 昭和48年度事業費 897 億円
計画額5800億円に対する進捗率は31.0%である。
- (2) 昭和49年度事業費見込額 921 億円

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 率
5 244	2.8	1 619	9.2	30.9	20.6
2 647	1.4	510	2.9	19.3	8.5
160 111	84.5	12 992	74.0	8.1	26.8
111 340	58.7	8 978	51.1	8.1	29.9
15 350	8.1	8 833	50.8	57.5	1.8
33 420	17.6	△ 4 818	△ 27.4	△ 14.4	31.5
—	—	—	—	—	—
21 582	11.3	2 434	13.9	11.3	38.4
189 584	100.0	17 555	100.0	9.3	27.6

参考表(6) 第4次港湾整備

(単位 億円)

区 分	事業費	区 分	事業費
外国貿易港湾の整備	6360	調整項目	1650
国内流通港湾の整備	3910	小 計	15500
地域開発基盤港湾の整備	1910	災害関連・地方単独事業等	2400
産業関連港湾の整備	680	合 計	17900
航路等の整備	680	港湾機能施設整備事業	2100
公害防止事業の推進	170	予 備 費	1000
港湾調査の実施等	140	再 計	21000

第65表 都 市 計 画

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
街 路 費	189 867	47.1	188 791	28.3	366 951	35.3
公 共 下 水 道 費	57 329	14.2	121 276	18.2	178 592	17.2
都 市 下 水 道 費	9 544	2.4	36 504	5.5	39 965	3.8
区 画 整 理 費 等	146 115	36.3	321 173	48.1	455 049	43.7
合 計	402 855	100.0	667 744	100.0	1 040 557	100.0

その2 性質別内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 件 費	8 273	2.1	36 705	5.5	44 978	4.3
維 持 補 修 費	2 425	0.6	3 967	0.6	6 392	0.6
普 通 建 設 事 業 費	294 854	73.2	461 502	69.1	729 773	70.1
補 助 独 立 事 業 費	195 325	48.5	254 926	38.2	449 902	43.2
単 独 事 業 費	99 529	24.7	193 971	29.0	279 871	26.9
国 直 轄 事 業 負 担 金	—	—	—	—	—	—
県 営 事 業 負 担 金	—	—	12 606	1.9	—	—
そ の 他	97 303	24.2	165 570	24.8	259 414	24.9
合 計	402 855	100.0	667 744	100.0	1 040 557	100.0

5 か年計画（昭和46～50年度）

註1 運輸省調による。

2 この計画は、昭和47年3月17日閣議決定された。

3 この計画の進捗状況は、次のとおりである。

(1) 昭和48年度事業費 2757億円

(2) 昭和49年度事業費見込額 2725億円

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額		比 較				
		増 減 額	増 減 率	前 年 増	年 減 率	
366 547	40.5	404	0.3	0.1	16.9	
149 110	16.5	29 482	21.9	19.8	33.6	
33 567	3.7	6 398	4.8	19.1	38.1	
356 941	39.4	98 108	73.0	27.5	35.9	
906 166	100.0	134 391	100.0	14.8	27.2	

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額		比 較				
		増 減 額	増 減 率	前 年 増	年 減 率	
32 909	3.6	12 069	9.0	36.7	27.1	
4 752	0.5	1 640	1.2	34.5	12.7	
652 139	72.0	77 634	57.8	11.9	25.6	
431 329	47.6	18 573	13.8	4.3	28.9	
220 807	24.4	59 064	43.9	26.7	19.8	
3	0.0	3	0.0	皆減	97.2	
—	—	—	—	—	—	
216 366	23.9	43 048	32.0	19.9	32.8	
906 166	100.0	134 391	100.0	14.8	27.2	

参考表(7) 第7次道路整備5か年計画中の街路事業
(昭和48~52年度)

(単位 億円)

区 分	投 資 総 額				
	道 路	橋りょう	舗 装	修繕等	計
一 般 国 道	1 164	66	43	—	1 273
主 要 地 方 道	4 450	276	309	24	5 059
そ の 他 の 地 方 道	16 298	691	1 530	136	18 655
小 計	21 912	1 033	1 882	160	24 987
調 査	—	—	—	—	113
合 計	21 912	1 033	1 882	160	25 100

註 1 建設省調による。

2 この計画は、昭和48年6月29日閣議決定された。

3 この計画の中街路事業の進捗状況は、次のとおりである。

- (1) 昭和48年度事業費 3 724 億円
(2) 昭和49年度事業費見込額 3 632 億円

第66表 住 宅 費

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県	市 町 村	純 計	額		
人 維 普	5 654	2.0	9 707	3.3	15 362	2.7
持 通 建 修 費	10 034	3.5	8 709	3.0	18 743	3.3
補 助 設 事 業 費	199 324	69.7	226 959	77.4	420 323	73.7
単 独 事 業 費	125 347	43.8	179 304	61.1	304 588	53.4
県 営 事 業 費	73 977	25.9	47 618	16.2	115 735	20.8
貸 付 金 他	—	—	36	0.0	—	—
そ の 他	61 772	21.6	37 723	12.9	98 458	17.3
	9 084	3.2	10 239	3.5	17 367	3.0
合 計	285 868	100.0	293 337	100.0	570 253	100.0

参考表(8) 第3次下水道整備5か年計画(昭和46~50年度)

その1 事業費

(単位 億円)

区 分	事業費	区 分	事業費
公共下水道	20 300	都市下水路	800
一般公共事業	11 575	特定公共下水道	300
地方単独事業	8 725	一般公共事業	255
流域下水道	3 600	地方単独事業	45
一般公共事業	3 240	予 備 費	1 000
地方単独事業	360	合 計	26 000

例) 建設省調による。

2 この計画は、昭和46年8月27日閣議決定された。

3 この計画の進捗状況は、次のとおりである。

- | | |
|------------------|----------|
| (1) 昭和46年度事業費 | 3 738 億円 |
| (2) 昭和47年度事業費 | 5 307 億円 |
| (3) 昭和48年度事業費 | 5 459 億円 |
| (4) 昭和49年度事業費見込額 | 4 737 億円 |

その2 整備状況等

区 分	昭和47年度末	昭和48年度末	昭和49年度 見 込
総 人 口(万人)	10 733	10 871	10 980
処 理 人 口(万人)	1 986	2 116	2 248
総人口普及率(%)	18.5	19.5	20.5

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度	増 減 率	前 年 度
12 417	2.4	2 945	4.7	23.7	19.0
14 532	2.9	4 211	6.7	29.0	22.0
376 076	74.1	44 247	70.8	11.8	6.9
288 289	56.8	16 299	26.1	5.7	11.3
87 787	17.3	27 948	44.7	31.8	5.3
—	—	—	—	—	—
89 284	17.6	9 174	14.7	10.3	3.2
15 432	3.0	1 935	3.1	12.5	15.9
507 741	100.0	62 512	100.0	12.3	4.8

参考表(9) 第2期住宅建設5か年

区 分	第2期 5か年計画(昭和46~50)		
	計 画 戸 数	48年度建設戸数 (実績見込み)	達 成 率 (実績見込み)%
公 的 資 金 に よ る 住 宅	3 838	618	48.3
公営住宅(改良住宅を含む。)	678	112	51.0
公庫住宅	1 370	309	65.3
公団住宅	460	59	41.5
その他の住宅	945	138	44.9
調整戸数	385	—	—
民 間 自 力 建 設 住 宅	5 738	1 239	61.1
合 計	9 576	1 857	56.0

第67表 消 防 費

その1 性質別内訳

区 分	昭 和 48 年 度						
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		
人 件 費	38 503	85.0	159 281	62.3	197 784	66.9	
物 件 費	1 935	4.3	26 351	10.3	28 286	9.6	
普通建設事業費	3 505	7.7	53 236	20.8	56 577	19.1	
そ の 他	1 330	2.9	16 767	6.6	13 037	4.4	
合 計	45 273	100.0	255 635	100.0	295 684	100.0	

その2 財源内訳

区 分	昭 和 48 年 度						
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		
国庫支出金	243	0.5	3 973	1.6	4 216	1.4	
地方債	1 000	2.2	20 935	8.2	20 479	6.9	
その他特定財源	3 625	8.0	12 046	4.7	8 617	2.9	
一般財源等	40 405	89.2	218 681	85.5	262 372	88.7	
合 計	45 273	100.0	255 635	100.0	295 684	100.0	

計画(昭和46～50年度)

(単位 千戸)

年度)
49年度建設戸数 (計画)
708
103
308
70
227
—
1131
1839

- (注) 1 建設省調による。
 2 第2期住宅建設5か年計画は、昭和46年3月30日に閣議決定されたが、沖縄県に係る住宅建設計画(47～50年度)を追加するため、昭和48年2月20日変更された。
 3 沖縄県分を含む。

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
151 654	65.8	46 130	70.9	30.4	26.2
23 364	10.1	4 922	7.6	21.1	23.4
44 228	19.2	12 349	19.0	27.9	24.6
11 333	4.9	1 704	2.6	15.0	13.7
230 579	100.0	65 105	100.0	28.2	24.9

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
3 497	1.5	719	1.1	20.6	30.6
17 168	7.4	3 311	5.1	19.3	43.8
6 593	2.9	2 024	3.1	30.7	25.4
203 321	88.2	59 051	90.7	29.0	23.4
230 579	100.0	65 105	100.0	28.2	24.9

第68表 消防施設等整備費

区 分	昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度	
	数 量	補 助 金	数 量	補 助 金	数 量	補 助 金
消防ポンプ自動車	774	472 810	781	555 750	915	652 554
手引動力ポンプ	—	—	—	—	—	—
小型動力機	1 775	194 902	1 812	207 470	1 941	226 116
火災報知機	30	600	33	660	—	—
受信機	—	—	1	200	—	—
消防専用電話	595	66 807	540	61 427	611	71 812
防火水そう車	1 113	135 189	1 165	189 909	968	165 820
積載（小計）	—	—	—	—	190	30 000
消防力車	—	870 308	—	1 015 416	—	1 146 302
消防自動車	30	117 730	36	145 400	50	205 890
消防自動車	46	69 740	51	72 550	52	77 320
消防自動車	99	61 500	31	19 600	40	24 200
消防塔	—	—	1	30 000	1	22 000
消防塔	4	40 000	5	50 000	4	60 000
消防塔	—	—	—	—	—	—
消防塔	—	—	—	—	—	—
消防塔	—	—	—	—	4	8 000
消防塔	—	—	—	—	—	—
消防塔	—	—	—	—	—	—
消防塔	—	—	—	—	—	—
消防塔	—	288 970	—	317 550	—	397 410
消防塔	—	1 159 278	—	1 332 966	—	1 543 712
消防塔	—	—	5	10 000	6	14 500
消防塔	世 132	—	世 112	—	世 130	—
消防塔	独 47	49 990	独 107	47 774	独 127	44 456
消防塔	—	—	—	—	—	—
消防塔	—	1 209 268	—	1 390 740	—	1 602 668

(注) 消防庁調による。

第69表 火 災 発 生

区 分	総 出 火 件 数	
	件 数	指 数
昭和36年	47 106	100
37年	54 157	115
38年	48 057	102
39年	54 506	116
40年	53 654	114
41年	56 797	121
42年	63 905	136
43年	64 019	136
44年	58 291	124
45年	73 072	155

(注) 消防庁調により、暦年である。

補助金による整備状況

(単位 千円)

昭和 45 年度		昭和 46 年度		昭和 47 年度		昭和 48 年度	
数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金
1 055	859 780	1 070	937 300	1 291	1 156 414	1 172	1 066 886
—	—	—	—	—	—	—	—
1 698	239 060	1 640	242 565	1 651	244 147	1 601	249 095
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
841	108 200	1 125	157 360	1 256	187 723	2 019	305 352
1 078	222 800	1 529	307 015	1 591	345 198	2 091	613 805
300	102 110	446	166 560	595	218 970	679	257 608
	1 531 950		1 810 800		2 152 452		2 492 746
54	215 060	55	247 710	61	329 660	111	673 738
66	99 970	54	93 890	59	127 568	50	113 140
30	19 480	29	23 910	34	33 603	35	34 908
—	—	3	82 000	1	30 000	—	—
4	40 000	1	10 000	4	40 000	1	10 000
21	31 500	16	24 000	16	25 800	23	36 000
—	—	—	—	—	—	4	20 000
7	14 000	5	10 000	4	8 000	6	14 400
6	17 000	8	22 100	9	28 900	11	35 700
	437 010		513 610		623 531		937 886
	1 968 960		2 324 410		2 775 983		3 430 632
5	11 500	12	22 000	19	26 800	40	52 000
世 100	46 000	世 92	48 103	世 72	46 389	世 52	31 262
独 115	2 026 460	独 74	2 394 513	独 99	2 849 172	独 23	3 513 894

の 状 況

(単位 百万円・人)

総 損 害 額		死 傷 者 数	
金 額	指 数	人 員	指 数
43 021	100	9 580	100
51 203	119	10 273	107
48 865	114	9 321	97
53 295	124	10 476	109
54 252	126	9 967	104
70 172	163	10 636	111
83 387	194	11 320	118
78 570	183	10 691	112
84 106	195	11 364	119
113 796	265	11 659	122

第70表 警察費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	昭和48年度		昭和47年度		比 較			
	純 計 額		純 計 額		増 減 額	増減率	前年度増減率	
人 物 費	555 861	79.6	446 590	79.5	109 271	80.1	24.5	17.3
件 件 費	49 971	7.2	41 357	7.4	8 614	6.3	20.8	21.1
補 助 費	6 955	1.0	6 015	1.1	940	0.7	15.6	22.2
普 通 建 設 費	81 645	11.7	65 002	11.6	16 643	12.2	25.6	37.6
そ の 他 の 業 務 費	3 698	0.5	2 809	0.4	889	0.7	31.6	11.9
合 計	698 130	100.0	561 773	100.0	136 357	100.0	24.3	19.4

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	昭和48年度		昭和47年度		比 較			
	純 計 額		純 計 額		増 減 額	増減率	前年度増減率	
国 庫 支 出 金	20 551	2.9	17 597	3.1	2 954	2.2	16.8	26.5
使 用 料 手 数 料	19 006	2.7	13 189	2.3	5 817	4.3	44.1	42.8
諸 他 特 定 財 源	2 154	0.3	1 564	0.3	590	0.4	37.7	13.4
そ の 他 の 一 般 財 源	14 547	2.1	12 758	2.3	1 789	1.3	14.0	34.0
合 計	641 872	91.9	516 665	92.0	125 207	91.8	24.2	18.5
	698 130	100.0	561 773	100.0	136 357	100.0	24.3	19.4

第72表 警察職員

区 分	地 方 警 務 官	地 方 警 察	
		警 察 官	事 務 職 員
昭 和 36 年	280	129 482	19 833
40	300	145 249	22 048
41	320	150 320	22 571
42	340	156 094	23 096
43	360	160 646	23 707
44	360	166 459	24 069
45	370	172 204	24 800
46	390	176 573	26 982
47	410	178 611	28 756
48	438	183 871	30 175
49	458	189 280	30 284

注1 地方警務官は警察庁調、その他は自治省調による。

2 昭和36年は5月31日現在、昭和40～49年は4月1日現在の職員数であ

第71表 交通事故等発生状況

区 分	業務上等過失致死 傷害罪発生件数	交通事故発生件数
昭和36年	129 549	493 693
40	258 805	567 286
41	296 804	425 944
42	383 631	521 481
43	508 281	635 056
44	594 790	720 880
45	652 614	718 080
46	631 215	700 290
47	594 542	659 283
48	538 192	586 713

註1 警察庁調により、暦年である。

2 「業務上等過失致死傷害罪発生件数」には、14歳未満の者の件数が除かれている。

3 「交通事故件数」は、昭和40年までは、物損事故件数を含み、昭和41年以降は、人身に係る事故の件数のみである。

数 の 推 移 (単位 人)

職 員 計	合 計		
	警 察 官	事 務 職 員	計
149 315	129 762	19 833	149 595
167 297	145 549	22 048	167 597
172 891	150 640	22 571	173 211
179 190	156 434	23 096	179 530
184 353	161 006	23 707	184 713
190 528	166 819	24 069	190 888
197 004	172 574	24 800	197 374
203 555	176 963	26 982	203 945
207 367	179 021	28 756	207 777
214 046	184 309	30 175	214 484
219 564	189 738	30 284	220 022

る。ただし、昭和47～49年の地方警務官数は5月1日現在の職員数である。

第73表 教 育 費

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
小 学 校 費	993 654	36.6	646 579	39.5	1 634 548	38.0
中 学 校 費	572 528	21.1	329 072	20.1	898 111	20.9
高 等 学 校 費	676 008	24.9	59 425	3.6	734 435	17.1
保 健 学 校 費	43 774	1.6	167 743	10.2	204 764	4.8
大 学 校 費	32 486	1.2	239 763	14.6	267 752	6.2
特 殊 学 校 費	34 651	1.3	14 759	0.9	49 273	1.1
幼 稚 園 費	80 400	3.0	3 632	0.2	83 760	1.9
教 育 費	1 097	0.0	72 203	4.4	72 203	1.7
教 育 費	277 239	10.2	103 516	6.3	361 670	8.4
合 計	2 711 838	100.0	1 636 692	100.0	4 306 516	100.0

その2 性質別内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 物 費	2 269 308	83.7	419 598	25.6	2 688 906	62.4
維 持 費	98 391	3.6	250 279	15.3	348 670	8.1
扶 助 費	7 714	0.3	29 261	1.8	36 975	0.9
普 通 補 助 費	83 746	3.1	74 384	4.5	131 205	3.0
補 助 費	225 794	8.3	840 686	51.4	1 058 929	24.6
単 独 事 業 費	58 520	2.2	472 643	28.9	531 033	12.3
県 営 事 業 費	167 274	6.2	367 687	22.5	527 897	12.3
そ の 他 の 費 用	—	—	356	0.0	—	—
そ の 他 の 費 用	26 885	1.0	22 484	1.4	41 831	1.0
合 計	2 711 838	100.0	1 636 692	100.0	4 306 516	100.0

その3 財源内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	808 795	29.8	151 757	9.3	960 552	22.3
都 道 府 県 支 出 金	—	—	27 442	1.7	—	—
使 用 料 手 数 料	32 100	1.2	12 792	0.8	44 892	1.0
分 担 金 負 担 金 寄 附 金	1 694	0.1	18 760	1.1	18 007	0.4
地 方 債	64 050	2.4	344 715	21.1	381 960	8.9
そ の 他 特 定 財 源	50 704	1.9	77 463	4.7	127 529	3.0
一 般 財 源 等	1 754 495	64.7	1 003 763	61.3	2 773 576	64.4
合 計	2 711 838	100.0	1 636 692	100.0	4 306 516	100.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和 47 年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
1 327 223	38.4	307 325	36.1	23.2	18.3
732 097	21.2	166 014	19.5	22.7	17.4
594 648	17.2	139 787	16.4	23.5	16.2
155 902	4.5	48 862	5.7	31.3	25.3
210 393	6.1	57 359	6.7	27.3	20.2
43 386	1.3	5 887	0.7	13.6	13.1
63 822	1.8	19 938	2.3	31.2	29.9
50 405	1.5	21 798	2.6	43.2	37.1
276 543	8.0	85 127	10.0	30.8	10.6
3 454 420	100.0	852 096	100.0	24.7	17.8

(単位 百万円・%)

昭和 47 年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
2 169 322	62.8	519 584	61.0	24.0	18.8
282 657	8.2	66 013	7.7	23.4	18.8
31 432	0.9	5 543	0.7	17.6	15.5
98 104	2.8	33 101	3.9	33.7	33.1
838 998	24.3	219 931	25.3	26.2	13.2
422 726	12.2	108 307	12.7	25.6	22.3
416 272	12.1	111 625	13.1	26.8	5.2
—	—	—	—	—	—
33 907	1.0	7 924	0.9	23.4	36.1
3 454 420	100.0	852 096	100.0	24.7	17.8

(単位 百万円・%)

昭和 47 年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
786 050	22.8	174 502	20.5	22.2	19.2
—	—	—	—	—	—
40 516	1.2	4 376	0.5	10.8	10.1
13 588	0.4	4 419	0.5	32.5	14.5
282 064	8.2	99 896	11.7	35.4	10.7
98 613	2.7	28 916	3.4	29.3	12.8
2 233 589	64.7	539 987	63.4	24.2	18.7
3 454 420	100.0	852 096	100.0	24.7	17.8

第74表 小 学 校

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 物 費	976 783	98.3	76 479	11.8	1 053 262	64.4
維 持 補 修 費	11 837	1.2	97 802	15.1	109 639	6.7
普 通 建 設 事 業 費	—	—	15 254	2.4	15 254	0.9
補 助 事 業 費	1 871	0.2	437 319	67.6	437 360	26.8
単 独 事 業 費	174	0.0	270 818	41.9	270 911	16.6
県 営 事 業 負 担 金	1 697	0.2	166 465	25.7	166 449	10.2
そ の 他	—	—	36	0.0	—	—
合 計	3 163	0.3	19 725	3.1	19 033	1.2
合 計	993 654	100.0	646 579	100.0	1 634 548	100.0

第75表 中 学 校

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 物 費	562 206	98.2	34 404	10.5	596 609	66.4
維 持 補 修 費	7 390	1.3	56 941	17.3	64 331	7.2
普 通 建 設 事 業 費	—	—	8 965	2.7	8 965	1.0
補 助 事 業 費	858	0.1	213 323	64.8	213 307	23.8
単 独 事 業 費	40	0.0	113 486	34.5	113 510	12.6
県 営 事 業 負 担 金	818	0.1	99 830	30.3	99 797	11.1
そ の 他	—	—	8	0.0	—	—
合 計	2 074	0.4	15 439	4.7	14 899	1.7
合 計	572 528	100.0	329 072	100.0	898 111	100.0

第76表 高 等 学 校

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 物 費	465 962	68.9	39 284	66.1	505 246	68.8
維 持 補 修 費	44 873	6.6	3 812	6.4	48 685	6.6
普 通 建 設 事 業 費	4 857	0.7	567	1.0	5 424	0.7
補 助 事 業 費	156 906	23.2	14 593	24.6	171 301	23.3
単 独 事 業 費	40 485	6.0	2 895	4.9	43 380	5.9
県 営 事 業 負 担 金	116 421	17.2	11 559	19.5	127 921	17.4
そ の 他	—	—	139	0.2	—	—
合 計	3 410	0.5	1 169	2.0	3 779	0.5
合 計	676 008	100.0	59 425	100.0	734 435	100.0

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額		比			較	
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率	
862 138	65.0	191 124	62.2	22.2	20.5	
90 808	6.8	18 831	6.1	20.7	12.5	
13 257	1.0	1 997	0.6	15.1	15.3	
346 915	26.1	90 445	29.4	26.1	14.6	
210 420	15.9	60 491	19.7	28.7	18.9	
136 495	10.3	29 954	9.7	21.9	8.6	
—	—	—	—	—	—	
14 105	1.1	4 928	1.6	34.9	15.9	
1 327 223	100.0	307 325	100.0	23.2	18.3	

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額		比			較	
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率	
489 174	66.8	107 435	64.7	22.0	19.7	
55 309	7.6	9 022	5.4	16.3	20.5	
7 622	1.0	1 343	0.8	17.6	10.7	
167 829	22.9	45 478	27.4	27.1	10.1	
92 110	12.6	21 400	12.9	23.2	19.8	
75 718	10.3	24 079	14.5	31.8	0.3	
—	—	—	—	—	—	
12 163	1.7	2 736	1.6	22.5	20.9	
732 097	100.0	166 014	100.0	22.7	17.4	

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額		比			較	
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率	
413 157	69.5	92 089	65.9	22.3	19.7	
38 375	6.5	10 310	7.4	26.9	17.8	
4 381	0.7	1 043	0.7	23.8	15.8	
134 244	22.6	37 057	26.5	27.6	5.4	
38 457	6.5	4 923	3.5	12.8	8.6	
95 787	16.1	32 134	23.0	33.5	4.1	
—	—	—	—	—	—	
4 491	0.7	712	0.5	15.9	72.0	
594 648	100.0	139 787	100.0	23.5	16.2	

第77表 教 員 数 等 の

その1 小 学 校

区 分	教 員 数			
	本 務		兼 務	
	数 値 (A)	指 数	数 値	指 数
昭 和 32 年	348 304人	100	1 325人	100
33	360 617	104	1 752	132
34	364 612	105	1 593	120
35	357 154	103	1 453	110
36	345 391	99	1 455	110
37	337 247	97	1 321	100
38	336 653	97	1 740	131
39	339 693	98	1 428	108
40	341 406	98	1 687	127
41	343 624	99	1 730	131
42	347 569	100	1 511	114
43	352 057	101	1 469	111
44	357 065	103	1 309	99
45	363 761	104	1 324	100
46	370 815	106	1 193	90
47	377 434	108	1 384	104
48	388 581	112	1 448	109
49	399 891	115	1 701	128

(註) 1 文部省調「学校基本調査」による。

2 指数は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

3 昭和48、49年の数値には、沖縄県分を含む。

4 以下第77表において同じ。

その2 中 学 校

区 分	教 員 数			
	本 務		兼 務	
	数 値 (A)	指 数	数 値	指 数
昭 和 32 年	187 734人	100	2 996人	100
33	179 602	96	2 897	97
34	180 897	96	3 128	104
35	197 589	105	3 891	130
36	222 554	119	3 802	127
37	236 744	126	4 173	139
38	236 294	126	3 635	121
39	232 513	124	3 776	126
40	229 048	122	3 094	103
41	225 410	120	3 515	117
42	223 904	119	3 935	131
43	222 479	119	3 988	133
44	219 273	117	3 828	128
45	216 549	115	4 288	143
46	216 527	115	4 400	147
47	217 687	116	4 751	159
48	223 958	119	5 145	172
49	224 623	120	5 143	172

推 移 (公立学校分)

(各年 5 月 1 日現在)

児 童 数		学 級 数		1 学級当た り教員数	1 学級当た り児童数
数 値 (B)	指 数	数 値 (C)	指 数	(A) (C)	(B) (C)
12 866千人	100	289 587学級	100	1.20人	44.4人
13 398	104	301 833	104	1.19	44.4
13 279	103	304 103	105	1.20	43.7
12 496	97	296 286	102	1.21	42.2
11 717	91	285 296	99	1.21	41.1
10 962	85	276 982	96	1.22	39.6
10 377	81	275 395	95	1.22	37.7
9 935	77	276 333	95	1.23	36.0
9 678	75	275 553	95	1.24	35.1
9 486	74	275 543	95	1.25	34.4
9 353	73	276 260	95	1.26	33.9
9 283	72	277 956	96	1.27	33.4
9 302	72	280 658	97	1.27	33.1
9 391	73	284 597	98	1.28	33.0
9 491	74	288 405	100	1.29	32.9
9 593	75	292 042	101	1.29	32.8
9 713	75	297 325	103	1.31	32.7
9 984	78	304 728	105	1.31	32.8

(昭和 33 年法律第 116 号)Jの施行の前年(昭和 32 年)を 100 としたものである。

(各年 5 月 1 日現在)

生 徒 数		学 級 数		1 学級当た り教員数	1 学級当た り生徒数
数 値 (B)	指 数	数 値 (C)	指 数	(A) (C)	(B) (C)
5 504千人	100	119 688学級	100	1.57人	46.0人
5 004	91	112 788	94	1.59	44.4
4 969	90	113 554	95	1.59	43.8
5 657	103	126 510	106	1.56	44.7
6 643	121	144 810	121	1.54	45.9
7 031	128	154 539	129	1.53	45.5
6 691	122	152 550	127	1.55	43.9
6 232	113	147 381	123	1.58	42.3
5 740	104	140 312	117	1.63	40.9
5 356	97	134 877	113	1.67	39.7
5 082	92	131 329	110	1.70	38.7
4 860	88	128 657	107	1.73	37.8
4 685	85	125 596	105	1.75	37.3
4 537	82	122 822	103	1.76	36.9
4 512	82	122 553	102	1.77	36.8
4 504	82	122 533	102	1.78	36.8
4 593	83	124 842	104	1.79	36.8
4 548	83	124 092	104	1.81	36.7

第77表 教 員 数 等 の

その3 高等学校

区 分	教 員 数				生 徒 数	
	本 務		兼 務		数 値	指 数
	数 値	指 数	数 値	指 数		
昭 和 32 年	94 579人	100	10 883人	100	2 186千人	100
33	96 650	102	11 258	103	2 242	103
34	98 904	105	11 748	108	2 299	105
35	100 875	107	11 886	109	2 301	105
36	102 948	109	11 306	104	2 236	102
37	107 853	114	10 947	101	2 324	106
38	121 238	128	12 100	111	2 683	123
39	134 257	142	12 991	119	3 104	142
40	143 935	152	13 934	128	3 397	155
41	146 573	155	14 418	132	3 385	155
42	148 724	157	14 143	130	3 276	150
43	150 241	159	13 814	127	3 136	143
44	152 092	161	14 636	134	3 019	138
45	153 877	163	14 409	132	2 936	134
46	155 988	165	14 716	135	2 880	132
47	157 788	167	15 300	141	2 853	131
48	163 158	173	16 284	150	2 899	133
49	167 392	177	17 261	159	2 957	135

註 「入学率」は、国立、公立及び私立の全体の率で、当該年度の高等学校入学者

第78表 社 会 教 育

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人物維持費	9 813	22.4	50 468	30.1	60 281	29.4
普通建設事業費	9 148	20.9	24 750	14.8	33 898	16.6
補助事業費	16 529	37.8	77 160	46.0	91 151	44.5
単独事業費	4 755	10.9	40 761	24.3	45 489	22.2
県営事業負担金	11 774	26.9	36 385	21.7	45 662	22.3
その他	—	—	14	0.0	—	—
合計	8 284	18.9	15 365	9.2	19 434	9.5
	43 774	100.0	167 743	100.0	204 764	100.0

第79表 保 健 体 育

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人物維持費	4 133	12.7	111 338	46.4	115 471	43.1
普通建設事業費	5 544	17.1	48 159	20.1	53 703	20.1
補助事業費	506	1.6	1 860	0.8	2 366	0.9
単独事業費	11 212	34.5	62 318	26.0	72 078	26.9
県営事業負担金	1 621	5.0	29 885	12.5	31 506	11.8
その他	9 591	29.5	32 338	13.5	40 572	15.2
合計	—	—	95	0.0	—	—
	11 091	34.1	16 088	6.7	24 134	9.0
	32 486	100.0	239 763	100.0	267 752	100.0
上記の内	25 765	79.3	76 697	32.0	98 915	36.9
（学校給食費）	6 722	20.7	163 066	68.0	168 837	63.1

推 移(公立学校分)(つづき)

(各年5月1日現在)

学 校 数					入 学 率	うち公立 入学率
本 校		分 校				
数 値	指 数	数 値	指 数			
2 431校	100	1 193校	100	52.2%	37.7%	
2 472	102	1 131	95	55.3	39.6	
2 499	103	1 099	92	56.6	39.1	
2 514	103	1 040	87	59.9	42.3	
2 543	105	984	82	66.3	49.0	
2 619	108	915	77	65.0	43.6	
2 791	115	858	72	67.9	44.7	
2 841	117	809	68	70.4	46.7	
2 874	118	759	64	72.0	48.0	
2 889	119	721	60	74.1	50.6	
2 919	120	666	56	76.0	52.4	
2 945	121	623	52	77.9	53.6	
2 973	122	593	50	80.3	55.4	
2 992	123	558	47	82.9	56.6	
3 019	124	533	45	86.1	58.2	
3 070	126	497	42	88.4	62.6	
3 163	130	448	38	90.3	61.9	
3 259	134	411	34	91.4	62.5	

数を前年度の中学校卒業生数で除して得たものである。

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率		
45 405	29.1	14 876	30.4	32.8	25.8
25 773	16.5	8 125	16.6	31.5	26.6
68 537	44.0	22 614	46.3	33.0	21.7
36 200	23.2	9 289	19.0	25.7	46.0
32 337	20.7	13 325	27.3	41.2	2.6
—	—	—	—	—	—
16 187	10.4	3 247	6.6	20.1	38.3
155 902	100.0	48 862	100.0	31.3	25.3

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率		
87 832	41.7	27 639	48.2	31.5	27.2
42 038	20.0	11 665	20.3	27.7	30.4
1 916	0.9	450	0.8	23.5	15.0
59 518	28.3	12 560	21.9	21.1	6.9
24 645	11.7	6 861	12.0	27.8	38.2
34 873	16.6	5 699	9.9	16.3	7.8
—	—	—	—	—	—
19 089	9.1	5 045	8.8	26.4	16.3
210 393	100.0	57 359	100.0	27.3	20.2
78 123	37.1	20 792	36.2	26.6	13.3
132 269	62.9	36 568	63.8	27.6	24.7

第80表 性質別歳出

その1 総括

区 分	昭和48年度					
	都 道 府 県	市	町	村	純 計 額	
人物維持補助費	3 625 835	36.6	2 056 364	24.3	5 682 199	32.5
持 修費	382 359	3.9	704 303	8.3	1 086 663	6.2
件 補 助 費	94 627	1.0	138 281	1.6	232 908	1.3
助 建 設 費	356 602	3.6	751 176	8.9	1 107 778	6.3
通 獨 立 費	783 613	7.9	420 151	5.0	727 721	4.2
普 通 事 業 費	3 151 694	31.8	3 117 197	36.8	5 957 314	34.1
うち 補 助 費	1 960 962	19.8	1 376 262	16.2	3 210 096	18.4
うち 復 舊 費	995 537	10.0	1 661 298	19.6	2 537 424	14.5
うち 災 害 復 舊 費	227 545	2.3	115 164	1.4	295 204	1.7
うち 公 積 立 金	38 607	0.4	76 752	0.9	115 359	0.7
うち 積 立 金	286 903	2.9	392 955	4.6	651 220	3.7
うち 債 務 費	68 011	0.7	167 362	2.0	235 373	1.3
うち 投 資 的 経 費	74 529	0.8	46 149	0.5	120 678	0.7
うち 前 年 度 上 充 用 金	755 387	7.6	248 585	2.9	945 539	5.4
うち 義 務 的 経 費	72 874	0.7	234 468	2.8	307 342	1.8
うち 投 資 的 経 費	—	—	8 585	0.1	8 585	0.0
	9 918 586	100.0	8 477 492	100.0	17 473 883	100.0
	4 269 340	43.0	3 200 495	37.8	7 441 198	42.6
	3 417 846	34.5	3 309 113	39.0	6 367 877	36.4

その2 推移

区 分	36年度 決算額	指 数					
		36	42	43	44	45	46
人物維持補助費	832 604	100	244	277	322	385	456
件 補 助 費	191 699	100	199	229	268	324	382
持 修費	44 229	100	208	239	292	353	390
助 建 設 費	97 494	100	329	375	425	521	611
普 通 事 業 費	651 281	100	274	337	409	522	666
災 害 復 舊 費	134 003	100	121	114	107	110	137
失 業 対 策 費	50 824	100	158	171	194	202	203
公 積 立 金	123 603	100	182	243	255	299	351
そ の 他	25 363	100	209	241	336	369	395
歳 出 合 計	239 980	100	248	299	413	505	604
うち 義 務 的 経 費	2 391 080	100	239	281	336	411	498
うち 投 資 的 経 費	1 053 701	100	244	282	324	388	458
	836 108	100	242	295	347	436	553

決算額の状況

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額	比較								
	増減額	増減率			前年度増減率				
		都府	道県	市町村	純計額	都府	道県	市町村	純計額
4 546 023	31.1	1 136 176	39.8	23.4	27.8	25.0	18.0	22.9	19.7
872 709	6.0	213 954	7.5	24.7	24.4	24.5	16.1	20.7	19.0
199 524	1.4	33 384	1.2	13.6	19.0	16.7	15.2	16.2	15.7
849 239	5.8	258 539	9.1	13.5	40.4	30.4	29.8	51.4	42.6
583 318	4.0	144 403	5.1	27.9	24.4	24.8	26.3	23.5	23.1
5 301 232	36.3	656 082	23.0	4.8	21.3	12.4	22.0	22.6	22.2
3 004 379	20.6	205 717	7.2	△ 0.2	20.1	6.8	29.1	29.8	29.5
2 079 035	14.2	458 389	16.1	△ 18.5	23.9	22.0	6.3	16.6	12.0
359 297	2.5	△ 64 093	△ 2.2	△ 15.9	△ 17.7	△ 17.8	99.3	99.3	95.4
98 108	0.7	17 251	0.6	15.5	18.7	17.6	△ 4.6	△ 5.1	△ 4.9
568 337	3.9	82 883	2.9	8.7	20.6	14.6	34.3	29.0	31.2
169 393	1.2	65 980	2.3	16.3	50.9	39.0	115.5	52.0	69.2
101 060	0.7	19 618	0.7	21.0	16.9	19.4	20.6	19.3	20.1
756 393	5.2	189 146	6.6	22.7	28.0	25.0	8.2	20.3	10.2
202 971	1.4	104 371	3.7	35.6	57.1	51.4	30.0	△ 3.7	3.4
10 678	0.1	△ 2 093	△ 0.1	—	△ 19.6	△ 19.6	—	13.1	13.1
14 618 283	100.0	2 855 600	100.0	15.1	25.3	19.5	21.8	24.8	22.7
5 963 599	40.8	1 477 599	51.7	21.5	29.6	24.8	20.0	28.9	23.5
5 758 637	39.4	609 240	21.3	3.2	19.3	10.6	25.6	24.2	24.5

(単位 百万円・%)

		構成							
47	48	36	42	43	44	45	46	47	48
546	682	34.8	35.5	34.3	33.4	32.7	31.9	31.1	32.5
455	567	8.0	6.7	6.5	6.4	6.3	6.2	6.0	6.2
451	527	1.9	1.6	1.6	1.6	1.6	1.4	1.4	1.3
871	1136	4.1	5.6	5.4	5.2	5.2	5.0	5.8	6.3
814	915	27.2	31.2	32.6	33.1	34.6	36.4	36.3	34.1
268	220	5.6	2.8	2.3	1.8	1.5	1.5	2.5	1.7
193	227	2.1	1.4	1.3	1.2	1.0	0.9	0.7	0.7
460	527	5.2	3.9	4.5	3.9	3.8	3.6	3.9	3.7
668	928	1.1	0.9	0.9	1.1	1.0	0.8	1.2	1.3
689	879	10.0	10.4	10.6	12.4	12.4	12.3	11.3	12.1
611	731	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
566	706	44.1	45.0	44.2	42.5	41.7	40.5	40.8	42.6
689	762	34.9	35.4	36.2	36.2	37.2	33.8	39.4	36.4

第81表 一般財源

その1 総括

区 分	昭 和 48 年 度		昭 和 47
一 般 財 源	9 802 793	100.0	7 721 391
義 務 的 経 費	4 942 954	50.4	3 978 213
人 件 費	4 155 710	42.4	3 321 251
扶 助 費	279 245	2.8	222 609
公 債 費	507 999	5.2	434 353
投 資 的 経 費	2 171 005	22.1	1 744 379
普通建設事業費	2 102 592	21.4	1 676 640
災害復旧事業費	14 265	0.1	22 482
失業対策事業費	54 148	0.6	45 257
そ の 他 の 経 費	2 070 121	21.1	1 603 506
う ち 積 立 金	160 727	1.6	109 594
歳 出 合 計	9 184 080	93.7	7 326 098
翌年度への繰越額	618 713	6.3	395 293

注 「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰越された事業費に充当すべき財源を含

その2 推移

区 分	36年度充当額	指				
		36	42	43	44	45
一 般 財 源	1 353 628	100	235	280	343	418
義 務 的 経 費	690 014	100	243	282	325	393
人 件 費	572 212	100	252	286	335	405
扶 助 費	18 700	100	340	405	450	586
公 債 費	99 102	100	173	237	245	289
投 資 的 経 費	271 506	100	265	337	435	555
普通建設事業費	238 805	100	281	363	471	606
災害復旧事業費	13 100	100	73	58	81	90
失業対策事業費	19 601	100	195	212	232	250
そ の 他 の 経 費	295 306	100	209	249	334	408
う ち 積 立 金	13 900	100	229	272	397	481
歳 出 合 計	1 256 826	100	240	286	351	431
翌年度への繰越額	96 802	100	171	196	239	256

の 充 当 状 況

(単位 百万円・%)

年 度	増 減 額		増 減 率	前年度増減率
100.0	2 081 402	100.0	27.0	19.5
51.5	964 741	46.4	24.3	23.3
43.0	834 459	40.1	25.1	20.6
2.9	56 636	2.7	25.4	62.0
5.6	73 646	3.5	17.0	29.6
22.6	426 626	20.5	24.5	6.0
21.7	425 952	20.5	25.4	6.1
0.3	△ 8 217	△ 0.4	△ 36.5	55.9
0.6	8 891	0.4	19.6	△ 11.5
20.8	466 615	22.4	29.1	17.2
1.4	51 133	2.5	46.7	84.5
94.9	1 857 982	89.3	25.4	17.4
5.1	223 420	10.7	56.5	77.9

んでいる。

(単位 百万円・%)

数			構 成 比							
46	47	48	36	42	43	44	45	46	47	48
477	570	724	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
468	577	716	51.0	52.8	51.4	48.3	47.9	49.9	51.5	50.4
481	580	726	42.3	45.4	43.2	41.3	41.0	42.6	43.0	42.4
735	1 190	1 493	1.4	2.0	2.0	1.8	1.9	2.1	2.9	2.8
338	438	513	7.3	5.4	6.2	5.2	5.1	5.2	5.6	5.2
606	642	800	20.0	22.6	24.2	25.5	26.6	25.5	22.6	22.1
662	702	881	17.6	21.1	22.9	24.3	25.6	24.5	21.7	21.4
110	172	109	1.0	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.1
261	231	276	1.4	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.6	0.6
463	543	701	21.8	19.4	19.4	21.2	21.0	21.2	20.8	21.1
427	788	1 156	1.0	1.0	1.0	1.2	1.1	0.9	1.4	1.6
497	583	731	92.8	94.8	95.0	95.0	95.6	96.6	94.9	93.7
230	408	639	7.2	5.2	5.0	5.0	4.4	3.4	5.1	6.3

第 82 表 人 件 費

その 1 人件費の内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
議 員 報 酬 手 当	12 608	0.3	72 961	3.5	85 569	1.5
委 員 報 酬 手 当	21 934	0.6	44 033	2.1	65 967	1.2
特 別 職 員 報 酬 手 当	1 392	0.0	39 976	1.9	41 368	0.7
基 本 給 付	3 051 569	84.2	1 668 203	81.1	4 719 772	83.1
基 本 給 付 手 当	1 991 198	54.9	1 036 462	50.4	3 027 660	53.3
臨 時 職 員 給 付	1 057 752	29.2	614 374	29.9	1 672 126	29.4
地 方 公 務 員 給 付	2 619	0.1	17 367	0.8	19 986	0.4
地 方 公 務 員 給 付 手 当	265 342	7.3	121 512	5.9	386 854	6.8
退 職 給 付	196 391	5.4	78 757	3.8	275 149	4.8
恩 給 及 補 償	59 535	1.6	7 613	0.4	67 148	1.2
そ の 他 の 職 員 給 付	3 381	0.1	2 575	0.1	5 956	0.1
そ の 他 の 職 員 給 付	13 683	0.4	20 734	1.0	34 417	0.6
合 計	3 625 835	100.0	2 056 364	100.0	5 682 199	100.0

その 2 財源内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	829 601	22.9	53 985	2.6	892 059	15.7
使 用 料、手 数 料	38 230	1.1	59 341	2.9	98 043	1.7
地 方 債	—	—	41	0.0	41	0.0
そ の 他 特 定 財 源	17 245	0.5	81 390	4.0	46 409	0.8
一 般 財 源 等	2 740 759	75.6	1 861 606	90.5	4 645 647	81.8
合 計	3 625 835	100.0	2 056 364	100.0	5 682 199	100.0

その 3 団体種類別内訳

区 分	昭 和 48 年 度		昭 和 47
	決 算 額	構 成 比	決 算 額
都 道 府 県	3 625 835	36.6	2 937 105
市 町 村	2 056 364	24.3	1 608 918
大 都 市	314 341	21.3	252 392
中 都 市	592 163	25.3	459 715
小 都 市	446 988	24.0	349 090
町 村	508 501	22.0	402 646
特別区・一部事務組合	232 022	34.7	173 408

註 構成比は、団体種類別の歳出総額に対するものである。

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
70 414	1.5	15 155	1.3	21.5	24.1
53 147	1.2	12 820	1.1	24.1	19.7
34 678	0.8	6 690	0.6	19.3	19.0
3 787 820	83.3	931 952	82.0	24.6	20.8
2 437 662	53.6	589 998	51.9	24.2	20.6
1 332 281	29.3	339 845	29.9	25.5	21.3
17 878	0.4	2 108	0.2	11.8	23.6
312 552	6.9	74 302	6.5	23.8	21.7
196 974	4.3	78 175	6.9	39.7	0.6
58 157	1.3	8 991	0.8	15.5	7.1
4 832	0.1	1 124	0.1	23.3	18.4
27 447	0.6	6 970	0.6	25.4	16.1
4 546 023	100.0	1 136 176	100.0	25.0	19.7

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
735 467	16.2	156 592	13.8	21.3	17.2
85 006	1.9	13 037	1.1	15.3	13.0
3 345	0.1	3 304	0.3	98.8	65.3
31 256	0.7	15 153	1.3	48.5	25.3
3 690 949	81.2	954 698	84.0	25.9	20.5
4 546 023	100.0	1 136 176	100.0	25.0	19.7

(単位 百万円・%)

年 度 構 成 比	増 減 額		増 減 率	前年度増減率
	決 算 額	構 成 比		
34.1	688 730	52.9	23.4	18.0
23.8	447 446	26.2	27.8	22.9
20.9	61 949	23.3	24.5	42.2
24.7	132 448	28.0	28.8	11.9
23.6	97 898	25.8	28.0	25.8
22.1	105 855	21.7	26.3	19.0
33.5	58 614	38.8	33.8	35.9

第83表 人 件 費 中 の

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 48 年 度						昭 和	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		都道府県	
総務	154 282	5.1	463 462	27.8	617 744	13.1	127 959	5.1
企画	66 374	2.2	250 169	15.0	316 542	6.7	52 899	2.1
民生	123 918	4.1	194 965	11.7	318 883	6.8	98 520	4.0
衛生	23 339	0.8	6 616	0.4	29 955	0.6	19 460	0.8
労働	145 282	4.8	74 586	4.5	219 868	4.7	118 740	4.8
農林	28 213	0.9	20 951	1.3	49 164	1.0	23 023	0.9
水産	79 533	2.6	156 572	9.4	236 104	5.0	62 326	2.5
商工	467 178	15.3	—	—	467 178	9.9	379 272	15.2
土木	35 624	1.2	136 015	8.2	171 639	3.6	28 277	1.1
警察	1 927 827	63.2	364 868	21.9	2 292 694	48.6	1 581 044	63.5
消防								
教育								
合 計	3 051 569	100.0	1 668 203	100.0	4 719 772	100.0	2 491 520	100.0

その2 平均給料月額(全会計分)

区 分	昭 和 49 年 4 月 1 日 現 在				昭 和
	都道府県	大 都 市	都 市	町 村	都道府県
一 般 行 政 職	102 266	98 697	93 929	79 560	86 149
高 等 学 校 教 育 職	127 558	136 337	128 519	100 816	103 076
小・中 学 校 教 育 職	129 796	—	—	—	102 196
消 防 職	100 600	100 452	88 725	70 873	85 285
警 察 職	104 372	—	—	—	87 676

(注) 自治省調「地方公務員給与実態調査」による。

その3 給与改定の状況

区 分	人事院勧告 の俸給表の 平均改善率	給 与 改 定 実 施 月	財源所要額 (初年度分) (A)	国庫支出金
昭 和 39 年 度	7.9	9	739	139
40	6.4	9	603	110
41	6.0	9	569	108
42	7.0	8	934	185
43	7.1	7	1 085	212
44	8.7	6	1 772	341
45	10.7	5	2 999	579
46	10.4	5	3 212	642
47	9.4	4	3 530	730
48	13.4	4	6 010	1 210

(注) 昭和43年度の地方交付税の増収824億円、昭和44年度の地方交付税の増収増収2220億円、昭和47年度の地方交付税の増収2350億円、昭和48年度の地方

職員給の状況

(単位 百万円・%)

47 年 度				比 較							
市 町 村	純 計 額			増 減 額		増 減 率			前年度増減率		
						都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
374 070	28.9	502 029	13.3	115 715	12.4	20.6	23.9	23.0	16.3	19.3	18.5
184 349	14.2	237 247	6.3	79 295	8.5	25.5	35.7	33.4	24.7	31.1	29.6
148 898	11.5	247 418	6.5	71 465	7.7	25.8	30.9	28.9	24.8	24.4	24.5
5 377	0.4	24 837	0.7	5 118	0.5	19.9	23.0	20.6	19.9	11.0	17.8
59 941	4.6	178 681	4.7	41 187	4.4	22.4	24.4	23.1	13.0	18.4	14.7
16 678	1.3	39 701	1.0	9 463	1.0	22.5	25.6	23.8	19.9	20.0	19.9
121 759	9.4	184 085	4.9	52 020	5.6	27.6	28.6	28.3	16.7	25.4	22.3
—	—	379 272	10.0	87 906	9.4	23.2	—	23.2	17.8	—	17.8
101 640	7.8	129 918	3.4	41 721	4.5	26.0	33.8	32.1	24.7	28.0	27.3
283 588	21.9	1 864 632	49.2	428 062	45.9	21.9	28.7	23.0	20.2	23.3	20.7
1 296 301	100.0	3 787 820	100.0	931 952	100.0	22.5	28.7	24.6	19.5	23.5	20.8

(単位 円・%)

48 年 4 月 1 日 現在			増 加 率				前 年 度 増 加 率			
大 都 市	都 市	町 村	都道府県	大 都 市	都 市	町 村	都道府県	大 都 市	都 市	町 村
84 837	79 090	66 269	18.7	16.3	18.8	20.1	13.0	11.9	13.4	14.6
114 839	107 145	84 572	23.8	18.7	19.9	19.2	12.4	10.4	13.7	13.7
—	—	—	27.0	—	—	—	12.7	—	—	—
85 911	73 978	59 874	18.0	16.9	19.9	18.4	11.8	10.9	14.0	15.7
—	—	—	19.0	—	—	—	13.1	—	—	—

(単位 億円・%)

内 一般財源	内 訳			職 員 給 増 加 額 (B)	(A)/(B)
	地方税の増収	地方交付税の増収	そ の 他		
600	110	159	331	1 644	45.0
493	—	—	493	1 597	37.8
461	249	212	—	1 482	38.4
749	200	549	—	1 896	49.3
873	49	824	—	2 243	48.4
1 431	183	1 183	65	3 066	57.8
2 420	344	1 961	115	4 413	68.0
2 570	—	2 220	350	4 989	64.4
2 800	330	2 350	120	6 533	54.0
4 800	1 230	3 320	250	9 320	64.5

1 183 億円、昭和 45 年度の地方交付税の増収 1 961 億円、昭和 46 年度の地方交付税の交付税の増収 3 320 億円には、当初措置額を含んでいる。

第84表 地 方 公 務

その1 総 括

区 分	昭 和 49 年 4 月 1 日 現 在					
	都 道 府 県		市 町 村		総 数	
一 般 職 員	370 584	24.7	696 981	69.4	1 067 565	42.7
企 画 ・ 総 務	60 040	4.0	195 793	19.5	255 833	10.2
税 務	28 659	1.9	59 877	6.0	88 536	3.5
民 衛 生	42 450	2.8	169 046	16.8	211 496	8.5
農 商 工	56 295	3.8	104 584	10.4	160 879	6.4
土 産	12 512	0.8	8 351	0.8	20 863	0.8
林 業	81 675	5.5	47 482	4.7	129 157	5.2
水 産	13 638	0.9	11 449	1.1	25 087	1.0
教 育 関 係 職 員	75 315	5.0	100 399	10.0	175 714	7.0
教 育 関 係 職 員	890 891	59.5	225 077	22.4	1 115 968	44.6
教 育 関 係 職 員	810 191	54.1	39 085	3.9	849 276	34.0
高 等 学 校 教 育 関 係 職 員	166 909	11.1	12 449	1.2	179 358	7.2
高 等 学 校 教 育 関 係 職 員	614 627	41.0	616	0.1	615 243	24.6
そ の 他 職 員	28 655	1.9	26 020	2.6	54 675	2.2
警 察 職 員	80 700	5.4	185 992	18.5	266 692	10.7
警 察 職 員	219 564	14.7	—	—	219 564	8.8
消 防 職 員	189 280	12.6	—	—	189 280	7.6
消 防 職 員	30 284	2.0	—	—	30 284	1.2
消 防 職 員	16 438	1.1	81 828	8.2	98 266	3.9
合 計	1 497 477	100.0	1 003 886	100.0	2 501 363	100.0

(注) 1 自治省調「地方公務員給与実態調査」による。
 2 特殊学校の小・中学部に係る教員は、「教員」の「その他」に計上している。

その2 推 移

区 分	昭 和 36 年 5 月 31 日 現 在		昭 和 47 年 4 月 1 日 現 在		昭 和 48 年 4 月
	職 員 数	構 成 比	職 員 数	構 成 比	職 員 数
一 般 職 員	676	39.6	959	41.9	1 016
民 衛 生	85	5.0	169	7.4	189
農 商 工	74	4.3	140	6.1	152
土 産	18	1.0	21	0.9	21
林 業	107	6.3	158	6.9	169
水 産	392	23.0	471	20.6	485
教 育 関 係 職 員	842	49.4	1 044	45.5	1 081
教 育 関 係 職 員	572	33.5	599	26.1	604
高 等 学 校 教 育 関 係 職 員	104	6.1	169	7.4	174
高 等 学 校 教 育 関 係 職 員	29	1.7	52	2.3	22
警 察 職 員	137	8.1	224	9.8	281
警 察 職 員	149	8.7	207	9.1	214
消 防 職 員	129	7.6	178	7.8	184
消 防 職 員	20	1.1	29	1.3	30
消 防 職 員	39	2.3	81	3.5	90
合 計	1 706	100.0	2 291	100.0	2 401

(注) 1 昭和47年、48年及び49年4月1日現在の職員数は、自治省調「地方公務員給与実態調査」による。
 2 教育関係職員のうち昭和48年及び49年4月1日現在の学校給食職員数は

員 数 の 状 況

(単位 人・%)

昭 和 48 年 4 月 1 日 現 在					比 較				
都 道 府 県		市 町 村		総 数	増 減	増 減 率	前 年 度 増 減 率		
364 392	24.9	651 277	69.4	1 015 669	42.3	51 896	51.5	5.1	5.9
59 312	4.1	187 197	20.0	246 509	10.3	9 324	9.3	3.8	3.6
28 637	2.0	58 208	6.2	86 845	3.6	1 691	1.7	1.9	1.9
40 306	2.8	149 124	15.9	189 430	7.9	22 066	21.9	11.6	12.1
55 204	3.8	97 172	10.4	152 376	6.3	8 503	8.4	5.6	8.9
12 310	0.8	8 427	0.9	20 737	0.9	126	0.1	0.6	1.4
80 912	5.5	46 182	4.9	127 094	5.3	2 063	2.0	1.6	1.9
13 355	0.9	10 768	1.1	24 123	1.0	964	1.0	4.0	2.8
74 356	5.1	94 199	10.0	168 555	7.0	7 159	7.1	4.2	6.8
868 776	59.4	211 770	22.6	1 080 546	45.0	35 422	35.1	3.3	3.5
792 608	54.2	35 432	3.8	828 040	34.5	21 236	21.1	2.6	4.0
162 467	11.1	11 819	1.3	174 286	7.3	5 072	5.0	2.9	3.2
603 557	41.3	37	0.0	603 594	25.1	11 649	11.6	1.9	2.8
26 584	1.8	23 576	2.5	50 160	2.1	4 515	4.5	9.0	23.1
76 168	5.2	176 338	18.8	252 506	10.5	14 186	14.1	5.6	2.2
214 046	14.6	—	—	214 046	8.9	5 518	5.5	2.6	3.2
183 871	12.6	—	—	183 871	7.7	5 409	5.4	2.9	2.9
30 175	2.1	—	—	30 175	1.3	109	0.1	0.4	4.9
15 485	1.1	74 842	8.0	90 327	3.8	7 939	7.9	8.8	11.8
1 462 699	100.0	937 889	100.0	2 400 588	100.0	100 775	100.0	4.2	4.8

(単位 千人・%)

1 日 現 在	昭 和 49 年 4 月 1 日 現 在		指 数			
構 成 比	職 員 数	構 成 比	昭 和 36 年 5 月 31 日	昭 和 47 年 4 月 1 日	昭 和 48 年 4 月 1 日	昭 和 49 年 4 月 1 日
42.3	1 068	42.7	100	142	150	158
7.9	211	8.5	100	199	222	248
6.3	161	6.4	100	189	205	218
0.9	21	0.8	100	117	117	117
7.0	176	7.0	100	148	158	164
20.2	499	20.0	100	120	124	127
45.0	1 116	44.6	100	124	128	133
25.1	615	24.6	100	105	106	108
7.3	179	7.2	100	163	167	172
0.9	24	1.0	100	179	76	83
11.7	298	11.9	100	164	205	218
8.9	219	8.8	100	139	144	147
7.7	189	7.6	100	138	143	147
1.2	30	1.2	100	145	150	150
3.8	98	3.9	100	208	231	251
100.0	2 501	100.0	100	134	141	147

員給与実態調査による。
給食センターの職員数で、他の学校給食職員数は「その他」に含まれている。

第85表 物件費

区分	昭和48年度						
	都道府県		市	町	村	純計額	
賃料	12 787	3.3	38 275		5.4	51 062	4.7
旅費	83 364	21.8	40 961		5.8	124 325	11.4
交際費	1 215	0.3	10 908		1.5	12 123	1.1
備品購入費	31 164	8.2	104 124		14.8	135 287	12.4
需用費	120 960	31.6	283 551		40.3	404 511	37.2
役務の他	45 512	11.9	44 988		6.4	90 500	8.3
その他	87 357	22.8	181 496		25.8	268 855	24.7
合計	382 359	100.0	704 303		100.0	1 086 663	100.0

第86表 維持補修

区分	昭和48年度						
	都道府県		市	町	村	純計額	
土壌改良費	72 651	76.8	83 036		60.0	155 687	66.8
道路橋川	51 184	54.1	64 767		46.8	115 951	49.8
河川住居	6 714	7.1	3 960		2.9	10 674	4.6
その他	10 034	10.6	8 709		6.3	18 743	8.0
教	4 719	5.0	5 600		4.0	10 319	4.4
小中高	7 714	8.2	29 261		21.2	36 975	15.9
その他	—	—	15 254		11.0	15 254	6.5
校	—	—	8 965		6.5	8 965	3.8
校	4 857	5.1	566		0.4	5 424	2.3
校	2 857	3.0	4 476		3.2	7 332	3.1
校	6 248	6.6	7 352		5.3	13 601	5.8
校	1 411	1.5	10 174		7.4	11 585	5.0
校	161	0.2	79		0.1	241	0.1
校	528	0.6	9 211		6.7	9 739	4.2
校	722	0.8	884		0.6	1 605	0.7
校	2 003	2.1	3 209		2.3	5 212	2.2
校	205	0.2	259		0.2	464	0.2
校	495	0.5	2 012		1.5	2 508	1.1
校	406	0.4	646		0.5	1 052	0.5
校	794	0.8	180		0.1	973	0.4
校	103	0.1	112		0.1	215	0.1
校	533	0.6	1 467		1.1	2 000	0.9
校	3 044	3.2	—		—	3 044	1.3
校	1 023	1.1	3 782		2.7	4 804	2.1
合計	94 627	100.0	138 281		100.0	232 908	100.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
41 460	4.8	9 602	4.5	23.2	22.5
100 029	11.5	24 296	11.4	24.3	11.8
10 516	1.2	1 607	0.8	15.3	8.6
117 557	13.5	17 730	8.3	15.1	13.3
326 265	37.4	78 246	36.6	24.0	17.1
75 895	8.7	14 605	6.8	19.2	19.2
200 987	23.0	67 868	31.7	33.8	30.5
872 709	100.0	213 954	100.0	24.5	19.0

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
135 120	67.7	20 567	61.6	15.2	14.4
103 345	51.8	12 606	37.8	12.2	13.0
9 152	4.6	1 522	4.6	16.6	22.3
14 532	7.3	4 211	12.6	29.0	22.0
8 091	4.1	2 228	6.7	27.5	12.0
31 432	15.3	5 543	16.6	17.6	15.5
13 257	6.6	1 997	6.0	15.1	15.3
7 622	3.8	1 343	4.0	17.6	10.7
4 381	2.2	1 043	3.1	23.3	15.8
6 172	3.1	1 160	3.5	18.8	22.4
11 441	5.7	2 160	6.5	18.9	15.8
9 319	4.7	2 266	6.8	24.3	29.3
212	0.1	29	0.1	13.7	11.6
7 995	4.0	1 744	5.2	21.3	31.9
1 113	0.6	492	1.5	44.2	19.7
4 552	2.3	660	2.0	14.5	23.2
383	0.2	81	0.2	21.1	14.3
2 097	1.1	411	1.2	19.6	26.9
961	0.5	91	0.3	9.5	11.1
922	0.5	51	0.2	5.5	36.0
190	0.1	25	0.1	13.2	16.6
1 557	0.8	443	1.3	23.5	5.1
2 502	1.3	542	1.6	21.7	25.8
3 601	1.8	1 203	3.6	33.4	26.8
199 524	100.0	33 384	100.0	16.7	15.7

第87表 扶 助 費

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
民 生 費	236 702	66.4	714 285	95.1	950 988	85.8
社 会 福 祉 費	14 487	4.1	24 342	3.2	38 829	3.5
老 人 福 祉 費	32 849	9.2	185 588	24.7	218 437	19.7
兒 童 福 祉 費	58 855	16.5	182 795	24.3	241 649	21.8
生 活 保 護 費	130 350	36.6	321 128	42.8	451 478	40.8
災 害 救 助 費	162	0.0	433	0.1	595	0.1
衛 生 費	118 186	33.1	19 594	2.6	137 780	12.4
結 核 対 策 費	49 553	13.9	14 015	1.9	63 569	5.7
そ の 他	68 633	19.2	5 579	0.7	74 211	6.7
教 育 費	1 713	0.5	17 286	2.3	19 000	1.7
小 学 校 費	0	0.0	3 953	0.5	3 953	0.4
中 学 校 費	0	0.0	5 430	0.7	5 430	0.5
保 健 体 育 費	32	0.0	5 128	0.7	5 160	0.5
そ の 他	1 681	0.5	2 775	0.4	4 457	0.4
そ の 他	—	—	11	0.0	11	0.0
合 計	356 602	100.0	751 176	100.0	1 107 778	100.0

第88表 補 助 費

区 分	昭 和 48 年 度				昭
	都 道 府 県	市 町 村	合 計		都 道 府 県
			単 純	純 計	
負 担 金、寄 附 金	27 656	59 209	86 865	…	19 557
補 助 交 付 金	606 032	187 549	793 581	…	476 300
そ の 他	149 925	173 394	323 319	…	117 024
合 計	783 613	420 151	1 203 764	727 721	612 881
うち公営企業(法適用)に対するもの	89 249	101 901	191 150		61 037

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	
700 067	82.4	250 921	97.1	35.8	46.0
22 702	2.7	16 127	6.2	71.0	51.5
113 270	13.3	105 167	40.7	92.8	175.8
170 144	20.0	71 505	27.7	42.0	54.2
392 382	46.2	59 096	22.9	15.1	25.5
1 569	0.2	△ 974	△ 0.4	△ 62.1	202.9
133 343	15.7	4 437	1.7	3.3	29.8
67 788	8.0	△ 4 219	△ 1.6	△ 6.2	26.9
65 555	7.7	8 656	3.3	13.2	32.9
15 800	1.9	3 200	1.2	20.3	20.0
3 507	0.4	446	0.2	12.7	14.8
4 783	0.6	647	0.3	13.5	13.9
4 532	0.5	628	0.2	13.9	6.8
2 978	0.4	1 479	0.6	49.7	78.1
29	0.0	△ 18	△ 0.0	△ 62.1	2 800.0
849 239	100.0	258 539	100.0	30.4	42.6

等 の 状 況

(単位 百万円・%)

和 47 年 度			増 減 額		増 減 率		前 年 度 増 減 率	
市町村	合 計		増 減 額		増 減 率		前 年 度 増 減 率	
	単 純	純 計	単 純	純 計	単 純	純 計	単 純	純 計
51 138	70 695	...	16 170	...	22.9	...	25.5	...
144 073	620 373	...	173 208	...	27.9	...	25.3	...
142 487	259 510	...	63 809	...	24.6	...	25.2	...
337 698	950 578	583 318	253 186	144 403	26.6	24.8	25.3	23.1
77 539	138 576		52 574		37.9		15.5	

第89表 普通建設事

その1 性質別内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
補 助 事 業 費	1 960 962	62.2	1 376 262	44.2	3 210 096	53.9
単 独 事 業 費	995 537	31.6	1 661 298	53.3	2 537 424	42.6
国直轄事業負担金	195 195	6.2	14 599	0.5	209 795	3.5
県営事業負担金	—	—	65 037	2.1	—	—
合 計	3 151 694	100.0	3 117 197	100.0	5 957 314	100.0

その2 財源内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	1 104 596	35.0	459 646	14.7	1 564 270	26.3
分担金、負担金、寄附金	139 384	4.4	95 149	3.1	175 781	3.0
財 産 収 入	17 518	0.6	50 370	1.6	67 908	1.1
地 方 債	512 358	16.3	977 250	31.4	1 420 824	23.9
その他特定財源	183 468	5.8	436 021	14.0	378 054	6.3
一 般 財 源 等	1 194 370	37.9	1 098 761	35.2	2 350 477	39.5
合 計	3 151 694	100.0	3 117 197	100.0	5 957 314	100.0

業 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
3 004 379	56.7	205 717	31.4	6.8	29.5
2 079 035	39.2	458 389	69.9	22.0	12.0
217 818	4.1	△ 8 023	△ 1.2	△ 3.7	34.2
—	—	—	—	—	—
5 301 232	100.0	656 082	100.0	12.4	22.2

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
1 506 756	28.4	57 514	8.8	3.8	30.6
152 408	2.9	23 373	3.6	15.3	17.1
75 218	1.4	△ 7 310	△ 1.1	△ 9.7	31.1
1 435 207	27.1	△ 14 383	△ 2.2	△ 1.0	45.2
268 372	5.1	109 682	16.7	40.9	6.1
1 863 271	35.1	487 206	74.3	26.1	6.0
5 301 232	100.0	656 082	100.0	12.4	22.2

第89表 普通建設事

その3 目的別内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
土 木 費	1 824 976	57.9	1 319 343	42.3	3 060 308	51.4
道路橋りょう費	769 419	24.4	500 742	16.1	1 239 027	20.8
河川海岸費	409 006	13.0	59 782	1.9	462 080	7.8
港湾費	125 396	4.0	60 618	1.9	173 103	2.9
都市計画費	294 854	9.4	461 502	14.8	729 773	12.3
住宅費	199 324	6.3	226 959	7.3	420 323	7.1
その他	26 977	0.9	9 740	0.3	36 002	0.6
農林水産業費	767 673	24.4	348 362	11.2	939 343	15.8
農業費	88 688	2.8	89 374	2.9	107 772	1.8
畜産費	27 508	0.9	19 488	0.6	36 732	0.6
農地費	417 885	13.3	147 056	4.7	511 452	8.6
林業費	157 471	5.0	57 272	1.8	187 455	3.1
水産業費	76 120	2.4	35 172	1.1	95 932	1.6
教 育 費	225 794	7.2	840 686	27.0	1 058 929	17.8
小学校費	1 871	0.1	437 319	14.0	437 360	7.3
中学校費	858	0.0	213 323	6.8	213 307	3.6
高等学校費	156 906	5.0	14 593	0.5	171 301	2.9
社会教育費	16 529	0.5	77 160	2.5	91 151	1.5
その他	49 630	1.6	98 291	3.2	145 810	2.4
総 務 費	58 976	1.9	150 078	4.8	198 230	3.3
衛 生 費	72 432	2.3	176 129	5.7	238 594	4.0
清掃費	35 209	1.1	140 420	4.5	172 842	2.9
その他	37 223	1.2	35 709	1.1	65 752	1.1
民 生 費	70 448	2.2	157 271	5.0	208 942	3.5
社会福祉費	29 973	1.0	38 539	1.2	61 717	1.0
老人福祉費	13 076	0.4	30 747	1.0	41 298	0.7
児童福祉費	27 194	0.9	87 551	2.8	105 299	1.8
その他	205	0.0	434	0.0	628	0.0
そ の 他	131 395	4.2	125 328	4.0	252 968	4.2
合 計	3 151 694	100.0	3 117 197	100.0	5 957 314	100.0

業 費 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額		比 較								
		増 減 額			増 減 率			前年度増減率		
					都道府県	市町村	純計	都道府県	市町村	純計
2 884 416	54.4	175 892	26.8	△ 0.1	15.6	6.1	21.7	25.3	23.2	
1 201 089	22.7	37 938	5.8	△ 3.0	13.9	3.2	23.5	24.2	24.3	
466 076	8.8	△ 3 996	△ 0.6	△ 4.8	38.6	△ 0.9	36.0	45.4	36.7	
160 111	3.0	12 992	2.0	0.7	21.3	8.1	22.9	32.4	26.8	
652 139	12.3	77 634	11.8	9.3	13.2	11.9	22.8	27.8	25.6	
376 076	7.1	44 247	6.7	6.1	16.7	11.8	△ 3.6	20.6	6.9	
28 925	0.5	7 077	1.1	16.2	37.0	24.5	△ 17.4	△ 26.1	△ 22.0	
873 552	16.5	65 791	10.0	6.2	15.2	7.5	28.9	25.4	28.0	
90 052	1.7	17 720	2.7	19.1	23.5	19.7	15.1	36.6	23.7	
26 873	0.5	9 859	1.5	32.8	51.3	36.7	14.6	22.6	17.3	
486 165	9.2	25 287	3.9	3.6	12.9	5.2	31.3	20.0	28.6	
182 590	3.4	4 865	0.7	1.8	4.7	2.7	32.7	24.4	30.7	
87 872	1.7	8 060	1.2	9.8	9.3	9.2	28.0	28.2	27.0	
838 998	15.8	219 931	33.5	19.0	28.2	26.2	8.8	14.6	13.2	
346 915	6.5	90 445	13.8	35.4	26.1	26.1	△ 0.9	14.7	14.6	
167 829	3.2	45 478	6.9	27.5	27.2	27.1	65.0	10.1	10.1	
134 244	2.5	37 057	5.6	23.9	83.0	27.6	7.1	△ 15.9	5.4	
68 537	1.3	22 614	3.4	25.6	33.9	33.0	△ 16.8	36.4	21.7	
121 473	2.3	24 337	3.7	3.6	30.5	20.0	24.4	15.5	18.4	
161 152	3.0	37 078	5.7	22.9	22.7	23.0	△ 11.3	13.0	3.6	
194 869	3.7	43 725	6.7	17.9	24.8	22.4	38.8	35.2	36.9	
137 898	2.6	34 944	5.3	33.1	23.8	25.3	105.3	39.9	49.0	
56 971	1.1	8 781	1.3	6.4	28.6	15.4	11.5	18.7	14.3	
141 353	2.7	67 589	10.3	44.8	50.5	47.8	7.7	31.1	21.8	
42 252	0.8	19 465	3.0	47.1	44.7	46.1	19.4	23.8	21.2	
27 780	0.5	13 518	2.1	20.5	63.5	48.7	△ 10.5	56.5	19.9	
70 237	1.3	35 062	5.3	60.4	49.9	49.9	9.0	28.3	23.2	
1 084	0.0	△ 456	△ 0.1	△ 55.1	△ 35.7	△ 42.1	7.8	△ 1.2	7.1	
206 892	3.9	46 076	7.0	21.1	23.6	22.3	28.5	29.2	29.9	
5 301 232	100.0	656 082	100.0	4.8	21.3	12.4	22.0	22.6	22.2	

第90表 普通建設事業費中

区 分	昭和 48 年 度			純 計 額			
	都 道 府 県	市 町 村					
土 木 費	1 153 297	58.8	559 479	40.7	1 709 603	58.3	
う ち	道路橋りょう費	438 490	22.4	78 953	5.7	517 366	16.1
	河川海岸費	300 016	15.3	12 007	0.9	309 523	9.6
	都市計画費	195 325	10.0	254 926	18.5	449 902	14.0
	住宅費	125 347	6.4	179 304	13.0	304 588	9.5
農 林 水 産 業 費	660 428	33.7	182 818	13.3	725 586	22.6	
う ち	農 業 費	63 895	3.3	60 781	4.4	70 240	2.2
	農 地 費	382 973	19.5	56 186	4.1	411 758	12.3
	林 業 費	129 053	6.6	30 701	2.2	139 730	4.4
	水 産 業 費	64 566	3.3	23 367	1.7	80 303	2.5
教 育 費	58 520	3.0	472 643	34.3	531 033	16.5	
う ち	小 学 校 費	174	0.0	270 818	19.7	270 911	8.4
	中 学 校 費	40	0.0	113 486	8.2	113 510	3.5
	高 等 学 校 費	40 485	2.1	2 895	0.2	43 380	1.4
	社 会 教 育 費	4 755	0.2	40 761	3.0	45 489	1.4
衛 生 費	1 621	0.1	29 885	2.2	31 506	1.0	
う ち	保 健 体 育 費	16 592	0.8	72 199	5.2	87 830	2.7
う ち	清 掃 費	7 739	0.4	65 590	4.8	73 306	2.3
そ の 他	72 125	3.7	89 123	6.5	156 044	4.9	
合 計	1 960 962	100.0	1 376 262	100.0	3 210 096	100.0	

第91表 普通建設事業費中の

区 分	昭和 48 年 度			純 計 額		
	都 道 府 県	市 町 村				
農 林 水 産 業 費	13 706	7.0	98	0.7	13 804	6.6
畜 産 業 費	114	0.1	2	0.0	116	0.1
農 地 費	11 473	5.9	91	0.6	11 564	5.5
林 業 費	1 361	0.7	—	—	1 361	0.6
水 産 業 費	758	0.4	5	0.0	762	0.4
土 木 費	181 489	93.0	14 502	99.3	195 991	93.4
道路橋りょう費	108 108	55.4	6 885	47.2	114 993	54.3
河川海岸費	51 239	26.3	2	0.0	51 241	24.4
港湾計画費	21 009	10.8	7 593	52.0	28 602	13.6
都市計画費	—	—	—	—	—	—
空港	1 133	0.6	22	0.2	1 155	0.6
合 計	195 195	100.0	14 599	100.0	209 795	100.0

の補助事業費の状況

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額		比				較	
		増	減	額	増減率	前年度率	増減率
1 703 285	56.7	6 318		3.1		0.4	28.3
529 474	17.6	△ 12 108	△	5.9	△	2.3	30.1
336 997	11.2	△ 27 474	△	13.4	△	8.2	41.5
431 329	14.4	18 573		9.0		4.3	28.9
288 289	9.6	16 299		7.9		5.7	11.3
696 996	23.2	28 590		13.9		4.1	33.0
59 569	2.0	10 671		5.2		17.9	44.5
401 201	13.4	10 557		5.1		2.6	31.9
144 023	4.8	△ 4 293	△	2.1	△	3.0	34.1
75 229	2.5	5 074		2.5		6.7	33.3
422 726	14.1	108 307		52.6		25.6	22.3
210 420	7.0	60 491		29.4		28.7	18.9
92 110	3.1	21 400		10.4		23.2	19.8
38 457	1.3	4 923		2.4		12.3	8.6
36 200	1.2	9 289		4.5		25.7	46.0
24 645	0.8	6 861		3.3		27.8	38.2
64 185	2.1	23 645		11.5		36.3	65.2
52 207	1.7	21 099		10.3		40.4	79.3
117 187	3.9	38 857		18.9		33.2	38.8
3 004 379	100.0	205 717		100.0		6.8	29.5

国直轄事業負担金の状況

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額		比				較	
		増	減	額	増減率	前年度率	増減率
12 303	5.6	1 501	△	18.7		12.2	14.4
81	0.0	35	△	0.4		43.2	58.8
10 385	4.8	1 179	△	14.7		11.4	11.7
1 276	0.6	85	△	1.1		6.7	27.5
561	0.3	201	△	2.5		35.3	37.5
205 516	94.4	△ 9 525	△	118.7	△	4.6	35.6
114 301	52.5	692	△	8.6		0.6	35.9
55 967	25.7	△ 4 726	△	58.9	△	8.4	38.7
33 420	15.3	△ 4 818	△	60.1	△	14.4	31.5
3	0.0	△ 3	△	0.0		皆減	△ 97.2
1 825	0.8	△ 670	△	8.4	△	36.7	14.7
217 818	100.0	△ 8 023	△	100.0	△	3.7	34.2

第92表 普通建設事業費中

区 分	昭 和 48 年 度						
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		
土 木 費	490 190	49.2	703 405	42.3	1 154 715	45.5	
ら ち	道路橋りょう費	222 821	22.4	396 407	23.9	606 668	23.9
	河川市海計画費	57 750	5.8	45 791	2.8	101 316	4.0
	都住宅費	99 529	10.0	193 971	11.7	279 871	11.0
	住宅費	73 977	7.4	47 618	2.9	115 735	4.6
農 林 水 産 業 費	93 539	9.4	143 548	8.6	199 953	7.9	
ら ち	農業地業費	24 794	2.5	27 176	1.6	37 532	1.5
	農林業費	23 439	2.4	76 311	4.6	88 130	3.5
	水産業費	27 057	2.7	24 768	1.5	46 364	1.8
	水産業費	10 796	1.1	7 673	0.5	14 866	0.6
教 育 費	167 274	16.8	367 687	22.1	527 897	20.8	
ら ち	小学校校費	1 697	0.2	166 465	10.0	166 449	6.6
	中学校校費	818	0.1	99 830	6.0	99 797	3.9
	高等学校校費	116 421	11.7	11 559	0.7	127 921	5.0
	社会教育費	11 774	1.2	36 385	2.2	45 662	1.8
	保健体育費	9 591	1.0	32 338	1.9	40 572	1.6
衛 生 費	55 840	5.6	103 846	6.3	150 764	5.9	
ら ち 清 掃 費	27 470	2.8	74 830	4.5	99 535	3.9	
そ の 他	188 694	19.0	342 812	20.6	504 095	19.9	
合 計	995 537	100.0	1 661 298	100.0	2 537 424	100.0	

第93表 災 害 復 旧 事

その1 性質別内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
補 助 事 業 費	219 141	96.3	101 840	88.4	274 226	92.9
単 独 事 業 費	4 725	2.1	12 826	11.1	17 300	5.9
国直轄事業負担金	3 679	1.6	—	—	3 679	1.2
県営事業負担金	—	—	499	0.4	—	—
合 計	227 545	100.0	115 164	100.0	295 204	100.0

の単独事業費の状況

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
975 615	46.9	179 100	39.1	18.4	13.1
557 315	26.8	49 353	10.8	8.9	17.2
73 113	3.5	28 203	6.2	38.6	17.3
220 807	10.6	59 064	12.9	26.7	19.8
87 787	4.2	27 948	6.1	31.8	5.3
164 253	7.9	35 700	7.8	21.7	11.0
30 483	1.5	7 049	1.5	23.1	△ 3.5
74 579	3.6	13 551	3.0	18.2	15.2
37 291	1.8	9 073	2.0	24.3	19.1
12 081	0.6	2 785	0.6	23.1	△ 2.0
416 272	20.0	111 625	24.4	26.8	5.2
136 496	6.6	29 953	6.5	21.9	8.6
75 718	3.6	24 079	5.3	31.8	0.3
95 787	4.6	32 134	7.0	33.5	4.1
32 337	1.6	13 325	2.9	41.2	2.6
34 873	1.7	5 699	1.2	16.3	△ 7.8
130 684	6.3	20 080	4.4	15.4	26.2
85 691	4.1	13 844	3.0	16.2	35.1
392 211	18.9	111 884	24.4	28.5	13.2
2 079 035	100.0	458 389	100.0	22.0	12.0

業 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
328 527	91.4	△ 54 301	84.7	△ 16.5	103.5
25 613	7.1	△ 8 313	13.0	△ 32.5	32.1
5 157	1.4	△ 1 478	2.3	△ 28.7	68.0
—	—	—	—	—	—
359 297	100.0	△ 64 093	100.0	△ 17.8	95.4

第93表 災 害 復 旧 事

その2 目的別内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
公 共 土 木 施 設	158 419	69.6	52 075	45.2	210 232	71.2
農 林 水 産 施 設	63 132	27.7	56 132	48.7	72 063	24.4
そ の 他	5 993	2.6	6 958	6.0	12 910	4.4
合 計	227 545	100.0	115 164	100.0	295 204	100.0

その3 財源内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	168 712	74.1	42 738	37.1	211 450	71.6
地 方 債	46 303	20.3	12 513	10.9	58 816	19.9
そ の 他 特 定 財 源	3 281	1.4	49 361	42.9	8 991	3.0
一 般 財 源 等	9 249	4.1	10 552	9.2	15 947	5.4
合 計	227 545	100.0	115 164	100.0	295 204	100.0

第94表 災 害 復 旧 事

その1 総 括

区 分	復 旧 所 要 額 (A)	昭 和 48 年 度 末	
		実 施 額 (B)	
補 助 災 害	790 840	629 745	
昭 和 46 年 災 害	214 974	214 974	
昭 和 47 年 災 害	484 139	387 269	
昭 和 48 年 災 害	91 727	27 502	
直 轄 災 害	55 357	53 429	
昭 和 46 年 災 害	13 995	13 995	
昭 和 47 年 災 害	36 890	36 890	
昭 和 48 年 災 害	4 472	2 544	
合 計	846 197	683 174	

業 費 の 状 況(つづき)

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
258 821	72.0	△ 48 589	75.8	△ 18.8	93.6
84 217	23.4	△ 12 154	19.0	△ 14.4	119.0
16 258	4.5	△ 3 348	5.2	△ 20.6	37.9
359 297	100.0	△ 64 093	100.0	△ 17.8	95.4

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
248 818	69.3	△ 37 368	58.3	△ 15.0	112.3
76 588	21.3	△ 17 772	27.7	△ 23.2	70.9
8 906	2.5	85	0.1	1.0	52.2
24 985	7.0	△ 9 038	14.1	△ 36.2	55.8
359 297	100.0	△ 64 093	100.0	△ 17.8	95.4

業 の 進 捗 状 況

(単位 百万円・%)

ま での 実 施 額 進 捗 率 (B)/(A)×100	昭 和 49 年 度 以 降 残 事 業 費	
	残 事 業 費 (A)-(B) (C)	比 率 (C)/(A)×100
79.6	161 095	20.4
100.0	—	—
80.0	96 870	20.0
30.0	64 225	70.0
96.5	1 928	3.5
100.0	—	—
100.0	—	—
56.9	1 928	43.1
80.7	163 023	19.3

第94表 災 害 復 旧 事

その2 事 業 別

区 分			昭 和 45 年 災		昭 和 46 年 災		
所管別	施 設 の 種 類	補 助・ 直 轄 の 別	事 業 費	48年度末 ま での 進 捗 率	事 業 費	48年度末 ま での 進 捗 率	
建 設 省	河 川・海 岸 砂 防・道 路・ダ ム	補 助	81 462	100.0	154 514	100.0	
		直 轄	10 471	100.0	13 494	100.0	
		計	91 933	100.0	168 008	100.0	
運 輸 省	港 湾・海 岸	補 助	6 050	100.0	5 794	100.0	
		直 轄	1 081	100.0	328	100.0	
		計	7 131	100.0	6 122	100.0	
農 林 省	農 本 林 省	農 地・農 林 用 施 設	補 助	20 689	100.0	42 027	100.0
		海 岸・入 植 施 設	直 轄	253	100.0	125	100.0
		共 同 利 用 施 設	計	20 942	100.0	42 152	100.0
	林 野 庁	治 山 施 設 林 道	補 助	3 423	100.0	7 777	100.0
			直 轄	—	—	—	—
			計	3 423	100.0	7 777	100.0
	水 産 庁	漁 港	補 助	7 374	100.0	4 862	100.0
			直 轄	129	100.0	48	100.0
			計	7 503	100.0	4 910	100.0
	省	計	補 助	31 486	100.0	54 666	100.0
			直 轄	382	100.0	173	100.0
			計	31 868	100.0	54 839	100.0
合 計		補 助	118 998	100.0	214 974	100.0	
		直 轄	11 934	100.0	13 995	100.0	
		計	130 932	100.0	228 969	100.0	

業の進捗状況(つづき)

(単位 百万円・%)

昭和47年災		昭和48年災		備考
事業費	48年度末 まで 進捗率	事業費	48年度末 まで 進捗率	
344 668	80.0	69 596	30.0	建設省調による。
35 727	100.0	3 858	59.2	
380 395	81.9	73 454	31.5	
5 760	81.4	876	20.5	運輸省調による。
629	100.0	367	50.0	
6 389	83.2	1 243	29.2	
115 084	80.0	17 746	30.1	農林省調による。
441	100.0	53	27.0	
115 525	80.0	17 799	30.1	
12 947	81.3	2 251	31.8	林野庁調による。
87	100.0	194	32.5	
13 034	81.5	2 445	31.9	
5 680	75.4	1 258	30.0	水産庁調による。
6	100.0	—	—	
5 686	75.4	1 258	30.0	
133 711	79.9	21 255	30.3	
534	100.0	247	31.2	
134 245	80.0	21 502	30.3	
484 139	80.0	91 727	30.0	
36 890	100.0	4 472	56.9	
521 029	81.4	96 199	31.2	

第95表 失 業 対 策 事

その1 性質別内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
補 助 事 業 費	31 421	81.4	55 255	72.0	86 676	75.1
単 独 事 業 費	7 186	18.6	21 497	28.0	28 683	24.9
合 計	38 607	100.0	76 752	100.0	115 359	100.0

その2 財源内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	17 968	46.5	32 136	41.9	50 104	43.4
そ の 他 特 定 財 源	1 159	3.0	4 459	5.8	4 724	4.1
一 般 財 源 等	19 480	50.5	40 157	52.3	60 531	52.5
合 計	38 607	100.0	76 752	100.0	115 359	100.0

業 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額		比 較				
		増 減 額	増 減 率	前 年 度	増 減 率	前 年 度
75 616	77.1	11 060	64.1	14.6	△	0.8
22 492	22.9	6 191	35.9	27.5	△	16.5
98 108	100.0	17 251	100.0	17.6	△	4.9

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額		比 較				
		増 減 額	増 減 率	前 年 度	増 減 率	前 年 度
43 939	44.8	6 165	35.7	14.0		0.7
3 874	3.9	850	4.9	21.9		43.5
50 295	51.3	10 236	59.3	20.4	△	11.6
98 108	100.0	17 251	100.0	17.6	△	4.9

第 96 表 繰 出 金

その 1 繰出先別内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額	
法非適用の公営企業 会計	22 934	31.5	112 126	47.8	135 060	43.9
国民健康保険事業会 計	—	—	34 131	14.6	34 131	11.1
公益質屋事業会計	—	—	375	0.2	375	0.1
農業共済事業会計	—	—	855	0.4	855	0.3
収益事業会計	171	0.2	98	0.0	268	0.1
交通災害共済事業 会計	17	0.0	747	0.3	764	0.2
公立大学附属病院事 業会計	6 871	9.4	3 485	1.5	10 356	3.4
基 産 金 区 財 産 計	42 881	58.8	82 380	35.1	125 261	40.8
	—	—	272	0.1	272	0.1
合 計	72 874	100.0	234 468	100.0	307 342	100.0

その 2 目的別内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額	
運 転 資 金	4 380	6.0	12 945	5.5	17 325	5.6
事 務 費 財 源	3 126	4.3	34 963	14.9	38 089	12.4
建 設 費 財 源	12 885	17.7	60 480	25.8	73 365	23.9
公 債 費 財 源	12 166	16.7	33 097	14.1	45 263	14.7
赤 字 補 て ん	3 128	4.3	19 963	8.5	23 091	7.5
そ の 他	37 189	51.0	73 020	31.1	110 209	35.9
合 計	72 874	100.0	234 468	100.0	307 342	100.0

その 3 繰出先別、繰出目的別内訳

区 分	総 額	法非適用の 公営企業会計	国民健康保険 事業会計	公 益 質 屋 事 業 会 計
運 転 資 金	17 325	2 846	1 159	13
事 務 費 財 源	38 089	17 896	13 299	243
建 設 費 財 源	73 365	60 542	673	—
公 債 費 財 源	45 263	43 682	157	1
赤 字 補 て ん	23 091	5 607	14 665	96
そ の 他	110 209	4 487	4 178	23
合 計	307 342	135 060	34 131	375

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和 47 年 度 合 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
107 772	53.1	27 288	26.1	25.3	30.5
25 796	12.7	8 335	8.0	32.3	32.2
310	0.2	65	0.1	21.0	0.6
671	0.3	184	0.2	27.4	13.5
254	0.1	14	0.0	5.5	37.7
794	0.4	△ 30	△ 0.0	△ 3.8	14.1
8 039	4.0	2 317	2.2	28.8	5.4
59 032	29.1	66 229	63.5	112.2	△ 30.0
304	0.1	△ 32	△ 0.0	△ 10.5	24.6
202 971	100.0	104 371	100.0	51.4	3.4

(単位 百万円・%)

昭和 47 年 度 合 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
6 874	3.4	10 451	10.0	152.0	△ 38.9
25 899	12.8	12 190	11.7	47.1	30.6
56 812	28.0	16 553	15.9	29.1	18.5
36 418	17.9	8 845	8.5	24.3	24.6
18 896	9.3	4 195	4.0	22.2	23.4
58 072	28.6	52 137	50.0	89.8	△ 20.2
202 971	100.0	104 371	100.0	51.4	3.4

(単位 百万円)

農 業 共 済 事 業 会 計	収 事 業 会 計	交 通 災 害 共 済 事 業 会 計	公 立 大 学 附 属 病 院 事 業 会 計	基 金	財 産 区
39	173	15	500	12 581	0
642	86	443	5 139	336	5
9	2	0	855	11 159	124
—	—	—	1 419	4	—
87	3	109	2 443	81	1
79	5	196	—	101 099	142
855	268	764	10 356	125 261	272

第97表 積 立 金

その1 増減状況

区 分	昭 和 48			
	積 立 金			積 立 金
	都道府県	市 町 村	合 計(A)	都道府県
歳出決算積立金	68 011	167 362	235 373	22 724
財政調整基金積立金	40 821	83 838	124 659	9 440
減債基金積立金	153	342	495	—
その他特定目的基金積立金	27 037	83 183	110 220	13 284
歳計剰余金処分積立金	2 700	13 602	16 302	—
合 計	70 711	180 964	251 675	22 724

(注) 「積立金とりくずし額」は、区分欄該当の積立金からそれぞれとりくずした額で

その2 現在高の状況

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額	
財政調整基金	112 804	55.6	192 883	48.7	305 687	51.0
減債基金	6 274	3.1	2 910	0.7	9 184	1.5
その他特定目的基金	83 898	41.3	200 659	50.6	284 557	47.5
合 計	202 977	100.0	396 453	100.0	599 430	100.0

その3 現在高の推移

区 分	総 額		財 政 調 積 立 金
	積 立 金	対 前 年 度 率 増 減	
昭 和 39 年 度	79 690	9.1	43 641
40	93 592	17.4	50 855
41	121 692	30.0	63 807
42	156 901	28.9	83 726
43	191 262	21.9	104 928
44	241 251	26.1	135 129
45	272 950	13.1	145 336
46	306 260	12.2	141 754
47	433 598	41.6	202 793
48	599 430	38.2	305 687

の 状 況

(単位 百万円)

年 度		昭 和 47 年 度			
とりくずし額		純積立額 (A) - (B)	積立金 (C)	積立金とり くずし額 (D)	純積立額 (C) - (D)
市町村	合計(B)				
63 119	85 843	149 530	169 393	59 681	109 712
26 909	36 349	88 310	72 736	23 841	48 895
353	353	142	588	330	258
35 858	49 142	61 078	96 069	35 510	60 559
—	—	16 302	10 345	—	10 345
63 119	85 843	165 832	179 738	59 681	120 057

ある。

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 合 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	
202 793	46.8	102 894	62.0	50.7	43.1
8 844	2.0	340	0.2	3.8	3.1
221 961	51.2	62 596	37.7	28.2	42.4
433 598	100.0	165 832	100.0	38.2	41.6

(単位 百万円・%)

整 基 金 対 前 年 度 率 増 減	減 債 基 金		そ の 他 特 定 目 的 基 金	
	積 立 金	対 前 年 度 率 増 減	積 立 金	対 前 年 度 率 増 減
7.9	6 375	7.0	29 674	15.4
16.5	6 600	3.5	36 137	21.8
25.6	7 722	17.0	50 163	38.5
31.2	9 525	23.3	63 650	26.9
25.3	9 994	4.9	76 340	19.9
28.8	8 365	16.3	97 757	28.1
7.6	8 558	2.3	119 056	21.8
2.5	8 582	0.3	155 924	31.0
43.1	8 844	3.1	221 961	42.4
50.7	9 184	3.8	284 557	28.2

第98表 投資及び出

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額			
総衛 務 費	2 262	3.0	2 767	6.0	5 030	4.2
公衆衛生	10 195	13.7	13 453	29.2	23 648	19.6
清掃の産業	7 367	9.9	13 222	28.7	23 390	19.4
水産業	22	0.0	230	0.5	252	0.2
林業	2 806	3.8	1	0.0	6	0.0
農畜産物	4 793	6.4	1 150	2.5	5 943	4.9
水産業	1 640	2.2	504	1.1	2 144	1.8
林業	710	1.0	172	0.4	883	0.7
水産業	243	0.3	146	0.3	388	0.3
林業	781	1.0	316	0.7	1 097	0.9
水産業	1 419	1.9	12	0.0	1 431	1.2
土木管理	6 053	8.1	2 272	4.9	8 325	6.9
土木管理	42 453	57.0	16 396	35.5	58 850	48.8
住宅の	1 654	2.2	2 427	5.3	4 081	3.4
住宅の	34 212	45.9	10 630	23.0	44 842	37.2
住宅の	206	0.3	462	1.0	668	0.6
住宅の	6 381	8.6	2 877	6.2	9 259	7.7
住宅の	2 921	3.9	233	0.5	3 154	2.6
住宅の	5 852	7.9	9 878	21.4	15 728	13.0
合計	74 529	100.0	46 149	100.0	120 678	100.0
うち公営企業(法適)	43 383	58.2	30 077	65.2	73 460	60.9
用に対するもの	31 146	41.8	16 072	34.8	47 218	39.1

その2 現在高の状況

区 分	昭 和 47 年 度 末 現 在 高				昭 和 48 年 度 出 資 額		
	(A)				(B)		
	都 道 府 県	市 町 村	計		都 道 府 県	市 町 村	計
商 業 関 係 債 権	33 358	13 476	46 834	9.5	5 698	1 616	7 314
住 宅 関 係 債 権	24 339	6 179	30 518	6.2	4 725	1 125	5 850
観 光 交 通 関 係 債 権	2 264	2 141	4 405	0.9	187	452	639
電 力 交 通 関 係 債 権	64 165	21 453	85 618	17.4	13 414	10 431	23 845
電 信 交 通 関 係 債 権	12 076	25 082	37 158	7.6	4 404	6 697	11 101
電 信 交 通 関 係 債 権	15 404	15 333	30 737	6.2	524	199	723
電 信 交 通 関 係 債 権	162 898	93 664	256 562	52.2	45 578	25 630	71 208
電 信 交 通 関 係 債 権	2 121	4 050	6 171	1.3	361	977	1 338
電 信 交 通 関 係 債 権	1 395	125	1 520	0.3	819	285	1 104
電 信 交 通 関 係 債 権	159 381	89 488	248 869	50.6	44 398	24 367	68 765
合計	314 502	177 326	491 828	100.0	74 529	46 149	120 678
基金の運用によるもの	1 977	3 119	5 096	—	434	1 985	2 419
総計	316 480	180 445	496 925	—	74 963	48 134	123 097

資 金 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前 年 度 率
3 231	3.2	1 799	9.2	55.7	△ 44.3
19 943	19.7	3 705	18.9	18.6	22.3
19 857	19.6	3 533	18.0	17.8	22.3
78	0.1	174	0.9	223.1	25.8
8	0.0	△ 2	△ 0.0	△ 25.0	△ 33.3
3 844	3.8	2 099	10.7	54.6	△ 1.3
1 764	1.7	380	1.9	21.5	△ 1.8
1 047	1.0	△ 164	△ 0.8	△ 15.7	△ 8.2
350	0.3	38	0.2	10.9	37.3
538	0.5	559	2.8	103.9	16.7
145	0.1	1 286	6.6	886.9	△ 39.6
6 939	6.9	1 386	7.1	20.0	△ 2.6
51 217	50.7	7 633	38.9	14.9	39.9
1 928	1.9	2 153	11.0	111.7	249.3
42 003	41.6	2 839	14.5	6.8	34.9
631	0.6	37	0.2	5.9	45.1
6 655	6.6	2 604	13.3	39.1	48.0
2 270	2.2	884	4.5	38.9	303.9
13 616	13.5	2 112	10.8	15.5	△ 1.7
101 060	100.0	19 618	100.0	19.4	20.1
63 580	62.9	9 880	50.4	15.5	23.8
37 480	37.1	9 738	49.6	26.0	14.3

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 回 収 額 (C)			時効等による債権消滅等の額 (D)	昭 和 48 年 度 末 現 在 高 (A)+(B)-(C)+(D) (E)			比 較		
都道府県	市町村	計		都道府県	市町村	計	増 減 額 (E)-(A)	増 減 率	
74	256	330	△ 152	38 816	14 848	53 664	8.8	6 830	14.6
93	18	111	△ 141	28 826	7 290	36 116	5.9	5 598	18.3
0	—	0	3	2 450	2 596	5 046	0.8	641	14.6
10	17	27	89	77 675	31 850	109 525	18.0	23 907	27.9
28	74	102	△ 79	16 454	31 624	48 078	7.9	10 920	29.4
—	0	0	40	15 968	15 530	31 498	5.2	761	2.5
422	711	1 133	△ 596	207 981	118 059	326 040	53.5	69 478	27.1
167	414	581	24	2 321	4 632	6 953	1.1	782	12.7
238	126	364	△ 4	1 976	281	2 257	0.4	737	48.5
16	171	187	△ 617	203 684	113 146	316 830	51.9	67 961	27.3
626	1 075	1 701	△ 837	388 170	221 798	609 968	100.0	118 140	24.0
—	98	98	14	2 411	4 992	7 403	—	2 307	45.3
626	1 173	1 799	△ 823	390 581	226 790	617 371	—	120 446	24.2

第99表 貸 付 金

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 48 年 度						
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		
商 工 費	395 543	52.4	93 415	37.6	487 729	51.6	
土 木 費	112 884	14.9	99 956	40.2	208 338	22.0	
港 湾 費	4 001	0.5	507	0.2	4 468	0.5	
都 市 計 画 費	9 192	1.2	17 633	7.1	25 965	2.7	
住 宅 費	61 772	8.2	37 723	15.2	98 458	10.4	
土 木 管 理 費	23 801	3.2	44 027	17.7	67 678	7.2	
そ の 他	14 118	1.9	66	0.0	11 769	1.2	
農 林 水 産 業 費	65 043	8.6	10 437	4.2	74 056	7.8	
農 業 費	32 247	4.3	3 989	1.6	35 443	3.7	
畜 産 業 費	3 244	0.4	1 864	0.7	4 903	0.5	
農 地 費	2 702	0.4	202	0.1	2 752	0.3	
林 業 費	13 438	1.8	441	0.2	13 813	1.5	
水 産 業 費	13 411	1.8	3 941	1.6	17 146	1.8	
民 生 費	25 410	3.4	6 566	2.6	27 601	2.9	
児 童 福 祉 費	6 627	0.9	1 370	0.6	6 526	0.7	
社 会 福 祉 費	16 873	2.2	3 700	1.5	17 669	1.9	
そ の 他	1 910	0.3	1 496	0.6	3 406	0.4	
労 働 費	14 322	1.9	6 396	2.6	20 649	2.2	
衛 生 費	42 175	5.6	13 903	5.6	55 268	5.8	
教 育 費	23 607	3.1	5 171	2.1	21 240	2.2	
高 等 学 校 費	913	0.1	96	0.0	695	0.1	
保 健 体 育 費	2 540	0.3	800	0.3	3 289	0.3	
教 育 総 務 費	14 168	1.9	1 775	0.7	13 084	1.4	
そ の 他	5 986	0.8	2 500	1.0	4 172	0.4	
そ の 他	76 403	10.1	12 741	5.1	50 658	5.4	
合 計	755 387	100.0	248 585	100.0	945 539	100.0	
う ち 公 営 企 業 (法 適 用) に 対 す る も の	57 755	7.6	15 484	6.2	73 239	7.7	
そ の 他	697 632	92.4	233 101	93.8	872 300	92.3	

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	
					前年度 増減率
385 103	50.9	102 626	54.3	26.6	13.0
169 818	22.5	38 520	20.4	22.7	5.7
3 145	0.4	1 323	0.7	42.1	46.0
21 259	2.8	4 706	2.5	22.1	22.0
89 284	11.8	9 174	4.9	10.3	△ 3.2
50 319	6.7	17 359	9.2	34.5	22.2
5 811	0.8	5 958	3.1	102.5	△ 24.9
60 608	8.0	13 448	7.1	22.2	20.2
34 982	4.6	461	0.2	1.3	23.0
3 783	0.5	1 120	0.6	29.6	37.8
2 135	0.3	617	0.3	28.9	43.6
9 827	1.3	3 986	2.1	40.6	19.0
9 881	1.3	7 265	3.8	73.5	4.1
20 743	2.7	6 858	3.6	33.1	19.7
5 509	0.7	1 017	0.5	18.5	7.4
14 140	1.9	3 529	1.9	25.0	22.0
1 094	0.1	2 312	1.2	211.3	81.1
16 826	2.2	3 823	2.0	22.7	△ 38.2
36 880	4.9	18 388	9.7	49.9	30.4
16 352	2.2	4 888	2.6	29.9	6.6
1 801	0.2	△ 1 106	△ 0.6	△ 61.4	510.5
1 978	0.3	1 311	0.7	66.3	37.0
7 438	1.2	3 646	1.9	38.6	△ 11.7
3 135	0.4	1 037	0.5	33.1	7.4
50 063	6.6	595	0.3	1.2	8.7
756 393	100.0	189 146	100.0	25.0	10.2
62 087	8.2	11 152	5.9	18.0	0.2
694 306	91.8	177 994	94.1	25.6	11.2

第99表 貸 付 金

その2 現在高の状況

区 分	昭和47年度末現在高 (A)			昭和48年度貸付額 (B)				
	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計		
転貸債に係るもの	10 510	9 565	20 075	2.0	2 102	1 600	3 702	
そ の 他	928 394	74 497	1 002 891	98.0	753 285	246 985	1 000 270	
商 工 関 係	407 972	7 043	415 015	40.6	385 769	92 477	478 246	
農林水産業関係	57 132	2 047	59 179	5.8	62 271	10 256	72 527	
民生・労働関係	35 604	8 244	43 848	4.3	39 056	12 212	51 268	
住 宅 関 係	153 593	12 679	166 272	16.3	60 609	37 550	98 159	
観光・交通関係	19 727	8 170	27 897	2.7	40 346	6 361	46 707	
開 発 関 係	51 298	15 469	66 767	6.5	22 283	45 245	67 528	
教 育 関 係	23 916	3 662	27 578	2.7	22 844	4 950	27 794	
そ の 他	179 153	17 184	196 337	19.2	120 107	37 935	158 042	
合 計 (A)	938 904	84 062	1 022 966	100.0	755 387	248 585	1 003 972	
うち預託金に係るもの	決算額	51 786	1 815	53 601	—	254 490	90 385	344 875
	当該金融機関の貸付額	737 645	166 663	904 308	—	105 944	362 154	468 098
基金の運用によるもの (B)	64 816	18 813	83 629	—	46 012	14 903	60 915	
総 計 (A)+(B)	1 003 720	102 875	1 106 595	—	801 399	263 488	1 064 887	

第100表 地方公営企業等に

その1 推 移

区 分	昭和36年度	41	42	43
決 算 額	415	1 011	1 295	1 662
指 数	100	244	312	401

の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭和48年度回収額 (C)			時効等 による 債権消 滅等の 額 (D)	昭和48年度末現在高 (A)+(B)-(C)+(D) (E)			比 較			
都 道 府 県	市 町 村	計		都 道 府 県	市 町 村	計	増 減 額 (E)-(A)	増 減 率		
	873	1 318	2 191	△ 364	11 279	9 943	21 222	1.8	1 147	5.7
574 183	230 195	804 378	△ 11 294	1 096 438	91 051	1 187 489	98.2	184 598	18.4	
299 176	91 194	390 370	110	494 733	8 268	503 001	41.6	87 986	21.2	
52 352	9 806	62 158	△ 28	67 049	2 471	69 520	5.8	10 341	17.5	
28 464	9 764	38 228	△ 484	45 750	10 653	56 403	4.7	12 555	28.6	
46 309	28 901	75 210	△ 10 563	157 328	21 330	178 658	14.8	12 386	7.4	
35 567	5 903	41 470	—	24 507	8 627	33 134	2.7	5 237	18.8	
28 092	43 947	72 039	△ 0	45 488	16 767	62 255	5.2	△ 4 512	△ 6.8	
14 301	4 273	18 574	△ 140	32 301	4 356	36 657	3.0	9 079	32.9	
69 922	36 406	106 328	△ 188	229 283	18 579	247 862	20.5	51 525	26.2	
575 056	231 513	806 569	△ 11 658	1 107 717	100 994	1 208 711	100.0	185 745	18.2	
245 898	89 584	335 482	△ 436	60 261	2 297	62 558	—	8 957	16.7	
932 061	267 968	1 200 029	7 989	911 429	268 937	1 180 366	—	276 058	30.5	
18 106	12 109	30 215	41	92 902	21 466	114 368	—	30 739	36.8	
593 162	243 622	836 784	△ 11 617	1 200 619	122 460	1 323 079	—	216 484	19.6	

対する繰出しの状況

(単位 億円)

44	45	46	47	48
2 153	2 739	3 452	4 080	5 198
519	660	832	983	1 253

第100表 地方公営企業等に

その2 事業別内訳

区 分	昭 和 48 年 度						
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額		
法適用の公営企業会計	上水道事業	12 688	5.8	20 088	6.7	32 776	6.3
	工業用水道事業	6 788	3.1	557	0.2	7 345	1.4
	交通事業	39 251	17.8	37 382	12.5	76 633	14.7
	電気事業	523	0.2	13	0.0	536	0.1
	ガス事業	100	0.0	209	0.1	309	0.1
	簡易水道事業	—	—	902	0.3	902	0.2
	港湾整備事業	1 276	0.6	349	0.1	1 625	0.3
	病院事業	66 801	30.3	43 803	14.6	110 604	21.3
	市場事業	3 289	1.5	1 449	0.5	4 738	0.9
	と畜場事業	465	0.2	110	0.0	575	0.1
	観光施設事業	2 989	1.4	491	0.2	3 480	0.7
	住宅用地造成事業	384	0.2	93	0.0	477	0.1
	工業用地造成事業	3 073	1.4	—	—	3 073	0.6
公共下水道事業	52 261	23.7	41 124	13.7	93 385	18.0	
その他の企業会計	498	0.2	891	0.3	1 389	0.3	
小 計	190 387	86.4	147 462	49.2	337 849	65.0	
法非適用の公営企業会計	交通事業	3	0.0	662	0.2	665	0.1
	簡易水道事業	—	—	8 277	2.8	8 277	1.6
	港湾整備事業	8 460	3.8	950	0.3	9 410	1.8
	市場事業	277	0.1	6 855	2.3	7 132	1.4
	と畜場事業	91	0.0	2 713	0.9	2 804	0.5
	観光施設事業	1 841	0.8	3 492	1.2	5 333	1.0
	住宅用地造成事業	1 263	0.6	7 693	2.6	8 956	1.7
	工業用地造成事業	1 533	0.7	193	0.1	1 726	0.3
	公共下水道事業	5 068	2.3	80 139	26.8	85 207	16.4
	その他の企業会計	4 400	2.0	1 151	0.4	5 551	1.1
小 計	22 934	10.4	112 126	37.4	135 060	26.0	
国民健康保険事業会計	—	—	34 131	11.4	34 131	6.6	
その他の事業会計	7 059	3.2	5 727	1.9	12 786	2.5	
合 計	220 380	100.0	299 446	100.0	519 826	100.0	

対する繰出しの状況(つづき)

(単位 百万円・%)

昭和47年度 合計	年度 額	比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
24 607	6.0	8 169	7.3	33.2	17.1
7 425	1.8	△ 80	△ 0.1	△ 1.1	△ 0.0
63 329	15.5	13 304	11.9	21.0	16.0
579	0.1	△ 43	△ 0.0	△ 7.4	27.3
192	0.0	117	0.1	60.9	△ 14.3
576	0.1	326	0.3	56.6	19.8
622	0.2	1 003	0.9	161.3	△ 32.8
75 110	18.4	35 494	31.7	47.3	8.4
2 420	0.6	2 318	2.1	95.8	△ 18.0
72	0.0	503	0.4	698.6	△ 73.0
2 908	0.7	572	0.5	19.7	50.9
1 755	0.4	△ 1 278	△ 1.1	△ 72.8	△ 70.5
3 962	1.0	△ 889	△ 0.8	△ 22.4	△ 33.4
80 174	19.7	13 211	11.8	16.5	30.0
510	0.1	879	0.8	172.4	142.9
264 242	64.8	73 607	65.8	27.9	13.2
515	0.1	150	0.1	29.1	49.7
5 948	1.5	2 329	2.1	39.2	23.6
8 520	2.1	890	0.8	10.4	30.4
4 862	1.2	2 270	2.0	46.7	40.6
2 578	0.6	226	0.2	8.8	28.8
5 070	1.2	263	0.2	5.2	△ 0.8
7 062	1.7	1 894	1.7	26.8	△ 22.4
1 725	0.4	1	0.0	0.1	245.7
68 935	16.9	16 272	14.6	23.6	37.9
2 558	0.6	2 993	2.7	117.0	233.1
107 772	26.4	27 288	24.4	25.3	30.5
25 796	6.3	8 335	7.5	32.3	32.2
10 188	2.5	2 598	2.3	25.5	4.7
407 998	100.0	111 828	100.0	27.4	18.2

第101表 公 債 費

その1 性質別内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
地方債元利償還金	283 417	98.8	378 363	96.3	633 142	97.2
元 金	134 304	46.8	190 757	48.5	306 043	47.0
利 子	149 112	52.0	187 605	47.7	327 099	50.2
一時借入金利子	3 486	1.2	14 592	3.7	18 078	2.8
合 計	286 903	100.0	392 955	100.0	651 220	100.0

その2 財源内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国庫支出金	4 064	1.4	1 821	0.5	6 046	0.9
使用料、手数料	13 784	4.8	21 155	5.4	34 968	5.4
その他特定財源	23 526	8.2	19 718	5.0	42 316	6.5
一般財源等	245 529	85.6	350 261	89.1	567 890	87.2
合 計	286 903	100.0	392 955	100.0	651 220	100.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
555 945	97.8	77 197	93.1	13.9	31.7
310 232	54.6	△ 4 189	△ 5.1	△ 1.4	32.1
245 713	43.2	81 386	98.2	33.1	31.2
12 393	2.2	5 685	6.9	45.9	10.8
568 337	100.0	82 883	100.0	14.6	31.2

(単位 百万円・%)

昭和47年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
7 565	1.3	△ 1 519	△ 1.8	△ 20.1	37.9
28 872	5.1	6 096	7.4	21.1	31.5
49 198	8.7	△ 6 882	△ 8.3	△ 14.0	41.2
482 702	84.9	85 188	102.8	17.6	29.6
568 337	100.0	82 883	100.0	14.6	31.2

第102表 地方債債

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
一般公共事業債	30 972	23.1	9 407	4.9	40 379	13.2
一般単独事業債	30 316	22.6	50 889	26.7	81 205	26.5
公営住宅建設事業債	10 013	7.5	8 887	4.7	18 900	6.2
義務教育施設整備事業債	324	0.2	37 071	19.4	37 395	12.2
辺地対策事業債	—	—	3 397	1.8	3 397	1.1
産業廃棄物処理事業債	33	0.0	—	—	33	0.0
災害復旧事業債	21 927	16.3	8 161	4.3	30 088	9.8
新産業都市等建設事業債	8 888	6.6	—	—	8 888	2.9
一般廃棄物処理事業債	1 061	0.8	12 383	6.5	13 444	4.4
厚生福祉施設整備事業債	2 680	2.0	8 431	4.4	11 111	3.6
公共用地先行取得事業債	10 343	7.7	7 826	4.1	18 169	5.9
市町村民税臨時減税補てん債	—	—	6 660	3.5	6 660	2.2
退職手当債	2 853	2.1	1 981	1.0	4 834	1.6
転貸債	964	0.7	850	0.4	1 814	0.6
過疎対策事業債	—	—	3 001	1.6	3 001	1.0
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	8 249	6.1	1 662	0.9	9 911	3.2
同和対策事業債	40	0.0	1 907	1.0	1 947	0.6
都道府県貸付金	—	—	19 018	10.0	—	—
その他	5 641	4.2	9 226	4.8	14 867	4.9
合 計	134 304	100.0	190 757	100.0	306 043	100.0

(注) 「交付公債」、「枠外債」は各項目に含まれている。

還 額 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
40 992	13.2	△ 613	14.6	△ 1.5	7.9
74 180	23.9	7 025	△ 167.7	9.5	33.7
14 812	4.8	4 088	△ 97.6	27.6	21.4
29 925	9.6	7 470	△ 178.3	25.0	30.1
3 190	1.0	207	△ 4.9	6.5	34.3
24	0.0	9	△ 0.2	37.5	皆増
30 024	9.7	64	△ 1.5	0.2	4.2
7 153	2.3	1 735	△ 41.4	24.3	52.4
11 573	3.7	1 871	△ 44.7	16.2	30.3
9 559	3.1	1 552	△ 37.0	16.2	56.9
45 050	14.5	△ 26 881	641.7	△ 59.7	165.2
10 768	3.5	△ 4 108	98.1	△ 38.2	△ 23.5
5 895	1.9	△ 1 061	25.3	△ 18.0	△ 3.6
2 662	0.9	△ 848	20.2	△ 31.9	32.4
2 375	0.8	626	△ 14.9	26.4	219.2
6 912	2.2	2 999	△ 71.6	43.4	39.7
1 429	0.5	518	△ 12.4	36.2	120.5
—	—	—	—	—	—
13 708	4.4	1 159	△ 27.7	8.5	39.4
310 232	100.0	△ 4 189	100.0	△ 1.4	32.1

第103表 地 方 債 現

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額	
一般公共事業債	946 254	31.6	318 102	8.3	1 264 356	18.5
一般単独事業債	595 328	19.9	772 113	20.1	1 367 441	20.0
公営住宅建設事業債	332 279	11.1	341 834	8.9	674 113	9.9
義務教育施設整備事業債	2 349	0.1	971 213	25.3	973 562	14.3
辺地対策事業債	—	—	48 220	1.3	48 220	0.7
産業廃棄物処理事業債	12 444	0.4	—	—	12 444	0.2
災害復旧事業債	239 138	8.0	81 268	2.1	320 406	4.7
新産業都市等建設事業債	235 597	7.9	—	—	235 597	3.5
一般廃棄物処理事業債	34 215	1.1	248 802	6.5	283 017	4.1
厚生福祉施設整備事業債	72 825	2.4	225 608	5.9	298 433	4.4
公共用地先行取得事業債	183 685	6.1	122 768	3.2	306 453	4.5
市町村民税臨時減税補てん債	—	—	5 144	0.1	5 144	0.1
退職手当債	18 030	0.6	8 435	0.2	26 465	0.4
転貸債	10 717	0.4	14 467	0.4	25 184	0.4
過疎対策事業債	—	—	120 581	3.1	120 581	1.8
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	212 037	7.1	26 607	0.7	238 644	3.5
同和対策事業債	1 069	0.0	86 863	2.3	87 932	1.3
都道府県貸付金	—	—	241 751	6.3	241 751	3.5
その他	94 577	3.2	203 717	5.3	298 294	4.4
合 計	2 990 544	100.0	3 837 494	100.0	6 828 038	100.0

在 高 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 合 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
1 065 030	19.8	199 326	13.7	18.7	71.2
1 078 331	20.1	289 110	19.9	26.8	33.5
530 626	9.9	143 487	9.9	27.0	38.6
762 596	14.2	210 966	14.5	27.7	22.9
35 782	0.7	12 438	0.9	34.8	26.1
7 298	0.1	5 146	0.4	70.5	966.6
294 293	5.5	26 113	1.8	8.9	17.5
201 213	3.7	34 384	2.4	17.1	40.5
206 731	3.8	76 286	5.2	36.9	41.1
229 086	4.3	69 347	4.8	30.3	26.3
151 233	2.8	155 220	10.7	102.6	4.4
11 804	0.2	△ 6 660	△ 0.5	△ 56.4	△ 47.7
31 258	0.6	△ 4 793	△ 0.3	△ 15.3	△ 7.5
22 187	0.4	2 997	0.2	73.5	8.9
75 560	1.4	45 021	3.1	59.6	89.8
181 140	3.4	57 504	4.0	31.7	25.4
50 840	0.9	37 092	2.5	73.0	85.8
184 961	3.4	56 790	3.9	30.7	34.4
252 833	4.7	45 461	3.1	18.0	16.9
5 372 804	100.0	1 455 234	100.0	27.1	35.3

第103表 地 方 債 現

その2 借入先別内訳

区 分	昭 和 48 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額	
政 府 資 金	1 159 564	38.8	2 073 412	54.0	3 232 976	47.3
資金運用部	943 503	31.5	1 243 349	32.4	2 186 852	32.0
簡易保険局	216 061	7.2	830 063	21.6	1 046 124	15.3
公営企業金融公庫	5 207	0.2	51 101	1.3	56 308	0.8
国の予算貸付・政府 関係機関貸付(公営 企業金融公庫を除 く。)	212 420	7.1	28 603	0.7	241 023	3.5
市 中 銀 行	1 311 137	43.8	951 108	24.8	2 262 245	33.1
その他の金融機関	72 665	2.4	198 020	5.2	270 685	4.0
保 險 会 社	15 840	0.5	27 619	0.7	43 459	0.6
交 付 公 債	119 907	4.0	76 384	2.0	196 291	2.9
市 場 公 募 債	22 461	0.8	31 340	0.8	53 801	0.8
共済組合(恩給組合 を含む。)	61 183	2.0	128 626	3.4	189 809	2.8
外 国 債	—	—	1 772	0.0	1 772	0.0
そ の 他	10 159	0.3	269 509	7.0	279 668	4.1
合 計	2 990 544	100.0	3 837 494	100.0	6 828 038	100.0

その3 利率別内訳

区 分	都 道 府 県	
6.3% 以 下	494 361	16.5
6.5% 以 下	739 990	24.7
7.3% 以 下	968 540	32.4
7.4% 以 下	76 063	2.5
7.6% 以 下	280 265	9.4
8.0% 未 満	52 658	1.8
8.0% 以 上	378 667	12.7
合 計	2 990 544	100.0

在 高 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 合 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
2 710 365	50.4	522 611	35.9	19.3	29.1
1 854 279	34.5	332 573	22.9	17.9	32.1
856 085	15.9	190 039	13.1	22.2	22.9
46 855	0.9	9 453	0.6	20.2	18.1
182 765	3.4	58 258	4.0	31.9	24.5
1 633 705	30.4	628 540	43.2	38.5	55.3
198 150	3.7	72 535	5.0	36.6	45.1
35 138	0.7	8 321	0.6	23.7	28.8
149 572	2.8	46 719	3.2	31.2	11.0
37 551	0.7	16 250	1.1	43.3	31.1
163 014	3.0	26 795	1.8	16.4	14.9
2 166	0.0	394	0.0	18.2	15.4
213 523	4.0	66 145	4.5	31.0	32.8
5 372 804	100.0	1 455 234	100.0	27.1	35.3

(単位 百万円・%)

市 町 村	合 計		
465 343	12.1	959 704	14.1
1 432 688	37.3	2 172 678	31.8
714 674	18.6	1 683 214	24.7
60 665	1.6	136 728	2.0
673 778	17.6	954 043	14.0
112 165	2.9	164 823	2.4
378 181	9.9	756 848	11.1
3 837 494	100.0	6 828 038	100.0

第103表 地 方 債 現

その4 推 移

区 分	総 額		
	現 在 高	指 数	対 前 年 度 率 増 減
昭 和 36 年 度	738 668	100	5.9
42	1 948 972	264	15.6
43	2 182 153	295	12.0
44	2 485 018	337	14.1
45	2 974 270	403	19.7
46	3 970 813	538	33.5
47	5 372 804	727	35.3
48	6 828 038	924	27.1

(注) 昭和45年度以前の数値には、沖縄県分は含まれていない。

第104表 債 務 負 担 行 為 額

区 分	昭 和	
	都 道 府 県	
物 件 の 購 入 等 に 係 る も の	1 228 779	77.0
土 地、建 造 物 に 係 る も の	697 979	43.7
そ の 他	530 800	33.3
債 務 保 証 又 は 損 失 補 償 に 係 る も の	13 467	0.8
公 社、協 会 等 に 係 る も の	7 189	0.5
そ の 他	6 278	0.4
そ の 他	353 245	22.1
合 計	1 595 490	100.0

(注) 「債務保証又は損失補償に係るもの」には、履行すべき額の確定したものを計上

在 高 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

内			訳		
交 付 公 債			交 付 公 債 以 外		
現 在 高	指 数	対前年度 増減率	現 在 高	指 数	対前年度 増減率
71 665	100	△ 5.1	667 003	100	7.2
104 951	146	14.8	1 844 021	276	15.6
114 650	160	9.2	2 067 503	310	12.1
117 421	164	2.8	2 367 597	356	14.8
115 019	160	△ 2.0	2 859 251	429	20.8
134 691	188	17.1	3 836 122	575	34.2
149 572	209	11.0	5 223 232	783	36.2
196 291	274	31.2	6 631 747	994	27.0

(翌年度以降支出予定額)の状況

(単位 百万円・%)

48 年 度				昭和47年度 合計額	増 減 率
市 町 村	合 計				
1 055 028	72.7	2 283 807	74.9	1 625 429	40.5
723 525	49.8	1 421 504	46.6	965 567	47.2
331 503	22.8	862 303	28.3	659 862	30.7
95 793	6.6	109 260	3.6	88 656	23.2
52 805	3.6	59 994	2.0	49 065	22.3
42 988	3.0	49 266	1.6	39 591	24.4
301 259	20.7	654 504	21.5	465 900	40.5
1 452 080	100.0	3 047 570	100.0	2 179 985	39.8

している。

第105表 昭和48年度 資

その1 収入、支出額

区 分		第1・四半期 (48年4月～6月)		第2・四半期 (48年7月～9月)		
総 括	収 入	歳入	3 708 902	85.3	3 167 392	93.6
		地方交付税及び地方譲与税	1 556 108	35.8	1 401 070	41.4
		地方債(起債前借を含む)	1 366 820	31.4	728 469	21.5
		地方債(起債前借を含む)の繰入れ	375 579	8.6	544 793	16.1
		地方債(起債前借を含む)の繰入れ	22 107	0.5	94 032	2.8
	支 出	歳出	50 086	1.2	49 947	1.5
		地方債(起債前借を含む)の繰入れ	6 290	0.1	15 212	0.4
		地方債(起債前借を含む)の繰入れ	331 913	7.6	333 869	9.9
		歳計現金貸付金回収金及び他会計借入	225 289	5.2	27 980	0.8
		一時借入金借入額	412 644	9.5	186 877	5.5
合 計		4 346 835	100.0	3 382 248	100.0	
支 出	歳計現金貸付金及び他会計借入	2 931 151	83.7	3 149 825	93.8	
	歳計現金貸付金及び他会計借入	222 660	6.4	54 930	1.6	
	一時借入金返済額	346 435	9.9	152 157	4.5	
	合 計		3 500 246	100.0	3 356 911	100.0
	都 道 府 県	収 入	歳入	2 071 553	84.1	1 685 356
地方交付税及び地方譲与税			885 497	35.9	757 294	42.7
地方債(起債前借を含む)			730 487	29.6	380 676	21.5
地方債(起債前借を含む)の繰入れ			280 076	11.4	396 650	22.4
地方債(起債前借を含む)の繰入れ			37 294	1.5	19 636	1.1
支 出		歳出	2 510	0.1	605	0.0
		地方債(起債前借を含む)の繰入れ	135 690	5.5	130 496	7.4
		歳計現金貸付金回収金及び他会計借入	143 425	5.8	5 631	0.3
		一時借入金借入額	249 581	10.1	80 603	4.5
		合 計		2 464 559	100.0	1 771 590
支 出	歳計現金貸付金及び他会計借入	1 648 271	80.8	1 691 101	95.2	
	歳計現金貸付金及び他会計借入	145 855	7.1	10 331	0.6	
	一時借入金返済額	246 242	12.1	74 729	4.2	
	合 計		2 040 368	100.0	1 776 161	100.0
	市 町 村	収 入	歳入	1 637 349	87.0	1 482 036
地方交付税及び地方譲与税			670 611	35.6	643 776	40.0
地方債(起債前借を含む)			636 333	33.8	347 793	21.6
地方債(起債前借を含む)の繰入れ			95 503	5.1	148 143	9.2
地方債(起債前借を含む)の繰入れ			22 107	1.2	94 032	5.8
支 出		歳出	12 792	0.7	30 311	1.9
		地方債(起債前借を含む)の繰入れ	3 780	0.2	14 607	0.9
		地方債(起債前借を含む)の繰入れ	196 223	10.4	203 373	12.6
		歳計現金貸付金回収金及び他会計借入	81 864	4.3	22 349	1.4
		一時借入金借入額	163 063	8.7	106 274	6.6
合 計		1 882 276	100.0	1 610 658	100.0	
支 出	歳計現金貸付金及び他会計借入	1 282 880	87.9	1 458 724	92.3	
	歳計現金貸付金及び他会計借入	76 805	5.3	44 599	2.8	
	一時借入金返済額	100 193	6.9	77 428	4.9	
	合 計		1 459 878	100.0	1 580 750	100.0

金 収 支 の 状 況

(単位 百万円・%)

第 3・四半期 (48年10月～12月)		第 4・四半期 (49年 1月～ 3月)		出 納 整 理 期 (49年 4月～ 5月)		合 計	
4 527 212	85.3	4 456 200	84.2	2 986 305	95.1	18 846 011	87.8
1 756 182	33.1	1 418 326	26.8	359 602	11.5	6 491 287	30.2
738 960	13.9	457 655	8.6	19 601	0.6	3 311 506	15.4
1 203 122	22.7	1 232 026	23.3	445 180	14.2	3 800 699	17.7
177 255	3.3	150 571	2.8	259 119	8.3	703 085	3.3
110 898	2.1	327 157	6.2	1 175 208	37.4	1 713 297	8.0
18 145	0.3	42 536	0.8	32 821	1.0	115 003	0.5
522 650	9.8	827 929	15.6	694 774	22.1	2 711 135	12.6
173 343	3.3	195 100	3.7	153 113	4.9	774 824	3.6
608 117	11.5	643 219	12.1	—	—	1 850 855	8.6
5 308 672	100.0	5 294 518	100.0	3 139 418	100.0	21 471 690	100.0
5 405 882	92.8	4 014 963	80.2	3 073 213	87.5	18 575 031	87.6
142 884	2.5	209 238	4.2	145 113	4.1	774 824	3.7
277 967	4.8	779 260	15.6	295 036	8.4	1 850 855	8.7
5 826 732	100.0	5 003 461	100.0	3 513 362	100.0	21 200 712	100.0
2 609 659	89.1	2 511 374	86.8	1 198 725	93.4	10 076 668	88.8
1 088 424	37.2	832 454	28.8	237 675	18.5	3 801 344	33.5
392 234	13.4	184 145	6.4	2 534	0.2	1 690 076	14.9
872 097	29.8	924 187	31.9	139 701	10.9	2 612 711	23.0
40 778	1.4	121 041	4.2	454 199	35.4	672 949	5.9
1 051	0.0	23 551	0.8	12 764	1.0	40 480	0.4
215 075	7.3	425 995	14.7	351 852	27.4	1 259 108	11.1
111 836	3.8	106 637	3.7	84 703	6.6	452 232	4.0
207 451	7.1	275 621	9.5	—	—	813 255	7.2
2 928 946	100.0	2 893 632	100.0	1 283 428	100.0	11 342 155	100.0
3 004 388	93.8	2 111 097	80.9	1 466 396	94.0	9 921 252	88.7
87 593	2.7	129 894	5.0	78 559	5.0	452 232	4.0
110 570	3.5	367 097	14.1	14 617	0.9	813 255	7.3
3 202 551	100.0	2 608 088	100.0	1 559 572	100.0	11 186 740	100.0
1 917 553	80.6	1 944 826	81.0	1 787 580	96.3	8 769 343	86.6
667 758	28.1	585 872	24.4	121 927	6.6	2 689 943	26.6
346 726	14.6	273 510	11.4	17 067	0.9	1 621 430	16.0
331 025	13.9	307 839	12.8	305 479	16.5	1 187 988	11.7
177 255	7.4	150 571	6.3	259 119	14.0	703 085	6.9
70 120	2.9	206 116	8.6	721 009	38.8	1 040 348	10.3
17 094	0.7	18 985	0.8	20 057	1.1	74 523	0.7
307 575	12.9	401 934	16.7	342 922	18.5	1 452 027	14.3
61 507	2.6	88 463	3.7	68 410	3.7	322 592	3.2
400 666	16.8	367 598	15.3	—	—	1 037 600	10.2
2 379 726	100.0	2 400 886	100.0	1 855 990	100.0	10 129 535	100.0
2 401 494	91.5	1 903 866	79.5	1 606 817	82.2	8 653 779	86.4
55 291	2.1	79 344	3.3	66 554	3.4	322 592	3.2
167 397	6.4	412 163	17.2	280 419	14.4	1 037 600	10.4
2 624 181	100.0	2 395 313	100.0	1 953 790	100.0	10 013 972	100.0

第105表 昭和48年度資

その2 各四半期別構成比

区 分		第1・四半期 (48年4月～6月)	第2・四半期 (48年7月～9月)	
総	収	歳入税等	19.7	16.8
		地方譲与金	24.0	21.6
		地方交付税	41.3	22.0
		地方債(起債前借を含む)	9.9	14.3
		地方債(起債前借を含む)の繰入れ	3.1	13.4
	入	歳計借入金	2.9	2.9
		現金貸付金	5.5	13.2
		貸付金回収金	12.2	12.2
		その他	29.1	3.6
		一時借入金借入額	22.3	10.1
括	歳計借入金借入額	20.2	15.8	
	歳計現金貸付金及び他会計借入	15.8	17.0	
	歳計現金貸付金及び他会計借入	28.7	7.1	
	歳計現金貸付金及び他会計借入	18.7	8.2	
	歳計現金貸付金及び他会計借入	16.5	15.8	
都道府県	収	歳入税等	20.6	16.7
		地方譲与金	23.3	19.9
		地方交付税	43.2	22.5
		地方債(起債前借を含む)	10.7	15.2
		地方債(起債前借を含む)の繰入れ	5.5	2.9
	入	歳計借入金	6.2	1.5
		現金貸付金	10.8	10.4
		貸付金回収金	31.7	1.2
		その他	30.7	9.9
		一時借入金借入額	21.7	15.6
支	歳計借入金借入額	16.6	17.0	
	歳計現金貸付金及び他会計借入	32.3	2.3	
	歳計現金貸付金及び他会計借入	30.3	9.2	
	歳計現金貸付金及び他会計借入	18.2	15.9	
	歳計現金貸付金及び他会計借入			
市町村	収	歳入税等	18.7	16.9
		地方譲与金	24.9	23.9
		地方交付税	39.2	21.4
		地方債(起債前借を含む)	8.0	12.5
		地方債(起債前借を含む)の繰入れ	3.1	13.4
	入	歳計借入金	1.2	2.9
		現金貸付金	5.1	19.6
		貸付金回収金	13.5	14.0
		その他	25.4	6.9
		一時借入金借入額	15.7	10.2
支	歳計借入金借入額	18.6	15.9	
	歳計現金貸付金及び他会計借入	14.8	16.9	
	歳計現金貸付金及び他会計借入	23.8	13.8	
	歳計現金貸付金及び他会計借入	9.7	7.5	
	歳計現金貸付金及び他会計借入	14.6	15.8	

金 収 支 の 状 況 (つづき)

(単位 %)

第 3 ・ 四 半 期 (48年10月～12月)	第 4 ・ 四 半 期 (49年 1 月～ 3 月)	出 納 整 理 期 (49年 4 月～ 5 月)	合 計
24.0	23.6	15.8	100.0
27.1	21.8	5.5	100.0
22.3	13.8	0.6	100.0
31.7	32.4	11.7	100.0
25.2	21.4	36.9	100.0
6.5	19.1	68.6	100.0
15.8	37.0	28.5	100.0
19.3	30.5	25.6	100.0
22.4	25.2	19.8	100.0
32.9	34.8	—	100.0
24.7	24.7	14.6	100.0
29.1	21.6	16.5	100.0
18.4	27.0	18.7	100.0
15.0	42.1	15.9	100.0
27.5	23.6	16.6	100.0
25.9	24.9	11.9	100.0
28.6	21.9	6.3	100.0
23.2	10.9	0.1	100.0
33.4	35.4	5.3	100.0
6.1	18.0	67.5	100.0
2.6	58.2	31.5	100.0
17.1	33.8	27.9	100.0
24.7	23.6	18.7	100.0
25.5	33.9	—	100.0
25.8	25.5	11.3	100.0
30.3	21.3	14.8	100.0
19.4	28.7	17.4	100.0
13.6	45.1	1.8	100.0
28.6	23.3	13.9	100.0
21.9	22.2	20.4	100.0
24.8	21.8	4.5	100.0
21.4	16.9	1.1	100.0
27.9	25.9	25.7	100.0
25.2	21.4	36.9	100.0
6.7	19.8	69.3	100.0
22.9	25.5	26.9	100.0
21.2	27.7	23.6	100.0
19.1	27.4	21.2	100.0
38.6	35.4	—	100.0
23.5	23.7	18.3	100.0
27.8	22.0	18.6	100.0
17.1	24.6	20.6	100.0
16.1	39.7	27.0	100.0
26.2	23.9	19.5	100.0

第106表 社 会 福 祉

区 分	合 計		
	箇 所 数	利 用 者 数	専 任 職 員 数
保 護 施 設	161	8 318	1 395
救 護 施 設	57	3 707	834
更 生 施 設	7	318	64
医 療 保 護 施 設	2	311	211
授 産 施 設	67	2 560	256
宿 所 提 供 施 設	28	1 422	30
老 人 福 祉 施 設	924	45 603	10 459
養 護 老 人 ホ ー ム	588	38 966	7 304
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	70	5 421	1 931
軽 費 老 人 ホ ー ム	18	1 216	210
老 人 福 祉 セ ン タ ー	248	…	1 014
身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設	139	3 101	1 527
肢 体 不 自 由 者 更 生 施 設	47	1 369	643
失 明 者 更 生 施 設	2	78	19
ろ う あ 者 更 生 施 設	2	27	15
内 部 障 害 者 更 生 施 設	17	339	175
身 体 障 害 者 療 護 施 設	—	—	—
重 度 身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設	12	668	353
身 体 障 害 者 授 産 施 設	17	485	167
重 度 身 体 障 害 者 授 産 施 設	3	135	29
身 体 障 害 者 福 祉 工 場	—	—	—
補 装 具 製 作 施 設	15	…	49
点 字 図 書 館	24	…	77
点 字 出 版 施 設	—	…	—
婦 人 保 護 施 設	31	244	83
兒 童 福 祉 施 設	15 884	910 304	107 789
助 産 施 設	635	…	2 396
乳 兒 院	26	569	522
母 子 寮	322	9 568	763
保 育 所	10 288	876 656	87 271
養 護 施 設	61	3 414	1 336
精 神 薄 弱 兒 施 設	101	7 318	3 652
精 神 薄 弱 兒 通 園 施 設	100	3 130	1 203
盲 兒 施 設	15	581	269

施設 の 状 況 (公営分)

(昭和48年10月1日現在：単位 人)

都 道 府 県			市 町 村		
箇 所 数	利 用 者 数	専 任 職 員 数	箇 所 数	利 用 者 数	専 任 職 員 数
19	1 252	243	142	7 066	1 152
15	1 078	240	42	2 629	594
—	—	—	7	318	64
—	—	—	2	311	211
—	—	—	67	2 560	256
4	174	3	24	1 248	27
43	5 209	1 279	881	40 394	9 180
25	3 506	713	563	35 460	6 591
10	1 095	431	60	4 326	1 500
7	608	101	11	608	109
1	…	34	247	…	980
115	2 760	1 377	24	341	150
44	1 305	617	3	64	26
2	78	19	—	—	—
2	27	15	—	—	—
15	314	157	2	25	18
—	—	—	—	—	—
11	624	336	1	44	17
10	277	105	7	208	62
3	135	29	—	—	—
—	—	—	—	—	—
14	…	47	1	…	2
14	…	52	10	…	25
—	…	—	—	…	—
29	216	76	2	28	7
292	18 014	10 178	15 592	892 290	97 611
18	…	422	617	…	1 974
12	329	299	14	240	223
5	151	18	317	9 417	745
22	1 886	278	10 266	874 770	86 993
23	1 531	762	38	1 883	574
58	5 050	2 664	43	2 268	988
20	648	339	80	2 482	864
15	581	269	—	—	—

第106表 社会福祉

区 分	合 計		
	箇所数	利用者数	専任職員数
ろ う あ 児 施 設	16	851	360
虚 弱 児 施 設	7	346	181
肢 体 不 自 由 児 施 設	37	3 818	2 890
肢 体 不 自 由 児 通 園 施 設	25	675	243
重 症 心 身 障 害 児 施 設	3	380	397
情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設	6	153	111
教 護 院	54	2 845	1 376
児 童 館	1 550	…	4 565
児 童 遊 園	2 638	…	254
精 神 薄 弱 者 援 護 施 設	62	4 556	1 905
精 神 薄 弱 者 更 正 施 設	45	3 510	1 603
精 神 薄 弱 者 授 産 施 設	17	1 046	302
母 子 福 祉 施 設	15	…	58
母 子 福 祉 セ ン タ ー	10	…	34
母 子 休 養 ホ ー ム	5	…	24
そ の 他 の 社 会 福 祉 施 設	1 639	5 832	3 567
生 活 の 扶 助 を 行 う 施 設	—	—	—
授 産 施 設	105	3 421	597
宿 所 提 供 施 設	29	2 393	79
盲 人 ホ ー ム	5	…	8
無 料 低 額 診 療 施 設	—	—	—
隣 保 館	715	…	1 843
へ き 地 保 健 福 祉 館	157	…	74
有 料 老 人 ホ ー ム	1	18	12
老 人 憩 の 家	625	…	738
身 体 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー	2	…	216

註 1 厚生省調「社会福祉施設調査報告」による。

2 「利用者数」は、昭和48年10月1日現在の在所者数で、在所者数が不明の施設

3 「保育所」には、へき地保育所及び季節保育所を含んでいない。

施設 の 状 況 (公営分) (つづき)

都 道 府 県			市 町 村		
箇 所 数	利 用 者 数	専 任 職 員 数	箇 所 数	利 用 者 数	専 任 職 員 数
16	851	360	—	—	—
4	237	135	3	109	46
34	3 662	2 792	3	156	98
—	—	—	25	675	243
3	380	397	—	—	—
3	83	59	3	70	52
50	2 625	1 276	4	220	100
7	…	104	1 543	…	4 461
2	…	4	2 636	…	250
36	3 560	1 541	26	996	364
31	2 875	1 368	14	635	235
5	685	173	12	361	129
7	…	48	8	…	10
6	…	27	4	…	7
1	…	21	4	…	3
49	1 660	558	1 590	4 172	3 009
—	—	—	—	—	—
47	1 624	353	58	1 797	244
1	36	—	28	2 357	79
—	…	—	5	…	8
—	—	—	—	—	—
—	…	—	715	…	1 843
—	…	—	157	…	74
—	—	—	1	18	12
—	…	—	625	…	738
1	…	205	1	…	11

を0とした単純合計である。

第107表 児童福祉施設の

区 分	収 容		
	昭和36年	42年	43年
助産施設	1 229	2 909	3 296
乳児院	1 450	1 295	1 230
保育施設	441 710	616 731	660 267
養育施設	7 325	6 365	5 945
精神薄弱児施設	4 217	7 658	8 356
精神薄弱児通園施設	1 296	2 525	2 825
盲ろうあ児施設	1 220	1 220	1 280
ろうあ児施設	1 984	1 907	1 832
虚弱児施設	664	564	660
肢体不自由児施設	2 933	5 545	5 559
肢体不自由児通園施設	—	—	—
重症心身障害児施設	—	50	370
情緒障害児短期治療施設	—	250	230
教 育 計 画	5 540	5 592	5 448
母子寮(世帯数)	469 568	652 611	697 298
	10 619	9 281	8 581

- (注) 1 厚生省調「社会福祉施設調査報告」による。
 2 昭和45年までは設置主体別、昭和46年からは経営主体別による。
 3 各年12月31日現在であるが、昭和47年及び48年については、同年10月1日現在である。

第108表 保健衛生施設等の状況

その1 施設の状況

区 分	昭和42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度	48年度
保健所(箇所)	829	832	832	832	832	832	839
公営病院病床数(床)	161 530	169 718	171 435	185 641	188 409	193 402	195 098
公営診療所病床数(床)	6 965	6 621	6 293	6 412	6 081	6 477	6 084

- (注) 1 保健所数は厚生省調により、その他は自治省調「公共施設状況調」による。
 2 保健所数は4月1日現在、その他は3月末日現在である。

その2 保健衛生水準の状況

区 分	昭和36年	43年	44年	45年	46年	47年	48年
平均寿命(男(歳))	66.0	69.1	69.2	69.3	70.2	70.5	70.7
平均寿命(女(歳))	70.8	74.3	74.7	74.7	75.6	75.9	76.0
出生率(人口千人対比)	16.9	18.6	18.5	18.7	19.2	19.3	19.4
死亡率(人口千人対比)	7.4	6.8	6.8	6.9	6.6	6.5	6.6
結核死亡率	0.30	0.17	0.16	0.16	0.13	0.12	0.11
乳児死亡率(出生千人対比)	28.6	15.3	14.2	13.1	12.4	11.7	11.3

- (注) 厚生省調による。

収容定員の推移(公営分)

(単位 人)

定 員				
44 年	45 年	46 年	47 年	48 年
4 022	4 372	4 425	4 691	4 714
1 210	1 190	838	813	818
705 190	752 710	792 433	858 212	933 698
5 617	5 262	4 425	4 657	4 533
9 220	9 534	7 984	8 534	8 503
3 105	3 330	3 315	3 751	4 271
1 245	1 231	774	829	784
1 798	1 730	1 353	1 350	1 323
654	600	420	461	420
5 699	5 864	4 355	4 655	4 745
440	530	690	690	1 040
450	490	440	480	440
250	300	250	300	300
5 294	5 113	4 786	5 056	5 062
744 194	792 256	826 488	894 479	970 651
8 175	7 541	6 337	6 209	5 738

第109表 し尿及びごみ収集処理の状況

(昭和49年3月31現在)

その1 し尿処理

その2 ごみ処理

区 分	数 値	区 分	数 値
処理計画人口(千人)	108 772	処理計画人口(千人)	108 867
処理人口(千人)	74 146	処理人口(千人)	99 369
年間総排出量(千kl)(A)	50 424	年間総排出量(千t)(A)	39 801
年間総収集量(千kl)(B)	30 659	年間総収集量(千t)(B)	32 779
年間総処理量(千kl)	30 659	年間総処理量(千t)	32 779
下水道マンホール投入 (千kl)(C)	1 520	焼却処理(千t)(C)	17 304
処理施設処理(千kl)(D)	22 857	高速堆肥化処理(千t)(D)	93
その他(千kl)	6 282	埋立処理(千t)	14 640
自家処理量(千kl)	19 765	その他(千t)	742
下水道放流(千kl)(E)	7 039	自家処理量(千t)	7 019
尿浄化そう(千kl)(F)	5 915	収集職員(人夫)数(千人)	54
その他(千kl)	6 812	収集車両台数(台)	21 027
収集職員(人夫)数(千人)	24	特殊運搬車(台)	12 568
収集車両台数(台)	10 901	運搬車(台)	8 459
バキューム車(台)	10 533	処理場職員数(千人)	14
運搬車(台)	368	処理施設能力(千t/日)	67
処理場職員数(千人)	8	焼却処理(千t/日)	66
処理施設能力(千kl/日)	147	高速堆肥化処理(千t/日)	1
処理施設(千kl/日)	87	収集率(B)/(A)×100(%)	60.8
海洋投棄船(千kl/日)	60	焼却及び 高速堆肥化 処理率	43.7
収集率(B)/(A)×100(%)	60.8		
衛生処理率 (C)+(D)+(E)+(F) (A)×100(%)	74.0		

註 自治省調「公共施設状況調」による。

第110表 道 路 橋 り

その1 道路の現況

区 分	都 道 府	
	主要地方道	一般都道府県道
実延長 (km)(A)	37 906	89 429
(A)のうち舗装延長 (km)(B)	28 810	49 018
(A)のうち改良延長 (km)(C)	26 606	40 994
(A)のうち自動車交通不能道延長 (km)(D)	588	4 002
舗装率 (B)/(A)×100 (%)	76.0	54.8
改良率 (C)/(A)×100 (%)	72.0	51.4
自動車交通不能道比率 (D)/(A)×100 (%)	1.6	4.5
前年同期 (%)	67.9	43.8
前年同期 (%)	1.5	4.3

(注) 自治省調「公共施設状況調」による。

その2 橋りょうの現況

区 分	都 道 府 県 道	
	橋 数	延 長 (m)
全橋りょう (A)	101 722	1 569 097
永混久合橋 (B)	96 990	1 488 197
木橋 (C)	306	17 405
荷重制限橋 (D)	4 426	63 495
交通不能橋 (E)	2 257	43 449
永久橋の比率 (B)/(A)×100 (%)	1 107	11 797
前年同期 (%)	95.3	94.8
荷重制限橋の比率 (C)/(A)×100 (%)	2.2	2.8
前年同期 (%)	2.9	3.5
交通不能橋の比率 (E)/(A)×100 (%)	1.1	0.8
前年同期 (%)	1.1	0.8

(注) 自治省調「公共施設状況調」による。

その3 主要11か国の道路整備及び自動車保有の状況

区 分	道路延長 (km)	舗装延長 (km)	舗装率 (%)	人口当たり道路延長	
				人口(千人)	km/千人
日本	1 037 763	226 189	21.8	104 665	9.9
アメリカ	6 093 957	2 796 091	45.9	203 235	30.0
フランス	790 000	653 000	82.7	49 779	15.9
オーストラリア	884 713	193 116	21.8	12 756	69.4
カナダ	838 425	192 333	22.9	21 568	38.9
インド	1 194 981	234 075	19.6	547 950	2.2
ブラジル	1 285 519	69 360	5.4	93 204	13.8
西ドイツ	447 000	357 000	79.9	60 651	7.4
イギリス	362 585	361 600	99.7	55 349	6.6
イタリア	286 500	273 000	95.3	53 770	5.3
ベルギー	92 780	76 100	82.0	9 651	9.6

(注) 建設省編「道路統計年報 1975年版」による。

よ り の 現 況

(昭和49年3月31日現在)

県 道 計	市 町 村 道	合 計	
127 336	897 565	1 024 901	
77 827	162 170	239 997	
67 600	176 720	244 320	
4 591	283 666	288 257	
61.1	18.1	23.4	
57.6	14.8	20.1	
53.1	19.7	23.8	
51.1	18.4	22.5	
3.6	31.6	28.1	
3.5	33.1	29.5	

(昭和49年3月31日現在)

市 町 村 道		合 計	
橋 数	延 長 (m)	橋 数	延 長 (m)
439 920	3 427 125	541 642	4 996 222
319 813	2 386 842	416 803	3 875 039
3 244	47 381	3 550	64 786
116 863	992 902	121 289	1 056 397
44 886	379 941	47 143	423 390
95 218	623 762	96 325	635 559
72.7	69.6	77.0	77.6
70.3	66.8	74.8	75.1
10.2	11.1	8.7	8.5
10.7	11.9	9.2	9.3
21.6	18.2	17.8	12.7
22.3	18.9	18.4	13.3

面積当たり道路延長		乗 用 車 (千台)	バス・ト ラック等 (千台)	計 (千台)	1台当たり人口	
面 積 (km ²)	km/km ²				人口(千人)	千人/千台
372 154	2.789	12 964	10 151	23 115	104 665	4.5
9 363 123	0.651	101 579	23 578	125 157	203 235	1.6
547 026	1.444	13 920	2 000	15 920	49 779	3.1
7 686 848	0.115	4 538	1 089	5 627	12 756	2.3
9 976 139	0.084	7 407	2 060	9 467	21 568	2.3
3 280 483	0.364	698	522	1 220	547 950	449.1
8 511 965	0.151	3 253	814	4 067	93 204	22.9
248 577	1.798	17 250	1 450	18 700	60 651	3.2
244 046	1.486	13 586	1 885	15 471	55 349	3.6
301 225	0.951	13 600	1 080	14 680	53 770	3.7
30 513	3.041	2 360	243	2 603	9 651	3.7

第111表 公営住宅等の管理状況

(昭和49年3月31日現在)

区 分	都 道 府 県 (戸)	市 町 村 (戸)	合 計 (戸)
第一種公営住宅	352 695	384 479	737 174
木 造	41 682	108 700	150 382
非 木 造	311 013	275 779	586 792
第二種公営住宅	209 006	459 867	668 873
木 造	26 171	150 495	176 666
非 木 造	182 835	309 372	492 207
改良住宅	18 783	57 628	76 411
木 造	—	162	162
非 木 造	18 783	57 466	76 249
単独建設住宅	20 714	28 715	49 429
木 造	3 029	22 112	25 141
非 木 造	17 685	6 603	24 288
合 計	601 198	930 689	1 531 887
公募戸数(A)	60 296	84 444	144 740
応募件数(B)	384 961	314 749	699 710
競争率(B)/(A)	6.4	3.7	4.8

(注) 自治省調「公共施設状況調」による。

第112表 消防施設の状況

その1 消防本部・署等の設置状況

区 分	昭和49年4月 1日現在数 (A)	昭和48年4月 1日現在数 (B)	比 較		
			増 減 数 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)(%)	
消防本部・署	消防本部	848	829	19	2.3
	消防署	1 230	1 155	75	6.5
	出張所	2 407	2 120	287	13.5
消防団	消防団常備部	22	25	△ 3	12.0
	消防団	3 682	3 696	△ 14	0.4
	消防分団	27 081	27 392	△ 311	1.1

(注) 消防庁調による。ただし、昭和49年4月1日現在数は、概数である。

その2 消防施設の状況

区 分	49.4.1現在設置数 (A)	48.4.1現在設置数 (B)	比 較	
			増減数 (A)-(B) (C)	増減率 (C) (B)(%)
消 防 ポ ン プ 自 動 車 (台)	18 015	17 518	497	2.8
水 そ ろ 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車 (台)	2 384	2 207	177	8.0
三 輪 消 防 ポ ン プ 自 動 車 (台)	129	83	46	55.4
は し ご 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車 (台)	620	513	107	20.9
手 引 動 力 ポ ン プ (台)	1 377	1 777	△ 400	△ 22.5
小 型 動 力 ポ ン プ (台)	58 132	57 527	605	1.1
化 学 消 防 自 動 車 (台)	595	583	12	2.1
消 防 艇 (台)	48	46	2	4.3
無 線 指 揮 車 (台)	901	793	108	13.6
救 急 自 動 車 (台)	2 672	2 218	454	20.5
小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車 (台)	11 859	10 370	1 489	14.4
そ の 他 の 消 防 自 動 車 (台)	1 311	1 250	61	4.9
消 火 栓 (基)	626 862	597 541	29 321	4.9
防 火 水 そ ろ ・ 井 戸 (台)	228 987	222 284	6 703	3.0
消 防 用 無 線 { 固 定 局 (局) 移 動 局 (台)	2 117	1 798	319	17.7
	20 020	16 604	3 416	20.6
火 災 報 知 機 { 受 信 用 (基) 発 信 用 (台)	148	282	△ 134	△ 47.5
	4 020	11 299	△ 7 279	△ 64.4
望 楼 (台)	1 027	1 107	△ 80	△ 7.2
消防機関電話(火災専用、消防用を含む。)(台)	26 024	26 724	△ 700	△ 2.6

注 1 消防庁調による。ただし、昭和49年4月1日現在設置数は、概数である。

2 消防団保有のものを含む。

第113表 教 育 施 設

その1 義 務 教 育

区 分		小 学	
		49. 5. 1現在	48. 5. 1現在
学 校	数 (A) (校)	24 372	24 360
学 級	数 (B) (級)	304 766	297 338
校 舎	面 積 (C) (千㎡)	56 450	55 809
木 造	(千㎡)	22 612	24 693
非 木 造	(D) (千㎡)	33 838	31 116
屋 内 運 動 場	面 積 (E) (千㎡)	9 523	9 080
危 険 校 舎	面 積 (F) (千㎡)	5 432	6 044
校 舎 不 足	面 積 (千㎡)	7 093	3 486
児 童 生 徒	数 (G) (千人)	9 984	9 713
教 員	数 (H) (千人)	400	388
非 木 造 校 舎 比 率	(D)/(C)×100 (%)	59.9	55.8
危 険 校 舎 比 率	(F)/(C)×100 (%)	9.6	10.8
児 童 生 徒 1 人 当 たり 校 舎 面 積	(C)/(G) (㎡)	5.7	5.7
児 童 生 徒 1 人 当 たり 屋 内 運 動 場 面 積	(E)/(G)(㎡)	0.95	0.93
1 校 当 たり 児 童 生 徒 数	(G)/(A) (人)	410	399
1 学 級 当 たり 児 童 生 徒 数	(G)/(B) (人)	32.8	32.7
教 員 1 人 当 たり 児 童 生 徒 数	(G)/(H) (人)	25.0	25.0
昭和48年度実施面積 (48. 5. 2~49. 5. 1)	土地取得面積 (千㎡)	7 695	8 580
	建物新增築面積 (千㎡)	2 546	2 709
	建物改築面積 (千㎡)	958	1 091

- (注) 1 自治省調「公共施設状況調」による。ただし、昭和48年度実施面積は文部省調
 2 建物新增築面積及び建物改築面積は屋内運動場、寄宿舎分を含む。
 3 「昭和48年度実施面積」欄の「土地取得面積」の数値は、沖縄県分を含んでい
 4 その2において同じ。

の 状 況 (公立学校分)

校	中 学 校			
	差 引	49. 5. 1 現 在	48. 5. 1 現 在	差 引
	12	10 168	10 196	△ 28
	7 428	124 095	124 803	△ 708
	641	31 225	30 653	572
△	2 081	12 204	13 011	△ 807
	2 722	19 021	17 642	1 379
	443	6 570	6 389	181
△	612	1 876	2 034	△ 158
	3 607	3 191	1 931	1 260
	271	4 548	4 593	△ 45
	12	225	224	1
	4.1	60.9	57.6	3.3
△	1.2	6.0	6.6	△ 0.6
	0	6.9	6.7	0.2
	0.02	1.44	1.39	0.05
	11	447	450	△ 3
	0.1	36.6	36.8	△ 0.2
	0	20.2	20.5	△ 0.3
△	885	4 904	5 214	△ 310
△	163	1 326	1 446	△ 120
△	133	368	372	△ 4

による。

ない。

第113表 教育施設の状況 (公立学校分)(つづき)

その2 高等学校

区		分	49.5.1現在	48.5.1現在	差 引
学校	校 舎	数積 (A) (校)	3 666	3 626	40
木	造 校 舎	積造 (B) (千㎡)	24 083	23 122	961
非	木 造 校 舎	造積 (C) (千㎡)	5 583	5 799	△ 216
屋	内 運 動 場	積造 (D) (千㎡)	18 500	17 323	1 177
危	險 校 舎	積積 (E) (千㎡)	4 242	4 102	140
生	徒 日 時 の	積制 (F) (千人)	689	819	△ 130
全	定 時 の	制制 (G) (千人)	2 957	2 899	58
定	そ	制制 (G) (千人)	2 701	2 622	79
教	員	制制 (G) (千人)	253	273	△ 20
非	木 造 校 舎	率 (C)/(B)×100 (%)	76.8	74.9	1.9
危	險 校 舎	積積 (E)/(B)×100 (%)	2.9	3.5	△ 0.6
生	徒 1 人 当 たり	積積 (B)/(F) (㎡)	8.1	8.0	0.1
生	徒 1 人 当 たり	積積 (D)/(F) (㎡)	1.43	1.41	0.02
1	校 当 たり	積積 (F)/(A) (人)	807	800	7
教	員 1 人 当 たり	積積 (F)/(G) (人)	17.7	17.8	△ 0.1
昭和48年度実施面積 (48.5.2~49.5.1)		土地取得面積 (千㎡)	3 382	4 996	△ 1 614
		建物新築面積 (千㎡)	926	1 139	△ 213
		建物改築面積 (千㎡)	187	359	△ 172

その3 幼稚園

区		分	49.5.1現在	48.5.1現在	差 引
幼 稚 園	舎 面	数積 (A) (園)	5 024	4 766	258
木	造 校 舎	積造 (B) (千㎡)	2 092	1 899	193
非	木 造 校 舎	造積 (C) (千㎡)	1 056	1 067	△ 11
危	險 園 舎	積積 (D) (千㎡)	1 036	832	204
園	教 員 数	積積 (E) (千人)	139	156	△ 17
教	修 了 者 数	積積 (F) (千人)	537	507	30
小	学 校 第 1 学 年	積積 (G) (千人)	21	19	2
非	木 造 園 舎	率 (C)/(B)×100 (%)	1 151	948	203
危	險 園 舎	率 (D)/(B)×100 (%)	1 860	1 564	296
園	児 1 人 当 たり	積積 (B)/(E) (㎡)	49.5	43.8	5.7
就	園 児 当 たり	率 (G)/(H)×100 (%)	6.6	8.2	△ 1.6
1	園 当 たり	積積 (E)/(A) (人)	3.9	3.7	0.2
教	員 1 人 当 たり	積積 (E)/(F) (人)	61.9	60.6	1.3
		積積 (E)/(A) (人)	106.9	106.4	0.5
		積積 (E)/(F) (人)	25.6	26.7	△ 1.1

(注) 1 文部省調による。

2 修了者数、小学校第1学年児童数及び就園率は国立、公立及び私立全体の率である。

第 114 表 各国における初等・中等学校の教員 1 人当たり
生徒数の状況 (公立学校分)

国	名	年	初 等 学 校	中 等 学 校
日	本	1972	25.4	19.6
ア	メ	1970	22.1	
イ	ギ	1971	27.6	18.6
西	ド	1971	27.9	
フ	ラ	1970	21.8	15.8
ソ	ビ	1969	27.7	15.1

註 1 文部省調による。

2 日本の「初等学校」は小学校、「中等学校」は中学校と高等学校の合計である。

第 115 表 社会教育施設等の状況 (公立分)

区 分	合 計		都 道 府 県		市 町 村	
	箇 所 数 (箇所)	専任職員数 (人)	箇 所 数 (箇所)	専任職員数 (人)	箇 所 数 (箇所)	専任職員数 (人)
図 書 館	905	6 767	73	1 912	832	4 855
博 物 館	206	1 687	42	500	164	1 187
県民会館、公会 堂及び公民館	11 185	16 138	72	1 174	11 113	14 964
体 育 施 設	2 811	3 067	216	687	2 595	2 380
屋内体育館	1 046	2 147	64	426	982	1 721
陸上競技場	554	394	56	160	498	234
野 球 場	1 211	526	96	101	1 115	425

註 1 自治省調「公共施設状況調」による。

2 箇所数は昭和 49 年 3 月 31 日現在、専任職員数は昭和 49 年 4 月 1 日現在である。

第116表 地方公営企業

その1 事業数調

区 分	昭 和 48 年 度		
	法適用企業	法非適用企業	合 計
上 水 道 事 業	1 709	—	1 709
簡 易 水 道 事 業	32	1 760	1 792
工 業 用 水 道 事 業	84	—	84
交 通 事 業	81	55	136
バ ス	53	—	53
路 面 電 車	8	—	8
地 下 鉄	7	—	7
ニ ュ ー タ ウ ン 鉄 道	1	—	1
モ ノ レ ー ル	2	—	2
上記以外の軌道・地方鉄道	—	1	1
船 舶	10	54	64
電 気 事 業	34	—	34
ガ ス 事 業	73	—	73
病 院 事 業	703	—	703
公 共 下 水 道 事 業	28	365	393
そ の 他 事 業	336	1 666	2 002
合 計	3 080	3 846	6 926

その2 法適用事業数の推移

年 度	昭和41年度	42	43
法 適 用 事 業 数	1 384	1 731	2 716

業 の 事 業 数

(各年3月31日現在)

昭和47年度			増 減	
法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業
1 648	—	1 648	61	—
30	1 758	1 788	2	2
81	—	81	3	—
81	61	142	—	△ 6
53	—	53	—	—
8	—	8	—	—
7	—	7	—	—
—	—	—	1	—
2	—	2	—	—
—	4	4	—	△ 3
11	57	68	△ 1	△ 3
34	—	34	—	—
72	—	72	1	—
705	—	705	△ 2	—
29	320	349	△ 1	45
326	1 647	1 973	10	19
3 006	3 786	6 792	74	60

(各年3月31日現在)

44	45	46	47	48
2 804	2 863	2 922	3 006	3 080

第117表 地方公営

区 分	損益勘定所属職員	資本勘定所属職員
上水道事業	61 012	7 595
簡易水道事業	2 908	168
工業用水道事業	2 549	912
交通事業	58 203	2 383
電気事業	2 803	235
ガス事業	1 757	71
病院事業	125 105	12
公共下水道事業	13 681	8 945
その他事業	14 795	7 166
計	282 813	27 487

㉔ 昭和49年3月31日現在の職員数で、法非適用企業を含む。

第118表 地方公営事業

区 分	昭和48年度(A)			昭和
	収 入	支 出	差 引	収 入
地方公営企業	4 018 445	4 110 763	△ 92 318	3 346 403
法適用企業	3 099 747	3 239 113	△ 139 366	2 561 041
法非適用企業	918 698	871 650	47 048	785 362
収益事業	2 616 384	2 540 981	75 403	2 009 290
国民健康保険事業	1 026 179	991 624	34 554	853 951
公益質屋事業	1 337	1 310	26	1 337
農業共済事業	59 124	54 681	4 443	24 542
交通災害共済事業	12 108	7 872	4 236	10 730
公立大学附属病院事業	33 258	33 083	174	28 356
合 計	7 766 835	7 740 316	26 519	6 274 609

㉔ 地方公営企業の額の算出については、次による。

- 1 法適用企業では、現金の支出を伴わない費用を控除した。
- 2 法非適用企業では、収入は前年度からの繰越金を含め、支出は積立金及び

企 業 の 職 員 数

(単位 人)

合 計	前 年 度 末 職 員	増 減
58 607	65 286	3 321
3 076	3 044	32
3 461	3 427	34
60 586	60 397	189
3 038	2 756	282
1 828	1 801	27
125 117	119 128	5 989
22 626	19 851	2 775
21 961	19 406	2 555
310 300	295 096	15 204

決 算 の 状 況

(単位 百万円)

47 年 度 (B)		増 減 (A) - (B)		
支 出	差 引	収 入	支 出	差 引
3 434 115	△ 87 712	672 042	676 648	△ 4 606
2 683 914	△ 122 873	538 706	555 199	△ 16 493
750 201	35 161	133 336	121 449	11 887
1 960 947	48 343	607 094	580 034	27 060
828 178	25 773	172 228	163 446	8 781
1 289	48	0	22	△ 22
20 888	3 654	34 582	33 793	789
7 380	3 350	1 378	492	886
28 216	139	4 902	4 867	35
6 281 013	△ 6 405	1 492 226	1 459 303	32 924

前年度繰上充用金を含めた。

第119表 昭和48年度法適

その1 収益及び費用の状況

区 分	水道事業	工業用水道事業	交通事業	電気事業
総 収 益	458 333	37 233	215 065	29 379
(営業収益)	387 614	30 671	166 682	27 783
うち	料金収入	29 683	158 329	27 525
	他会計補助金	12 378	2 589	5
	国庫(県)補助金	114	30	1
総 費 用	463 029	36 308	258 787	27 428
うち	職員給与費	6 066	152 600	6 924
	減価償却費	7 214	22 343	6 721
	支払利息	12 370	47 632	10 086
当年度純損益	△ 4 696	925	△ 43 722	1 951
当年度純利益	24 177	3 231	1 299	2 174
当年度純損失	28 873	2 307	45 021	223
累積欠損金	42 511	13 775	240 001	312
累積欠損金比率	11.0	44.9	144.0	1.1
不良債務	60 999	5 108	99 807	1 031
不良債務比率	15.7	16.7	59.9	3.7
総収益対総費用比率	99.0	102.5	83.1	107.1
赤字事業数比率	27.7	42.5	83.5	17.6

- (注) 1 水道事業には簡易水道事業を含む。
 2 営業収益には受託工事収益は含まない。
 3 不良債務は再建債を加算しないものである。

その2 費用の性質別構成及び対営業収益比率の状況

区分	水道事業		工業用水道事業			交通事業			電気事業			ガ	
	金額	構成比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比		金額
職員給与費	132 892	31.3	34.3	6 066	17.1	19.8	152 600	59.0	91.6	6 924	25.3	24.9	3 446
減価償却費	62 314	14.7	16.1	7 214	20.3	23.5	22 343	8.6	13.4	6 721	24.5	24.2	1 890
支払利息	103 806	24.4	26.8	12 370	34.9	40.3	47 632	18.4	28.6	10 086	36.8	36.3	1 261
その他	126 181	29.6	32.5	9 832	27.7	32.1	35 876	14.0	21.5	3 674	13.4	13.2	6 554
計	425 193	100.0	109.7	35 482	100.0	115.7	258 451	100.0	155.1	27 405	100.0	98.6	13 151

- (注) 対営業収益比は受託工事収益を除いた営業収益を基礎とした。

用 企 業 決 算 の 状 況

(単位 百万円・%)

ガス事業	病院事業	公 共 下 水 道 事 業	そ の 他 事 業	計
15 205	454 993	88 268	195 120	1 493 595
12 796	395 079	40 381	173 956	1 234 962
11 505	378 285	28 255	171 196	1 170 963
49	16 481	42 632	2 604	103 498
—	707	8	223	16 693
15 763	496 714	93 647	180 923	1 572 599
3 446	265 771	16 082	14 002	597 782
1 890	16 927	16 364	5 646	139 418
1 261	16 112	37 695	12 557	241 520
△ 558	△ 41 721	△ 5 379	14 197	△ 79 004
295	1 927	597	18 753	52 453
853	43 648	5 976	4 556	131 457
1 294	104 961	20 317	13 675	436 847
10.1	26.6	50.3	7.9	35.4
2 142	75 132	10 334	32 398	286 951
16.7	19.0	25.6	18.6	23.2
96.5	91.6	94.3	107.3	95.0
60.3	70.7	32.1	29.1	40.5

(単位 百万円・%)

ス事業		病 院 事 業			公 共 下 水 道 事 業			そ の 他 事 業			合 計		
構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比
26.2	26.9	265 771	53.5	67.3	16 082	17.9	39.8	14 002	8.2	8.0	597 782	39.4	48.4
14.4	14.8	16 927	3.4	4.3	16 364	18.2	40.5	5 646	3.3	3.2	139 418	9.2	11.3
9.6	9.9	16 112	3.2	4.1	37 695	41.9	93.3	12 557	7.4	7.2	241 520	15.9	19.6
49.8	51.2	197 904	39.9	50.0	19 808	22.0	49.2	137 520	81.1	79.2	537 348	35.5	43.5
100.0	102.8	496 714	100.0	125.7	89 949	100.0	222.8	169 725	100.0	97.6	1 516 068	100.0	122.8

第119表 昭和48年度法適用

その3 資本的収支の状況

区 分	水道事業	工業用水道事業	交通事業	電気事業
資本的収入額 A	524 643	73 677	256 796	12 493
企業債 (うち建設改良のための企業債)	417 558	44 298	223 992	8 741
他会計出資金 9 322	2 076	13 949	—	
他会計借入金 7 828	2 212	3 343	536	
その他補助金 1 539	748	178	—	
翌年度の他財 88 396	24 343	15 334	3 216	
翌年度へ繰越される支出の財源充当額等 B	50 163	6 640	2 116	1 497
純計 (A-B) C	474 480	67 037	254 679	10 996
資本的支出額 D	605 226	80 127	250 920	21 639
建設改良費 (うち職員給与費)	522 395	61 831	134 007	10 917
企業債償還金 (うち建設改良のための企業債償還金)	16 973	1 850	5 611	525
その他 76 819	15 478	52 428	8 431	
資本的収入が資本的支出に不足する額 E	48 542	11 528	25 011	8 405
補てん財源 F	6 012	2 818	64 485	2 291
補てん財源不足額 (E-F) G	131 767	13 416	17 504	10 643
補てん財源不足率 $\frac{G}{D} \times 100$	8.2	4.7	5.2	1.1

(注) 「資本的収入が資本的支出に不足する額」の算出は、資本的収入のうち「翌年集計したものである。

その4 資産、負債及び資本に関する調

区 分	水道事業	工業用水道事業	交通事業	電気事業
資産	2 922 793	499 876	897 433	221 490
固定資産	2 683 909	470 432	804 624	202 382
流動資産	—	—	—	—
総資産	235 584	29 300	87 954	19 105
流動負債	3 300	144	4 854	3
固定負債	236 832	41 045	313 375	17 939
資本	31 664	19 503	136 420	9 143
自己資本	205 169	21 542	176 955	8 796
借入資本	2 685 960	458 830	584 058	203 551
自己資本比率	358 682	33 537	90 047	38 046
借入資本比率	1 964 401	287 151	705 790	160 329
自己資本対長期資本比率	357 156	147 738	25 402	1 043
自己資本対流動負債比率	5 721	9 596	237 182	4 133
自己資本対流動負債比率	24.7	34.3	13.6	19.5
自己資本対流動負債比率	98.8	98.3	111.7	95.2
自己資本対流動負債比率	114.8	136.0	49.7	217.2
自己資本対流動負債比率	77.9	159.8	111.9	125.0
自己資本対流動負債比率	40.5	78.7	40.1	66.5
自己資本対流動負債比率	60 999	5 108	99 807	1 031
自己資本対流動負債比率	15.7	16.7	59.9	3.7

(注) 不良債務は、再建債を加算しないものである。

企業決算の状況 (つづき)

(単位 百万円・%)

ガス事業	病院事業	公 下 水道事業	共 他事業	計
5 050	73 301	271 323	388 868	1 606 152
3 598	41 315	171 457	173 743	1 084 701
3 598	41 298	163 569	169 460	923 479
46	18 263	33 981	2 795	80 432
152	6 142	799	9 241	30 252
17	863	2 366	679	6 391
1 237	6 718	62 720	202 410	404 376
242	5 226	41 425	40 710	148 020
4 808	68 075	229 898	348 159	1 458 133
8 617	84 962	271 186	483 255	1 805 932
7 359	69 100	245 015	366 399	1 417 022
167	46	8 690	9 224	43 086
892	9 247	21 002	82 500	266 797
884	8 856	14 487	80 994	198 708
366	6 615	5 169	34 356	122 113
3 818	17 690	41 348	136 241	372 427
1 404	10 492	23 080	115 021	255 953
2 414	7 198	18 268	21 220	116 474
28.0	8.4	6.7	3.1	6.4

度に繰越される支出の財源充当額」を控除した額が資本的支出に不足する額のみを

(単位 百万円・%)

ガス事業	病院事業	公 下 水道事業	共 他事業	計
33 289	484 093	1 355 086	2 066 085	8 480 145
29 013	377 349	1 240 156	343 089	6 150 952
—	—	—	1 512 166	1 512 166
3 953	106 189	113 971	207 904	803 961
323	556	960	2 926	13 066
5 847	174 784	108 551	1 085 363	1 983 738
796	14 264	2 366	567 966	782 123
5 051	160 520	106 186	517 397	1 201 615
27 442	309 309	1 246 535	980 722	6 496 407
5 154	165 559	284 240	133 499	1 108 765
19 527	214 241	687 905	769 624	4 808 967
3 294	27 088	293 427	40 532	895 680
△ 532	△ 97 579	△ 19 036	37 066	△ 317 005
23.8	19.6	41.2	10.2	19.9
102.7	116.6	99.3	22.2	84.5
78.3	66.2	107.3	40.2	66.9
46.8	52.3	88.5	1 434.6	142.5
17.0	5.2	183.4	53.7	35.8
2 142	75 132	10 334	32 398	286 951
16.7	19.0	25.6	18.6	23.2

第120表 法適用企業の

区 分		昭和43年度		44				
水道事業	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率	(1 099)	16 141	(1 144)	22 429
					(309)	5 703	(299)	3 421
工業用水	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率		13 892		13 847
						22.0		20.5
交通事業	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率		6.9		6.2
電気事業	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率	(33)	1 131	(37)	1 266
					(34)	2 062	(32)	2 368
ガス事業	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率		7 320		9 383
						50.7		46.4
病院事業	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率		51.2		55.4
公共下水道	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率	(29)	765	(28)	439
					(53)	18 782	(53)	23 377
その他	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率		112 099		133 114
						64.6		65.4
計	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率		112.2		128.4
計	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率	(35)	2 700	(35)	2 216
					(4)	54	(4)	81
計	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率		344		304
						10.3		10.3
計	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率		1.4		1.2
計	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率	(61)	490	(65)	559
					(10)	81	(7)	64
計	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率		440		424
						13.9		9.7
計	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率		6.2		5.3
計	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率	(362)	3 340	(266)	2 108
					(370)	7 445	(460)	13 503
計	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率		15 347		25 049
						50.1		63.2
計	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率		8.2		11.8
計	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率	(17)	185	(20)	672
					(7)	1 928	(5)	1 685
計	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率		8 019		9 094
						29.2		20.0
計	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率		46.3		42.5
計	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率	(153)	6 019	(183)	8 101
					(66)	935	(69)	1 302
計	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率		4 001		4 594
						27.0		27.4
計	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率		8.3		7.9
計	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率	(1 789)	30 771	(1 794)	37 790
					(853)	36 990	(929)	45 802
計	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率		161 462		195 810
						32.3		33.1
計	純 積 累 赤字	利 損 業 数	損 割 の 金 比	益 失 金 合 率		27.6		28.0

(注) ()書は、事業数を示す。ただし、建設中の事業は含まない。

事業別決算の推移

(単位 百万円・%)

45		46		47		48	
(1 183)	21 410	(1 140)	14 318	(1 231)	19 776	(1 205)	24 177
(297)	2 695	(408)	9 097	(387)	18 108	(461)	28 873
	12 500		16 923		24 394		42 511
	19.1		26.4		28.9		27.7
	4.8		5.9		7.3		11.0
(39)	1 868	(36)	2 091	(41)	2 396	(42)	3 231
(31)	1 689	(35)	1 467	(32)	2 272	(31)	2 307
	10 782		11 850		12 368		13 775
	40.3		49.3		43.8		42.5
	52.2		49.9		46.7		44.9
(25)	688	(17)	426	(16)	1 663	(13)	1 299
(54)	34 895	(61)	42 001	(63)	55 162	(66)	45 021
	160 721		192 889		241 009		240 001
	66.7		78.2		79.7		83.5
	142.6		167.1		182.3		144.0
(36)	2 507	(33)	2 728	(33)	2 797	(28)	2 174
(1)	4	(2)	202	(1)	1	(6)	223
	129		213		136		312
	2.7		5.7		2.9		17.6
	0.5		0.8		0.5		1.1
(64)	594	(55)	511	(51)	546	(29)	295
(8)	105	(16)	185	(21)	256	(44)	853
	510		649		807		1 294
	11.1		22.5		29.2		60.3
	5.7		6.6		7.5		10.1
(278)	2 827	(216)	2 309	(345)	4 786	(206)	1 927
(438)	14 066	(489)	21 614	(360)	19 937	(496)	43 648
	36 178		53 553		69 405		104 961
	61.2		69.4		51.1		70.7
	14.4		19.0		20.0		26.6
(19)	573	(19)	139	(22)	401	(19)	597
(7)	2 010	(9)	2 134	(7)	3 709	(9)	5 976
	9 887		11 694		14 963		20 317
	26.9		32.1		24.1		32.1
	38.7		35.9		41.4		50.3
(216)	9 605	(205)	10 046	(206)	13 507	(229)	18 753
(87)	2 026	(94)	4 744	(104)	5 387	(94)	4 556
	5 575		8 218		12 745		13 675
	28.7		31.4		33.5		29.1
	4.7		7.8		10.0		7.9
(1 860)	40 072	(1 721)	32 568	(1 945)	45 872	(1 771)	52 453
(923)	57 490	(1 114)	81 444	(975)	104 831	(1 207)	131 457
	236 282		295 989		375 827		436 847
	32.2		39.3		33.4		40.5
	28.7		33.5		36.1		35.4

第121表 昭和48年度法非

区 分	簡易水道事業	交通事業	公共下水道事業	港湾整備事業	市場事業	
総 収 益 A	15 720	2 878	52 968	55 373	12 261	
(営業収益)	12 650	2 010	17 378	51 574	8 324	
うち {	料金収入	10 652	1 987	10 941	32 888	6 650
	他会計繰入金	2 477	505	33 839	2 376	2 979
総 費 用 B	13 466	2 569	53 858	21 622	11 410	
うち {	職員給与費	4 131	1 568	13 038	1 701	3 042
	支払利息	2 716	121	19 556	9 202	3 788
収支差引(A-B) C	2 254	309	889	33 752	851	
資本的収入 D	30 564	789	322 564	46 257	34 281	
うち {	地方債	12 722	564	135 762	32 857	24 747
	他会計借入金	51	31	419	949	4
	国庫(県)補助金	7 616	65	86 838	458	5 021
資本的支出 E	31 816	1 141	319 611	77 245	35 124	
うち {	建設改良費	30 203	783	300 436	46 286	30 243
	地方債償還金	1 387	139	8 167	19 592	3 393
	他会計繰出金	49	218	233	9 426	143
収支差引(D-E) F	△ 1 252	△ 353	2 953	△ 30 987	△ 843	
収支再差引(C+F) G	1 002	△ 44	2 064	2 764	7	
形式収支 H	2 289	△ 159	5 325	11 578	△ 263	
翌年度へ繰越すべき財源 I	893	3	8 018	7 927	190	
実質収支(H-I)	1 396	△ 162	△ 2 693	3 651	△ 453	
黒 字	2 256	41	2 967	6 100	464	
赤 字	860	203	5 660	2 450	917	
赤字事業数割合	6.5	29.8	8.8	15.1	10.8	
収益的収支比率	105.8	106.3	85.4	134.4	82.8	
赤字比率	7.8	10.1	41.4	5.6	11.1	

適用企業決算の状況

(単位 百万円・%)

と事	畜場業	観光施設業	宅地造成業	有料道路業	駐車場整備業	計
	6 339	16 812	104 358	3 913	3 423	274 047
	4 231	15 066	100 882	3 164	3 258	218 537
	4 151	13 430	95 469	3 149	3 235	182 555
	1 878	1 276	1 324	587	145	47 388
	6 021	14 563	18 340	2 984	2 346	147 179
	2 784	4 604	855	230	311	32 263
	820	1 080	12 264	1 979	821	52 348
	318	2 249	86 018	929	1 078	126 868
	5 082	6 155	122 642	11 332	4 291	583 955
	3 554	3 638	83 223	9 602	3 866	310 535
	—	43	3 862	911	16	6 284
	229	159	4 725	—	—	105 110
	5 575	7 684	199 812	12 162	4 958	695 127
	4 659	6 076	155 035	10 159	3 998	587 877
	800	1 075	33 492	1 903	528	70 476
	71	434	6 309	49	420	17 352
△	493	△ 1 529	△ 77 170	△ 830	△ 667	△ 111 173
△	175	720	8 848	99	410	15 696
△	582	△ 258	29 136	△ 428	410	47 048
	177	469	17 641	432	309	36 059
△	759	△ 727	11 495	△ 860	101	10 989
	331	1 109	26 333	222	224	40 047
	1 090	1 836	14 837	1 082	123	29 057
	15.9	22.1	19.1	15.0	10.7	12.1
	92.9	107.5	201.3	80.1	119.1	125.9
	25.8	12.2	15.0	34.2	3.8	14.3

第122表 国民健康保険

その1 収支の状況

(1) 事業勘定

区 分	昭 和 48 年 度						
	団体数	実質収支 (A)	財 政 措 置 額			再差引収支 (A)-(B)- (C)+D)	
			財 政 援 助 額 (B)	繰 入 金 (C)	繰 出 金 (D)		
全 市 町 村 黒 字 団 体 赤 字 団 体	3 288 2 535 753	35 287 37 932 △ 2 645	18 336 878 17 458	27 041 5 305 21 736	590 447 143	△ 9 500 32 196 △ 41 696	
大 都 市 黒 字 団 体 赤 字 団 体	9 — 9	△ 2 142 — △ 2 142	1 365 — 1 365	9 702 — 9 702	— — —	△ 13 209 — △ 13 209	
都 黒 字 団 体 赤 字 団 体	632 403 229	△ 12 500 15 678 △ 3 179	3 018 440 2 578	12 665 3 007 9 658	330 226 103	△ 2 854 12 457 △ 15 311	
町 黒 字 団 体 赤 字 団 体	2 621 2 131 490	22 714 22 222 491	770 439 331	4 662 2 298 2 364	261 221 39	17 542 19 707 △ 2 165	
一 部 事 務 組 合 体 黒 字 団 体 赤 字 団 体	3 1 2	24 32 △ 8	1 0 1	12 — 12	— — —	10 32 △ 21	
特 別 区 体 黒 字 団 体 赤 字 団 体	23 — 23	2 192 — 2 192	13 182 — 13 182	— — —	— — —	△ 10 990 — △ 10 990	

(2) 直診勘定

区 分	昭 和 48 年 度				昭 団 体 数
	団 体 数	実 質 収 支 (A)	財 政 措 置 額 (B)	再 差 引 収 支 (A) - (B)	
全 市 町 村 黒 字 団 体 赤 字 団 体	749 574 175	△ 1 168 1 355 △ 2 523	3 736 2 865 870	△ 4 903 △ 1 510 △ 3 393	773 598 175
都 黒 字 団 体 赤 字 団 体	127 94 33	△ 630 175 △ 805	1 055 766 290	△ 1 685 △ 590 △ 1 094	135 101 34
町 黒 字 団 体 赤 字 団 体	622 480 142	△ 539 1 180 △ 1 719	2 679 2 099 580	△ 3 218 △ 920 △ 2 299	638 497 141

事業決算の状況

(単位 百万円)

昭和47年度						比較			
団体数	実質収支 (A)	財政措置額			再差引収支 (A)-(B)- (C)+D)	団体数	実質収支	再差引収支	
		財政援助額(B)	繰入金 (C)	繰出金 (D)					
3 287	26 668	16 817	20 186	493	△ 9 842	1	8 619	342	
2 414	29 319	1 303	2 998	420	25 438	121	8 613	6 758	
873	△ 2 651	15 514	17 188	73	△ 35 279	△ 120	6	△ 6 417	
9	△ 2 702	991	7 688	—	△ 11 381	0	560	△ 1 828	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
9	△ 2 702	991	7 688	—	△ 11 381	0	560	△ 1 828	
633	10 178	2 647	9 179	187	△ 1 460	△ 1	2 322	△ 1 394	
388	12 695	664	1 757	157	10 432	15	2 983	2 025	
245	△ 2 517	1 983	7 422	30	△ 11 892	△ 16	△ 662	△ 3 419	
2 619	16 769	1 049	3 311	306	12 715	2	5 945	4 827	
2 025	16 590	639	1 242	263	14 972	106	5 632	4 735	
594	180	410	2 069	43	△ 2 256	△ 104	311	91	
3	31	1	9	—	21	0	△ 7	△ 11	
1	34	0	—	—	34	0	△ 2	△ 2	
2	△ 4	1	9	—	△ 13	0	△ 4	△ 8	
23	2 392	12 130	—	—	△ 9 737	0	△ 200	△ 1 253	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
23	2 392	12 130	—	—	△ 9 737	0	△ 200	△ 1 253	

(単位 百万円)

昭和47年度				比較		
実質収支 (A)	財政措置額 (B)	再差引収支 (A)-(B)		団体数	実質収支	再差引収支
△ 1 096	2 775	△ 3 871	△	24	△ 72	△ 1 032
1 217	2 067	△ 850	△	24	138	△ 660
△ 2 313	708	△ 3 021	△	0	△ 210	△ 372
△ 610	602	△ 1 212	△	8	△ 20	△ 473
161	457	△ 296	△	7	14	△ 294
△ 771	146	△ 917	△	1	△ 34	△ 177
△ 486	2 172	△ 2 658	△	16	△ 53	△ 560
1 056	1 611	△ 555	△	17	124	△ 365
△ 1 542	562	△ 2 104	△	1	△ 177	△ 195

第122表 国民健康保険

その2 歳入歳出内訳

(1) 事業勘定(歳入)

区 分	昭和48年度	昭和47年度	増 減 額
保 險 税 (料)	308 810	257 676	51 134
一 部 負 担 金	245	281	△ 36
国 庫 支 出 金	598 162	484 488	113 674
事 務 費 負 担 金	29 141	24 507	4 634
療 養 給 付 費 負 担 金	497 996	406 560	91 436
助 産 費 補 助 金	1 991	1 922	69
保 健 婦 補 助 金	1 994	1 518	476
財 政 調 整 交 付 金	61 155	49 790	11 365
そ の 他 の 補 助 金	5 884	190	5 694
都 道 府 県 支 出 金	18 888	17 953	935
財 源 補 て ん 的 な も の	18 336	16 817	1 519
そ の 他 の も の	552	1 136	△ 584
他 会 計 繰 入 金	31 225	23 910	7 315
財 源 補 て ん 的 な も の	27 041	20 186	6 855
そ の 他 の も の	4 184	3 724	460
基 金 繰 入 金	2 387	3 209	△ 822
繰 越 金	32 718	37 726	△ 5 008
そ の 他 の 取 入	8 124	7 189	935
歳 入 合 計	1 000 559	832 432	168 127

事業決算の状況(つづき)

(単位 百万円・%)

決算額構成比		増減額構成比		増減率	
48年度	47年度	48年度	47年度	48年度	47年度
30.9	31.0	30.4	24.0	19.8	16.4
0.0	0.0	△ 0.0	0.0	△ 12.8	10.6
59.8	58.2	67.6	67.2	23.5	26.6
2.9	2.9	2.8	1.6	18.9	11.0
49.8	48.8	54.4	58.6	22.5	27.9
0.2	0.2	0.0	0.1	3.6	11.6
0.2	0.2	0.3	0.1	31.4	13.0
6.1	6.0	6.8	6.9	22.8	26.7
0.6	0.0	3.4	△ 0.2	2 996.8	△ 56.4
1.9	2.2	0.6	3.5	5.2	41.5
1.8	2.0	0.9	3.1	9.0	38.9
0.1	0.1	△ 0.3	0.4	△ 51.4	94.9
3.1	2.9	4.4	4.1	30.6	35.0
2.7	2.4	4.1	3.4	34.0	34.0
0.4	0.4	0.3	0.7	12.4	40.4
0.2	0.4	△ 0.5	1.5	△ 25.6	217.7
3.3	4.5	△ 3.0	△ 1.1	△ 13.3	△ 4.1
0.8	0.9	0.6	0.8	13.0	19.0
100.0	100.0	100.0	100.0	20.2	22.2

事業決算の状況(つづき)

(単位 百万円・%)

決算額構成比		増減額構成比		増減率	
48年度	47年度	48年度	47年度	48年度	47年度
5.4	5.4	5.5	3.6	20.2	15.0
3.6	3.5	3.9	2.3	21.9	14.8
1.2	1.2	1.2	0.9	19.2	18.3
0.1	0.1	0.1	0.1	14.8	15.8
0.5	0.6	0.4	0.3	13.1	9.6
91.8	92.0	90.8	99.7	19.5	27.4
90.5	90.5	90.3	99.2	19.7	27.8
1.0	1.1	△ 0.0	0.2	△ 0.5	4.5
0.4	0.4	0.5	0.3	25.8	16.6
1.3	1.3	1.4	0.8	20.1	13.9
0.1	0.1	0.1	△ 0.1	21.6	△ 24.5
0.1	0.1	0.1	△ 0.1	19.7	△ 25.6
0.0	0.0	0.0	△ 0.0	31.1	△ 18.3
0.2	0.2	0.0	△ 0.2	2.1	△ 14.3
0.0	0.0	0.1	0.0	66.8	45.4
0.0	0.0	△ 0.0	△ 0.0	△ 50.0	△ 57.1
0.0	0.0	0.1	0.0	70.4	56.7
0.8	0.6	2.0	0.9	66.6	39.5
0.3	0.3	0.1	△ 4.7	7.9	△ 76.1
100.0	100.0	100.0	100.0	19.8	24.8

(単位 百万円・%)

決算額構成比		増減額構成比		増減率	
48年度	47年度	48年度	47年度	48年度	47年度
71.2	73.3	57.8	70.8	15.6	18.2
3.2	2.9	4.5	6.9	29.4	60.9
1.7	1.7	1.6	1.5	18.2	16.0
1.5	1.2	2.9	5.4	46.3	254.8
0.6	0.6	0.4	1.3	12.2	46.3
14.8	13.1	23.5	5.8	34.3	7.7
12.5	10.8	21.4	9.1	37.8	15.4
2.1	2.1	2.4	△ 3.5	22.3	△ 21.0
0.1	0.1	△ 0.4	0.2	△ 46.9	△ 33.3
0.5	0.2	2.2	△ 1.2	△ 197.8	△ 47.1
4.5	4.1	6.8	4.1	31.5	18.8
3.3	3.3	3.3	9.3	19.2	90.1
1.9	2.4	△ 0.6	2.5	△ 4.5	20.6
100.0	100.0	100.0	100.0	19.1	19.0

第122表 国民健康保険

その2 歳入歳出内訳(つづき)
(2) 直診断定(歳出)

区 分	昭和48年度		昭和47年度		増 減 額
	昭48	昭47	昭48	昭47	
総医療施設	12 927	10 903	10 903	10 903	2 024
業務整理	9 021	7 199	7 199	7 199	1 822
設備	1 780	1 401	1 401	1 401	379
費費資金の	46	41	41	41	5
のののののの	38	19	19	19	19
もももももも	8	19	19	19	△ 11
のののののの	0	3	3	3	△ 3
金費資金子	127	84	84	84	43
金子金出	402	337	337	337	65
金出	321	262	262	262	59
利用	81	76	76	76	5
支	2 239	2 183	2 183	2 183	56
計	92	367	367	367	△ 275
合計	26 636	22 515	22 515	22 515	4 121

その3 国民健康保険、健康保険の被保険者数等の状況

区 分	被 保 険 者 数		
	昭和48年度	昭和36年度	増 減
国民健康保険	44 125千人	46 809千人	△ 2 684千人
政府管掌被保険者	13 490	9 755	3 735
政府管掌被扶養者	13 921	10 231	3 690
組管管掌被扶養者	10 857	5 629	5 228
組管管掌被扶養者	13 783	7 994	5 789

(注) 1 「国民健康保険」は、市町村及び国民健康保険組合分である。

2 「受診率」は、療養給付費のうち、診療費に係る被保険者数(被扶養者数)100

3 「1人当たり医療給付費」とは、療養の給付(家族の療養の給付)に療養費(家

その4 総所得金額等の段階別国民健康保険税(料)額等の状況

区 分	世 帯	
	世 帯 数	構 成 比
16万円以下のもの	2 341千世帯	17.9%
16万円を超え20万円以下のもの	602	4.6
20万円を超え30万円以下のもの	1 115	8.5
30万円を超え40万円以下のもの	1 227	9.4
40万円を超え50万円以下のもの	1 264	9.7
50万円を超え70万円以下のもの	1 999	15.3
70万円を超え100万円以下のもの	1 845	14.1
100万円を超え150万円以下のもの	1 313	10.1
150万円を超えるもの	1 340	10.4
計	13 046	100.0

(注) 1 「世帯数」は、昭和48年現年度分市町村民税の課税の基礎となった総所得金

2 「保険税(料)」は、昭和48年現年度分の保険税(料)(減額の規定に基づく国民

いては、昭和49年3月31日現在における加入市町村において月割を行う前

事業決算の状況（つづき）

（単位 百万円・％）

決算額構成比		増減額構成比		増減率	
48年度	47年度	48年度	47年度	48年度	47年度
48.5	48.4	49.1	42.4	18.6	13.7
33.9	32.0	44.2	28.6	25.3	14.1
6.7	6.2	9.2	14.1	27.1	45.5
0.2	0.2	0.1	△ 0.1	12.2	△ 8.9
0.1	0.1	0.5	△ 0.3	200.0	△ 34.5
0.0	0.1	△ 0.3	0.2	△ 57.9	46.2
0.0	0.0	△ 0.1	—	△ 100.0	—
0.5	0.4	1.0	0.8	51.2	44.8
1.5	1.5	1.6	0.4	19.3	3.7
1.2	1.2	1.4	1.0	22.5	12.9
0.3	0.3	0.1	△ 0.5	6.6	△ 18.3
8.4	9.7	1.4	7.2	2.6	11.4
0.4	1.6	△ 6.7	6.6	△ 74.9	126.5
100.0	100.0	100.0	100.0	18.3	16.0

受診率			1人当たり医療給付費		
昭和48年度	昭和36年度	増減	昭和48年度	昭和36年度	増減
519.1件	257.9件	261.2件	29 797円	3 311円	26 486円
627.2	472.6	154.6	44 632	8 398	36 234
580.8	353.6	227.2	15 576	1 942	13 634
527.2	523.4	3.8	31 440	7 074	24 366
601.3	601.6	△ 0.3	15 436	3 105	12 331

人当たりの受診件数である。

（家族養費）を加えた額を、年間平均被保険者又は被扶養者数で除した額をいう。

保 險 税 (料)		1世帯当たり保険税(料)
金 額	構 成 比	
10 110	3.2	4 318
4 674	1.5	7 756
11 923	3.7	10 629
17 442	5.5	14 218
22 278	7.0	17 625
45 563	14.4	22 791
57 353	18.1	31 084
57 752	18.3	43 998
89 157	28.3	66 533
316 253	100.0	24 241

額等の段階にそれぞれ該当する世帯数である。

健康保険税(料)の減額の適用を受けた者については当該減額後の額、月割課税分（の年税額）である。

第123表 収 益 事 業

その1 収支の状況

区 分	昭和48年				
	団 体 数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出差引 (B)-(C) (D)	翌年度へ繰越すべき財源 (E)
都 道 府 県	47	437 623	416 512	21 110	7 108
市 黒 赤	47	437 623	416 512	21 110	7 108
市 黒 赤	—	—	—	—	—
大 黒 赤	153	2 178 761	2 124 468	54 293	5 684
都 黒 赤	151	2 157 222	2 102 021	55 200	5 301
都 黒 赤	2	21 539	22 447	△ 907	383
大 黒 赤	8	191 282	188 277	3 005	269
都 黒 赤	8	191 282	188 277	3 005	269
都 黒 赤	—	—	—	—	—
町 黒 赤	90	1 183 756	1 141 890	41 866	1 838
町 黒 赤	90	1 183 756	1 141 890	41 866	1 838
町 黒 赤	—	—	—	—	—
町 黒 赤	3	22 606	23 344	△ 737	304
町 黒 赤	2	7 554	7 540	14	—
町 黒 赤	1	15 052	15 804	△ 751	304
町 黒 赤	52	781 117	770 958	10 159	3 274
町 黒 赤	51	774 630	764 315	10 315	3 195
町 黒 赤	1	6 487	6 643	△ 156	79
合 計	200	2 616 384	2 540 980	75 403	12 792
合 計	198	2 594 845	2 518 533	76 310	12 409
合 計	2	21 539	22 447	△ 907	383

その2 歳入歳出内訳

区 分	競 馬 事 業	自 転 車 競 走 事 業	
歳 入	入車線	1 551	2 137
	馬券	567 368	915 501
	普通	1 439	560
	その他	656	170
	繰越	783	390
	繰開	13 900	18 210
	繰交	4 368	13 961
	繰入	588 626	950 369
	繰出	494 894	764 539
	繰支	7 921	33 826
歳 出	場等	44 718	110 987
	売上	40 289	102 451
	料金の	4 429	8 535
	料金の	19 413	14 131
	料金の	566 946	923 483
	料金の	21 680	26 886
	料金の	7 519	1 806
	料金の	1 439	560
	料金の	44 718	110 987
	料金の	57 440	135 506
支 施	入車線	71	267
	馬券	17	10
	普通	54	257
	その他	—	—

(注) 施行団体数は、1の団体が2以上の事業を実施している場合は、それぞれの事

決 算 の 状 況

(単位 百万円)

度			昭和 47 年度		比 較 増 減	
繰入金 (F)	繰出金 (G)	再差引 (D)-(E)- (F)+(G)(H)	団体数 (I)	再差引 (J)	団体数 (A)-(I)	再差引 (H)-(J)
171	48 576	62 407	47	56 424	0	5 983
171	48 576	62 407	47	56 424	0	5 983
—	—	—	—	—	—	—
3 475	235 733	280 868	154	202 776	△ 1	78 092
3 454	234 558	281 004	152	203 287	△ 1	77 717
21	1 175	△ 136	2	△ 511	0	375
—	26 989	29 726	9	21 967	△ 1	7 759
—	26 989	29 726	9	21 967	△ 1	7 759
—	—	—	—	—	—	—
741	137 615	176 904	91	129 500	△ 1	47 404
741	137 615	176 904	90	129 515	0	47 389
—	—	—	1	△ 15	1	15
—	1 640	599	3	△ 84	0	683
—	720	734	2	412	0	322
—	920	△ 135	1	△ 496	0	361
2 734	69 489	73 640	51	51 393	1	22 247
2 713	69 234	73 641	51	51 393	0	22 248
21	255	△ 1	—	—	1	△ 1
3 646	284 309	343 275	201	259 200	△ 1	84 075
3 625	283 134	343 411	199	259 711	△ 1	83 700
21	1 175	△ 136	2	△ 511	0	375

(単位 百万円)

小型自動車 競走事業	モーターボート 競走事業	宝くじ事業	計
443	1 907	—	6 038
127 824	902 834	—	2 513 527
—	1 647	—	3 646
—	1 616	—	2 442
—	31	—	1 204
2 574	14 451	—	49 135
1 159	15 886	8 664	44 038
132 000	936 725	8 664	2 616 384
106 871	756 848	20	2 123 172
4 997	30 920	—	77 664
14 238	105 865	8 502	284 310
14 238	96 443	8 502	261 923
—	9 422	—	22 386
2 509	19 714	68	55 835
128 615	913 347	8 590	2 540 980
3 385	23 378	74	75 403
571	2 895	—	12 792
—	1 647	—	3 646
14 238	105 865	8 502	284 309
17 052	124 701	8 576	343 275
7	138	56	539
2	1	47	77
5	137	9	462

業ごとに1団体としている。

第123表 収 益 事 業

その3 収 益 率

区 分	昭 和 48 年 度		
	車馬券等売上金 (A)	実質上の収支 (B)	(B)/(A)×100 (C)
競馬事業	567 368	57 440	10.1
自動車競走事業	915 501	135 506	14.8
小型自動車競走事業	127 824	17 052	13.3
モーターボート競走事業	902 834	124 701	13.8
宝くじ事業	19 597	8 576	43.8
合 計	2 533 124	343 275	13.6

(注) 宝くじ事業の車馬券等売上金は、消化額を計上している。

その4 他会計への繰出金

区 分	繰 出 額	
	48 年 度	47 年 度
競馬事業	44 718	35 689
自動車競走事業	110 987	86 474
小型自動車競走事業	14 238	12 061
モーターボート競走事業	105 865	78 202
宝くじ事業	8 502	7 271
合 計	284 310	219 697

その5 収益金繰入額の使途状況

区 分	収益金繰入額	左 の		
		民生費	衛生費	土木費
競馬事業	47 507	6 076	2 350	11 553
都市道府県村	24 974	3 458	1 853	3 015
自動車競走事業	22 533	2 618	497	8 538
小型自動車競走事業	111 582	9 721	5 827	35 438
都市道府県村	16 228	3 520	306	2 412
モーターボート競走事業	95 354	6 201	5 521	33 026
宝くじ事業	14 247	1 273	640	4 470
都市道府県村	4 325	800	—	1 354
都市道府県村	9 922	473	640	3 116
都市道府県村	103 962	5 690	3 821	37 226
都市道府県村	3 210	400	200	1 500
都市道府県村	100 752	5 290	3 621	35 726
都市道府県村	8 542	377	716	3 481
都市道府県村	6 496	377	—	2 295
都市道府県村	2 046	—	716	1 186
合 計	(100.0)	(8.1)	(4.7)	(32.2)
都市道府県村	285 840	23 138	13 353	92 169
都市道府県村	55 233	8 556	2 359	10 575
都市道府県村	230 607	14 582	10 994	81 594

(注) 「合計」の()書きは、構成比(%)である。

決 算 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度			差 引		
車馬券等売上金 (D)	実質上の収支 (E)	(E)/(D)×100 (F)	車馬券等売上金 (A)-(D)	実質上の収支 (B)-(E)	(C)-(F)
440 875	43 949	10.0	126 493	13 491	0.1
717 934	103 076	14.4	197 567	32 430	0.4
109 657	13 244	12.1	18 167	3 808	1.2
660 907	91 599	13.9	241 927	33 102	△ 0.1
16 682	7 331	43.9	2 915	1 245	△ 0.1
1 946 055	259 200	13.3	587 069	84 075	0.3

(単位 百万円・%)

比			較	
増 減 額	構 成 比	増 減 率	前年度増減率	
9 029	14.0	25.3	19.0	
24 513	37.9	28.3	7.0	
2 177	3.4	18.0	4.1	
27 663	42.8	35.4	18.8	
1 231	1.9	16.9	15.3	
64 613	100.0	29.4	13.0	

(単位 百万円)

内 訳						
農 水 産 業 費	林 業 費	商 工 費	教 育 費	災 復 旧 害 費	そ の 他	公 営 事 業 会 社 計 へ 繰 出 し
6 193		177	14 148	179	6 583	249
5 664		79	5 800	—	5 106	—
529		98	8 348	179	1 477	249
2 922		1 531	35 682	340	11 932	8 189
100		919	6 173	66	2 732	—
2 822		612	29 509	274	9 200	8 189
409		1 100	4 090	57	1 381	825
—		1 094	963	—	114	—
409		6	3 127	57	1 267	825
3 812		1 173	28 031	95	16 206	7 908
500		—	400	—	210	—
3 312		1 173	27 631	95	15 996	7 908
242		15	744	—	2 965	—
242		15	601	—	2 965	—
—		—	143	—	—	—
(4.8)		(1.4)	(28.9)	(0.2)	(13.7)	(6.0)
13 578		3 997	82 696	671	39 068	17 171
6 506		2 107	13 937	66	11 127	—
7 072		1 890	68 759	605	27 941	17 171

第124表 公益質屋事

その1 収支の状況

区	分	昭和 48				
		団体数	歳入合計	歳出合計	歳入歳出 差引 (B)-(C) (D)	翌年度へ 繰越すべ き財源 (E)
		(A)	(B)	(C)		(E)
大 黒 赤	都 市 体	5	361	351	11	1
	字 字 団 体	1	98	90	8	—
	字 字 団 体	4	263	260	3	1
都 黒 赤	都 市 体	61	540	538	2	—
	字 字 団 体	14	64	62	2	—
	字 字 団 体	47	476	476	△	0
町 黒 赤	村 体	6	9	7	3	—
	字 字 団 体	2	8	5	3	—
	字 字 団 体	4	1	2	△	0
特 黒 赤	別 区 体	17	426	415	11	2
	字 字 団 体	—	—	—	—	—
合 黒 赤	計 体	17	426	415	11	2
	字 字 団 体	89	1337	1310	26	3
	字 字 団 体	17	171	157	13	—
	字 字 団 体	72	1166	1153	13	3

その2 歳入歳出内訳

区	分	昭和 48 年 度					
		大都市	都 市	町 村	特別区	計	
歳 入	営 収 入 越 の 合 入 入 合	入 金(A)	228	396	6	253	884
		金 他 計(B)	109	121	1	154	386
			18	15	2	18	53
			6	8	0	1	14
		361	540	9	426	1337	
歳 出	人 物 貸 借 元 一 歳 利 借 出 合	費 費 金(C)	152	167	1	187	507
		金 子 他 計(D)	8	14	0	10	32
			183	318	4	213	718
			6	24	—	1	32
		351	538	7	415	1310	
収 支	入 歳 出 差 引 (B)-(D)(E) 翌 年 度 へ 繰 越 す べ き 財 源 (F) 繰 越 入 出 金 (A) 再 差 引 (E)-(F)-(A)+(C)		11	2	3	11	26
			1	—	—	2	3
			109	121	1	154	386
			6	24	—	1	32
		△ 93	△ 95	2	△ 144	△ 330	

業 決 算 の 状 況

(単位 百万円)

年 度			昭 和 47 年 度		比 較 増 減	
繰 入 金 (F)	繰 出 金 (G)	再 差 引 (D)-(E)- (F)+(G) (H)	団 体 数 (I)	再 差 引 (J)	団 体 数 (A)-(I)	再 差 引 (H)-(J)
6	—	2	—	—	1	2
103	6	△ 95	5	△ 61	△ 1	△ 34
121	24	△ 95	70	△ 76	△ 9	△ 19
—	13	16	21	16	△ 7	0
121	11	△ 111	49	△ 92	△ 2	△ 19
1	—	2	10	△ 1	△ 4	3
—	—	3	3	2	△ 1	1
1	—	△ 1	7	△ 3	△ 3	2
154	1	△ 144	18	△ 106	△ 1	△ 38
—	—	—	1	1	△ 1	1
154	1	△ 144	17	△ 108	0	△ 36
386	32	△ 330	103	△ 245	△ 14	△ 85
6	13	20	25	19	△ 8	1
380	18	△ 351	78	△ 264	△ 6	△ 87

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 決 算 額	比		較		
	増	減 額	増 減 率	前年度増減率	
974	△	90	—	△ 9.2	△ 4.6
315		71	—	22.5	△ 0.3
36		17	—	47.2	△ 42.9
12		2	—	16.7	△ 7.7
1337		0	—	0.0	△ 5.4
446		61	290.5	13.7	2.3
33	△	1	△ 4.8	△ 3.0	△ 15.4
767	△	49	△ 233.3	△ 6.4	△ 7.0
25		7	33.3	23.0	△ 19.4
3	△	2	△ 9.5	△ 66.7	△ 25.0
0		0	0.0	0.0	皆減
15		5	23.8	33.3	△ 54.5
1289		21	100.0	1.6	△ 5.8
48	△	22	—	△ 45.8	11.6
2		1	—	50.0	△ 25.0
315		71	—	22.5	△ 0.3
25		7	—	28.0	△ 19.4
△ 245	△	85	—	34.7	0.0

第125表 農 業 共 済 事

その1 収支の状況

区 分	昭 和 48						
	団 体 数	歳入合計	歳出合計	歳入歳出 差	支 払 備 金 積 立 額	責 任 準 備 金 積 立 額	
	(A)	(B)	(C)	(B)-(C) (D)	(E)	(F)	
大 都 市	5	391	364	27	20	0	
黒 赤 字	1	40	35	5	—	—	
団 体	4	351	329	22	20	0	
市 体 市 体	190	8 577	7 093	1 484	115	240	
黒 赤 字	141	7 436	6 103	1 333	48	167	
団 体	49	1 141	990	151	67	74	
町 村 体	957	17 138	14 539	2 599	515	521	
黒 赤 字	540	11 889	9 744	2 145	253	298	
団 体	417	5 250	4 795	454	263	223	
一 部 事 務 組 合	4	215	202	13	—	3	
黒 赤 字	1	84	75	9	—	2	
団 体	3	131	127	4	—	0	
合 計	1 156	26 322	22 198	4 124	650	764	
黒 赤 字	683	19 449	15 957	3 492	301	467	
団 体	473	6 873	6 241	631	350	297	

その2 歳入歳出内訳

区 分	昭 和 48 年 度			
	大 都 市	都 市	町 村	一 部 事 務 組 合
共 済 共 保 連 練 所	216	4 730	9 363	98
入 金 金 金 他 入 金 金 他	98	2 166	4 439	43
収 交 付 戻	91	1 568	3 164	49
び 補 戻	2	70	132	1
定 及 無 入 定 課 入 合 計	1	17	131	5
業 務 賦 都 道 府 支 出	26	909	1 497	0
業 務 賦 都 道 府 支 出	175	3 874	7 775	117
業 務 賦 都 道 府 支 出	17	523	1 080	11
業 務 賦 都 道 府 支 出	113	2 524	4 531	88
業 務 賦 都 道 府 支 出	40	255	845	15
業 務 賦 都 道 府 支 出	4	545	1 319	3
共 済 共 保 連 練 所	391	8 577	17 138	215
入 金 金 金 他 入 金 金 他	190	3 453	7 197	87
収 交 付 戻	55	710	1 621	23
び 補 戻	116	2 251	4 508	61
定 及 無 入 定 課 入 合 計	5	177	330	3
業 務 賦 都 道 府 支 出	3	55	106	—
業 務 賦 都 道 府 支 出	11	260	633	0
業 務 賦 都 道 府 支 出	174	3 640	7 342	116
業 務 賦 都 道 府 支 出	168	3 306	6 428	101
業 務 賦 都 道 府 支 出	6	131	265	3
業 務 賦 都 道 府 支 出	—	3	34	3
業 務 賦 都 道 府 支 出	—	199	614	8
合 計	364	7 093	14 539	202

業 決 算 の 状 況

(単位 百万円)

年 度					昭和47年度		比 較 増 減	
繰入金	繰出金	未収金	未払金	再 差 引 (D)-(E)-(F) -(G)+(H)+(I)-(J) (K)	団体数	再差引	団体数	再差引
(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(A)-(L)	(K)-(M)
41	3	0	—	△ 31	5	△ 9	0	△ 22
5	3	—	—	3	2	14	△ 1	△ 11
36	—	0	—	△ 34	3	△ 23	1	△ 11
271	58	213	159	969	204	834	△ 14	135
140	56	196	149	1 082	134	955	7	127
132	1	16	10	△ 114	70	△ 122	△ 21	8
976	140	619	425	922	979	1 075	△ 22	△ 153
340	84	432	254	1 516	599	1 470	△ 59	46
636	56	187	170	△ 594	380	△ 396	37	△ 198
20	3	9	13	△ 10	2	10	2	△ 20
5	—	—	—	2	1	12	0	△ 10
15	3	9	13	△ 12	1	△ 2	2	△ 10
1 307	204	841	597	1 849	1 190	1 910	△ 34	△ 61
488	143	628	403	2 604	736	2 452	△ 53	152
819	61	213	193	△ 754	454	△ 542	19	△ 212

(単位 百万円・%)

計	昭和47年度	比 較				
	決 算 額	増	減	額	増 減 率	前年度増減率
14 407	14 297	110		6.2	0.8	△ 3.9
6 745	5 884	861		48.4	14.6	7.4
4 872	5 819	△ 947	△	53.2	16.3	△ 13.6
206	219	△ 13	△	0.7	5.9	20.3
153	169	△ 16	△	0.9	9.5	△ 10.6
2 432	2 206	226		12.7	10.2	△ 3.7
11 915	10 246	1 669		93.8	16.3	14.5
1 632	1 510	122		6.9	8.1	3.4
7 256	6 111	1 145		64.3	18.7	17.5
1 154	923	231		13.0	25.0	16.8
1 872	1 702	170		9.6	10.0	13.5
26 322	24 542	1 780		100.0	7.3	3.0
10 927	11 294	△ 367	△	28.0	3.2	△ 10.1
2 409	1 802	607		46.3	33.7	9.2
6 935	8 002	△ 1 067	△	81.5	13.3	△ 15.9
515	498	17		1.3	3.4	14.5
163	168	△ 5	△	0.4	3.0	50.0
905	824	81		6.2	9.8	△ 2.7
11 271	9 594	1 677		128.0	17.5	15.6
10 004	8 410	1 594		121.7	19.0	15.8
405	356	49		3.7	13.8	3.8
40	81	△ 41	△	3.1	50.6	△ 15.6
821	747	74		5.6	9.9	25.3
22 198	20 888	1 310		100.0	6.3	0.1

第126表 交通災害共済事業

その1 収支の状況

区 分	昭 和 48					
	団 体 数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出 差 (B)-(C) (D)	未 経 過 共 済 掛 金 (E)	繰 入 金 (F)
都 道 府 県	2	785	394	391	261	9
黒字団体	1	609	228	381	180	9
赤字団体	1	176	166	10	81	—
市 町 村	227	11 324	7 479	3 845	1 356	358
黒字団体	179	8 848	5 452	3 397	661	221
赤字団体	48	2 475	2 027	448	694	137
大 都 市	5	1 257	870	386	445	61
黒字団体	3	596	314	281	167	30
赤字団体	2	661	556	105	278	31
都 市	152	4 544	2 562	1 983	625	282
黒字団体	113	3 630	1 830	1 800	403	177
赤字団体	39	914	732	182	222	105
町 村	12	59	38	22	2	3
黒字団体	9	50	28	22	2	2
赤字団体	3	9	9	0	—	1
一 部 事 務 組 合	58	5 464	4 009	1 455	285	12
黒字団体	54	4 573	3 280	1 293	90	12
赤字団体	4	891	730	161	194	—
合 計	229	12 109	7 873	4 236	1 617	367
黒字団体	180	9 457	5 680	3 778	841	230
赤字団体	49	2 651	2 193	458	775	137

(直営方式)決算の状況

(単位 百万円)

年 度				昭和 47 年度		比 較 増 減	
繰出金 (G)	未収金 (H)	未払金 (I)	再 差 引 (D)-(E)-(F) +(G)+(H)- (I) (J)	団 体 数 (K)	再 差 引 (L)	団 体 数 (A)-(K)	再 差 引 (J)-(L)
—	—	—	121	2	21	0	100
—	—	—	192	1	79	0	113
—	—	—	△ 71	1	△ 58	0	△ 13
1	—	—	2 132	229	1 379	△ 2	753
1	—	—	2 515	175	1 880	4	635
—	—	—	△ 383	54	△ 502	△ 6	119
1	—	—	△ 118	5	△ 242	0	124
1	—	—	86	1	2	2	84
—	—	—	△ 204	4	△ 244	△ 2	40
0	—	—	1 076	152	753	0	323
0	—	—	1 221	111	934	2	287
—	—	—	△ 145	41	△ 181	△ 2	36
—	—	—	17	12	13	0	4
—	—	—	17	11	14	△ 2	3
—	—	—	△ 1	1	△ 0	2	△ 1
0	—	—	1 158	60	855	△ 2	303
0	—	—	1 191	52	931	2	260
—	—	—	△ 33	8	△ 77	△ 4	44
1	—	—	2 253	231	1 400	△ 2	853
1	—	—	2 707	176	1 959	4	748
—	—	—	△ 454	55	△ 560	△ 6	106

第126表 交通災害共済事業

その2 歳入歳出内訳

区 分		昭 和 48 年			
		総 額	都道府県	市	
				総 額	大都市
歳 入	共 済 掛 金 収 入	7 682	496	7 186	892
	分 担 金 及 び 負 担 金	344	—	344	—
	繰 越 金	3 299	252	3 047	276
	繰 入 金	495	17	478	79
	うち普通会計からのもの のうち人件費及びその他 業務費に係る額(A)	367	9	358	61
	そ の 他	289	20	269	10
	歳 入 合 計(B)	12 109	785	11 324	1 257
歳 出	総 務 及 び 業 務 費	1 241	27	1 214	221
	人 件 費	590	10	580	97
	物 件 費	506	17	489	106
	そ の 他	146	—	146	19
	共 済 見 舞 金	5 174	303	4 871	512
	繰 出 金	1 339	51	1 288	137
	うち普通会計へのもの(C)	1	—	1	1
	そ の 他	118	13	105	0
	歳 出 合 計(D)	7 873	394	7 479	870
収 支	歳 入 歳 出 差 引 (B)-(D)(E)	4 236	391	3 845	386
	未 経 過 共 済 掛 金(F)	1 617	261	1 356	445
	普通会計からの繰入金のうち 人件費及びその他業務費 に係る額(A)	367	9	358	61
	普通会計への繰出金(C)	1	—	1	1
	未 収 金(G)	—	—	—	—
	未 払 金(H)	—	—	—	—
	再差引(E)-(F)-(A)+(C)+(G) -(H)	2 253	121	2 132	118

(直営方式)決算の状況(つづき)

(単位 百万円・%)

度 決 算 額			昭和47年度 決 算 額	比 較		
町		村		増 減 額	構 成 比	
都 市	町	村	一 部 事務組合			
2 505		34	3 755	7 200	482	35.0
10		1	333	429	△ 85	△ 6.2
1 585		19	1 167	2 343	956	69.3
372		4	24	549	△ 54	△ 3.9
282		3	12	352	15	1.1
72		1	185	209	80	5.8
4 544		59	5 464	10 730	1 379	100.0
555		6	432	1 017	224	45.4
315		3	165	492	98	19.9
182		2	198	410	96	19.5
58		—	69	115	31	6.3
1 781		27	2 551	5 462	△ 288	△ 58.4
167		3	982	632	707	143.4
0		—	0	1	—	—
59		2	44	269	△ 151	△ 30.6
2 562		38	4 009	7 380	493	100.0
1 983		22	1 455	3 350	886	—
625		2	285	1 599	18	—
282		3	12	352	15	—
0		—	0	1	—	—
—		—	—	—	—	—
—		—	—	—	—	—
1 076		17	1 158	1 400	853	—

第127表 公立大学附属病

区 分	昭 和 48 年 度 決		
	都 道 府 県	大 都 市	
歳 入	収 益 的 収 入	19 393	10 110
	医 業 収 入	13 223	7 063
	医 業 外 収 入	6 170	3 047
	うち他会計繰入金	5 920	2 817
	資 本 的 収 入	2 762	992
	地 方 債	1 679	282
	他 会 計 借 入 金	—	25
	他 会 計 繰 入 金	951	668
	そ の 他	133	17
	歳 入 合 計(A)	22 155	11 103
歳 出	収 益 的 支 出	19 254	10 012
	医 業 費	18 066	9 624
	そ の 他	1 188	389
	うち支払利息	409	326
	資 本 的 支 出	2 740	1 076
	建 設 改 良 費	2 227	442
	地 方 債 償 還 金	509	635
	そ の 他	4	—
歳 出 合 計(B)	21 995	11 089	
収 支	収 支 差 引(A)-(B)(C)	160	14
	積 立 金(D)	—	—
	繰 越 金(E)	185	—
	前 年 度 繰 上 充 用 金(F)	—	1 253
	形式収支(C)-(D)+(E)-(F)(G)	346	△ 1 239
	翌年度へ繰越すべき財源(H)	156	14
実 質 収 支(G)-(H)	189	△ 1 253	

院事業決算の状況

(単位 百万円・%)

算 額 合 計	昭 和 47 年 度 決 算 額	比 較	
		増 減 額	構 成 比
29 503	25 812	3 691	75.3
20 286	18 925	1 361	27.8
9 217	6 887	2 330	47.5
8 737	6 507	2 230	45.5
3 754	2 544	1 210	24.7
1 961	876	1 085	22.1
25	25	—	—
1 619	1 532	87	1.8
150	111	39	0.8
33 258	28 356	4 902	100.0
29 266	25 451	3 815	78.4
27 690	23 887	3 803	78.1
1 577	1 564	13	0.3
735	747	△ 12	0.2
3 816	2 765	1 051	21.6
2 669	1 805	864	17.7
1 144	957	187	3.8
4	3	1	0.0
33 084	28 216	4 868	100.0
174	139	35	—
—	—	—	—
185	55	130	—
1 253	1 255	△ 2	—
△ 893	△ 1 061	168	—
170	22	148	—
△ 1 064	△ 1 083	19	—

第128表 企業債等の状況

(単位 百万円)

区 分	昭和48年度償還額			昭和48年度 末現在高
	元 金	利 子	計	
地方公営企業	269 184	269 497	538 681	5 993 103
法適用企業	198 708	220 141	418 849	4 862 239
水道事業	48 542	99 707	148 249	1 934 801
工業用水道事業	11 528	11 843	23 371	277 880
交通事業	25 011	38 452	63 463	828 556
電気事業	8 405	9 903	18 308	159 835
ガス事業	884	1 069	1 953	19 013
病院事業	8 856	10 923	19 779	205 152
公共下水道事業	14 487	37 344	51 831	687 736
その他事業	80 994	10 901	91 895	749 265
法非適用企業	70 476	49 356	119 832	1 130 864
簡易水道事業	1 387	2 622	4 009	54 276
交通事業	139	112	251	2 204
公共下水道事業	8 167	18 959	27 126	478 693
その他事業	60 783	27 663	88 446	595 691
国民健康保険事業	184	140	324	3 070
公益質屋事業	1	0	1	1
農業共済事業	1	0	1	—
公立大学附属病院事業	1 144	729	1 873	11 969
合 計	270 514	270,366	540 880	6 008 143

(注) 借換債は除く。

第129表 公営企業金融公庫の貸付状況

(単位 百万円)

区 分	昭和48年 度貸付額	内 訳				貸 付 累 計 額	
		都道府県	市	町 村	一部事務 組合等		
上 水 道 事 業	81 532	13 484	42 831	13 040	12 177	458 568	
工 業 用 水 道 事 業	12 436	10 664	1 229	140	403	96 250	
交 通 事 業	1 968	172	1 544	252	—	35 623	
{ 一 般 交 通	—	—	—	—	—		
{ 地 下 鉄	5 100	—	5 100	—	—		
電 気 事 業	3 297	3 297	—	—	—	57 118	
ガ ス 事 業	1 435	58	1 228	140	9	11 617	
港 湾 整 備 事 業	3 775	2 812	332	43	589	41 360	
病 院 事 業	—	—	—	—	—	5 319	
市 場 事 業	5 024	149	4 506	55	314	24 496	
と 畜 場 事 業	—	—	—	—	—	3 620	
観 光 施 設 事 業	718	—	401	317	—	11 525	
有 料 道 路 事 業	6 557	6 557	—	—	—	49 940	
駐 車 場 整 備 事 業	1 884	420	1 365	98	—	6 793	
地 域 開 発 事 業	臨 海	17 792	8 785	5 772	1 053	2 182	119 589
	内 陸	6 045	3 003	858	224	1 960	45 498
	流 通	1 437	676	—	—	761	2 330
	宅 地	3 084	—	2 676	408	—	35 598
市 街 地 再 開 発	476	—	476	—	—	2 346	
公 共 下 水 道 事 業	22 952	634	21 939	251	128	85 031	
小 計(a)	175 512	50 710	90 257	16 021	18 524	1 092 620	
貸 付 累 計 額(b)	—	377 237	543 946	81 337	90 101	1 092 620	
受 託 貸 付	公 有 林 整 備 事 業	7 171	2 586	1 266	3 292	27	40 133
	草 地 開 発 事 業	881	—	131	671	79	3 793
	計(c)	8 052	2 586	1 397	3 963	106	43 926
	小 貸 付 累 計 額(d)	—	3 836	9 310	30 213	567	43 926
合 計(a)+(c) (e)	183 564	53 296	91 654	19 984	18 630	1 136 546	
貸 付 累 計 額(b)+(d)	—	381 073	553 256	111 550	90 668	1 136 546	
再 計	公 営 交 通 事 業 再 建 債	5 000	—	5 000	—	—	5 000
	公 営 企 業 借 換 債	—	—	—	—	—	16 425
	公 営 企 業 再 建 債	—	—	—	—	—	3 837
	計	5 000	—	5 000	—	—	25 262
地 方 道 路 公 社(f)	8 787	7 587	1 200	—	—	13 669	
土 地 開 発 公 社(g)	6 233	2 599	1 766	558	1 310	6 319	
總 合 計(e)+(f)+(g)	198 584	63 482	94 620	20 542	19 940	1 156 534	

註 1 公営交通事業再建債及び公営企業借換債については、貸付対象事業の区分に応じて各事業に含めて計上し、その合計額を更に再掲したものである。

2 貸付累計額は、昭和49年3月31日現在のものである。

第130表 地方財

その1 歳入

(単位 億円・%)

区 分	昭和49年度 計 画 額		昭和48年度 計 画 額		比 較			
	増 減 額	増減率	増 減 額	増減率	増 減 額	増減率	前年度増減率	
地 方 税	71 957	41.4	55 471	38.1	16 486	58.4	29.7	27.0
普通 税	66 644	38.4	51 058	35.1	15 586	55.2	30.5	27.0
目 的 税	5 313	3.1	4 413	3.0	900	3.2	20.4	27.7
地 方 譲 与 税	2 155	1.2	1 801	1.2	354	1.3	19.7	10.4
地方道路譲与税	1 260	0.7	1 197	0.8	63	0.2	5.3	10.2
石油ガス譲与税	120	0.1	138	0.1△	18△	0.1△	13.0	0.7
航空機燃料譲与税	24	0.0	20	0.0	4	0.0	20.0	122.2
自動車重量譲与税	663	0.4	364	0.3	299	1.1	82.1	10.0
特別とん譲与税	88	0.1	82	0.1	6	0.0	7.3	18.8
地 方 交 付 税	34 144	19.7	29 074	20.0	5 070	18.0	17.4	16.6
国 庫 支 出 金	45 372	26.1	39 645	27.3	5 727	20.3	14.4	30.1
義務教育職員給与費負担金	9 146	5.3	7 189	5.0	1 957	6.9	27.2	17.5
その他普通補助負担金等	14 433	8.3	11 411	8.0	3 022	10.7	26.5	29.2
公共事業費補助負担金	20 605	11.9	20 081	13.8	524	1.9	2.6	36.6
普通建設事業費補助負担金	18 926	10.9	17 669	12.1	1 257	4.5	7.1	32.0
災害復旧事業費補助負担金	1 679	1.0	2 412	1.7△	733△	2.6△	30.4	84.2
失業対策事業費負担金	586	0.3	509	0.3	77	0.3	15.3	10.5
国有提供施設等所在市町村助成交付金	71	0.0	53	0.0	18	0.1	34.0	21.3
施設等所在市町村調整交付金	27	0.0	20	0.0	7	0.0	34.3	12.3
交通安全対策特別交付金	408	0.2	382	0.3	26	0.1	6.7	21.1
電源開発促進対策交付金	91	0.1	—	—	91	0.3	皆増	—
特定防衛施設周辺整備調整交付金	5	0.0	—	—	5	0.0	皆増	—
地 方 債	10 290	5.9	10 740	7.4△	450△	1.6△	4.2	14.5
使用料及び手数料	1 973	1.1	1 744	1.2	229	0.8	13.1	12.4
雑 収 入	7 862	4.5	7 035	4.8	827	2.9	11.8	20.3
歳 入 合 計	173 753	100.0	145 510	100.0	28 243	100.0	19.4	23.8

政 計 画
その2 歳 出

(単位 億円・%)

区 分	昭和49年度		昭和48年度		比 較		
	計 画 額		計 画 額		増 減 額	増 減 率	前 年 増 減 率
給 与 関 係 経 費	50 266	28.9	40 679	28.0	9 587	23.6	15.5
給 与 経 費	49 413	28.4	40 030	27.5	9 383	23.4	15.6
恩 給 経 費	853	0.5	649	0.4	204	31.4	11.7
一 般 行 政 経 費	38 728	22.3	31 221	21.5	7 507	24.0	24.2
国庫補助負担金等を伴 うもの	19 899	11.5	15 857	10.9	4 042	25.5	28.5
国庫補助負担金等を伴 わないもの	18 829	10.8	15 364	10.6	3 465	22.6	20.1
公 債 費	7 821	4.5	6 091	4.2	1 730	28.4	31.1
維 持 補 修 費	3 092	1.8	2 368	1.6	724	30.6	16.8
投 資 的 経 費	63 617	36.6	59 636	41.0	3 981	6.7	29.6
直 轄 事 業 負 担 金	2 218	1.3	2 181	1.5	37	1.7	22.0
公 共 事 業 費	33 140	19.1	31 948	22.0	1 192	3.7	35.8
普通建設事業費	30 988	17.8	28 882	19.8	2 106	7.3	32.6
災害復旧事業費	2 152	1.2	3 066	2.1	△ 914	△ 29.8	76.5
失業対策事業費	873	0.5	757	0.5	116	15.3	10.5
一 般 事 業 費	11 658	6.7	10 790	7.4	868	8.0	23.4
普通建設事業費	11 516	6.6	10 477	7.2	1 039	9.9	22.7
災害復旧事業費	142	0.1	313	0.2	△ 171	△ 54.6	55.7
特 別 事 業 費	15 728	9.1	13 960	9.6	1 768	12.7	23.7
長期計画事業費	9 230	5.3	8 486	5.8	744	8.8	22.4
過密過疎等対策事業 費	4 915	2.8	3 891	2.7	1 024	26.3	22.6
広域市町村圏振興整 備事業費	1 583	0.9	1 583	1.1	0	0.0	34.3
土 地 開 発 基 金 等	2 700	1.6	—	—	2 700	皆増	—
土 地 開 発 基 金	1 400	0.8	—	—	1 400	皆増	—
財 政 調 整 資 金	1 300	0.7	—	—	1 300	皆増	—
公 営 企 業 繰 出 金	3 505	2.0	2 609	1.8	896	34.3	35.1
収 益 勘 定 繰 出 金	1 813	1.0	1 237	0.9	576	46.6	40.9
資 本 勘 定 出 資 金	1 692	1.0	1 372	0.9	320	23.3	30.3
地方交付税の不交付団体 における平均水準を超え る必要経費	4 024	2.3	2 906	2.0	1 118	38.5	14.9
歳 出 合 計	173 753	100.0	145 510	100.0	28 243	19.4	23.8

第131表 地方税収

その1 道府県税

(単位 百万円・%)

区 分	昭和49年度 見込額		昭和48年度 見込額		比 較		
					増 減 額	増減率	
普 通 税	3 475 227	90.8	2 694 246	90.5	780 981	91.9	29.0
道府県民税	886 186	23.2	664 147	22.3	222 039	26.1	33.4
個人均等割	3 612	0.1	3 499	0.1	113	0.0	3.2
法人均等割	899	0.0	822	0.0	77	0.0	9.4
所得割	600 114	15.7	445 469	15.0	154 645	18.2	34.7
法人税割	281 561	7.4	214 357	7.2	67 204	7.9	31.4
事業税	1 652 051	43.2	1 259 939	42.3	392 112	46.1	31.1
個人事業税	45 685	1.2	53 465	1.8	7 780	0.9	14.6
法人事業税	1 606 366	42.0	1 206 474	40.5	399 892	47.1	33.1
不動産取得税	190 372	5.0	152 950	5.1	37 422	4.4	24.5
道府県たばこ消費税	124 893	3.3	114 884	3.9	10 009	1.2	8.7
娯楽施設利用税	56 359	1.5	72 139	2.4	15 780	1.9	21.9
料理飲食等消費税	224 577	5.9	160 856	5.4	63 721	7.5	39.6
自動車税	336 499	8.8	263 944	8.9	72 555	8.5	27.5
鉱 区 税	635	0.0	744	0.0	109	0.0	14.7
狩 猟 免 許 税	1 735	0.0	2 059	0.1	324	0.0	15.7
固定資産税(特例分)	1 803	0.0	2 454	0.1	651	0.1	26.5
法定外普通税	117	0.0	130	0.0	13	0.0	10.0
目 的 税	350 611	9.2	281 766	9.5	68 845	8.1	24.4
自動車取得税	168 118	4.4	91 955	3.1	76 163	9.0	82.8
軽油引取税	181 146	4.7	188 252	6.3	7 106	0.8	3.8
入 猟 税	1 347	0.0	1 559	0.1	212	0.0	13.6
合 計	3 825 838	100.0	2 976 012	100.0	849 826	100.0	28.6

入 見 込 状 況

その2 市町村税

(単位 百万円・%)

区 分	昭和49年度 見込額		昭和48年度 見込額		比 較		
					増 減 額	増減率	
普 通 税	3 189 135	94.6	2 411 542	93.8	777 593	97.3	32.2
市 町 村 民 税	1 609 112	47.7	1 107 655	43.1	501 457	62.8	45.3
個 人 均 等 割	13 704	0.4	13 289	0.5	415	0.1	3.1
法 人 均 等 割	4 175	0.1	3 825	0.1	350	0.0	9.2
所 得 割	1 032 370	30.6	742 171	28.9	290 199	36.3	39.1
法 人 税 割	558 863	16.6	348 370	13.5	210 493	26.4	60.4
固 定 資 産 税	1 163 473	34.5	946 486	36.8	216 987	27.2	22.9
純 固 定 資 産 税	1 113 142	33.0	902 463	35.1	210 679	26.4	23.3
土 地	459 468	13.6	345 695	13.4	113 773	14.2	32.9
家 屋	379 083	11.2	320 381	12.5	58 702	7.3	18.3
償 却 資 産	274 591	8.1	236 387	9.2	38 204	4.8	16.2
交 付 金	10 863	0.3	8 877	0.3	1 986	0.2	22.4
納 付 金	39 468	1.2	35 146	1.4	4 322	0.5	12.3
軽 自 動 車 税	29 178	0.9	29 946	1.2	△ 768	△ 0.1	△ 2.6
市町村たばこ消費税	219 472	6.5	201 883	7.9	17 589	2.2	8.7
電 気 税	103 470	3.1	117 145	4.6	△ 2 456	△ 0.3	△ 2.1
ガ ス 税	11 219	0.3					
鉱 産 税	1 414	0.0	2 296	0.1	△ 882	△ 0.1	△ 38.4
木 材 引 取 税	2 123	0.1	2 468	0.1	△ 345	△ 0.0	△ 14.0
特別土地保有税	46 406	1.4	1 181	0.0	45 225	5.7	829.4
法定外普通税及び旧法 による税	3 268	0.1	2 482	0.1	786	0.1	31.7
目 的 的 税	180 751	5.4	159 559	6.2	21 192	2.7	13.3
入 湯 税	4 578	0.1	4 537	0.2	41	0.0	0.9
都 市 計 画 税	175 895	5.2	154 672	6.0	21 223	2.7	13.7
水利地益税及び共同施 設税等	278	0.0	350	0.0	△ 72	△ 0.0	△ 20.6
合 計	3 369 886	100.0	2 571 101	100.0	798 785	100.0	31.1

第132表 地 方 交 付

その1 算定基礎

区 分		昭 和 49 年 度		
		当 初	補 正	最 終 (a)
国 税 三 税	所 得 税	4 759 000	783 000	5 542 000
	法 人 税	4 928 000	827 000	5 755 000
	酒 税	885 000	—	885 000
	計 (A)	10 572 000	1 610 000	12 182 000
	法 定 繰 入 率 (%) (B)	32.0	32.0	32.0
	(A)×(B)	3 383 040	515 200	3 898 240
	精 算 分	167 207	269 090	436 297
地 方 交 付 税	48 年 度 特 例 措 置 分	—	—	—
	49 年 度 特 例 措 置 分	▲ 167 960	—	▲ 167 960
	計 (C)	3 382 287	784 290	4 166 577
	臨 時 地 方 特 例 交 付 金 (D)	—	—	—
	臨 時 沖 繩 特 別 交 付 金 (E)	32 100	—	32 100
	借 入 金 (F)	—	—	—
	返 還 金 (G)	10	—	10
	合 計 (C)+(D)+(E)+(F)+(G)	3 414 397	784 290	4 198 687

税 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度		比 較	
当 初	最 終 (b)	増 減 額 (a)-(b) (c)	増 減 率 (c)/(b)×100
4 241 900	4 796 900	745 100	15.5
3 538 400	4 243 400	1 511 600	35.6
726 600	791 600	93 400	11.8
8 506 900	9 831 900	2 350 100	23.9
32.0	32.0	—	—
2 722 208	3 146 208	752 032	23.9
28 940	28 940	407 357	1 407.6
30 000	30 000	△ 30 000	皆 減
—	—	△ 167 960	皆 減
2 781 148	3 205 148	961 429	30.0
—	—	—	—
38 800	38 800	△ 6 700	△ 17.3
95 000			
△ 7 500	△ 112 100	112 110	△ 100.0
2 907 448	3 131 848	1 066 839	34.1

第132表 地方交付

その2 普通交付税算定状況

区 分	基 準 財 政 需 要 額			基 準
	財源不足団体	財源超過団体	計	財源不足団体
道 府 県	4 010 664	1 251 147	5 261 811	1 913 161
市 町 村	3 989 162	(460 864) 641 932	(460 864) 4 631 095	2 130 742
大 都 市	717 661	(460 864) 460 864	(460 864) 1 178 525	539 093
都 市	1 918 620	166 725	2 085 344	1 203 158
町 村	1 352 882	14 344	1 367 226	388 490
合 計	7 999 826	(460 864) 1 893 080	(460 864) 9 892 906	4 043 903

- (注) 1 本表の額は再算定後の数値である。
 2 市町村分については、一般算定団体と合併算定替団体とを単純に合算したも
 3 東京都特別区については、単独では財源不足となるが、地方交付税法第21
 財源超過団体として算入し、()内書きとした。

その3 交付状況

区 分	昭 和 49 年 度		
	普 通 交 付 税	特 別 交 付 税	計
道 府 県	2 097 502	73 137	2 170 639
市 町 村	1 858 421	169 627	2 028 048
大 都 市	178 567	8 871	187 438
都 市	715 462	75 803	791 265
町 村	964 391	84 953	1 049 344
合 計	3 955 923	242 764	4 198 687

税 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

財 政 収 入 額		財源超過額	財源不足額	普 通 交 付 税	
財源超過団体	計			交 付 額	構 成 比
1 374 677	3 287 839	123 530	2 097 502	2 097 502	53.0
(408 641) 632 058	(408 641) 2 762 800	(△ 52 223) △ 9 874	1 858 421	1 858 421	47.0
(408 641) 408 641	(408 641) 947 735	(△ 52 223) △ 52 223	178 567	178 567	4.5
202 693	1 405 851	35 968	715 462	715 462	18.1
20 724	409 215	6 381	964 391	964 391	24.4
(408 641) 2 006 736	(408 641) 6 050 639	(△ 52 223) 113 656	3 955 923	3 955 923	100.0

のである。

条(都等の特例)の規定に基づき、東京都分と合算した場合財源超過となるので

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度			比 較	
普通交付税	特別交付税	計	増 減 額	増 減 率
1 512 261	56 209	1 568 470	602 169	38.4
1437 006	126 372	1 563 378	464 670	29.7
119 992	7 194	127 186	60 252	47.4
559 078	56 965	616 043	175 222	28.4
757 936	62 213	820 149	229 195	27.9
2 949 267	182 581	3 131 848	1 066 839	34.1

第133表 地方

区 分	昭和49年度当初計画			昭和
	総額(A)	政府資金	公 募	総額(B)
一 般 會 計 債	8 679	5 963	2 716	9 474
一 般 公 共 事 業	1 067	525	542	3 013
一 公 宅 建 設 事 業	2 719	1 577	1 142	2 216
一 災 害 復 舊 事 業	382	382	—	620
一 義 務 教 育 設 施 整 備 事 業	1 550	1 447	103	1 150
一 産 業 廢 棄 物 処 理 事 業	20	10	10	20
一 邊 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	930	627	303	814
一 同 産 業 對 策 事 業	810	810	—	670
一 新 産 業 對 策 事 業	390	390	—	270
一 公 共 都 市 等 取 得 事 業	299	149	150	281
	512	46	466	420
	(120)	(—)	(120)	(103)
準 公 營 企 業 債	4 204	1 864	2 340	4 410
港 灣 水 道 整 備 事 業	350	219	131	300
下 水 道 開 闢 事 業	2 125	1 645	480	2 614
地 域 開 發 事 業	1 729	—	1 729	1 496
公 有 林 整 備 事 業	(120)	(—)	(120)	(103)
公 營 企 業 債	7 282	3 702	3 580	5 881
電 氣 道 路 事 業	100	62	38	81
上 水 道 事 業	4 500	2 651	1 849	3 350
工 業 用 水 道 事 業	450	150	300	440
都 市 高 速 鉄 道 事 業	1 650	668	982	1 464
一 般 交 通 事 業	100	49	51	80
一 有 料 交 通 事 業	135	—	135	174
そ の 他 公 營 企 業	347	122	225	292
特 別 地 方 債	2 469	2 469	—	1 949
住 宅 院 事 業	200	200	—	162
病 院 設 施 整 備 事 業	520	520	—	400
厚 生 福 祉 施 設 処 理 事 業	710	710	—	570
一 般 廢 棄 物 処 理 事 業	806	806	—	620
一 簡 易 畜 場 整 備 事 業	190	190	—	157
と 再 掲	43	43	—	40
	((1 351))	((1 351))	((—))	((1 594))
	(120)	(—)	(120)	(103)
合 計	22 634	13 998	8 636	21 714
公 營 企 業 借 換 債	30	—	30	30
公 營 交 通 事 業 特 例 債	79	—	79	695
公 營 別 立 病 院 特 例 債	102	102	—	91
	545	—	545	—
	(120)	(—)	(120)	(103)
總 計	23 390	14 100	9 290	22 530

- (注) 1 公有林整備事業・草地開発事業の()書きは、公営企業金融公庫が農林漁
 2 特別地方債の()書きは、一般会計債の同和対策事業、産業廃棄物処理事業
 金資金及び国民年金資金分である。

債 計 画

(単位 億円)

48年度当初計画		比較増減 (A)-(B)	昭和48年度最終計画		
政府資金	公 募		総 額	政府資金	公 募
5 855	3 619	△ 795	9 594	5 975	3 619
1 288	1 725	△ 1 946	3 013	1 288	1 725
1 285	931	503	2 216	1 285	931
620	—	△ 238	633	633	—
1 023	127	400	1 238	1 111	127
10	10	0	20	10	10
549	265	116	833	568	265
670	—	140	670	670	—
270	—	120	270	270	—
140	141	18	281	140	141
—	420	92	420	—	420
(—)	(103)	(17)	(103)	(—)	(103)
2 149	2 261	△ 206	4 410	2 149	2 261
188	112	50	300	188	112
1 961	653	△ 489	2 614	1 961	653
—	1 496	233	1 496	—	1 496
(—)	(103)	(17)	(103)	(—)	(103)
2 556	3 325	1 401	5 881	2 556	3 325
50	31	19	81	50	31
1 675	1 675	1 150	3 350	1 675	1 675
147	293	10	440	147	293
555	909	186	1 464	555	909
39	41	20	80	39	41
—	174	△ 39	174	—	174
90	202	55	292	90	202
1 949	—	520	2 000	2 000	—
162	—	38	162	162	—
400	—	120	400	400	—
570	—	140	621	621	—
620	—	186	620	620	—
157	—	33	157	157	—
40	—	3	40	40	—
((1 594))	((—))	((△243))	((1 594))	((1 594))	((—))
(—)	(103)	(17)	(103)	(—)	(103)
12 509	9 205	920	21 885	12 680	9 205
—	30	0	30	—	30
—	695	△ 616	695	—	695
91	—	11	91	91	—
—	—	545	—	—	—
(—)	(103)	(17)	(103)	(—)	(103)
12 600	9 930	860	22 701	12 771	9 930

業金融公庫から委託を受けて融資するものであり、外書きである。

業、準公営企業債の下水道事業及び公営企業債の上水道事業に含まれている厚生年

第134表 予

算

その1 歳入

区 分	昭 和 49 年				
	都 道 府 県		市 町 村	合 計	
地 方 税	4 245 891	36.6	3 048 751	29.8	7 294 642
地 方 譲 与 税	124 307	1.1	70 006	0.7	194 313
地 方 交 付 税	1 647 667	14.2	1 585 334	15.5	3 233 001
娯楽施設利用税交付金	—	—	12 500	0.1	12 500
軽油引取税交付金	—	—	17 805	0.2	17 805
自動車取得税交付金	—	—	81 491	0.8	81 491
小 計	6 017 865	51.9	4 815 887	47.1	10 833 752
国庫支出金	3 072 224	26.5	1 486 438	14.5	4 558 662
地 方 債	782 545	6.7	1 170 039	11.4	1 952 584
そ の 他	1 730 358	14.9	2 754 335	26.9	4 484 693
合 計	11 602 992	100.0	10 226 699	100.0	21 829 691

- (注) 1 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び交通安全
 2 この数値は、各年度の9月末現在のものである(その2において同じ)。

その2 歳出(性質別)

区 分	昭 和 49 年				
	都 道 府 県		市 町 村	合 計	
人 件 費	4 130 601	35.6	2 413 631	23.6	6 544 232
物 件 費	459 084	4.0	922 439	9.0	1 381 523
維 持 補 修 費	103 705	0.9	159 777	1.6	263 482
扶 助 費	476 252	4.1	939 293	9.2	1 415 545
補 助 費 等	964 517	8.3	664 864	6.5	1 629 381
普 通 建 設 事 業 費	3 694 938	31.8	3 665 436	35.8	7 360 374
災 害 復 旧 事 業 費	240 736	2.1	130 897	1.3	371 633
失 業 対 策 事 業 費	43 407	0.4	88 373	0.9	131 780
そ の 他	1 489 752	12.8	1 241 989	12.1	2 731 741
合 計	11 602 992	100.0	10 226 699	100.0	21 829 691

の 状 況

(単位 百万円・%)

度 額	昭 和 48 年 度 合 計 額		比 較			
			増 減 額	増減率	前年度 増減率	
33.4	6 010 094	32.3	1 284 548	39.6	21.4	31.0
0.9	172 876	0.9	21 437	0.7	12.4	10.7
14.8	2 838 731	15.3	394 270	12.2	13.9	23.4
0.1	7 943	0.0	4 557	0.1	57.4	93.2
0.1	18 767	0.1	962	0.0	5.1	14.8
0.4	61 998	0.3	19 493	0.6	31.4	17.3
49.6	9 110 409	49.0	1 723 343	53.1	18.9	28.0
20.9	4 017 511	21.6	541 151	16.7	13.5	29.5
8.9	1 888 209	10.2	64 375	2.0	3.4	22.0
20.5	3 569 205	19.2	915 488	28.2	25.6	24.7
100.0	18 585 334	100.0	3 244 357	100.0	17.5	27.0

対策特別交付金を含む。

(単位 百万円・%)

度 額	昭 和 48 年 度 合 計 額		比 較			
			増 減 額	増減率	前年度 増減率	
30.0	5 448 306	29.3	1 095 926	33.8	20.1	28.0
6.3	1 088 507	5.9	293 016	9.0	26.9	22.5
1.2	227 258	1.2	36 224	1.1	15.9	16.0
6.5	1 112 160	6.0	303 385	9.4	27.3	39.8
7.5	1 309 634	7.0	319 747	9.9	24.4	30.6
33.7	6 785 952	36.5	574 422	17.7	8.5	28.0
1.7	382 573	2.1	10 940	0.3	2.9	19.0
0.6	109 159	0.6	22 621	0.7	20.7	12.4
12.5	2 121 785	11.4	609 956	18.8	28.7	19.8
100.0	18 585 334	100.0	3 244 357	100.0	17.5	27.0

第135表 昭和49年度

区 分	計 画 額		
	総 額	政府資金	公 募
一 一 般 会 計 債	867 900	596 300	271 600
1 一 般 公 共 事 業	106 700	52 500	54 200
2 公 營 住 宅 建 設 事 業	271 900	157 700	114 200
3 災 害 復 旧 事 業	38 200	38 200	—
4 義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	155 000	144 700	10 300
5 産 業 廢 棄 物 処 理 事 業	2 000	1 000	1 000
6 一 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	93 000	62 700	30 300
7 同 産 業 用 地 対 策 事 業	81 000	81 000	—
8 新 産 業 用 地 対 策 事 業	39 000	39 000	—
9 公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	29 900	14 900	15 000
10 公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	51 200	4 600	46 600
二 準 公 營 企 業 債	420 400	186 400	234 000
1 港 灣 整 道 備 事 業	35 000	21 900	13 100
2 下 水 道 開 発 事 業	212 500	164 500	48 000
3 地 域 開 発 事 業	172 900	—	172 900
三 公 營 企 業 債	728 200	370 200	358 000
1 電 氣 事 業	10 000	6 200	3 800
2 上 水 道 事 業	450 000	265 100	184 900
3 工 業 用 道 道 事 業	45 000	15 000	30 000
4 市 高 速 鉄 道 事 業	165 000	66 800	98 200
5 一 般 交 通 事 業	10 000	4 900	5 100
6 有 限 公 司 道 路 事 業	13 500	—	13 500
7 市 場、ガ ス、駐 車 場、観 光 事 業	34 700	12 200	22 500
四 特 別 地 方 債	246 900	246 900	—
1 住 宅 事 業	20 000	20 000	—
2 病 院 事 業	52 000	52 000	—
3 厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業	71 000	71 000	—
4 一 般 廢 棄 物 処 理 事 業	80 600	80 600	—
5 簡 易 水 道 整 備 事 業	19 000	19 000	—
6 畜 産 場 整 備 事 業	4 300	4 300	—
合 計	2 263 400	1 399 800	863 600
五 公 營 企 業 借 換 債	3 000	—	3 000
六 公 營 交 通 事 業 再 建 債	7 900	—	7 900
七 特 別 転 貸 債	10 200	10 200	—
八 公 立 病 院 特 例 債	54 500	—	54 500
総 計	2 339 000	1 410 000	929 000

(注) 水田債に係る許可予定額は含んでいない。

地方債許可状況

(単位 百万円)

許 可		額 (50. 1. 31 現在)		
総 額	政 府 資 金	公 募	交 付 公 債	
656 503	391 116	258 263		7 124
94 486	44 386	50 100		—
167 583	105 502	62 081		—
25 000	25 000	—		—
74 427	74 427	—		—
—	—	—		—
148 602	52 514	96 088		—
80 640	80 640	—		—
8 647	8 647	—		—
—	—	—		—
57 118	—	49 994		7 124
384 688	162 152	221 492		1 044
29 300	18 689	10 611		—
199 407	143 463	55 944		—
155 981	—	154 937		1 044
664 396	326 222	338 174		—
7 560	4 700	2 860		—
432 757	252 968	179 789		—
21 571	7 166	14 405		—
144 957	48 300	96 657		—
9 198	4 500	4 698		—
10 575	—	10 575		—
37 778	8 588	29 190		—
198 377	196 739	1 638		—
16 459	16 459	—		—
48 398	48 398	—		—
60 577	60 570	7		—
51 019	49 687	1 332		—
18 284	18 284	—		—
3 640	3 341	299		—
1 903 964	1 076 229	819 567		8 168
—	—	—		—
7 820	—	7 820		—
8 840	8 840	—		—
56 892	—	56 892		—
1 977 516	1 085 069	884 279		8 168

第136表 地方財

その1 歳入

(単位 億円・%)

区 分	昭和50年度	昭和49年度	増 減 額	増 減 率
地 方 税	88 850	71 957	16 893	23.5
普 通 税	82 811	66 644	16 167	24.3
目 的 税	6 039	5 313	726	13.7
地 方 譲 与 税	2 322	2 155	167	7.7
地 方 道 路 譲 与 税	1 430	1 260	170	13.5
石 油 ガ ス 譲 与 税	120	120	0	0.0
航 空 機 燃 料 譲 与 税	33	24	9	37.5
自 動 車 重 量 譲 与 税	627	663	▲ 36	▲ 5.4
特 別 と ん 譲 与 税	112	88	24	27.3
地 方 交 付 税	44 296	34 144	10 152	29.7
国 庫 支 出 金	55 367	45 372	9 995	22.0
義務教育職員給与費国庫負担金	12 825	9 146	3 679	40.2
その他普通補助負担金等	18 689	14 433	4 256	29.5
生活保護費負担金	5 336	4 422	914	20.7
児童保護費負担金	2 453	1 710	743	43.5
老人保護費負担金	771	535	236	44.1
老人医療費負担金	1 417	1 037	380	36.6
精神衛生費負担金	849	667	182	27.3
その他の補助負担金等	7 863	6 062	1 801	29.7
公共事業費補助負担金	22 266	20 605	1 661	8.1
普通建設事業費補助負担金	20 062	18 926	1 136	6.0
災害復旧事業費補助負担金	2 204	1 679	525	31.3
失業対策事業費負担金	701	586	115	19.6
国有提供施設等所在市町村助成交付金	86	71	15	21.1
施設等所在市町村調整交付金	32	27	5	18.5
交通安全対策特別交付金	496	408	88	21.6
電源開発促進対策交付金	242	91	151	165.9
特定防衛施設周辺整備調整交付金	30	5	25	500.0
地 方 債	12 748	10 290	2 458	23.9
使 用 料 及 び 手 数 料	2 376	1 973	403	20.4
雑 収 入	9 629	7 862	1 767	22.5
歳 入 合 計	215 588	173 753	41 835	24.1

政 計 画

その2 歳 出

(単位 億円・%)

区 分	昭和50年度	昭和49年度	増 減 額	増 減 率
給 与 関 係 経 費	74 813	(51 304) 50 266	(23 509) 24 547	(45.8) 48.8
給 与 関 係 職 員 費	73 674	49 413 (50 451)	24 261 (23 223)	49.1 (46.0)
義 務 教 育 関 係 職 員 費	26 784	18 861	7 923	42.0
警 察 及 び 義 務 制 以 外	7 876	5 634	2 242	39.8
一 般 職 員 及 び 特 別 職 等 費	39 014	24 918	14 096	56.6
恩 給	1 139	853 (37 690)	286 (10 729)	33.5 (28.5)
一 般 行 政 経 費	48 419	38 728 (18 861)	9 691 (5 549)	25.0 (29.4)
国 庫 補 助 負 担 金 等 を 伴 う も の 費	24 410	19 899	4 511	22.7
生 活 保 護 費	6 682	5 538	1 144	20.7
児 童 保 護 費	3 131	2 182	949	43.5
老 人 保 護 費	973	675	298	44.1
精 神 医 療 費	2 132	1 561	571	36.6
そ の 他 の 一 般 行 政 経 費	1 081	850	231	27.2
国 庫 補 助 負 担 金 を 伴 わ ない も の	10 411	9 093	1 318	14.5
公 維 投	9 664	7 821	1 843	23.6
持 資 的 債 補 修 費	3 866	3 092	774	25.0
直 公	70 778	63 617	7 161	11.3
失 一	2 156	2 218	△ 62	2.8
特 別	36 212	33 140	3 072	9.3
長 期 計 画 事 業 費	33 383	30 988	2 395	7.7
密 過 密 市 町 村 振 興 整 備 事	2 829	2 152	677	31.5
時 臨 土 財 營	1 043	873	170	19.5
收 益 本 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	14 029	11 658	2 371	20.3
臨 土 財 營	13 757	11 516	2 241	19.5
公 收 益 本 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	272	142	130	91.5
時 臨 土 財 營	17 338	15 728	1 610	10.2
公 收 益 本 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	9 632	9 230	402	4.4
時 臨 土 財 營	6 123	4 915	1 208	24.6
公 收 益 本 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	1 583	1 583	0	0.0
時 臨 土 財 營	1 050	2 700	△ 1 650	△ 61.1
公 收 益 本 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	1 050	—	1 050	△ 増
時 臨 土 財 營	—	1 400	△ 1 400	△ 減
公 收 益 本 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	4 098	3 505	593	16.9
時 臨 土 財 營	2 385	1 813	572	31.5
公 收 益 本 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	1 713	1 692	21	1.2
時 臨 土 財 營	2 900	4 024	△ 1 124	△ 27.9
公 收 益 本 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	215 588	173 753	41 835	24.1

(注) 昭和49年度の()内の数値は、昭和50年度において補助職員等に係る給与費を一般行政経費から給与関係経費へ組み替えたことに対応して、組替えを行った場合の数値である。

第137表 地 方 税 収

税 目	昭和49年度 当初見込額 (A)	昭	
		現行法による 測定見込額	現行法による 収入見込額 (B)
(A) 道 府 県 税			
(I) 普 通 税			
1 道 府 県 民 税	886 186	1 310 165	1 267 257
{ 個 人 均 等 割	3 612	4 166	4 014
{ 法 人 均 等 割	899	966	951
{ 所 得 割	600 114	960 028	921 297
{ 法 人 税 割	281 561	345 005	340 995
2 事 業 税	1 652 051	2 095 820	2 073 021
{ 個 人	45 685	75 999	71 923
{ 法 人	1 606 366	2 019 821	2 001 098
3 不 動 産 取 得 税	190 372	200 125	196 250
4 道 府 県 た ば こ 消 費 税	124 893	133 894	133 894
5 娛 楽 施 設 利 用 税	56 359	59 283	58 396
6 料 理 飲 食 等 消 費 税	224 577	321 067	305 786
7 自 動 車 税	336 499	356 090	343 409
8 鉦 区 税	635	688	638
9 狩 猟 免 許 税	1 735	1 745	1 742
10 法 定 外 普 通 税	117	176	173
11 固 定 資 産 税 (特 例)	1 803	3 726	3 722
普 通 税 計	3 475 227	4 482 779	4 384 288
(II) 目 的 税			
1 自 動 車 取 得 税	168 118	181 368	176 624
2 軽 油 引 取 税	181 146	212 550	212 148
3 入 猟 税	1 347	1 345	1 342
目 的 税 計	350 611	395 263	390 114
(III) 道 府 県 税 計	3 825 838	4 878 042	4 774 402
(B) 市 町 村 税			
(I) 普 通 税			
1 市 町 村 民 税	1 609 112	2 504 137	2 419 865

入 見 込 状 況

(単位 百万円・%)

和	50	年	度	増 減 率
税制改正による 増減収額 (C)	改正法による収 入見込額 (B)+(C) (D)		前年度当初見込 額に対する増減 収額 (D)-(A) (E)	(E)/(A)×100
△	157 387	1 109 870	223 684	25.2
△	34	3 980	368	10.2
—		951	52	5.8
△	157 442	763 855	163 741	27.3
89		341 084	59 523	21.1
△	10 379	2 062 642	410 591	24.9
△	9 946	61 977	16 292	35.7
△	433	2 000 665	394 299	24.5
△	5	196 245	5 873	3.1
—		133 894	9 001	7.2
—		58 396	2 037	3.6
△	30 475	275 311	50 734	22.6
—		343 409	6 910	2.1
—		638	3	0.5
—		1 742	7	0.4
—		173	56	47.9
—		3 722	1 919	106.4
△	198 246	4 186 042	710 815	20.5
△	1 846	174 778	6 660	4.0
△	234	211 914	30 768	17.0
—		1 342	△ 5	△ 0.4
△	2 080	388 034	37 423	10.7
△	200 326	4 574 076	748 238	19.6
△	283 196	2 136 669	527 557	32.8

第137表 地方税収入

税目	昭和49年度 当初見込額 (A)	昭	
		現行法による 調定見込額	現行法による 収入見込額 (B)
個人均等割	13 704	15 913	15 224
法人均等割	4 175	4 853	4 700
所得割	1 032 370	1 693 035	1 622 441
法人税割	558 863	790 336	777 500
2 固定資産税	1 163 473	1 506 602	1 458 234
土地	459 468	647 474	623 757
家屋	379 083	463 666	448 495
償却資産	274 591	338 130	328 650
純固定資産税小計	1 113 142	1 449 270	1 400 902
交付金	10 863	12 669	12 663
納付金	39 468	44 669	44 669
交付金小計	50 331	57 332	57 332
3 軽自動車税	29 178	30 025	29 126
4 市町村たばこ消費税	219 472	235 290	235 290
5 電気税	103 470	129 649	129 649
6 ガス税	11 219	12 145	12 145
7 鉱産税	1 414	2 134	2 062
8 木材引取税	2 123	3 343	3 209
9 特別土地保有税	46 406	90 421	85 951
10 市町村法定外普通税	3 268	4 331	4 316
普通税計	3 189 135	4 518 077	4 379 847
(II) 目的税			
1 入湯税	4 578	4 835	4 669
2 事業所税	—	—	—
3 都市計画税	175 895	192 558	186 865
4 水利地益税等	278	247	247
目的税計	180 751	197 640	191 781
(III) 市町村税計	3 369 886	4 715 717	4 571 628
地方税合計	3 825 838	4 878 042	4 774 402
道府県税計	3 369 886	4 715 717	4 571 628
市町村税計	7 195 724	9 593 759	9 346 030

見 込 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

和 50		年 度		増 減 率 (E)/(A)×100
税制改正による 増減収額 (C)	改正法による収 入見込額 (B)+(C) (D)	前年度当初見込 額に対する増減 収額 (D)-(A) (E)		
△ 136	15 088	1 384		10.1
—	4 700	525		12.6
△ 283 266	1 339 175	306 805		29.7
206	777 706	218 843		39.2
798	1 459 032	295 559		25.4
△ 4	623 753	164 285		35.8
△ 19	448 476	69 393		18.3
821	329 471	54 880		20.0
798	1 401 700	288 558		25.9
—	12 663	1 800		16.6
—	44 669	5 201		13.2
—	57 332	7 001		13.9
—	29 126	△ 52	△	0.2
—	235 290	15 818		7.2
290	129 939	26 469		25.6
△ 2 277	9 868	△ 1 351	△	12.0
—	2 062	648		45.8
—	3 209	1 086		51.2
△ 431	85 520	39 114		84.3
—	4 316	1 048		32.1
△ 284 816	4 095 031	905 896		28.4
1 983	6 652	2 074		45.3
22 149	22 149	22 149		皆増
△ 3	186 862	10 967		6.2
—	247	△ 31	△	11.2
24 129	215 910	35 159		19.5
△ 260 687	4 310 941	941 055		27.9
△ 200 326	4 574 076	748 238		19.6
△ 260 687	4 310 941	941 055		27.9
△ 461 013	8 885 017	1 689 293		23.5

第138表 地方交付税

区 分	昭和50年度 (a)	昭和49年	
		当初 (b)	補 正
国 税 三 税 (A)	13 777 000	10 572 000	1 610 000
所 得 税	6 605 000	4 759 000	783 000
法 人 税	6 141 000	4 928 000	827 000
酒 税	1 031 000	885 000	—
地 方 交 付 税 (B)	4 408 640	3 382 287	784 290
(A) × 32.0%	4 408 640	3 383 040	515 200
過 年 度 特 例 措 置 分	—	—	—
49 年 度 特 例 措 置 分	—	△ 167 960	—
精 算 分	—	167 207	269 090
臨 時 沖 繩 特 別 交 付 金 (C)	20 900	32 100	—
返 還 金 (D)	12	10	—
借 入 金 (E)	—	—	—
債 還 金 (F)	—	—	—
合 計 (B)+(C)+(D)+ (E)+(F) (G)	4 429 552	3 414 397	784 290

第139表 地 方

区 分	昭和50年 年度	昭和49年 年度	増減額	区 分	昭和50年 年度	昭和49年 年度	増減額
一 般 会 計 債 債				地 域 開 発 事 業	1 924	1 729	195
一 般 公 共 事 業	1 060	1 067	△ 7	臨 海 土 地 造 成 事 業	885	828	57
公 営 住 宅 建 設 事 業	2 960	2 719	241	内 陸 工 業 用 地 等 造 成 事 業	235	220	15
災 害 復 旧 事 業	561	382	179	流 通 業 務 団 地 造 成 事 業	89	76	13
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	1 964	1 550	414	都 市 開 発 事 業	430	365	65
産 業 廃 棄 物 処 理 事 業	20	20	0	住 宅 用 地 造 成 事 業	285	240	45
一 般 単 独 事 業	1 330	930	400	公 有 林 整 備 事 業 ・ 草 地 開 発 事 業	(145)	(120)	(25)
辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	975	810	165	計	(145)	(120)	(25)
同 和 対 策 事 業	550	390	160		5 764	4 204	1 560
新 産 業 都 市 等 建 設 事 業	284	299	△ 15	公 営 企 業 債			
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	480	512	△ 32	電 気 事 業	130	100	30
計	10 184	8 679	1 505	上 水 道 事 業	5 410	4 500	910
準 公 営 企 業 債				工 業 用 水 道 事 業	480	450	30
港 灣 整 備 事 業	390	350	40	都 市 高 速 鉄 道 事 業	1 750	1 650	100
下 水 道 事 業	3 450	2 125	1 325	一 般 交 通 事 業	125	100	25

- (注) 1 公有林整備事業及び草地開発事業の()書きは、公営企業金融公庫が農林漁
 2 特別地方債の産業廃棄物処理事業、同和対策事業、下水道事業及び上水道事
 水道事業及び公営企業債の上水道事業に含まれている厚生年金資金及び国民年
 3 計画組入れ分は、一般単独事業の共済組合資金に係るものであり、従来計画

の 算 定 基 礎

(単位 百万円・%)

度 最 終 (c)	比 較		増 減 率	
	対前年度当初 (a)-(b)	対前年度最終 (d)	対前年度当初 (d)/(b)	対前年度最終 (e)/(c)
12 182 000	3 205 000	1 595 000	30.3	13.1
5 542 000	1 846 000	1 063 000	38.8	19.2
5 755 000	1 213 000	386 000	24.6	6.7
885 000	146 000	146 000	16.5	16.5
4 166 577	1 026 353	242 063	30.3	5.8
3 898 240	1 025 600	510 400	30.3	13.1
—	—	—	—	—
△ 167 960	167 960	167 960	—	—
436 297	△ 167 207	△ 436 297	皆減	皆減
32 100	△ 11 200	△ 11 200	△ 34.9	△ 34.9
10	2	2	20.0	20.0
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
4 198 687	1 015 155	230 865	29.7	5.5

債 計 画

(単位 億円)

区 分	昭和50 年 度	昭和49 年 度	増減額	区 分	昭和50 年 度	昭和49 年 度	増減額
有料道路事業	131	135 [△]	4	と畜場整備事業	50	43	7
市場、ガス、観光 等事業	537	347	190	小計	3 207	2 469	738
市場事業	411	246	165	産業廃棄物処理事 業(再掲)	10	10	0
ガス事業	65	43	22	同和对策事業(再 掲)	440	325	115
駐車場整備事業	53	50	3	下水道事業(一般 分再掲)	335	516 [△]	181
観光その他事業	8	8	0	下水道事業(再掲)	496	500 [△]	4
計	8 563	7 282	1 281	計	4 488	3 820	668
特別地方債				合計	(145)	(120)	(25)
住宅事業	237	200	37	公営企業借換債	10	30 [△]	20
病院事業	690	520	170	公営交通事業再建債	—	79 [△]	79
厚生福祉施設整備 事業	910	710	200	特別転貸債	122	102	20
社会福祉施設等	700	510	190	公立病院特別債	—	545 [△]	545
レクリエーション・ スポーツ施設	210	200	10	再計	(145)	(120)	(25)
一般廃棄物処理事 業	1 050	806	244	計画組入れ分	27 850	23 390	4 460
簡易水道事業	270	190	80	計	500	—	500
				合計	(145)	(120)	(25)
				総計	28 350	23 390	4 960

業金融公庫から委託を受けて融資するものであって、外書きである。
金の再掲額は、一般会計債の産業廃棄物処理事業、同和对策事業、準公営企業債の下
金資金分である。

外で措置していたものを計画の枠内に組入れたものである。

第140表 主要経済指標及び

その1 国民総生産等

区 分	昭和 38年度	39	40	41	42
国民総生産	255 921	296 619	328 137	384 186	452 967
国民所得	206 271	233 904	261 169	305 035	362 092
政府財貨サービス購入	45 991	53 280	61 761	70 677	81 585
うち地方財政財貨サービス 購入	23 091	27 248	30 786	35 217	39 883
国内総固定資本形成のうち民間分	59 232	70 356	68 956	84 677	108 815
うち企業設備	46 702	54 670	50 125	62 856	80 818
鉱工業生産指数 (昭45=100、歴年)	40.4	46.8	48.6	55.0	65.7
消費者物価指数 (昭45=100、歴年、全国分)	69.2	71.9	76.7	80.6	83.8
卸売物価指数 (昭45=100、歴年)	89.0	89.2	89.8	92.0	93.7

(注) 鉱工業生産指数は通商産業省調、消費者物価指数は総理府調、卸売物価指数は

区 分	増 減 率									
	38	39	40	41	42	43	44	45	46	
国民総生産	18.2	15.9	10.6	17.1	17.9	17.6	16.8	17.3	11.7	
国民所得	16.3	13.4	11.7	16.8	18.7	18.3	16.3	18.7	11.4	
政府財貨サービス購入	13.5	15.8	15.9	14.4	15.4	13.9	11.5	17.9	21.1	
うち地方財政財貨 サービス購入	14.3	18.0	13.0	14.4	13.2	17.2	18.7	23.9	22.8	
国内総固定資本形成 のうち民間分	8.4	18.8 [△]	2.0	22.8	28.5	23.0	27.2	13.4	4.1	
うち企業設備	10.4	17.1 [△]	8.3	25.4	28.6	24.1	28.1	12.8	2.9	
鉱工業生産指数 (歴年)	11.3	15.8	3.8	13.2	19.5	15.4	16.0	13.8	2.6	
消費者物価指数 (歴年、全国分)	—	3.9	6.7	5.1	4.0	5.3	5.3	7.6	6.1	
卸売物価指数 (歴年)	1.3	0.2	0.7	2.4	1.8	0.9	2.1	3.6 [△]	0.8	

地方財政計画等の推移

(単位 億円・%)

43	44	45	46	47	48
532 882	622 599	730 461	815 770	947 265	1 152 631
428 487	498 159	591 410	658 982	764 452	916 948
92 917	103 648	122 169	147 981	179 203	209 313
46 738	55 498	68 771	84 479	99 818	121 203
133 886	170 338	193 230	201 237	237 618	321 445
100 309	128 447	144 945	149 084	167 235	223 040
75.8	87.9	100.0	102.6	110.1	129.4
88.2	92.9	100.0	106.1	110.9	123.9
94.5	96.5	100.0	99.2	100.0	115.9

日本銀行調、その他は経済企画庁調による。

		指 数										
47	48	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
16.1	21.7	100	116	128	150	177	208	243	285	319	370	450
16.0	19.9	100	113	127	148	176	208	242	287	319	371	445
21.1	16.8	100	116	134	154	177	202	225	266	322	390	455
18.2	21.4	100	118	133	153	173	202	240	298	366	432	525
18.1	35.3	100	119	116	143	184	226	288	326	340	401	543
12.2	33.4	100	117	107	135	173	215	275	310	319	358	478
7.3	17.6	100	116	120	136	163	188	218	248	254	273	321
4.5	11.7	100	104	111	116	121	127	134	145	153	160	179
0.8	15.9	100	100	101	103	105	106	108	112	111	112	130

第140表 主要経済指標及び

その2 予算及び地方財政計画(当初)

区 分	昭和38年度	39	40	41	42	
国の一般会計	2 850 008	3 255 438	3 658 080	4 314 270	4 950 910	
財政投融资計画	1 109 700	1 340 200	1 620 600	2 027 300	2 388 400	
地方財政計画	2 633 593	3 138 127	3 612 149	4 134 800	4 771 400	
うち 給与費	956 845	1 095 339	1 277 289	1 435 400	1 616 600	
	投資的経費	914 302	1 133 900	1 296 300	1 545 400	1 790 000
	うち普通建設事業費	784 641	1 001 300	1 150 584	1 369 400	1 617 700
地方債計画	(1 500) 315 000	(1 700) 398 400	(2 100) 484 900	(2 600) 670 700	(3 500) 660 900	

(注) ()書きは、公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫から委託を受けて地方公

区 分	増 減								
	38	39	40	41	42	43	44	45	
国の一般会計	17.4	14.2	12.4	17.9	14.8	17.5	15.8	18.0	
財政投融资計画	22.6	20.8	20.9	25.1	17.8	13.0	14.0	16.3	
地方財政計画	15.3	19.2	15.2	14.5	15.4	17.5	18.5	22.3	
うち 給与費	17.1	14.5	16.6	12.4	12.6	15.4	15.4	14.9	
	投資的経費	15.1	24.0	14.3	19.2	15.8	11.8	22.6	23.9
	うち普通建設事業費	23.3	27.6	14.9	19.0	18.1	12.0	25.4	25.6
地方債計画	20.6	26.5	21.7	38.3	1.5	2.5	15.9	15.7	

地方財政計画等の推移(つづき)

(単位 百万円・%)

43	44	45	46	47	48
5 818 598	6 739 574	7 949 764	9 414 315	11 467 681	14 284 073
2 699 000	3 077 000	3 579 900	4 280 400	5 635 000	6 924 800
5 605 100	6 639 700	8 123 300	9 717 200	11 749 800	14 551 000
1 865 000	2 153 100	2 473 400	2 935 400	3 462 700	4 003 000
2 000 600	2 453 000	3 040 300	3 661 300	4 602 100	5 963 600
1 812 500	2 272 600	2 854 200	3 478 600	4 336 800	5 544 600
(4 000) 677 300	(4 400) 785 200	(4 600) 908 200	(4 900) 1 086 000	(8 000) 1 727 800	(10 300) 2 253 000

共団体に融資する公有林整備事業債及び草地開発事業債であって外書きである。

率			指 数										
46	47	48	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
18.4	21.8	24.6	100	114	128	151	174	204	236	279	330	402	501
19.6	31.6	22.9	100	121	146	183	215	243	277	323	386	508	624
19.6	20.9	23.8	100	119	137	157	181	213	252	308	369	446	553
18.7	18.0	15.6	100	114	133	150	169	195	225	258	307	362	418
20.4	25.7	29.6	100	124	142	169	196	219	268	333	400	503	652
21.9	24.7	27.9	100	128	147	175	206	231	290	364	443	553	707
19.6	59.1	30.4	100	126	154	213	210	215	249	288	345	549	715

第 140 表 主要経済指標及び

その 3 決算額(総括)

区 分	昭 和 度		39	40	41	42
	38 年	度				
国の一般会計歳入	3 231 214		3 446 768	3 773 097	4 552 146	5 299 446
国 税	2 731 724		3 159 246	3 279 652	3 663 006	4 396 804
うち法人税	862 914		975 389	927 120	1 031 698	1 307 966
国の一般会計歳出	3 044 292		3 310 969	3 723 017	4 459 196	5 113 035
普通会計歳入	3 397 659		3 910 921	4 478 036	5 177 746	5 926 311
普通会計歳出	3 308 833		3 821 968	4 365 140	5 026 177	5 725 497
地 方 税	1 212 860		1 399 598	1 549 421	1 768 587	2 149 522
一 般 財 源	1 829 205		2 109 212	2 342 670	2 651 572	3 177 698
義務的経費	1 494 538		1 732 327	2 001 146	2 256 147	2 575 041
人 件 費	1 196 932		1 394 003	1 602 453	1 788 730	2 030 312
投資的経費	1 159 894		1 343 724	1 532 915	1 803 629	2 026 549
普通建設事業費	969 995		1 149 499	1 318 987	1 566 137	1 784 456
国と地方の歳出純計	4 962 845		5 575 782	6 301 206	7 439 024	8 544 846
うち租 税	3 944 584		4 558 844	4 829 073	5 431 594	6 546 326

区 分	増 減 率									
	38	39	40	41	42	43	44	45	46	
国の一般会計歳入	9.6	6.7	9.5	20.6	16.4	14.3	17.3	19.0	17.9	
国 税	14.3	15.7	3.8	11.7	20.0	21.1	21.3	20.4	8.6	
うち法人税	10.6	13.0 [△]	4.9	11.3	26.8	21.7	26.2	27.8 [△]	0.4	
国の一般会計歳出	19.1	8.8	12.4	19.8	14.7	16.1	16.5	18.6	16.8	
普通会計歳入	13.9	15.1	14.5	15.6	14.5	17.4	19.3	21.7	20.5	
普通会計歳出	14.6	15.5	14.2	15.1	13.9	17.5	19.4	22.2	21.3	
地 方 税	14.8	15.4	10.7	14.1	21.5	20.0	19.8	21.4	12.9	
一 般 財 源	16.1	15.3	11.1	13.2	19.8	19.1	22.7	21.8	14.2	
義務的経費	21.0	15.9	15.5	12.7	14.1	15.5	14.7	19.7	18.2	
人 件 費	20.1	16.5	15.0	11.6	13.5	13.7	16.2	19.6	18.5	
投資的経費	8.6	15.8	14.1	17.7	12.4	20.1	19.3	25.6	26.8	
普通建設事業費	11.8	18.5	14.7	18.7	13.9	23.0	21.3	27.7	27.7	
国と地方の歳出純計	16.5	12.4	13.0	18.1	14.9	16.6	18.8	20.9	19.5	
うち租 税	14.4	15.6	5.9	12.5	20.5	20.7	20.8	20.7	10.0	

地方財政計画等の推移（つづき）

（単位 百万円・％）

43	44	45	46	47	48
6 059 873	7 109 267	8 459 181	9 970 859	12 793 873	16 761 978
5 323 848	6 455 384	7 775 386	8 443 932	10 400 568	14 047 883
1 591 884	2 008 713	2 567 168	2 556 453	2 992 223	4 517 969
5 937 082	6 917 838	8 187 697	9 561 131	11 932 172	14 778 303
6 958 874	8 305 229	10 103 998	12 179 449	15 090 702	18 217 086
6 729 574	8 033 912	9 814 878	11 909 529	14 618 283	17 473 883
2 580 128	3 090 179	3 750 668	4 235 746	5 004 482	6 491 286
3 785 222	4 644 089	5 657 603	6 462 940	7 721 391	9 802 793
2 973 338	3 410 082	4 083 196	4 827 972	5 963 599	7 441 198
2 308 101	2 681 035	3 205 486	3 799 196	4 546 023	5 682 199
2 434 083	2 904 690	3 649 178	4 625 943	5 758 637	6 367 877
2 194 570	2 662 452	3 398 753	4 338 819	5 301 232	5 957 314
9 960 591	11 836 825	14 315 436	17 111 854	21 040 313	25 679 339
7 903 976	9 545 563	11 526 053	12 679 678	15 405 050	20 539 169

		指						数					
47	48	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	
28.3	31.0	100	107	117	141	164	188	220	262	309	396	519	
23.2	35.1	100	116	120	134	161	195	236	285	309	381	514	
17.0	51.0	100	113	107	120	152	184	233	297	296	347	524	
24.8	23.9	100	109	122	146	168	195	227	269	314	392	485	
23.9	20.7	100	115	132	152	174	205	244	297	358	444	536	
22.7	19.5	100	116	132	152	173	203	243	297	360	442	528	
18.1	29.7	100	115	128	146	177	213	255	309	349	413	535	
19.5	27.0	100	115	128	145	174	207	254	309	353	422	536	
23.5	24.8	100	116	134	151	172	199	228	273	323	399	498	
19.7	25.0	100	116	134	149	170	193	224	268	317	380	475	
24.5	10.6	100	116	132	155	175	210	250	315	399	496	549	
22.2	12.4	100	119	136	161	184	226	274	350	447	547	614	
23.0	22.0	100	112	127	150	172	201	239	288	345	424	517	
21.5	33.3	100	116	122	138	166	200	242	292	321	391	521	

第140表 主要経済指標及び

その4 決算額(都道府県分、市町村分)

区 分		昭和 38年度	39	40	41	42
都道府 県分	歳入	2 148 699	2 434 674	2 766 069	3 184 017	3 638 526
	一般財源税	1 079 267	1 237 407	1 374 662	1 552 094	1 885 230
	地方事業	660 443	767 371	848 397	986 763	1 219 928
	うち法人	277 091	304 425	304 568	357 274	458 778
	歳出	2 095 868	2 386 781	2 708 952	3 102 273	3 532 819
	義務的経費	998 914	1 147 728	1 304 028	1 455 581	1 643 951
市町 村分	人件費	836 966	969 233	1 107 191	1 228 534	1 389 445
	投資的経費	730 150	827 034	935 622	1 096 725	1 240 580
	普通建設事業費	608 694	704 970	803 686	943 673	1 082 439
	歳入	1 376 697	1 618 611	1 883 449	2 209 471	2 532 405
市町 村分	一般財源税	752 563	873 363	972 246	1 106 356	1 301 409
	地方	552 417	632 227	701 024	781 824	929 594
	歳出	1 340 701	1 577 552	1 827 671	2 139 646	2 437 300
	義務的経費	495 720	584 599	699 767	804 139	935 870
	人件費	359 966	424 770	495 262	560 196	640 867
	投資的経費	498 814	594 999	687 792	817 535	916 128
普通建設事業費	416 347	508 925	589 352	712 681	803 940	

区 分		増					減		
		38	39	40	41	42	43	44	45
都道府 県分	歳入	13.1	13.3	13.6	15.1	14.3	17.6	18.2	19.7
	一般財源税	15.9	14.8	10.9	12.9	21.5	20.5	21.8	20.2
	地方事業	14.7	16.2	10.6	16.3	23.6	24.2	22.4	22.2
	うち法人	11.6	9.9	0.0	17.3	28.4	26.4	26.2	24.6
	歳出	14.0	13.9	13.5	14.5	13.9	17.9	18.2	20.1
	義務的経費	20.5	14.9	13.6	11.6	12.9	14.5	13.5	18.3
市町 村分	人件費	19.3	15.3	14.2	11.0	13.1	12.3	15.2	18.2
	投資的経費	7.3	13.3	13.1	17.2	13.1	19.6	15.3	22.5
	普通建設事業費	10.7	15.3	14.0	17.4	14.7	23.0	17.4	24.6
	歳入	15.8	17.6	16.4	17.3	14.6	18.6	22.0	23.7
市町 村分	一般財源税	16.5	16.1	11.3	13.8	17.6	19.3	24.9	23.8
	地方	14.8	14.4	10.9	11.5	18.9	14.5	16.1	20.2
	歳出	16.1	17.7	15.9	17.1	13.9	18.5	22.2	24.3
	義務的経費	21.9	17.9	19.7	14.9	16.4	17.2	16.3	22.2
	人件費	21.9	18.0	16.6	13.1	14.4	15.5	18.3	22.3
	投資的経費	11.8	19.3	15.6	18.9	12.1	20.7	23.6	23.3
普通建設事業費	15.2	22.2	15.8	20.9	12.8	23.3	26.0	30.7	

地方財政計画等の推移(つづき)

(単位 百万円・%)

43	44	45	46	47	48
4 279 458	5 057 598	6 053 912	7 167 981	8 821 048	10 277 161
2 271 444	2 765 801	3 323 992	3 662 179	4 311 701	5 491 420
1 515 510	1 854 498	2 265 873	2 461 479	2 871 268	3 801 344
579 720	731 563	911 450	902 060	1 047 731	1 540 366
4 166 590	4 925 076	5 915 031	7 073 823	8 617 835	9 918 586
1 882 905	2 137 648	2 528 896	2 928 365	3 515 256	4 269 340
1 567 941	1 805 775	2 135 155	2 489 603	2 937 105	3 625 835
1 484 073	1 711 541	2 096 012	2 635 138	3 310 305	3 417 846
1 331 709	1 563 965	1 948 209	2 464 400	3 006 390	3 151 694
3 003 748	3 665 812	4 535 219	5 599 266	7 037 487	8 862 120
1 553 198	1 939 663	2 401 162	2 870 804	3 495 339	4 414 985
1 064 617	1 235 681	1 484 795	1 774 267	2 133 214	2 689 943
2 887 316	3 527 017	4 384 980	5 423 503	6 768 282	8 477 492
1 096 634	1 280 760	1 565 644	1 915 615	2 469 851	3 200 495
740 160	875 261	1 070 331	1 309 593	1 608 918	2 056 364
1 105 779	1 367 133	1 754 078	2 233 493	2 773 956	3 309 113
991 151	1 249 216	1 632 251	2 095 119	2 569 351	3 117 197

率			指 数										
46	47	48	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
18.4	23.1	16.5	100	118	129	148	169	199	235	282	334	411	478
10.2	17.7	27.4	100	115	127	144	175	210	256	308	339	400	509
8.6	16.6	32.4	100	116	128	149	185	229	281	343	373	435	576
-1.0	16.1	47.0	100	110	110	129	166	209	264	329	326	378	556
19.6	21.8	15.1	100	114	129	148	169	199	235	282	338	411	473
15.8	20.0	21.5	100	115	131	146	165	188	214	253	293	352	427
16.6	18.0	23.4	100	116	132	147	166	187	216	255	297	351	433
25.7	25.6	3.2	100	113	128	150	170	203	234	287	361	453	468
26.5	22.0	4.8	100	116	132	155	178	219	257	320	405	494	518
23.5	25.7	25.9	100	118	137	160	184	218	266	329	407	511	644
19.6	21.8	26.3	100	116	129	147	173	206	258	319	381	464	587
19.5	20.2	26.1	100	114	127	142	168	193	224	269	321	386	487
23.7	24.8	25.3	100	118	136	160	182	215	263	327	405	505	632
22.4	28.9	29.6	100	118	141	162	189	221	258	316	386	498	646
22.4	22.9	27.8	100	118	138	156	178	206	243	297	364	447	571
27.3	24.2	19.3	100	119	138	164	184	222	274	352	448	556	663
28.4	22.6	21.3	100	122	142	171	193	238	300	392	503	617	749

昭和 48 年度地方財政計画策定方針

現下の社会経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、昭和 48 年度の地方財政については、国と同一の基調により、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、適切な行政運営を行なうことを基本とし、地方財源の確保に配慮を加えつつ、長期的視野の下に、積極的に住民福祉の充実向上を図るものとする。このため住民負担の軽減合理化を推進するとともに、計画的に社会福祉の充実、社会資本の整備等地方行政水準の着実な向上を図り、あわせて地方公営企業の経営の健全化を積極的に促進することを目途として、次の方針に基づき地方財政計画を策定する。

- 1 個人の住民税および事業税、電気ガス税等について住民負担の軽減合理化を図る。
- 2 土地に対する固定資産税の課税の適正化を図るとともに、特別土地保有税を創設する。
- 3 地方税および地方交付税の伸長の状況等を考慮しつつ、昭和 47 年度において講じられた地方交付税の特例措置がなくなることによる影響を緩和するため、交付税及び譲与税配付金特別会計において資金運用部資金から 950 億円を借り入れる。
- 4 沖縄県および同县市町村に対して交付すべき地方交付税の財源に資するため、臨時沖縄特別交付金 388 億円を国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる。
- 5 福祉優先の基調に立脚し、社会福祉施策等を充実するとともに、住みよい生活環境を整備するため、国庫補助負担制度の拡充ならびに地方交付税および地方債による財源措置の充実を図る。
 - (1) 老人福祉対策、児童福祉対策の拡充等社会福祉の一層の充実を図る。
 - (2) 義務教育諸学校の教職員の定数および処遇の改善、私学助成の拡充等教育振興対策をさらに推進する。
 - (3) 地域住民の生活環境の改善と安全を図るため、公害対策を積極的に推進するとともに、交通安全対策および消防救急対策について人員および施設の充実整備を図る。
 - (4) 人口急増地域における公共施設等の整備を推進するため、児童生徒急増市町村における義務教育施設に対する国庫負担率を引上げる等国庫補助負担制度の充実改善を図るとともに、各種生活関連施設の整備を促進するための財源措置を講ずる。
 - (5) 過疎地域における公共施設等の整備を推進するため、過疎および辺地対策事業債を大幅に増額するとともに、集落の移転整備、へき地医療の確保等の過疎地域

対策を促進するための財源措置を講ずる。

- (6) 行政の広域化のすう勢に対処し、広域市町村圏の振興を図る。
- 6 各種長期計画の改定に即応しつつ、地域の特性に応じて、社会資本の計画的な整備を推進する。
 - (1) 地方道、上下水道、廃棄物処理施設、厚生福祉施設等の生活関連社会資本を総合的、計画的に整備するとともに、漁港の整備、土地改良等について、長期計画の改定に即応して、事業の円滑な実施を確保するための所要の措置を講ずる。
 - (2) 公共用地の先行取得の拡充等公有地の拡大を促進する。
- 7 地方公営企業の経営の健全化を積極的に推進し、経営基盤の安定を図る。
 - (1) 公営交通事業の経営悪化に対処するため、地下鉄事業に対する助成措置を大幅に拡充するとともに、路面交通事業について新たな再建制度を発足させる等経営の健全化を推進する。
 - (2) 地方公営企業に対する地方債を大幅に拡充するとともに、公営企業金融公庫の貸付資金の増額、貸付条件の改善、地方道路公社および土地開発公社に対する融資の充実等公庫業務の拡充を図る。
 - (3) 公営企業会計に対する一般会計の負担の合理化を図る。
- 8 地方財政の健全化を促進するとともに、財政秩序の確立を図る。
 - (1) 国庫補助負担事業にかかる地方団体の超過負担を早期に解消するため所要の措置を講ずるとともに、住民の税外負担の解消を図る。
 - (2) 定員管理の合理化をすすめるとともに、既定経費を節減する。
 - (3) 地方公務員の給与改定など年度途中における事情の変化に弾力的に対応するため、あらかじめ財源を留保する。

昭和 49 年度地方財政計画策定方針

最近における物価上昇、石油問題等内外の経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、昭和 49 年度の地方財政については、地方財源の確保に配慮を加えつつ、国と同一の基調により、総需要の抑制に資するため、公共投資をはじめとする歳出を極力圧縮するとともに、財源の重点的配分と経費支出の効率化に努め、地域住民の生活の安定と福祉の充実を図るための施策を推進することを基本とし、あわせて経済情勢の推移に応じて地方財政の機動的、弾力的な運用を図り得よう措置するものとし、次の方針に基づき地方財政計画を策定する。

- 1 個人の住民税及び事業税、小規模住宅用地の固定資産税等について住民負担の軽減合理化を図る。
- 2 市町村住民税法人税割の税率の引上げ等により地方財源を拡充強化するとともに、

自動車取得税の税率の引上げ並びに地方道路譲与税及び自動車重量譲与税の増強により地方道路財源の確保を図る。

- 3 地方財政の状況等を考慮し、地方交付税について、昭和49年度の特例として交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金残高に相当する1,679億6,000万円を減額し、後年度において調整する。
- 4 沖縄県及び同県市町村に対して交付すべき地方交付税の財源に資するため、臨時沖縄特別交付金321億円を国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる。
- 5 国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金を増額する。
- 6 総需要抑制の見地から地方債の発行額を極力圧縮するとともに、地方債資金における政府資金の構成比率を高め、償還期限を延長する等地方債の質的改善を図る。
- 7 総需要抑制の要請をふまえつつ、住民生活の安定と住民福祉の充実のための施策を重点的に推進することとし、地方交付税、地方債、国庫補助負担金等の重点的な配分を図る。
 - (1) 生活保護、児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の一層の充実を図る。
 - (2) 義務教育諸学校等の教職員の定数及び処遇の改善、私学助成の拡充等教育振興対策を推進する。
 - (3) 消防及び救急対策の強化、大震災対策の充実をすすめるとともに、公害対策及び交通安全対策を積極的に推進し、地域住民の生活環境の改善と安全の確保を図る。
 - (4) 上下水道、廃棄物処理施設、教育施設、社会福祉施設、住宅等住民福祉の充実を図る見地から緊急度の高い事業の円滑な実施に資するため所要の財政措置を講ずる。
 - (5) 人口急増地域における公共施設等の整備を図るため、教育施設、消防施設等の整備に対する財政措置を拡充する。
 - (6) 過疎地域対策を推進するため、過疎及び辺地対策事業債の増額等を図るとともに、集落の移転整備、へき地の医療及び交通の確保等に必要な財政措置を拡充する。
 - (7) 公共用地の先行取得及び公有地の拡大に資するため、土地開発基金の増額等の措置を講ずる。
 - (8) 消費者行政の推進等住民生活の安定を図るための施策を推進する。
- 8 地方公営企業の経営の健全化を推進し、経営基盤の強化を図る。
 - (1) 病院事業の経営の現状にかんがみ、不良債務解消のため新たな助成措置を講じ、経営の健全化を図るとともに、交通事業の経営の再建を引き続き推進する。

- (2) 地方公営企業に対する地方債について生活関連事業を中心に重点的な増額を行うとともに、政府資金及び公営企業金融公庫資金の貸付条件の改善を図る。
- 9 地方財政の健全化及び財政秩序の確立を図るとともに、地方財政の機動的、弾力的な運用を図るための措置を講ずる。
- (1) 国庫補助負担事業にかかる地方団体の超過負担を解消するため引き続き所要の措置を講ずるとともに、住民の税外負担の解消を図る。

昭和 50 年度地方財政計画策定方針

最近における厳しい社会経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、昭和 50 年度の地方財政については、国と同一の基調により、引き続き抑制的な基調を堅持する方針の下に、社会的公正の是正等地域住民の福祉向上に資するため、地方財源の確保に配慮を加えつつ、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある行財政運営を行うことを基本とし、あわせて経済情勢の推移に応じて地方財政の機動的、弾力的な運営を図り得るよう措置するものとし、次の方針に基づき地方財政計画を策定する。

- 1 個人の住民税及び事業税、料理飲食等消費税、ガス税等について住民負担の軽減合理化を図る。
- 2 大都市地域における都市環境の整備のための財源を確保するため市町村の目的税として、これらの地域の事務所事業所に対して課する事業所税を創設する。
- 3 地方財政の現状に対処するため、地方交付税の所要額を確保する。
- 4 沖縄県及び同縣市町村に対して交付すべき地方交付税の財源を確保するため、引き続き臨時沖縄特別交付金を国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる。
- 5 国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金を増額する。
- 6 総需要抑制の見地から、地方債の増加を極力抑制するとともに、地方債資金における政府資金を増額する。
- 7 抑制的基調の下において、地域住民の福祉充実のための施策を重点的に推進するため、地方交付税、地方債、国庫補助負担金等の重点的な配分を図る。
 - (1) 社会的公正の確保に留意しつつ、生活保護、児童福祉、老人福祉、障害者福祉等社会福祉施策の一層の充実を図る。
 - (2) 義務教育諸学校等の教職員の定数及び処遇の改善、私学助成の拡充等教育振興対策を推進する。
 - (3) 地域住民の生活環境の改善と安全を図るため、公害対策を積極的に推進すると

ともに、交通安全対策及び消防救急対策の充実を図る。

- (4) 上下水道、廃棄物処理施設、教育施設、社会福祉施設、住宅等地域住民の福祉向上のために緊急度の高い事業の円滑な実施を図るため所要の財政措置を講ずる。
 - (5) 人口急増地域における公共施設等の整備を推進するため、児童生徒急増市町村における義務教育施設整備のための国庫補助負担金を改善するとともに、大規模住宅団地に係る関連公共・公益的施設の立替施行制度の拡充を図る。
 - (6) 過疎地域対策を推進するため、過疎及び辺地対策事業債を増額するとともに、へき地の交通及び医療の確保等に必要な財政措置を拡充する。
 - (7) 公共用地の円滑な取得を図るため、昭和50年度に限り臨時土地対策費を算入する。
- 8 地方公営企業の経営の健全化を図るため、引き続き交通事業及び病院事業の再建を推進するとともに、公営企業債についても、生活関連事業を中心に重点的にその増額と資金の質の向上を図る。
- 9 地方財政の健全化を促進するとともに、財政秩序の確立を図る。
- (1) 国庫補助負担事業に係る地方団体の超過負担を解消するため所要の措置を講ずるとともに、住民の税外負担の解消を図る。
 - (2) 定員管理の合理化を推進するとともに、既定経費を節減する。
 - (3) 地方公務員の給与改定等年度途中における事情の変化に弾力的に対応するため、あらかじめ財源を留保する。
 - (4) 地方財政計画を実態に即して策定するため、その算定内容については是正措置を講ずる。

昭和48年度予算編成方針

48. 1. 6
閣議決定

昭和48年度の財政運営に当たっては、わが国経済の国内均衡と対外均衡の調和を図りつつ、長期的視野のもとに国民福祉の充実に努めることが必要である。このため、財源の重点的かつ効率的な配分、費用分担の適正化及び公債政策の適切な活用を図り、もって社会資本の整備、社会保障の充実等国民福祉向上のための各般の施策を積極的に推進する。また、これらの施策の推進に当たっては、物価の動向に十分配慮し、特に地価対策の推進、低生産性部門の生産性向上、輸入政策の活用等総合的な物価安定対策の充実に図る。

昭和48年度の予算及び財政投融资計画は、以上の基本方針のもとに、「昭和48年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」の通りに、下記により編成する。

記

1 財政規模

一般会計予算及び財政投融资計画は、経済の安定的成長を保ちつつ、積極的に国民福祉向上の要請にこたえる規模のものとする。

また、公債発行額は2兆3,400億円とし、政府保証債の発行額は4,500億円とする。

2 税制改正

中小所得者等の税負担の軽減を重点に所得税、住民税、相続税の減税を行なうとともに、社会経済情勢の変化に即応して、物品税の軽減合理化、産業関連の租税特別措置の改廃、有価証券取引税の税率引上げ等を実施し、国税、地方税を通じて初年度4,600億円程度の減税を行なう。

3 財源の重点的かつ効率的な配分

(1) 財源の重点的かつ効率的な配分を徹底しつつ、道路整備、漁港整備、土地改良の各事業につき長期計画を策定するとともに、生活環境施設整備に重点をおいた各種社会資本の整備を進め、国土の総合開発を計画的かつ着実に実施するほか、年金制度の拡充等社会保障の充実に図り、物価対策、地価対策、公害防止及び交通安全対策、中小企業及び農林漁業の近代化、文教科学技術の振興、海外経済協力の強化、資源対策、雇用対策、防衛力の計画的整備、法秩序の維持等の諸施策を着実に推進する。

(2) 国土の総合開発を推進するため、国土総合開発庁(仮称)を設置することとするが、各省庁の部局、特別会計及び特殊法人の新設は真に止むを得ないものを除き厳にこれを抑制するとともに、既定計画に基づき公務員の定員削減を行ない、新

しい行政需要についてもその振替えによって対処する。

(3) 補助金等既定経費の整理合理化を行なう。

4 予算及び財政投融资計画の弾力的運用

経済情勢の推移に機動的に対処するため、引き続き公庫等に係る政府保証又は借入れの限度の弾力的措置を講ずる。

5 地方財政

地方財政においても、国と同一の基調により、財源の重点的かつ効率的な配分を行なうこととし、その適切な運営を図る。

昭和 49 年度予算編成方針

48. 12. 21
閣議決定

今日の我が国経済は、物価の上昇に加えて、石油を初めとする資源問題等による供給力の制約という極めて困難な事態に直面している。この局面を打開し、経済の正常化を速やかに達成することが、当面の最大の課題であり、このためには、政府は、総力を挙げて総需要の抑制を図る必要がある。

昭和 49 年度の予算及び財政投融资計画は、このような考え方の下に、「昭和 49 年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」にのっとり、国民生活の安定と福祉の充実に配慮しつつ、厳に抑制的なものとするとともに、今後の経済情勢の推移に対応し得るよう機動的、弾力的な運営を行うことを基本として、下記により編成する。

記

1 財政規模

一般会計予算及び財政投融资計画の規模は、厳に抑制する。

また、公債及び政府保証債の発行額をそれぞれ前年度当初発行予定額より 1,800 億円及び 500 億円縮減し、公債の発行額は 2 兆 1,600 億円、政府保証債の発行額は 4,000 億円とする。

2 税制改正

給与所得者を中心とする税負担の軽減適正化を図るため、所得税について給与所得控除等の引上げにより課税最低限(夫婦子供二人の給与所得者)を初年度 150 万円(平年度 170 万円)に大幅に引上げるとともに税率を緩和する等により初年度約 1 兆 4,800 億円の減税を行う一方、法人税、印紙税及び自動車関係諸税の税率の引上げ、租税特別措置の整理合理化等を行う。

3 公共投資等の抑制

(1) 公共事業系統経費については、原則として前年度当初予算額と同額以下とする。なお、官庁営繕系統経費については新規の着工を極力繰延べる等これを大幅

に削減する。

- (2) 既定の長期計画について、進度の調整を図るほか、長期計画の改定は行わない。
- (3) 新幹線鉄道建設事業、本州四国連絡橋建設事業、新規高速道路建設事業等巨額の経費を要する事業については、極力これを繰延べる。
- (4) 財政投融资対象事業についても、これらに準じて措置する。

4 公共料金の凍結

物価の抑制に資するため、公共料金を極力凍結することとし、国有鉄道運賃、米の政府売渡価格の改定時期をそれぞれ6カ月延期する。

5 財源の重点的かつ効率的な配分

- (1) 社会保障等国民福祉の向上に直結する施策及び物価の抑制、食糧の安定的供給の確保等国民生活の安定に寄与する施策の充実を図る。
- (2) 各省庁の部局及び特殊法人の新設は、真にやむを得ないものを除き、厳にこれを抑制するとともに、既定計画に基づき公務員の定員削減を行い、新しい行政需要についてもその振替によって対処する。
- (3) 補助金等既定経費の整理合理化を行うとともに旅費、庁費等の行政経費について節約を実施する。

6 予算及び財政投融资計画の弾力的運用

現下の経済情勢に顧み、その推移に対処するため、予算及び財政投融资計画の執行に当り、その弾力的運用を図り得るよう措置する。

7 地方財政

地方財政においても、国と同一の基調により、公共投資を初めとする歳出を極力抑制するとともに、財源の重点的かつ効率的な配分を行うこととし、その適切な運営を図る。

なお、民間設備投資及び民間建築についても、上記の方針に対応し、極力繰延べ、抑制の措置をとることを要請する。

昭和50年度予算編成方針

49. 12. 28
閣議決定

昭和50年度の予算及び財政投融资計画は、「昭和50年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」にのっとり、引続き抑制的な基調を堅持する方針の下に、国民生活の安定と福祉の充実に配慮するとともに、経済情勢の推移に対応して機動的、弾力的な運営を図ることとし、下記により編成する。

記

1 財政規模

一般会計予算及び財政投融资計画の規模については、極力抑制を図る。

2 公債発行

公債の発行額を前年度当初発行予定額より1,600億円減額し、2兆円とする。

また、政府保証債の発行額は4,000億円とする。

3 税制改正等

経済情勢の変化に応じて租税負担の適正合理化を図るため、所得税について所要の負担調整を行い、相続税、入場税等について減税を実施するとともに、酒税の税率の調整及びたばこの小売価格の改定を行う。また、利子・配当課税の特例を初めとする租税特別措置について所要の改善措置を講ずる。

4 公共投資の抑制

(1) 公共事業系統経費については、その予算額を前年度当初予算と同額程度にとどめるとともに、特に緊要な事業に重点的な配分を行う。

(2) 既定の長期計画については、進度の調整を図る。新幹線鉄道建設事業、本州四国連絡橋建設事業、高速道路建設事業等の大規模事業についても、同様とする。

なお、昭和50年度を初年度とする新規計画の策定は行わない。

(3) 財政投融资対象事業についても、上記に準じて措置する。

5 公共料金の抑制

公共料金については、経済情勢等に顧み、物価の安定に資するため、極力これを抑制する。

6 財源の重点的かつ効率的な配分

(1) 社会的公正の確保に配慮しつつ、社会保障の充実等国民福祉の向上及び国民生活の安定のための各般の施策を推進する。

(2) 各省庁の部局及び特殊法人の新設は、厳にこれを抑制する。国家公務員の既定定員については、昭和50年度以降3年間に3%を目途として計画的削減を行うとともに、新しい行政需要についても極力振替によって対処することとし、新規増員を厳に抑制する。

(3) 補助金等既定経費の整理合理化を行うとともに、官庁営繕系統経費の抑制を図り、旅費、庁費等の行政経費について節減を行う。

7 予算及び財政投融资計画の弾力的運用

経済情勢の推移に対処するため、予算及び財政投融资計画の執行に当り、その弾力的運用を図り得るよう措置する。

8 地 方 財 政

地方財政においても、国と同一の基調により、公共投資を初めとする歳出を極力抑制するとともに、財源の重点的かつ効率的な配分を行い、また、定員及び給与についての適切な管理等を行うことにより、節度ある財政運営を図るよう要請する。

昭和 48 年度の経済見通しと経済運営の基本的態度

昭和 48 年 1 月 26 日
閣 議 決 定

1 昭和 47 年度の経済情勢

- (1) わが国経済は、景気後退下の通貨調整という試練をのりこえ、47年初来着実な景気上昇過程をたどっている。

財政金融面からの積極的な景気対策の効果もあって、金融緩和基調を背景として、個人消費支出の上昇、民間住宅投資の急速な回復等がみられ、当面、従来のような輸出や民間設備投資の急増は予想されないが、総需要は引き続き拡大基調で推移するものと見込まれる。また、産業活動も拡大を続けており、鉱工業生産は前年度比 10.0 % 程度の伸びになるものと見込まれる。

- (2) 物価面では、消費者物価は季節商品が落ち着いていることなどもあって、比較的安定した推移を示しており、前年度比 5.3 % 以内の上昇にとどまるものと見込まれる。他方、卸売物価は需要の回復に市況対策の影響等も加わって、47年初来堅調に推移し、とくに夏以降は木材価格の高騰や一部商品の海外市況高の影響等もあって、かなりの上昇が続いており、前年度比 2.2 % 程度の上昇になるものと見込まれる。

- (3) 国際収支については、通貨調整の効果、景気の回復等によって、輸出は前年度に比べ増勢は鈍化しているが、世界貿易の拡大、海外インフレーションの進行等によって、依然強含みに推移しており、また輸入は、とくに夏以降急速な増加を示している。この結果、貿易収支は 89 億 5,000 万ドル、経常収支は 62 億ドル程度の黒字と、なおかなりの水準にあるが、基礎的収支は長期資本の大幅な流出超が見込まれ、24 億ドル程度の黒字と、前年度に比べかなり改善される見通しである。

- (4) 以上のような経済情勢の下で、47年度の国民総生産は 94 兆 3,000 億円程度となり、47年度の実質の成長率は前年度比 10.3 % (名目 15.7 %) 程度となる見込みである。

2 昭和 48 年度の経済運営の基本的態度

昭和 48 年度のがわが国経済は、前年度に引き続き拡大基調をたどるものとみられるが、最近における物価の動向にかんがみ、その安定を確保するため、一層の配慮を払う必要が高まっている。一方、わが国の福祉水準の現状にてらし、経済成長の成果を活用しつつ、長期的視点から国民福祉の充実に努めることが、当面する重要な国民的課題となっている。また、対外経済面においては、最近の国際収支の状況にかんがみ、国際収支の均衡化を促進するため、引き続き格段の努力を払っていくこ

とが緊要となっており、さらに国際協調の下に、国際通貨・貿易体制の新しい秩序づくりに積極的に寄与していくことが重要な課題となっている。

以上のような認識の下に、昭和48年度の経済運営にあたっては、今回策定される新しい長期経済計画実施の初年度として、財政金融政策を中心とする適切かつ機動的な政策運用により、わが国経済を息の長い安定した成長路線に定着させるよう努めるとともに、福祉志向型経済の実現をめざし、次の諸施策を重点的に講ずるものとする。

第一に、国民福祉の向上を図るため、住宅・生活環境施設を中心とする社会資本の整備、各種年金の充実、社会福祉施設の整備等の社会保障の充実、公害防止等環境保全対策の強化、地価対策の推進等の諸施策を強力に実施するものとする。また、環境保全と調和ある土地利用に配慮しつつ、福祉社会建設の地盤となる国土の総合開発を進めることとする。

第二に、物価の安定を図るため、総需要の適正化と供給の円滑化に努めつつ、輸入政策の積極的活用、生鮮食料品の安定的供給の確保、低生産性部門および流通機構の近代化、競争条件の整備等の諸施策を強力に実施することとする。また、公共料金については極力抑制的に取り扱うものとする。

第三に、国際収支の均衡化を促進するとともに、国際経済関係の調和的発展を図るため、国内体制の整備に努めつつ輸入の自由化、関税の引下げ等による輸入の拡大、輸出の適正化、資本の自由化および海外投資の促進、量質両面にわたる経済協力の拡充等総合的な対外経済政策を積極的に推進するとともに、あわせて各国と協調しつつ、国際通貨・貿易体制の健全な発展に努めるものとする。

第四に、上記諸施策の実効をあげ、国民福祉と対外均衡を軸とする新しい経済構造の形成を促進するため、産業構造の知識集約化、農林漁業・中小企業の構造改善、社会資本・公害防止関連産業の育成、新技術開発、人的能力の向上、週休二日制・年延長の推進、重要資源の開発等の諸施策を充実するものとする。

3 昭和48年度の経済見通し

(1) 上記のような経済運営の下において、48年度の国民総生産は109兆8,000億円程度になり、その成長率は前年度比実質10.7%（名目16.4%）程度となるものと見込まれる。この場合において、国内経済の主要項目の見通しは、おおむね以下のようなものとなろう。

1) 国内需要の面では、個人消費支出は着実な所得の上昇を背景に、伸び率は前年度よりさらに高まり、前年度比15.2%程度となるものと見込まれる。

民間住宅投資は、前年度の急速な回復のあとを受けて、伸び率は若干鈍化するものの、なお前年度比21.4%増程度と高い伸びが見込まれる。

また、民間設備投資は、非製造業関係企業や中小企業を中心に堅調な伸びが

続くことが予想されるので、全体としては前年度比14.0%程度の伸びが見込まれる。

民間在庫投資は、前年度に引き続き回復過程をたどり、3兆7,000億円程度の規模になるものと見込まれる。

財政面では、国内均衡と対外均衡の調和を図りつつ、国民福祉の充実に努めることを基本として所要の施策を進めることとしており、政府の財貨サービス購入は前年度比16.6%程度の増加になるものと見込まれる。

2) このような需要の動向に伴い、鉱工業生産は、前年度に引き続き着実な上昇を続け、年度としての伸びは12.0%程度になるものと見込まれる。

3) 物価面については、卸売物価は前年度にみられた一部市況商品価格の騰勢に落ち着きが期待され、前年度比2.0%程度の上昇になるものと見込まれる。また消費者物価については、景気の上昇や前年度の卸売物価の動向等を考慮すると、その騰勢は前年度に比べ根強いものと見込まれるが、諸般の物価対策を強力に推進することにより、前年度比5.5%程度の上昇にとどめるよう努めるものとする。

(2) 国際収支面では、輸出は世界貿易の拡大が予想されるものの、通貨調整効果の一層の浸透、輸出の適正化措置の推進等の政策努力により333億ドル、前年度比14.8%程度の伸びにとどまろう。他方、輸入は本年度、国内景気の上昇、製品輸入拡大等のほか各般の輸入促進措置の効果によって、252億ドル、前年度比25.7%増程度と大幅な伸びを示すものと見込まれる。

この結果、貿易収支の黒字幅は、前年度の水準を下回り、81億ドル程度になるものと見込まれる。

また、貿易外収支、移転収支については、それぞれ27億5,000万ドル、4億ドル程度の赤字となるものと予想される結果、経常収支の黒字幅は49億5,000万ドル程度にとどまるものと見込まれる。

他方、長期資本収支については、経済協力の拡充、海外投資の増加等から40億ドル程度の赤字となるものと予想され、基礎的収支は9億5,000万ドル程度の黒字となるものと見込まれる。

主 要 経 済 指 標

区	分	単	位	46年度 (実績)	47年度 (実績) (見込み)	48年度 (見通し)	47/46 (%)	48/47 (%)											
総	人	口	万 人	10,493	10,730	10,870	102.3	101.3											
15	才	以	上 人 口	7,991	8,135	8,215	101.8	101.0											
勞	働	力	人 口	5,179	5,225	5,255	100.9	100.6											
就	業	者	総 数	5,111	5,155	5,190	100.9	100.7											
雇	用	者	総 数	3,416	3,495	3,575	102.3	102.3											
国	民	総	生 産	億 円	810,932	943,000	1,098,000	116.3	116.4										
※	国	民	総	生 産	億 円	810,932	938,500	1,092,500	115.7	116.4									
※	(同	実	質	対	前	年	度	比)	—	—	110.3	110.7						
※	個	人	消	費	支	出	〃	425,040	485,000	558,500	114.1	115.2							
※	国	内	民	間	総	資	本	形	成	〃	214,891	249,500	303,500	116.1	121.6				
※	企	業	設	備	〃	148,434	164,000	187,000	110.5	114.0									
※	在	庫	品	増	加	〃	14,469	20,000	37,000	138.2	185.0								
※	民	間	住	宅	〃	51,988	65,500	79,500	126.0	121.4									
※	政	府	の	財	貨	サ	ー	ビ	ス	〃	148,596	184,000	214,500	123.8	116.6				
購	入	〃	148,596	184,000	214,500	123.8	116.6												
※	経	常	支	出	〃	71,561	82,500	96,000	115.3	116.4									
※	資	本	支	出	〃	77,035	101,500	118,500	131.8	116.7									
※	輸	出	と	海	外	か	ら	の	所	〃	100,030	106,000	122,000	106.0	115.1				
得	〃	100,030	106,000	122,000	106.0	115.1													
※	(控	除)	輸	入	と	海	外	へ	の	〃	77,624	86,000	106,000	110.8	123.3			
所	得	〃	77,624	86,000	106,000	110.8	123.3												
※	鉱	工	業	生	産	指	数	昭	和	45	年	=100	103.3	113.6	127.2	110.0	112.0		
※	農	林	漁	業	生	産	指	数	昭	和	45	年	度	=100	97.0	101.3	102.6	104.4	101.3
※	国	内	貨	物	輸	送	億	ト	ン	・	キ	ロ	3,326	3,514	3,809	105.7	108.4		
※	国	内	旅	客	輸	送	億	人	・	キ	ロ	6,178	6,690	7,278	108.3	108.8			
※	卸	売	物	価	指	数	昭	和	45	年	=100	99.1	101.3	103.3	102.2	102.0			
※	消	費	者	物	価	指	数	〃	107.2	112.9	119.1	105.3	105.5						
国 際 収 支	經	常	収	支	百	万	ド	ル	6,323	6,200	4,950	—	—						
	貿	易	収	支	〃	8,422	8,950	8,100	—	—									
	輸	出	〃	24,661	29,000	33,300	117.6	114.8											
	輸	入	〃	16,239	20,050	25,200	123.5	125.7											
	貿	易	外	収	支	〃	△ 1,778	△ 2,250	△ 2,750	—	—								
	移	転	収	支	〃	△ 321	△ 500	△ 400	—	—									
	長	期	資	本	収	支	〃	△ 1,647	△ 3,800	△ 4,000	—	—							
	基	礎	的	収	支	〃	4,676	2,400	950	—	—								
	短	期	資	本	収	支	〃	3,131	—	—	—	—							
	誤	差	脱	漏	〃	236	—	—	—	—									
総	合	収	支	〃	8,043	—	—	—	—										
通	関	輸	出	百	万	ド	ル	25,134	29,550	33,930	117.6	114.8							
通	関	輸	入	〃	20,256	24,720	30,670	122.0	124.1										

(備考) 46年度の実績の欄は、沖繩復帰前のため、また、47年度以降の※印のついている欄は、統計上の理由により、沖繩県分は含まれていない。

昭和 49 年度の経済見通しと経済運営の基本的態度

昭和 49 年 1 月 19 日
閣 議 決 定

1 昭和 48 年度の経済情勢

昭和 48 年度の経済は、需給のひっ迫基調の下で根強い物価の騰勢を続けてきたが、石油問題の発生により厳しい事態を迎えている。

- (1) 国内経済は、年度の前半には個人消費支出や民間設備投資等を中心にかなりの拡大を示してきたが、総需要抑制策の効果や石油問題による先行き見通し難等もあって、後半には経済成長は鈍化するものとみられる。また、産業活動も石油の供給削減の影響を受け、鉱工業生産は前年度比 9.1% 程度の増加になるものと見込まれる。
- (2) 物価は、海外価格の高騰と国内需給のひっ迫を背景に、根強い騰勢が続いており、石油問題の発生もあって前年度に比べ卸売物価は 20.2% 程度、消費者物価は 14.0% 程度の上昇は避けられないものとみられる。
- (3) 国際収支については、輸出はかなりの伸びを示しているが、輸入は、輸入価格の異常な上昇もあって輸出を上回る大幅な増加を示しており、貿易収支の黒字は 30 億ドル程度と前年度に比べ大幅に縮小するものと見込まれる。また経常収支は 9 億ドル程度の赤字となり、長期資本の著しい流出を反映して、基礎的収支は 87 億ドル程度の赤字になるものと見込まれる。
- (4) 以上のような経済情勢の下で、昭和 48 年度の国民総生産は 116 兆 4,500 億円程度となり、実質の成長率は前年度比 6.4% (名目 21.9%) 程度となる見込みである。

2 昭和 49 年度の経済運営の基本的態度

昭和 49 年度のがわが国経済においてはとくに年度当初に、石油の供給削減の影響による供給面の制約から、物資需給、物価、雇用等の面において、国民生活に少なからざる影響が及ぶことが懸念される。

このような認識の下に、昭和 49 年度の経済運営にあたっては、適切かつ機動的な政策運用により、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保するため、次の諸施策を重点的に講ずるものとする。

第一に、最近における物価の動向にかんがみ、その安定を確保することが最優先の政策課題である。このため総需要の抑制に特段の配慮を払うものとする。また、投機的行為の防止、必需物資の輸入の促進、生鮮食料品の安定的供給の確保、流通機構の合理化、競争条件の整備等の諸施策を引き続き強力に実施するものとする。

公共料金については、これを厳に抑制するものとする。

第二に、石油をはじめとする物資需給の均衡を図りとくに生活必需物資を優先的に確保することとし、さらにエネルギー消費の節減、合理化を一層推進するものとする。

物価の安定、物資需給の均衡を確保するため「国民生活安定緊急措置法」、「石油需給適正化法」等の適切な運用を図るものとする。

第三に、社会保障の充実、勤労者に対する施策の充実、環境保全対策の推進、地価対策の強化等国民福祉向上のための諸施策を引き続き推進するものとする。

第四に、長期的視点から、資源・エネルギーの安定供給の確保、省資源・省エネルギー化の促進、原子力及び新エネルギーの研究開発の推進、農業生産の近代化と食料の安定的供給の確保等の諸施策を充実するものとする。

また、国際経済関係の調和的発展を図るため経済協力等対外経済政策を推進するとともに、各国と協調しつつ、国際通貨貿易体制の健全な発展に努めるものとする。

3 昭和49年度の経済見通し

(1) 上記のような経済運営の下において、昭和49年度の国民総生産は131兆5,000億円程度になり、その成長率は前年度比実質2.5%(名目12.9%)程度にとどまるものと見込まれる。経済活動は、年度当初石油削減の影響によって停滞するものとみられるが、年度の後半には回復、安定に向うものと見込まれる。

1) 個人消費支出は引き続き堅調に推移し、前年度比17.0%程度の増加となるものと見込まれる。

民間投資は住宅投資が前年度比15.4%程度増加するものの、設備投資の伸び率は大幅に鈍化し、前年度比10.3%程度の増加に、また在庫投資も1兆6,000億円程度にとどまるものと見込まれる。

財政面では、総需要抑制の観点から公共事業等の圧縮をはかる一方、社会保障関連支出に特段の配慮を払って国民福祉の充実に努めることとしており、政府の財貨サービス購入は前年比14.9%程度の増加になるものと見込まれる。

鉱工業生産は次第に回復するが、年度としての伸びは1.0%程度にとどまるものと見込まれる。

2) 物価については、総需要抑制策の効果の浸透、海外価格の騰勢の鈍化が期待されるが、石油の供給削減等を背景に需給はひっ迫気味に推移することが予想されるので、諸般の物価対策を強力に推進することにより、卸売物価の年度中上昇率は4.8%程度、年度平均上昇率は14.6%程度、消費者物価の年度中上昇率は5.2%程度、年度平均上昇率は9.6%程度の上昇にとどめるよう努めるものとする。

(2) 国際収支については、世界貿易の伸びの鈍化、国内における供給面の制約等によって、輸出は471億ドル、前年度比23.0%程度の増加にとどまるものとみら

れる。他方、輸入も国内経済活動の鈍化によって437億ドル、前年度比23.8%程度の増加と前年度に比べ伸び率は大幅に低下するものと見込まれる。

この結果、貿易収支の黒字は34億ドル程度、経常収支の赤字は4億5,000万ドル程度になるものと見込まれる。また長期資本収支の赤字も44億ドル程度に縮小するものと予想され、基礎的収支の赤字は48億5,000万ドル程度と前年度に比べかなり減少するものと見込まれる。

主 要 経 済 指 標

区 分	単 位	47年度 (実績)	48年度 (実績 見込み)	49年度 (見通し)	48/47 (%)	49/48 (%)	
総人口	万人	10,725	10,865	11,000	101.3	101.2	
15才以上人口	〃	8,138	8,230	8,330	101.1	101.2	
労働力人口	〃	5,244	5,295	5,310	101.0	100.3	
就業者総数	〃	5,173	5,230	5,240	101.1	100.2	
雇用者総数	〃	3,494	3,610	3,640	103.3	100.8	
国民総生産	億円	955,644	1,164,500	1,315,000	121.9	112.9	
(同実質対前年度比)		—	—	—	106.4	102.5	
個人消費支出	〃	490,756	600,000	702,000	122.3	117.0	
国内民間総資本形成	〃	263,705	351,000	366,000	133.1	104.3	
企業設備	〃	170,349	219,000	241,500	128.6	110.3	
在庫品増加	〃	23,153	38,000	16,000	164.1	42.1	
民間住宅	〃	70,203	94,000	108,500	133.9	115.4	
政府の財貨サービス購入	〃	181,748	215,000	247,000	118.3	114.9	
經常支出	〃	85,316	102,500	122,500	120.1	119.5	
資本支出	〃	96,432	112,500	124,500	116.6	110.7	
輸出と海外からの所得	〃	107,290	131,500	174,500	122.6	132.2	
(控除)輸入と海外への所得	〃	87,855	133,000	174,500	151.4	131.2	
鉱工業生産指数	昭和45年=100	114.6	125.0	126.3	109.1	101.0	
農林漁業生産指数	昭和45年=100	101.5	103.0	104.5	101.5	101.5	
国内貨物輸送	億トン・キロ	3,456	3,577	3,591	103.5	100.4	
国内旅客輸送	億人・キロ	6,508	6,732	6,836	103.4	101.5	
卸売物価指数	昭和45年=100	102.3	123.0	141.0	—	—	
(年度平均上昇率)		—	—	—	120.2	114.6	
(年度中上昇率)		—	—	—	—	104.8	
消費者物価指数	〃	112.8	128.6	140.9	—	—	
(年度平均上昇率)		—	—	—	114.0	109.6	
(年度中上昇率)		—	—	—	—	105.2	
国 際 収 支	經常収支	百万ドル	6,155 △	900 △	450	—	—
	貿易収支	〃	8,328	3,000	3,400	—	—
	輸出	〃	29,442	38,300	47,100	130.1	123.0
	輸入	〃	21,114	35,300	43,700	167.2	123.8
	貿易外収支	〃	△ 1,836 △	3,600 △	3,500	—	—
	移転収支	〃	△ 337 △	300 △	350	—	—
	長期資本収支	〃	△ 5,959 △	7,800 △	4,400	—	—
	基礎的収支	〃	196 △	8,700 △	4,850	—	—
	短期資本収支	〃	2,135	—	—	—	—
	誤差脱漏	〃	631	—	—	—	—
総合収支	〃	2,962	—	—	—	—	
通関輸出	百万ドル	29,999	39,000	48,000	130.1	123.0	
通関輸入	〃	25,372	42,500	52,600	167.7	123.8	

昭和 50 年度の経済見通しと経済運営の基本的態度

昭和 50 年 1 月 24 日
閣 議 決 定

1 昭和 49 年度の経済情勢

- (1) 我が国経済は、とくに昭和 48 年末の石油危機以降、物価の高騰、物資需給のひっ迫を経験してきたが、前年度から引き続きとられてきた総需要抑制策等の効果が実体経済面に浸透するに伴い、物資需給は緩和し、物価も鎮静化の方向に向かっている。

しかし、一次産品の国際市況にはやや騰勢の鈍化もみられるものの、エネルギー価格・賃金の大幅引上げ等によるコスト上昇圧力もあって、物価の今後の動向には、なお警戒を要するものがあり、本年度は前年度に比べ、卸売物価は 24.6% (年度中上昇率 9.2%) 程度、消費者物価は 22.0% (年度中上昇率 15.0%) 程度の上昇になるものと見込まれる。

- (2) 国内経済動向をみると、石油危機の影響もあって昭和 48 年度第 4・四半期において国内最終需要が大幅な落込みを示したが、その後も個人消費・民間設備投資等を中心に停滞を続けている。

今後は、消費需要や公害防止関係、基礎資材関係を中心とする投資等が増加し、経済は漸次回復に向かうものとみられる。

他方、産業活動は、以上のような需要の動きを反映して、鉱工業生産は、前年度に比しマイナス 4.8% 程度になるものと見込まれる。また雇用面でも、就業者数は前年度水準をわずかに下回るものとみられる。

- (3) 国際収支については、輸入価格の大幅上昇にもかかわらず、輸出が好調であり、貿易収支は 39 億ドル程度の黒字、経常収支は 25 億ドル程度の赤字と、前年度に比べ若干の改善となるものとみられるほか、長期資本収支の赤字が大幅に縮小することもあって基礎的収支は 55 億ドル程度の赤字にとどまるものと見込まれる。

- (4) 以上のような経済情勢のもとで、昭和 49 年度の国民総生産は 136 兆 8,000 億円程度、名目の成長率は 18.7% 程度となるが、実質の成長率はマイナス 1.7% 程度となる見込みである。

2 昭和 50 年度の経済運営の基本的態度

石油をはじめとする資源エネルギー面の国際的な制約の増大、国内における立地、環境問題に加え、なお根強いコスト上昇要因を反映し予断を許さない物価動向等我が国をめぐる内外の経済情勢は、極めて厳しいものがあり、今後、我が国は、内外要因による潜在成長力の低下という現実に向直し、従来のような高度成長は再び期

待しえず、その経済運営の基本的態度は、静かで控え目な成長を旨とする必要がある。

昭和50年度は、かかる路線に円滑に乗せるためのいわゆる調整期間にあたり、インフレと不況が交錯する世界経済にあって、まず物価の安定を図ることが経済政策の最重要の課題である。

このような認識の下に昭和50年度の経済運営においては、流動的な国際経済情勢に配慮の上国際協調に留意しつつ、国民経済の健全な機能の回復とこれによる国民生活の安定を図るため、次の重点施策を適切かつ機動的に実施するものとする。

第1に、物価の安定を図ることが民生安定の基礎であるが、特に消費者物価の上昇率を遅くとも、昭和50年度末までに、前年同月比で、1桁にすることを目標とする。このような観点から引き続き財政金融政策を中心に抑制的な総需要管理を実施するものとする。この場合、将来基礎資材等の供給力不足を来し、また中小企業に対し不当なしわよせが生ずることのないよう、きめ細かい配慮を加えるとともに、雇用面においても失業問題の発生を回避し、雇用対策の強化を図ることとする。更に今後の物価動向は、賃金上昇率いかんによる面も大きいので、強力な物価対策を講じつつ、労使双方が昭和50年における賃金決定につき国民経済的視野から節度ある態度を保持するよう期待する。

公共料金等は、これを厳に抑制するものとする。

また、生鮮食料品等生活必需物資の安定的供給の確保等を強力に推し進めるとともに、長期的な物価安定に資するため、独禁法の改正等競争条件の整備、農林漁業等の低生産性部門の近代化、流通機構の合理化等の諸施策を強力に推進するものとする。

第2に国民福祉の向上の基礎を確立するため、まず物価の安定を確保することとするが、更に社会的公正確保の観点から、社会保障の充実その他各般の施策の推進を図るとともに、広く勤労者・消費者に対する施策を充実し、公共事業費を抑制する中で、特に住宅・下水道等生活環境施設の整備につとめ、更に環境保全・公害防止等の対策、地価対策等を推進するものとする。

第3に資源エネルギー問題の解決は、全国民的規模での協力が必要であるが、このため、まず、資源エネルギー特に石油・電力の節約の国民運動を強力に展開し、また我が国産業の省資源・省エネルギー型構造への転換の促進、資源・エネルギーの安定供給の確保及び備蓄の増強に努めるとともに、原子力及び新エネルギーの研究開発の推進等の諸施策を充実するものとする。

また、世界的な食糧事情にかんがみ、生産基盤の整備等の諸施策を充実し、食糧の安定供給の確保に努めるものとする。

3 昭和 50 年度の経済見通し

(1) 上記のような経済運営の下において、昭和 50 年度の国民総生産は 158 兆 5,000 億円程度になり、名目の成長率は前年度比 15.9 %程度、実質の成長率は 4.3 %程度となるものと見込まれる。この場合において、国内経済の見通しは、おおむね以下のとおりであり、経済活動は年度を通じ引き続きゆるやかな回復基調をたどるものとみられる。

- 1) 物価については、諸般の物価対策を強力に推進することにより、前年度に比べ卸売物価は 7.9 % (年度中上昇率 7.7 %)程度、消費者物価は 11.8 % (年度中上昇率 9.9 %)程度の上昇になるものと見込まれる。
- 2) 個人消費支出は、消費者物価の安定とともに着実な上昇が期待され、前年度比 18.4 %程度の増加となるものと見込まれる。

民間投資は住宅投資が前年度の落ち込みからの回復により 19.6 %程度の増加に、設備投資も公害防止関係や基礎資材関係を中心に 14.0 %程度の増加に、在庫投資も 2 兆 5,000 億円程度になるものと見込まれる。

財政面では公共事業等の抑制を図る一方、社会的公正の確保に配慮しつつ、社会保障の充実等国民福祉の向上及び国民生活の安定のための各般の施策を推進することとしており、政府の財貨・サービス購入は前年度比 14.4 %程度の増加になるものと見込まれる。

また、鉱工業生産は、このような需要の動向に伴い、年度としての伸びは 5.4 %程度になるものと見込まれる。これに対応して、雇用面でも就業者数は前年度比 0.4 %程度増加するものと見込まれる。

(2) 国際収支については、輸出は 670 億ドル、前年度比 15.5 %程度の増加になるものとみられる。他方輸入は、輸入価格の安定が期待されるが国内経済活動の回復もあって 618 億ドル、前年度比 14.2 %程度の増加となるものと見込まれる。

この結果、貿易収支の黒字は 52 億ドル程度となり、経常収支は 17 億ドル程度の赤字と前年度に比べ若干の改善になるものと見込まれる。

また、長期資本収支の赤字は 22 億ドル程度となるものと予想されるので、基礎的収支の赤字は 39 億ドル程度になるものと見込まれる。

主 要 経 済 指 標

区 分 単 位			48年度 (実績)	49年度 (実績 見込み)	50年度 (見通し)	49/48 (%)	50/49 (%)
総人口	万人	人	10,863	11,000	11,130	101.3	101.2
15歳以上人口	万人	人	8,232	8,325	8,415	101.1	101.1
労働力者	万人	人	5,294	5,275	5,295	99.6	100.4
就業者	万人	人	5,228	5,200	5,220	99.5	100.4
雇用者	万人	人	3,603	3,610	3,650	100.2	101.1
国民総生産	億円	円	1,152,631	1,368,000	1,585,000	118.7	115.9
(同実質対前年度比)					-	98.3	104.3
個人消費支出	億円	円	592,106	728,500	862,500	123.0	118.4
国内民間総資本形成	億円	円	361,535	381,500	424,500	105.5	111.3
企業設備	億円	円	223,040	243,500	277,500	109.2	114.0
在庫品増加	億円	円	40,090	36,000	25,000	89.8	69.4
民間住宅	億円	円	98,405	102,000	122,000	103.7	119.6
政府の財貨サービス購入	億円	円	209,313	264,000	302,000	126.1	114.4
經常支出	億円	円	104,365	139,000	164,000	133.2	118.0
資本支出	億円	円	104,948	125,000	138,000	119.1	110.4
輸出と海外からの所得	億円	円	131,816	205,000	243,000	155.5	118.5
(控除)輸入と海外への所得	億円	円	142,140	211,000	247,000	148.4	117.1
鉱工業生産指数	昭和45年=100		131.6	125.3	132.1	95.2	105.4
農林漁業生産指数	昭和45年度=100		103.8	103.5	104.8	99.7	101.3
国内貨物輸送	億トン・キロ		3,382	3,173	3,381	93.8	106.6
国内旅客輸送	億人・キロ		6,738	6,845	7,070	101.6	103.3
卸売物価指数	昭和45年=100		125.4	156.2	168.6	-	-
(年度平均上昇率)			-	-	-	124.6	107.9
(年度中上昇率)			-	-	-	109.2	107.7
消費者物価指数			131.0	159.8	178.7	-	-
(年度平均上昇率)			-	-	-	122.0	111.8
(年度中上昇率)			-	-	-	115.0	109.9
国 際 収 支	經常収支	百万ドル	△ 3,904	△ 2,500	△ 1,700	-	-
	貿易収支	百万ドル	803	3,900	5,200	-	-
	輸出入	百万ドル	38,954	58,000	67,000	148.9	115.5
	貿易外収支	百万ドル	38,151	54,100	61,800	141.8	114.2
	移転収支	百万ドル	△ 4,370	△ 6,000	△ 6,500	-	-
	長期資本収支	百万ドル	△ 337	△ 400	△ 400	-	-
	基礎的収支	百万ドル	△ 9,110	△ 3,000	△ 2,200	-	-
	短期資本収支	百万ドル	△ 13,014	△ 5,500	△ 3,900	-	-
	誤差	百万ドル	2,283	-	-	-	-
	総合	百万ドル	△ 2,676	-	-	-	-
通関輸出入	百万ドル	44,945	63,300	72,500	140.8	114.5	

地方行財政制度の改正(昭和49年公布分)

地方行財政に関連する主要な法律の制定、改正状況の概要は、次のとおりである。

一 自治省関係

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の改正

(昭和49年法律第9号)

1 奄美群島振興特別措置法関係

- (1) 題名を奄美群島振興開発特別措置法に改めた。
- (2) 奄美群島振興計画を奄美群島振興開発計画に改め、その内容について所要の規定の整備を行うとともに、計画期間を昭和49年度を初年度として5箇年とした。
- (3) 振興開発計画に基づく事業に要する経費について、国の負担又は補助の割合の特例を改めた。
- (4) 奄美群島振興審議会を奄美群島振興開発審議会と改称した。
- (5) 奄美群島振興信用基金を奄美群島振興開発基金と改称し、その業務内容の一部を改めた。
- (6) この法律の有効期限を昭和54年3月31日までとした。

2 小笠原諸島復興特別措置法関係

- (1) 小笠原諸島復興計画の計画期間を5箇年から10箇年に延長した。
- (2) この法律の有効期限を昭和54年3月31日までとした。

地方税法の改正(昭和49年法律第19号)

1 個人の道府県民税及び市町村民税

- (1) 個人の道府県民税及び市町村民税の所得控除を次のとおり改めた。
 - ア 基礎控除額 160,000 円を 180,000 円に引き上げた。
 - イ 配偶者控除額 150,000 円を 180,000 円に引き上げた。
 - ウ 扶養控除額 120,000 円を 140,000 円に引き上げた。
 - エ 寡婦控除、障害者控除、老年者控除及び勤労学生控除の額について、それぞれ 120,000 円を 130,000 円に引き上げるとともに、特別障害者控除額 140,000 円を 160,000 円に引き上げた。
 - オ 老人扶養控除及び配偶者のいない世帯の1人目の扶養親族に係る控除額 140,000 円を 160,000 円に引き上げた。
- (2) 障害者、未成年者、老年者又は寡婦についての非課税の範囲について、年所得 430,000 円までを 500,000 円までとした。
- (3) 白色申告者の専従者控除限度額 170,000 円を 200,000 円に引き上げた。

- (4) 認定中小企業者について、昭和48年又は昭和49年において生じた純損失のうち還付を受けた所得税額の計算の基礎となった純損失についての繰越控除期間を3年から5年に延長した。
- (5) 昭和49年度から昭和54年度までの間に限り、前年分の所得税につきみなし法人課税を選択した者に対する道府県民税及び市町村民税の所得割は、次のア及びイの金額を合計した金額とすることとした。
- ア 事業主報酬控除後のみなし法人所得に対して課する法人税割に相当する金額
 イ 事業主報酬を給与とみなした給与所得並びにみなし法人所得から当該所得に係る法人税及び法人税割に相当する金額を控除した後の残額であるみなし配当について他の所得と総合して課税した所得割に相当する金額
- (6) 昭和44年1月1日以後に取得した土地等で事業所得又は雑所得の基因となるものの譲渡等による所得については、当分の間、他の所得と分離し、当該事業所得又は雑所得の金額の道府県民税にあっては100分の4に相当する金額、市町村民税にあっては100分の8に相当する金額と総合課税を行った場合に算出される当該事業所得又は雑所得に係る道府県民税額又は市町村民税額の100分の110に相当する金額とのいずれか多い金額に相当する道府県民税及び市町村民税を課することとした。
- (7) 特定市街化区域農地等を宅地の用に供するために譲渡した場合における長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税については、次に掲げる譲渡の時期の区分に応じ次に定める税率を適用することとした。

譲渡の時期	道府県民税	市町村民税
昭和48年中	100分の1.3	100分の2.7
昭和49、50年中	100分の1.6	100分の3.4

- (8) 農業生産法人に農地等を現物出資した場合の譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税については、その者が当該農業生産法人の構成員でなくなった日から2月を経過する日まで、その納期限を延長する等の措置を講じた。

2 法人の道府県民税及び市町村民税

- (1) 市町村民税源の充実に資するため、道府県民税法人税割の標準税率100分の5.6を100分の5.2に、制限税率100分の6.6を100分の6.2に、市町村民税法人税割の標準税率100分の9.1を100分の12.1に、制限税率100分の10.7を100分の14.5にそれぞれ改めた。
- (2) 認定中小企業者等について、昭和48年1月14日を含む事業年度開始の日から2年以内に終了する事業年度において生じた欠損金に係る法人税額の還付金についての繰越控除期間を5年から7年に延長した。

3 事業税

- (1) 事業主控除額 800,000 円を 1,500,000 円に引き上げた。
- (2) 白色申告書の専従者控除の控除限度額 170,000 円を 200,000 円に引き上げた。
- (3) 認定中小企業者について、昭和 48 年又は昭和 49 年において生じた純損失のうち、還付を受けた所得税額の計算の基礎となった不動産所得及び事業所得に係る純損失についての繰越控除期間を 3 年から 5 年に延長した。
- (4) 生命保険事業の課税標準である収入金額の算定について、各事業年度の収入保険料に個人保険にあっては 100 分の 24、貯蓄保険にあっては 100 分の 7、団体保険にあっては 100 分の 16、団体年金保険にあっては 100 分の 5 を乗じて得た金額に改めた。
- (5) 損害保険事業の課税標準である収入金額を算定する場合に収入保険料に乗すべき率について、船舶保険にあっては 100 分の 20 を 100 分の 25 に、運送保険及び積荷保険にあっては 100 分の 25 を 100 分の 45 に改める等合理化を図った。
- (6) 中小法人に対する軽減税率の適用所得の範囲を次のように拡大した。

税率の区分	改正後	改正前
ア 普通法人		
100 分の 6	所得年 3,500,000 円 以下の金額 (最初の 1 年間は所得 年 3,000,000 円以下の 金額)	所得年 1,500,000 円 以下の金額
100 分の 9	所得年 3,500,000 円 を超え 7,000,000 円 以下の金額 (最初の 1 年間は所得 年 3,000,000 円を超え 6,000,000 円以下の 金額)	所得年 1,500,000 円 を超え 3,000,000 円 以下の金額
イ 特別法人		
100 分の 6	所得年 3,500,000 円 以下の金額 (最初の 1 年間は所得 年 3,000,000 円以下の 金額)	所得年 1,500,000 円 以下の金額

4 不動産取得税

- (1) 次に掲げる不動産の取得については、非課税とした。
 - ア 商工会議所及び日本商工会議所並びに商工会及び商工会連合会が直接その本来の事業の用に供する不動産
 - イ 新都市基盤整備事業の施行に伴う換地

(2) 次のとおり課税標準の特例措置の適用期限を延長した。

ア 農業委員会のあることによる一定の農地の交換分合によって取得する土地の課税標準の特例措置の適用期限を昭和51年3月31日まで延長した。

イ 日本自動車ターミナル株式会社が直接その本来の事業の用に供する家屋の課税標準の特例措置の適用期限を昭和51年3月31日まで延長した。

(3) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が雇用促進事業団から資金の貸付けを受けて事業所の施設を取得した場合においては、その取得が昭和52年3月31日までに行われた場合に限り、その施設の取得に対して課する不動産取得税の金額から貸付けを受けた額の3分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額することとした。

5 料理飲食等消費税

旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の基礎控除額1,000円を1,500円に引き上げた。

6 自動車税及び軽自動車税

所有権留保自動車等に係る自動車税及び軽自動車税について、買主の住所等が不明である場合等を除き、その自動車の買主から徴収するようにならなければならないものとした。

7 固定資産税

(1) 宅地等に係る固定資産税について、小規模住宅用地の税負担を軽減するとともに、個人が所有する非住宅用地の税負担を緩和することとし、次の措置を講じた。

ア 200平方メートル以下の住宅用地（200平方メートルを超えるものについては、その上に存する住居一戸につき200平方メートルまでの住宅用地。以下「小規模住宅用地」という。）については、課税標準をその価格の4分の1の額とする。

イ 小規模住宅用地に係る昭和49年度及び昭和50年度の固定資産税の額は、その価格の4分の1の額が昭和48年度の課税標準となるべき額を超えるときは、昭和48年度の課税標準となるべき額によって算定した税額とする。

ウ 個人の所有する非住宅用地に係る昭和49年度及び昭和50年度の固定資産税の額は、現行制度による課税標準となるべき額が前年度の課税標準となるべき額の1.5倍を超えるときは、前年度の課税標準となるべき額の1.5倍の額によって算定した税額とする。ただし、その前年度の課税標準となるべき額の1.5倍の額の価格に対する割合が、昭和49年度にあっては100分の30、昭和50年度にあっては100分の60未満であるものについては、当該各年度における課税標準となるべき額をそれぞれの価格の100分の30の額又は100分の60の額とする。

- (2) 次に掲げる固定資産については、非課税とした。
- ア 海洋汚染防止法の規定により備え付けられたオイルフェンス
 - イ 自然公園法の規定により指定を受けた国立公園又は国定公園の特別保護地区等の区域内の特定の土地
 - ウ 医療法の公的医療機関の開設者又は特定の医療法人が設置する看護婦その他の医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産
 - エ 農業機械化研究所が直接農業機械化促進法に規定する業務の用に供する固定資産
 - オ 法人である労働組合、国家公務員法又は地方公務員法に基づく法人である国家公務員又は地方公務員の団体が所有し、かつ、使用する事務所
 - カ 機械類信用保険法に規定するリース契約に係る公害を防止するために設置される施設又は設備(昭和49年度から昭和51年度までの3年度間に限る。)
- (3) 次のとおり課税標準の特例を設けた。
- ア 流通の合理化、良質な住宅の供給その他国民生活の安定向上に直接寄与する機械その他の設備のうち租税特別措置法の規定により特別償却を認められるものの課税標準は、取得後3年度間に限り、その価格の2分の1の額とする。
 - イ 資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械その他の設備の課税標準は、取得後3年度間に限り、その価格の2分の1の額とする。
 - ウ 農業協同組合、中小企業等協同組合等が取得した共同利用に供する機械及び装置の課税標準は、取得後3年度間に限り、その価格の2分の1の額とする。
 - エ 水資源開発公団が所有するダムの用に供する固定資産のうち水道又は工業用水道の用に供する部分については固定資産税を課するものとし、家屋及び償却資産の課税標準は、その価格の2分の1(取得後5年度間は4分の1)の額とする。
 - オ 昭和48年1月2日から昭和50年3月31日までの間に取得した原油備蓄施設の課税標準は、取得後3年度間に限り、その価格の3分の2の額とする。
- (4) 次のとおり課税標準の特例措置の適用期間又は適用期限を延長した。
- ア 新たに製造された車両に係る課税標準の特例措置の適用期間を5年度間(現行3年度間)に延長する。
 - イ 日本自動車ターミナル株式会社の事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置の期限を延長し、昭和51年1月1日までの間に取得されたものについて適用する。
 - ウ 電子計算機に係る課税標準の特例措置の期限を延長し、昭和51年3月31日までの間に取得されたものについて適用する。
- (5) 次のとおり課税標準の特例を廃止した。

ア 発電所の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置を廃止する。ただし、昭和49年1月1日までの間に建設されたものの課税標準は、新設後5年度間はその価格の3分の1を3分の2の額に、その後の5年度間はその価格の3分の2を6分の5の額とする。

イ 企業合理化促進法の規定の適用を受ける機械設備等に係る課税標準の特例措置を廃止する。ただし、昭和48年4月1日から昭和51年3月31日までの間に取得されたものの課税標準は、その価格の2分の1の額を3分の2の額とする。

(6) 大規模の償却資産に係る固定資産税の市町村の課税限度額を引き上げるため、次の措置を講じた。

ア 市町村の人口段階に応ずる課税定額を人口5,000人未満の町村にあっては3億円を5億円に引き上げ、人口段階区分に応じ順次増額し、人口20万人以上の市にあっては25億円を40億円とする。

イ 資産価額に対する課税最低限度保障額を大規模の償却資産の価額10分の3を10分の4の額とする。

ウ 基準財政需要額に乗すべき財源保障率100分の150を100分の160に引き上げるとともに、これに伴い新設大規模償却資産に係る財源保障率を第一次新設大規模償却資産にあっては100分の200を100分の220、第二次新設大規模償却資産にあっては100分の180を100分の200及び第三次新設大規模償却資産にあっては100分の160を100分の180に引き上げる。

8 電気税及びガス税

(1) 電気ガス税を電気税及びガス税に分離した。

(2) ガス税の税率100分の6を100分の5に引き下げた。

(3) 電気税の免税点1,000円を1,200円に、ガス税の免税点2,100円を2,700円に引き上げた。

(4) 電気税について、非課税期間の満了するエチレン・プロピレン・ターポリマーゴム及び合成グリセリン(過さく酸法によるものに限るものとし、その製造工程において副生されるさく酸を含む。)を非課税品目に加えた。

(5) 電気税及びガス税について、児童福祉法に規定する保育所においてその入所者の保育のために直接使用する電気及びガスを非課税とした。

(6) 昭和49年6月1日から昭和50年5月31日までの間、綿ねん糸及びビスコース繊維、銅アンモニア繊維、さく酸繊維又はビニロン等の合成繊維のねん糸の製造の用に供する電気に対して課する電気税の税率100分の6を100分の2と、毛ねん糸の製造の用に供する電気に対して課する電気税の税率100分の6を100分の4とした。

9 自動車取得税

自動車の取得が昭和49年4月1日から昭和51年3月31日までの間に行われる場合に限り、次のとおり特例措置を講ずることとした。

- (1) 軽自動車以外の自家用の自動車に係る税率100分の3を100分の5に引き上げる。
- (2) 免税点150,000円を300,000円に引き上げる。

10 国民健康保険税

国民健康保険税の課税限度額80,000円を120,000円に引き上げた。

11 沖縄国際海洋博覧会の開催に伴う特例

沖縄国際海洋博覧会の開催に伴う特例措置として、参加国の代表等、参加国又は博覧会協会に対しては、道府県民税及び市町村民税を課さないこととするほか、博覧会の用に供する施設に対する不動産取得税を非課税とする等の措置を講じた。

12 国有資産等所在市町村交付金及び納付金

- (1) 水道又は工業用水道の用に供するダムのに供する固定資産について市町村交付金の対象とし、家屋及び償却資産の交付金算定標準額は、その価格の2分の1（取得後5年度間は4分の1）の額とした。
- (2) 日本国有鉄道が車両工場及び車両基地に設置した廃液処理施設等を市町村納付金の対象としないものとした。
- (3) 日本国有鉄道が取得した車両の運行に伴い発生する騒音を防止するための遮音壁に係る納付金算定標準額は、取得後10年度間に限り、その価格の3分の1の額とした。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正(昭和49年法律第26号)

- 1 最近における公務員の給与の改定等に伴い、投票所経費、開票所経費等の積算単価である超過勤務手当、人夫賃、投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定した。
- 2 最近における物価の変動に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である用紙代、その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定した。

地方交付税法の改正(昭和49年法律第46号)

1 基準財政需要額の算定方法の改正

- (1) 児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の充実、社会福祉施設の整備その他社会福祉水準の向上に要する経費の財源を措置した。
- (2) 教職員定数の増加、教員給与の改善、教育施設の整備、私学助成の拡充等教育水準の向上に要する経費の増額を図った。
- (3) 市町村道、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の計画的な整備に要する

経費の財源を增強した。

- (4) 過密地域、過疎地域に係る財政需要の基準財政需要額への算入の強化を図るとともに、公害対策、交通安全対策、消防救急対策及び消費者行政に要する経費を充実した。
- (5) 広域市町村圏内における基幹生活道路の整備を引き続き推進するための措置を講じた。
- (6) 公有地の拡大等に資するため、昭和49年度に限り、「土地開発基金費」を設けた。
- (7) 社会経済情勢の変動に対処し、弾力的な財政運営ができるようにするため、昭和49年度に限り、「財政調整資金費」を設けた。
- (8) 費目の統廃合等基準財政需要額の算定方法の簡素化を図った。
- (9) その他各種の制度の改正等により増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位費用を改定した。

2 地方交付税の総額の特例等

- (1) 地方財政の状況にかんがみ、昭和49年度分の地方交付税の総額は、改正前の法定額から1,679億6,000万円を減額した額とした。
- (2) (1)により減額した1,679億6,000万円については、昭和52年度に124億円、昭和53年度に470億円、昭和54年度に536億円、昭和55年度に549億6,000万円をそれぞれ当該各年度分の地方交付税の法定額に加算するものとした。

3 その他

- (1) 特別事業債償還交付金及び市町村民税臨時減税補てん債元利補給金制度を廃止した。
- (2) 人口急増地域における消防施設の整備を促進するため、昭和49年度から昭和53年度までの間、これらの施設に係る国庫補助率を引き上げた。

地方公務員災害補償法の改正(昭和49年法律第52号)

1 障害補償の改善

障害補償年金及び障害補償一時金の額を障害の等級に応じてそれぞれ次のとおり引き上げた。

(別表関係)

	障害の等級	支給額 (カッコ内は改正前)	
障害補償年金	第1級	平均給与額の313日分	(280日分)
	第2級	平均給与額の277日分	(248日分)
	第3級	平均給与額の245日分	(219日分)
	第4級	平均給与額の213日分	(191日分)

	障害の等級	支給額 (かっこ内は改正前)	
	第 5 級	平均給与額の 184 日分	(165 日分)
	第 6 級	平均給与額の 156 日分	(140 日分)
	第 7 級	平均給与額の 131 日分	(117 日分)
障害補償一時金	第 8 級	平均給与額の 503 日分	(450 日分)
	第 9 級	平均給与額の 391 日分	(350 日分)
	第 10 級	平均給与額の 302 日分	(270 日分)
	第 11 級	平均給与額の 223 日分	(200 日分)
	第 12 級	平均給与額の 156 日分	(140 日分)
	第 13 級	平均給与額の 101 日分	(90 日分)
	第 14 級	平均給与額の 56 日分	(50 日分)

2 遺族補償の改善

- (1) 遺族補償年金の額を遺族の人数の区分に応じてそれぞれ次のとおり引き上げた。

遺族の人数		支給額 (かっこ内は改正前)
1人	(イ) (ロ)及び(ハ)以外の場合	平均給与額の年額の 35 % (30 %)
	(ロ) 50歳以上 55歳未満の妻である場合	平均給与額の年額の 40 % (35 %)
	(ハ) 55歳以上又は自治省令で定める廃疾の状態にある妻である場合	平均給与額の年額の 45 % (40 %)
2人		平均給与額の年額の 50 % (45 %)
3人		平均給与額の年額の 56 % (50 %)
4人		平均給与額の年額の 62 % (55 %)
5人以上		平均給与額の年額の 67 % (60 %)

- (2) 遺族補償年金の受給権者の請求に基づき支給される前払一時金の額は平均給与額の 1,000 日分に相当する額を超えない範囲内で自治省令で定める区分に応ずる額とし (改正前は 400 日分)、またこの制度の存続期間を 10 年間延長する等の改善措置を講じた。

消防法の改正(昭和 49 年法律第 64 号)

1 防火管理に関する事項

消防長又は消防署長は、防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は消防計画に従って行われていないと認める場合には、防火対象物の管理につ

いて権原を有する者に対し、当該業務が法令の規定又は消防計画に従って行われるよう必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとした。

2 危険物の規制に関する事項

(1) 危険物施設の許可行政庁

ア 二以上の市町村の区域にわたって設置される移送取扱所の許可のうち、二以上の都道府県にわたるものについての許可は自治大臣の権限に属するものとし、その他のものについての許可は都道府県知事の権限に属するものとした。

イ 移送取扱所の許可に関して、関係地方公共団体の長は、意見を申し出ることができることとした。

(2) 緊急時の措置

ア 市町村長等は災害防止等のため緊急の必要があると認めるときは、危険物施設の使用を停止すべきことを命じ、又は制限することができることとした。

イ 危険物施設において危険物の流出その他の事項が発生して危険な状態となったとき所有者等に応急の措置を講ずることを義務付けるとともに、消防署等への通報を義務付けた。

(3) 市町村長の要請等

ア 関係市町村長は、都道府県知事又は自治大臣の許可に係る移送取扱所について災害の発生の危険を認めるときは、都道府県知事又は自治大臣に対し、必要な措置を講ずべきことを要請できることとした。

イ 一定規模以上の移送取扱所の所有者等は、危険物の流出その他の事故に備え、応急措置に関して関係市町村長と協議しておかなければならないこととした。

(4) 保安定期検査

一定規模以上の移送取扱所の所有者等は、定期的に市町村長等の行う保安検査を受けなければならないこととした。

3 消防用設備等に関する事項

(1) 特定防火対象物についての特例

ア 百貨店、地下街、複合用途防火対象物、旅館、病院その他特定の防火対象物（以下「特定防火対象物」という。）については、既存のものであっても、第17条の消防用設備等の技術上の基準に従って消防用設備等を設置し、維持しなければならないこととした。

イ 第17条第1項の防火対象物の用途が特定防火対象物の用途に変更された後の当該特定防火対象物については、第17条の消防用設備等の技術上の基準に従って消防用設備等を設置し、維持しなければならないこととした。

(2) 消防用設備等の検査

第17条第1項の防火対象物のうち特定のものの所有者等は、消防用設備等を設置したときは、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならないこととした。

地方自治法の改正(昭和49年法律第71号)

1(1) 地方公共団体の処理する事務の例示中に公害の防止その他の環境の整備保全を加えた。

(2) 都道府県の処理する広域的な事務の例示中に上水道事業、下水道事業及び産業廃棄物の処理を加えた。

2(1) 特別区の区長は、当該特別区の選挙人が投票により選挙することとした。

(2) 特別区は、法律又はこれに基づく政令により都が処理することとされているものを除き、その公共事務並びに法律又はこれに基づく政令により市及び特別区に属する事務のほか、その他の行政事務で国に属しないものを処理することとした。

(3) 特別区に存する区域においては、市又は市長が処理する事務のうち次に掲げるものは、都又は都知事が処理することとした。

ア 廃棄物に関する事務

イ 下水道の設置、維持その他の管理に関する事務

ウ 消防に関する事務

エ その他法律又は政令により都又は都知事に属する事務

(4) 都が都と特別区及び特別区相互の間の財政調整上必要な措置を講ずる場合には、都と特別区及び特別区相互の間の財源の均衡化を図り、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するようにしなければならないこととした。

(5) 配属職員制度を廃止した。

3(1) 市町村の事務又は市町村長その他の執行機関の権限に属する事務に関し、相互に関連するものを共同処理するための市町村の一部事務組合について、次のような規定を設けた。

ア 当該組合において共同処理しようとする事務は、すべての市町村を通じて同一種類のものでなくても、差し支えないものとする。

イ 当該組合の規約には、その議会の議決すべき事件のうち当該組合を組織する市町村の一部に係るもの等の議決の方法について特別の規定を設けることができるものとする。

ウ 当該組合には、規約で定めるところにより、管理者に代えて理事をもって組織する理事会を置くことができるものとし、理事は、当該組合を組織する市町村の長又は当該市町村の長が当該市町村の議会の同意を得て当該市町村の職員

のうちから指名する者をもって充てるものとする。

- (2) 一部事務組合の管理者は、当該一部事務組合の議会の議決事件のうち政令で定める重要なものについて当該議会の議決を求めようとするときは、あらかじめ、これを当該一部事務組合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならないこととし、当該議決結果についても同様とすることとした。
- 4(1) 知識経験を有する者のうちから選任される監査委員の任期を4年とすることとした。
- (2) 行政財産である土地について、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体等にこれを貸し付け、又はこれに地上権を設定できることとした。
- (3) 地方自治法の規定による異議の申出等を代理人によってすることができることとした。

公職選挙法の改正(昭和49年法律第72号)

1 郵便による不在者投票制度の創設

身体に重度の障害を有する者(身体障害者福祉法第4条にいう身体障害者又は戦傷病者特別援護法第2条第1項にいう戦傷病者で、政令で定める程度の身体の障害を有するものをいう。)の投票については、政令で定めるところにより、その者の現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により行わせることができることとした。

2 選挙公報の配布の特例

選挙公報を選挙人の各世帯に配布することが困難と認められる特別の事情があるときは、その配布に代えて、市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会の承認を得て、新聞折込みその他これに準ずる方法による配布をすることができることとし、この場合において、市町村の選挙管理委員会は、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるような補完措置を講ずるよう努めなければならないこととした。

3 実費弁償及び報酬の額の基準の改定

選挙運動に従事する者(事務員を含む。)及び労務者に対して支給することができる実費弁償の額の基準並びに労務者及び事務員に対して支給することができる報酬の額の基準を次のように改めた。

(1) 実費弁償の額の基準

ア 選挙運動に従事する者(事務員を含む。)

- (ア) 宿泊料(食事料二食分を含む。)一夜につき2,000円を4,000円とすること。
- (イ) 弁当料一食につき200円を300円とすることとし、1日につき600円を900円とする。

イ 労 務 者

宿泊料(食事は含まない。)一夜につき1,600円を3,400円とする。

ウ 船 賃

運賃等の等級の区分を廃止する。

(2) 報酬の基本日額の基準

1,000円以内を2,000円以内とする。

- 4 郵便による不在者投票については、選挙人が投票の記載等を行う場所を投票所とみなして、投票関渉罪及びそのせん動罪の規定を適用することとした。

参議院議員の通常選挙に関する臨時特例法(昭和49年法律第73号)

- 1 この法律の施行の日以後初めて行われる参議院議員の通常選挙について、公職選挙法第40条第1項に規定する投票時間を1時間延長し、投票所を午後7時に閉じることとした。
- 2 前項の措置に伴い、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する執行経費のうち、投票所、開票所等に係る経費について必要な加算を行うこととした。

昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の改正(昭和49年法律第95号)

1 地方公務員共済組合制度の改正に関する事項

(1) 恩給制度の改正に伴う事項

ア 地方公務員共済組合が支給する退職年金等の年額については、恩給の増額改定措置に準じ、

- (ア) 昭和47年度以前の退職に係るものについて15.3パーセント増額するものとし、(イ) 昭和44年度以前の退職に係るものについて、退職時期の区分により恩給水準と公務員給与水準との格差を是正する措置を講じた。

イ 恩給の最低保障額の引上げに伴い、退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げた。

ウ 増加恩給の額が増額されたことに伴い、公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げた。

エ その他恩給制度の改正に伴い、教育職員の勤続加給の改善等所要の措置を講じた。

(2) その他の事項

ア 長期給付の給付額の算定の基準となるべき給料について、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員であった期間1年間(現行3年間)における掛金の標準となった給料により算定するように改めた。

イ 退職年金及び減額退職年金の年金額の算定に当たっては、現行の算定方式に

より算定した額が通算退職年金の額の算定方式に準ずる算定方式により算定した金額に満たないときは、当該金額によるものとする。

ウ 廃疾年金及び遺族年金についても、前記イと同様の措置を講じた。

エ 遺族年金について、扶養加算制度を設けた。

オ 組合員で、その資格喪失後、短期給付を受けることができる任意継続組合員となる旨の申出をした者は、1年間に限り、継続して短期給付を受けることができるものとする。

カ 短期給付の規定を適用しない組合についても、福祉事業に要する費用に充てるための掛金及び負担金を徴することができるようにするものとする。

2 そ の 他

地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の算定方法について、地方公務員共済組合が支給する年金の算定方法の改正に準じ、改正措置を講じた。

昭和49年度分の地方交付税の特例に関する法律(昭和49年法律第110号)

1 昭和49年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例を設けた。

2 給与改定等に要する経費の財源を地方団体に付与するため、昭和49年度分の普通交付税の額の算定に用いる単位費用の特例を設けるとともに、臨時土地対策費を基準財政需要額に算入した。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(昭和49年法律第111号)

1 選挙の期日に関する事項

(1) 昭和50年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合を除き、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙にあっては昭和50年4月13日、指定都市以外の市及び町村の議会の議員及び長並びに特別区の議会の議員の選挙にあっては同月27日とした。

(2) (1)に掲げる地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和50年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が2の(1)から(5)までに掲げる日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、それぞれ(1)に掲げる期日とした。

(3) (1)に掲げる地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長について、選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和50年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が2の(1)から(5)までに掲げる日の前10日までに始まるときは、当該選挙を同

年2月28日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、それぞれ(1)に掲げる期日とした。

2 選挙期日の告示に関する事項

1により行われる選挙の期日を告示する日をそれぞれ次のとおりとした。

- (1) 都道府県知事選挙にあっては、昭和50年3月19日
- (2) 指定都市の長の選挙にあっては、昭和50年3月24日
- (3) 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙にあっては、昭和50年4月1日
- (4) 指定都市以外の市の議会の議員及び長並びに特別区の議会の議員の選挙にあっては、昭和50年4月17日
- (5) 町村の議会の議員及び長の選挙にあっては、昭和50年4月20日

3 同時選挙に関する事項

- (1) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、都道府県及び市町村の選挙ごとにそれぞれ公職選挙法第119条第1項の規定による同時選挙とした。
- (2) 指定都市の選挙と当該指定都市の区域を包括する都道府県の選挙は、公職選挙法第119条第2項の規定による同時選挙とした。

4 重複立候補の禁止に関する事項

1により昭和50年4月13日に行われる選挙の公職の候補者となった者は、当該選挙区(選挙区がないときは、当該選挙が行われる区域)の全部又は一部を含む区域において1により同月27日に行われる選挙における公職の候補者となることのできないこととした。

5 後援団体に関する寄附等の禁止に関する事項

1の(1)により行われる選挙についての後援団体に関する寄附等の禁止の期間は、それぞれの選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間とした。

6 1により行われる選挙の手続きその他その執行に関し、特に必要があるときは、政令で特別の定めをすることができることとした。

地方税法の改正(昭和49年法律第114号)

電気料金及びガス料金の改定に伴い、電気税及びガス税について、その負担の軽減合理化を図るため、次のとおり改正した。

- 1 電気税の税率を100分の5(改正前100分の6)に、ガス税の税率を100分の4(改正前100分の5)に引き下げた。
- 2 電気税の免税点を2,000円(改正前1,200円)に、ガス税の免税点を4,000円(改正前2,700円)に引き上げるとともに、共同住宅等に係る電気税及びガス税の免税点につき特例措置を講じた。

二 総理府関係

一般職の職員の給与に関する法律の改正(昭和49年法律第32号)

- 1 医療職俸給表(三)の全俸給月額を改定した。
- 2 昭和49年度に限り、職員に支給する期末手当の額を0.3月分増額することとし、この法律の施行の日に在職する職員に支給することとした。

沖縄振興開発特別措置法の改正(昭和49年法律第36号)

流域下水道の設置又は改築に要する費用に係る国の補助の割合の引上げに伴い、沖縄振興開発計画に掲げる流域下水道の設置又は改築に要する費用に係る国の補助の割合についてもその引き上げられた割合によることとした。

大気汚染防止法の改正(昭和49年法律第65号)

- 1 都道府県知事は、工場又は事業場が集合している地域であって、現行の規制方式によっては環境基準の確保が困難であると認められる地域としていおう酸化物その他の政令で定めるばい煙(以下「指定ばい煙」という。)ごとに政令で定める地域(以下「指定地域」という。)にあっては、一定規模以上の工場又は事業場(以下「特定工場等」という。)において発生する当該指定ばい煙について、指定ばい煙総量削減計画に基づき、総理府令で定めなければならないこととした。
- 2 総量規制基準は、特定工場等につき、当該特定工場等に設置されているすべてのばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される当該指定ばい煙の合計量について定める許容限度とすることとした。
- 3 都道府県知事は、総量規制基準を定めようとするときは、あらかじめ、指定ばい煙総量削減計画を作成しなければならないこととした。
- 4 指定ばい煙総量削減計画は、当該指定地域における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される当該指定ばい煙の総量を環境基準に照らし算定される総量に削減させることを目途として、政令で定めるところにより、当該指定地域におけるすべての特定工場等に設置されているばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される当該指定ばい煙の総量の削減目標量、計画の達成期間等について定めることとした。
- 5 都道府県知事は、特定工場等から総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがある場合にあっては、当該特定工場等の設置者に対し、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることができることとした。
- 6 都道府県知事は、いおう酸化物に係る指定地域における特定工場等以外の工場又は事業場において都道府県知事が定める燃料使用基準に適合しない燃料の使用がなされていると認めるときは、当該工場又は事業場の設置者に対し、燃料使用基準に

従うべきことを勧告し、その勧告に従わない場合は燃料使用基準に従うべきことを命ずることができることとした。

7 5又は6の命令に違反した者についての罰則を設けることとした。

工業再配置・産炭地域振興公団法の改正(昭和49年法律第69号)

1 題 名

題名を「地域振興整備公団法」に改めた。

2 目 的

地域振興整備公団は、大都市からの人口及び産業の地方への分散と地域の開発発展を図るため、地域社会の中心となる都市の開発整備及び特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備に必要な業務並びに工業の再配置の促進に必要な業務を行い並びに石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい産炭地域における鉱工業等の計画的な発展を図るため、当該地域における鉱工業等の振興に必要な業務を行うことにより、全国的な人口及び産業の適正な配置と地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とした。

3 業 務

(1) 公団の業務の範囲に新たに次の業務を加えた。

ア 人口及び産業が過度に集中している大都市及びその周辺地域以外の地域において、地域社会の経済、文化等の中心としてふさわしい都市の開発整備のため必要な業務で次に掲げるものを行う。

(ア) 健全な市街地を形成するために必要な宅地の造成、管理及び譲渡

(イ) 公団が造成する宅地に係る利便施設の整備、管理及び譲渡

(ウ) 公団が行う宅地の造成と併せて整備されるべき道路、公園、下水道その他の公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡

(エ) 都市計画法に規定する市街地開発事業及び流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務団地造成事業の施行

イ アのほか、総合的かつ計画的に実施すべき地域開発整備事業の施行に係る業務で政令で定めるものを行う。

ウ 委託を受けて、宅地の造成、管理及び譲渡、当該宅地に係る利便施設及び当該宅地の造成と併せて整備されるべき公共施設の整備、管理及び譲渡、調査並びに技術的援助を行う。

エ 公団が造成する宅地に係る利便施設の整備若しくは管理又は当該宅地に係る環境の維持若しくは改善に関する業務を行う事業に投資(融資を含む。)をする。

(2) (1)のイの政令の立案に当たっては、関係地方公共団体の長の意見をきくこととした。

- (3) 公団は、(1)のア及びイの業務については、地方公共団体の要請をまわって行うこととした。

4 事業実施基本計画

- (1) 公団は、3の(1)のア及びイに掲げた業務等を行おうとするときは、事業実施基本計画を作成し、関係地方公共団体の長に協議するとともに、内閣総理大臣及び主務大臣の認可を受けなければならないこととした。
- (2) 地方都市開発整備に係る事業実施基本計画は、内閣総理大臣が定める地方における都市の整備に関する基本方針に基づいて作成しなければならないこととした。
- (3) 内閣総理大臣及び主務大臣が(1)の事業実施基本計画の認可をしようとするとき並びに内閣総理大臣が前項の基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならないこととした。

一般職の職員の給与に関する法律等の改正(昭和49年法律第74号)

1 一般職の職員の給与に関する法律関係

- (1) 昭和49年度に限り、全俸給表の全俸給月額を10%増額した。
- (2) 昭和49年度に限り、非常勤の委員、顧問等に支給する手当の支給限度額を10%増額した。

2 特別職の職員の給与に関する法律関係

- (1) 昭和49年度に限り、別表の俸給月額を10%増額した。
- (2) 昭和49年度に限り、非常勤の委員等に支給する手当の支給限度額を10%増額した。

公害紛争処理法の改正(昭和49年法律第84号)

1 あっせん

- (1) 和解の仲介をあっせんに改め、都道府県公害審査会(審査会を置かない都道府県にあっては、都道府県知事とし、以下「審査会等」という。)のみならず、公害等調整委員会(以下「中央委員会」という。)においても、あっせんを行うことができるものとした。
- (2) 被害の程度が著しく、その範囲が広い公害に係る民事上の紛争が生じ、これを放置するときは多数の被害者の困窮等社会的に重大な影響があると認められるときは、中央委員会はその議決に基づき、審査会は都道府県知事の要請があった場合にその議決に基づき、あっせんを行うことができるものとした。
- (3) 中央委員会又は審査会は、前項のあっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争を解決することが困難であり、かつ、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いた上、その議決に基づき、当該紛争に関する調停を行うことができるものとした。

2 調停、仲裁、裁定制度の整備

(1) 仮の措置

調停委員会、仲裁委員会又は裁定委員会は、仮の措置として、当事者に対し、調停等のために必要と認める措置を採るべきことを勧告することができるものとした。

(2) 調停案の公表

調停委員会は、受諾を勧告した調停案を公表することができるものとした。

(3) 中央委員会から審査会等への事件の引継ぎ

中央委員会は、調停に係る事件について当事者の同意を得、かつ、関係都道府県の審査会等と協議して、当該事件を審査会等に引き継ぐことができるものとした。

(4) 義務履行の勧告

中央委員会又は審査会等は、当事者に対し、中央委員会又は当該審査会若しくは関係連合審査会の行った調停、仲裁又は責任裁定で定められた義務の履行に関し、必要な勧告をすることができるものとした。

3 公害に関する苦情の処理

公害苦情相談員の職務を明確にするとともに、中央委員会又は都道府県知事は、それぞれ地方公共団体の長又は市町村長に対し、公害に関する苦情の処理状況について報告を求めることができるものとした。

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)

1 目 的

この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とした。

2 基 本 理 念

国土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとした。

3 国土利用計画

(1) 国土利用計画は、国土の利用に関する全国計画、都道府県計画及び市町村計画とするものとした。

(2) 内閣総理大臣は、国土利用計画審議会の意見を聴き、都道府県知事の意向を反映させ、閣議の決定を経て、全国計画を定めることとした。

(3) 都道府県は、国土利用計画地方審議会の意見を聴き、市町村長の意向を反映させ、議会の議決を経て、都道府県計画を定めることができるものとした。

(4) 市町村は、住民の意向を反映させ、議会の議決を経て、市町村計画を定めることができるものとした。

4 土地利用基本計画及び土地利用の規制

(1) 都道府県知事は、都市地域、農業地域等の地域区分及び土地利用の調整等に関する事項を内容とする土地利用基本計画を定めるものとした。

(2) 国及び地方公共団体は、土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、この法律に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとした。

5 土地取引の規制

(1) 土地取引の許可制

ア 都道府県知事は、土地の投機的取引が行われ、及び地価が急激に上昇する等の要件に該当する地域を土地利用審査会の確認を受けて、期間を定めて、規制区域として指定するものとした。

イ 内閣総理大臣は、国の立場から特に必要があると認めるときは、規制区域の指定等を指示し、従わないときは、自ら措置をとることができるものとした。

ウ 規制区域内での土地取引は、都道府県知事の許可制とし、都道府県知事は、その土地取引の予定対価が近傍類似の取引価格等を考慮して政令で定めるところにより算定した指定時の相当な価額に照らし適正を欠くと認めるとき、又は、当該土地の利用目的が土地利用上適切でないとき、不許可とするものとし、不許可になった者には、買取請求及び不服申立を認めるものとした。

(2) 土地取引の届出制

規制区域以外の区域での一定規模以上の土地取引について都道府県知事に届出させるものとし、都道府県知事は、その土地取引の予定対価が近傍類似の取引価格等を考慮して政令で定めるところにより算定した相当な価額に照らし著しく適正を欠く場合、又は、当該土地の利用目的が土地利用上適切でない場合で周辺地域の適正かつ合理的な土地利用上著しく支障があると認めるときは、取引の中止等を勧告し、これに従わない場合には、公表することができるものとした。

6 遊休土地に関する措置

(1) 都道府県知事は、5の(1)のウの許可又は5の(2)の届出に係る土地が、当該土地の取得後3年を経過しても住宅用又は事業用に供していない場合等一定の要件に該当すると認めるときは、その土地の所有者等に対し、遊休土地である旨の通知をしてその土地の利用計画を届け出させるものとし、その土地の有効かつ適切な利用の促進のための助言、勧告を行うことができるものとした。

(2) 都道府県知事は、(1)の勧告に従わないときは、地方公共団体等に当該土地の買取りのための協議を行わせるものとし、その協議が成立しない場合において、公

共施設等の整備のため必要と認めるときは、都市計画の決定等の措置を講ずることにより、その土地の有効かつ適切な利用が図られるようにしなければならないものとした。

- (3) 昭和44年1月1日以降この法律の施行前までに取得された一定の要件に該当する土地についても、この法律の施行後2年間に限り、(1)及び(2)と同様の措置をとることができるものとした。

7 そ の 他

- (1) 総理府に国土利用計画審議会を、都道府県に国土利用計画地方審議会及び土地利用審査会を置くものとした。
- (2) 所要の罰則を設けた。

恩給法等の改正(昭和49年法律第93号)

1 恩給年額の23.8%増額

- (1) 恩給年額を昭和48年度における公務員給与の改善率により15.3%引き上げた。
- (2) (1)の措置によるほか、恩給水準と公務員給与水準との格差14.7%を2年計画で補填するため、恩給年額をさらに7.35%引き上げた。

- 2 普通恩給等の最低保障制度の改善、高齢者等の恩給の算出率の特例、旧軍人に対する一時恩給等の支給要件の緩和、普通恩給と併給される傷病年金等の減額率の緩和、扶養加給の増額及び教育関係職員の勤続加給の改善等が行われた。

恩給法等の一部を改正する法律等の改正(昭和49年法律第100号)

1 恩給法関係

昭和49年の恩給法等の一部を改正する法律による恩給の改善措置の実施時期をすべて1ヶ月繰り上げるものとした。

- 2 恩給額の改定措置に伴う国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合等が支給する給付等の改善措置の実施時期を1ヶ月繰り上げる等の改正が行われた。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)

本法は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 自衛隊等の特定の行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、特定の公共施設等について必要な工事又は学校、病院等の防音工事を行う地方公共団体その他の者に対し、その費用の全部又は一部を国が補助するものとする。

- 2 特定の飛行場の周辺につき、防衛施設庁長官は、自衛隊等の航空機による音響に起因する障害の度合等に基づいて外側から第1種、第2種及び第3種の区域を指定し、国は、第1種区域に所在する住宅について防音工事の助成を行い、第2種区域内から外に移転を希望する者に対して移転の補助等を行うとともに移転先地における公共施設の整備について助成措置を行い、さらに第3種区域内に所在する土地について緑地帯その他の緩衝地帯として整備するよう所要の措置を採るものとする。
- 3 第2種区域内で買い入れた土地を広場等の用に供する地方公共団体に対し、国は、当該土地を無償で使用させることができるものとする。
- 4 防衛施設の設置又は運用により、その周辺の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、その費用の一部を国が補助することができるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、防衛施設の設置又は運用により周辺地域に及ぼす影響等を考慮して、特定の防衛施設及び関係都市町村を関係行政機関の長と協議のうえ、特定防衛施設及び特定防衛施設関連都市町村として指定することができるものとし、国は、当該特定防衛施設関連都市町村に対し、公共用の施設の整備を行うための費用に充てるため、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができるものとする。
- 6 1の障害防止工事、4の民生安定施設の整備等を行う地方公共団体その他の者に対し、国は、資金の融通又はあっせん、普通財産の譲渡等の援助に努めるものとする。
- 7 関係行政機関は、防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備に努めるものとする。

一般職の職員の給与に関する法律の改正(昭和49年法律第105号)

1 俸給表の改定

全俸給表の全俸給月額を改定した。

2 諸手当の改定

- (1) 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員に支給する支給月額の限度額を13万円に引き上げるとともに、医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける職員のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対し、月額2万5,000円を限度として初任給調整手当を支給することとした。
- (2) 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を5,000円、配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を2人までについてはそれぞれ1,500円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については3,500円)に引き上げた。

- (3) 住居手当について、月額1万円以下の家賃を支払っている職員についての支給月額を家賃の月額から4,000円を控除した額、月額1万円を超える家賃を支払っている職員についての支給月額を家賃の月額から1万円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が2,000円を超えるときは2,000円)を6,000円に加算した額とするとともに、自宅等に居住している世帯主である職員に対し、住居手当として月額1,000円(その住宅が新築又は購入されたものにあつては、当該新築又は購入された日から5年を経過するまでの間は2,500円)を支給することとした。
- (4) 通勤手当について、交通機関等利用者に係る全額支給の限度額を月額8,000円に引き上げるとともに、全額支給の限度額を超える部分の2分の1加算の限度額を1,000円とし、また、自転車等使用者に係る支給月額を、自転車等の使用距離が片道10キロメートル未満の場合は月額1,300円、その他は月額2,300円(調整手当非支給地所在官署に勤務する職員で通勤が不便である者については、自転車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満の場合は月額2,500円、自転車等の使用距離が片道15キロメートル以上の場合には月額3,600円)に引き上げた。
- なお、交通機関等と自転車等を併用して通勤する職員に支給する通勤手当についても、その支給月額を改定した。
- (5) 宿日直手当について、勤務1回についての支給限度額を、通常の宿日直勤務にあつては1,300円(管理・監督等の業務を主として行う宿日直勤務にあつては2,600円)、土曜日等の退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては1,950円(管理・監督等の業務を主として行う宿日直勤務にあつては3,900円)に引き上げるとともに、常直的な宿日直勤務についての支給月額の限度額を9,000円に引き上げた。
- (6) 期末手当について、その支給割合を、6月に支給する場合にあつては100分の140、12月に支給する場合にあつては100分の210に引き上げた。
- (7) 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給限度額を月額1万5,500円に引き上げた。

三 大 蔵 省 関 係

会社臨時特別税法(昭和49年法律第11号)

本法は、最近における物価の高騰その他の我が国経済の異常な事態にかんがみ、臨時の措置として、次のとおり会社利益の一部について会社臨時特別税を課することとしたもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 納税義務者は、株式会社その他の会社及び相互会社並びに外国会社とする。

- 2 課税標準は、各事業年度の所得に対する算出法人税額のうち、所得年5億円又は払込資本金の年20%に相当する金額のいずれか高い金額を超える部分に対応する金額とする。
- 3 税率は、10%とする。ただし、法人税率の引上げ前の旧税率(36.75%等)が適用される昭和49年4月30日以前に終了する事業年度分については、10.8%とする。
- 4 この特別税は、法人税の場合と同様に、事業年度終了後2か月以内に申告し、納付することとする。ただし、納付について延納を認めないこととする。

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予に関する法律の改正
(昭和49年法律第15号)

1 所得税法関係

- (1) 所得税負担の軽減を図るため、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、特別障害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除、老人扶養控除、給与所得控除、専従者控除及び退職所得の特別控除を引き上げるとともに、所得税の累進構造を緩和するため、税率の適用所得階級区分を改めた。
- (2) 配偶者控除の適用要件である配偶者の給与所得等の限度額を引き上げる等所得税制の整備合理化を図った。

2 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律関係

災害被害者の負担を軽減するため、所得税を軽減又は免除する場合の所得区分を引き上げた。

法人税法の改正(昭和49年法律第16号)

- 1 法人の税負担水準の現況にかんがみ、基本税率を40%に引き上げた。
- 2 中小企業の現状にかんがみ、中小企業に対する軽減税率の適用所得の範囲300万円を700万円(最初の1年間は600万円)に引き上げた。
- 3 1及び2の改正は、昭和49年5月1日以後終了する事業年度から適用する。
- 4 中小企業の内部留保の充実に資するため、同族会社の留保所得課税についての定額控除額500万円を1,000万円に引き上げた。
- 5 中間申告により納付すべき税額が10万円(現行5万円)以下の場合、その申告及び納付を要しないこととする。

租税特別措置法の改正(昭和49年法律第17号)

- 1 法人税法の改正により法人税の基本税率35%を40%に引き上げることに伴い、次の改正を行うこととし昭和49年5月1日以後終了する事業年度から適用することとした。
 - (1) 改正前の基本税率35%に1.75%を加算することとしている特別措置は、適用期限の到来とともに廃止する。

- (2) 配当等に充てた所得に対する法人税率を30%(最初の1年間は28%、改正前26%)に引き上げる。
- 2 揮発油税、地方道路税及び自動車重量税の税率を暫定的に引き上げた。
- 3 交際費の損金不算入制度について、損金算入限度額のうち資本金基準を期末の資本等の金額の1,000分の2.5を1,000分の1に引き下げた。
- 4(1) 別枠国債の非課税限度額100万円を300万円に、勤労者財産形成貯蓄の非課税限度額100万円を500万円にそれぞれ引き上げた。
- (2) 確定申告を要しない配当所得の限度額を、一銘柄年5万円を10万円に引き上げた。
- (3) 住宅貯蓄控除制度について、控除額の引上げ等の措置を講じた。
- (4) 住宅取得控除制度について、控除額の引上げ等の措置を講じた。
- 5 廃棄物再生利用設備について、初年度3分の1の特別償却制度を創設する等公害対策のための措置を講じた。
- 6 技術の振興、資源の開発による試験研究費の額が増加した場合の税額控除制度について、50%の税額控除の適用基準である試験研究費の増加率年12%を15%に引き上げるとともに、適用期限を2年延長した。
- 7 農業生産法人が農地保有合理化のために農地等を譲渡する場合について、250万円の特別控除の特例を設ける等農林漁業振興のための措置を講じた。
- 8(1) 2,000万円の特別控除の適用対象に、市街地開発事業等予定区域内の土地等がその事業等のために買取られる場合を加えた。
- (2) 500万円の特別控除の適用対象に次の場合を加えるとともに、同特別控除の適用対象のうち民間住宅地造成事業のために土地等が買取られる場合について、その適用期限を1年延長した。
 - ア 住宅の建設又は宅地の造成を目的とする事業の用に供するため、土地等が地方公共団体に買取られる場合
 - イ 都道府県知事は届出等に係る土地の買取りを希望する地方公共団体等の中から買取りの協議に基づき、土地等が地方公共団体等に買取られる場合
 - ウ 農業協同組合の行う宅地供給事業で一定の要件を満たすものために農地等が買取られる場合
- (3) 事業用資産の買換えの特例の適用対象に、飛行場周辺の特定の区域内の土地等を譲渡した者が一定の地域内で代替資産を取得する場合を加えることとした。

電源開発促進税法(昭和49年法律第79号)

原子力発電施設、火力発電施設、水力発電施設等の建設を促進する等のための財政上の措置に要する費用に充てるため、新たに一般電気事業者の販売電気に対して電源開発促進税を課することとし、次により電源開発促進税法を制定することとした。

- 1 次に掲げる電気(以下「販売電気」という。)を課税物件とする。
 - (1) 一般電気業者が需要に応じ供給した電気(他の一般電気事業者に供給した一般電気事業用電気及び振替供給の電気を除く。)
 - (2) 一般電気事業者が自ら使用した電気(発電のために直接使用したものを除く。)
- 2 一般電気事業者を納税義務者とする。
- 3 販売電気の電力量を課税標準とする。
- 4 販売電気の税率は1,000キロワット時につき85円とする。
- 5 毎月、その月中において料金の支払を受ける権利が確定した販売電気の電力量、一般電気業者が自ら使用した電気の電力量、これらの合計電力量、これに対する電源開発促進税額等を翌月末日までに申告し、その税額を納付する。

四 文 部 省 関 係

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和49年法律第2号)

学校教育が次代を担う青少年の人間形成の基本をなすものであることにかんがみ、すぐれた人材を確保し、学校教育の水準の維持向上に資するため、義務教育諸学校の教育職員の給与について必要な優遇措置を講ずるための特別の措置について定めた。

学校教育法の改正(昭和49年法律第70号)

- 1 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園には、教頭を置かなければならないこととし、特別の事情のあるときは、小学校、中学校及び幼稚園には、これを置かないことができることとした。
- 2 小学校、中学校及び高等学校の教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童生徒の教育をつかさどるとともに、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行うこととし、幼稚園の教頭も、これに準ずることとした。
- 3 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園には、特別の事情のあるときは、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができることとするとともに、講師の職務を規定した。
- 4 小学校及び中学校には、特別の事情のあるときは、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができることとするとともに、その職務を規定した。
- 5 高等学校に、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち2以上の課程を置くときは、それぞれの課程に関する校務を分担して整理する教頭を置かなければならないこととした。

- 6 高等学校には、実習助手を置くことができることとするとともに、その職務を規定した。
- 7 1から4までの規定及び6の規定は、盲、聾、養護学校に準用することとした。
- 8 盲、聾、養護学校には、特別の事情のあるときを除き、寄宿舎を設けなければならないこととした。
- 9 寄宿舎を設ける盲、聾、養護学校に寮母を置かなければならないこととするとともに、その職務を規定した。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の改正（昭和49年法律第90号）

- 1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正
 - (1) 公立の小学校及び中学校の学級編制の標準の改善を行う。
 - ア 小学校の3個学年複式学級を解消する。
 - イ 小学校及び中学校の2個学年複式学級の1学級の児童又は生徒の数の標準をそれぞれ改善するとともに、小学校の第1学年の児童を含む2個学年複式学級の1学級の児童の数の標準を新たに定める。
 - ウ 特殊学級の1学級の児童又は生徒の数の標準を改善する。
 - (2) 公立の小学校及び中学校の教職員定数の標準の改善を行う。
 - ア 教諭等の数について、中学校における免許外教科担当教員を解消するために小規模中学校について教員の数を加算するほか、寄宿舎を置く小学校又は中学校について加算する教員の数を改善する。
 - イ 養護教諭等の数及び事務職員の数について、その配置基準を改善する。
 - ウ 公立の小学校及び中学校に置くべき学校栄養職員等の定数の標準を新たに定める。
 - (3) 公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の教職員定数の標準の改善を行う。
 - ア 教諭等の数について、中学部における免許外教科担当教員を解消するために中学校の改善と同様の改善を行うとともに、寄宿舎を置く特殊教育諸学校について加算する教員の数を改善する。
 - イ 特殊教育諸学校において養護訓練を担当する教員の数を改善する。
 - ウ 寮母の数について、その最低保障数を引き上げる。
 - エ 公立の特殊教育諸学校に置くべき学校栄養職員等の定数の標準を新たに定める。
- 2 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正
 - (1) 公立高等学校の教職員定数の標準の改善を行う。
 - ア 生徒の数が収容定員に満たない定時制の課程及び小規模な全日制の課程の教員の定数の充実を図るため、これらの課程の教員の定数は、その算定の基礎と

なる生徒の数を補正増した数を用いて算定することとする。

イ 通信制の課程の職員の定数を改善する。

ウ 養護教諭等の数について、その配置基準の改善を行う。

エ 通信制の課程の事務職員について、その配置基準の改善を行う。

オ 教職員が長期にわたる研修を受けていること等の事情がある場合には、政令で定めるところにより教職員の数の加配が行えるよう規定の整備を図る。

(2) 公立の特殊教育諸学校の高等部の学級編制及び教職員定数の標準の改善を行う。

ア 学級編制の基準について、重複障害学級の学級編制の標準を新たに定め、小学部及び中学部と同様5人とする。

イ 教諭等の数について、養護訓練を担当する教員の数を改善するとともに、寄宿舎を置く特殊教育諸学校について新たに教員の数を加配することとする。

ウ 寮母の数について、その配置基準を改善する。

エ 教職員が長期にわたる研修を受けていること等の事情がある場合には、(1)のオに準じて措置することとする。

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正
(昭和49年法律第112号)

国立及び公立の幼稚園並びに盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部の教育職員について、教職調整額制度を適用することとした。

五 厚生省関係

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の改正(昭和49年法律第51号)

1 戦傷病者戦没者遺族等援護法関係

障害年金、障害一時金及び扶養親族加給の額並びに遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ等の措置を講じた。

2 未帰還者留守家族等援護法関係

未帰還者の留守家族に支給する留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて引き上げる等の措置を講じた。

3 戦傷病者特別援護法関係

戦傷病者の範囲を拡大する等の措置を講じた。

4 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法関係

(1) 昭和48年遺族援護法の改正(日華事変間の本邦等における軍属等の勤務関連傷病による死亡)により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至った戦没者等の妻に特別給付金を支給することとした。

(2) 満州事変以後日華事変前に公務上の傷病にかかり、これにより死亡した軍人の

妻であったことにより公務扶助料又は遺族年金を受ける権利を有する者に特別給付金を支給することとした。

5 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法関係

昭和48年遺族援護法の改正(日華事変間の本邦等における軍属等の勤務関連傷病による障害)による障害年金等を受けている戦傷病者等の妻に特別給付金を支給することとした。

6 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法関係

(1) 昭和48年遺族援護法の改正(日華事変間の本邦等における軍属等の勤務関連傷病による死亡)により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至った戦没者の父母又は祖父母に特別給付金を支給することとした。

(2) 満州事変以後日華事変前に公務上の傷病にかかり、これにより死亡した軍人の父母又は祖父母であったことにより公務扶助料又は遺族年金を受ける権利を有する者に特別給付金を支給することとした。

国民年金法等の改正(昭和49年法律第63号)

1 国民年金法関係

(1) 福祉年金額の引上げ

ア 老齢福祉年金の額 60,000円(月額 5,000円)を 90,000円(月額 7,500円)に引き上げた。

イ 障害福祉年金の額を1級障害について 90,000円(月額 7,500円)を 135,600円(月額 11,300円)に、2級障害について 60,000円(月額 5,000円)を 90,000円(月額 7,500円)に引き上げた。

ウ 母子福祉年金及び準母子福祉年金の額 78,000円(月額 6,500円)を 117,600円(月額 9,800円)に引き上げた。

(2) 母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件等の緩和

母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給の対象となる子等の障害の程度を1級から2級まで拡げた。

(3) 福祉年金等の支払の特例

各福祉年金及び老齢特別給付金について、昭和49年度における特例措置として、昭和49年9月の支払期において当月分までを支払うこととした。

(4) 保険料の額の改定

保険料の額は、昭和50年1月分から1月につき、1,100円とした。

2 厚生年金保険法等の一部を改正する法律関係

(1) 老齢特別給付金の額 48,000円(月額 4,000円)を 66,000円(月額 5,500円)に引き上げた。

- (2) 厚生年金保険、船員保険及び国民年金の年金額のスライドの実施時期を、昭和49年度における特別措置として、厚生年金保険及び船員保険にあっては3か月繰り上げて8月とし、国民年金にあっては4か月繰り上げ、9月とした。
- (3) 厚生年金基金の加入員に係る厚生年金保険の保険料率を1,000分の2引き下げた。

3 年金福祉事業団法関係

年金福祉事業団の業務の範囲に、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の受給権者に対し年金の給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを加えた。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の改正(昭和49年法律第86号)

すべての被爆者に一般疾病医療費の支給を行うことができるようにするとともに、特別手当の支給の対象となる者の範囲の拡大、健康管理手当の支給に係る年齢制限の緩和並びに特別手当及び健康管理手当の額の引上げを行うことにより被爆者の福祉の向上を図った。

結核予防法等の改正(昭和49年法律第88号)

結核予防法による定期の健康診断及び予防接種を結核患者の発生状況等に即応して適切に実施することができるようにするとともに、結核予防法等による医療に関する給付に係る診療報酬の審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会等に委託することができるようにした。

児童手当法の改正(昭和49年法律第89号)

1 児童手当法に関する事項

児童手当の額を、児童1人につき月額3,000円から4,000円に引き上げた。

2 児童扶養手当法に関する事項

(1) 手当額の引上げ

児童扶養手当の額を、児童1人の場合月額6,500円から9,800円に引き上げた。

(2) 対象児童の要件の緩和

義務教育終了後20歳に達するまでの児童であって、その者の廃疾の程度が国民年金法別表2級に相当する程度のものを新たに児童扶養手当の支給対象児童とした。

3 特別児童扶養手当法に関する事項

(1) 手当額の引上げ

特別児童扶養手当の額を、児童1人につき月額6,500円から11,300円に引き上げた。

(2) 特別福祉手当の支給

重度の精神薄弱及び重度の身体障害が重複している者を監護する父母等に対し

て、新たに特別福祉手当として3,000円を支給することとした。

六 農 林 省 関 係

森林法及び森林組合併助成法の改正(昭和49年法律第39号)

1 森林法関係

- (1) 森林計画制度を改善した。
- (2) 民有林における開発行為について許可制を導入した。
- (3) 伐採の届出制を改善強化した。
- (4) 森林施業計画制度を改善した。
- (5) 森林組合制度を改善した。

2 森林組合併助成法関係

合併しようとする森林組合が、合併及び事業経営計画をたて、その計画が適当であるかどうかにつき都道府県知事の認定を求めることができる期限を、昭和53年3月31日までとした。

農用地開発公団法(昭和49年法律第43号)

1 農用地開発公団は、開発して農用地とすることが適当な未憩地等が相当の範囲にわたって存在する地域において、農畜産物の濃密生産団地の建設に必要な農用地の開発、農業用施設の整備等の業務を総合的かつ計画的に行うことにより、農畜産物の安定的供給と農業経営の合理化に資することを目的とした。

2(1) 公団は、次の業務を行うこととした。

ア 農畜産物の濃密生産団地を建設するため、次の事業を行う。

(ア) 農用地の造成(農用地間における地目変換の事業を含む。)及びこれと併せて行う農業用施設の用に供される土地の造成又は改良

(イ) 土地改良施設の新設若しくは改良又は農用地の改良若しくは保全のために必要な区画整理、客土若しくは暗きょ排水等であつて(ア)の事業と併せて行うもの

(ウ) 農業用施設の新設又は改良であつて、(ア)の事業と併せて行うもの

イ アの(ア)又は(イ)の事業と併せて当該事業の実施に係る農用地に関する権利等の交換分合を行う。

ウ アの業務を行うことにより新設され、又は改良された農業用施設についての災害復旧事業(当該業務が完了するまでの間に行うものに限る。)を行う。

エ アの業務を行うことにより新設され、又は改良された農業用施設の譲渡を行う。

オ アの業務を併せて農機具、家畜その他農林省令で定める物の売渡しを行う。

カ 前各号の業務に附帯する業務を行う。

- (2) 公団は、前項の業務のほか、委託に基づき、農林大臣の認可を受けて(1)のアの(ア)若しくは(イ)の工事又は(1)のウの工事と密接な関連を有する工事を行うことができることとした。
- 3(1) 農林大臣は、都道府県から、区域を特定して公団が2の(1)の業務を行うべき旨の申出があった場合において、一定の要件を備えているものと認めるときは、事業実施方針を定め、これを公団に指示するとともに、その概要を公表しなければならないものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。こととした。
- (2)ア 公団は、2の(1)のアの業務を行おうとするときは、(1)の事業実施方針に基づいて事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、農林大臣の認可を受けなければならないこととした。
- イ 公団は、アの事業実施計画を作成しようとする場合には、2の(1)のアの(ア)の事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者の全員の同意及び2の(1)のアの(イ)の事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者の3分の2以上の同意を得なければならないこととした。
- ウ 事業実施計画の変更は、関係都道府県知事との協議及び農林大臣の認可のほか、あらかじめ2の(1)のアの(ア)及び(イ)の事業についての事業参加資格者の3分の2以上の同意を得なければならないこととした。
- (3) 公団の行う換地計画、交換分合計画及び災害復旧事業実施計画についての手続規定を設けることとした。
- (4) 公団は、2の(1)のエ及びオの業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならないこととした。
- 4 公団は、2の(1)のアの(ア)及び(イ)の事業、2の(1)のイの業務並びに2の(1)のウの業務(土地改良施設に係るものに限る。)に要する費用の一部を都道府県に負担させることができるものとし、都道府県は当該事業又は業務の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者等から当該負担金の全部又は一部を徴収することができることとした。
- 5 事業年度、利益及び損失の処理、余裕金の運用その他公団の財務及び会計に関する規定を設けた。
- 6 公団は、農林大臣が監督するものとし、農林大臣はその業務に関し監督上必要な命令をすること等ができることとした。
- 7 農地開発機械公団は、公団の成立の時ににおいて解散するものとし、この一切の権利及び業務は、その時ににおいて公団が承継することとした。
- 8 公団は、当分の間、農林大臣の認可を受けて、農地開発機械公団の業務を行うこと等ができることとした。

漁業災害補償法の改正(昭和49年法律第47号)

- 1(1) 区画漁業等に属する漁業に係る漁獲共済については、一定の要件を満たす場合において、当該漁業を営む者が共済金の配分の方法等を定める規約を設定したときは、その者の属する組合員たる漁業協同組合等は、漁業共済組合に共済契約の締結の申込みをしなければならないものとした。
- (2) 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業及びその他の漁業で政令で定めるものに属する漁業に係る漁獲共済については、一定の要件を満たす場合には、これらの漁業を営む者は、漁業共済組合に共済契約締結の申込みをしなければならないものとした。
- (3) 漁獲共済の共済限度額の算定方法を改善するとともに、政令で定める特定の漁獲共済において一定の要件に該当する特約がある共済契約については当該共済契約の特約に従い共済金を支払うものとする等てん補方式を改善した。
- 2(1) 養殖共済については、養殖水産動植物のみ又は養殖水産動植物及び養殖施設を一体として共済目的とすることができることとした。
- (2) 異常な赤潮による損害については、一定の水域において営む一定の養殖業に係る養殖共済の共済契約においててん補する旨の特約がある場合に、漁業共済組合は、てん補する責めを負うものとした。
- 3(1) 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、異常な赤潮に係る特約がある養殖共済の共済契約を締結している者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分で当該特約に係るものの一部を補助するものとした。
- (2) 一定の水域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体は、当該水域において営む一定の養殖業に係る養殖共済の共済契約で異常な赤潮に係る特約があるものを締結している者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分で当該特約に係るもの(1)による補助に係る部分を除く。)について財政上の援助に努めるものとした。
- 4(1) 漁業共済組合は、当分の間、中小漁業者の営む養殖業における経営事情その他の事情の推移に即応する漁業災害補償の制度の確立に資するため、農林大臣の認可を受けて、漁業共済事業として試験的に政令で定める特定の養殖業につき特定養殖共済を行うことができることとした。
- (2) 特定養殖共済は、被共済者又はその構成員の営む特定の養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額又は構成員を通ずる生産金額の合計額が共済限度額に達しない場合の被共済者又はその構成員の損失について、被共済者に対し共済金を交付する事業とした。
- (3) 漁業共済組合連合会は、農林大臣の認可を受けて、漁業再共済事業として(1)の

認可を受けた漁業共済組合が特定養殖共済によって被共済者に対して負う共済責任を再共済する事業を行うことができることとした。

- (4) 政府は、漁業共済保険事業として漁業共済組合連合会が特定養殖共済に係る漁業再共済事業によって(1)の認可を受けた漁業共済組合に対して負う再共済責任を保険する事業を行うことができることとした。
- (5) 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、特定養殖共済の共済契約を締結している者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部を補助するものとした。

漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の改正(昭和49年法律第48号)

1 漁業近代化資金助成法関係

- (1) 漁業近代化資金の資金種類及び貸付対象者の範囲を拡大するとともに、貸付けの最高限度額を引き上げた。
- (2) 都道府県が漁業近代化資金に係る債務の保証の業務を行う漁業信用基金協会に対する出資を、当該保証に係る債務の弁済に充てるための基金とすることを条件として行うのに要する経費の一部を、新たに政府が助成することができることとした。

2 中小漁業融資保証法関係

- (1) 漁業信用基金協会(以下「協会」という。)の会員資格を拡大した。
- (2) ア 協会の保証対象資金に、中小漁業者等の生活に必要な資金を加えた。
 - イ 手形の割引に係る債務について、協会が保証できることとした。
 - ウ 水産加工業者等に対する保証業務を、協会の任意の業務から協会の本来の業務とした。
- (3) 協会の、会員からの出資金、準備金及び借入金等の管理方法を規定した。
- (4) ア 保証保険の対象資金は、漁業近代化資金及び漁業近代化資金以外の資金であって中小漁業者等の事業又は生活に必要なもののうち漁業又は水産加工業の経営の改善に資するものとして主務大臣が指定するものとした。
 - イ 手形の割引に係る協会の保証について、保険に付することができることとした。
 - ウ 保証保険に係る保険価額は、借入期間が政令で定める期間以上である借入金については、借入金元本のほか遅延利息以外の利息を含めた額とすることとした。
 - エ 次に掲げる資金については、保証保険に係るてん補率を1割引き上げた。
 - (ア) 公害防止に必要な資金で主務大臣が指定するもの
 - (イ) 主務大臣が指定する災害に係る事業の再建に必要な資金で主務大臣が指定するもの

オ 保険契約の方式を、選択保険方式から包括保険方式及び選択保険方式に改めた。

- (5) 中央漁業信用基金を法人とし、その設立のための手続き、組織及び業務について規定した。

沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)

本法は、沿岸漁場整備開発事業を総合的かつ計画的に推進するための措置を講ずるとともに、水産動物の育成を図り沿岸漁場としての生産力を増進するための事業を推進することにより、沿岸漁業の基盤たる沿岸漁場の整備及び開発を図り、もって沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給の増大に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 沿岸漁場整備開発計画

(1) 計画の決定

農林大臣は、沿岸漁場整備開発事業の総合的かつ計画的な実施に資するため、沿岸漁業等振興審議会の意見を聴いて、沿岸漁場整備開発計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとした。

(2) 計画の内容

沿岸漁場整備開発計画においては、計画期間に係る沿岸漁場整備開発事業の実施の目標及び事業量を定めるものとした。

(3) 国の措置

国は、沿岸漁場整備開発計画の達成を図るため、その実施につき、必要な措置を講じなければならないものとした。

2 特定水産動物育成事業

(1) 特定水産動物育成基本方針

都道府県は、その区域に属する水面における沿岸漁場としての生産力の増進に資するため、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、増殖を推進することが適当な一定の水産動物(以下「特定水産物」という。)の育成に関し基本方針を定めることができるものとした。

(2) 特定水産動物育成事業

ア 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会(以下「漁業協同組合等」という。)は、育成水面(特定水産動物を育成する事業を効率的に実施するために必要とされる水面をいう。以下同じ。)の区域において育成水面利用規則で定めるところにより特定水産動物を育成する事業(以下「特定水産動物育成事業」という。)を行おうとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならないものとした。

イ 漁業協同組合等は、(1)の認可を受けようとするときは、育成水面の区域及び当該育成水面に係る育成水面利用規則を定め、これを申請書に添えて、都道府

県知事に提出しなければならないものとした。

ウ 都道府県知事は、(1)の認可の申請があったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該認可の申請が、特定水産動物基本方針の内容に適合するものであること等一定の基準に適合するものと認めるときは、認可をしなければならないものとした。

エ 漁業協同組合等は、育成水面の区域及び育成水面利用規則を定めようとするときは、あらかじめ当該漁業を営む組合員の3分の2以上の書面による同意を得なければならないこと等所要の手続きを定めるものとした。

(3) 国及び都道府県の援助

国及び都道府県は、特定水産動物育成事業の実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うように努めなければならないものとした。

3 栽培漁業の振興

国及び都道府県は、沿岸漁場整備開発事業及び特定水産動物育成事業の実施を水産動植物の種苗の生産施設の整備運営と併せて推進することにより、栽培漁業の振興に努めなければならないものとした。

農業者年金基金法の改正（昭和49年法律第60号）

- 1 経営移譲年金の額を保険料納付済期間1月につき800円(65歳以後80円)から1,760円(65歳以後176円)に引き上げた。
- 2 農業者老齢年金の額を保険料納付済期間1月につき200円から440円に引き上げた。
- 3 財政再計算期に従来どおり国民の生活水準等の変動に応じて年金給付の額の改定の措置を講ずるほか、その自動的改定措置(いわゆるスライド制)を導入することとし、消費者物価指数が一年度又は継続する二年度以上の期間に100分の5を超えて変動した場合は、その変動した比率を基準として、政令で定めるところにより、年金給付の額を改定することとした。
- 4(1) 昭和50年1月以後の月分の保険料の額は、1月につき1,650円とするとともに、昭和51年1月以後においては、法律で定めるところにより、この額に所要の改定が加えられることとした。
- (2) 国庫は、被保険者期間が20年未満で支給される経過的な経営移譲年金の額のうち加算部分の給付費用については、新たにその4分の1に相当する額を、この額に相当する費用以外の経営移譲年金の給付費用については、従来どおりその3分の1に相当する額を給付時に負担することとしたほか、当分の間、毎年度、納付された保険料の総額の7分の3に相当する額を農業者年金基金に補助することとした。

七 通商産業省関係

伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和 49 年法律第 57 号)

本法は、一定の地域で主として伝統的な技術等を用いて製造される伝統的工芸品が、民衆の生活の中ではぐくまれ受け継がれ、将来も存在し続ける基盤があることにかんがみ、伝統的工芸品産業の振興を図り、もって国民の生活に豊かさや潤いを与えるとともに、地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 伝統的工芸品の指定

通商産業大臣は、伝統的工芸品産業審議会の意見をきいて、主として日常生活の用に供され、その製造過程の主要部分が手工業的であり、伝統的技術又は技法により、伝統的に使用されてきた原材料を主として用い、一定の地域において少なくとも一定数の者によって製造される工芸品を、伝統的工芸品として指定することとした。

2 振興計画の作成・認定

伝統的工芸品の製造事業者を構成員とする事業協同組合等は、伝統的工芸品産業に関する振興計画を作成し、これを都道府県知事（伝統的工芸品の製造地域の全部が指定都市の区域に属する場合は指定都市の長。）を經由して通商産業大臣に提出し、その振興計画が適当である旨の認定を受けることができることとした。

3 振興計画の内容

伝統的工芸品産業に関する振興計画には、従事者の後継者の確保及び育成、従事者の研修、技術又は技法の継承及び改善、原材料の確保及び研究、需要の開拓、作業場その他作業環境の改善、原材料の共同購入、製品の共同販売及び事業の共同化、品質の表示、従事者の福利厚生等伝統的工芸品産業の振興を図るために必要な事項について定めることとした。

4 認定振興計画の実施に要する経費の補助等

国及び地方公共団体は、認定を受けた振興計画に基づく事業を実施する事業協同組合等に対し、その事業を実施するため必要な経費の一部を補助することができるほか、必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努め、税制上必要な措置を講ずることとした。

5 伝統的工芸品産業審議会

通商産業省の附属機関として、委員 25 人以内で組織する伝統的工芸品産業審議会を置き、委員は、伝統的工芸品産業に関し学識経験のある者のうちから通商産業大臣が任命するものとし、審議会は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、伝統的工芸品産業に関する重要事項を調査審議することとした。

6 伝統的工芸品産業振興協会

事業協同組合等は、伝統的工芸品産業の振興に資することを目的とする伝統的工芸品産業振興協会と称する全国を通じて1個の民法第34条の規定による法人を設立することができることとした。

発電用施設周辺地域整備法(昭和49年法律第78号)

本法は、電気の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとってきわめて重要であることにかんがみ、発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置の円滑化に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 発電用施設の範囲

この法律において「発電用施設」とは、原子力発電施設、火力発電施設又は水力発電施設で一般電気事業者等が設置する一定規模以上のもの及び原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設等の原子力発電と密接な関連を有する施設をいうものとする。

2 地点の指定

主務大臣は、発電用施設の設置が予定されている地点のうち、次の各号に該当するものを指定し、公示することとした。

- (1) その地点における発電用施設の設置に関する計画が確実であること。
- (2) その地点が、工業再配置促進法に規定する移転促進地域その他工業集積度の高い地域に属さないこと。
- (3) その地点の周辺の地域において住民の福祉の向上に必要な公共用の施設を整備することが発電用施設の設置の円滑化に資するため必要であると認められること。

3 整備計画

- (1) 都道府県知事は、指定された地点の周辺地域(その地点が属する市町村及びこれに隣接する市町村の区域とする。ただし、水力発電施設の設置が予定されている地点については、その地点が属する市町村の区域に限る。)について、道路、港湾、公民館、診療所等の公共用施設の整備に関する計画を作成し、これを主務大臣に提出し、その承認を申請することができるものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、周辺地域外についても整備計画を作成することができることとした。
- (2) 整備計画は、公共用施設の整備に関する事業(水源地域対策特別措置法に基づく整備事業を除く。)の概要及び経費の概算について定めることとした。
- (3) 整備計画は、他の法律の規定による地域の振興等の計画との調和及び地域の環境の保全について適切な配慮が払われたものでなければならないこととした。

4 発電用施設を設置する者の協力

発電用施設を設置する者は、整備計画に基づく事業が円滑に実施されるように協力しなければならないこととした。

5 交付金の交付

国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地方公共団体に対し、整備計画に基づく事業に係る経費に充てるため、交付金を交付することができることとした。

6 国の援助

国は、整備計画を達成するため必要があるときは、普通財産を譲渡できることとするとともに、必要な財政上及び金融上の援助を与えることとした。

7 経過措置

主務大臣は、この法律の施行の際現に発電用施設の設置の工事が行われている地点のうち、その周辺の地域について公共用施設を整備することが特に必要であると認められるものを指定し、これを受けて都道府県知事が整備計画を作成し、公共用施設整備を行うことができることとした。

八 建設省関係

都市計画法及び建築基準法の改正(昭和49年法律第67号)

1 都市計画法関係

(1) 開発許可の対象区域の拡大

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画法が定められていない都市計画区域についても、一定規模以上の開発行為について環境の保全、災害の防止、利便の確保等の見地からする開発許可の制度を設けた。

(2) 開発許可基準の追加

法第33条の許可基準に次の基準を加えた。

ア 政令で定める規模以上の開発行為にあっては、開発区域及び周辺の地域の環境を保全するため、開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全等の措置が講ぜられるように設計が定められていること。

イ 政令で定める規模以上の開発行為にあっては、開発区域及び周辺の地域の環境を保全するため、騒音等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯が配置されるように設計が定められていること。

(3) 開発行為の範囲の拡大

ア コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの(以下「第一種特定工作物」という。)及びゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの(以下「第二種特定工作物」と

いう。)の建設を主たる目的とする土地の区画形質の変更を開発行為に含めることとした。

イ 第二種特定工作物に係る開発行為については、法第34条(市街化調整区域における開発行為の許可基準)の規定は適用しないこととした。

(4) 市街化調整区域内における建築等の制限に係る適用除外事項の追加

市街化区域に隣接し、又は近接している50戸以上の集落等一定の要件に該当する地域内に存する土地であり、かつ、市街化調整区域に関する都市計画が決定された際において、すでに宅地であった土地でその旨の都道府県知事の確認を受けた土地において行う建築物の新築等は、都道府県知事の許可を要しないこととした。

(5) 市街地開発事業等予定区域の創設等

ア 市街地開発事業等予定区域の創設

(7) 新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業、一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設又は流通業務団地の予定区域を市街地開発事業等予定区域(以下「予定区域」という。)として都市計画の一に加えた。

(イ) 予定区域については、種類、名称、区域、施行予定者その他政令で定める事項を都市計画に定めることとした。

(ロ) 予定区域内において、土地の形質の変更及び建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととした。

(ハ) 予定区域内の土地建物等の有償譲渡について、先買権の制度を設けた。

(ニ) 予定区域内の土地の所有者は、施行予定者に対し、時価により買取りを請求することができることとした。

(ホ) 予定区域に関する都市計画が定められた日から3年以内に(7)に掲げる市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画を定めなければならないものとし、区域及び施行予定者は予定区域に関する都市計画で定められた区域及び施行予定者を定めた。

イ その他

(7) 新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業、一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設又は流通業務団地に関する都市計画には、アの(ロ)により定める場合のほか、施行予定者を定めることができることとした。

(イ) アの(ロ)又は前項の規定により施行予定者が定められている市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画については、通常の都市計画制限の規定を適用せず、アの(ロ)から(ニ)までの規定を準用するものとした。

(ウ) 前項の都市計画において施行予定者として定められた者は、当該都市計画が定められた日から2年以内に都市計画事業の認可を申請しなければならないこととした。

2 建築基準法関係

(1) 工業専用地域内の建ぺい率の強化

工業専用地域内の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合について、10分の3、10分の4、10分の5又は10分の6のうち当該地域に関する都市計画において定められたものを超えてはならないこととした。

(2) 特定の工作物についての用途規制

製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等政令で定める工作物について、用途規制を行うこととし、このため建築主事の確認を行うこととした。

生産緑地法(昭和49年法律第68号)

1 第一種生産緑地地区に関する都市計画

(1) 市街化区域内にある農地等(現に農業の用に供されている農地若しくは採草放牧地、現に林業の用に供されている森林又は現に漁業の用に供されている池沼等をいう。以下同じ。)で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に第一種生産緑地地区を定めることができることとした。

ア 公害又は災害の防止等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等(公園、緑地、学校、病院等公共の用に供する施設又は公益性が高いと認められる施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。)の敷地の用に供する土地として適しているものであること。

イ おおむね1ヘクタール(森林若しくは果樹、茶等の永年作物に係る農地又は都市公園に隣接している農地等(当該都市公園の面積と当該農地等の面積との合計がおおむね1ヘクタール以上のものに限る。))にあっては、おおむね0.2ヘクタール)以上の規模の区域であること。

ウ 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

(2) 第一種生産緑地地区に関する都市計画は、市町村が、土地所有者その他一定範囲の土地に係る権利者等の同意を得た上で、都道府県知事の承認を得て定めることとした。

(3) 第一種生産緑地地区に関する都市計画を定めるに当たっては、当該都市計画に係る農地等及びその周辺の地域における幹線街路、下水道等の主要な都市施設の整備に支障を及ぼさないようにし、かつ、当該都市計画区域内の土地利用の動向、人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、合理的な土地利用に支障を及ぼさないようにしなければならないこととした。

2 第二種生産緑地地区に関する都市計画

(1) 市街化区域内における土地区画整理事業の施行区域のうち当該土地区画整理事業が完了し、若しくは仮換地として指定された土地の区域又は開発行為が行われた土地の区域内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、当該土地区画整理事業の施行区域又は開発行為が行われた土地の区域の面積のおおむね30パーセントを超えない範囲内において、都市計画に第二種生産緑地地区を定めることができることとした。

ア 1の(1)のア及びウに掲げる条件

イ おおむね0.2ヘクタール以上の規模の区域であること。

(2) 第二種生産緑地地区に関する都市計画の決定手続きは、第一種生産緑地地区に関する都市計画の場合と同様とすることとした。

(3) 第二種生産緑地地区に関する都市計画は10年で失効するものとする。ただし、1回に限り、10年の期間延長をすることができるものとし、この場合、土地所有者等の同意は要しないこととした。

3 生産緑地地区内における行為の制限

(1) 第一種生産緑地地区又は第二種生産緑地地区（以下「生産緑地地区」と総称する。）内においては、次に掲げる行為は、次項の規定により市町村長の許可を受けた場合を除き、してはならないこととした。ただし、公共施設等の設置又は管理に係る行為、生産緑地地区に関する都市計画が定められた際すでに着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為についてはこの限りでないこととした。

ア 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

イ 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更

ウ 水面の埋立て又は干拓

(2) 市町村長は、当該生産緑地において農林漁業を営むために、必要となる農林水産物の生産、集荷施設又は農林漁業の生産資材の貯蔵、保管施設（生産物の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設を含む。）の設置又は管理に係る前項各号に掲げる行為で、生活環境の悪化をもたらすおそれがないものに限り、許可できることとした。

(3) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるものについては、前2項の規定は適用しないこととした。

4 原状回復命令等

市町村は、3の(1)の規定に違反した者等に対して、相当の期限を定めて、当該生産緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとる

べき旨を命ずることができることとした。

5 生産緑地の買取り等

- (1) 生産緑地の所有者は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画が定められた後、第一種生産緑地地区に係る場合にあっては10年、第二種生産緑地地区に係る場合にあっては5年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者が死亡し、若しくは疾病等により農林漁業に従事することが不可能な障害を有するに至ったときは、市町村長に対し、市町村長(又は市町村長が別に定める地方公共団体等)が当該土地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができるものとし、市町村長等は、特別の事情がない限り、時価で買い取るものとする事とした。
- (2) 前項の買取り価額については、市町村長と土地所有者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは取用委員会の裁決を申請することとした。
- (3) 市町村長は、(1)の規定による買取りをしないときは、第一種生産緑地地区に係る生産緑地について、他の農林漁業希望者に当該生産緑地を取得させるようにあつせんに努めなければならないこととした。
- (4) 第一種生産緑地地区に係る生産緑地で一定期間内に当該あつせんが整わなかったもの又は第二種生産緑地地区に係る生産緑地で市町村長等が買い取らなかったものについては、3の(1)の規定は、適用しないこととした。
- (5) 生産緑地の所有者は、(1)の申出ができない場合であっても、疾病等により農林漁業に従事することが困難である等の特別の事情があるときは、市町村長に対し、当該生産緑地の買取りを申し出ることができるものとし、市町村長は、やむを得ないと認めるときは、これを買い取ることに努めなければならないこととした。
- (6) 生産緑地地区内の土地の有償譲渡については、公有地の拡大の推進に関する法律による先買い制度を適用することとした。

6 その他

- (1) 3の(1)、4の規定に違反した者等について所要の罰則を設けた。
- (2) 生産緑地地区内の農地については、地方税法の改正により固定資産税等の宅地並み課税を適用除外することとした。

九 運輸省関係

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の改正

(昭和49年法律第8号)

- 1 特定飛行場の設置者は、航空機の騒音により生ずる障害が著しいと認めて運輸大臣が指定する特定飛行場の周辺の区域(以下「第一種区域」という。)内に所在する住

宅の所有者等が騒音防止工事を行うときは、その工事に関し助成の措置をとるものとした。

2 特定飛行場の設置者は、移転補償等の対象区域（以下「第二種区域」という。）のうち、新たに航空機の騒音による障害が発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて運輸大臣が指定する区域（以下「第三種区域」という。）内にある移転補償等により買い入れた土地が緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置をとるものとするともに、第三種区域内にあるその他の土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるような適当な措置をとるものとした。

3(1) 空港整備法に規定する第一種空港又は第二種空港であり、その周辺地域について第一種区域が指定されている特定飛行場で当該第一種区域が市街化されており、又は市街化すると予想されるため、その区域について、新たに航空機の騒音による障害が発生することの防止等を図り、あわせて生活環境の改善に資するための計画的な整備を促進する必要があると認められるものを周辺整備空港として政令で指定し、都道府県知事が、あらかじめ関係市町村長の意見をきき、かつ、関係行政機関の長及び当該空港の設置者と協議し（当該空港の設置者が運輸大臣でない場合は、協議のうえ運輸大臣の承認を受けて）、次の事項について空港周辺整備計画を策定しなければならないものとした。

ア 第一種区域内の土地についての緑地帯その他の緩衝地帯とするための整備及び航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供するための整備に関する事項、これらの整備を行うための土地の取得に関する事項並びに整備された土地の管理又は処分に関する事項

イ 第一種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地の取得及び造成等に関する事項

ウ 実施主体に関する事項

(2) 空港周辺整備計画は、公害防止計画、都市計画その他の環境保全又は地域の振興若しくは整備に関する国又は地方公共団体の計画に適合したものでなければならないものとした。

4 空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等により当該地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、あわせて生活環境の改善に資することを目的とし、運輸大臣の認可を受けて設立されるものとし、資本金、役員、評議員会、業務、財務及び会計、監督等機構に関する所要の規定を設けた。

5(1) 地方公共団体は、特定飛行場以外の公共用飛行場についても、当該飛行場に係る航空輸送需要の動向、その周辺における市街化の進展等の状況にかんがみ、当該

周辺地域において航空機の騒音により生ずる障害が著しくなると予想される場合においては、当該周辺地域についてその振興又は整備に関する施策の策定及び実施にあたっては、できる限り、航空機の騒音により生ずる障害の防止について配慮するものとし、国は、地方公共団体がその措置を講ずるときは、その措置のため必要な資金の確保その他の援助に努めるものとした。

- (2) 空港整備特別会計法を改正し、機構に対して無利子貸付けができることとするほか、地方税法、租税特別措置法、所得税法、法人税法、印紙税法、登録免許税法、新東京国際空港公団法及び運輸省設置法について所要の改正を行うものとした。

十 労働省関係

労働者災害補償保険法等の改正(昭和49年法律第115号)

労働者災害補償保険法及び船員保険法の一部を改正し、障害者に対する給付及び遺族に対する給付を改善するとともに、障害補償一時金等の額を改定した。

雇用保険法(昭和49年法律第116号)

1 総 則

(1) 目 的

雇用保険は、労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、併せて、労働者の職業の安定に資するため、雇用構造の改善、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とすることとした。

(2) 管 掌

雇用保険は、政府が管掌し、その事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができることとした。

(3) 雇用保険の事業内容

雇用保険は、(1)の目的を達成するため、失業給付を行うほか、雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業を行うこととした。

- 2 雇用保険においては、労働者が雇用される事業を適用事業とするものとした。

3 失 業 給 付

失業給付は、求職者給付及び就職促進給付とすることとした。

4 一般被保険者の求職者給付

(1) 種 類

一般被保険者の求職者給付は、基本手当、技能習得手当、寄宿手当及び傷病手当とすることとした。

(2) 基本手当は、被保険者が失業した場合において、離職の日以前1年間（傷病等の期間がある場合には最長4年間）に、被保険者期間が6箇月以上であったときに、支給することとした。

(3) 基本手当の日額等

ア 基本手当の日額は、労働大臣が定める基本手当日額表における賃金等級に応じて定められた金額とするものとした。

イ 賃金日額は、原則として、離職の日前1年間における最後の6箇月の被保険者期間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額とするものとした。ただし、1,800円を最低限度額とし、7,500円を最高限度額とすることとした。

(4) 支給の期間

基本手当を支給する期間は、原則として離職の日の翌日から起算して1年（当該1年の期間内に妊娠、出産、育児その他労働省令で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない受給資格者の申し出のあった場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その期間が4年を超えるときは、4年とする。）の期間とするものとするものとした。

(5) 待 期

基本手当は、公共職業安定所への求職申込み日以後の失業の日数が通算して7日に満たない期間は、支給しないこととした。

(6) 基本手当の所定給付日数は、受給資格者の離職時の年齢等に応じて定めた。

(7) 技能習得手当及び寄宿手当

ア 技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給することとした。

イ 寄宿手当は、受給資格者が、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、同居の扶養親族と別居して寄宿する場合にその寄宿する期間について支給することとした。

(8) 傷 病 手 当

傷病手当は、受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に、基本手当の所定給付日数を限度として基本手当相当額を支給することとした。

5 短期雇用特例被保険者の求職者給付

(1) 短期雇用特例被保険者

被保険者（日雇労働被保険者を除く。）であって、季節的に雇用されるもの又は短期の雇用（同一事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年未満である雇用をいう。）に就くことを常態とするもの（以下「短期雇用特例被保険者」と

いう。)に係る求職者給付は(2)の特例一時金とすることとした。

(2) 特例一時金

短期雇用特例被保険者が失業した場合に支給する特例一時金は、50日分とすることとした。

6 日雇労働被保険者の求職者給付

(1) 日雇労働被保険者

被保険者である日雇労働者であって、次のいずれかに該当するものであるもの又は任意加入の認可を受けたもの(以下「日雇労働被保険者」という。)に係る求職者給付は(2)によることとした。

ア 公共職業安定所の近隣の市町村等の区域(以下「適用区域」という。)に居住し適用事業に雇用される者

イ 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者

ウ 適用区域外の地域に居住し、適用区域外の地域にある適用事業であって、労働大臣が指定したものに雇用される者

(2) 日雇労働求職者給付金

ア 支給要件

日雇労働被保険者に係る求職者給付(以下「日雇労働求職者給付金」という。)は、失業の日の属する月の前2月間に、印紙保険料が通算して28日分以上納付されているときに、その失業の日について、支給することとした。

イ 給付の日額

日雇労働求職者給付金の日額は、印紙保険料の納付日数に応じて定めた。

7 就職促進給付

(1) 就職促進給付の種類

就職促進給付は、常用就職支度金、移転費及び広域求職活動費とすることとした。

(2) 常用就職支度金

身体障害者その他の就職が困難な者として政令で定める受給資格者が安定した職業に就いた場合において、必要があると認められるときに、基本手当の日額(日雇受給資格者については、日雇労働求職者給付金の日額)の30日分を限度として常用就職支度金を支給することとした。

ただし、前3年間に常用就職支度金を受給したことのある者については支給しないこととした。

(3) 移 転 費

受給資格者が公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する場合に

において、必要があると認められるときに、移転費を支給することとした。

(4) 広域求職活動費

受給資格者が公共職業安定所の紹介により、広範囲の地域にわたる求職活動をする場合において、必要があると認められるときに、広域求職活動費を支給することとした。

8 雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業

(1) 雇用改善事業

政府は、被保険者及び被保険者であった者(以下「被保険者等」という。)に関し、雇用状態の是正、失業の予防その他雇用構造の改善を図るため、雇用改善事業として、次の事業を行うことができることとした。

ア 年齢別の雇用の改善

事業主に対して、定年の引上げの促進、高齢者の雇入れの促進その他年齢別の雇用構造の改善を図るために必要な助成及び援助を行うこと。

イ 地域的な雇用の改善

事業主に対して、雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転による雇用機会の増大、季節的に失業する者が多数居住する地域における通年雇用の促進その他地域的な雇用構造の改善を図るために必要な助成及び援助を行うこと。

ウ 産業間の雇用の不均衡の改善

事業主に対して、産業構造の変化等に伴い特定の産業から一時に多数発生した離職者の雇入れの促進その他産業間の雇用構造の改善を図るために必要な助成及び援助を行うこと。

エ 経済変動に伴う雇用調整措置

事業主に対して、景気の変動、国際経済事情の急激な変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業を予防するために必要な助成及び援助を行うこと。

(2) 能力開発事業

政府は、被保険者等に関し、職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進するため、能力開発事業として、次の事業を行うことができることとした。

ア 事業主等の行う職業訓練の振興

職業訓練を行う事業主、職業訓練団体等及び職業訓練の推進のための活動を行う者に対して、助成及び援助を行い、又は当該助成及び援助を行う都道府県に対する補助を行うこと。

イ 被保険者等に対する公共職業訓練の充実

公共職業訓練施設の設置運営を行うこと及び公共職業訓練施設を設置運営する都道府県に対する補助を行うこと。

ウ 被保険者等の再就職促進のための講習等の実施

求職者又は退職予定者に対する職業講習及び職場適応訓練の実施を行うこと。

エ 有給教育訓練休暇制度の援助

職業人としての資質の向上その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に有給休暇を与える事業主に対して必要な助成及び援助を行うこと。

オ 訓練等の受講の奨励

ロ及びハの訓練等の受講者に対して当該訓練等の受講の奨励のために必要な交付金を支給し、及び有給で労働者に公共職業訓練を受けさせる事業主に対する助成を行うこと。

カ 技能評価の実施及び援助

技能検定の実施に要する経費を負担すること及び技能検定を行う団体に対して技能検定を促進するために必要な助成を行うこと。

キ その他労働者の能力の開発及び向上のための必要な事業であって労働省令で定めるものを行うこと。

(3) 雇用福祉事業

政府は、被保険者等に関し、職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他これらの者の福祉の増進を図るため、雇用福祉事業として、次の事業を行うことができることとした。

ア 移転して就職する被保険者等のための宿舎の設置運営を行うこと。

イ 労働者の就職、雇入れ、配置等について相談その他の援助を行うこと及び当該援助のための施設の設置運営を行うこと。

ウ 教養、文化、体育又はレクリエーションの施設その他の福祉施設の設置運営を行うこと。

エ 求職者の就職のため、必要な資金の貸付け、身元保証その他必要な援助を行うこと。

オ 職業に関する調査、研究及び資料の整備を行うこと。

カ その他被保険者等の福祉の増進を図るために必要な事業であって労働省令で定めるものを行うこと。

9 費用の負担

(1) 国庫の負担

ア 原則

国庫は、次の区分によって、求職者給付に要する費用の一部を負担すること

とした。

(ア) 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の4分の1

(イ) 日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の3分の1

イ 財政が赤字又は黒字に転じた場合の特例

(ア) 日雇労働被保険者以外の被保険者に係る求職者給付については、国庫は、毎会計年度において、支給した当該求職者給付の総額の4分の3に相当する額が、徴収した保険料のうち当該給付に充てるべき部分の額を超える場合には、当該超過額に応じ、当該会計年度において支給した当該求職者給付の総額の3分の1に相当する額に達する額までを負担することとした。

(イ) 日雇労働求職者給付金については、国庫は、毎会計年度において、徴収した日雇労働被保険者に係る保険料のうち当該給付に充てるべき部分の額が、支給した日雇労働求職者給付金の総額の3分の2に相当する額を超える場合には、当該超過額に応じ、国庫負担率を減じて当該会計年度において支給した当該日雇労働求職者給付金の総額の4分の1に相当する額に達する額までを負担することとした。

(ウ) 広域延長給付の措置が決定された場合には、アにかかわらず、国庫は、広域延長給付を受ける者に係る求職者給付の支給に要する費用の3分の1を負担することとした。

(エ) 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担することとした。

(2) 保 険 料

ア 雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによることとした。

イ 徴収した保険料のうち、1,000分の10の率に相当する額は、失業給付に要する費用に充てるものとし、1,000分の3の率に相当する額は、雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要する費用に充てることとした。

10 そ の 他

以上に定めるほか、不服申立て及び訴訟、諮問機関、不利益取扱いの禁止、時効、報告その他の雑則、罰則等所要の規定を設けた。

日雇労働者健康保険法の改正(昭和49年法律第118号)

賃金日額の等級の新設、医療給付の改善、一部負担金の改定、現金給付の改善、保険料日額の改善等を行った。